明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報 号外

平成二十三年十一月三十日

○第百七十九回国会 参議院会議録第九号（その一）

平成二十三年十一月三十日（水曜日）

午前十時一分開議

○議事日程　第八号

平成二十三年十一月三十日

午前十時開議

第一　経済上の連携に関する日本国とペルー共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件

第二　経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件

第三　平成二十三年度分の地方交付税の総額の特例等に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

第四　東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）

第五　経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための地方税法等の一部を改正する法律案（第百七十七回国会内閣提出、第百七十九回国会衆議院送付）

第六　経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律案（第百七十七回国会内閣提出、第百七十九回国会衆議院送付）

第七　東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法案（内閣提出、衆議院送付）

○本日の会議に付した案件

一、東日本大震災復興特別区域法案（趣旨説明）

以下　議事日程のとおり

○議長（平田健二君）　これより会議を開きます。

この際、日程に追加して、

東日本大震災復興特別区域法案について、提出者の趣旨説明を求めたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平田健二君）　御異議ないと認めます。国務大臣平野達男君。

〔国務大臣平野達男君登壇、拍手〕

○国務大臣（平野達男君）　東日本大震災復興特別区域法案について、その御趣旨を御説明申し上げます。

本年三月十一日に発生いたしました東日本大震災は、その被害が甚大で、かつ、その被災地域が広範にわたる等極めて大規模なものであるとともに、地震、津波及びこれらに伴う原子力発電施設の事故による複合的なものであるという点におきまして、我が国にとってまさに未曽有の国難であります。

こうした中で、東日本大震災からの復興を円滑かつ迅速に進め、被災地域における社会経済や生活の再生を進めていくことは、目下のところ我が国全体にとって最大かつ最優先の課題となっております。

このため、東日本大震災からの復興が地域における創意工夫を生かして行われるべきものであることを踏まえつつ、復興に向けた被災地域の取組を国の総力を挙げて支援することとし、本法律案を提出することとした次第であります。

次に、本法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

第一に、政府は、東日本大震災復興基本法の基本理念にのっとり、かつ、東日本大震災復興基本方針に基づき、復興特別区域における東日本大震災からの復興の円滑かつ迅速な推進のために政府が実施すべき施策等を内容とする復興特別区域基本方針を定めなければならないものとしております。

第二に、被災地域の地方公共団体は、単独で又は他の地方公共団体と共同して復興推進計画を作成し、内閣総理大臣の認定を受けることができるものとするとともに、その認定を受けたときは、各種規制・手続の特例措置、税・金融上の支援措置の適用を受けることができるものとしております。

第三に、被災地域の市町村であって、市街地の整備に関する事業、農業生産の基盤の整備に関する事業等を実施する必要がある地域をその区域とするものは、単独で又は都道県と共同して復興整備計画を作成することができるものとするとともに、復興整備計画が所要の協議等の手続を経た上で公表されたときは、土地利用基本計画等の変更や土地利用に係る許認可等がなされたものとみなす等の特別の措置の適用を受けることができるものとしております。

第四に、被災地域の市町村は、単独で又は都道県と共同して、東日本大震災により相当数の住宅等に著しい被害を受けた地域の復興のために実施する必要がある事業に関して復興交付金事業計画を作成し、内閣総理大臣に提出することができるものとするとともに、国の予算の範囲内で、提出された計画に係る事業等の実施に要する経費に充てるための復興交付金の交付を受けることができるものとしております。

政府といたしましては、以上を内容とする法律案を提出いたしましたが、衆議院におきまして一

部修正が行われております。

第一に、地域における創意工夫をより一層後押しするために、被災地域の地方公共団体は、新たな規制の特例措置その他の措置について、国会に対して復興特別意見書を提出できることとするとともに、国と地方の協議会に関し、内閣総理大臣は、会議における協議の経過及び内容について、適時かつ適切な方法で国会に報告するものとする等、所要の修正が行われております。

第二に、復興交付金制度に関し、より使い勝手の良いものとするため、第百七十七国会参議院提出の東日本大震災に係る災害復旧及び災害からの復興のための臨時の交付金の交付に関する法律案の趣旨を反映し、所要の修正が行われております。

以上が、東日本大震災復興特別区域法案の趣旨であります。（拍手）

―――――――――――――

○議長（平田健二君）　ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がございます。順次発言を許します。田城郁君。

〔田城郁君登壇、拍手〕

○田城郁君　民主党・新緑風会の田城郁です。

質問に先立ちまして、一問お伺いをいたします。

防衛省の田中沖縄防衛局長のアメリカ軍普天間基地飛行場移設をめぐる不適切発言について、防衛大臣の御見解をお伺いいたします。

さて、ただいま議題となりました東日本大震災復興特別区域法案について、会派を代表して質問させていただきます。

東日本大震災は、御存じのとおり、地震、津波、そして原発事故によるまさに未曽有の複合大災害であり、東日本を中心に多くの地域が甚大な被害を受けました。

これから被災地が主体となり、各被災地それぞれの特別な条件に合致した円滑かつ迅速な復興を達成させることが、被災した国民の皆様はもとより、災害の犠牲となられた多くの皆様、行方不明の皆様の無念の思いにおこたえするものであると思います。

被災地では、被災者の意識はまだまだ復興ではなく復旧だと、そういう声が聞かれます。東北地方はもちろん、栃木、茨城、群馬、千葉など含めた被災地の復旧・復興が果たせなければ、日本の復旧・復興は果たすことはできません。我々国会議員は、本法律案を早期に成立させ、一刻も早い復旧・復興の実現に努めていかなければなりません。

阪神・淡路大震災からの復興では、非関税輸入品や食品を提供する大規模集客施設等を誘致するデューティーフリーゾーンの形成、地方税、法人税の軽減や投出資の優遇、規制緩和等、新産業構造拠点の形成、エンタープライズゾーン構想推進などが一国一制度の壁に阻まれて実現しませんでした。このことが教訓となり、東日本大震災からの復興についての議論では、初期段階から沖縄振興特別措置法等に定められているような特区制度の必要性が指摘をされてまいりました。

野田総理大臣は、所信表明演説の中で、しゃくし定規な国の決まり事が復興プランを邪魔してはならないと強調され、大胆な規制緩和や税制の特例を認める復興特区を創設するとして本法案を作りました。総理の強い思いが込められたこの法案が当初の目的を達成でき得る法案となり得たかどうか、平野復興担当大臣の御意見をお伺いいたします。また、特にアピールポイントなどがございましたら、是非お聞かせください。

衆議院の審議において一つの焦点になったのは、被災自治体が条例によって、国が定めた規制を変更できる上書き権を盛り込むか否かということでした。土壇場での与野党折衝の末、それが実質的に可能となる道が開けました。被災自治体の強い要望におこたえするもので、私も大いに評価をしているところです。この点について、平野復興担当大臣の御見解をお尋ねします。

本法律案の特例措置の重要ポイントは、何といっても、一、規制緩和、二、税制、三、復興交付金であると思います。

まず、復興交付金についてお尋ねいたします。自治体の負担ゼロは当然だとしても、総事業費が果たして一兆九千億で必要十分に賄えるのかどうか、仮に不足が生じた場合、新たな財源措置をとるお考えはあるのかどうか、安住財務大臣の御見解をお伺いいたします。

新規に立地する企業の法人税を五年間にわたり実質的に無税化する特例は、非常に画期的な措置と私も高く評価をしているところです。企業の海外流出が危惧される中、特に韓国ではこのタイミングで日本企業の誘致にかなり思い切った措置をとる中で、非常に有効な対抗措置であるとも思います。

これによって被災地の企業進出が促進され、雇用の増加が期待されます。古川国家戦略担当大臣は前例のない思い切った措置と評価されましたが、この法人税の実質無税化によって企業進出は加速されるのか否か、どのような見通しを立てておられるのか、平野復興担当大臣の御見解をお尋ねいたします。

被災地の住民の立場に立って本法律案の意義を考えた場合、被災者個人にどのようなメリットがあるのでしょうか。例えば、高台に新たに新築し移り住む場合、移転先の土地や住宅を購入する費用は被災者個人が負担しなければなりません。果たしてどれくらいの被災者の方がその重い負担に耐えられるのでしょうか。津波で肉親を失い、家を失い、心に大きな穴を空けたままのそういう状態で、新たにローンを抱えて返済していく気力がかの地の被災地の皆さんに残っているのでしょうか。少なからずそのような状況に置かれた被災者は存在しております。国や自治体は何らかの支援策をお考えになっているのでしょうか。平野復興

担当大臣、何かお考えがございましたら、是非お聞かせください。

本法律案には土地利用再編に関する手続の簡素化が定められております。復興整備協議会で復興整備計画が合意されれば、農地転用許可と開発許可が行われたとみなされ、事業の迅速実施が実現いたします。農地転用許可や開発許可の手続簡略化は、被災自治体が強く切望している制度であり、被災地の復興を前進させるために非常に有効な措置であると思います。

一方で、手続が簡略されたとしても、被災自治体が計画を一斉に実現した場合、予算不足が生じるのではないかという懸念があります。政府は復興事業費を二十三兆円に決定しましたが、被災地各地の自治体では復興事業に三十兆円掛かると試算を出しております。予算不足が復興の足かせになってはいけません。復興を実現するために必要な予算は確保できているのでしょうか。安住財務大臣にお尋ねをいたします。

被災地の水産養殖業は、津波により壊滅的な被害を受けました。この状況を受け、本法律案では漁業権の優先順位の特例が設けられ、民間資本が導入されることになりました。この制度によって、復興を加速させ、雇用の確保を図る目的があるわけですが、一時、宮城県の漁業協同組合が猛反対をする動きがありました。具体的な動きはなかった地域も含め、長年、自営で地域の漁業を支えてきた人々にとっては、なお抵抗感が残っていることは容易に想像が付きます。今の状況でスムーズな復興につながるのか、鹿野農林水産大臣にお伺いをいたします。

今、日本は、失われた二十年と言われ、超デフレの真っただ中で、円高に苦しみ、非正規雇用者が全労働者の三分の一を占め、年収二百万円以下の人々が一千万人を超えるに至り、一億総中流社会から格差社会へ、そして貧困社会へと姿を変えました。そして、この三・一一東日本大震災と原発事故で疲弊の極みにあります。さらに、ＴＰＰの交渉参加への方向性が打ち出され、税制と財政改革と景気浮揚策とが求められている、まさに難題が富士山よりも高く山積しております。

ここはひとつ、未曽有の大震災においても世界を驚愕させた東北の人々の冷静さ、支え合い助け合う心に学び、どっかりと腰を据えて、これからの日本という国の在り方を国民的議論で明確化し、土台をしっかりと築いた上で、国際的、国内的諸課題に立ち向かう姿勢が必要だと考えます。

そして、東北の再生なくして日本の再生なしの言葉を真実の言葉にするために、私も国民の皆様とともにその最先頭で活動していくことをお誓いし、私の質問の結びとさせていただきます。

ありがとうございました。（拍手）

〔国務大臣平野達男君登壇、拍手〕

○国務大臣（平野達男君）　田城議員からは、私に対して四問、質問をいただいております。

まず、この法案が当初の目的を達成できる法案となり得たか、アピールポイントは何かとの御質問をいただきました。

この法案は、被災地域の創意工夫を生かしたオーダーメードの仕組みとなるよう、被災地域の意見も伺いながら制度設計を行ったものであります。この結果、住宅、産業、町づくり等の各分野にわたる規制・手続等の特例、多くの被災地で要望が強かった土地利用再編のための一連の特例、雇用の創出等を強力に支援するこれまでにない措置を含む税制上の特例措置、自主的な計画に基づく復興地域づくりを支援する交付金制度の創設等を盛り込んだところであります。

このような復興特区制度を通じて、被災地域の創意工夫を生かした復興への取組を総合的かつ強力に支援することができると考えております。

衆議院の審議において一つの焦点となった上書き権についての御質問をいただきました。

衆議院においては、新たな規制の特例措置等の提案につきまして、地方公共団体から国会に対して復興特別意見書を提出することを可能とするとともに、国と地方の協議会における協議の経過を国会に報告すること等を内容とする修正案が可決されたところであります。

修正案につきましては、国会を含め、国を挙げて被災地支援を強化するためのものと受け止めさせていただいているところでありまして、参議院におきましても、修正案の内容により法案が可決され成立した場合には、その趣旨を踏まえまして適切に対応してまいりたいと考えております。

法人税の実質無税化によって企業進出は加速されるかとの御質問をいただきました。

この法人税の実質無税化の特例は、計画の認定を受けた地方公共団体からの指定後五年間、所得金額を限度として再投資等準備金を積み立て、その積立金を損金の額に算入することにより法人税を五年間無税とするものでありまして、非常に思い切った措置であります。

新設企業につきましては、立ち上げ当初の経営が安定していないと考えられることから、この特例は新設企業に効果があると認識しており、この特例により被災地への企業進出が加速されるものと考えております。

加えて、再投資等準備金を事業への投資に充てたときの即時償却の整備も併せて設けることとしておりまして、これにより、新設企業が再び投資することを促し、当該新設企業が地域に定着し、地域の産業復興が推進されることを期待しております。

最後に、防災集団移転促進事業における被災者の負担の軽減についての御質問をいただきました。

防災集団移転促進事業の活用においては、移転される方の負担をできる限り軽減されるよう対応することが重要であると考えております。

まず、防災集団移転促進事業において、移転元の土地の買上げを行うとともに、引っ越し費用等

への助成を行うこととしております。また、移転先の住宅団地の用地については、移転者が賃借することが可能であり、取得する場合においては、今回の制度拡充で、用地取得・造成費のうち市場価格を超える部分を新たに補助対象とする、宅地購入等資金を借り入れた場合の利子相当額補助の限度額を四百六万円から七百八万円へ引き上げる等の措置を講じているところであります。

政府としては、被災地の一日も早い復興に向けて、このような措置を活用し、本事業が円滑に実施されるよう地方公共団体を支援してまいります。（拍手）

〔国務大臣一川保夫君登壇、拍手〕

○国務大臣（一川保夫君）　田城議員の御質問にお答えをいたします。

今般の田中前沖縄防衛局長の不適切な発言に対して防衛大臣としてどう考えておるかと、また防衛省としてどういう対応をしたかということだろうというふうに思っておりますので、そのことに対してお答えを申し上げたいと思っております。

昨日の報道されましたことにつきまして、田中前沖縄防衛局長のその発言が報道された内容は、私は素直に、大変沖縄県との信頼にかかわる重大な報道であるというふうに受け止めさせていただきました。そういうことでありましたので、急遽本人に上京を指示をいたしまして、その事実関係を確認をいたしました。

その結果、本人の言い方としては、報道された内容はその場の雰囲気なり状況からしてああいうふうに報道されてもまあやむを得ないというような趣旨の発言がございましたので、私としましては、この報道につながるような発言をいたしました田中前局長の発言内容は極めて不適切であり、そしてまた、沖縄県民の心を深く傷つける内容でもあるというふうに感じております。そういう面で、私は、このまま沖縄県の業務を担当させることは不可能であるということで、本人の発言についてはもちろん弁解の余地はないというふうに判断いたしましたので、昨日付けで沖縄防衛局長の職を更迭をいたしました。

今回のこの問題は、沖縄県民の心を本当に深く傷つけ、そして、沖縄県との関係を損なうものであるというふうに認識いたしておりますので、改めて深くおわびを申し上げたいと、そのように考えております。

今後とも、沖縄県の普天間飛行場の移転問題にかかわる懸案事項を中心に、沖縄県の問題については引き続き誠心誠意取り組ませていただきたいと、そのように思っております。

以上でございます。（拍手）

〔国務大臣安住淳君登壇、拍手〕

○国務大臣（安住淳君）　私には、復興交付金の不足の財源の問題と、それから、復興に必要な予算の確保についてでございましたので、その点を御説明申し上げます。

復興交付金につきましては、第三次補正予算において、所要額の措置として事業費ベースで一兆九千三百七億円を確保していることから、当面の事業の実施には十分な額であるとは考えております。

なお、今後の予算編成に当たっても、地方における復興プランの策定状況や復興交付金の執行状況等を踏まえつつ、地域の実情に沿った復興が迅速に図られますように適切に私どもとしても頑張ってまいりたいと思っております。

また、今後の予算の、復興の、確保についてということでございます。

東日本大震災の復興・復旧の事業規模については、阪神・淡路大震災の際との被害規模の違い等を勘案し、当初五年間の集中復興期間における国及び地方の事業規模について少なくとも十九兆円程度、十年間では少なくとも二十三兆円程度と見込んでおります。

復旧・復興の第三次補正予算を踏まえた全体の事業規模の進捗については、実質的には十四兆円半ばであり、想定した事業規模を超えてしまう事態に今直ちになるとは考えておりませんが、いずれにせよ、政府としては、一定期間を経過した後に、事業の進捗等を踏まえ、復旧・復興事業の規模の見込みと財源の見直しをすることにしておりますので、その中で適時適切に対応してまいりたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

以上でございます。（拍手）

〔国務大臣鹿野道彦君登壇、拍手〕

○国務大臣（鹿野道彦君）　田城議員からは漁業権の特例についてのお尋ねでございますが、被災地の復興に当たりましては、地元漁協の下で地元漁業者による復興を支援するということが基本でございます。しかし、深刻な被害によりまして地元漁業者のみでは資金や担い手等の確保が困難なことから、地元漁業者が主体となりつつも、外部の企業とともに復興を進めることを考えなければならない地域も存在するところでございます。

このため、地元漁業者のみでは養殖業に必要な施設の整備や人材の確保等が困難な区域に限定した上で、現行漁業法の優先順位の規定にかかわらず、地元漁業者が主体の法人に対して、地元漁業者との話合いを踏まえて知事が直接免許を付与できるようにいたしました。

今般の漁業権の特例は、被災地の水産業のスムーズな復興のための一つの選択肢でありまして、その運用については、これまで地域の漁業を支えてこられた漁業者の方々との話合いの中で、免許権者である知事において適切になされるものと考えておるところでございます。（拍手）

○議長（平田健二君）　山田俊男君。

〔山田俊男君登壇、拍手〕

○山田俊男君　自由民主党の山田俊男です。

自由民主党・無所属の会を代表して、東日本大震災復興特別区域法案について質問します。

もう被災地では雪が降っています。被災者の皆さんにとっての一番の問題は、これからは生活や活動が制約されざるを得ないことです。雪国に育った者にしか、この閉塞感は分かりません。なぜ対策がこう遅れてしまっているのでしょうか。悲しくて残念です。

広範囲にわたる被害の大きさ、そして原発事故が重なったことが、ここまで対策を遅らせた一因です。しかし、菅総理の自分の延命しか考えないパフォーマンス、そして野田総理の、優先すべき震災対策を後回しにしたＴＰＰへの交渉参加宣言による混乱が、政府を挙げた震災復興の取組を更に遅延させました。

もう一つ、菅政権は政治主導にこだわり、官僚の動きを抑制しておきながら、野田政権になってからは一転して官僚依存です。復興債の償還年限の扱いや予算総額の扱いでは財務省の意向に、二重債務の解消法案の扱いでは経済産業省の意向に振り回され、時間が掛かったのではないでしょうか。

まず、官房長官と復興担当大臣にお聞きします。なぜここまで復興に向けた取組が遅れたのか、反省とこれからの決意をお聞かせください。

二重債務解消対策では、政府が支援してつくった復興機構はまだ岩手県のみであり、実績は四百七十四件の相談受付、そのうち買取りが決定したのは一件のみでしかないといいます。何としても、新法による再生支援機構の設立を急ぎ、草木も芽生える春には種まき、苗作り、田植の作業が進むようにしなければなりません。また、仮設であっても新しい店を開き、新しい従業員を雇い、工場を稼働できるようにしなければなりません。

ところで、岩手県の復興機構の運営会社は外資系のファンド会社です。外資だからと敬遠する時代ではありませんが、一方で、大事な資産を失わないか、利用者側に不安があるのも事実です。

復興担当大臣に伺います。復興事業の主体は、ノウハウさえあれば外資でも何でもいいのでしょうか。基本的な考えをお聞かせください。

では、法案についての質問に入ります。

まず、どうしても確認しておきたいことがあります。この復興特別区域法案のそもそもの発想はどこから来たのかということです。民主党は、ＴＰＰに見られるように、党も総理も新自由主義と市場原理主義に急転回しています。この党が二年前の総選挙で国民生活第一と言っていた党かと疑りたくなるほどの大転換です。

振り返ってみると、民主党は既に昨年六月、産業の国際競争力の強化と地域の活性化を目的とする新成長戦略を打ち出し、その中で総合特区を掲げていました。自民党政権時代の構造改革特区に財政支援、税制、金融支援を盛り込んだものであります。

菅内閣が今年一月に閣議決定した新成長戦略実現二〇一一では、包括的な経済連携に関する基本方針を盛り込み、高いレベルの経済連携を進めるとともに、競争力の強化のため抜本的な国内改革を先行的に推進するとして、まさにＴＰＰ推進と総合特区を打ち出していました。

これらに基づいて、今年六月には総合特別区域法が成立しています。この法律には、総合特区基本方針の策定、計画の策定、事業に対する特別の措置、さらに地域協議会の設置等が定められています。

今回の震災復興特別区域法案は、この構図と全く一致しています。内容的にも、民間事業者等は地方公共団体に対して計画を提案できるし、地方公共団体は国に対し新たな規制の特例措置を提案できることとしていることなど、全く同じであります。

そこで、伺います。

震災特区法案は、被災地の復興を狙いにしたものなのでしょうか。それとも、新成長戦略の一環である総合特区法を被災地にまず適用してみようというものなのでしょうか。二つの特区はどこがどう違うのか、あるいは全く同じものなのか、復興担当大臣と地域活性化担当大臣にそれぞれ伺います。

復興基本法には、復興は「二十一世紀半ばにおける日本のあるべき姿を目指して行われるべき」と書かれています。しかし、そうしたきれいな言葉に隠れて、復興特区で認められた特例措置を将来全国に広げ、上からの規制緩和を行おうという意図はないのでしょうか。

復興特区はあくまでも被災地、被災者の復興を願う趣旨のものであり、その特例を全国に広げるかどうかは別の問題として慎重に検討すべきであります。そうした理解でよいか、復興担当大臣にお伺いします。

福島の被災地は、原発事故で避難を余儀なくされ、さらに、全く原発の収束が見通せない中で、家も農地も工場もお店も手付かずのままにあります。この復興特区法とは別に対策が講じられなければならないと考えます。特に、農地や宅地等は国が被災前の価格で買い上げる、東電が除染費用も含めてそれを支払うということにすべきです。

そこで、復興担当大臣に伺います。

独自の困難を抱えた福島の警戒区域や避難区域の復興をこの特区法で一緒にくくってしまうのは、福島の避難者にとっては納得がいきません。衆議院の答弁では別途考え方を示すとしていますが、改めて原発地域の復興対策についてお考えをお示しください。

次に、法案に盛り込まれた具体的な規制緩和について伺います。

一つ目は、漁業法です。

漁業法の特例として、地元の漁業者主体の法人や漁業者七人以上で構成する法人に対して、これまでの漁業協同組合とは別に知事が直接特定区画漁業権の免許を与えることができるようになっています。

これは、これまでの漁協が主体となった資源の

管理や漁場の秩序に、地元の漁業者の参入と併せて、漁協以外の会社等が参入できるようにすることと考えていいのでしょうか。例えば、地域の加工会社だけでなく、全国の大規模食料販売チェーン店や、極端に言うと外資の会社も参入できるということなのか、復興担当大臣と農林水産大臣にそれぞれ伺います。

一つ目は、土地利用です。

地域の復興計画に基づき、新しい町づくり、高台への移転、加工流通等の団地づくり、農業地域、防潮林や公園、防災施設等の地域づくりが進められます。都市計画区域や農業振興区域等のゾーニングが見直され、それら土地の転用や農地等への復帰など、地目の変更が行われることになります。当然、分散した多くの地権者の合意を得るため、区画整理事業や土地改良事業を機動的に動かすことになります。

その際、開発計画の策定に参加する民間会社やコンサルタント会社の意向が強く反映され、優良農地の大規模な転用や、山林、林地の破壊や高台の自然を壊す大規模開発が進められ、大規模店舗が入ってくるなど、開発中心の町づくりにならないかと心配します。大規模店舗の参入は、まちづくり三法等による商業調整が一定の制約になるはずですが、これらについても特例措置が講じられることになると、地域の特性を生かした町づくりにならず、多くの中小商店主が再生できないことになってしまいます。

復興特区内の土地利用に対する歯止めは誰がどのように行うのか、復興担当大臣と国土交通大臣に伺います。また、外資系の会社等が参入し、林地の取得と関連した水事業や、リゾート開発が進みかねない心配もありますが、こうした心配にこたえる仕組みについて、何か用意されているのか、伺います。

三つ目は、農地の集約です。

ＴＰＰ参加問題とも関連し、強い農業づくりが叫ばれています。その際、新しい地域づくりと関連させて、大規模農業の展開を図る主張もなされています。今後、地域の復興計画作りの中で、中小零細な家族農家の意向が届かない形で農地の大規模な集約が進められ、多くの被災農業者が職を失うのではないかとの懸念があります。被災地の農業者の意向が反映されるよう、徹底した話合いによる計画作りが進められなければなりません。この点、新成長戦略の下での国際競争力の強化を標榜する総合特区法をベースにした復興特区法案の危険性を感じざるを得ません。

地域の復興計画作りに農業者の意向をどう反映させるのか、復興担当大臣、農林水産大臣、それぞれお聞かせください。

また、この復興特区法案の運用に関して、復興担当大臣に伺います。

一つ目は、市町村への支援体制です。

復興計画の策定は、市町村によって相当の格差が生ずると考えられます。市町村の地域的特性や、庁舎が破壊されたか残ったか、首長さん始め職員がお亡くなりになったり、被害の状況によって市町村の体力に大きな差が存在しているからであります。

市町村には、県や国からのきちんとした応援体制が必要です。この点についてどう対応するつもりか、お聞かせください。

二つ目は、新たな規制の特例です。

県や市町村が国に対して新たな規制の特例を要望し、それを可能にする仕組みが設けられます。市町村等の意欲や地域の特性を評価するものですが、ややもすると、これまでも例があるように、開発志向が強かったり、特定の民間業者の強い意向が働き、優良農地の転用や大規模商業施設の建設が先行したりするおそれがあります。こうしたことの適否の判断は難しいところですが、新成長戦略の方針の下で、国際競争力強化と規制緩和が先行するものとなり、地域のコミュニティーや美しいふるさとを失うようなことをさせてはならないと考えます。

農地法であっても、まちづくり三法であっても、国会で相当な論議を重ねて成立、改正させてきた法律であります。また、規制措置でもあります。

新たな規制緩和は、国会の論議を経て、国会の意向が尊重される形で進められるべきだと考えます。そのための具体的な仕組みをお聞かせください。

三つ目は、交付金事業の在り方です。

復興庁が中心になって実施体制をつくり、各省庁別の縦割りの仕事にならないようにすべきです。とりわけ、交付金事業については、三党協議による修正で、参議院で全野党の賛成で可決し、衆議院で継続審議中の東日本大震災災害臨時交付金の趣旨がほとんど取り入れられましたことは評価いたします。

そこで、交付金による事業の実施は、あくまで縦割りを排し、被災者や被災地の復興を目的として、弾力的で柔軟に進めるべきです。そのための具体策について伺います。

四つ目は、集団移転促進事業です。

津波で大きな被害を被り、いまだに瓦れきと水につかった水田を目の前にしている地域も多くあります。その中の一つである仙台市若林区の集落が全滅した住民のアンケート調査によると、移転すると仮定した場合は、土地の買上げを求める人が三〇％、代替地の無償提供を求める人が六一％という回答になっています。

ところが、防災集団移転促進事業について、自治会の新聞にはこのように書かれています。

住民に直接関係する補助は住宅ローンの利子補給や引っ越しの際の移転費用などに限られています。用地買収、造成に対する国の補助はありません。土地の買上げも可能ですが、それは被災後の評価額であり、かなりの価格差がある移転先の土地購入費や借地料など、それなりの自己負担を覚悟しなければなりません。この事業は現時点では費用負担が大きく、住民皆でよく考察し、議論、

検討していく必要がありそうですと書いております。

こういう理解でいいんでしょうか。これでは被災者の期待に全くこたえていないのではありませんか。これまでの住んでいた土地の買上げと新しい土地、住居の購入について、被災者の負担が生じないようにする方法を検討しているのか、伺います。

また、宅地ばかりでなく、水につかった農地もあります。復興計画の立て方いかんでは、農地以外への転用も必要になります。これら農地を国が買い取り、復興計画に組み込んでいくことを考えるべきですが、そうした検討をしているか、伺います。

私は、本会議場の皆さんと同じく、一日も早い復興を望んでおります。しかし、当法案が被災者の苦しみにこたえるのではなく、新成長戦略における国際競争力の強化のために被災地を改造しようとする狙いを持ったものであるならば、容易に賛成できません。未曽有の大災害と原発事故を考えるとき、当法案も、この国の在り方をどう描くのか、よくよく考えたものでなければならないのであります。

以上を申し上げ、私の代表質問といたします。

（拍手）

〔国務大臣平野達男君登壇、拍手〕

○国務大臣（平野達男君）　山田議員からは十三問質問をいただいております。

まず、復興に向けた取組の遅れに対する反省とこれからの決意についてのお尋ねがありました。

私は、発災直後から内閣府の副大臣として、また、七月以降は復興対策担当大臣として、被災者の生活支援や被災地の復旧・復興に全力を挙げて取り組んでまいりました。

仮設住宅の建設や散乱瓦れきの撤去、電気、ガス、水道等のライフラインの復旧、防潮堤や港湾などの公共施設の応急復旧等に取り組んできたところであり、発災直後と比べ、復旧・復興に関する取組は相当程度進展したものと認識しております。

しかしながら、一方では、迅速さに欠け、必要な方々に支援の手が行き届いていないという御指摘もいただいており、被災地は、これから冬を迎える仮設住宅の寒さ対策や市町村の復興計画の策定と実行など、今もなお様々な問題を抱え、政府として対処しなければならない課題は山積みしていると認識しております。

去る二十一日には第三次補正予算が成立したところであります。政府としては、これを踏まえて、今後の復旧・復興事業のスケジュールを明示した工程表等を作成、公表したところであります。さらに、復興特区制度や東日本大震災復興交付金などについて、今国会での速やかな成立を目指し、地元自治体と協力しながら被災地の復興を加速してまいる所存であります。

復興事業の主体についての御質問をいただきました。

東日本大震災からの復興に当たっては、復興の担い手、資金等の観点において、民間の力が最大限に発揮される必要があります。この民間の力は、国の内外を問わず、広く熱意と能力ある主体を集めることが重要と考えております。復興の基本方針においても、世界に開かれた復興として、外国の活力を取り込んだ被災地域の復興を図るとともに、被災地を始め我が国に対する外国からの投資を促進することが定められております。

他方、いかなる復興事業においても、利用者に不安を与えるようなことがあってはその活用が進みません。このため、資本の内外を問わず、復興事業が適切に運用されることで利用者の不安が払拭されるよう、関係省庁ともしっかり取り組んでまいります。

復興特区法案の目的、総合特区法との違いについての御質問をいただきました。

復興特区制度につきましては、被災地域の復興を加速するため、被災した地方公共団体の負担軽減を図りつつ、地域の創意工夫による取組を支援する制度として、総合特区制度も参考としつつ、制度設計を行ったところであります。総合特区が地域の申請に基づき選定される先駆性などの要件を満たす区域に限定しているのに対し、復興特区は、震災により一定の被害が生じた二百二十二市町村の区域において特例活用のための計画作成ができることとしております。

特例措置につきましても、復興特区制度の趣旨に鑑み、総合特区制度にある個別の規制の特例等に加え、土地利用再編を迅速に進めるための一連の特例、雇用創出のための思い切った税制上の特例、復興地域づくりを支援する新たな交付金制度等を盛り込んだところであります。

復興特区制度の特例を全国に広げるかについての御質問をいただきました。

復興特区制度は、被災地域の復興を加速するため、被災した地方公共団体の負担軽減を図りつつ、地域の創意工夫による取組を支援する制度であります。復興特区制度で設けようとしている様々な特例は、このような被災地域における復興の取組を推進することを目的としたものであり、これらを全国に拡大して適用することを前提としたものではないと考えております。

一方、今後、特例措置の適用状況を踏まえて、一定の特例措置につきまして被災地以外の地域にも展開できるのではないかとの御意見が出てきた場合には、政府内、そして国会でも議論の上、対応を検討していくことになると考えております。

原発地域の復興対策についての御質問をいただきました。

御承知のように、福島県は前例のない原子力災害に見舞われております。原発周辺地域では多くの方々が全国への避難を余儀なくされております。また、放射線による健康不安を感じたり、いわゆる風評被害が観光、農林水産業、さらには企

業立地などの面でも広がるなど、甚大な被害を被っております。

こうした福島県の置かれた特殊な事情に鑑みまして、この対策を講じるための特別立法が必要と考えており、現在、内容の検討を進めているところであります。加えて、避難区域の復興は、まずは原子炉の冷却停止が大前提でありまして、その状況を踏まえ、地元自治体と十分に相談をしながら進めてまいります。

漁業権の特例についての御質問をいただきました。

本法案の漁業権に係る特例に基づき知事が直接免許を付与できるようになる地元漁業者主体の法人とは、その出資額又は議決権の過半を漁業者が占めることが条件となっておりまして、それ以外の部分については、業種を問わず様々な企業が出資することが可能となっております。さらに、こうした地元漁業者主体の法人が実際に免許を付与されるには、地元漁民の生業の維持、地元雇用の創出等の効果がある、他の漁業との協調その他水面の総合利用に支障を及ぼすおそれがない等の基準を満たす必要があります。いずれにしても、地元漁業者との話合いの中で、免許権者である知事において適切な運用がなされるものと考えております。

復興特区内の土地利用に対する歯止めをどのように行うかについての御質問をいただきました。

復興特区内の土地利用の再編については、復興整備計画に基づき進めていくことになりますが、この計画は、将来の市街地像を見据えて復興に真に必要となる事業を市町村が定めるものであり、無秩序な開発が進むような事態が生じることは想定されないものと考えております。また、復興整備計画は復興整備協議会の協議を経て作成されますが、この協議会は、市町村長や知事のほか、農地や林地の開発に当たって農林水産大臣等も構成員となるため、必要な農地や林地の確保については適切な配慮がなされるものと考えております。

地域の復興計画作りにおける農業者の意向の反映について御質問をいただきました。

復興に関する計画については、地域の特性を生かしつつ、農業者を含めた地域の関係者による徹底した話合いにより策定されることが必要であります。このため、地方公共団体が土地利用の再編に関する復興整備計画を策定するに当たりましては、あらかじめ公聴会の開催等、農業者を含む住民の意向を反映させるために必要な措置を講ずることとしております。あわせて、地方公共団体は復興整備事業の実施者や地域の関係者から成る復興整備協議会を組織できることとしております。また、規制・手続や税制の特例に関する復興推進計画の策定に当たりましても、事業の実施者や地域の関係者から成る地域協議会を組織できることとしております。

このような被災地域の住民の意向を反映させる仕組みを通じまして、復興特区法に基づく地域の復興計画作りにおいては農業者の意向も十分に反映されるものと考えております。

地域の復興づくりにおける県や国からの応援体制についての御質問をいただきました。

市町村が復興計画を策定するに当たりまして、専門的人材を含めまして必要な人的支援を行うことが重要と考えます。これまでも、被災地域を支援するため国家公務員の派遣を行うとともに、地方公務員についても、全国市長会、全国町村会の協力を得まして派遣の仲立ちを行ってきたところであります。今後とも、被災市町村の地域的特性や地域の要望を踏まえ、県とも連携しつつ、職員の派遣や技術的な助言など、被災市町村における復興計画の迅速な策定を支援してまいります。

新たな規制緩和の措置を設けるに当たっての国会の意向を尊重するための具体的な取組について御質問をいただきました。

復興特区制度において、法律に規定された規制に関して新たな特例措置等を定める場合には、法律の改正を要することとなるため、立法機関である国会において十分御審議をいただくことになると考えます。また、新たな規制の特例措置等の提案については国と地方の協議会において協議、検討されることとなりますが、その協議の経過を国会に報告すること等を内容とする修正案が衆議院において可決されたところでございます。これらにより、新たな規制緩和の措置を設けるに当たって国会の意向が尊重される仕組みが確保されているものと考えます。

復興交付金の運用についての御質問をいただきました。

復興交付金においては、復興地域づくりに必要なハード事業として五省四十に及ぶ幅広い事業を一括化し、地方公共団体は一本の事業計画を提出することで足りることといたします。また、事業計画の提出や交付申請等に当たりましては、内閣府、復興庁が発足してからは復興庁がワンストップの窓口として対応することといたしております。さらに、今後、詳細な制度設計を進めるに当たりましては、公共団体にとって使い勝手の良い制度となるよう検討を進めてまいります。

防災集団移転促進事業における被災者の負担の軽減についての御質問をいただきました。

防災集団移転促進事業の活用におきましては、移転される方の負担をできる限り軽減されるよう対応することが重要であると考えております。

まず、防災集団移転促進事業においては、移転元の土地の買上げを行うとともに、引っ越し費用等への助成を行うこととしております。

また、移転先の住宅団地の用地については、移転者が賃借することが可能であり、取得する場合においては、今回の制度拡充で、用地取得・造成費のうち市場価格を超える部分を新たに補助対象とする、宅地購入等資金を借り入れた場合の利子相当額補助金の限度額を四百六万円から七百八万円へ引き上げる等の措置を講じているところでございます。

政府としては、被災地の一日も早い復興に向けて、このような措置を活用しつつ、本事業が円滑に実施されるよう地方公共団体を支援してまいります。

最後に、浸水した農地の国による買取りに関する御質問をいただきました。

津波により被災した農地につきましては、農林水産省において、できる限り農地として利用できるよう復旧することを基本とした農業・農村の復興マスタープランにおける工程表を作成したところでありまして、現時点においてはほとんどの農地が復旧の対象になり得るものと考えております。

なお、地域における土地利用の在り方につきましては、まずは地域の関係者や市町村の意向が重要でありまして、その中で、被災農地を公共的な用地として利用するために買上げを行う場合も出てくるものと考えております。

国としては、地域の自発的な意向を尊重し、地域の計画的な土地利用の実現に向けて、今後とも関係省庁と連携して支援等の対応を行ってまいります。（拍手）

〔国務大臣藤村修君登壇、拍手〕

○国務大臣（藤村修君）　山田俊男議員の御質問にお答えいたします。

復興に向けた取組の遅れに対する反省、そしてこれからの決意に関する御質問をいただきました。

東日本大震災からの復旧・復興は、この内閣が取り組むべき最大かつ最優先の課題でございます。政府は、これまで全力を挙げて被災地の復旧・復興対策に取り組んできたところであり、仮設住宅の建設や散乱瓦れきの撤去などはほぼ完了してまいりました。こうした取組の一方では、迅速さに欠け、必要な方々に支援の手が行き届いていないという御指摘もいただいており、このことは真摯に受け止めております。

去る二十一日には、被災地の本格的な復興に資するための経費を計上した第三次補正予算を国会で成立させていただいたところでありました。政府としては、復興特区制度や東日本震災復興交付金などの関連法案についても、今国会での速やかな成立を目指し、地元自治体と協力しながら、復興事業が更に加速できるよう全力で取り組んでまいります決意でございます。（拍手）

〔国務大臣川端達夫君登壇、拍手〕

○国務大臣（川端達夫君）　山田俊男議員の御質問にお答えいたします。

震災復興特区と総合特区の違いについてお尋ねがありました。

総合特区制度は、国際競争力の強化、地域の活性化のための包括的かつ先駆的なチャレンジに対して、選択と集中の観点から地域を厳選し、規制の特例措置等により総合的に支援するものでございます。復興特区制度とは、地域の発意に基づいて、国が規制の特例措置等により総合的に支援する点や、国と地方の協議会で新たな特例を追加する仕組みがあるという点で共通しているものと認識をいたしております。

しかし、対象区域に関しては、総合特区は、政策課題解決の実現可能性の高い地域に対し、国と地域の政策資源を集中させる観点から、地域の申請に基づき、先駆性などの要件を満たす地域を国が選定手続を経て指定した区域に限定しているのに対し、復興特区は、震災により一定の被害が生じた区域であれば、選定手続を経ることなく計画策定ができる点等において異なるものと承知をいたしております。

以上でございます。（拍手）

〔国務大臣鹿野道彦君登壇、拍手〕

○国務大臣（鹿野道彦君）　山田議員の御質問にお答えいたします。

まず、漁業法の特例についてのお尋ねでございますが、本法案の漁業権に係る特区制度により知事が直接免許を付与できるようになる地元漁業者主体の法人とは、その出資額又は議決権の過半を漁業者が占めることが条件となっておりまして、それらの残りの部分に限って、業種を問わず様々な企業が出資することが可能だということであります。

さらに、こうした地元漁業者主体の法人が実際に免許を付与されるに当たりましては、平野担当大臣からお話のとおりに、地元漁民の生業の維持、地元雇用の創出等の効果があること、他の漁業との協調その他水面の総合利用に支障を及ぼすおそれがないことなど、五つの基準を満たす必要があります。こうしたことから、地元漁業者との話合いの中で免許権者である県知事において適切な運用がなされるものと考えるところでございます。

次に、地域の復興計画作りに農業者の意向をどう反映させるかとのお尋ねでございますが、津波により被災した地域の復興に当たりましては、本法案に基づき、市町村が復興のための町づくりプランとして復興整備計画を作成することといたしておりまして、計画の対象地域に農地が含まれる場合には、その作成に当たり、地域の農業者の意見を反映することとなっております。

具体的には、計画作成に当たっては公聴会や説明会を開催すること、土地利用計画の見直しにつき二週間縦覧し、被災農業者等はこれに対して意見を述べることができること、復興整備協議会の構成員には被災農業者等の関係者を加えることなどでございます。被災農業者等の意向をこのようなことから反映させる仕組みとなっておるところでございます。

したがいまして、被災地の農業者の意見を十分反映する形で復興整備計画が作成されるものと考えるところでございます。（拍手）

〔国務大臣前田武志君登壇、拍手〕

○国務大臣（前田武志君）　山田俊男議員にお答えいたします。

復興特区内の土地利用についてのお尋ねがありました。

復興特区内の町づくり、地域づくりについては復興整備計画に基づき進めていくこととなりますが、この計画は、将来の市街地像を見据えて真に復興に必要となる事業を市町村が定めるものであり、無秩序な開発が進むような事態は生じ難いと考えています。

また、復興整備計画は復興整備協議会の協議を経て作成されますが、この協議会には、市町村長や知事のほか、農地や林地の開発に当たっては、農地転用許可が必要になりますと、義務的構成員として農林水産大臣が加わりますし、二ヘクタール以下のときには都道府県の農業会議あるいは農業委員会が義務的構成員となります。

こういったことで、農地や森林の確保についても適切な配慮がなされるものと考えております。

（拍手）

○議長（平田健二君）　谷合正明君。

〔谷合正明君登壇、拍手〕

○谷合正明君　公明党の谷合正明です。

私は、公明党を代表し、ただいま議題となりました東日本大震災復興特別区域法案について質問をいたします。

震災から約九か月。被災地を歩き、被災者一人一人のお話に耳を傾けますと、復興はおろか、復旧すらままならない状況にいまだ直面します。仮設住宅で、暖房器具を申請しても一か月以上届かない、冬の備えはどうなっているのかと嘆く婦人。二重ローンの問題に心労を重ねる事業経営者。スーパーや病院がなくなって、孤立集落でひっそりと暮らす高齢者。仕事に就けず、子供に働いている姿を見せられない若い父親たち。

現地で今一番必要な支援とは何なのか。私たち公明党は、何度も被災地に分け入り、被災者の心に寄り添うよう懸命に活動してまいりました。個人の尊厳に基づく幸福追求権を根拠に、被災者の皆様一人一人に光を当てた人間の復興こそが復興の根幹であると訴えてまいりました。

公明党は、こうした理念を具現化するために、六月に成立した復興基本法に、復興庁の設置、復興特区の創設、復興債の発行を盛り込み、直ちに関連法案を成立すべしと訴えてまいりました。また、九月八日には、震災復興及び経済対策に必要な予算に関する提言を発表、政府に素早く取組をするよう申し上げてまいりました。

しかし、第三次補正予算が先週ようやく成立したことからも明らかなように、政府の取組は、復興構想会議の五百旗頭議長がおっしゃっているごとく、遅過ぎると言わざるを得ません。復興関連法案の成立が大幅に遅れ、被災地の皆様の心を痛めていることは、同じ政治家として本当に申し訳ない思いでいっぱいです。

菅政権から復興担当大臣として仕事をされている平野大臣は、復興の遅れとその理由についてどのような思いでおられるのでしょうか。まず認識を伺います。

以下、具体的に質問を述べます。

本法案は、衆議院で野党の提案を受け、修正がなされ、復興交付金の使途を拡大し、被災地の要望を政府任せにせず、迅速に法改正や議員立法を含め対応できるようにいたしました。

特に、公明党が提案してきた地方からの提案を実現させる仕組み、いわゆる条例による法律の上書きについては、より実効性が担保された内容となったと伺っております。一つ、特定地方公共団体が国会に対して意見書を提出することができるとしたこと、二つ、内閣総理大臣は、国と地方の協議会の協議結果を国会に報告することとしたこと、三つ、国会は意見書、報告書を受けて法制上の措置を講じなければならないとしたこと、そして、四つ、政府は、協議会において協議が調った結果を受け、速やかに法制上の措置を講じなければならないとしたことの修正がなされました。

また、これらをより実効性の高いものにするために、特に国会における受入れ体制について、国会に特別立法チームをつくり、意見書や報告を受けて立法措置をとるとも伺っています。

政府においても、国と地方の協議会を通して地方の意見を確実に吸い上げ、迅速に対応していくことが求められます。国による遅延行為は被災地のためになりません。国による積極的な対応がなされるためにどのような担保があるのか、また、衆議院での修正を踏まえて、国としてどのような対応を行うつもりなのか、大臣に伺います。

次に、復興推進計画による規制・手続に関する特例について伺います。

特例は九つの法律にかかわる十三の事業にとどまり、関係省庁の調整が付かない事項は全て協議会の提案を待つこととなりました。被災した自治体からの要望の強い事項についてはなぜ採用されなかったのか。特に再生可能エネルギーを対象に加えることについては、どのような経過によって事業にカウントされないこととなったのか、大臣にお伺いします。

また、自治体の作成する復興推進計画、復興整備計画、復興交付金計画の三つの計画書についてですが、被災した自治体にとって荷が重く、一つでいいのではないかとおっしゃる方もいます。あえて三つに分けた理由を伺います。また、一つだけに係る計画や、自治体にとって都合の良い組合せの計画作成も可能とすべきと考えますが、併せて大臣にお答えを願います。

復興のための各種の計画を作成する主体は地方公共団体であります。また、計画作成のための協議会の構成員も地方公共団体であります。それ以外の関係者は、条文では加えることができるとされています。

私は、壊滅的な被害を受け、四千人を超えていた人口が約千人に激減した石巻市雄勝町を訪れましたが、地元漁業者らによる合同会社や既存の現

地ＮＰＯが孤立集落支援、復興町づくりに率先して励んでいる姿を目の当たりにしてまいりました。被災地に根を張り、活動をされている住民組織やＮＰＯ、ソーシャルビジネスらを組み込んでいくことで、地方公共団体だけでは拾い切ることができない被災地の、被災者個人の意見を計画に反映させることができるのではないかと私は感じております。この点、対応がされているかどうか、大臣にお答えを願いたいと思います。

次に、土地の買上げ価格について伺います。

被災者の多くは被災した土地の価格が大幅に下落し、高台移転の資金が足りなくなることを心配しています。買上げ価格は市町村が不動産鑑定評価などを参考に評価決定するとしていますが、過去の高台移転の事業では災害前の七割から四割とも言われています。今後の復興計画により左右されると伺っていますが、浸水したままの土地など、極端に下落した土地の価格を下支えする工夫はあるのか、国土交通大臣に答弁を願います。

復興推進計画で定める復興産業集積区域において、新規立地新設企業に対して法人税を五年間無税とする措置が講じられる予定です。これについては、地方からの意見として、既存の企業と新規立地新設企業との間で支援に差があるとの声もあります。

新規立地新設企業に対して五年間無税とする措置がクローズアップされがちな一方で、既存の企業に対しても投資促進税制や雇用促進税制といった一定の特例措置があると伺っております。その詳細について説明を願います。また、既存の企業へも無税とする措置を適用するなど、特例措置の適用を拡大することについてどのように考えるか、大臣にお答えを願いたいと思います。

次に、我が党が主張してきた福島特別立法について伺います。

平野大臣は、来年の通常国会に提出されるという原子力災害からの福島再生特別法で、ほかの被災地より企業の税制優遇措置などを強化した特区を県内に設ける考えを明らかにしたと報じられています。復興特区を超えるものともおっしゃっているようですが、福島県民の思いにこたえる実のある法律としなければなりません。現時点でどのような中身なのか、大臣にお答えいただきたいと思います。

最後に、復興特区と密接に関係します復興庁設置法について触れます。

与野党協議の上成立した復興基本法には、復興庁のつかさどる事務は、復興に関する施策の企画、立案、総合調整、そして実施までとしています。ところが、この度の政府提案では実施の部分で骨抜きとなっており、当初想定していたスーパー官庁としての復興庁から大幅に後退する内容となっています。衆議院において協議中ですが、復興基本法の原点に立ち返って見直すべきと考えます。大臣の見解を伺います。

復興庁や復興特区は、役所の立場に立つのではなく、被災者の側に寄り添うべきであります。

政府においては、法案成立後、復興特区を速やかに立ち上げ、一日も早く被災地において雇用の確保や新たな町づくりが行えるように、これ以上復興を遅らせてはならないことを強く申し上げ、私の質問とします。（拍手）

〔国務大臣平野達男君登壇、拍手〕

○国務大臣（平野達男君）　谷合議員からは私に対して八問、質問をちょうだいしております。

まず、復興の遅れとその理由についてお尋ねがございました。

政府は、これまで、全力を挙げて被災地の復旧・復興対策に取り組んできたところであります。仮設住宅の建設、散乱瓦れきの撤去、電気、ガス、水道等のライフラインの復旧、防潮堤や港湾などの公共施設の応急復旧等に取り組んできたところでありまして、発災直後と比べ、復旧・復興に関する取組は相当程度進展したものと認識しております。

しかし、その一方では、五百旗頭議長からのお言葉にもありますように、政府の取組は遅過ぎるという御指摘もいただいております。そして、被災地は、これから冬を迎える仮設住宅の寒さ対策、市町村の復興計画の策定、実行など、今もなお様々な問題を抱えておりまして、政府として対処しなければならない課題は山積みしていると認識しております。

去る二十一日は第三次補正予算が成立したところであり、政府としては、これを踏まえて、今後の復旧・復興事業のスケジュールを明示した工程表等を作成、公表したところであります。さらに、復興特区制度や東日本大震災復興交付金などについて、今国会での速やかな成立を目指し、地元自治体と協力しながら被災地の復興を加速してまいる所存であります。

国と地方の協議会における国の積極的な対応についての御質問をいただきました。

国と地方の協議会は、現場本位の協議を行いまして、迅速に成果を得るため、現地で開催することとしまして、被災地の立場に立って運営することとしております。また、地域の要望の実現に向けまして、御提案申し上げている復興庁が、関係省庁に対し、一段高い立場から強力なリーダーシップを発揮して対応してまいります。

衆議院における修正によりまして、協議会での協議の結果を尊重し、国が所要の法制上の措置等を講じる義務や、協議の経過及び内容を適時適切に国会に報告する義務の規定が追加されたところでありまして、国は、これらの規定の趣旨をしっかりと踏まえて協議会を運営し、被災地の立場に立って被災自治体の復興への取組を支援してまいります。

法案に盛り込まれている規制の特例措置についての御質問をいただきました。

復興特区法案における規制・手続に関する特例につきましては、被災直後から私を含む政府関係

者が現地に出向いて、意見交換を行うとともに、文書などで御要望を募り、把握した御要望を踏まえて法案を作成いたしました。公明党さんからもたくさんの御提案をいただきました。

その結果、住宅、産業、町づくり等の各分野にわたる個別の規制の特例を盛り込んだことに加えまして、多くの被災地で要望の強かった土地利用再編のための一連の特例や雇用創出のための税制上の特例等を盛り込んでおります。御指摘の再生可能エネルギーに関する特例についても、バイオマスエネルギー施設を設置するための農地法、森林法の特例や、小水力発電に関する河川法、電気事業法の手続に関する特例を創設したところであります。

復興特区に係る三つの計画について御質問をいただきました。

本法案における復興推進計画、復興整備計画、復興交付金事業計画の三つの計画は、それぞれ内容、手続等が異なっているため、自治体の使い勝手から個別の計画として取り扱うこととしております。自治体は自らが必要と考える計画だけを策定することになりますが、これに加えて、三つの計画の中で必要なものを組み合わせて一つの計画として策定して提出することも可能とするような柔軟な運用を心掛けまして、自治体が必要な計画をできるだけ簡便に策定できるように工夫してまいります。

住民組織やＮＰＯ、ソーシャルビジネスを計画作成のための協議会に組み込んでいく点について対応がされているかどうかの御質問をいただきました。

復興の円滑かつ迅速な推進のためには、住民組織やＮＰＯ等の民間の知恵や活力を取り入れることが必要であります。また、これらの者は、復興推進事業の実施主体として地域の復興に重要な役割を担うことが期待されているところであります。

したがいまして、計画策定主体である地方公共団体が、推進しようとする取組の内容に応じて必要と認めるときは、住民組織やＮＰＯ等を地域協議会に構成員として加えまして、積極的に意見を吸い上げつつ計画を策定していただくことが望ましいと考えております。

既存企業に対する税制上の特例措置の詳細及び特例措置の適用の拡大についての御質問をいただきました。

復興特区制度では、被災地における投資や雇用を促進する観点から様々な税制上の特例措置を講ずることとしております。

新設企業につきましては、立ち上げ当初の経営が安定していないと考えられますことから、法人税を五年間無税とする特に大胆な措置を講じまして、創業を支援し、地域への定着を促すところとしたところであります。

一方で、既存企業につきましても、御指摘のとおり、事業用設備を取得した場合の特別償却制度や税額控除、被災者を雇用する場合の税額控除等の適用を受けることが可能でありまして、地方税についても、既存企業に対する不均一課税等も補填措置の対象になるものであります。

続いて、特例措置の適用の拡大についての御質問についてですが、今回創設した税制上の特例措置等を活用いたしまして、被災地における雇用や投資につなげていくことが重要であると考えております。まずは、これらの制度が十分活用されるよう、被災地方公共団体の復興推進計画作成の支援等、適切な対応に努めてまいります。

福島再生特別法の内容についての御質問をいただきました。

福島再生のための特別立法につきましては、私が座長の原子力災害からの福島再生復興協議会において福島県と協議を行っているところであります。福島県からは、警戒区域等のふるさと再生、産業活力の再生のための特別の措置等を特別法に盛り込むよう御要望をいただいているところであります。

政府としても、要望を踏まえまして、避難区域の設定や風評被害といった原子力事故に起因する他の被災地と異なる事情に応じまして、どのような対策を講じるべきか、現在、内容の検討を進めているところであります。

最後に、復興庁の事務の在り方についての御質問をいただきました。

復興庁の事務につきましては、復興交付金は、被災地におけるハード的事業全般について網羅するものであります。また、復興特区は、各府省の規制・制度や税制に切り込み、被災地のための特例を設けるものであり、強力な制度となっております。

他方、医療の再生や中小企業支援など各事業の復興につきましては、各府省の主体的な取組を促進しつつ、それぞれ府省のノウハウや知見を活用することが効果的でありまして、復興庁には勧告権、予算要求の調整権を付与することとしております。

復興庁設置法案につきましては、現在、各党間で修正協議が進められていると伺っております。御意見を真摯に受け止めてまいりたいと考えております。（拍手）

（国務大臣前田武志君登壇、拍手）

○国務大臣（前田武志君）　谷合正明議員にお答えいたします。

被災した土地の買上げ価格についてお尋ねがありました。

防災集団移転促進事業において、被災した移転元の土地を取得する場合には、一般の公共事業用地を取得する場合の考え方に準じて、契約締結時における正常な取引価格として事業主体である地方公共団体が適切な不動産鑑定評価等を参考に評価、決定することとしております。その際、災害の発生するおそれ、災害危険区域としての建築の禁止、制限の内容やその程度を勘案するととも

に、復興計画による土地の効用の回復見通し等にも留意することとなっております。

本来、移転元の土地価格については、正常な取引価格として市場で形成される性格のものであることから、地方公共団体においては、まず、復興計画に基づく町づくりを通じて地域全体の価値を高める等の工夫を行っていただくことが重要と認識しております。

一方、移転される方の負担ができる限り軽減されるように対応することが重要と考えており、移転先で住宅や宅地を取得する際の各種支援措置等により、移転者の負担を極力軽減し、円滑な集団移転が進むよう支援してまいります。

以上でございます。（拍手）

○議長（平田健二君）　上野ひろし君。

〔上野ひろし君登壇、拍手〕

○上野ひろし君　上野ひろしでございます。

みんなの党を代表して、ただいま議題となりました東日本大震災復興特別区域法案について質問いたします。

最初に、法案の提出時期についてお伺いいたします。

私も、震災の発生以来、何度も現地を訪れ、被災自治体の皆様、避難所で生活されている皆様始め多くの方々とお会いしてきました。既に繰り返し指摘がなされておりますが、被災地では、政府の対応が遅い、何をいつどのように実行してくれるのか又は実行してくれないのかが分からないので復旧・復興の見通しも立たないという本当に切実な声が上がっております。

先般成立した第三次補正予算についても、本来であれば、より充実した内容のものをもっと早く国会において議論するべきでありました。

この復興特区法案についても、我々は、震災の発生直後、三月の時点からその必要性を訴えてまいりました。被災自治体、多くの有識者の方々からも御要望があったところであります。

それから既に八か月がたちましたが、その間、被災地の方々に対し、どのような制度の下で復興を進めていくことになるのかは示されず、迅速な対応が求められている中で時間がいたずらに空費されてきたのではないでしょうか。このようなことでは、本格的な復興は遅れるばかりであります。

まず、政府がこうした復興特区の必要性を認識したのはいつか、その後どのような検討がなされてきたのか、また、どういう理由で法案の提出がこの時期まで遅れたのか、大臣の答弁を求めます。

さらに、復興特区法の施行時期については、附則第一条において、「公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日」とされておりますが、この法律が実質的に機能するためには、それに加え、政府が復興特別区域基本方針を定める必要があります。

その内容が明らかにならなければ地方公共団体は復興推進計画の作成を行えないわけでありますが、この基本方針が定められる時期は具体的にいつごろになる見通しなのか、また、基本方針の策定を待たず、地方公共団体が復興推進計画の作成を開始できるよう政府において必要な対応を取るべきではないかと考えますが、見解をお伺いいたします。

次に、復興特区法に基づいて復興を進めていく期間についてお伺いいたします。

この法律自体は時限立法ではなく恒久法であり、一方で、附則第二条には五年後の検討条項が置かれております。

申すまでもなく、一日も早く被災地の復旧・復興を実現することが必要でありますが、現在の被災地の状況を踏まえれば、本格的な復興までには大変な時間が掛かることも想定されます。

政府として、復興特区法により被災地の復興を図っていく期間をいつごろまでと想定しているのか、こういった想定がなければ最終的にどの程度の規模の支援が必要になるのかといった見通しも立たないのではないかと思いますが、政府としての考えをお伺いいたします。加えて、法施行後、五年後の検討に当たってはどのような観点から見直しを行っていくのか、お聞かせください。

今の質問とも関連をして、地方公共団体が作成する復興推進計画についてお伺いいたします。

この復興推進計画の計画期間は法律上規定をされておらず、例えば、十年、二十年といった長期の計画を策定することも可能となっております。

その場合、先ほど伺った復興特区法に基づき復興を進めていくことを想定されている期間との関係、五年後の検討条項との関係をどう整理されているのか。仮に、現在の特例措置を前提に地方公共団体が長期の計画を策定した場合、この法律の内容を見直すことが難しくなる可能性もありますけれども、その点についてはどう整理されているのか、お伺いいたします。

次に、復興推進計画の認定についてお伺いいたします。

法第四条第九項において認定の基準が規定されておりますが、それはどれも抽象的なものであり、実際に計画を作成する地方公共団体にとっては、自分たちの作る計画が認定されるのかどうか、具体的なメルクマールがないまま手探りで作業を進めていくことにもなりかねません。また、具体的な基準がないことにより、運用の段階で、国の判断で認定が厳格に行われてしまうようなことにもなりかねません。

個々の事情は様々だから一律の基準は設けられない、個々の申請内容に応じて判断をするということかもしれませんが、そうでなくても様々な業務に忙殺されている地方公共団体に無用の混乱を招くことがないよう、法令に明確に規定する、そうでなければ何らかの形で具体的な方向性を示したりするといった対応が必要なのではないかと考

えますが、政府の考えをお伺いいたします。

次に、被災地への新規立地を促進するための課税の特例措置についてであります。

被災地で状況をお伺いすると、今回の措置により新たな企業が立地するということになれば有り難いが、特に大きな投資を伴うような企業の新規立地が多く見込めるわけではなく、むしろ既存の企業をどう被災地につなぎ止めるかが地域の経済を支えるという意味では重要であるという声を多く聞きます。さらに、震災の発生後、復興推進計画の認定の前に既に被災地に新たに立地されている企業も存在します。

こういった企業に対しても、今この法案に盛り込まれている措置だけではなく、新規立地企業と同様の、より手厚い支援を行うことが被災地の経済を活性化していくためには必要なのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

新たな規制の特例措置等の提案について、この法案では、民間企業の方々は、「認定地方公共団体等に対して、当該新たな規制の特例措置等の整備について提案をするよう要請することができる。」とされており、地方公共団体の段階で要請を絞り込み、限定的に内閣総理大臣に提案するという制度になっております。

特例措置の対象となる規制を所管しているのは地方公共団体ではなく各省庁であり、地方公共団体が自らが所管しない規制の取扱いについて責任を持って判断することができるのか、また、場合によっては、復旧・復興のために膨大な事務を行っている地方公共団体に更に過度な負担を強いることになるのではないかという懸念もあります。

そもそも、地域の方々の主体的な取組による復興を実現するという意味では、民間企業の方々が直接内閣総理大臣に対して新たな規制の特例措置等に関する提案を行うことができるようにすべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。

最後に、復興交付金の交付の規模についてお伺いいたします。

復興交付金については、地方公共団体が提出した事業計画に基づき国が交付することとされておりますが、その規模をどの程度と想定しているのか、また、それに対して現在の予算措置は十分だと考えておられるのでしょうか。

法律の第七十八条第二項では、予算の範囲内で交付すると規定されておりますが、既存の予算額が制約となり、申請された復興交付金の規模が予算の額を超えた場合には交付金が交付されないということになれば問題ではないかと思いますが、大臣の見解をお伺いいたします。さらに、必要な場合には改めて十分な予算措置を講ずるべきと考えますが、いかがでしょうか。

以上、八問を平野復興担当大臣にお伺いいたします。

重要なのは、一日でも早く被災地の方々が東日本大震災が発生する前の生活や経済活動を取り戻し、さらには、震災前よりも強く活力のある地域をつくり出すことであることは、大臣も含め我々の共通認識であろうかと思います。

是非、御答弁に当たっては、これまでの類似の答弁と同内容のものを読み上げるといったことではなく、平野大臣の御決意が感じられる御自身の言葉での御答弁をいただきたいということをお願いして、私の質問を終わります。

ありがとうございました。（拍手）

〔国務大臣平野達男君登壇、拍手〕

○国務大臣（平野達男君）　上野議員からは、八問質問をちょうだいいたしました。

まず、復興特区制度の検討経緯について御質問をいただきました。

復興特区制度につきましては、復興構想会議において議論が行われました結果、本年六月の同会議の提言においてその活用を図ることとされたところであります。また、復興基本法においても、復興特区制度の導入のために必要な法制上の措置を講ずる旨定められたところであります。

これらを受けまして、被災地域の地方公共団体等の声を十分伺った上で、復興特区制度に関する検討を進め、本臨時国会に法案を提出させていただいたところであります。

復興特別基本方針についての御質問をいただきました。

基本方針については、法案の施行後、今国会における議論や被災地方公共団体の御意見を踏まえ、可能な限り早期に閣議決定をしたいと考えております。また、基本方針の策定前においても、被災地方公共団体が本法案に基づく計画の作成の準備を進められるよう、説明会の開催等、必要な支援を行ってまいりたいと考えております。

復興特区法による復興支援の期間と特区法の施行後五年以内の検討について御質問をいただきました。

本年七月に策定された東日本大震災からの復興の基本方針においては、復興期間を十年としまして、被災地の一刻も早い復旧・復興を目指す観点から、当初の五年間を集中復興期間と位置付けております。政府としましては、この復興期間を目安としつつ、インフラの応急復旧の実施、地域の復興計画の早期策定に向けた支援、インフラ等の整備スケジュールを明示した工程表の作成、公表等により、被災市町村、県と共同して早期に向けて鋭意取り組んでいるところであります。

法律の施行後五年以内の施行状況の検討に当たりましては、このような各地域の復興の進捗状況を把握しまして、東日本大震災からの復興の円滑かつ迅速な推進を着実に達成していく観点から、被災地のその時点における復興の実態を踏まえまして所要の検討をしていくことになると考えております。

復興推進計画の期間と特区法の期間との関係について御質問をいただきました。

復興推進計画は、被災自治体が復興の円滑かつ

迅速な推進のために策定する計画であります。その計画期間は、御指摘のとおり、法律上は記載することを求めておりません。各自治体が地域の復興のために必要と考える期間を定めることが可能であります。一方で、復興特区法も活用いただき、被災地が一日も早い復興を成し遂げることが重要と考えております。

被災地では、今様々な困難の中で復興に向けて懸命な取組を行っております。国も県と共同して全面的に支援をしてまいりたいと考えております。

こうした観点から、極力集中的に復興を進めていただいた上で、本法の施行後五年以内の検討に当たっては、復興に取り組む自治体の御意見も伺いながら、各地域の復興の進捗状況、規制の特例措置の需要等を把握しまして、これらの被災地の復興の実態を踏まえた制度設計をすることになると考えております。

計画の認定基準を具体的に規定する等の対応が必要ではないかとの御質問をいただきました。

具体的な計画の認定基準としては、例えば、復興の円滑かつ迅速な推進に資する目標とその達成に必要な事業が記載されていること、事業内容や実施スケジュールが具体化されていること等を復興特別区域基本方針で定める予定であります。

なお、復興推進計画の認定に当たりましては、地方公共団体に対して画一的なものは求めず、法律や基本方針で定めた基準への適合については、復興に向けた地方公共団体の考え方や創意工夫を尊重し、極力弾力的に判断してまいりたいと考えております。

既存企業等へ新設企業と同様の税制上の特例措置を講ずるべきとの御質問をいただきました。

御指摘のように、既存企業の支援は重要であります。例えば、事業用設備を取得した場合の即時償却や被災者を雇用する場合の税額控除等の特例を設けるところとしたところであり、こうした措置によって既存企業による投資や雇用が促進されることを期待しております。

なお、新規立地促進税制につきましては、企業の新規立地を促進するという政策目的のための税制であるという基本的な性格から、既存企業や計画認定前に新規進出した企業を対象とすることは困難であると考えております。

政府としましては、被災地においてこの税制を有効に活用していただくため、例えば、地方公共団体が企業の立地の動きがある区域のみを対象として復興推進計画を作成し認定を申請することを認める等、計画の認定において柔軟な対応をするほか、復興推進計画の認定を迅速に行うよう努めてまいります。

民間企業からの規制の特例の提案について御質問をいただきました。

復興推進計画の作成等は、地域住民の意向や地域の特性を把握し、様々な関係者のニーズを調整し、地域全体の復興について責任を持って推進する立場にある地方公共団体が担うこととしているところであります。このため、民間事業者等からの新たな規制の特例措置の提案については、そのような地方公共団体に対して行うこととしたところであります。

新たな規制の特例措置の提案に関する業務が地方公共団体に過重な負担とならないよう、国と地方の協議会の運営は現場本位とするとともに、現在、御提案している復興庁及び復興局が中心となって必要な支援を行ってまいります。

最後に、復興交付金の予算措置についての御質問をいただきました。

復興交付金については、どのくらいの事業計画が提出されるかをあらかじめ正確にお答えすることはできませんが、被災地において当面想定される事業量等を踏まえ、第三次補正予算において国費で一兆五千六百十二億円を計上したところでありまして、当面必要な額を十分に確保しているものと考えております。また、平成二十四年度概算要求においても、復興交付金について事項要求を行っているところであります。

今後とも、地方における復興プランの策定状況や交付金の執行状況等を踏まえまして、不足が生じることのないよう予算の確保に努めてまいります。

以上でございます。（拍手）

○議長（平田健二君）　これにて質疑は終了いたしました。

○議長（平田健二君）　日程第一　経済上の連携に関する日本国とペルー共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件

日程第二　経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件

以上両件を一括して議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。外交防衛委員長福山哲郎君。

〔審査報告書及び議案は本号（その二）に掲載〕

〔福山哲郎君登壇、拍手〕

○福山哲郎君　ただいま議題となりました条約二件につきまして、外交防衛委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、ペルーとの経済連携協定は、両国間において、物品及び国境を越えるサービスの貿易の自由化及び円滑化を進め、自然人の移動、競争、知的財産等の幅広い分野での枠組みを構築すること等について定めるものであります。

次に、メキシコとの経済連携協定改正議定書は、両国間における物品の貿易に関する市場アクセス条件の更なる改善及び認定輸出者による原産地申告制度の導入等について定めるものであります。

委員会におきましては、両件を一括して議題とし、両条約締結の意義、両条約の締結が我が国経

済に及ぼす影響とその対策、二国間経済連携協定とＴＰＰ、環太平洋パートナーシップ協定との関係等について質疑が行われましたが、詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終え、順次採決の結果、両件はいずれも全会一致をもって承認すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（平田健二君）　これより両件を一括して採決いたします。

両件の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長（平田健二君）　間もなく投票を終了いたします。――これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長（平田健二君）　投票の結果を報告いたします。

投票総数　二百二十八

賛成　二百二十二

反対　六

よって、両件は承認することに決しました。

（拍手）

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長（平田健二君）　**日程第三　平成二十三年度分の地方交付税の総額の特例等に関する法律等の一部を改正する法律案**

日程第四　東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律案

（いずれも内閣提出、衆議院送付）

日程第五　経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための地方税法等の一部を改正する法律案（第百七十七回国会内閣提出、第百七十九回国会衆議院送付）

以上三案を一括して議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。総務委員長藤末健三君。

〔審査報告書及び議案は本号（その二）に掲載〕

〔藤末健三君登壇、拍手〕

○藤末健三君　ただいま議題となりました三法律案につきまして、総務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、平成二十三年度分の地方交付税の総額の特例等に関する法律等の一部を改正する法律案は、東日本大震災に係る復興事業等の実施のための特別の財政需要等に対応する震災復興特別交付税を交付できるようにするため、平成二十三年度分として交付すべき地方交付税の総額及び同年度分の一般会計から交付税及び譲与税配付金特別会計への繰入金の額の算定について特例を設けるとともに、同年度分として交付すべき普通交付税及び特別交付税の総額の特例を設けるほか、震災復興特別交付税の額の決定に関する特例等を設けようとするものであります。

次に、東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律案は、東日本大震災からの復興を図ることを目的として、東日本大震災復興基本法第二条に定める基本理念に基づき、平成二十三年度から平成二十七年度までの間において実施する施策のうち、全国的に、かつ、緊急に地方公共団体が実施する防災のための施策に要する費用の財源を確保するため、臨時の措置として個人住民税の均等割の標準税率の引上げを行おうとするものであります。

なお、衆議院において、個人住民税均等割の標準税率の特例の適用期間及び加算額を変更するとともに、地方たばこ税の税率の特例に関する規定を削除する等の修正が行われております。

次に、経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための地方税法等の一部を改正する法律案は、経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図る観点から、個人住民税における退職所得の一〇％税額控除廃止、更正の請求期間の延長等の納税環境の整備等を行おうとするものであります。

なお、本法律案につきましては、第百七十七回国会において、題名を改めるとともに、現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制を整備するための措置について削除する等の内閣修正が、また、今国会において、地方税に関する税務調査手続の見直しに関する改正規定中、新たな税務調査手続の追加に係る規定を削除する等の内閣修正がそれぞれ行われております。

また、衆議院において、題名を改めるとともに、個人住民税における扶養控除の見直しに関する規定を削除する等の修正が行われております。

委員会におきましては、三法律案を一括して議題とし、震災復興特別交付税の交付対象と交付時期、緊急防災・減災事業で想定する具体的施策、税務調査における適切な質問検査の必要性、復旧・復興に係る予算執行の在り方等について質疑が行われました。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して山下芳生委員より、東日本大震災からの復興財源確保に係る地方税の臨時特例法案及び経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための地方税法等改正案に反対する旨の意見が述べられました。

討論を終局し、順次採決の結果、まず、平成二十三年度分の地方交付税の総額の特例等に関する法律等の一部改正案につきましては、全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、東日本大震災からの復興財源確保に係る地方税の臨時特例法案及び経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための地方税法等改

正案につきましては、いずれも多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、東日本大震災からの復興財源確保に係る地方税の臨時特例法案に対し附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（平田健二君）　これより採決をいたします。

まず、平成二十三年度分の地方交付税の総額の特例等に関する法律等の一部を改正する法律案の採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長（平田健二君）　間もなく投票を終了いたします。――これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長（平田健二君）　投票の結果を報告いたします。

投票総数　二百三十
賛成　二百三十
反対　〇

よって、本案は全会一致をもって可決されました。（拍手）

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長（平田健二君）　次に、東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律案及び経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための地方税法等の一部を改正する法律案を一括して採決いたします。

両案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長（平田健二君）　間もなく投票を終了いたします。――これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長（平田健二君）　投票の結果を報告いたします。

投票総数　二百三十
賛成　二百十
反対　二十

よって、両案は可決されました。（拍手）

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長（平田健二君）　日程第六　経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律案（第百七十七回国会内閣提出、第百七十九回国会衆議院送付）

日程第七　東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法案（内閣提出、衆議院送付）

以上両案を一括して議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。財政金融委員長尾立源幸君。

〔審査報告書及び議案は本号（その二）に掲載〕

〔尾立源幸君登壇、拍手〕

○尾立源幸君　ただいま議題となりました両法律案につきまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律案は、経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図る観点から、法人税率の引下げ、納税環境の整備等について所要の措置を講じようとするものであります。

なお、本法律案につきましては、題名を改め、現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律案に規定される措置に関する改正規定を削除するとともに、施行期日等を修正し、国税通則法改正に係る一部の規定を削除する等の内閣修正が行われております。

また、衆議院において、所得税の諸控除の見直し、相続税の基礎控除・税率構造の見直し及び地球温暖化対策のための課税の特例の創設等の措置を削除する修正が行われております。

次に、東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法案は、東日本大震災からの復興を図ることを目的として、平成二十三年度から平成二十七年度までの間において実施する施策に必要な財源を確保するための特別措置として、財政投融資特別会計財政融資資金勘定からの国債整理基金特別会計への繰入れ並びに日本たばこ産業株式会社及び東京地下鉄株式会社の株式の所属替え等の措置を講ずるとともに、復興特別税を創設するほか、当該財源についての公債の発行に関する措置等を定めようとするものであります。

なお、本法律案につきましては、衆議院において、復興特別所得税の課税対象期間を二十五年間に延長するとともに、その税率を引き下げ、復興特別たばこ税に係る規定を削除するほか、所要の修正が行われております。

委員会におきましては、両法律案を一括して議題とし、野田内閣総理大臣に対する質疑を行うとともに、参考人から意見を聴取し、復興債の償還期間の在り方、復興財源を増税で賄うことの是非、東日本大震災からの復興に向けた事業推進の必要性、消費税を含む税制抜本改革の実施の道筋、法人実効税率引下げの意義、納税者権利憲章に関する規定を削除した理由等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、みんなの党を代表して中西健治委員、日本共産党を代

表して大門実紀史委員より、それぞれ両法律案に反対する旨の意見が述べられました。

討論を終了し、順次採決の結果、両法律案はいずれも多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、復興財源確保法案に対し附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（平田健二君）　両案に対し、討論の通告がございます。順次発言を許します。中西健治君。

〔中西健治君登壇、拍手〕

○中西健治君　中西健治です。

みんなの党は、所得税法等の一部を改正する法律案及び震災復興のための財源確保法案に対して、反対の立場から討論をさせていただきます。

みんなの党は、増税なき復興を訴え、徹底した歳出削減、政府保有の資産売却、特別会計における剰余金等の有効活用を行えば、十一・二兆円程度の財源を捻出することは十二分に可能であり、増税の必要など全くないと主張してまいりました。

震災からの復興が遅々として進まない現在の状況に加え、急激に進む円高、欧州危機による日本経済への影響の懸念が強まっているこうした状況下で、安易な増税により財源を確保しようとする政府の姿勢は大いに問題です。ましてや、今回の所得税、住民税増税は被災地住民もひとしく負担することになっており、被災地への考慮も全くなされておりません。

元々は、次の世代にツケを回さないことを大義名分に、五年間の臨時増税という形で国民に負担をお願いするとしていたものが、最終的には二十五年間の増税ということになりました。もはや、次の世代にツケを回さないという大義名分は失われているばかりか、二十五年掛けて十一・二兆円の財源を確保するのであれば年間四千四百億円程度を捻出すれば足りる話であり、九十三兆円もの規模の予算を策定している我が国においてこの程度の歳出削減ができないようでは、これから社会保障制度改革、財政健全化を進めていく中で、必要となる財源は全て増税で賄うということになりかねません。

平成二十五年度までに国家公務員人件費の二割削減を行うことを民主党はマニフェストで国民に約束をしました。野田総理大臣は、二割削減の旗は下ろしていないと口では繰り返しますが、実際に復興の財源に織り込まれているのは、僅か年間二千九百億円、二年分の五千八百億円のみです。二割削減を実現すれば、年に一兆円もの財源が確保できることになります。十年たてば十兆円です。それを財源として織り込まないということは、つまり、口ではやると言うものの、実際にはやる気はないと宣言していることと同じではないですか。

本法案では、復興特別税の負担軽減について、税外収入の上積みと決算剰余金の活用のみが対象とされており、元々復興財源に織り込まれている国家公務員人件費を始めとする歳出削減にかかわる項目が更に深掘りされた場合に負担軽減の対象とするということが明示されておらず、不十分な内容の法律となっています。こうしたことでは費用削減への動機付けが働かず、復興基本法第七条に定められている、予算を徹底的に見直し、歳出の削減を図るという条項の趣旨にも大きく反していると言わざるを得ません。

震災の復興に要する費用の多くは、インフラの整備です。復興のための公共事業投資は、費用対効果の見込めない類いの無駄な公共事業ではなく、まさに被災地再生に向けての必要な公共事業投資であり、その分は通常の建設国債で賄えばよいのではないでしょうか。復興基本法では復興債の発行が認められていますが、復興にかかわる全ての費用を復興債で賄わなければいけないとはどこにも書かれておらず、復興債をその他の公債と区分管理を行うことと建設国債を活用することとは相入れないものではありません。

国民負担をできるだけ少なくしようという気概が今の政府には全く感じられません。みんなの党が既に何度も国会に提出している国会議員歳費三割カット、ボーナス五割カット法案については、審議は棚上げされ、国会議員が率先垂範してこの国難に当たっていこうという覚悟が全く見られません。国会議員の定数削減についても、衆議院選挙制度に関する各党協議会では、政権与党である民主党や、そして自民党も、現行制度の維持を前提に現在の小選挙区の区割りの小手先の変更だけを行えばよいとの姿勢に終始し、抜本的な一票の格差の解消や小選挙区での定数削減については先送りしようという姿勢を変えようとしていません。

国債整理基金の十兆円の活用、労働保険特会での剰余金五兆円の活用、外為特会で毎年満期を迎える米国債への再投資を行っている十五兆円の一部資金の活用等、みんなの党はこれまで増税に代わる具体的な対案を政府に対して提案してきました。それを一顧だにせず、ただただ増税、増税と突き進む現政権に、本当に国民の負担を少しでも軽くしようという気持ちがあるのでしょうか。

郵政の株式売却は、自民党政権下で既に決まっていたことです。それを凍結したのは民主党政権です。凍結法を廃止すれば、すぐにでも郵政株を売却できるのです。売却できないのは野党が政府提出の郵政民営化に逆行する法案に賛成しないからなどというのは本末転倒です。郵政民営化法は今も有効な法律であるのですから、一刻も早く凍結法案を廃止すればよいだけのことです。

復興債と建設国債、赤字国債との線引きも極めて曖昧です。復興基本方針に含まれていない円高対策などもいつの間にか復興関連として第三次補正予算に組み込まれ、復興債で資金手当てをされる対象となっており、このままではこれまで一般

会計の歳出で賄われていたものが復興関連への歳出に付け替えられてしまう、そうした危惧があり、また、安住財務大臣は委員会の答弁で復興債の発行上限額は十五・五兆円だと明言されましたが、法律では明示されていません。中期財政フレームで定められた新規国債発行額を四十四兆円に抑えるという目的のために復興債が使われるという懸念は払拭されません。

わざわざ、今回、復興の財源のために消費税を税目から外したのは、所得税、住民税は復興財源として、消費税は社会保障改革の財源として割り振りを行うことによって、税と社会保障の一体改革の議論との交錯・複雑化によって虎の子の消費税増税が不確かになってしまうことを回避しようとしているのが見え見えです。

今後、税と社会保障の一体改革についての国会での議論が始まるわけでありますが、そこでは当然、財源の在り方、すなわち、税方式なのか保険料方式なのかといったことや、そもそも所得の再配分という観点で現行の税収の仕組みが今のままでよいのかなどという本質的な議論が行われるはずです。

しかし、そうした状況が分かっている中で、今、暫定的と称して二十五年間も現行の所得税、住民税の枠組みを維持したままで税率のみをアップしてしまうということは、今後、所得税の在り方などの抜本的な改革がしにくくなるのではないでしょうか。こうしたことが分かっていて今所得税、住民税の増税を行うということは、税と社会保障の一体改革とはまたもや口ばかり、要は、税制の抜本的な見直しを行うことなく、温存された消費税の税率アップというだけの結論に持ち込みたいという財務省のシナリオが丸見えであります。

所得税法等の一部改正についても、法人税減税の立場を取るみんなの党は、その趣旨には賛成するものの、そもそも本法案が財源確保法案に基づく増税とのパッケージの法案であり、加えて、本来は財源とは無関係である納税者保護のための納税者権利憲章制定規定までもが削除されており、反対するものであります。

財源の規模からしても全く必要がなく、ましてや大義名分すら失われている中で今回こうして安易に増税が行われてしまうことは、今後、そのまま安易な消費税増税が行われる初めの一歩になる懸念を禁じ得ません。

これからも、みんなの党は、増税の前にやるべきことがある、増税の前には徹底した行政のスリム化、歳出削減を行うべきであることを引き続き訴えていくことを申し上げ、私の反対討論とさせていただきます。（拍手）

○議長（平田健二君）　古川俊治君。

〔古川俊治君登壇、拍手〕

○古川俊治君　自由民主党の古川俊治です。

私は、自由民主党・無所属の会を代表して、ただいま議題となりました東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法案、いわゆる財源確保法案等について、賛成の立場から討論をいたします。

震災から既に八か月以上がたちましたが、いまだに本格的な復興は始まっていません。我々がこの法案に賛成するのは、一刻も早い復興が急務であるという強い思いからであります。政府・民主党は、復興をここまで遅らせた責任を深く自覚すべきです。復興の遅れは民主党政権の明らかな失政であり、本来であればこれだけを取っても民主党が政権の座にいる資格はない、これを最初に強く申し上げます。

しかしながら、遅れてしまった時間を元に戻すことはできません。事ここに至っては、第三次補正予算の執行が一日も早く行われるよう全力を尽くさなければなりません。被災地が待ち望んでいた復興予算を被災地が望むような形でスムーズに執行することが政府の責務であります。間違っても、官僚の言いなりになって、予算執行に厳しい条件を付けたり煩雑な手続を押し付けたりして、被災地の復興を妨害するようなことがあってはなりません。野田総理には、財務省の方ではなく国民の方を向いて仕事をしていただくよう強く求めます。

今後の復興費用は、その総額もまだ明らかではありません。政府はいまだに、七月に決めた復興基本方針の五年間で十九兆円、十年間で二十三兆円という復興費用の試算を根拠にしています。しかし、そもそもこの試算は、全く事情の異なる阪神・淡路大震災における復興費用を参考にした、根拠に乏しいものです。

復興基本方針からも既に四か月がたち、原発事故を中心として、当時の想定よりも深刻な被害の実態が明らかになってきました。そろそろしっかりとした試算を行うべきときではありませんか。岩手、宮城、福島の被災三県の試算を合わせると、三十兆円以上が必要と見込まれています。また、除染費用や原発の廃炉費用など、今後更に必要となる費用もあります。これらを盛り込んだ新たな復興費用の試算を政府は早急に公表し、それに基づいた財源確保策の検討を始めるべきです。政府の動きが遅いと、不幸になるのは被災地なのです。もうこれ以上ツーリトル・ツーレートの復興政策で被災地を苦しめることのないよう強く求めます。

政府は当初、復興債の償還期限を十年間としていました。与野党の協議の結果二十五年となったわけですが、このことによって、政府と我々では復興に対する基本理念が全く異なっていることが明確になりました。

震災からの復興は、将来にわたって使われる道路や港湾、鉄道などの社会インフラ、更に言えば、町全体、地域全体を我々の世代と将来の世代の共有財産として整備しようとするものです。だからこそ、我々は長期の償還を主張したのです。我々の世代は、将来の世代に負担をお願いしても

恥ずかしくないように、むしろ喜んで負担を分かち合っていただけるように、被災地を立派によみがえらせる責任と覚悟を持って復興に当たるべきなのです。

そのような本格的な復興を構想するならば、十年などという償還期間が出てくるはずはありません。政府の頭には一時しのぎの、取りあえずの応急手当て以上のビジョンがなかった、そう考えざるを得ません。

政府が復興財源創出のためと言っている歳出削減もまた中途半端で、理念に欠けるものです。

政府は、国家公務員給与の削減で六千億円の財源を捻出すると言います。しかし、それよりはるかに数の多い地方公務員の給与は手付かずです。なぜ公務員全体で復興のために力を合わせようという発想にならないのでしょうか。

それどころか、地方公務員の給与は削減しないという合意を組合側と交わしていた疑いまであります。事実だとすれば大変な問題であり、被災地に対する裏切りです。政府が幾ら否定しても、一方の当事者である連合がはっきりとそう言っている以上、疑いは晴れません。

更に問題なのは、人事院勧告を見送り、組合と合意した給与削減を優先させるという法を無視した態度です。人事院勧告より多く給与を減らすんだからいいといった、へ理屈でごまかせる問題ではありません。これは、人事院勧告という法に基づいた制度と組合の要望とどちらを優先するのか、憲法や法律の規定と支持団体の利害とどちらを優先するのかという根本的な問題なのです。原発への対応でも見せた法を無視する態度は、政権党として言語道断であります。それが変わらない以上、民主党政権に政権を担う資格はありません。

今回の法案では、与野党協議によって復興特別会計が設置されることになりました。しかし、この特別会計は来年度から設置されることになっており、今年度分の補正予算で支出した復興費用はこれに含まれません。

本来であれば、本年度の補正予算を含めて全ての復興費用とその財源を特別会計で管理すべきです。国民に負担をお願いする以上、少なくとも復興に用いる全ての資金の流れとその財源を、地方公共団体の施策も含めて具体的に明らかにすることが必要です。

既に、第三次補正予算で行う施策の中に、全国防災費や立地補助金、住宅エコポイントなど、通常は本予算で行うべき施策が目立ちます。復興予算を隠れみのにして赤字国債の発行限度を潜脱するようなことがあれば、許されるはずはありません。これを防ぐためにも、復興費用の全貌を速やかに明示することは政府の最低限の義務であることを強く申し入れます。

震災対応以外でも、民主党政権の政権運営は目に余ります。

野田総理がＴＰＰや消費税問題で見せた二枚舌外交、海外で格好のいい約束をして国民には適当な説明でごまかすという外交手法は、鳩山元総理からの民主党のお家芸です。これによって損なわれてきた国益の大きさは計り知れません。

このことを反省もせずに、全く同じ外交手法を繰り返して恥じていない野田総理、そして民主党には学習能力が欠如しているとしか思えません。

ＴＰＰに関しては、国益を守ると言うだけで、これまで関係国間でどんな交渉が行われてきたのか、今後、日本が参加する場合に何が問題となるのか、具体的な説明は何もありません。余りにも国民を軽視した態度であります。

一方で、尖閣問題、竹島問題と同様、相変わらず外国政府に対しては全くの及び腰であります。今回も、ホワイトハウスによる全ての物品・サービスを貿易自由化交渉のテーブルにのせるという発表に対して、事実とは違うと言いながら強く訂正を求めることもしないというのは理解できません。

消費税問題でも総理は国民をばかにした態度を取っています。四年間消費税を上げないと宣言して議席を取っておいて、いつの間にか増税が既定路線かのようなことを言っています。増税の法案を通した後、実際に税を上げる前に国民に信を問えばいいなどというのは全くの詭弁、裏切りです。国民をだまして議席だけ取って、あとは好きなことをしようというのは、許し難い国民軽視です。

所信表明で「正心誠意」と述べた野田総理ですが、どこが「正心誠意」なのでしょうか。国民に対して自らの政策についてごまかしの説明しかできない以上、国民の不信は募るばかりです。総理大臣としての適格性を疑います。

野田総理は、一昨年の自らの著書の中で、民意を反映していない総理は良くない、総理が替わるときには民意を問うべきだと主張しています。野田総理自身、前回の総選挙から既に三人目の総理であり、決して民意を得て就任したわけではありません。

この財源確保法案が成立すれば、震災復興のための予算措置にも一応のめどが付きます。予算執行が軌道に乗り次第、これまでの民主党政権の失政の責任を取って、また、今後の消費税増税への国民の信を問うために、速やかに解散・総選挙を行うことを求め、私の討論を終わります。（拍手）

○議長（平田健二君）　これにて討論は終局いたしました。

○議長（平田健二君）　これより両案を一括して採決いたします。

両案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長（平田健二君）　間もなく投票を終了いたします。――これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長（平田健二君）　投票の結果を報告いたします。

投票総数　二百二十九
賛成　二百九
反対　二十

よって、両案は可決されました。（拍手）

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長（平田健二君）　本日はこれにて散会いたします。

午後零時二十分散会

出席者は左のとおり。

議長　平田　健二君
副議長　尾辻　秀久君

議員

竹谷とし子君　石川　博崇君
吉田　忠智君　亀井亜紀子君
横山　信一君　秋野　公造君
山内　徳信君　森田　高君
自見庄三郎君　谷合　正明君
山本　博司君　又市　征治君
江崎　孝君　有田　芳生君
西田　実仁君　浜田　昌良君
山本　香苗君　大久保潔重君
米長　晴信君　舟山　康江君
長沢　広明君　加藤　修一君
渡辺　孝男君　松野　信夫君
林　久美子君　川上　義博君
室井　邦彦君　広田　一君
魚住裕一郎君　松　あきら君
荒木　清寛君　柳澤　光美君
小林　正夫君　今野　東君
中村　哲治君　木庭健太郎君
白浜　一良君　山口那津男君
草川　昭三君　神本美恵子君
谷　博之君　広野ただし君
増子　輝彦君　一川　保夫君
藤原　正司君　はた　ともこ君
小西　洋之君　谷　亮子君
安井美沙子君　大野　元裕君
斎藤　嘉隆君　小見山幸治君
西村まさみ君　徳永　エリ君
金子　洋一君　平山　誠君
吉川　沙織君　外山　斎君
友近　聡朗君　梅村　聡君
行田　邦子君　金子　恵美君
徳永　久志君　牧山ひろえ君
水戸　将史君　大島九州男君
横峯　良郎君　轟木　利治君
蓮　舫君　藤末　健三君
尾立　源幸君　前川　清成君
川合　孝典君　大久保　勉君
白　眞勲君　那谷屋正義君
佐藤　公治君　ツルネン　マルティ君
櫻井　充君　武内　則男君
川崎　稔君　藤田　幸久君
岩本　司君　鈴木　寛君
高橋　千秋君　柳田　稔君
小川　敏夫君　輿石　東君
羽田雄一郎君　榛葉賀津也君
福山　哲郎君　郡司　彰君
長浜　博行君　小川　勝也君
石橋　通宏君　浜田　和幸君
中西　祐介君　田城　郁君
難波　奨二君　糸数　慶子君
髙階恵美子君　平山　幸司君
松浦　大悟君　中谷　智司君
植松恵美子君　風間　直樹君
塚田　一郎君　姫井由美子君
谷岡　郁子君　藤原　良信君
大河原雅子君　相原久美子君
加賀谷　健君　藤谷　光信君
足立　信也君　藤本　祐司君
水岡　俊一君　津田弥太郎君
芝　博一君　主濱　了君
加藤　敏幸君　岡田　直樹君
森　ゆうこ君　松井　孝治君
大塚　耕平君　辻　泰弘君
平野　達男君　池口　修次君
山根　隆治君　岡崎トミ子君
直嶋　正行君　北澤　俊美君
前田　武志君　田中　直紀君
江田　五月君　石井　一君
山東　昭子君　中原　八一君
長谷川　岳君　藤川　政人君
若林　健太君　三原じゅん子君
熊谷　大君　岩井　茂樹君
磯﨑　仁彦君　上野　通子君
西田　昌司君　古川　俊治君
牧野たかお君　丸山　和也君
山田　俊男君　石井みどり君
佐藤　信秋君　礒崎　陽輔君
島尻安伊子君　義家　弘介君
石井　準一君　福岡　資麿君
佐藤ゆかり君　岸　信夫君
北川イッセイ君　小泉　昭男君
末松　信介君　松山　政司君
中川　雅治君　中村　博彦君
二之湯　智君　藤井　基之君
宮沢　洋一君　世耕　弘成君
脇　雅史君　鶴保　庸介君
野上浩太郎君　関口　昌一君
山谷えり子君　鴻池　祥肇君
山崎　正昭君　小坂　憲次君
岩城　光英君　中曽根弘文君
溝手　顕正君　衛藤　晟一君
伊達　忠一君　鈴木　政二君
谷川　秀善君　渡辺　猛之君
中山　恭子君　上野ひろし君

田村　智子君
赤石　清美君
山下　芳生君
青木　一彦君
小熊　慎司君
片山さつき君
山本　順三君
片山虎之助君
大門実紀史君
水落　敏栄君
猪口　邦子君
柴田　巧君
岡田　広君
加治屋義人君
愛知　治郎君
江口　克彦君
橋本　聖子君
松村　龍二君
山崎　力君
金子原二郎君
川田　龍平君

国務大臣

総務大臣　石井　浩郎君
国務大臣　荒井　広幸君
外務大臣　森　まさこ君
財務大臣　舛添　要一君
農林水産大臣　紙　智子君
国土交通大臣　松下　新平君
防衛大臣　山本　一太君

川端　達夫君
玄葉光一郎君
安住　淳君
鹿野　道彦君
前田　武志君
一川　保夫君

石井　浩郎君
荒井　広幸君
森　まさこ君
舛添　要一君
紙　智子君
松下　新平君
藤井　孝男君
桜内　文城君
松村　祥史君
川口　順子君
中西　健治君
井上　哲士君
吉田　博美君
有村　治子君
寺田　典城君
市田　忠義君
林　芳正君
山本　一太君
岸　宏一君
小野　次郎君
水野　賢一君

国務大臣（内閣官房長官）　藤村　修君
国務大臣　平野　達男君
副大臣
内閣府副大臣　後藤　斎君

議長の報告事項

去る二十五日議長は、議長西岡武夫君に対しさきに議決した弔詞をささげた。

同日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

財政金融委員
辞任　補欠
川上　義博君　藤谷　光信君

文教科学委員
辞任　補欠
藤谷　光信君　川上　義博君

国家基本政策委員
辞任　補欠
谷川　秀善君　中原　八一君
林　芳正君　若林　健太君
木庭健太郎君　魚住裕一郎君

決算委員
辞任　補欠
若林　健太君　林　芳正君

議院運営委員
辞任　補欠
中原　八一君　谷川　秀善君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

政府開発援助等に関する特別委員
辞任　補欠
姫井由美子君　田城　郁君

同日議長において、次のとおり憲法審査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

辞任　補欠
芝　博一君　平山　誠君
直嶋　正行君　斎藤　嘉隆君
白　眞勲君　はた　ともこ君

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。

平成二十三年度分の地方交付税の総額の特例等に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第二号）

東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律案（閣法第三号）

経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための地方税法等の一部を改正する法律案（第百七十七回国会閣法第四号）

総務委員会に付託

東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法案（閣法第四号）

経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律案（第百七十七回国会閣法第二号）

財政金融委員会に付託

同日議員から次の質問主意書が提出された。

心の傷病者に係る雇用保険の受給手続の改善に関する質問主意書（浜田昌良君提出）（第二八号）

同日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員上野通子君提出預託法に基づく株式会社安愚楽牧場からの報告に関する質問に対する答弁書（第二四号）

参議院議員糸数慶子君提出在日米軍の米軍属の公務中における犯罪に関する質問に対する答弁書（第二五号）

参議院議員秋野公造君提出長崎県松浦市鷹島沖で発見された元寇船の文化財指定及び保存の在り方に関する質問に対する答弁書（第二六号）

参議院議員秋野公造君提出玄海原発から半径十キロメートル以内の長崎県松浦市鷹島、黒島等の防災体制の強化に関する質問に対する答弁書（第二七号）

参議院議員糸数慶子君提出米軍普天間飛行場の辺野古移設に伴う環境影響評価書に関する質問に対する答弁書（第二八号）

参議院議員福島みずほ君提出東京電力福島第一原子力発電所の事故対応に関するマニュアルの共有に関する質問に対する答弁書（第二九号）

同日議長は、十四日の議長就任に際し、次の各国議会議長より祝辞を接受するとともに、これに対し、各国議会議長宛礼状を発送した。

チェコ共和国　ミラン・シュチェフ上院議長

ブルガリア共和国　ツェツカ・ツァチェヴァ国民議会議長

同日議長は、十四日の議長就任に際し、スラビツァ・ジューキッチ・デヤノビッチ・セルビア共和国議会議長より祝辞を接受した。

一昨二十八日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

法務委員

辞任　補欠
溝手　顕正君　渡辺　猛之君

財政金融委員

辞任　補欠
藤谷　光信君　川上　義博君

文教科学委員

辞任　補欠
川上　義博君　藤谷　光信君

国土交通委員

辞任　補欠
渡辺　猛之君　溝手　顕正君

国家基本政策委員

辞任　補欠
中原　八一君　谷川　秀善君
若林　健太君　林　芳正君
魚住裕一郎君　木庭健太郎君

決算委員

辞任　補欠
林　芳正君　若林　健太君

議院運営委員

辞任　補欠
谷川　秀善君　中原　八一君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

政府開発援助等に関する特別委員

辞任　補欠
田城　郁君　姫井由美子君

同日議長において、次のとおり憲法審査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

辞任　補欠
斎藤　嘉隆君　直嶋　正行君
はた　ともこ君　白　眞勲君
平山　誠君　芝　博一君

同日委員会において選任した理事は次のとおりである。

国家基本政策委員会

理事　広野ただし君（広野ただし君の補欠）

同日次の質問主意書を内閣に転送した。

民主党政権の国づくりビジョンに関する質問主意書（岩井茂樹君提出）（第三三号）

基礎的輸液製剤の安定的供給に関する質問主意書（藤井基之君提出）（第三四号）

環太平洋パートナーシップ（ＴＰＰ）協定の教育分野への影響に関する質問主意書（上野通子君提出）（第三五号）

高校生の留学政策の転換に関する質問主意書（上野通子君提出）（第三六号）

朝鮮総連と朝鮮学校の関係などに関する質問主意書（義家弘介君提出）（第三七号）

昨二十九日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

法務委員

辞任　補欠
渡辺　猛之君　熊谷　大君

財政金融委員

辞任　補欠
若林　健太君　磯﨑　仁彦君

文教科学委員

辞任　補欠
熊谷　大君　溝手　顕正君

経済産業委員

辞任　補欠
磯﨑　仁彦君　若林　健太君

国土交通委員

辞任　補欠
溝手　顕正君　渡辺　猛之君

国家基本政策委員

辞任　補欠
松井　孝治君　徳永　エリ君

議院運営委員

辞任　補欠
徳永　エリ君　松井　孝治君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

災害対策特別委員

辞任　補欠
加賀谷　健君　難波　奨二君

同日議長において、次のとおり調査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

国際・地球環境・食糧問題に関する調査会委員

辞任　補欠
大石　尚子君　徳永　久志君
松田　公太君　桜内　文城君

国民生活・経済・社会保障に関する調査会委員

辞任　補欠
広田　一君　はた　ともこ君

同日衆議院から、同院において修正議決した次の内閣提出案を受領した。

東日本大震災復興特別区域法案（閣法第一号）

同日委員長から次の報告書が提出された。

経済上の連携に関する日本国とペルー共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第一号）審査報告書

経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件（閣条第二号）審査報告書

平成二十三年度分の地方交付税の総額の特例等に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第二号）審査報告書

東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律案（閣法第三号）審査報告書

経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための地方税法等の一部を改正する法律案（第百七十七回国会閣法第四号）審査報告書

経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律案（第百七十七回国会閣法第二号）審査報告書

東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法案（閣法第四号）審査報告書

同日議員から次の質問主意書が提出された。

住宅セーフティネットの確立に向けた住宅政策の在り方に関する質問主意書（秋野公造君提出）（第三九号）

同日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員藤井基之君提出子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業に関する質問に対する答弁書（第三〇号）

参議院議員横山信一君提出障害福祉サービスの基盤整備に関する質問に対する答弁書（第三一号）

参議院議員藤井基之君提出放射性物質に係る漢方生薬製剤等の取扱いに関する質問に対する答弁書（第三二号）

同日議長において、次のとおり東京電力福島原子力発電所事故に係る両議院の議院運営委員会の合同協議会委員の辞任を許可し、その補欠を指名し、その旨本院事務総長から衆議院事務総長宛に通知した。

辞任　　補欠

徳永　エリ君　　松井　孝治君

同日内閣から、左記の者を国家公務員倫理審査会会長及び同委員に任命したいので、国家公務員倫理法第十四条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

（十二月二日任期満了の吉本徹也の後任）（会長）

池田　修

（同日任期満了の北城恪太郎の後任）（委員）

前田　新造

（同日任期満了による再任）（同）　草野　忠義

（同日任期満了による再任）（同）　羽入佐和子

同日内閣から、左記の者を総合科学技術会議議員に任命したいので、内閣府設置法第三十条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

（平成二十四年一月五日任期満了の本庶佑の後任）

平野　俊夫

（同日任期満了による再任）　青木　玲子

（同日任期満了による再任）　中鉢　良治

同日内閣から、左記の者を情報公開・個人情報保護審査会委員に任命したいので、情報公開・個人情報保護審査会設置法第四条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

（十月二十一日辞職の北澤義博の後任）

近藤　卓史

同日内閣から、左記の者を再就職等監視委員会委員長及び同委員に任命したいので、国家公務員法第百六条の八第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

（委員長）　羽柴　駿

（委員）　伊東　研祐

（同）　篠原　文也

（同）　番　敦子

（同）　笠　京子

同日内閣から、左記の者を電波監理審議会委員に任命したいので、電波法第九十九条の三第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

（十二月十一日任期満了による再任）

原島　博

（十二月十八日任期満了による再任）

松﨑　陽子

同日内閣から、左記の者を日本放送協会経営委員会委員に任命したいので、放送法第三十一条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

（十二月二十一日任期満了の叶井真由美の後任）

松下　雋

同日内閣から、左記の者を中央更生保護審査会委員に任命したいので、更生保護法第六条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

（十二月二十四日任期満了による再任）

北村　節子

（同日任期満了の戸田信久の後任）

増田　暢也

同日内閣から、左記の者を公安審査委員会委員に任命したいので、公安審査委員会設置法第五条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

（十二月十三日任期満了による再任）

橋本　五郎

同日内閣から、左記の者を宇宙開発委員会委員に任命したいので、文部科学省設置法第十一条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

（十月六日辞職の野本陽代の後任）

青木　節子

同日内閣から、左記の者を労働保険審査会委員に任命したいので、労働保険審査官及び労働保険審査会法第二十七条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

（十二月二十四日任期満了の井上和子の後任）

山本　通子

（同日任期満了による再任）　宮崎　公男

同日内閣から、左記の者を中央社会保険医療協議会委員に任命したいので、社会保険医療協議会法第三条第六項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

（十二月三日任期満了による再任）

関原　健夫

同日内閣から、左記の者を社会保険審査会委員に任命したいので、社会保険審査官及び社会保険審査会法第二十二条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

（十二月二十四日任期満了の池内駿之の後任）

森　俊介

（同日任期満了による再任）　矢野　隆男

同日内閣から、左記の者を調達価格等算定委員会委員に任命したいので、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第三十三条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

進藤　孝生
辰巳　菊子
山内　弘隆
山地　憲治
和田　武

同日内閣から、左記の者を公害健康被害補償不服審査会委員に任命したいので、公害健康被害の補償等に関する法律第百十三条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

（十二月二十四日任期満了による再任）

加藤　抱一

同日会計検査院長から、会計検査院法第三十条の二の規定に基づく「高速増殖原型炉もんじゅの研究開発等について、適時適切に研究開発経費を把握して公表することにより研究開発の一層の透明性の確保を図るとともに、使用可能な関連施設の利活用を図るよう独立行政法人日本原子力研究開発機構理事長に対して意見を表示したもの」についての報告を受領した。

同日会計検査院長から、会計検査院法第三十条の二の規定に基づく「情報システムに係る契約における競争性、予定価格の算定、各府省等の調達に関する情報の共有等の状況について」の報告を受領した。

同日議長は、シソワット・チヴォン・モニレアック・カンボジア王国上院議長代行より、同国における九月上旬からの記録的豪雨による洪水被害に際し発送した見舞電報に対する礼状を接受した。

同日議長は、十四日の議長就任に際し、次の各国議会議長より祝辞を接受するとともに、これに対し、各国議会議長宛礼状を発送した。

ベルギー王国　サビーヌ・ド・ベトゥヌ上院議長
大韓民国　朴熺太国会議長

投票者氏名

日程第一　経済上の連携に関する日本国とペルー共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件
日程第二　経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件

賛成者二二二名

足立　信也君　相原久美子君
有田　芳生君　池口　修次君
石井　一君　石橋　通宏君
一川　保夫君　岩本　司君
植松恵美子君　梅村　聡君
江崎　孝君　江田　五月君
小川　勝也君　小川　敏夫君
尾立　源幸君　大河原雅子君
大久保　勉君　大久保潔重君
大島九州男君　大塚　耕平君
大野　元裕君　岡崎トミ子君
加賀谷　健君　加藤　敏幸君
風間　直樹君　金子　恵美君
金子　洋一君　神本美恵子君
川合　孝典君　川上　義博君
川崎　稔君　北澤　俊美君
郡司　彰君　小西　洋之君
小林　正夫君　小見山幸治君
行田　邦子君　興石　東君
今野　東君　佐藤　公治君
斎藤　嘉隆君　櫻井　充君
主濱　了君　榛葉賀津也君
鈴木　寛君　田城　郁君
田中　直紀君　高橋　千秋君
武内　則男君　谷　博之君
谷　亮子君　谷岡　郁子君
ソルネン　マルティ君　津田弥太郎君
辻　泰弘君　外山　斎君
徳永　エリ君　徳永　久志君
轟木　利治君　友近　聡朗君
那谷屋正義君　直嶋　正行君
中谷　智司君　中村　哲治君
長浜　博行君　難波　奨二君
西村まさみ君　はた　ともこ君
羽田雄一郎君　白　眞勲君
林　久美子君　姫井由美子君
平野　達男君　平山　幸司君
平山　誠君　広田　一君

広野ただし君　福山　哲郎君
藤末　健三君　藤田　幸久君
藤谷　光信君　藤本　祐司君
藤原　正司君　藤原　良信君
舟山　康江君　前川　清成君
前田　武志君　牧山ひろえ君
増子　輝彦君　松井　孝治君
松浦　大悟君　松野　信夫君
水戸　将史君　水岡　俊一君
室井　邦彦君　森　ゆうこ君
安井美沙子君　柳澤　光美君
柳田　稔君　山根　隆治君
横峯　良郎君　吉川　沙織君
米長　晴信君　蓮　舫君
愛知　治郎君　青木　一彦君
赤石　清美君　有村　治子君
石井　準一君　石井　浩郎君
石井みどり君　磯﨑　仁彦君
礒崎　陽輔君　猪口　邦子君
岩井　茂樹君　岩城　光英君
上野　通子君　衛藤　晟一君
岡田　直樹君　岡田　広君
加治屋義人君　片山さつき君
金子原二郎君　川口　順子君
岸　宏一君　岸　信夫君
北川イッセイ君　熊谷　大君
小泉　昭男君　小坂　憲次君
鴻池　祥肇君　佐藤ゆかり君

島尻安伊子君　末松　信介君
鈴木　政二君　世耕　弘成君
関口　昌一君　伊達　忠一君
高階恵美子君　谷川　秀善君
塚田　一郎君　鶴保　庸介君
中川　雅治君　中曽根弘文君
中西　祐介君　中原　八一君
中村　博彦君　二之湯　智君
西田　昌司君　野上浩太郎君
長谷川　岳君　橋本　聖子君
林　芳正君　福岡　資麿君
藤井　基之君　藤川　政人君
古川　俊治君　牧野たかお君
松下　新平君　松村　祥史君
松村　龍二君　松山　政司君
丸山　和也君　三原じゅん子君
水落　敏栄君　溝手　顕正君
宮沢　洋一君　森　まさこ君
山崎　力君　山崎　正昭君
山田　俊男君　山谷えり子君
山本　一太君　山本　順三君
吉田　博美君　義家　弘介君
若林　健太君　脇　雅史君
渡辺　猛之君　秋野　公造君
荒木　清寛君　石川　博崇君
魚住裕一郎君　加藤　修一君
草川　昭三君　木庭健太郎君
白浜　一良君　竹谷とし子君

谷合　正明君　長沢　広明君
西田　実仁君　浜田　昌良君
松　あきら君　山口那津男君
山本　香苗君　山本　博司君
横山　信一君　渡辺　孝男君
上野ひろし君　江口　克彦君
小熊　慎司君　小野　次郎君
桜内　文城君　川田　龍平君
柴田　巧君　寺田　典城君
中西　健治君　水野　賢一君
荒井　広幸君　片山虎之助君
中山　恭子君　藤井　孝男君
舛添　要一君　又市　征治君
山内　徳信君　吉田　忠智君
亀井亜紀子君　自見庄三郎君
森田　高君　糸数　慶子君
尾辻　秀久君　浜田　和幸君

反対者氏名　六名

井上　哲士君　市田　忠義君
紙　智子君　田村　智子君
大門実紀史君　山下　芳生君

日程第三　平成二十三年度分の地方交付税の総額の特例等に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

賛成者氏名　二三〇名

足立　信也君　相原久美子君
有田　芳生君　池口　修次君
石井　一君　石橋　通宏君
一川　保夫君　岩本　司君
植松恵美子君　梅村　聡君
江崎　孝君　江田　五月君
小川　勝也君　小川　敏夫君
尾立　源幸君　大河原雅子君
大久保　勉君　大久保潔重君
大島九州男君　大塚　耕平君
大野　元裕君　岡崎トミ子君
加賀谷　健君　加藤　敏幸君
金子　恵美君　金子　洋一君
神本美恵子君　川合　孝典君
川上　義博君　川崎　稔君
北澤　俊美君　北澤　俊美君
小西　洋之君　小林　正夫君
小見山幸治君　行田　邦子君
輿石　東君　今野　東君
佐藤　公治君　斎藤　嘉隆君
櫻井　充君　芝　博一君
主濱　了君　榛葉賀津也君
鈴木　寛君　田城　郁君
田中　直紀君　高橋　千秋君
武内　則男君　谷　博之君
谷　亮子君　谷岡　郁子君
ツルネン　マルティ君　津田弥太郎君
辻　泰弘君　徳永　エリ君
外山　斎君

徳永　久志君
友近　聡朗君
直嶋　正行君
中村　哲治君
難波　奨二君
はた　ともこ君
白　眞勲君
姫井由美子君
平山　幸司君
広田　一君
福山　哲郎君
藤田　幸久君
藤本　祐司君
藤原　良信君
前川　清成君
牧山ひろえ君
松井　孝治君
松野　信夫君
水岡　俊一君
森　ゆうこ君
柳澤　光美君
山根　隆治君
吉川　沙織君
蓮　舫君
青木　一彦君
有村　治子君
石井　浩郎君
磯﨑　仁彦君
轟木　利治君
那谷屋正義君
中谷　智司君
長浜　博行君
西村まさみ君
羽田雄一郎君
林　久美子君
平野　達男君
平山　誠君
広野ただし君
藤末　健三君
藤谷　光信君
藤原　正司君
舟山　康江君
前田　武志君
増子　輝彦君
松浦　大悟君
水戸　将史君
室井　邦彦君
安井美沙子君
柳田　稔君
横峯　良郎君
米長　晴信君
愛知　治郎君
赤石　清美君
石井　準一君
石井みどり君
礒崎　陽輔君

猪口　邦子君
岩城　光英君
衛藤　晟一君
岡田　広君
片山さつき君
川口　順子君
岸　信夫君
熊谷　大君
小坂　憲次君
佐藤ゆかり君
島尻安伊子君
鈴木　政二君
関口　昌一君
高階恵美子君
塚田　一郎君
中川　雅治君
中西　祐介君
中村　博彦君
西田　昌司君
長谷川　岳君
林　芳正君
藤井　基之君
古川　俊治君
松下　新平君
松村　龍二君
丸山　和也君
水落　敏栄君
宮沢　洋一君
岩井　茂樹君
上野　通子君
岡田　直樹君
加治屋義人君
金子原二郎君
岸　宏一君
北川イッセイ君
小泉　昭男君
鴻池　祥肇君
山東　昭子君
末松　信介君
世耕　弘成君
伊達　忠一君
谷川　秀善君
鶴保　庸介君
中曽根弘文君
中原　八一君
二之湯　智君
野上浩太郎君
橋本　聖子君
福岡　資麿君
藤川　政人君
牧野たかお君
松村　祥史君
松山　政司君
三原じゅん子君
溝手　顕正君
森　まさこ君

山崎　力君
山田　俊男君
山本　一太君
吉田　博美君
若林　健太君
渡辺　猛之君
荒木　清寛君
魚住裕一郎君
草川　昭三君
白浜　一良君
谷合　正明君
西田　実仁君
松　あきら君
山本　香苗君
横山　信一君
上野ひろし君
小熊　慎司君
川田　龍平君
柴田　巧君
中西　健治君
井上　哲士君
紙　智子君
大門実紀史君
荒井　広幸君
中山　恭子君
舛添　要一君
山内　徳信君
亀井亜紀子君
山崎　正昭君
山谷えり子君
山本　順三君
義家　弘介君
脇　雅史君
秋野　公造君
石川　博崇君
加藤　修一君
木庭健太郎君
竹谷とし子君
長沢　広明君
浜田　昌良君
山口那津男君
山本　博司君
渡辺　孝男君
江口　克彦君
小野　次郎君
桜内　文城君
寺田　典城君
水野　賢一君
市田　忠義君
田村　智子君
山下　芳生君
片山虎之助君
藤井　孝男君
又市　征治君
吉田　忠智君
自見庄三郎君

森田　高君　糸数　慶子君
尾辻　秀久君　浜田　和幸君

反対者氏名　〇名

日程第四　東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第五　経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための地方税法等の一部を改正する法律案（第百七十七回国会内閣提出、第百七十九回国会衆議院送付）

賛成者氏名　二一〇名

足立　信也君　相原久美子君
有田　芳生君　池口　修次君
石井　一君　石橋　通宏君
一川　保夫君　岩本　司君
植松恵美子君　梅村　聡君
江崎　孝君　江田　五月君
小川　勝也君　小川　敏夫君
尾立　源幸君　大河原雅子君
大久保　勉君　大久保潔重君
大島九州男君　大塚　耕平君
大野　元裕君　岡崎トミ子君
加賀谷　健君　加藤　敏幸君
風間　直樹君　金子　恵美君
金子　洋一君　神本美恵子君

川合　孝典君　川上　義博君
川崎　稔君　北澤　俊美君
郡司　彰君　小西　洋之君
小林　正夫君　小見山幸治君
行田　邦子君　奥石　東君
今野　東君　佐藤　公治君
斎藤　嘉隆君　櫻井　充君
芝　博一君　主濱　了君
榛葉賀津也君　鈴木　寛君
田城　郁君　田中　直紀君
高橋　千秋君　武内　則男君
谷　博之君　谷　亮子君
谷岡　郁子君　ツルネン　マルティ君
津田弥太郎君　辻　泰弘君
外山　斎君　徳永　エリ君
徳永　久志君　轟木　利治君
友近　聡朗君　那谷屋正義君
直嶋　正行君　中谷　智司君
中村　哲治君　長浜　博行君
難波　奨二君　西村まさみ君
はた　ともこ君　羽田雄一郎君
白　眞勲君　林　久美子君
姫井由美子君　平野　達男君
平山　幸司君　平山　誠君
広田　一君　広野ただし君
福山　哲郎君　藤末　健三君
藤田　幸久君　藤谷　光信君
藤本　祐司君　藤原　正司君
藤原　良信君　舟山　康江君

前川　清成君　前田　武志君
牧山ひろえ君　増子　輝彦君
松井　孝治君　松浦　大悟君
松野　信夫君　水戸　将史君
水岡　俊一君　室井　邦彦君
森　ゆうこ君　安井美沙子君
柳澤　光美君　柳田　稔君
山根　隆治君　横峯　良郎君
吉川　沙織君　米長　晴信君
蓮　舫君　愛知　治郎君
青木　一彦君　赤石　清美君
有村　治子君　石井　準一君
石井　浩郎君　石井みどり君
磯崎　仁彦君　礒崎　陽輔君
猪口　邦子君　岩井　茂樹君
岩城　光英君　上野　通子君
衛藤　晟一君　岡田　直樹君
岡田　広君　加治屋義人君
片山さつき君　金子原二郎君
川口　順子君　岸　宏一君
岸　信夫君　北川イッセイ君
熊谷　大君　小泉　昭男君
小坂　憲次君　鴻池　祥肇君
佐藤ゆかり君　山東　昭子君
島尻安伊子君　末松　信介君
鈴木　政二君　世耕　弘成君
関口　昌一君　伊達　忠一君
髙階恵美子君　谷川　秀善君
塚田　一郎君　鶴保　庸介君

中川　雅治君　中曽根弘文君
中西　祐介君　中原　八一君
中村　博彦君　二之湯　智君
西田　昌司君　野上浩太郎君
長谷川　岳君　橋本　聖子君
林　芳正君　福岡　資麿君
藤井　基之君　藤川　政人君
古川　俊治君　牧野たかお君
松下　新平君　松村　祥史君
松村　龍二君　松山　政司君
丸山　和也君　三原じゅん子君
水落　敏栄君　溝手　顕正君
宮沢　洋一君　森　まさこ君
山崎　力君　山崎　正昭君
山田　俊男君　山谷えり子君
山本　一太君　山本　順三君
吉田　博美君　義家　弘介君
若林　健太君　脇　雅史君
渡辺　猛之君　秋野　公造君
荒木　清寛君　石川　博崇君
魚住裕一郎君　加藤　修一君
草川　昭三君　木庭健太郎君
白浜　一良君　竹谷とし子君
谷合　正明君　長沢　広明君
西田　実仁君　浜田　昌良君
松　あきら君　山口那津男君
山本　香苗君　山本　博司君
横山　信一君　渡辺　孝男君
荒井　広幸君　片山虎之助君

日程第六　経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律案（第百七十七回国会内閣提出、第百七十九回国会衆議院送付）
日程第七　東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法案（内閣提出、衆議院送付）

賛成者氏名　二〇九名

足立　信也君　相原久美子君
有田　芳生君　池口　修次君
石井　一君　石橋　通宏君
一川　保夫君　岩本　司君
上野ひろし君　江口　克彦君
小熊　慎司君　小野　次郎君
川田　龍平君　桜内　文城君
柴田　巧君　寺田　典城君
中西　健治君　水野　賢一君
井上　哲士君　市田　忠義君
紙　智子君　田村　智子君
大門実紀史君　山下　芳生君
又市　征治君　山内　徳信君
吉田　忠智君　糸数　慶子君

反対者氏名　二〇名

中山　恭子君　藤井　孝男君
舛添　要一君　亀井亜紀子君
自見庄三郎君　森田　高君
尾辻　秀久君　浜田　和幸君

植松恵美子君　梅村　聡君
江崎　孝君　江田　五月君
小川　勝也君　小川　敏夫君
尾立　源幸君　大河原雅子君
大久保　勉君　大久保潔重君
大島九州男君　大塚　耕平君
大野　元裕君　岡崎トミ子君
加賀谷　健君　加藤　敏幸君
風間　直樹君　金子　恵美君
金子　洋一君　神本美恵子君
川合　孝典君　川上　義博君
川崎　稔君　北澤　俊美君
郡司　彰君　小西　洋之君
小林　正夫君　小見山幸治君
行田　邦子君　輿石　東君
今野　東君　佐藤　公治君
斎藤　嘉隆君　櫻井　充君
芝　博一君　主濱　了君
榛葉賀津也君　鈴木　寛君
田城　郁君　田中　直紀君
高橋　千秋君　武内　則男君
谷　博之君　谷　亮子君
谷岡　郁子君　ソルネンマルティ君
津田弥太郎君　辻　泰弘君
外山　斎君　徳永　エリ君
徳永　久志君　轟木　利治君
友近　聡朗君　那谷屋正義君
直嶋　正行君　中谷　智司君
中村　哲治君　長浜　博行君

難波　奨二君　西村まさみ君
はた　ともこ君　羽田雄一郎君
白　眞勲君　林　久美子君
姫井由美子君　平野　達男君
平山　幸司君　平山　誠君
広田　一君　広野ただし君
福山　哲郎君　藤末　健三君
藤田　幸久君　藤谷　光信君
藤本　祐司君　藤原　正司君
藤原　良信君　舟山　康江君
前川　清成君　牧山ひろえ君
増子　輝彦君　松井　孝治君
松浦　大悟君　松野　信夫君
水戸　将史君　水岡　俊一君
室井　邦彦君　森　ゆうこ君
安井美沙子君　柳澤　光美君
柳田　稔君　山根　隆治君
横峯　良郎君　吉川　沙織君
米長　晴信君　蓮　舫君
愛知　治郎君　青木　一彦君
赤石　清美君　有村　治子君
石井　準一君　石井　浩郎君
石井みどり君　磯崎　仁彦君
磯崎　陽輔君　猪口　邦子君
岩井　茂樹君　岩城　光英君
上野　通子君　衛藤　晟一君
岡田　直樹君　岡田　広君
加治屋義人君　片山さつき君
金子原二郎君　川口　順子君

岸　宏一君　岸　信夫君
北川イッセイ君　熊谷　大君
小泉　昭男君　小坂　憲次君
鴻池　祥肇君　佐藤　信秋君
佐藤ゆかり君　山東　昭子君
島尻安伊子君　末松　信介君
鈴木　政二君　世耕　弘成君
関口　昌一君　伊達　忠一君
高階恵美子君　谷川　秀善君
塚田　一郎君　鶴保　庸介君
中川　雅治君　中曽根弘文君
中西　祐介君　中原　八一君
中村　博彦君　二之湯　智君
西田　昌司君　野上浩太郎君
長谷川　岳君　橋本　聖子君
林　芳正君　福岡　資麿君
藤井　基之君　藤川　政人君
古川　俊治君　牧野たかお君
松下　新平君　松村　祥史君
松村　龍二君　松山　政司君
丸山　和也君　三原じゅん子君
水落　敏栄君　溝手　顕正君
宮沢　洋一君　森　まさこ君
山崎　力君　山崎　正昭君
山田　俊男君　山谷えり子君
山本　一太君　山本　順三君
吉田　博美君　義家　弘介君
若林　健太君　脇　雅史君
渡辺　猛之君　秋野　公造君

荒木　清寛君　石川　博崇君
魚住裕一郎君　加藤　修一君
草川　昭三君　木庭健太郎君
白浜　一良君　竹谷とし子君
谷合　正明君　長沢　広明君
西田　実仁君　浜田　昌良君
松　あきら君　山口那津男君
山本　香苗君　山本　博司君
横山　信一君　渡辺　孝男君
荒井　広幸君　片山虎之助君
中山　恭子君　藤井　孝男君
舛添　要一君　自見庄三郎君
森田　高君　尾辻　秀久君
浜田　和幸君

反対者氏名

二〇名

上野ひろし君　江口　克彦君
小熊　慎司君　小野　次郎君
川田　龍平君　桜内　文城君
柴田　巧君　寺田　典城君
中西　健治君　水野　賢一君
井上　哲士君　市田　忠義君
紙　智子君　田村　智子君
大門実紀史君　山下　芳生君
又市　征治君　山内　徳信君
吉田　忠智君　糸数　慶子君

預託法に基づく株式会社安愚楽牧場からの報告に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十三年十一月十五日

上野　通子

参議院議長　平田　健二殿

預託法に基づく株式会社安愚楽牧場からの報告に関する質問主意書

平成二十三年十一月十四日の参議院消費者問題に関する特別委員会において、山岡消費者及び食品安全担当大臣は、株式会社安愚楽牧場が平成二十二年夏、預託法に基づき消費者庁に対し経営状況の報告を申し出たにもかかわらず、報告を受けずに放置してきたことを認める答弁を行った。同社を取り巻く問題が史上最大の消費者被害事件と呼ばれるまでに拡大した背景には、消費者庁の怠慢があることは明らかであり、極めて遺憾である。これに関して、以下のとおり質問する。

一　農林水産省は平成二十一年二月、預託法に基づき同社に立入調査を行った。同調査で明らかになった当時の同社の経営状況について明らかにされたい。

二　農林水産省は平成二十一年三月、同社に対し経営状況に関する定期報告を要請した。これに対する同社からの報告の時期と内容について明らかにされたい。

三　同社は平成二十二年夏、消費者庁に対し報告を申し出たが、前述の同大臣の答弁のとおり、消費者庁はこれを放置した。同社が報告を申し出た時点から、消費者庁が同社からの報告を受けなくても問題ないと判断した時点までの経過について、それぞれの日付を含めて明らかにされたい。併せて、そのように判断した理由について、政府の見解を示されたい。

右質問する。

平成二十三年十一月二十五日

内閣総理大臣　野田　佳彦

参議院議長　平田　健二殿

参議院議員上野通子君提出預託法に基づく株式会社安愚楽牧場からの報告に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員上野通子君提出預託法に基づく株式会社安愚楽牧場からの報告に関する質問に対する答弁書

一について

平成二十一年一月、農林水産省は、特定商品等の預託等取引契約に関する法律（昭和六十一年法律第六十二号。以下「預託法」という。）第十条第一項の規定に基づき、有限会社安愚楽共済牧場（当時）に立入検査を行った。この立入検査は預託法違反の有無を調査するために行ったものであり、財務諸表等の検査は行ったが、同社の経営状況の詳細については把握していない。

二について

お尋ねの報告については、平成二十一年七月十四日付けで、株式会社安愚楽牧場から農林水産省に対し、預託法第三条の規定に基づき顧客に対し交付している書面等、預託法第六条に規定する業務及び財務の状況を記載した書類、平成二十年度の事業報告書及び決算書類、同年度の法人税に係る確定申告書及びその添付書類の写し並びに決算期現在における牛の飼養状況についての書類が提出されている。

三について

平成二十二年七月、株式会社安愚楽牧場から消費者庁取引・物価対策課（当時）に対し、預託法の遵守状況について報告したい旨の連絡があった。消費者庁としては、二についてで述べた同社からの報告により、一についてで述べた立入検査において、農林水産省が同社に指摘した財産の状況を記載した書類における記載の不備が改善され、預託法上の問題はないことが確認されていたこと、また、独立行政法人国民生活センター及び全国の消費生活センターに寄せられている苦情・相談情報に、同社の預託法違反をうかがわせるものは見受けられなかったことから、同社に対して、必要と判断した場合には話を聞く旨を回答した。

在日米軍の米軍属の公務中における犯罪に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十三年十一月十五日

糸数　慶子

参議院議長　平田　健二殿

在日米軍の米軍属の公務中における犯罪に関する質問主意書

在日米軍の米軍属の公務中における犯罪（以下「公務中犯罪」という。）に対する処分の実態、日米地位協定の在り方等について、以下質問する。

一　法務省は本年十一月十一日、公務中犯罪の統計を明らかにした。これは二〇〇六年から二〇一〇年までの五年間にわたる公務中犯罪の統計であり、日米地位協定において公務中とみなされ、かつ、日本側において不起訴処分とされた米軍属の米国内での司法手続きの結果をまとめたものである。同統計によれば、計六十二件のうち軍法会議にかけられたものは無く、処分なしは二十七件、懲戒処分は三十五件となっている。処分なしが約四割を占めることは極めて不可解であり、犯罪被害者等においても、到底、納得できない。処分なしがこれだけ多数に上る点を踏まえた上で、公務中犯罪に対する政府の見解を示されたい。

二　法務省は、どのような手順で公務中犯罪の統

計を入手したのか、米国政府、在日米軍等との具体的な交渉手続き及び内容を明らかにされたい。

三　計六十二件の公務中犯罪の詳細に関して、政府の承知するところを個別・具体的に明らかにされたい。また、処分なしの二十七件については米国内での裁判権の行使の有無を、懲戒処分の三十五件については個別の内容（懲戒の種類等）を、それぞれ政府の承知するところを明らかにされたい。

四　法務省は、いかなる理由で公務中犯罪の統計を必要と判断したのか、見解を示されたい。また、統計を開始した時期を明らかにするとともに、過去の公務中犯罪の統計も明らかにされたい。

五　今次統計によって明らかとなった公務中犯罪の実態にかんがみると、米軍属の第一次裁判権は日本側が有するべきだと考えるが、政府の見解を示されたい。

六　日米合同委員会において、米軍属等の裁判権について協議されたことがあるのか。協議されたのであれば、その協議内容等の詳細を明らかにされたい。

七　以上の点を踏まえ、日米地位協定の改定に対する政府の見解を示されたい。

右質問する。

平成二十三年十一月二十五日

内閣総理大臣　野田　佳彦

参議院議長　平田　健二殿

参議院議員糸数慶子君提出在日米軍の米軍属の公務中における犯罪に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員糸数慶子君提出在日米軍の米軍属の公務中における犯罪に関する質問に対する答弁書

一、五及び七について

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定（昭和三十五年条約第七号。以下「日米地位協定」という。）第十七条3(a)において、米軍当局は、公務執行中の作為又は不作為から生ずる罪については、日米地位協定第一条(b)にいう軍属（以下単に「軍属」という。）に対して裁判権を行使する第一次の権利を有するとされているところ、この規定に基づき、米軍当局が米国の法令にのっとって行った処分については、政府としてお答えする立場にない。

軍属等の在日米軍関係者による犯罪については、公務執行中に発生したか否かにかかわらず遺憾であり、政府としては、当該犯罪が発生した時はもとより、これまで累次にわたり、米側に対し遺憾の意を伝え、米側において、在日米軍の綱紀粛正や再発防止等の所要の措置をとるよう申し入れてきている。

日米地位協定については、今後とも、日米同盟を更に深化させるよう努めていく中で、普天間飛行場の移設問題など他の喫緊の課題の進展を踏まえつつ、その対応について検討する考えである。政府としては、まずは、米軍関係者による事件・事故の防止、米軍機による騒音の軽減、在日米軍施設・区域における環境問題等の具体的な問題について、地元の方々の御要望を踏まえつつ、最大限の努力を行っていく考えである。

二及び四について

検察当局においては、米軍当局による懲戒処分の結果を適切に把握するため、軍属による公務執行中の作為又は不作為から生ずる罪であって、日本国民に対して犯されたものに係る事件のうち、検察当局が平成十八年九月以降に「第一次裁判権なし」を理由に不起訴処分にしたものに関する米軍当局による懲戒処分の結果について、不起訴処分の都度、米軍当局に照会し、回答を得ていると承知しており、法務当局においても、検察当局から報告を受けるなどして、その結果等を把握している。

三について

御指摘の「六十二件」の罪名別の内訳は、自動車運転過失致死罪に係る事件が一件、自動車運転過失傷害罪に係る事件が四十一件、業務上過失傷害罪に係る事件が十六件、道路交通法違反に係る事件が四件であるが、政府として、不起訴処分とされた個別具体的事件の詳細についてお答えすることは差し控えたい。

御指摘の「二十七件」については、「米国内での裁判権の行使」の意味が必ずしも明らかではなく、お答えすることは困難である。また、御指摘の「三十五件」については、懲戒処分の結果を個別具体的に明らかにすることは、米国政府との信頼関係が損なわれる等のおそれがあることから、お答えすることは差し控えたい。

六について

日米地位協定が定める裁判権に関する問題については、日米地位協定第二十五条1の規定に基づき設置された合同委員会の枠組みを通じ、米側と協議してきているが、その協議内容等については、日米両政府の合意なしには公表しないこととされている。当該合意のあるものについては、これを随時外務省のホームページに公表してきているところであり、その内容は、「千九百五十三年の日米行政協定（日米地位協定の前身）第十七条（刑事裁判権）改正交渉に係る外交記録及び関連資料の公表」等の件名により当該ホームページに掲載されているとおりである。

長崎県松浦市鷹島沖で発見された元寇船の文化財指定及び保存の在り方に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十三年十一月十六日

秋野　公造

参議院議長　平田　健二殿

長崎県松浦市鷹島沖で発見された元寇船の文化財指定及び保存の在り方に関する質問主意書

長崎県松浦市鷹島沖の伊万里湾にて、鎌倉時代の元寇の際に沈んだとみられる元の軍船が発見された。原形をとどめた船体が発見されたのは初めてのことであり、この船は歴史教科書で学ぶ弘安の役において約四千四百隻・約十四万人の元兵が鷹島周辺にて遭遇した暴風雨により壊滅したとされる史実を証明するものとなる。

船底の背骨にあたるキール（竜骨）は長さ十五メートルであり、船の全長は少なくとも二十メートルに達するとみられており、さらに丸木舟とは異なる木材構造船としては最古のものとなることから、保存のうえ、当該船を用いた研究の発展が期待されるところである。よって、当該船の国による文化財指定と今後の保存の在り方について質問する。

一　長崎県松浦市鷹島沖の伊万里湾にて、鎌倉時代の元寇の際に沈んだとみられる元の軍船が発見されたが、原形をとどめた船体の発見は初めてのことであり、歴史上及び学術上価値が高いものである。国の文化財としての指定を早急に進めるべきと考えるが、政府の見解を示されたい。

二　元寇船は、歴史教科書にて生徒に教育している史実資料であり、国が技術的にも財政的にも積極的に保存に関与すべきと考えるが、政府の見解を示されたい。

三　現在、長崎県松浦資料館において、これまで引き揚げられた船材の一部やいかり石、砲弾等の保存作業が行われているが、脱塩のための水槽の大きさが十分ではない。十年以上かけて脱塩を行っているが、さらに大型の水槽が準備できれば、脱塩にかかる時間はより短くなる。廃校後のプール等の施設があれば、松浦市に提供して脱塩作業の促進を行うべきと考えるが、政府の見解を示されたい。

四　今後、廃校後のプール等を用いれば元寇船の脱塩が容易になる。松浦市において保存作業が行えるよう改めて場所の提供を行うべきと考えるが、政府の見解を示されたい。

五　元寇船には華やかな色彩も残っているとされており、色彩の保存も重要と考える。船体の保存にあたっては、これまでのＰＥＧ法や糖アルコールを用いた保存方法以外の方法を国が技術支援すべきと考えるが、政府の見解を示されたい。

右質問する。

平成二十三年十一月二十五日

内閣総理大臣　野田　佳彦

参議院議長　平田　健二殿

参議院議員秋野公造君提出長崎県松浦市鷹島沖で発見された元寇船の文化財指定及び保存の在り方に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員秋野公造君提出長崎県松浦市鷹島沖で発見された元寇船の文化財指定及び保存の在り方に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の元寇船（以下「本件船体」という。）を重要文化財に指定すること等については、本件船体に係る今後の調査の結果を踏まえ、適切に対応してまいりたい。なお、本件船体が発見された場所を含む長崎県松浦市鷹島町沖については、本年七月に松浦市教育委員会から文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）に基づき史跡に指定することを求める意見具申がなされており、現在、文化庁においてその指定に向けた準備を進めているところである。史跡に指定された場合、その現状変更等については一定の制限等を受けることとなる。

二について

本件船体の保存については、本件船体に係る今後の調査の結果を踏まえ、適切に支援してまいりたい。

三について

御指摘のこれまで引き揚げられた船材の一部等については松浦市が保存作業を行っているが、同市から保存のための処理に係る御指摘のような提案があれば、可能な支援を検討してまいりたい。

四及び五について

本件船体を引き揚げるか否かについては、本件船体に係る今後の調査の結果を踏まえて判断されるべきものと考えるが、本件船体を引き揚げた場合の保存のための処理に係る技術的支援等については、関係地方公共団体等とも協議しつつ、検討してまいりたい。

玄海原発から半径十キロメートル以内の長崎県松浦市鷹島、黒島等の防災体制の強化に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十三年十一月十六日

秋野　公造

参議院議長　平田　健二殿

玄海原発から半径十キロメートル以内の長崎県松浦市鷹島、黒島等の防災体制の強化に関する質問主意書

現在の原子力発電所の安全協定は、多くの場合、立地都道府県と立地市町村のみが締結することになっている。また、電源立地地域対策交付金は、住民の福祉の向上等を目的として、多くの場合、立地都道府県及び立地市町村に対して配分されてきた。

東京電力福島第一原子力発電所事故による避難地域及び屋内退避地域が原発からの距離で定められたように、先般、原子力安全委員会で防災対策を重点的に充実すべき区域の在り方を検討した結果、緊急時防護措置を準備する区域として、避難及び屋内退避を必要とする範囲を十キロメートルから概ね三十キロメートルとする案が示されたところであるが、これまでと同様に原発からの距離に応じた対応が求められているものであり、県域や市町村域ごとの対応が求められているものではない。

長崎県松浦市鷹島及び黒島は、佐賀県に立地する玄海原発から八キロメートルしか離れていない位置にあり、時期によっては風向きが玄海原発から鷹島及び黒島に向くこともある点にかんがみ、十一月には避難訓練が行われることになっていると聞いている。

これまで防災対策が求められてきた地域については、原子力発電施設等緊急時安全対策交付金で原子力防災資機材の整備を支援してきているものの、特に県域を越えた地域においては、地域住民への防災対策の周知徹底が不十分であり、その状態を放置し続けることは行政の怠慢である。緊急時計画区域の見直しで、避難及び屋内退避を必要とする範囲を十キロメートルから三十キロメートルに拡大する前に、その前提を見直す必要があることを指摘した上で、以下質問する。

一　原子力発電所の安全協定は、立地自治体等が原子力発電所の運転や新増設等に関与する観点から、立地自治体等の権限を定めた協定であり、法令上の位置付けがない任意のものである。県域を越えた地域の声が届くように、原子力発電所の立地自治体に隣接する自治体とも安全協定を締結させる必要があると考えるが、政府の見解を示されたい。

二　長崎県松浦市のような原子力発電所の立地自治体から県域を越えて隣接する自治体においても、放射線測定器等の防災機材の整備等及び被ばく医療設備の整備・維持・管理や、緊急時における専用回線網の整備、防災計画の策定と訓練の実施、緊急事態応急対策拠点施設の整備などが必要である。これに対して、原子力発電施設等緊急時安全対策交付金を用いて、松浦市のように県域を越えて隣接する自治体の防災体制を強化すべきと考えるが、政府の見解を示されたい。

三　電源立地地域対策交付金では、電源地域における住民の福祉向上等を目的として行われる公共用施設の整備や各種事業活動など、ハード・ソフト両面にわたる支援を実施している。しかしながら、同交付金は立地都道府県及び立地市町村にしか配分されていない。そこで、今後は県域を越えた地域の住民の福祉が向上するように隣県に対しても配分を行うことができるようにすることにより、長崎県を通して松浦市にも配分できるようにすべきと考えるが、政府の見解を示されたい。

四　東京電力福島第一原子力発電所事故を踏まえ、政府は玄海原発付近を通らないと避難できない鷹島について、どのような避難経路を指導するのか。このままでは事故時に危険の高い地域に向かわせることになるが、政府の指導の具体的内容について明確に示されたい。

五　政府は鷹島に船でしか渡ることができない黒島について、どのような避難経路を指導するのか、その具体的内容について明確に示されたい。さらに、悪天候時等、自力での避難が困難な事態が発生した場合にどのような対応を行うのか。今後の緊急事態応急対策に関する政府の方針を示されたい。

六　今後、原子力安全委員会で防災対策を重点的に充実すべき区域の在り方の検討を進め、その中で、緊急時防護措置を準備する区域として、避難及び屋内退避を必要とする範囲を三十キロメートルまで拡大する場合、政府は玄海原発から三十キロメートル区域で新たに対象地域となる壱岐市に対して、どのような避難経路を指導するのか、その具体的内容について明確に示されたい。また、原子力発電施設等緊急時安全対策交付金の交付対象を拡大することにより、原発から三十キロメートル区域における自治体の防災体制の強化を可能にする必要があると考えるが、政府の見解を示されたい。

右質問する。

平成二十三年十一月二十五日

内閣総理大臣　野田　佳彦

参議院議長　平田　健二殿

参議院議員秋野公造君提出玄海原発から半径十キロメートル以内の長崎県松浦市鷹島、黒島等の防災体制の強化に関する質問に対する答弁書

一について

いわゆる安全協定は、積極的な情報提供、事前協議等を求める関係地方自治体の要請に応じて、電気事業者等と当該地方自治体が任意に締結するものである。なお、一般的に、電気事業

者等が異常時の通報等を求める周辺住民の声にも耳を傾けて個別に対応していくことは重要であると認識しており、安全協定の締結先の地方自治体以外の周辺地方自治体に対して電気事業者等が異常時の通報等を行うよう取決めを行っている例もあると承知している。

二及び四から六までについて

政府としては、御指摘の「緊急時防護措置を準備する区域」等についての検討を踏まえつつ、平成二十四年度の原子力施設等の防災対策等に係る交付金の交付対象となる地方自治体について検討を進めてまいりたい。また、地方自治体において、御指摘の鹿島や黒島の事例を含め、原子力災害時における住民避難の在り方について検討を行うに際しては、政府としても必要に応じて支援を行うなど、我が国における原子力防災対策の強化に向けた取組を進めてまいりたい。なお、長崎県松浦市については、既に御指摘の「防災対策を重点的に充実すべき区域」の範囲内にあり、同市の原子力防災対策を強化することを目的として、原子力発電施設等緊急時安全対策交付金を同県に交付している。

三について

電源立地地域対策交付金制度の在り方については、エネルギー政策の見直しの中で検討してまいりたい。

米軍普天間飛行場の辺野古移設に伴う環境影響評価書に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十三年十一月十六日

糸数　慶子

参議院議長　平田　健二殿

米軍普天間飛行場の辺野古移設に伴う環境影響評価書に関する質問主意書

現在政府が提出を予定している米軍普天間飛行場の辺野古移設に伴う環境影響評価書の提出等について、以下質問する。

一　沖縄県議会は本年十一月十四日に開かれた本会議において、米軍普天間飛行場の辺野古移設に反対し、環境影響評価書の提出の断念を政府に求める意見書を全会一致で可決した。同意見書に対する政府の見解を示されたい。

二　環境影響評価書の提出時期を明らかにされたい。

三　沖縄県は政府が提出する予定の環境影響評価書に対し、その受取を拒否することができるのか。拒否できない場合、その法的根拠を示されたい。

四　政府は都道府県知事が許認可権を持つ公有水面の埋立てに関し、許認可権のはく奪を目的とした特別措置法の制定を考慮に入れているのか、明らかにされたい。

右質問する。

平成二十三年十一月二十五日

内閣総理大臣　野田　佳彦

参議院議長　平田　健二殿

参議院議員糸数慶子君提出米軍普天間飛行場の辺野古移設に伴う環境影響評価書に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員糸数慶子君提出米軍普天間飛行場の辺野古移設に伴う環境影響評価書に関する質問に対する答弁書

一について

本年十一月十四日の沖縄県議会の本会議において、御指摘の趣旨の意見書が可決されたことは承知しているが、普天間飛行場の移設については、平成二十二年五月二十八日の日米安全保障協議委員会（以下「ＳＣＣ」という。）の共同発表及び本年六月二十一日のＳＣＣの際に発表したＳＣＣ文書「在日米軍の再編の進展」によって補完された平成十八年五月一日のＳＣＣ文書「再編の実施のための日米ロードマップ」を踏まえつつ、同飛行場の危険性の一刻も早い除去等により、沖縄の負担軽減を図ることが、内閣の基本的な姿勢である。政府としては、引き続き沖縄の皆様の声に真摯に耳を傾け、こうした政府の考え方を誠実に説明し理解を求めながら、全力で取り組む考えである。

二について

普天間飛行場代替施設建設事業に係る環境影響評価については、本年六月二十一日のＳＣＣにおいて、同代替施設の位置、形状等を合意したことを受け、年内には環境影響評価書（以下「評価書」という。）を提出できるよう準備を進めているところである。

三について

環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）の対象事業を実施しようとする者は、同法第二十二条第一項の規定により、評価書を作成したときは、速やかに、免許等を行う者等にこれを送付しなければならないとされているが、この評価書の送付は、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二条第七号の届出に当たり、同法第三十七条の規定により、法令に定められた届出の形式上の要件に適合している場合は、当該届出が法令により当該届出の提出先とされている機関の事務所に到達したときに、当該届出をすべき手続上の義務が履行されたものとするとされている。

四について

政府としては、普天間飛行場の移設について、沖縄の皆様の御理解を得るべく、全力で取り組んでいるところであり、現時点において、お尋ねのような特別措置法を制定することは念頭に置いていない。

東京電力福島第一原子力発電所の事故対応に関するマニュアルの共有に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十三年十一月十七日

福島みずほ

参議院議長　平田　健二殿

東京電力福島第一原子力発電所の事故対応に関するマニュアルの共有に関する質問主意書

東京電力福島第一原子力発電所の事故対応については、ＳＰＥＥＤＩの運用などで、政府自らが作成したマニュアルに反する不適切な運用があったことが明らかになっている。他方、十一月十四日に開催された政府・東京電力の共同会見において、事故対応に関わる機関である原子力安全・保安院、文部科学省及び原子力安全委員会が、それぞれ作成しているマニュアルを相互に共有していないことが明らかになったと聞いている。ＳＰＥＥＤＩの運用などで不手際が生じた一因が、各機関において相互にマニュアルの内容を把握していなかったことにあることは疑いない。今後、同様の事故が発生した場合に、同種の不手際を起こさないためには、各機関が相互にマニュアルの内容を確認し、対応に遺漏がないようにする必要がある。

そこで、以下のとおり、質問する。

一　原子力発電所の事故に対応するために各機関が作成したすべてのマニュアルを相互に共有する必要がある。さらに、今後の事故対応のために、直ちにすべてのマニュアルを共有する必要があると考えるが、政府の見解を示されたい。

他方、既にすべてのマニュアルを共有するための対策を講じているのであれば、それはどのような対策か具体的に明らかにされたい。

二　国会及び国民が各マニュアル間の齟齬や遺漏の有無を確認するために、すべてのマニュアルを直ちに公開する必要があると考えるが、政府の見解を示されたい。これだけの重大な事故により、国民に甚大な影響を与えているにもかかわらず、政府がすべてのマニュアルを非公開とする姿勢を貫くのであれば、その理由を国民にも分かるように示されたい。他方、すべてのマニュアルを公開する準備があるのであれば、これらの公開の方法、時期などを具体的に明らかにされたい。

右質問する。

平成二十三年十一月二十五日

内閣総理大臣　野田　佳彦

参議院議長　平田　健二殿

参議院議員福島みずほ君提出東京電力福島第一原子力発電所の事故対応に関するマニュアルの共有に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「マニュアル」が何を指すのか必ずしも明らかではないが、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）に基づく計画を運用するために、原子力発電所の事故に対応することを目的として政府が作成した規程等のうち、原子力災害危機管理関係省庁会議が定めた原子力災害対策マニュアルについては、各関係行政機関において共有しているものと認識しているが、同マニュアルを含め、これらの規程等の政府内におけるより実効的な共有の在り方については、東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえ、今後検討してまいりたい。

二について

お尋ねの「公開する」の意味するところが必ずしも明らかではないが、一についてで述べた規程等については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）に基づく開示請求があった場合に同法の規定に従って開示することとしている。なお、ホームページ等を通じて公表することについては、記載されている情報が様々であり、個別具体的に検討を要するものと考える。

子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十三年十一月十八日

藤井　基之

参議院議長　平田　健二殿

子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業に関する質問主意書

政府は、子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業臨時特例交付金により、子宮頸がん予防ワクチン、ヒブワクチン及び小児用肺炎球菌ワクチンの接種を促進するための基金を都道府県に設置し、事業を展開している。本事業においては、ワクチン接種事業とともに、ワクチン接種後の副反応の報告や、ワクチン接種により生じた健康被害を救済するための措置が講じられていると承知している。

また、同基金の設置期間は平成二十三年度末までとされている。

そこで、以下質問する。

一　本事業における各ワクチンの接種対象者数及び被接種者数について、政府の承知するところを示されたい。また、それぞれの接種率について、政府はどのように評価しているのか。

二　本事業において、これまで厚生労働省に報告された副反応の件数及びその内容を具体的に示されたい。

三　本事業において、厚生労働省自ら、又は厚生労働省の依頼を受けた専門家若しくは独立行政法人医薬品医療機器総合機構等により、副反応事例等の調査が行われた事例はあったのか。当該事例があった場合、どのような内容であったか、具体的に示されたい。

四　本事業において、ワクチンの接種が原因と認められた健康被害について、救済給付が行われた事例はあったのか。当該事例があった場合、どのような内容であったか、具体的に示されたい。

五　本事業は平成二十三年度末までの事業であり、厚生労働省の平成二十四年度予算概算要求によると、子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業臨時特例交付金の扱いについては、予算編成過程で検討するとされている。当該ワクチンについては、平成二十三年三月十一日の厚生科学審議会感染症分科会予防接種部会のワクチン評価に関する小委員会の報告書において、接種を促進することが望ましいと評価されている。本事業は来年度以降も継続すべきであり、できるだけ早期に市町村等に対して周知すべきと考えるが、政府の見解を示されたい。

右質問する。

平成二十三年十一月二十九日

内閣総理大臣　野田　佳彦

参議院議長　平田　健二殿

参議院議員藤井基之君提出子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員藤井基之君提出子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業に関する質問に対する答弁書

一について

平成二十二年国勢調査を基に推計したお尋ねの「子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業」（以下「事業」という。）におけるワクチンの接種対象者数（以下「推計接種対象者数」という。）は、子宮頸がん予防ワクチンが約二百三十四万八千人、ヒブワクチン及び小児用肺炎球菌ワクチンがそれぞれ約五百二十九万七千人である。

また、事業における平成二十二年十一月二十六日から平成二十三年八月三十一日までのワクチンの被接種者数は、子宮頸がん予防ワクチンが百六万六千五十六人、ヒブワクチンが百三十六万八千百人、小児用肺炎球菌ワクチンが百五十三万八千人であり、各ワクチンの推計接種対象者数に対する被接種者数の割合（以下「接種率」という。）は、それぞれ約四十五パーセント、約二十六パーセント、約二十九パーセントである。

各ワクチンの接種率について、事業の実施途中である現時点において、評価を行うことは困難である。

二について

平成二十三年七月三十一日までのワクチンの被接種者について、「ワクチン接種緊急促進事業実施要領」（平成二十二年十一月二十六日付け健発一一二六第一〇号・薬食発一一二六第三号厚生労働省健康局長及び医薬食品局長連名通知別紙）により平成二十二年十一月二十六日から平成二十三年八月二十二日までに厚生労働省に報告された副反応の件数は、子宮頸がん予防ワクチンが三百三件、ヒブワクチンが二百二十八件、小児用肺炎球菌ワクチンが二百九十六件であり、子宮頸がん予防ワクチンについては、失神寸前の状態六件、アナフィラキシーショック五件、アナフィラキシー反応四件等の症例が、ヒブワクチンについては、発熱十件、死亡（「呼吸停止」と報告されたものを含む。）七件、熱性けいれん四件等の症例が、また、小児用肺炎球菌ワクチンについては、発熱九件、死亡（「突然死」と報告されたものを含む。）五件、熱性けいれん四件等の症例が、それぞれ重篤な副反応として報告された。

三について

お尋ねについては、二についてで述べた副反応の報告のうち子宮頸がん予防ワクチン接種後の死亡症例一件及び二種類以上のワクチンの同時接種後の死亡症例八件について、関係医療機関に対し、独立行政法人医薬品医療機器総合機構による調査を実施し、その結果について専門家による会議において評価を行ったところ、いずれの症例も、ワクチンの接種と死亡との間に、直接的な明確な因果関係は認められなかった。

四について

事業の実施主体である市町村（特別区を含む。）が行った健康被害の救済については、現時点において承知していない。

なお、独立行政法人医薬品医療機器総合機構において、平成二十二年十一月二十六日以降に行われた子宮頸がん予防ワクチン及び小児用肺炎球菌ワクチンの接種によるアナフィラキシー反応等の健康被害に対して、それぞれ一件の医薬品副作用被害救済制度による副作用救済給付の支給が決定されたと承知している。

五について

子宮頸がん予防ワクチン、ヒブワクチン及び小児用肺炎球菌ワクチンの予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）における位置付けを含め、予防接種制度の見直しについて、現在、厚生科学審議会感染症分科会予防接種部会で議論を進めているところであり、厚生労働省としては、その議論も踏まえ、平成二十四年度以降の事業の取扱いについて、できるだけ早期に決定し、地方公共団体等に対して周知したいと考えている。

障害福祉サービスの基盤整備に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十三年十一月二十一日

横山　信一

参議院議長　平田　健二殿

障害福祉サービスの基盤整備に関する質問主意書

平成二十三年度までの第二期障害福祉計画期間も残すところ半年を切り、その達成状況を踏まえ、平成二十四年度から始まる第三期障害福祉計画において、更なる地域移行や地域定着を進めるための体制の整備が求められている。また、平成二十一年度の報酬改定以降二年半が経過し、次期報酬改定に向け、改定の効果、利用状況等を検証する時期を迎えている。こうした状況を踏まえ、以下のとおり質問する。

一　平成二十一年度の報酬改定により、短期入所について他の日中活動系サービスを利用した日の報酬区分が設けられ、他の日中活動系サービスを利用した日の短期入所に係る報酬単価が引き下げられた。これにより、短期入所事業所の中には減収となる事業所が生じている。短期入所事業について利用者増が見込まれる中、事業所が減収となるような報酬改定を行った理由を明らかにされたい。

二　第二期障害福祉計画では、短期入所の平成二十三年度整備目標が四万人分とされているのに対し、平成二十一年度までの利用実績はこれを下回っている。直近の達成状況を示されたい。政府は、これまで短期入所事業の促進のため、平成二十一年度の報酬改定において単独型加算を新設し、平成二十二年度には社会福祉施設等施設整備費補助金の補助対象として、新たに単独型の短期入所事業所を追加するなどの措置を採ってきたが、第二期障害福祉計画の目標達成に向けて、今後どのような施策を講じるのか、政府の見解を示されたい。

三　平成二十一年度の報酬改定により、グループホームやケアホームへの短期間の体験入居の受入れが可能となったが、これまでの利用状況を示されたい。また、グループホームやケアホームの体験利用が少ない現状に対し、今後どのように対処するのか、政府の見解を示されたい。

四　障害のある方の地域生活への移行を今後どのように進めていくのか、政府の目標値及び対処方針を示されたい。また、地域移行支援や地域定着支援を進めるためには、その拠点となるグループホームやケアホームの果たす役割が重要であると考えるが、グループホームやケアホームの開設を今後どのように進めるのか、政府の見解を示されたい。

右質問する。

平成二十三年十一月二十九日

内閣総理大臣　野田　佳彦

参議院議長　平田　健二殿

参議院議員横山信一君提出障害福祉サービスの基盤整備に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員横山信一君提出障害福祉サービスの基盤整備に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの報酬改定は、短期入所（障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。）第五条第九項に規定する短期入所をいう。以下同じ。）の利用者が、原則として、短期入所を利用する日と同一の日に生活介護（同条第七項に規定する生活介護をいう。以下同じ。）等の障害福祉サービス（同条第一項に規定する障害福祉サービスをいう。以下同じ。）を利用することができなかった取扱いを改め、利用者の選択により短期入所と短期入所以外の一定の障害福祉サービスとを組み合わせて利用することができるようにするため行ったものである。

二について

お尋ねの直近の達成状況については、国民健康保険団体連合会による介護給付費等の支払実績によれば、平成二十三年七月における短期入所の利用者数は、延べ三万千三百三十四人であった。

また、障害福祉サービスの提供体制の整備については、全国の地方公共団体において障害福祉計画（法第八十八条第一項に規定する市町村障害福祉計画及び法第八十九条第一項に規定する都道府県障害福祉計画をいう。以下同じ。）に沿って、地域の需要に応じて行われるものであり、厚生労働省としては、全国の地方公共団体に対し、それぞれの障害福祉計画の目標が達成されるよう整備を要請するとともに、平成二十四年度から平成二十六年度までの障害福祉計画（以下「第三期障害福祉計画」という。）の策定に際し、短期入所の普及策について検討してまいりたい。

三について

お尋ねのグループホーム及びケアホームへの体験入居の利用状況については、国民健康保険団体連合会による介護給付費等の支払実績によれば、平成二十二年七月におけるグループホーム（法第五条第十七項に規定する共同生活援助を行う住居をいう。以下同じ。）及びケアホーム（同条第十一項に規定する共同生活介護を行う住居をいう。以下同じ。）への体験入居の利用者数は、それぞれ延べ百四十二人、延べ三百四十七人であり、また、平成二十三年七月におけるグループホーム及びケアホームへの体験入居の利用者数は、それぞれ延べ百八十四人、延べ四百八十八人であった。

厚生労働省としては、グループホーム及びケアホームへの体験入居の利用者数は着実に増加

していると考えているが、今後とも全国の地方公共団体を通じてグループホーム及びケアホームの体験入居の利用の促進に努めてまいりたい。

四について

お尋ねの障害のある方の地域生活への移行に係る数値目標については、基本指針（法第八十七条第一項に規定する基本指針をいう。以下同じ。）において示すこととしており、全国の地方公共団体が第三期障害福祉計画を定めるに当たり即すべきものとされている基本指針の案については、全国の地方公共団体に示すとともに、パブリックコメントを実施したところである。

厚生労働省としては、引き続き、全国の地方公共団体において基本指針に即した第三期障害福祉計画を定められるよう支援を行うとともに、グループホーム及びケアホームの整備に対して補助を行ってまいりたい。

放射性物質に係る漢方生薬製剤等の取扱いに関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十三年十一月二十一日

藤井　基之

参議院議長　平田　健二殿

放射性物質に係る漢方生薬製剤等の取扱いに関する質問主意書

平成二十三年十月十四日、厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課長より、放射性物質に係る漢方生薬製剤の取扱いに関する指導が通知されている。

同通知は、日本製薬団体連合会傘下の日本漢方生薬製剤協会が、本年三月以降に原子力災害対策本部が示した「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」において対象とされている十七都県からの原料生薬について放射性物質を検査した結果を自主的に取りまとめ、日本製薬団体連合会を通じて報告がなされたことを受けて発出されたものと理解している。検査結果によれば、三十五生薬百九検体のうち九生薬二十三検体から放射性セシウムが検出され、うち三生薬九検体が食品衛生法の暫定規制値一キログラム当たり五百ベクレルを超えていたとのことであった。

同通知は、本年三月以降に当該十七都県で産出した原料生薬を用いて製造した漢方生薬製剤の出荷停止と、出荷していた場合は自主的な回収を行うよう求めている。さらに同通知は、当面、追って通知される予定の適切な検査方法で検出限界以下となった原料生薬のみを漢方生薬製剤の製造に使用することを徹底することを求めている。

一方、食品中の放射性物質の規制値については、現在厚生労働省において現在の暫定規制値に代わる新たな規制値の設定に向けて検討が行われていると承知している。

そこで、放射性物質に係る漢方生薬製剤等の取扱いに関して、以下質問する。

一　放射性物質の検査に係る適切な方法については、追って通知する予定とされており、通知が発出されるまで当該十七都県で産出された原料生薬を漢方生薬製剤の原料として使用できないこととなる。また、検査方法の策定に当たっては公的研究機関が関与すべきと考える。ついては、検査方法の策定はどのように行われているのか。また、検査方法の策定に向けて公的研究機関はどのように関与しているのか。さらに、検査方法はいつ頃までに策定される予定なのか。

二　検査方法が示された場合、当該検査方法により原料生薬について検査が行われ、検出限界以下であることが求められることになる。一方、食品については新たな規制値の設定に向けて検討がなされているところである。原料生薬に関する放射性物質の規制値の設定についてどのように考えているのか、政府の見解を示されたい。

三　今回の検査では、食品衛生法の暫定規制値を超える生薬も存在している。生薬は医薬品以外の原料としても使用されていると考えられるが、生薬を原材料に含む食品等の安全対策はどのようになされているのか。

右質問する。

平成二十三年十一月二十九日

内閣総理大臣　野田　佳彦

参議院議長　平田　健二殿

参議院議員藤井基之君提出放射性物質に係る漢方生薬製剤等の取扱いに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員藤井基之君提出放射性物質に係る漢方生薬製剤等の取扱いに関する質問に対する答弁書

一について

放射性物質による漢方生薬製剤の原料生薬の汚染という特殊な事情に鑑み、現在、日本製薬団体連合会において、厚生労働省の指導の下で、国立医薬品食品衛生研究所等の研究者に内容の確認を受けながら、漢方生薬製剤及びその原料生薬（以下「漢方生薬製剤等」という。）に関する放射性物質の検査方法に係るガイドラインの早急な策定に向けて検討を進めているところである。お尋ねの「放射性物質に係る漢方生薬製剤の取扱いについて」（平成二十三年十月十四日付け薬食監麻発一〇一四第一号厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課長通知。以下「取扱い通知」という。）の2において、追って通知する予定であるとした放射性物質の適切な検査方法については、今後、同省において、同連合会から当該ガイドラインの報告を受けた段階で速やかにその内容の検討を行い、通知を発出

することにより、関係者に周知してまいりたい。

二について

放射性物質が検出された漢方生薬製剤等については、薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）により販売等が禁止されている同法第五十六条第七号に規定する医薬品に該当するおそれがあることから、同号に該当する漢方生薬製剤等が流通することのないよう、厚生労働省としては、取扱い通知により、漢方生薬製剤等の製造業者及び製造販売業者に対し、一についてで述べた適切な検査方法で放射性物質が検出限界以下であることが確認できた原料のみを製造に使用し、製品についても放射性物質が検出限界以下であることを確認するよう指導するとともに、必要な情報の収集を行うこととしており、今後とも、漢方生薬製剤等の安全性等の確保に努めてまいりたい。

三について

お尋ねの「生薬を原材料に含む食品等」が何を指すのか必ずしも明らかではないが、例えば、食品から暫定規制値（原子力安全委員会が策定した「原子力施設等の防災対策について」に掲載されている「飲食物摂取制限に関する指標」中の値であって、当面、食品中の放射性物質の規制値とされ、これを上回る放射性物質が検出された食品については、食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第六条第二号に該当するものとして取り扱うこととされているものをいう。）を超過する放射性物質が検出された場合には、厚生労働省から都道府県等に対し、当該食品の流通状況の調査、回収等の措置を講ずるよう要請するほか、原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第百五十六号）第二十条第三項の規定に基づき、原子力災害対策本部長から関係都道府県知事に対し、当該食品が産出された地域における出荷を差し控えるよう関係事業者等に要請することを必要に応じて指示することとしている。

明治二十五年三月二十一日
第三種郵便物認可

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報 号外

平成二十三年十一月三十日

○国会第百七十九回 参議院会議録第九号（その二）

〔本号（その一）参照〕

審査報告書

経済上の連携に関する日本国とペルー共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件

右は全会一致をもって承認すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成二十三年十一月二十九日

外交防衛委員長　福山　哲郎

参議院議長　平田　健二殿

要領書

一、委員会の決定の理由

この協定は、我が国とペルー共和国との間において、物品及び国境を越えるサービスの貿易の自由化及び円滑化を進め、自然人の移動、競争、知的財産等の幅広い分野での枠組みを構築すること等を内容とする両国間の経済上の連携のための法的枠組みについて定めるものである。この協定の締結により、幅広い分野において、両国間における経済上の連携が強化され、そのことを通じ、両国経済が一段と活性化し、また、両国関係が一層緊密化することが期待されるので、妥当な措置と認める。

一、費用

別に費用を要しない。

経済上の連携に関する日本国とペルー共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件

右

国会に提出する。

平成二十三年十一月一日

内閣総理大臣　野田　佳彦

経済上の連携に関する日本国とペルー共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件

経済上の連携に関する日本国とペルー共和国との間の協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

目次

経済上の連携に関する日本国とペルー共和国との間の協定
前文
第一章　総則
第一条　自由貿易地域の設定
第二条　他の協定との関係
第三条　地域及び地方の政府
第四条　一般的定義
第五条　透明性
第六条　公衆による意見提出の手続
第七条　秘密の情報
第八条　審査及び上訴
第九条　腐敗行為の防止に関する措置
第十条　一般的例外
第十一条　安全保障のための例外
第十二条　租税
第十三条　一時的なセーフガード措置
第十四条　委員会
第十五条　連絡部局
第十六条　実施取極
第二章　物品の貿易
第一節　一般規則
第十七条　適用範囲
第十八条　定義

第十九条　物品の分類
第二十条　内国民待遇
第二十一条　関税の撤廃又は引下げ
第二十二条　非関税措置
第二十三条　輸入許可手続
第二十四条　行政上の手数料及び手続
第二十五条　輸出税、手数料その他の課徴金
第二十六条　関税上の評価
第二十七条　農業輸出補助金
第二十八条　価格帯制度
第二節　セーフガード措置
第二十九条　一般規定
第三十条　二国間セーフガード措置
第三十一条　条件及び制限
第三十二条　調査手続
第三十三条　暫定的な二国間セーフガード措置
第三十四条　通報
第三十五条　協議及び補償
第三十六条　見直し
第三節　他の規定
第三十七条　物品の貿易に関する小委員会
第三章　原産地規則
第三十八条　定義
第三十九条　原産品
第四十条　完全に得られる産品
第四十一条　原産資格割合
第四十二条　原産資格を与えることとならない作業
第四十三条　累積
第四十四条　僅少の非原産材料
第四十五条　組み立ててないか又は分解してある産品
第四十六条　代替性のある産品又は代替性のある材料
第四十七条　セット
第四十八条　附属品、予備部品及び工具
第四十九条　小売用の包装材料及び包装容器
第五十条　船積み用のこん包材料及びこん包容器
第五十一条　間接材料
第五十二条　積送基準
第五十三条　原産地証明
第五十四条　原産地証明書
第五十五条　遡及して発給される原産地証明書
第五十六条　原産地証明書の再発給
第五十七条　原産地申告
第五十八条　認定輸出者
第五十九条　通報
第六十条　関税上の特恵待遇の要求
第六十一条　輸入に関する義務
第六十二条　原産地証明の有効性
第六十三条　補助的な文書
第六十四条　文書及び記録の保管
第六十五条　軽微な誤り
第六十六条　確認手続
第六十七条　罰則

第六十八条　秘密性
第六十九条　原産地規則に関する小委員会
第七十条　運用上の手続規則
第七十一条　雑則
第七十二条　輸送中の産品又は蔵置されている産品のための経過規定
第四章　税関手続及び貿易円滑化
第七十三条　適用範囲
第七十四条　目的
第七十五条　定義
第七十六条　透明性
第七十七条　情報通信技術
第七十八条　危険度に応じた管理手法
第七十九条　通関
第八十条　積荷のための別個のかつ迅速な税関手続
第八十一条　事前教示
第八十二条　審査
第八十三条　税関協力及び情報の交換
第八十四条　罰則
第八十五条　税関手続及び貿易円滑化に関する小委員会
第五章　衛生植物検疫措置
第八十六条　適用範囲
第八十七条　権利及び義務の再確認
第八十八条　照会所
第八十九条　衛生植物検疫措置に関する小委員会
第六章　強制規格、任意規格及び適合性評価手続
第九十条　適用範囲
第九十一条　目的
第九十二条　定義
第九十三条　権利及び義務の再確認
第九十四条　国際標準
第九十五条　強制規格
第九十六条　適合性評価
第九十七条　透明性
第九十八条　技術協力
第九十九条　強制規格、任意規格及び適合性評価手続に関する小委員会
第百条　情報の交換
第七章　国境を越えるサービスの貿易
第百一条　適用範囲
第百二条　定義
第百三条　補助金
第百四条　内国民待遇
第百五条　最恵国待遇
第百六条　市場アクセス
第百七条　現地における拠点
第百八条　適合しない措置
第百九条　通報
第百十条　透明性
第百十一条　国内規制
第百十二条　承認
第百十三条　支払及び資金の移転
第百十四条　実施
第百十五条　利益の否認

第八章　電気通信サービス
第百十六条　適用範囲
第百十七条　定義
第百十八条　アクセス及び利用
第百十九条　番号ポータビリティ
第百二十条　競争条件の確保のためのセーフガード
第百二十一条　主要なサービス提供者による待遇
第百二十二条　再販売
第百二十三条　相互接続
第百二十四条　専用回線によるサービスの提供及び価格
第百二十五条　独立の電気通信規制機関
第百二十六条　ユニバーサル・サービス
第百二十七条　免許の基準の公の利用可能性
第百二十八条　希少な資源の分配及び利用
第百二十九条　透明性
第百三十条　電気通信に関する紛争解決
第百三十一条　国際機関との関係
第百三十二条　他の章との関係
第九章　商用目的の国民の入国及び一時的な滞在
第百三十三条　一般原則
第百三十四条　適用範囲
第百三十五条　定義
第百三十六条　入国及び一時的な滞在の許可
第百三十七条　情報の提供及び手続の円滑化
第百三十八条　商用目的の国民の入国及び一時的な滞在に関する小委員会
第百三十九条　協力
第百四十条　紛争解決
第百四十一条　出入国管理に関する措置
第百四十二条　透明性
第十章　政府調達
第百四十三条　適用範囲
第百四十四条　定義
第百四十五条　内国民待遇及び無差別待遇
第百四十六条　原産地規則
第百四十七条　契約の評価
第百四十八条　調達の効果を減殺する措置の禁止
第百四十九条　技術仕様
第百五十条　入札の手続
第百五十一条　供給者の資格の審査
第百五十二条　調達計画の公示
第百五十三条　調達予定の公示
第百五十四条　入札の期限
第百五十五条　入札説明書
第百五十六条　落札
第百五十七条　限定入札
第百五十八条　調達に関する情報の透明性
第百五十九条　苦情申立ての手続
第百六十条　政府調達における電子的な手段の利用
第百六十一条　例外
第百六十二条　訂正又は修正
第百六十三条　調達機関の民営化
第百六十四条　利益の否認

第百六十五条　追加的な交渉
第百六十六条　政府調達に関する小委員会
第十一章　知的財産権
第百六十七条　一般規定
第百六十八条　内国民待遇
第百六十九条　最恵国待遇
第百七十条　手続事項の簡素化及び調和
第百七十一条　知的財産権の取得及び維持
第百七十二条　透明性
第百七十三条　知的財産の保護についての啓発の促進
第百七十四条　特許
第百七十五条　意匠
第百七十六条　商標
第百七十七条　地理的表示
第百七十八条　著作権及び関連する権利
第百七十九条　開示されていない情報の保護
第百八十条　不正競争
第百八十一条　権利行使に関する一般規定
第百八十二条　国境措置に係る権利行使
第百八十三条　民事上の救済に係る権利行使
第百八十四条　刑事上の制裁に係る権利行使
第百八十五条　インターネット・サービス・プロバイダ
第百八十六条　協力
第百八十七条　知的財産権に関する小委員会
第百八十八条　他の考慮事項
第十二章　競争
第百八十九条　反競争的行為
第百九十条　反競争的行為の規制に関する協力
第百九十一条　無差別待遇
第百九十二条　手続の公正な実施
第百九十三条　透明性
第百九十四条　第七条1の規定の不適用
第十三章　ビジネス環境の整備
第百九十五条　基本原則
第百九十六条　ビジネス環境の整備に関する小委員会
第百九十七条　連絡事務所
第百九十八条　協議の場
第百九十九条　小委員会の決定の実施
第十四章　協力
第二百条　基本原則
第二百一条　協力の範囲及び形態
第二百二条　実施
第二百三条　協力に関する小委員会
第十五章　紛争解決
第二百四条　適用範囲
第二百五条　協力
第二百六条　あっせん、調停又は仲介
第二百七条　紛争解決の場の選択
第二百八条　協議
第二百九条　仲裁裁判所の設置
第二百十条　仲裁裁判所の構成
第二百十一条　仲裁人の資格

第二百十二条　仲裁裁判所の任務
第二百十三条　仲裁裁判手続
第二百十四条　仲裁裁判手続における情報
第二百十五条　仲裁裁判手続の併合
第二百十六条　仲裁裁判所の裁定
第二百十七条　仲裁裁判手続の停止及び終了
第二百十八条　裁定の実施
第二百十九条　未実施（利益の停止）
第十六章　最終規定
第二百二十条　附属書、付録及び注釈
第二百二十一条　目次及び見出し
第二百二十二条　効力発生
第二百二十三条　改正
第二百二十四条　終了
第二百二十五条　正文
附属書一（第二章関係）　第二十一条の規定に関する表
附属書二（第二章関係）　第二十条及び第二十二条の規定に関連するペルーの措置
附属書三（第三章関係）　品目別規則
附属書四（第三章関係）　原産地証明
附属書五（第七章関係）
附属書六（第七章関係）
附属書七（第七章関係）　金融サービス
附属書八（第九章関係）　商用目的の国民の入国及び一時的な滞在に関する特定の約束
附属書九（第十章関係）　政府調達
附属書十（第十一章関係）　ぶどう酒及び蒸留酒の地理的表示

前文

日本国及びペルー共和国（以下「ペルー」という。）（以下日本国及びペルーを併せて「両締約国」といい、それぞれを「締約国」という。）は、

両締約国間における長年の互恵的な協力並びに貿易及び投資の拡大を通じて発展を遂げてきた多年にわたる友好関係並びに強固な経済的及び政治的関係を強化することを決意し、

両締約国間の経済的きずなを強化することが太平洋を越える貿易及び投資の流れの増大に寄与するであろうことを理解し、

この協定が両締約国間の関係において新たな時代を開くものとなるであろうことを確信し、

両締約国の経済がお互いを補完する条件に恵まれていること並びにその補完性が両締約国間の貿易及び投資の活動を通じたそれぞれの経済力の利用により両締約国における持続可能な経済的発展を一層促進することに寄与するものであることを認識し、

この協定の実施が、両締約国の国民の生活水準を向上させ、及び両締約国において新たなかつより良い雇用の機会を創出することを信じ、

両締約国間の貿易、ビジネス及び投資を規律する互恵的な規則を通じ、両締約国の経済の競争力を強化し、両締約国間の経済関係を促進し、両締約国の市場を更に効率化し、及び活性化し、並びに予見可能な通商上の環境を確保することとなる明確な法的枠組みを創設することを希望し、

両締約国の二国間の貿易に対するあらゆる歪曲を回避することを決意し、

さらに、この協定において合意された様々な分野における効果的な協力の仕組みを発展させることを決意し、

両締約国が、国家の政策目的を実現するためにそれぞれの締約国が締結している国際協定及びこの協定に基づき規制を行う権利を有することを認識し、

環境の保護及び保全に適合した方法でこの協定を実施することを決意し、

世界貿易機関に反映される多角的貿易体制を強化し、及び推進することの重要性を再確認して、

次のとおり協定した。

第一章　総則

第一条　自由貿易地域の設定

両締約国は、千九百九十四年のガット第二十四条及びサービス貿易一般協定第五条の規定に適合した形で、ここに自由貿易地域を設定する。

第二条　他の協定との関係

1　両締約国は、世界貿易機関設立協定その他の両締約国が締結している協定に基づく相互の関係に係る権利及び義務を再確認する。

2　この協定と世界貿易機関設立協定その他の両締約国が締結している協定との間で抵触が生ずる場合には、両締約国は、国際法の一般原則を考慮しつつ、相互に満足すべき解決を得ることを目的として直ちに相互に協議する。

3　二千八年十一月二十一日にリマで署名された投資の促進、保護及び自由化に関する日本国とペルー共和国との間の協定（以下「投資協定」という。）（その改正を含む。）は、投資協定第二十四条（合同委員会）及び第二十五条（投資環境改善小委員会）の規定を除くほか、必要な変更を加えた上で、この協定に組み込まれ、この協定の一部を成す。

注釈　この協定と投資協定との間で抵触が生ずる場合には、この協定に別段の定めがあるときを除くほか、2の規定が適用される。

第三条　地域及び地方の政府

各締約国は、この協定に基づく自国の義務及び約束を履行するに当たり、自国の区域内の地域及び地方の政府及び機関並びに中央、地域及び地方の政府及び機関によって委任された権限を行使する非政府機関による遵守を確保するため、利用し得る妥当な措置をとる。各締約国は、自国のいずれかの段階の政府若しくは機関又はそれらによって委任された権限を行使するいずれかの非政府機関がこの協定に従わない場合であっても、この協定に基づく義務を免れることはできない。

第四条　一般的定義

この協定に別段の定めがある場合を除くほか、この協定の適用上、

(a)　「区域」とは、

(i)　日本国については、次のものをいう。

(A)　日本国の領域

(B)　日本国が国際法に基づいて主権的権利又は管轄権を行使する排他的経済水域及び大陸棚

(ii)　ペルーについては、ペルーがペルーの憲法の関連規定及び国際法に基づいて主権又は主権的権利及び管轄権を行使する本土の領土、諸島、海域及びそれらの上空をいう。

注釈1　この(a)が規定する定義は、国際法に基づく両締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。

注釈2　この協定の「区域」の定義及び「区域」への言及は、この協定の地理的適用範囲を定める目的のためにのみ適用される。

(b)　「委員会」とは、第十四条の規定に基づいて設置する委員会をいう。

(c)　「税関当局」とは、各締約国又は第三国の法令に従い、関税に関する法令の運用及び執行について責任を負う当局をいう。日本国については財務省又はその後継機関をいい、ペルーについては税務監督庁又はその後継機関をいう。

(d)　「日」とは、暦日をいい、週末及び休日を含む。

(e)　「企業」とは、営利目的であるか否かを問わず、また、民間又は政府のいずれが所有し、又は支配しているかを問わず、関係法律に基づいて設立され、又は組織される事業体（社団、信託、組合、個人企業、合弁企業及び団体を含む。）をいう。

(f)　「千九百九十四年のガット」とは、世界貿易機関設立協定附属書一A千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定をいう。この協定の適用上、千九百九十四年のガットの条項を引用する場合には、その解釈に係る注釈を含む。

(g)　「サービス貿易一般協定」とは、世界貿易機関設立協定附属書一Bサービスの貿易に関する一般協定をいう。

(h)　「産品」とは、商品、生産品、製品又は材料をいう。

(i)　「統一システム」とは、商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約第一条(a)に定義する商品の名称及び分類についての統一システムであって、両締約国によりそれぞれの国内法の下で採用され、及び実施されるものをいう。

(j)　「措置」には、締約国が発出し、又は実施する全ての法令、規則、手続、要求、規定、慣行、決定及び行政上の行為を含む。

(k)　「国民」とは、次の要件を満たす自然人をいう。

(i)　日本国については、日本国の法律の下で日本国の国民であること。

(ii)　ペルーについては、ペルーの法律の下でペルーの国民であること又はペルーに永住する権利を有すること。

(l)　「原産品」とは、第三章の規定に従って原産品とされる産品をいう。

(m)　「者」とは、自然人又は企業をいう。

(n)　「世界貿易機関設立協定」とは、千九百九十四年四月十五日にマラケシュで作成された世界貿易機関を設立するマラケシュ協定をいう。

第五条　透明性

1　各締約国は、自国の法令、行政上の手続、一般に適用される行政上の決定及び司法上の決定並びに自国が締結している国際協定であって、この協定の運用に関連し、又は影響を及ぼすものを速やかに公表し、又は公に利用可能なものとする。

2　一方の締約国は、他方の締約国の要請があった場合には、1に規定する事項に関し、合理的な期間内に、英語により、他方の締約国の個別の質問に応じ、及び他方の締約国に情報を提供する。

3　この条のいかなる規定も、締約国がとる措置がこの協定に適合しているか否かについて影響を及ぼすものではない。

4　各締約国は、この協定の実施及び運用に重大な影響を及ぼす法令、行政上の手続又は行政上の決定を導入し、又は変更する場合には、緊急のときを除くほか、可能な限り、かつ、自国の法令に従い、当該法令、行政上の手続又は行政上の決定の導入又は変更が公表され、又は公に利用可能なものとされる時と当該法令、行政上の手続又は行政上の決定の導入又は変更が効力を生ずる時との間に合理的な期間を置くよう努める。

注釈　「一般に適用される行政上の決定」とは、行政上行われる決定又は解釈であって、当該決定又は解釈の適用対象となる全ての者及び事実関係に対して適用され、並びに行動規範を形成するものをいい、次のものを含まない。

(a)　行政上の手続において行われる決定であって、個別の事案における特定の者、物品又はサービスに対して適用されるもの

(b)　特定の行為又は慣行について判断するもの

第六条　公衆による意見提出の手続

各締約国は、可能な限り、かつ、自国の法令に従い、この協定の対象となる事項に影響を及ぼす一般に適用される規制について公衆による意見提出のための機会を与えるよう努める。

第七条　秘密の情報

1　この協定に別段の定めがある場合を除くほか、この協定のいかなる規定も、締約国に対し、秘密の情報であって、当該秘密の情報の開示が自国の法令の実施を妨げ、公共の利益に反することとなり、若しくは公私の特定の企業の正当な商業上の利益を害することとなるであろうものを開示し、又は当該秘密の情報の入手を許可することを要求するものと解してはならない。

2　一方の締約国は、自国の法令に従い、他方の締約国がこの協定に従って秘密のものとして提供した情報の秘密性を保持する。

第八条　審査及び上訴

1　各締約国は、この協定の対象となる事項に関する行政上の行為について、その後の審査及び正当な理由がある場合にはその是正が行われるために、司法裁判所又は司法上の訴訟手続を設け、又は維持する。当該司法裁判所は、公平なものとし、及び行政上の実施について責任を有する当局から独立していなければならず、また、当該事項に関する裁判の結果についていかなる実質的な利害関係をも有してはならない。

2　各締約国は、当該司法裁判所又は司法上の訴訟手続において、訴訟の当事者に対し次のことを要求する権利が与えられることを確保する。

(a)　訴訟の当事者それぞれの立場を裏付ける主張を行い、又はその立場を防御するための適当な機会が与えられること。

(b)　証拠及び提出された意見（自国の法令が要求する場合には、行政当局が収集した記録を含む。）に基づく決定が行われること。

3　各締約国は、自国の法令に定める上訴又はその後の審査の手続に従うことを条件として、問題となっている行政上の行為に関し、2(b)に規定する決定が関係当局によって実施され、及び考慮されることを確保する。

第九条　腐敗行為の防止に関する措置

各締約国は、自国の法令に従い、この協定の対象となる事項に関する腐敗行為を防止し、及び阻止するた

めに、措置をとり及び努力を払うことを確保する。

第十条　一般的例外

1　次章から第六章までの規定の適用上、千九百九十四年のガット第二十条の規定は、必要な変更を加えた上で、この協定に組み込まれ、この協定の一部を成す。

2　第七章から第九章までの規定の適用上、サービス貿易一般協定第十四条の規定は、必要な変更を加えた上で、この協定に組み込まれ、この協定の一部を成す。

注釈　この条の規定の適用上、千九百九十四年のガット第二十条(b)及びサービス貿易一般協定第十四条(b)の規定は、人、動物又は植物の生命又は健康の保護のために必要な環境上の措置を含むこと並びに千九百九十四年のガット第二十条(g)の規定は、生物資源であるか否かを問わず、有限天然資源の保存に関する措置に適用することが了解される。

第十一条　安全保障のための例外

1　次章から第六章までの規定の適用上、千九百九十四年のガット第二十一条の規定は、必要な変更を加えた上で、この協定に組み込まれ、この協定の一部を成す。

2　第七章から第九章までの規定の適用上、サービス貿易一般協定第十四条の二の規定は、必要な変更を加えた上で、この協定に組み込まれ、この協定の一部を成す。

第十二条　租税

1　この条において明示的に定める場合を除くほか、この協定のいかなる規定も、租税に係る課税措置については、適用しない。

2　この協定のいかなる規定も、いずれかの租税条約に基づくいずれか一方の締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。この協定と当該租税条約とが抵触する場合には、その抵触の限りにおいて、当該租税条約が優先する。

3　第五条1及び2並びに第七条1の規定は、この協定が租税に係る課税措置に適用される限りにおいて、当該課税措置について適用する。

注釈1　租税に係る課税措置には、次のものを含まない。

(a)　第十八条に定義する関税

(b)　千九百九十四年のガット第六条の規定、世界貿易機関設立協定附属書一A千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定第六条の実施に関する協定（以下「ダンピング防止協定」という。）又は世界貿易機関設立協定附属書一A補助金及び相殺措置に関する協定（以下「補助金及び相殺措置に関する協定」という。）に基づいて課されるダンピング防止税又は相殺関税

(c)　提供された役務の費用に応じた輸入に関連する手数料その他の課徴金

注釈2　この条のいかなる規定も、世界貿易機関設立協定に基づく両締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。

第十三条　一時的なセーフガード措置

締約国は、次のいずれかの場合には、千九百九十四年のガット第十二条の規定、世界貿易機関設立協定附属書一A千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定の国際収支に係る規定に関する了解及びサービス貿易一般協定第十二条の規定に従い、また、国際通貨基金協定に適合する範囲内で、措置を採用し、又は維持することができる。

(a)　国際収支及び対外支払に関して重大な困難が生じている場合又は生ずるおそれがある場合

(b)　例外的な状況において、資金の移転が経済全般の運営、特に通貨及び外国為替政策に重大な困難をもたらし、又はもたらすおそれがある状況にある場合

第十四条　委員会

1　両締約国は、ここにこの協定について権限を有する両締約国の大臣又は上級職員を共同議長とする委員会を設置する。

2　委員会は、両締約国政府の代表者から成る。

3　委員会は、次のことを行う。

(a)　この協定の実施及び運用について検討及び監視を行うこと。

(b)　必要な場合には、両締約国に対して適当な勧告を行い、及び特にこの協定の解釈又は適用について意見を提供すること。

(c)　この協定の解釈又は適用に関する問題に係る両締約国間の紛争を解決するよう努めること。

(d)　この協定に基づいて設置する全ての小委員会の作業を監督し、及び調整すること。

(e)　両締約国が合意するその他の行動をとること。

4　委員会は、次のことを行うことができる。

(a)　この協定の運用に必要な小委員会及び他の作業部会を設置すること。

(b)　委員会の任務の遂行をこの協定に基づいて設置する小委員会及び他の作業部会に委任すること。

(c)　この協定の改正について検討し、及び両締約国に勧告し、並びにこの協定の改正を促進すること。ただし、当該改正は、各締約国の国内法上の手続が満たされることを条件とする。

(d)　第七十条に規定する運用上の手続規則を採択すること。

5　委員会の全ての決定は、合意によって行う。

6　両締約国が別段の合意をする場合を除くほか、委員会が決定を行うときは、当該決定は、各締約国の国内法上の要件が満たされることを条件として、両締約国が当該国内法上の要件が満たされた旨を相互に通報した日に効力を生ずる。

7　委員会は、両締約国が別段の合意をする場合を除くほか、少なくとも毎年一回、日本国及びペルーにおいて交互に会合する。

第十五条　連絡部局

1　一方の締約国は、この協定に関連する全ての事項について両締約国間の連絡を円滑にするため、連絡部局の指定を行い、及びこの協定の効力発生の後九十日以内に当該指定について他方の締約国に通報する。

2　この協定に別段の定めがある場合を除くほか、他方の締約国への全ての情報の伝達、要請又は通報は、連絡部局を通じて行う。

3　連絡部局は、次のことを行う。

(a)　委員会の会合のために議題の策定その他の準備を共同で行い、及び適当な場合には共同で当該会合の事後措置をとること。

(b)　委員会が委任する事項に取り組むこと。

(c)　第二百九条に規定する仲裁裁判所に対して事務上の支援を提供すること。

第十六条　実施取極

両締約国政府は、この協定の特定の規定を実施するための詳細及び手続を定める別の取極（以下「実施取極」という。）を締結する。実施取極は、この協定の効力発生の日に効力を生じ、この協定が有効である限り効力を有する。

第二章　物品の貿易

第一節　一般規則

第十七条　適用範囲

この協定に別段の定めがある場合を除くほか、この章の規定は、両締約国間の物品の貿易について適用する。

第十八条　定義

この章の規定の適用上、

(a)　「農業協定」とは、世界貿易機関設立協定附属書一Ａ農業に関する協定をいう。

(b)　「セーフガード協定」とは、世界貿易機関設立協定附属書一Ａセーフガードに関する協定をいう。

(c)　「二国間セーフガード措置」とは、第三十条に規定する二国間セーフガード措置をいう。

(d)　「権限のある調査当局」とは、次のものをいう。

(i)　日本国については、財務省、経済産業省その他日本国において調査の対象となる産業を管轄する省又はそれらの後継機関

(ii)　ペルーについては、通商観光省又はその後継機関

(e)　「関税」とは、産品の輸入について又は輸入に関連して課される関税、輸入税その他あらゆる種類の課徴金をいう。ただし、次のものを含まない。

(i)　千九百九十四年のガット第二条2(a)の規定に適合して課される内国税に相当する課徴金

(ii)　千九百九十四年のガット第六条の規定、ダンピング防止協定及び補助金及び相殺措置に関する協定に適合して課されるダンピング防止税又は相殺関税

(iii)　提供された役務の費用に応じた手数料その他の課徴金

(f)　「国内産業」とは、輸入産品に関し、締約国内で活動する当該輸入産品と同種の若しくは直接に競合する産品の生産者の全体又は当該生産者のうち当該産品の生産高の合計が当該産品の国内総生産高の相当な部分を占めている生産者をいう。

(g)　「輸出補助金」とは、農業協定第一条(e)に定義する輸出補助金をいう。

(h)　「輸入許可手続」とは、輸入許可制度を実施するために用いられる行政上の手続であって、輸入締約国への輸入に先立ち関係行政機関に対して申請書その他の書類（通関用のものを除く。）を提出することを要求するものをいう。

(i)　「暫定的な二国間セーフガード措置」とは、第三十三条に規定する暫定的な二国間セーフガード措置をいう。

(j)　「重大な損害」とは、国内産業の状態の著しい全般的な悪化をいう。

(k)　「重大な損害のおそれ」とは、事実に基づき、明らかに差し迫った重大な損害と認められるものをいい、申立て、推測又は希薄な可能性にのみ基づくものを含まない。

第十九条　物品の分類

両締約国間で取引される物品の分類は、統一システムに適合したものとする。

第二十条　内国民待遇

附属書二に別段の定めがある場合を除くほか、一方の締約国は、千九百九十四年のガット第三条の規定の例により、他方の締約国の産品に対して内国民待遇を与える。このため、千九百九十四年のガット第三条の規定は、必要な変更を加えた上で、この協定に組み込まれ、この協定の一部を成す。

第二十一条　関税の撤廃又は引下げ

1　この協定に別段の定めがある場合を除くほか、いずれの一方の締約国も、他方の締約国の原産品について、附属書一の自国の表に従って適用される税率を超えて関税を引き上げ、又は導入してはならない。

2　この協定に別段の定めがある場合を除くほか、一方の締約国は、他方の締約国の原産品について、附属書一の自国の表に従って、関税を撤廃し、又は引き下げる。

3　締約国の原産品について附属書一に従って適用される関税率が、当該原産品と同一の産品に適用される実行最恵国税率よりも高い場合には、当該原産品について、当該実行最恵国税率を適用する。

4(a)　両締約国は、いずれかの締約国の要請があった場合には、附属書一の両締約国のそれぞれの表において交渉の対象として指定した原産品に関する市場アクセスの条件の改善その他の事項について、当該表に定める条件に従って交渉する。

(b)　両締約国は、この協定が効力を生ずる暦年の後五年目の年以後、いずれかの締約国の要請があった場合には、附属書一の両締約国のそれぞれの表に定める関税の引下げ時期の繰上げ又は関税を撤廃する範囲の拡大について検討するため、協議する。

5　一方の締約国は、次のことを行うことができる。

(a)　他方の締約国の原産品に適用される関税について、一方的な税率の引下げの後、附属書一の自国の表に定める税率を上限として税率の引上げを行うこと。

(b)　他方の締約国の原産品について、世界貿易機関設立協定附属書二紛争解決に係る規則及び手続に関する了解に従って世界貿易機関の紛争解決機関が承認するところにより、更なる関税の引下げを停止し、又は関税の引上げを行うこと。

第二十二条　非関税措置

1　附属書二その他この協定の関連する規定に別段の定めがある場合を除くほか、いずれの一方の締約国も、他方の締約国の産品の輸入について又は他方の締約国に仕向けられる産品の輸出若しくは輸出のための販売について、関税以外の禁止又は制限であって、千九百九十四年のガット第十一条の規定に基づく義務及び同条に関連する世界貿易機関設立協定の規定に適合しないいかなるものをも導入し、又は維持してはならない。このため、千九百九十四年のガット第十一条の規定は、必要な変更を加えた上で、この協定に組み込まれ、この協定の一部を成す。

2　いずれの一方の締約国も、他方の締約国又は輸出者に対し、次の措置を採用し、又は維持することを要求してはならない。

(a)　ダンピング防止協定第八条及び補助金及び相殺措置に関する協定第十八条の規定に適合しない自発的な約束

(b)　セーフガード協定第十一条の規定に適合しない輸出自主規制

3　いずれの締約国も、自国の輸入者に対し、輸入に従事すること又は産品を輸入するための条件として、自国における販売者との間に千九百九十四年のガット第十一条1の規定に適合しない契約関係その他の関係を有することを要求してはならない。

第二十三条　輸入許可手続

1　いずれの締約国も、世界貿易機関設立協定附属書一A輸入許可手続に関する協定（以下「輸入許可手続に関する協定」という。）に適合しない措置を採用し、又は維持してはならない。このため、輸入許可手続に関する協定は、必要な変更を加えた上で、この協定に組み込まれ、この協定の一部を成す。

2　いずれの一方の締約国も、輸入許可手続に関する協定第五条の規定に基づく通報を行わない限り、他方の締約国の産品に対し輸入許可手続を適用してはならない。

第二十四条　行政上の手数料及び手続

1　各締約国は、産品の輸入若しくは輸出について又はそれらに関連して課される全ての手数料及び課徴金が、千九百九十四年のガット第八条1(a)の規定に適合するものであることを確保する。このため、千九百九十四年のガット第八条の規定は、必要な変更を加えた上で、この協定に組み込まれ、この協定の一部を成す。

2　いずれの一方の締約国も、他方の締約国の原産品の輸入に関連して領事手続（関連する手数料及び課徴金を含む。）を要求してはならない。

注釈　この2の規定の適用上、「領事手続」とは、領事送状又は領事査証（商業送状、原産地証明書、積荷目録、荷送人輸出申告その他の全ての税関書類であって、輸入の際に又は輸入に関連して必要となるもの）の取得に当たって輸出締約国に所在する輸入締約国の領事が要求する手続をいう。

3　各締約国は、産品の輸入若しくは輸出について又はそれらに関連して課される手数料及び課徴金の詳細をできる限り速やかに自国のウェブサイトにおいて利用可能なものとする。

第二十五条　輸出税、手数料その他の課徴金

いずれの一方の締約国も、自国から他方の締約国に輸出される産品について、税、手数料その他のいかなる種類の課徴金をも導入し、又は維持してはならない。ただし、そのような税、手数料その他の課徴金の額が、国内消費に向けられる同種の産品に課される税、手数料その他の課徴金の額を超えない場合は、この限りでない。

第二十六条　関税上の評価

世界貿易機関設立協定附属書一A千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定第七条の実施に関する協定（以下「関税評価協定」という。）は、必要な変更を加えた上で、この協定に組み込まれ、この協定の一部を成すこととし、両締約国間で取引される物品の課税価額の決定について適用する。

第二十七条　農業輸出補助金

1　いずれの一方の締約国も、農業協定附属書一に掲げられ、かつ、他方の締約国に輸出される農産品について、いかなる輸出補助金をも導入し、維持し、又は再導入してはならない。

2　いずれの一方の締約国も、輸出補助金の導入、維持又は再導入により他方の締約国がこの協定に基づく義務を履行していないと認める場合には、相互に満足すべき解決を得ること、特に、補助金の交付を受けた産品の輸入が及ぼす影響に対抗するために輸入締約国が採用することができる特定の措置について合意することを目的として、第十五章の規定に従い、他方の締約国に対して協議を要請することができる。

第二十八条　価格帯制度

ペルーは、附属書一のペルーの表の5欄に一個の星印（＊）を付した農産品に関し、附属書一第三編第一節2に規定する価格帯制度を維持することができる。

第二節　セーフガード措置

第二十九条　一般規定

1　各締約国は、千九百九十四年のガット第十九条の規定、セーフガード協定及び農業協定第五条の規定に基づく自国の権利及び義務を留保する。

2　千九百九十四年のガット第十九条の規定及びセーフガード協定又は農業協定第五条の規定に従って一方の締約国が他方の締約国の原産品の輸入に対してセーフガード措置をとる場合には、当該輸入に対してこの節の規定に基づく二国間セーフガード措置を同時にとってはならない。

3　一方の締約国が、他方の締約国の原産品の輸入に対し、千九百九十四年のガット第十九条の規定及びセーフガード協定又は農業協定第五条の規定に従ってセーフガード措置をとるに先立ちこの節の規定に基づく二国間セーフガード措置をとっている場合には、当該輸入に関する第三十一条1に規定する二国間セーフガード措置の適用期間は、一方の締約国が2の規定に従って当該二国間セーフガード措置をとらないことによって中断されない。一方の締約国は、千九百九十四年のガット第十九条の規定及びセーフガード協定又は農業協定第五条の規定に従ってとられたセーフガード措置の終了後は、当該輸入に対し、当該二国間セーフガード措置の残存期間を上限として当該二国間セーフガード措置の適用を再開することができる。

第三十条　二国間セーフガード措置

1　一方の締約国は、第二十一条の規定に従って他方の締約国の原産品の関税を撤廃し、又は引き下げた結果として、当該原産品が絶対量において増加した数量で一方の締約国に輸入されている場合において、当該増加した数量が一方の締約国の国内産業に対する重大な損害又は重大な損害のおそれを引き起こす重要な原因となっているときは、この節の規定に従うことを条件として、二国間セーフガード措置をとることができる。

2　締約国は、1に定める条件が満たされる場合には、重大な損害を防止し、又は救済し、かつ、調整を容易にするために必要な最小限度の範囲において、次のいずれかの措置をとることができる。

(a)　前節に定める関税の引下げの対象となる原産品の関税の更なる引下げを停止すること。

(b)　次の税率のうち最も低いものを超えない水準まで当該原産品の関税を引き上げること。

(i)　二国間セーフガード措置をとる日における実行最恵国税率

(ii)　附属書一の自国の表の3欄に定める基準税率

注釈1　この協定の効力発生の日において関税を撤廃する場合には、二千九年四月一日における実行最恵国税率を基準税率とする。

注釈2　附属書一の日本国の表の5欄に「G」を掲げた原産品については、二千九年四月一日における実行最恵国税率が当該原産品の基準税率に代わって適用される。

(iii)　この協定の効力発生の日の前日における実行最恵国税率

注釈　この協定の効力発生の時に、両締約国は、この協定の効力発生の日の前日における実行最恵国税率を交換する。

第三十一条　条件及び制限

1　二国間セーフガード措置は、重大な損害を防止し、又は救済し、かつ、調整を容易にするために必要な限度及び期間を超えて維持されてはならず、また、当該二国間セーフガード措置の適用期間は、二年を超えてはならない。ただし、極めて例外的な状況において、当該二国間セーフガード措置が重大な損害を防止し、又は救済し、かつ、調整を容易にするために引き続き必要であること及び国内産業が調整を行っているという証拠があることを権限のある調査当局が次条に規定する手続に従って決定した場合には、当該二国間セーフガード措置の適用期間を延長することができ、延長を含めた合計の適用期間は、三年を超えないものとする。

2　二国間セーフガード措置の予定適用期間が一年を超える場合には、調整を容易にするため、当該二国間セーフガード措置をとっている締約国は、当該二国間セーフガード措置の適用期間中一定の間隔で当該二国間セーフガード措置を漸進的に緩和する。

3　二国間セーフガード措置の対象とされた原産品について、当該二国間セーフガード措置の適用期間の終了後における関税率は、当該二国間セーフガード措置がとられなかったとしたならば適用したであろう税率とする。

4　二国間セーフガード措置の対象とされた原産品の輸入については、当該二国間セーフガード措置がとられた期間と等しい期間又は一年のうちいずれか長い期間が経過するまで、二国間セーフガード措置を再度とってはならない。

第三十二条　調査手続

1　締約国は、セーフガード協定第三条及び第四条2(c)の規定に従い、自国の権限のある調査当局が調査を行った後にのみ二国間セーフガード措置をとることができる。このため、セーフガード協定第三条及び第四条2(c)の規定は、必要な変更を加えた上で、この協定に組み込まれ、この協定の一部を成す。

2　1に規定する調査については、いかなる場合においても、当該調査の開始の日の後一年以内に完了させなければならない。

3　1に規定する調査であって、原産品の輸入の増加が国内産業に重大な損害を与えているか否か又は与えるおそれがあるか否かをこの節の規定に基づいて決定するためのものについては、当該調査を行う締約国の権限のある調査当局は、当該国内産業の状態に関係を有する全ての要因であって、客観的な、かつ、数値化されたもの（特に、当該原産品の輸入の絶対量における増加率及び増加量、輸入が増加した当該原産品の国内市場占拠率並びに販売、生産、生産性、操業度、損益及び雇用についての水準の変化）を評価する。

4　原産品の輸入の増加が国内産業に重大な損害を与えているとの決定又は与えるおそれがあるとの決定は、1に規定する調査が当該原産品の輸入の増加と重大な損害又は重大な損害のおそれとの間に因果関係が存在することを客観的な証拠に基づいて立証しない限り、行ってはならない。当該原産品の輸入の増加以外の要因が同時に国内産業に損害を与えている場合には、当該要因による損害の責めを当該原産品の輸入の増加に帰してはならない。

第三十三条　暫定的な二国間セーフガード措置

1　遅延すれば回復し難い損害を与えるような危機的な事態が存在する場合には、一方の締約国は、他方の締約国の原産品の輸入の増加が一方の締約国の国内産業に対する重大な損害を与えていること又は与えるおそれがあることについての明白な証拠があるという仮の決定に基づき、第三十条2に規定する措置の形態をとる暫定的な二国間セーフガード措置をとることができる。

2　暫定的な二国間セーフガード措置の適用期間は、二百日を超えてはならない。当該適用期間中、次条及び第三十五条に定める関連する要件が満たされるものとする。暫定的な二国間セーフガード措置の適用期間は、第三十一条1に規定する適用期間に算入される。

3　第三十一条3の規定は、必要な変更を加えた上で、暫定的な二国間セーフガード措置について適用する。暫定的な二国間セーフガード措置の結果として課された関税又はこれと同等の担保は、その後一方の締約国により行われる前条1に規定する調査の結果、他方の締約国の原産品の輸入の増加が国内産業に対する重大な損害を与えているとの決定又は与えるおそれがあるとの決定が行われない場合には、一方の締約国の法令に従って払い戻され、又は解除される。

第三十四条　通報

1　一方の締約国は、次の場合には、他方の締約国に対し直ちに書面による通報を行う。

(a)　重大な損害又は重大な損害のおそれ及びその理由に関する第三十二条1に規定する調査を開始する場合

(b)　二国間セーフガード措置をとり、又は延長する決定を行う場合

(c)　暫定的な二国間セーフガード措置をとる場合

2　1に規定する書面による通報を行う一方の締約国は、自国の法令に従い、全ての関連する情報を他方の締約国に提供する。当該情報には、次の事項を含める。

(a)　1(a)の場合における書面による通報については、調査の開始の理由の要約、調査の対象となる原産品の正確な説明及び当該原産品が分類される統一システムの号、調査の対象となる期間並びに調査の開始の日付

(b)　1(b)の場合における書面による通報については、原産品の輸入の増加により引き起こされた重大な損害又は重大な損害のおそれがあることについての証拠の要約、とろうとする二国間セーフガード措置の対象となる原産品の正確な説明及び当該原産品が分類される統一システムの号、当該二国間セーフガード措置の正確な説明並びに当該二国間セーフガード措置を導入しようとする日付及び予定適用期間

3　1に規定する書面による通報その他のこの節の規定に基づく両締約国間の連絡については、英語により行う。

4　一方の締約国は、他方の締約国に対し、第三十二条1の規定に基づく調査の結果に関する一方の締約国の権限のある調査当局による報告書であって、公表されるものの写しを提供する。当該報告書が一般に閲覧することができるウェブサイトにおいて利用可能な場合には、その要件は、満たされているものとみなす。

第三十五条　協議及び補償

1　暫定的な二国間セーフガード措置の適用後速やかに当該適用についての両締約国間の協議を開始する。

2　二国間セーフガード措置をとろうとし、又は延長しようとする一方の締約国は、第三十二条1に規定する調査から得られる情報を検討し、当該二国間セーフガード措置に関し意見を交換し、及び3に規定する補償について合意に達するため、他方の締約国に対し、事前の協議を行うための十分な機会を与える。

3　二国間セーフガード措置をとろうとし、又は延長しようとする一方の締約国は、他方の締約国に対し、当該二国間セーフガード措置の結果生ずると予想される関税の増大分と実質的に等価値の対応を関税に関する譲許について講ずることを約束することにより、相互に合意する貿易上の補償の適切な方法を提供する。

4　両締約国が2の規定に従って協議を開始した後三十日以内に補償について合意することができない場合には、原産品について二国間セーフガード措置がとられた締約国は、この協定に基づく関税に関する譲許であって当該二国間セーフガード措置と実質的に等価値のものの適用を停止することができる。譲許の適用を停止する権利を有する締約国は、実質的に同等の効果を達成するために必要な最小限度の期間であり、かつ、当該二国間セーフガード措置が適用されている期間に限り、当該権利を行使することができる。

5　4に規定する譲許の適用を停止する権利を行使する一方の締約国は、少なくとも当該譲許の適用を停止する三十日前に他方の締約国に書面により通報する。

第三十六条　見直し

両締約国は、別段の合意をする場合を除くほか、この協定の効力発生の日から十年を経過した後、特に、二国間セーフガード措置に関する制度を維持する必要があるか否かを決定するため、この節の規定について必要に応じ見直しを行う。

第三節　他の規定

第三十七条　物品の貿易に関する小委員会

1　両締約国は、ここに物品の貿易に関する小委員会（以下この条において「小委員会」という。）を設置

する。

2　小委員会は、次のことを任務とする。

(a)　この章の規定の実施及び運用について検討及び監視を行うこと。

(b)　この章の規定に関連する他の問題であって両締約国が合意するものについて検討すること。

(c)　この協定に基づく各締約国の義務に変更がないことを確保するため、統一システムの改正に伴う附属書一の改正について討議すること。

(d)　この章の規定の適用範囲に関して両締約国間に生ずる相違について協議し、及び当該相違を解決するよう努めること。

(e)　必要な場合には、特定の任務を遂行するための特別作業部会を設置すること。

(f)　委員会に対し小委員会の所見を報告すること。

(g)　委員会が委任するその他の任務を遂行すること。

3　小委員会は、両締約国政府の職員から成る。

4　小委員会は、原則として二年ごとに会合を開催し、並びに両締約国が合意する時期及び場所において又は手段によって会合を開催する。

第三章　原産地規則

第三十八条　定義

この章の規定の適用上、

(a)　「発給機関」とは、締約国の権限のある当局により、当該締約国の法令に従い、原産地証明書を発給するために指定され、又は権限を与えられる団体又は機関をいう。

(b)　「権限のある当局」とは、各締約国の法令に従い、原産地証明書の発給又は発給機関の指定について、第五十八条に規定する認定輸出者の認定について、及び第六十六条に規定する原産地証明に関する情報の確認について、責任を負う当局であって、次のものをいう。

(i)　日本国については、経済産業省又はその後継機関

(ii)　ペルーについては、通商観光省又はその後継機関

(c)　「輸出者」とは、輸出締約国に所在する者であって、輸出締約国から産品を輸出するものをいう。

(d)　「当該締約国の工船」又は「当該締約国の船舶」とは、それぞれ、次の(i)から(iii)までの全ての要件を満たす工船又は船舶をいう。

(i)　当該締約国において登録されていること。

(ii)　当該締約国の旗を掲げて航行すること。

(iii)　次のいずれかの条件を満たすこと。

(A)　両締約国の国民が五十パーセント以上の持分を所有していること。

(B)　いずれかの締約国に本店及び主たる営業所を有する法人であって、第三国において登録されている工船又は船舶を有していないものが所有していること。

(e)　「代替性のある産品」又は「代替性のある材料」とは、それぞれ、商取引において相互に交換することが可能な産品又は材料であって、当該産品又は材料の特性が本質的に同一のものをいう。

(f)　「一般的に認められている会計原則」とは、資産又は負債として記録すべき財産又は債務、記録すべき資産及び負債の変化、資産及び負債並びにそれらの変化についての算定方法、開示すべき情報の範囲及び開示の方法並びに作成すべき財務書類につき、締約国において特定の時に、一般的に認められている会計原則又は十分に権威のある支持を得ている会計原則をいう。それらの規準は、一般に適用される概括的な指針をもって足りるが、詳細な手続及び慣行であることを妨げない。

(g)　「同種の産品」とは、外見上の微細な差異（原産品であるか否かの決定に影響を与えないものをいう。）の有無にかかわらず、形状及び品質を含む全ての点において同一である産品をいう。

(h)　「輸入者」とは、輸入締約国に所在する者であって、輸入締約国に産品を輸入するものをいう。

(i)　「材料」とは、他の産品の生産において使用される産品をいい、構成要素、成分、原材料及び部品を含む。

(j)　「非原産材料」とは、この章の規定に従って原産品とされない材料をいう。

(k)　「原産材料」とは、この章の規定に従って原産品とされる材料をいう。

(l)　「船積み用のこん包材料及びこん包容器」とは、産品を輸送中に保護するために使用される産品であって、第四十九条に規定する小売用の包装材料及び包装容器以外のものをいう。

(m)　「関税上の特恵待遇」とは、第二十一条2の規定に従って輸出締約国の原産品について適用する関税率をいう。

(n)　「生産者」とは、産品又は材料の生産に従事する者をいう。

(o)　「生産」とは、産品を得る方法をいい、栽培、成育、抽出、採取、採集、繁殖、採掘、収穫、漁ろう、わなかけ、捕獲、収集、狩猟、製造、加工及び組立てを含む。

(p)　「関係当局」とは、次のものをいう。

(i)　日本国については、財務省又はその後継機関

(ii)　ペルーについては、通商観光省又はその後継機関

第三十九条　原産品

この協定の適用上、次のいずれかの産品であって、この章に規定する他の全ての関連する要件を満たすものは、締約国の原産品とする。

(a)　当該締約国において完全に得られ、又は生産される産品であって、次条に定めるもの

(b)　当該締約国の原産材料のみから当該締約国において完全に生産される産品

(c)　非原産材料を使用して当該締約国において完全に生産される産品であって、附属書三に定める品目別規則（関税分類の変更、原産資格割合又は特定の製造若しくは加工作業に関する要件を満たすことを求める規則）を満たすもの

第四十条　完全に得られる産品

前条(a)の規定の適用上、次に掲げる産品は、締約国において完全に得られ、又は生産される産品とする。

(a)　生きている動物であって、当該締約国において生まれ、かつ、成育されたもの

(b)　当該締約国において生きている動物から得られる産品

(c)　当該締約国において狩猟、わなかけ、漁ろう（当該締約国の基線内で行われるものに限る。）又は捕獲により得られる産品

(d)　当該締約国において収穫され、採取され、又は採集される植物及び植物性生産品

(e)　当該締約国において抽出され、又は得られる鉱物その他の天然の物質（(a)から(d)までに規定するものを除く。）

(f)　当該締約国の船舶により、海から得られる水産物その他の産品

注釈1　この章の規定の適用上、一方の締約国の船舶により他方の締約国の基線から二百海里までの海から得られる水産物その他の産品は、他方の締約国の原産品とする。

注釈2　この章のいかなる規定も、海洋法の諸問題に関するそれぞれの締約国の立場を害するものとみなしてはならない。

(g)　当該締約国の工船上で(f)に規定する産品から生産される産品

(h)　当該締約国の外の海底又はその下から抽出され、又は得られる産品。ただし、当該締約国が、国際法に基づき、当該海底又はその下を開発する権利を有することを条件とする。

(i)　次の(i)又は(ii)から生じ、又は得られる廃品及びくず。ただし、当該廃品及びくずが原材料の回収にのみ適するものであることを条件とする。

(i)　当該締約国における製造又は加工作業

(ii)　当該締約国において収集される中古の産品

(j)　当該締約国において(a)から(i)までに規定する産品のみから得られ、又は生産される産品

第四十一条　原産資格割合

1　産品の原産資格割合は、次の計算式により算定する。

$$QVC = \frac{FOB - VNM}{FOB} \times 100$$

この場合において、

「ＱＶＣ」とは、百分率で表示される産品の原産資格割合をいう。

「ＦＯＢ」とは、2に規定する場合を除くほか、輸送の方法を問わず、産品の買手から当該産品の売手に支払われる当該産品の本船渡しの価額をいう。ただし、当該産品が輸出される際に軽減され、免除され、又は払い戻された内国税を含まない。

「ＶＮＭ」とは、産品の生産において使用される全ての非原産材料の価額をいう。

2(a)　産品の本船渡しの価額は存在するが、当該価額が不明で確認することができない場合には、1に規定するＦＯＢ価額は、当該産品の買手から当該産品の生産者への確認可能な最初の支払に係る価額によって代替される。

(b)　産品の本船渡しの価額が存在しない場合には、1に規定するＦＯＢ価額は、関税評価協定第一条から第八条までの規定に従って決定される価額とする。

3　1の規定の適用上、締約国における産品の生産において使用される非原産材料の価額は、次のいずれかの価額とする。

(a)　産品の生産者が直接輸入する材料については、ＣＩＦ価額

(b)　産品の生産者が当該締約国において取得する材料については、次のいずれかの価額

(i)　ＣＩＦ価額

(ii)　取引価額。ただし、当該非原産材料の供給者の倉庫から当該産品の生産者の所在地まで当該非原産材料を輸送するために当該締約国において要する全ての費用（例えば、運賃、保険料、こん包費）及び当該締約国において輸送の際に要する他の費用（一般的に認められており、かつ、確認可能なものに限る。）を除外することができる。

注釈１　この３の規定の適用上、「ＣＩＦ価額」とは、当該非原産材料について、関税評価協定に従って輸入貨物の課税価額として決定される価額をいい、当該産品の生産者が所在する締約国の輸入港に当該非原産材料を輸送するために要する適当な場合の運賃及び保険料、こん包費並びに他の全ての費用を含む。

注釈２　この３の規定の適用上、「取引価額」とは、当該非原産材料の生産者が行う取引に関連して当該非原産材料に対して現実に支払われた又は支払われるべき価額をいう。

４　２(b)又は３(b)の規定の適用において、産品又は非原産材料の価額を決定するに当たり、関税評価協定は、必要な変更を加えた上で、適用する。

５　この条の規定の適用上、締約国において産品の生産において使用される非原産材料の価額には、当該産品の生産に当たって使用される当該締約国の原産材料の生産において使用される非原産材料の価額を含めない。

第四十二条　原産資格を与えることとならない作業

１　産品は、次の作業が行われたことのみを理由として締約国の原産品としてはならない。

(a)　輸送又は保管の間に産品を良好な状態に保存することを確保する作業（例えば、乾燥、冷凍、塩水漬け）その他当該作業に類する作業

(b)　改装及び仕分

(c)　瓶、ケース及び箱に詰めることその他の包装作業（小売用のこん包、開こん及び再こん包作業を含む。）

(d)　組み立てられたものを分解する作業

(e)　統一システムの解釈に関する通則２(a)の規定に従って一の産品として分類される部品及び構成要素の収集

(f)　物品を単にセットにする作業

(g)　(a)から(f)までの作業の組合せ

２　１の規定は、附属書三に定める品目別規則に優先する。

第四十三条　累積

産品が一方の締約国の原産品であるか否かを決定するに当たっては、一方の締約国は、次のことを行うことができる。ただし、当該産品の最後の生産工程が輸出国である一方の締約国において行われ、かつ、当該生産工程が前条に規定する作業を超える水準のものである場合に限る。

(a)　一方の締約国において当該産品を生産するための材料として使用される他方の締約国の原産品を一方の締約国の原産材料とみなすこと。

(b)　他方の締約国において行われた生産を一方の締約国において行われた生産とみなすこと。

(c)　当該産品が非原産材料を使用して生産される産品であるときに、一方の締約国又は他方の締約国において一又は二以上の生産者により行われる異なる段階における生産を考慮すること。

第四十四条　僅少の非原産材料

１　附属書三に定める関税分類の変更に関する要件を満たさない産品については、次の場合には、締約国の原産品とみなす。ただし、当該産品が原産品とされるためのこの章に規定する他の全ての関連する要件を満たすことを条件とする。

(a)　統一システムの第一類、第四類から第一五類まで又は第一七類から第二四類までの各類に分類される産品については、当該産品の生産において使用された非原産材料（必要な関税分類の変更が行われていないものに限る。）の総額が、第四十一条の規定に従って決定される当該産品のＦＯＢ価額の十パーセント以下であり、かつ、当該産品の生産において使用される非原産材料が、この条の規定に従って原産品とされる産品と異なる号に掲げられる場合

(b)　統一システムの第二五類から第四九類まで又は第六四類から第九七類までの各類に分類される産品については、当該産品の生産において使用された非原産材料（必要な関税分類の変更が行われていないものに限る。）の総額が、第四十一条の規定に従って決定される当該産品のＦＯＢ価額の十パーセント以

下の場合

(c) 統一システムの第五〇類から第六三類までの各類に分類される産品については、当該産品の生産において使用された非原産材料（必要な関税分類の変更が行われていないものに限る。）の総重量が当該産品の総重量の十パーセント以下の場合

2 もっとも、1に規定する非原産材料の価額は、産品に適用可能な原産資格割合に関する要件においては、非原産材料の価額に含める。

第四十五条　組み立ててないか又は分解してある産品

1 第三十九条から第四十二条までの関連規定の要件を満たし、かつ、統一システムの解釈に関する通則2(a)の規定に従って完成品として分類される産品については、組み立ててないか又は分解してある状態で一方の締約国に他方の締約国から輸入される場合であっても、他方の締約国の原産品とみなす。

2 締約国において組み立ててないか又は分解してある産品の材料から組み立てられる産品であって、当該材料が統一システムの解釈に関する通則2(a)の規定に従って完成品として分類される産品として当該締約国に輸入されるものについては、当該締約国の原産品とみなす。ただし、組み立ててないか又は分解してある産品の非原産材料が組み立ててないか又は分解してある形態でなく個別に当該締約国に輸入されていたならば、当該産品が第三十九条から第四十二条までの関連規定の適用される要件を満たしていたであろう場合に限る。

第四十六条　代替性のある産品又は代替性のある材料

1 在庫において混在している代替性のある締約国の原産材料及び当該原産材料と代替性のある非原産材料が産品の生産において使用される場合において、当該産品が当該締約国の原産品であるか否かを決定するときは、それらの材料が当該締約国の原産材料であるか否かについては、当該締約国において一般的に認められている会計原則に基づく在庫管理方式に従って決定することができる。

2 代替性のある締約国の原産品及び当該原産品と代替性のある非原産品が在庫において混在している場合において、それらの産品が在庫において混在している締約国において輸出に先立っていかなる生産工程も経ず、又はいかなる作業（積卸しの作業及びそれらの産品を良好な状態に保存するために必要な他の作業を除く。）をも行われないときは、それらの産品が当該締約国の原産品であるか否かについては、当該締約国において一般的に認められている会計原則に基づく在庫管理方式に従って決定することができる。

3 1及び2に定めるいずれかの在庫管理方式を選択した場合には、その選択をした者は、当該選択が行われた会計年度又は会計期間を通じて選択した在庫管理方式を用いる。

第四十七条　セット

1 統一システムの解釈に関する通則3の規定に従って関税分類が決定されるセット及び統一システムにセットとして明示的に記述される産品は、当該セットに含まれる全ての産品がこの章の規定に従って原産品とされる場合には、締約国の原産品とする。

2 1の規定にかかわらず、セットに含まれる全ての非原産品の価額の総額が、当該セットのＦＯＢ価額であって第四十一条の規定に従って決定されるものの十パーセント以下であり、かつ、当該セットがこの章に規定する他の全ての関連する要件を満たす場合には、当該セットは原産品とする。

3 この条の規定は、附属書三に定める品目別規則に優先する。

第四十八条　附属品、予備部品及び工具

輸入の際に産品とともに納入される附属品、予備部品又は工具であって、当該産品の標準的な附属品、予備部品又は工具の一部を成すものについては、次のとおりとする。ただし、当該附属品、予備部品又は工具が仕入書において当該産品と別に記載されるか否かにかかわらず、当該附属品、予備部品又は工具に係る仕入書が当該産品の仕入書と別立てにされないこと並びに当該附属品、予備部品又は工具の数量及び価額が当該産品について慣習的なものであることを条件とする。

(a) 当該産品の生産において使用された全ての非原産材料について附属書三に定める関連する関税分類の変更又は特定の製造若しくは加工作業が行われたか否かを決定するに当たり、当該附属品、予備部品又は工具を考慮しない。

(b) 当該産品の原産資格割合を算定するに当たり、当該附属品、予備部品又は工具の価額を当該産品の生産において使用される締約国の原産材料又は非原産材料の価額として考慮する。

第四十九条　小売用の包装材料及び包装容器

1 産品を小売用に包装するための包装材料及び包装容器については、統一システムの解釈に関する通則5の規定に従って当該産品に含まれるものとして分類される場合には、当該産品が締約国の原産品であるか否かを決定するに当たって考慮しない。ただし、当該産品が次のいずれかに該当することを条件とする。

(a) 完全に得られ、又は生産される産品であって、第三十九条(a)に定めるものであること。

(b)　原産材料のみから生産される産品であって、第三十九条(b)に定めるものであること。

(c)　当該産品について附属書三に定める関連する関税分類の変更又は特定の製造若しくは加工作業が行われていること。

2　産品が原産資格割合に関する要件の対象となる場合には、小売用の包装材料及び包装容器については、当該産品の原産材料又は非原産材料の価額として考慮する。

第五十条　船積み用のこん包材料及びこん包容器

産品の船積み用のこん包材料及びこん包容器については、当該産品が原産品であるか否かを決定するに当たって考慮しない。

第五十一条　間接材料

産品が締約国の原産品であるか否かを決定するに当たり、当該産品の生産において使用される次の要素の原産地については、決定する必要はないものとする。

(a)　燃料及びエネルギー

(b)　工具、ダイス及び鋳型

(c)　設備及び建物の維持のために使用される予備部品及び産品

(d)　生産において使用され、又は設備及び建物の稼働のために使用される潤滑剤、グリース、コンパウンド材その他の産品

(e)　手袋、眼鏡、履物、衣類、安全のための設備及び備品

(f)　産品の試験又は検査に使用される設備、装置及び備品

(g)　触媒及び溶剤

(h)　他の産品に組み込まれていないその他の産品であって、当該その他の産品の生産における使用が当該生産の一部であると合理的に示すことができるもの

第五十二条　積送基準

1　締約国の原産品であって、次のいずれかの条件を満たすものは、積送基準を満たす原産品とする。

(a)　第三国を通過することなく輸出締約国から輸入締約国へ直接輸送されること。

(b)　経由、積替え又は倉庫への一時蔵置のために一又は二以上の第三国を通過して輸出締約国から輸入締約国へ輸送されること。ただし、次の条件を満たすこと。

(i)　当該原産品について積卸し以外の作業及び産品を良好な状態に保存するために必要な他の作業以外の作業が行われていないこと。

(ii)　当該原産品が第三国にある間、当該第三国の税関当局の監督の下に置かれていること。

2.　締約国の原産品が1に定める積送基準を満たさない場合には、当該原産品は、当該締約国の原産品とはみなさない。

第五十三条　原産地証明

この章の規定の適用上、次の文書を原産地証明とする。

(a)　次条に規定する原産地証明書

(b)　第五十七条に規定する原産地申告

第五十四条　原産地証明書

1　輸出締約国の権限のある当局は、輸出者によって行われる申請又は当該輸出者の責任の下で当該輸出者によって権限を与えられた代理人によって行われる申請に基づき、原産地証明書を発給する。

2　輸出締約国の権限のある当局は、この条の規定の実施のために、自国の関係法令により与えられた権限に基づき、原産地証明書の発給機関を指定することができる。

3　各締約国は、附属書四に定める様式に適合する原産地証明書の書式を定める。原産地証明書については、附属書四の原産地証明書の注釈に定める記入方法に従って、輸出者が英語により記入し、又は当該輸出者によって権限を与えられた代理人が輸出者の責任の下で英語により記入する。

4　原産地証明書は、次条に規定する場合を除くほか、船積みの時までに発給する。

5　産品について原産地証明書の発給を申請する輸出者は、原産地証明書の発給を行う輸出締約国の権限のある当局又は発給機関の要請があった場合にはいつでも、産品が輸出締約国の原産品であることを証明する全ての適切な文書を提出できるようにしておかなければならない。

6　産品の輸出者が輸出締約国に所在する当該産品の生産者でない場合には、当該輸出者は、次のいずれかのものに基づいて原産地証明書の発給を申請することができる。

(a)　当該輸出者が輸出締約国の権限のある当局又は発給機関に提出する申告であって、当該産品の生産者が提供する情報又は誓約に基づくもの

(b)　当該輸出者の要請に応じ、当該産品の生産者が輸出締約国の権限のある当局又は発給機関に直接かつ

任意に提出する申告

7　輸出締約国の権限のある当局又は発給機関は、産品が輸出締約国の原産品であると認めることができる場合には、原産地証明書を発給する。

8　輸出締約国の権限のある当局又は発給機関は、産品が輸出締約国の原産品であることを確認するために必要な措置をとる。この場合において、当該権限のある当局又は発給機関は、当該産品が原産品であることについて、証拠を要求し、及び輸出者又は生産者が所有する当該産品が原産品であることに関する文書又は情報であってこの条に規定するものの検査その他の適当と認められる確認を実施する権利を有するものとする。当該権限のある当局又は発給機関は、また、原産地証明書が3に規定する書式に従って正しく記入されることを確保する。

9　各締約国の権限のある当局又は発給機関は、原産地証明書に相互に関係する番号を付して発給するものとする。

10　産品について原産地証明書の発給を受けた輸出者又は6(b)に規定する生産者は、当該原産地証明書に不正確な情報を含むと信ずるに足りる理由がある場合には、当該原産地証明書の正確性又は有効性に影響を及ぼす可能性があるいかなる変更についても、輸出締約国の権限のある当局に対し書面により遅滞なく通報する。当該権限のある当局は、その通報を受領した場合には、当該原産地証明書が関税上の特恵待遇の要求のために使用されることなく当該権限のある当局又は発給機関に輸出者から返却されたときを除くほか、輸入締約国の関係当局に対し速やかに通報する。

第五十五条　遡及して発給される原産地証明書

1　次のいずれかの場合には、例外的に原産地証明書を産品の船積みの後に発給することができる。

(a)　誤り若しくは意図的でない不作為又は例外的な状況により、船積みの時に原産地証明書が発給されなかった場合

(b)　原産地証明書は発給されたものの、輸入の際に技術的な理由により受理されなかったことにつき、輸出締約国の権限のある当局が満足するような説明がなされた場合

2　1の規定により発給される原産地証明書については、当該原産地証明書の第九欄に「ISSUED RETROSPECTIVELY」との文言を記載するものとする。

第五十六条　原産地証明書の再発給

輸出者は、原産地証明書が有効期間の満了前に盗まれ、亡失し、又は著しく損傷した場合には、当該原産地証明書を発給した輸出締約国の権限のある当局又は発給機関に対し、当該権限のある当局又は発給機関が保有する輸出に関する文書に基づいて当該原産地証明書の再発給を申請することができる。このような方法によって発給される原産地証明書については、当該原産地証明書の第九欄に「DUPLICATE OF THE ORIGINAL CERTIFICATE OF ORIGIN NUMBER_DATED_」の文言を記載するものとする。再発給された原産地証明書については、当初の原産地証明書の有効期間中は有効なものとする。

第五十七条　原産地申告

1　第五十三条(b)に規定する原産地申告については、次条に規定する認定輸出者のみがこの条の規定に従って作成することができるものとする。

2　原産地申告については、関係する産品が輸出締約国の原産品であると認めることができる場合にのみ作成することができる。

3　認定輸出者が輸出締約国に所在する産品の生産者でない場合には、当該認定輸出者は、次のいずれかのものに基づいて当該産品の原産地申告を作成することができる。

(a)　当該産品の生産者が当該認定輸出者に提供する情報

(b)　当該産品が輸出締約国の原産品である旨の誓約であって、当該産品の生産者が当該認定輸出者に提供するもの

4　認定輸出者は、輸出締約国の権限のある当局の要請があった場合にはいつでも、原産地申告を作成した産品が輸出締約国の原産品であることを証明する全ての適切な文書を提出できるようにしておかなければならない。

5　原産地申告の申告文については、附属書四に定める。認定輸出者は、関係する産品について特定できるように十分詳細に記述した仕入書、納品書その他の商業上の文書にタイプ印書し、押印し、又は印刷することにより、英語により原産地申告を作成するものとする。原産地申告については、当該商業上の文書が発行された日に作成されたとみなす。

6　認定輸出者は、産品の船積みの時まで又はその後に、当該産品の原産地申告を作成することができる。

7　産品について原産地申告を作成した認定輸出者は、当該産品が輸出締約国の原産品でないことを知った場合には、輸出締約国の権限のある当局に対し書面により遅滞なく通報する。当該権限のある当局は、そ

の通報を受領した場合には、輸入締約国の関係当局に対し速やかに通報する。

第五十八条　認定輸出者

1　輸出締約国の権限のある当局は、輸出締約国に所在する輸出者に対し、認定輸出者として原産地申告を作成することを認めることができる。ただし、次のことを条件とする。

(a)　当該輸出者が輸出締約国の原産品の船積みを頻繁に行っていること。

(b)　当該輸出者が原産地申告の作成に係る業務を適正に行うに足りる知識及び能力を有し、かつ、輸出締約国の法令に定める条件を満たすこと。

(c)　当該輸出者が、当該輸入締約国の権限のある当局に対し、当該輸出者を特定する原産地申告についての全ての責任であって、手書きで署名したとしたならば当該輸出者が負うことになったであろうものを負うことを書面により約束すること。

2　輸出締約国の権限のある当局は、認定輸出者に対し、原産地申告に記載する認定番号を与える。原産地申告については、認定輸出者による署名を必要としない。

3　輸出締約国の権限のある当局は、認定輸出者が権限を適正に行使することを確保する。

4　輸出締約国の権限のある当局は、認定輸出者としての認定をいつでも取り消すことができる。当該権限のある当局は、認定輸出者が1に規定する条件を満たさない場合又は認定輸出者が権限を適正に行使しない場合には、輸出締約国の法令に従って、当該認定を取り消さなければならない。

第五十九条　通報

1　一方の締約国は、この協定の効力発生の時に、他方の締約国に次のものを提供する。

(a)　原産地証明書の書式

(b)　発給機関の名称及び原産地証明書を発給できる職員の氏名並びに権限のある当局又は発給機関の事務所において原産地証明書の発給のために使用される署名及び印章の見本及び図案を記載した登録簿

2　登録簿の変更については、他方の締約国に対して書面により通報する。当該変更については、通報が行われた日の後五日目に効力を生じ、又はそれよりも遅い日であって当該通報において指定される日に効力を生ずる。

3　輸出締約国の権限のある当局は、認定輸出者の認定番号の構成並びに認定輸出者の名称、住所及び認定番号並びに認定が効力を生ずる日付に関する情報を輸入締約国に対して提供する。一方の締約国は、当該情報の変更（当該変更が効力を生ずる日付を含む。）を他方の締約国に通報する。

第六十条　関税上の特恵待遇の要求

1　輸出締約国の原産品について、輸入者が輸入の際に輸入締約国において適用される手続に従って関税上の特恵待遇を要求する場合には、輸入締約国は、この協定に従い、輸入締約国の求めに応じ輸入者が提出する原産地証明に基づき当該関税上の特恵待遇を与える。

2　1の規定にかかわらず、輸入締約国は、次に掲げる輸入については原産地証明の提出を要求しない。

(a)　課税価額の総額が千五百アメリカ合衆国ドル若しくは輸入締約国の通貨によるその相当額又は輸入締約国が設定するこれよりも高い額を超えない輸出締約国の原産品の輸入（ただし、当該輸入が原産地証明に関する義務を回避することを目的として分割して行われたと合理的に認め得る一連の輸入の一部を構成しないことを条件とする。）

(b)　輸入締約国が原産地証明に関する義務を免除した輸出締約国の原産品の輸入

3　輸出締約国の原産品が一又は二以上の第三国を通過して輸入される場合には、輸入締約国は、当該原産品について関税上の特恵待遇を要求する輸入者に対して、次のものの提出を要求することができる。

(a)　日本国については、次のいずれかのもの

(i)　通し船荷証券の写し

(ii)　第三国の税関当局その他関連する団体が提供する証明書その他の情報であって、当該第三国において積卸し以外の作業及び産品を良好な状態に保存するために必要な他の作業以外の作業が当該原産品について行われていないことを証明するもの

(b)　ペルーについては、次のもの

(i)　経由又は積替えの場合には、運送に係る文書（例えば、航空貨物運送状、船荷証券、複合運送に関する書類）であって、輸出締約国から輸入締約国への輸送を証明するもの

(ii)　蔵置の場合には、運送に係る文書（例えば、航空貨物運送状、船荷証券、複合運送に関する書類）であって、輸出締約国から輸入締約国への輸送を証明するもの及び当該蔵置を許可した第三国の税関当局その他権限のある当局により当該第三国の法令に従って発給された文書

第六十一条　輸入に関する義務

1　この章に別段の定めがある場合を除くほか、一方の締約国は、他方の締約国から輸入される産品につい

て関税上の特恵待遇を要求する輸入者に対して次のことを要求する。

(a)　有効な原産地証明に基づき、当該産品が輸出締約国の原産品であることについて税関申告の際に書面による申告を行うこと。

(b)　(a)に規定する申告を行う際に原産地証明を所持すること。

(c)　該当する場合には、前条3に規定する文書を所持すること。

(d)　税関当局の要請があった場合には、原産地証明及び(c)に規定する文書を提出すること。

(e)　申告の基礎となる原産地証明が不正確な情報を含むと信ずるに足りる理由がある場合には、速やかに、申告を修正し、及び納付すべき関税を納付すること。

2　原産品の輸入者が輸入の際に原産地証明を所持していない場合には、当該輸入者は、輸入締約国の法令に従い、当該原産品に関税上の特恵待遇が与えられなかった結果として超過して徴収された関税又は提供された担保の払戻し又は解除を輸入締約国の税関当局に申請することができる。ただし、第五十四条又は第五十七条の規定に従って発給され、又は作成された原産地証明及び、必要に応じて、当該原産品の輸入に関するその他の文書を当該輸入の後一年を超えない期間内に当該税関当局に提出することを条件とする。

注釈　この2の規定にかかわらず、日本国への輸入の場合には、超過して徴収された関税の払戻しは適用しない。

3　2の規定は、輸入者が輸入の際に輸入締約国の税関当局に対し、輸入する産品がこの協定に基づく原産品であると申告しなかった場合には、当該産品の有効な原産地証明が当該税関当局に事後に提出されたときであっても、適用しない。

4　輸入者が産品について関税上の特恵待遇を要求する場合において、当該産品が輸出締約国の原産品でないとき又は当該輸入者がこの章に規定する関連する要件を満たさないときは、輸入締約国は、当該産品について関税上の特恵待遇を与えないことができる。

第六十二条　原産地証明の有効性

1　原産地証明は、発給され、又は作成される日から十二箇月間有効なものとする。輸入締約国の税関当局が原産地証明の提出を要求する場合には、当該原産地証明は、その有効期間内における一又は二以上の税関申告に含まれる一回限りの輸入のために、輸入締約国の税関当局に提出される。

2　産品が輸入締約国の税関当局の監督の下で一時輸入され、又は蔵置される場合には、原産地証明の有効期間は、当該税関当局がその一時輸入又は蔵置を認めた期間延長することができる。

3　輸入締約国の税関当局は、原産地証明が1に規定する提出のための最終期日の後に提出される場合において、定められた最終期日までに提出できなかったことが例外的な状況によるものであるときは、関税上の特恵待遇を与える目的で当該原産地証明を受理することができる。

第六十三条　補助的な文書

第五十四条5及び第五十七条4に規定する文書であって、原産地証明の対象となる産品が輸出締約国の原産品であることを証明する目的のために使用されるものについては、特に次のものを含めることができる。

(a)　輸出者又は生産者が関係する産品を得るために行った加工についての直接的な証拠

(b)　いずれかの締約国において使用された材料の原産性を証明する文書であって、当該いずれかの締約国の法令に従って使用されるもの

(c)　いずれかの締約国における材料についての作業又は加工を証明する文書であって、当該いずれかの締約国の法令に従って使用されるもの

(d)　使用された材料がいずれかの締約国の原産品であることを証明する原産地証明であって、当該いずれかの締約国において発給され、又は作成されるもの

第六十四条　文書及び記録の保管

1　原産地証明書の発給を受けた輸出者は、当該原産地証明書の発給の日の後少なくとも五年間、第五十四条5に規定する文書を保管しなければならない。

2　原産地証明書を発給した輸出締約国の権限のある当局又は発給機関は、当該原産地証明書についての記録及び当該原産地証明書の発給に必要な補助的な情報を、当該原産地証明書の発給の日の後少なくとも五年間保管する。

3　原産地申告を作成した認定輸出者は、当該原産地申告の作成の日の後少なくとも五年間、当該原産地申告の写し及び第五十七条4に規定する文書を保管しなければならない。

4　産品の生産者であって、第五十四条6(a)に規定する誓約を提供するもの又は同条6(b)に規定する申告を提出するものは、原産地証明書の発給の日又は同条6(a)に規定する誓約が当該生産者により輸出者に対して提供された日の後少なくとも五年間、当該産品の原産地に関連する記録を保管しなければならない。た

だし、当該生産者により提供された誓約又は提出された申告に基づき原産地証明書が発給されなかった場合は、この限りでない。

5　第五十七条3(b)に規定する産品の生産者は、同条3(b)に規定する誓約が当該生産者により認定輸出者に対して提供された日の後少なくとも五年間、当該産品の原産地に関連する記録を保管しなければならない。ただし、当該生産者により提供された誓約に基づき原産地申告が作成されなかった場合は、この限りでない。

6　この条の規定に従って保管する記録には、電子的な記録を含むことができる。

第六十五条　軽微な誤り

輸入締約国の税関当局は、軽微な誤り（例えば、軽微な表現の相違又は語句の欠落、タイプの誤り、指定された欄からのはみ出し）を考慮しないものとする。ただし、当該軽微な誤りが原産地証明に含まれる情報の正確性に疑いを生じさせるようなものではないことを条件とする。

第六十六条　確認手続

1　両締約国は、この章の規定の適正な適用を確保するため、この協定及びそれぞれ自国の法令に従い、原産地証明に関する情報を確認するために相互に支援する。

2　輸入締約国は、輸出締約国から輸入される産品がこの章に規定する要件を満たすか否かを決定するため、輸入締約国の関係当局を通じて次のいずれかの方法により原産地証明に関する情報を確認することができる。

(a)　輸入者に対し、原産地証明に関する情報を要請すること。

(b)　輸出締約国の権限のある当局に対し、原産地証明に関する情報を当該原産地証明に基づいて要請すること。

(c)　第六十四条の規定に従って文書及び記録を保管する輸出者、認定輸出者又は生産者からの原産地証明に関する情報を輸出締約国の権限のある当局を通じて要請すること。

(d)　輸出締約国の権限のある当局が輸入締約国の関係当局のオブザーバーとしての立会いの下に第六十四条の規定に従って文書及び記録を保管する輸出者、認定輸出者又は生産者の施設を訪問することを通じて当該産品の生産において使用された設備の確認を行い、及び収集した情報を訪問の後に提供することを、輸出締約国に対して要請すること。

3　輸入締約国の関係当局は、2の規定の実施のために、確認の要請を行う理由を付して、原産地証明の写しを輸出締約国の権限のある当局に返送する。原産地証明に記載された情報が不正確であることを示唆する文書又は情報が得られた場合には、当該文書又は情報を当該要請の裏付けとして当該権限のある当局に送付するものとする。

4(a)　輸出締約国の権限のある当局は、2(b)及び(c)の規定の実施のために、要請された情報をその要請の受領の日の後三箇月以内に提供する。

(b)　輸入締約国の関係当局は、必要と認める場合には、原産地証明に関する追加の情報を要請することができる。輸出締約国の権限のある当局は、当該関係当局が追加の情報を要請する場合には、要請された情報をその要請の受領の日の後二箇月以内に提供する。

5(a)　輸入締約国の関係当局は、2(d)の規定による訪問の実施を輸出締約国に対して要請する場合には、その要請を行うための書面を、訪問の実施を希望する日の少なくとも三十日前までに受領の確認を伴う方法により輸出締約国に送付する。

(b)　(a)の規定により送付される書面には、次の事項に関する情報を含める。

(i)　当該書面を送付する輸入締約国の関係当局を特定する事項

(ii)　輸出締約国に所在し、かつ、第六十四条の規定に従って文書及び記録を保管する輸出者、認定輸出者又は生産者であって、その施設への訪問が要請されるものの名称

(iii)　訪問の実施を希望する日及び場所

(iv)　訪問の目的及び実施の範囲（原産地証明に記載された産品であって、確認の対象となっているものの明記を含む。）

(v)　訪問に立ち会う輸入締約国の関係当局の職員の氏名及び官職

(c)　輸出締約国は、2(d)の規定により要請される訪問の実施を受諾するか否かを、(a)の規定により送付される書面を受領した後三十日以内に輸入締約国に対して書面により回答する。

(d)　輸出締約国は、訪問の最終日の後六十日以内又は相互に同意するその他の期間内に、2(d)の規定により収集した情報を輸入締約国の関係当局に提供する。

6　輸入締約国の関係当局は、輸出締約国が確認の要請を受領した後十二箇月以内に、輸出締約国の権限のある当局に対し、確認の対象となる産品がこの章に規定する要件を満たすか否かについての書面による決

定（当該決定に係る事実認定及び法的根拠を含む。）を送付する。

7 (a) 輸入締約国の関係当局は、産品の輸入者が当該関係当局からの原産地証明に関する情報に係る要請であって、2(a)の規定によるものに応じない場合には、当該産品について関税上の特恵待遇を与えないことができる。

(b) 輸入締約国の関係当局は、次のいずれかの場合には、関税上の特恵待遇を与えないことができるものとし、輸出締約国の権限のある当局に対し書面によりその旨の決定を送付する。

(i) 4若しくは5(d)に規定する期間内に情報を提供するとの要件又は5(c)に規定する期間内に5(a)に規定する書面に対して回答するとの要件が満たされない場合

(ii) 2(d)に規定する要請が拒否される場合

(iii) 2(b)から(d)までの規定により輸入締約国の関係当局に提供された情報がこの章に規定する要件を産品が満たすことを証明するために十分でない場合

(c) 輸入締約国の税関当局は、確認の結果が出るまでの間、問題とされる原産地証明の対象となる産品について関税上の特恵待遇を与えることを停止することができる。ただし、その停止が、当該産品の引取りを妨げる理由となってはならない。

(d) 輸入締約国は、自国の関係当局が特定の生産者の特定の産品について関税上の特恵待遇を与える要件を満たさないとの決定を既に行っている場合には、その後に輸入される当該生産者の同種の産品がこの章に規定する要件を満たすことが証明されるまで、当該同種の産品の輸入者に対し、当該同種の産品について関税上の特恵待遇を与えることを停止することができる。

第六十七条　罰則

各締約国は、この章の規定に関連する自国の法令の違反に対し、適当な罰則その他の措置を採用し、又は維持する。

第六十八条　秘密性

1 一方の締約国は、自国の法令に従い、他方の締約国がこの章の規定に従って一方の締約国に秘密のものとして提供した情報の秘密性を保持するものとし、また、当該情報を開示から保護する。

2 輸入締約国の関係当局がこの章の規定に従って入手する情報については、

(a) この章の規定の実施のために、当該関係当局のみが利用することができるものとする。

(b) 外交上の経路又は輸出締約国の関係法令に従って設けられたその他の経路を通じて当該情報の使用の許可を輸入締約国が要請し、かつ、当該許可が輸入締約国に提供される場合を除くほか、輸入締約国は、裁判所又は裁判官の行う刑事手続において使用してはならない。

第六十九条　原産地規則に関する小委員会

1 この章の規定を効果的に実施し、及び運用するため、両締約国は、ここに原産地規則に関する小委員会（以下この条において「小委員会」という。）を設置する。

2 小委員会は、次のことを任務とする。

(a) 次の事項に関し、検討し、及び必要な場合には委員会に対し適当な勧告を行うこと。

(i) この章の規定の効果的な、統一的な、かつ、一貫した運用（この章の規定の解釈、適用及びこれらに関する協力の増進を含む。）

(ii) 附属書三の改正（統一システムの改正を考慮したもの）及び附属書四の改正であって、いずれかの締約国が提案するもの

(iii) 次条に規定する運用上の手続規則

(b) この章の規定に関連するその他の問題（原産地の決定に関連する関税分類及び関税評価、原産資格割合の計算並びに電子証明の制度の開発を含む。）であって両締約国が合意するものについて検討すること。

(c) 委員会に対し小委員会の所見を報告すること。

(d) 委員会が委任するその他の任務を遂行すること。

3 小委員会は、両締約国が合意する時期及び場所において又は手段によって会合を開催する。

第七十条　運用上の手続規則

委員会は、この協定の効力発生の時に、この章の規定に関する詳細な指針を定める運用上の手続規則を採択することができる。

第七十一条　雑則

輸入締約国と輸出締約国との間の連絡については、英語により行う。

第七十二条　輸送中の産品又は蔵置されている産品のための経過規定

この協定は、この章の規定に適合する産品であって、この協定の効力発生の日に輸出締約国から輸入締約

国に輸送中であり、又は税関当局の監督下で保税倉庫に一時蔵置されているものについて適用することができる。ただし、遡及して発給された原産地証明書又は原産地申告が、当該産品が第五十二条に規定する積送基準を満たすことを示す第六十条に規定する文書とともに、この協定の効力発生の日の後四箇月以内に、輸入締約国の税関当局に提出されることを条件とする。

第四章　税関手続及び貿易円滑化

第七十三条　適用範囲

1　この章の規定は、両締約国間で取引される物品の通関及び両締約国間で取引される物品（輸送手段を含む。）であって両締約国の関税領域に出入りするものに対する税関管理に必要な税関手続について適用する。

2　この章の規定は、両締約国により、各締約国の法令に従って実施される。

注釈　この条及び第七十五条の規定の適用上、「関税領域」とは、締約国の関税法令が適用される領域をいう。

第七十四条　目的

この章は、両締約国間の物品の貿易を円滑化し、並びに関税法令の違反を防止し、調査し、及び抑止するため、次のことを行うことを目的とする。

(a)　透明性、関税法令の適正な適用及び物品の速やかな通関を確保する枠組みを確立すること。

(b)　税関手続の分野における協力を促進すること。

第七十五条　定義

この章の規定の適用上、「関税法令」とは、物品の輸入、輸出及び通過又は蔵置に関する法令であって、各締約国の関税領域の境界を越える規制物品の移動の禁止、制限その他これらに類する規制に関するものをいう。

第七十六条　透明性

1　各締約国は、自国の関税法令に関して一般に利用される全ての関連情報を、いかなる利害関係者についても、可能な限り英語により、容易に利用可能なものとすることを確保する。

2　各締約国は、利用可能なものとされた情報を自国の関税法令の改正により修正しなければならない場合には、利害関係者が当該改正を考慮に入れることができるよう、可能な限り、修正された情報を当該改正の効力発生に十分先立って英語により容易に利用可能なものとする。ただし、その事前の周知を行うことができない場合は、この限りでない。

3　各締約国は、両締約国の利害関係者の要請があった場合には、自国の関税法令に関し当該利害関係者が提起した個別的な税関に係る事項についての情報をできる限り迅速かつ正確に提供する。各締約国は、特に要請された情報のみでなく、利害関係者が知るべきであると考えるその他の適切な情報も併せて提供する。

4　各締約国は、税関に係る事項に関する両締約国の利害関係者からの妥当な照会に応ずる一又は二以上の照会所を指定し、特に自国のウェブサイトにより、当該照会所の名称及び住所を公に利用可能なものとする。

第七十七条　情報通信技術

各締約国は、自国の税関手続における情報通信技術の利用を促進する。

第七十八条　危険度に応じた管理手法

税関手続を容易にするため、両締約国は、危険度の高い物品の検査活動に集中することができる危険度に応じた管理手法の制度であって、危険度の低い物品の通関（引取りを含む。）及び移動を簡素化するものを維持する。

第七十九条　通関

1　両締約国は、予見可能であり、かつ、一貫性及び透明性がある方法でそれぞれの税関手続を適用する。

2　各締約国は、両締約国間で取引される物品の速やかな通関（引取りを含む。）のため、次のことを行う。

(a)　自国の税関手続を簡素化すること。

(b)　関税協力理事会の主催の下で作成される標準規定及び勧告規定その他の関連する国際的な基準及び勧告された慣行に自国の税関手続を可能な限り調和させること。

(c)　適当な場合には、自国の税関当局と次のものとの間の協力を促進すること。

(i)　自国の他の国内当局

(ii)　自国の貿易関係者

(d)　次の税関手続を採用し、又は維持すること。

(i)　輸入される物品が到着する前に当該物品の通関に関する情報（文書を含む。）を確認するための税関手続

(ii)　税関当局が検査を終了した後又は検査を行わないことを決定した後に保税倉庫に蔵置することなく直ちに物品を輸入のために引き取ることを認めるための税関手続。ただし、次の全ての条件を満たす場合に限る。

(A)　関税法令の違反がないこと。

(B)　輸入承認書その他必要とされる書類が取得されていること。

(C)　関連する税関手続について全ての許可が与えられていること。

(D)　税が納付されており、又はその徴収を確保するために適切な措置がとられていること。

第八十条　積荷のための別個のかつ迅速な税関手続

各締約国は、積荷のための税関手続であって、通常の税関手続とは別個の、かつ、通常の税関手続よりも迅速なものを採用し、又は維持する。その手続においては、各締約国の法令に従い必要な全ての税関書類が提出された後の簡素化された物品の通関について規定するものとする。

第八十一条　事前教示

輸入締約国は、自国の法令に従い、産品の関税分類及び関税評価並びに当該産品が前章の規定に従って輸出締約国の原産品とされるか否かに関し、当該産品の輸入に先立つ事前の教示についての手続を採用し、又は維持する。ただし、産品の輸入者若しくは権限を与えられた当該輸入者の代理人又は輸出締約国に所在する当該産品の輸出者、生産者若しくは権限を与えられた当該輸出者若しくは当該生産者の代理人が、必要な全ての情報とともに書面による当該事前の教示の申請を行い、かつ、輸入締約国が当該事前の教示を拒むべき合理的な理由を欠く場合に限る。

第八十二条　審査

各締約国は、自国による税関に係る事項についての決定に関し、影響を受ける当事者に対し、容易に利用可能な行政上及び司法上の審査についての手続を提供する。当該審査は、当該決定を行った職員又は部局から独立したものとする。

第八十三条　税関協力及び情報の交換

1　両締約国は、それぞれの税関当局の利用可能な資源の範囲内で、税関手続の分野において相互に協力し、及び情報を交換する。その協力及び情報の交換には、相互行政支援及び技術援助を含む。

2　1の規定に基づく協力及び情報の交換は、実施取極で定めるところによって実施される。

3　第七条1の規定は、この条の規定に基づく情報の交換については、適用しない。

第八十四条　罰則

この章の規定の適用上、各締約国は、自国の関税法令の違反に対する適当な制裁その他の措置を採用し、又は維持する。

第八十五条　税関手続及び貿易円滑化に関する小委員会

1　この章の規定を効果的に実施し、及び運用するため、両締約国は、ここに税関手続及び貿易円滑化に関する小委員会（以下この条において「小委員会」という。）を設置する。

2　小委員会は、次のことを任務とする。

(a)　この章の規定の実施及び運用について検討すること。

(b)　この章の規定に関連する分野であって、両締約国間の貿易を円滑化するために改善されるべきものを特定すること。

(c)　委員会に対し小委員会の所見を報告すること。

(d)　両締約国間に生ずる意見の相違を解決するため、関税分類に関する問題について協議すること。

注釈　当該問題がこの(d)に規定する協議において解決されない場合には、当該問題は、関税協力理事会の統一システム委員会に付託されるものとする。

(e)　委員会が委任するその他の任務を遂行すること。

3　小委員会は、両締約国政府の職員から成る。

4　小委員会は、両締約国が合意する時期及び場所において又は手段によって会合を開催する。

第五章　衛生植物検疫措置

第八十六条　適用範囲

この章の規定は、両締約国間の物品の貿易に直接又は間接に影響を及ぼす可能性がある両締約国の全ての衛生植物検疫措置であって、世界貿易機関設立協定附属書一Ａ衛生植物検疫措置の適用に関する協定（以下「衛生植物検疫措置の適用に関する協定」という。）に基づくものについて適用する。

第八十七条　権利及び義務の再確認

両締約国は、衛生植物検疫措置の適用に関する協定に基づく衛生植物検疫措置に関する権利及び義務を再確認する。

第八十八条　照会所

一方の締約国は、衛生植物検疫措置に関する他方の締約国からの全ての妥当な照会に応ずることができ、及び適当な場合には関連する情報を提供することができる照会所を指定する。

第八十九条　衛生植物検疫措置に関する小委員会

1　この章の規定を効果的に実施し、及び運用するため、両締約国は、ここに衛生植物検疫措置に関する小委員会（以下この条において「小委員会」という。）を設置する。

2　小委員会は、次のことを任務とする。

(a)　この章の規定の実施及び運用について検討すること。

(b)　各締約国の衛生植物検疫措置（行政手続を含む。）についての相互理解を向上させるため、両締約国における衛生植物検疫に係る事件の発生、両締約国の衛生植物検疫に関する規制及び基準の変更又は導入その他の事項（両締約国間の物品の貿易に直接又は間接に影響を及ぼす可能性があるものに限る。）について情報を交換すること。

(c)　一方の締約国によって認められた衛生植物検疫に関する潜在的な危険についての情報を他方の締約国に通報すること。

(d)　衛生植物検疫措置の適用から生ずることがある両締約国間の特定の問題を明らかにし、及び当該問題に取り組むため、科学に立脚した技術的な協議を行うこと。

(e)　衛生植物検疫措置に関する国際的な場における両締約国間の協同の努力について協議すること。

(f)　各締約国の予算上の資金の利用可能性及び関係法令に従うことを条件とした衛生植物検疫措置に関する両締約国間の技術的な協力（能力の開発、技術援助及び専門家の交流を含む。）について討議すること。

(g)　委員会が委任するその他の任務を遂行すること。

3　小委員会は、討議される問題に関連する必要な専門知識を有する両締約国政府の職員から成る。

4　小委員会は、両締約国が合意する時期及び場所において又は手段によって会合を開催する。

5　この条の規定の適用上、小委員会は、次のものによって調整される。

(a)　日本国については、外務省又はその後継機関

(b)　ペルーについては、通商観光省又はその後継機関

第六章　強制規格、任意規格及び適合性評価手続

第九十条　適用範囲

1　この章の規定は、世界貿易機関設立協定附属書一A貿易の技術的障害に関する協定（以下「貿易の技術的障害に関する協定」という。）に定義する強制規格、任意規格及び適合性評価手続であって、両締約国間の物品の貿易に影響を及ぼす可能性があるものについて適用する。

2　この章の規定は、次のものについては、適用しない。

(a)　政府機関が自らの生産又は消費の必要上作成する購入仕様

(b)　衛生植物検疫措置の適用に関する協定附属書Aに定義する衛生植物検疫措置

第九十一条　目的

この章の目的は、次のとおりとする。

(a)　貿易の技術的障害に関する協定の実施の改善を通じ、両締約国間の貿易を増大し、及び促進すること。

(b)　強制規格、任意規格及び適合性評価手続が貿易に不必要な障害をもたらすことのないようにすることを確保すること。

(c)　両締約国間の協力を促進すること。

第九十二条　定義

この章の規定の適用上、貿易の技術的障害に関する協定附属書一に定める用語及び定義を適用する。

第九十三条　権利及び義務の再確認

両締約国は、貿易の技術的障害に関する協定に基づく強制規格、任意規格及び適合性評価手続に関する権利及び義務を再確認する。

第九十四条　国際標準

1　各締約国は、貿易の技術的障害に関する協定2.4及び5.4の規定が定める範囲内で、関連する国際規格及び指針又は勧告を自国の強制規格及び適合性評価手続の基礎として用いる。

2　一方の締約国は、国際標準化の活動において、自国の国内標準化機関が他方の締約国の関連する国内標

準化機関と協力するよう奨励する。その協力は、両締約国が構成員である地域標準化機関又は国際標準化機関において行うことができる。

第九十五条　強制規格

1　一方の締約国は、他方の締約国の強制規格が自国の強制規格と異なる場合であっても、他方の締約国の強制規格を同等なものとして受け入れることに積極的な考慮を払う。ただし、他方の締約国の強制規格が一方の締約国の強制規格の目的を十分に達成することを一方の締約国が認めることを条件とする。

2　一方の締約国は、他方の締約国の強制規格を自国の強制規格と同等なものとして受け入れないことを決定する場合には、他方の締約国の要請に応じ、その決定について説明する。

3　一方の締約国が他方の締約国の強制規格と類似の強制規格を作成することに関心を有する場合には、他方の締約国は、一方の締約国の要請に応じ、自国の強制規格の作成に当たって利用した関連の情報（研究及び文書を含む。ただし、秘密の情報を除く。）を実行可能な範囲内で提供する。

第九十六条　適合性評価

1　両締約国は、一方の締約国が他方の締約国において行われた適合性評価手続の結果を受け入れることを促進するための広範な仕組みが存在することを認識する。一方の締約国は、他方の締約国の要請があった場合には、自国の区域内において用いられている当該仕組みの範囲に関する情報を提供する。

2　一方の締約国は、他方の締約国において行われた適合性評価手続の結果を受け入れないことを決定する場合には、他方の締約国の要請に応じ、かつ、自国の法令に従い、他方の締約国が適当なときに是正手段をとることができるようにその決定の理由について説明する。

3　一方の締約国は、可能な場合には、自国の区域内における適合性評価機関に与えられる条件よりも不利でない条件で、他方の締約国における適合性評価機関を認定し、指定し、又は承認する。一方の締約国は、自国の区域における機関であって特定の強制規格又は任意規格について適合性を評価するものの認定、指定又は承認を行うが、他方の締約国における機関であって当該強制規格又は任意規格について適合性を評価するものの認定、指定又は承認を拒否する場合には、他方の締約国の要請に応じ、その拒否の理由について説明する。

4　一方の締約国は、他方の締約国において適合性評価機関によって行われた適合性評価手続の結果を自国の区域において承認する取決めを締結するための交渉を開始することについて他方の締約国から要請を受けた場合において、当該要請を拒否することを決定したときは、他方の締約国に対し、その決定の理由について説明する。

第九十七条　透明性

1　一方の締約国は、貿易の技術的障害に関する協定に基づく世界貿易機関の事務局への通報と同時に、貿易の技術的障害に関する協定第十条の規定に従って設けられた他方の締約国の照会所に対し、電子的な手段により、次のものに係る通報を行う。

(a)　自国の強制規格案及び適合性評価手続案

(b)　安全上、健康上、環境の保全上又は国家の安全保障上生じている又は生ずるおそれがある緊急の問題に対処するために制定された自国の強制規格及び適合性評価手続

2　一方の締約国による強制規格及び適合性評価手続に係る通報には、当該強制規格及び適合性評価手続の英語版テキストを掲載するウェブサイトのアドレスについての情報又は他方の締約国の要請があった場合には当該英語版テキストの写しを可能であれば含めることとする。当該写しが長大である場合には、当該写しに代えて主要な要件を含む当該強制規格及び適合性評価手続の英語の要約を含めることとする。

3　両締約国は、安全上、健康上、環境の保全上又は国家の安全保障上の緊急の問題が生じている場合又は生ずるおそれがある場合を除くほか、一方の締約国による強制規格案及び適合性評価手続案に係る通報の後、公衆及び他方の締約国が書面による意見を提出するために少なくとも六十日間の期間を置くよう努める。いずれの締約国も、意見の提出期間の延長についての合理的な要請に対して積極的な考慮を払う。

4　一方の締約国は、他方の締約国の要請があった場合には、自国が制定した又は制定しようとしている強制規格又は適合性評価手続の目的及び必要性に関する情報を提供する。

5　各締約国は、制定された全ての強制規格及び適合性評価手続が無料の、かつ、公に利用可能な公式のウェブサイトにおいて入手できることを確保するよう努める。両締約国は、この協定の効力発生から六十日の期間内に公式のウェブサイトの一覧表を交換し、適当な場合には、当該一覧表の修正を交換する。

6　一方の締約国は、強制規格を遵守していないことが認められたことにより他方の締約国から輸出された産品を入港の際に留置する場合には、当該産品の留置の理由について輸入者に直ちに通報するよう努める。

第九十八条　技術協力

両締約国は、特に次の目的のため、協力及び技術援助を相互に提供することに可能な限り積極的な考慮を払う。

(a)　この章の規定の実施を奨励すること。

(b)　貿易の技術的障害に関する協定の実施を奨励すること。

(c)　人的資源の形成及び訓練を含め、標準化、強制規格及び適合性評価手続に関連する機関を強化すること。

(d)　標準化及び適合性評価の分野において国際機関における協力を増進すること。

第九十九条　強制規格、任意規格及び適合性評価手続に関する小委員会

1　両締約国は、ここに強制規格、任意規格及び適合性評価手続に関する小委員会（以下この条において「小委員会」という。）を設置する。

2　小委員会は、次のことを任務とする。

(a)　この章の規定の実施及び運用について監視を行うこと。

(b)　この章の規定及び貿易の技術的障害に関する協定に基づく強制規格、任意規格及び適合性評価手続の作成、制定又は適用に関し、締約国が提起した問題に速やかに取り組むこと。

(c)　強制規格、任意規格及び適合性評価手続の作成及び改善において協力を強化すること。

(d)　強制規格、任意規格及び適合性評価手続に関する情報の交換を行うこと。

(e)　貿易の技術的障害に関する協定第十三条の規定に基づいて設置された貿易の技術的障害に関する委員会の下での進展に照らしてこの章の規定を検討し、必要な場合には、この章の改正についての勧告を作成すること。

(f)　適当と認める場合には、委員会に対しこの章の規定の実施及び運用に関する報告を行うこと。

(g)　この章の目的を達成するために必要な場合には、特定の問題又は分野を扱う特別作業部会を設置すること。

(h)　強制規格、任意規格及び適合性評価手続に関する活動に従事する地域的な場及び多国間の場での活動に関する情報の交換を行うこと。

(i)　この章の規定及び貿易の技術的障害に関する協定の実施並びに両締約国間の貿易の促進に資すると両締約国が考える措置をとること。

(j)　委員会が委任するその他の任務を遂行すること。

3　小委員会は、両締約国政府の職員から成る。

4　小委員会は、両締約国が合意する時期及び場所において又は手段によって会合を開催する。

5　この条の規定の適用上、小委員会は、次のものによって調整される。

(a)　日本国については、外務省又はその後継機関

(b)　ペルーについては、通商観光省又はその後継機関

6　5に規定する当局は、自国の区域内における関連する機関及び者の間の調整を行うこと並びに必要に応じて当該機関及び者の招集を確保することについて責任を負う。

第百条　情報の交換

一方の締約国がこの章の規定に従って要請する情報及び説明は、両締約国が合意する合理的な期間内（可能な場合には六十日以内）に、印刷物で又は電子的に、他方の締約国によって提供される。

第七章　国境を越えるサービスの貿易

第百一条　適用範囲

1　この章の規定は、一方の締約国が採用し、又は維持する措置であって、他方の締約国のサービス提供者による国境を越えるサービスの貿易に影響を及ぼすものについて適用する。当該措置には、次のものを含む。

(a)　サービスの提供に影響を及ぼす措置

(b)　サービスの購入若しくは利用又はサービスに対する支払に影響を及ぼす措置

(c)　サービスの提供に関連して、公衆一般に提供されるサービス（流通、運送並びに電気通信網及び電気通信サービスを含む。）へのアクセス及び当該サービスの利用に影響を及ぼす措置

(d)　一方の締約国の区域内における他方の締約国のサービス提供者の存在に影響を及ぼす措置

(e)　サービスの提供を行うための条件として債権その他の形式による金銭上の保証を提供することに影響を及ぼす措置

2　この章の規定は、次のものについては、適用しない。

(a)　航空運送サービスに関し、運輸権（いかなる方法で与えられるものであるかを問わない。）に影響を及ぼす措置又は運輸権の行使に直接関係するサービスに影響を及ぼす措置。ただし、次に掲げる事項に

影響を及ぼすものを除く。

(i)　航空機の修理及び保守のサービス

(ii)　航空運送サービスの販売及びマーケティング

(iii)　コンピュータ予約システムのサービス

(b)　第百四十四条に定義する政府調達

3　第百三条、第百六条、第百十条及び第百十一条の規定は、対象投資財産によるサービスの提供に影響を及ぼす締約国の措置についても適用する。

注釈　両締約国は、この章（この3の規定及びこの章の附属書を含む。）のいかなる規定も、投資協定第十八条（一方の締約国と他方の締約国の投資家との間の投資紛争の解決）の規定の対象とはならないことを了解する。

4　この章の規定は、一方の締約国の雇用市場への進出を求める他方の締約国の国民又は一方の締約国において永続的に雇用される他方の締約国の国民に関し、一方の締約国に対し、いかなる義務をも課するものではなく、また、雇用市場への進出又は雇用に関し、当該国民に対し、いかなる権利をも与えるものではない。

5　この章の規定は、政府の権限の行使として提供されるサービスについては、適用しない。政府の権限の行使として提供されるサービスとは、商業的な原則に基づかず、かつ、一又は二以上のサービス提供者との競争を行うことなく提供されるサービスをいう。

6　附属書七は、金融サービスの貿易に影響を及ぼす締約国の措置に関し、この章（適用範囲及び定義を含む。）及び投資協定の補足規定を定める。

注釈　この6の規定の適用上、「金融サービスの貿易」とは、附属書七第二条1(f)に定義する金融サービスの貿易をいう。

第百二条　定義

1　この章の規定の適用上、

(a)　「航空機の修理及び保守のサービス」とは、航空機がサービスを提供していない間に当該航空機又はその一部に対して行われる活動をいい、いわゆるライン・メンテナンスを含まない。

(b)　「コンピュータ予約システムのサービス」とは、航空機の発着予定、空席状況、運賃及び運賃規則に関する情報が組み込まれたコンピュータ・システムを通じて予約を受け付け、又は発券を行うことにより提供するサービスをいう。

(c)　「対象投資財産」とは、一方の締約国の区域内にある他方の締約国の投資家の投資財産であって、この協定の効力発生の日に存在しているもの又はその後に設立され、取得され、若しくは拡張されるものをいう。

(d)　「国境を越えるサービスの貿易」又は「国境を越えるサービスの提供」とは、次の態様のサービスの提供をいう。

(i)　一方の締約国の区域から他方の締約国の区域へのサービスの提供

(ii)　一方の締約国の区域内におけるサービスの提供であって、一方の締約国の者により他方の締約国の者に対して行われるもの

(iii)　一方の締約国の国民によるサービスの提供であって、他方の締約国の区域内において行われるもの

(e)　「締約国の企業」とは、締約国の法律に基づいて設立され、又は組織される企業をいう。

(f)　附属書五第一編三十五を除くほか、「現行の」とは、この協定の効力発生の日において効力を有することをいう。

(g)　「締約国が採用し、又は維持する措置」とは、次の措置をいう。

(i)　締約国の全ての段階の政府又は機関が採用し、又は維持する措置

(ii)　非政府機関が、締約国の全ての段階の政府又は機関によって委任された権限を行使するに当たって、採用し、又は維持する措置

(h)　「国民」とは、締約国の法律の下で当該締約国の国民である自然人をいう。

(i)　「航空運送サービスの販売及びマーケティング」とは、関係する航空運送人が自己の航空運送サービスの販売及びマーケティング（市場調査、広告、流通その他マーケティングの全ての側面を含む。）を自由に行う機会をいう。ただし、これらの活動には、航空運送サービスの価格の決定及びサービスに適用される条件を含まない。

(j)　「サービス提供者」とは、サービスを提供し、又は提供しようとする者をいう。

注釈　企業がサービスを直接ではなく、支店、代表事務所その他の対象投資財産を通じて提供し、又は提供しようとする場合には、サービス提供者（すなわち、当該企業）に対し、この章の規定に

基づいてサービス提供者に与えられる待遇が当該対象投資財産を通じて与えられる。当該待遇は、当該対象投資財産に及ぼされるものとし、サービスが提供され、又は提供されようとする締約国の区域外に所在する当該サービス提供者の部分に及ぼされる必要はない。

(k)　「サービスの提供」には、サービスの生産、流通、マーケティング、販売及び納入を含む。

(l)　「運輸権」とは、いずれかの締約国内の地点を出発地若しくは目的地として又は当該締約国内若しくはその上空において、運航し、又は有償若しくは貸切りで旅客、貨物若しくは郵便物を運送する定期又は不定期の航空運送サービスに係る権利（運航地点、運営路線、運送するものの種類、提供する輸送力、運賃及びその条件並びに数、所有、支配その他の航空企業を指定するための基準を含む。）をいう。

2　この章の規定の適用上、

(a)　企業がいずれかの者によって「所有」されるとは、当該者が当該企業の五十パーセントを超える持分を受益者として所有する場合をいう。

(b)　企業がいずれかの者によって「支配」されるとは、当該者が当該企業の役員の過半数を指名し、又は当該企業の活動につき法的に指示する権限を有する場合をいう。

第百三条　補助金

1　一方の締約国は、サービス貿易一般協定に基づく自国の特定の約束の対象となるサービスの貿易に対して著しい影響を及ぼす新たな補助金又は贈与の導入を速やかに、かつ、少なくとも毎年、他方の締約国に通報する。

2　他方の締約国の補助金又は贈与によって悪影響を受けていると認める一方の締約国は、他方の締約国に対し、その問題について協議を行うよう要請することができる。他方の締約国は、その要請に対し好意的な考慮を払う。

注釈　この章に規定する「協議」とは、第二百八条の規定に基づく協議を意味しない。

3　両締約国は、サービス貿易一般協定第十五条1に規定する交渉又は他の多数国間の場で行われる類似の交渉であって両締約国が参加するものの結果が両締約国について効力を生ずる場合には、それらの交渉において合意される規律を適当なときにこの章の規定に組み込むため、それらの交渉の結果について共同で検討する。

第百四条　内国民待遇

一方の締約国は、他方の締約国のサービス及びサービス提供者に対し、同様の状況において自国のサービス及びサービス提供者に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

注釈　この条のいかなる規定も、いずれかの締約国に対し、関連するサービス又はサービス提供者が自国のものでないことにより生ずる競争上の固有の不利益を補償することを要求するものと解してはならない。

第百五条　最恵国待遇

一方の締約国は、他方の締約国のサービス及びサービス提供者に対し、同様の状況において第三国のサービス及びサービス提供者に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

第百六条　市場アクセス

いずれの締約国も、小地域を単位とするか自国の区域の全体を単位とするかを問わず、次の措置を維持し、又は採用してはならない。

(a)　サービス提供者の数の制限（数量割当て、独占、排他的なサービス提供者又は経済上の需要を考慮するとの要件のいずれによるものであるかを問わない。）

(b)　サービスの取引総額又は資産総額の制限（数量割当てによるもの又は経済上の需要を考慮するとの要件によるもの）

(c)　サービスの事業の総数又は指定された数量単位によって表示されたサービスの総産出量の制限（数量割当てによるもの又は経済上の需要を考慮するとの要件によるもの）

注釈　この(c)に規定する制限には、サービスの提供のための投入を制限する締約国の措置を含まない。

(d)　特定のサービスの分野において雇用され、又はサービス提供者が雇用する自然人であって、特定のサービスの提供に必要であり、かつ、当該提供に直接関係するものの総数の制限（数量割当てによるもの又は経済上の需要を考慮するとの要件によるもの）

(e)　サービス提供者が合弁企業その他の法定の事業体を通じてサービスを提供する場合において、当該法定の事業体について特定の形態を制限し、又は要求する措置

第百七条　現地における拠点

いずれの一方の締約国も、他方の締約国のサービス提供者に対し、国境を越えるサービスの提供を行うための条件として、自国の区域内に代表事務所、支店若しくは何らかの形態の企業を設立し、若しくは維持し、又は居住することを求めてはならない。

第百八条　適合しない措置

1　第百四条から前条までの規定は、次のものについては、適用しない。

(a)　これらの規定に適合しない現行の措置であって、次に掲げるもの

(i)　日本国については、

(A)　中央政府又は都道府県により維持され、附属書五第一編の自国の表に記載する措置

(B)　都道府県以外の地方政府により維持される措置

(ii)　ペルーについては、

(A)　中央政府又は地域政府により維持され、附属書五第二編の自国の表に記載する措置

(B)　地方政府により維持される措置

(b)　(a)に規定する措置の継続又は即時の更新

(c)　(a)に規定する措置の改正又は修正（当該改正又は修正の直前における当該措置と第百四条から前条までの規定との適合性の水準を低下させない範囲に限る。）

2　第百四条から前条までの規定は、附属書六の自国の表に記載する分野、小分野又は活動に関して締約国が採用し、又は維持する措置については、適用しない。

第百九条　通報

1　一方の締約国は、前条1(c)の規定に従い附属書五の自国の表に記載する現行の適合しない措置を改正し、又は修正する場合には、その改正又はその修正について、他方の締約国に対しできる限り速やかに通報する。

2　一方の締約国は、この協定の効力発生の後に附属書六の自国の表に記載する分野、小分野又は活動に関する新たな措置を採用する場合には、当該措置について、他方の締約国に対し可能な範囲内で通報する。

第百十条　透明性

各締約国は、第一章の規定を実施するほか、次のことを行う。

(a)　この章の規定の対象となる事項に関連する規制に関し、利害関係者からの照会に可能な範囲内で応ずるよう努めること。

(b)　この章の規定の対象となる事項に関連する規制を制定する場合には、当該規制の案に関する公衆から受領した意見及び当該意見に対する検討結果を可能な範囲内で公表すること。

注釈　締約国は、当該意見及び当該意見に対する検討結果を取りまとめ、及び最終的な規制を定める文書とは別の文書において当該意見及び当該検討結果を公表することができる。

第百十一条　国内規制

1　締約国の権限のある当局は、サービスの提供のために自国による許可が必要な場合には、自国の法令に基づき完全であると認められる申請が提出された後合理的な期間内に、当該申請に関する決定を申請者に通知する。当該締約国の権限のある当局は、申請者の要請があった場合には、当該申請の処理状況に関する情報を不当に遅滞することなく提供する。

2　一方の締約国は、他方の締約国のサービス提供者に対する資格要件、資格の審査に係る手続、技術上の基準及び免許要件に関連する措置であって、サービス分野において一方の締約国が採用し、又は維持するものがサービスの貿易に対する不必要な障害とならないことを確保するため、当該措置が次の基準に適合することを確保する。

(a)　客観的なかつ透明性のある基準（例えば、サービスを提供する能力）に基づくこと。

(b)　サービスの質を確保するために必要である以上に大きな負担とならないこと。

(c)　免許の手続については、それ自体がサービスの提供に対する制限とならないこと。

3　2の規定は、締約国がサービス貿易一般協定に基づく自国の特定の約束に係る表において特定の約束を行った分野についてのみ、当該締約国を拘束する。2の規定は、締約国がサービス貿易一般協定に基づく自国の特定の約束に係る表において特定の約束を行わなかった分野について、可能な範囲内で適用する。

注釈　この3の規定の適用上、「分野」とは、サービス貿易一般協定に基づく締約国の特定の約束に係る表において特定された関連するサービスの一若しくは二以上又は全ての小分野をいう。

4　両締約国は、サービス貿易一般協定第六条4の規定に従い、必要な規律の作成に関する双方の誓約を確認する。両締約国は、当該規律が世界貿易機関の加盟国によって採択される範囲内において、適当な場合に当該規律をこの章の規定に組み込むため、当該規律について共同で検討する。

第百十二条　承認

1　締約国は、サービス提供者に対し許可、免許又は資格証明を与えるための自国の基準の全部又は一部を適用する上で、また、4に規定する義務に従い、いずれかの国において得られた教育若しくは経験、満たされた要件又は与えられた免許若しくは資格証明を承認することができる。その承認は、措置の調和その他の方法により行うことができるものとし、関係国との協定若しくは取決めに基づいて、又は自主的に、行うことができる。

2　一方の締約国が、第三国において得られた教育若しくは経験、満たされた要件又は与えられた免許若しくは資格証明を、一方の締約国と当該第三国との間の協定若しくは取決めに基づいて、又は自主的に、承認する場合には、第百五条のいかなる規定も、一方の締約国に対し、他方の締約国において得られた教育若しくは経験、満たされた要件又は与えられた免許若しくは資格証明を承認することを求めるものと解してはならない。

3　2に規定する協定又は取決めの当事者である一方の締約国は、当該協定又は取決めが現行のものであるか将来のものであるかを問わず、他方の締約国が関心を有する場合には、他方の締約国が当該協定若しくは取決めへの自国の加入について交渉し、又はこれと同等の協定若しくは取決めについて交渉するための機会を十分に与える。一方の締約国は、承認を自主的に与える場合には、他方の締約国に対し、他方の締約国において得られた教育若しくは経験、満たされた要件又は与えられた免許若しくは資格証明も承認されるべきか否かについて意見を表明するための機会を十分に与える。

4　いずれの締約国も、サービス提供者に対し許可、免許又は資格証明を与えるための自国の基準を適用するに当たり、国の間を差別する手段又は国境を越えるサービスの貿易に対する偽装した制限となるような態様で承認を行ってはならない。

第百十三条　支払及び資金の移転

1　各締約国は、自国の区域に向けた又は自国の区域からの全ての資金の移転及び支払であって、国境を越えるサービスの提供に関連するものが、自由に、かつ、遅滞なく行われることを認める。

2　各締約国は、国境を越えるサービスの提供に関連する資金の移転及び支払が、自由利用可能通貨により移転又は支払の時点の市場における為替相場で行われることを認める。

3　1及び2の規定にかかわらず、締約国は、次の事項に関する自国の法律を衡平、無差別かつ誠実に適用する場合には、資金の移転又は支払を妨げ、又は遅らせることができる。

(a)　破産、支払不能又は債権者の権利の保護

(b)　証券、先物、オプション又は派生商品の発行、交換又は取引

(c)　法の執行又は金融規制当局を支援するために必要な場合には、資金の移転に関する財務報告又は記録の保存

(d)　刑事犯罪

(e)　司法上又は行政上の手続における命令又は判決の履行の確保

4　この章のいかなる規定も、国際通貨基金協定に適合する為替の利用を含め、同協定に基づく国際通貨基金の加盟国としての両締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。ただし、締約国は、第十三条の規定に基づく場合又は国際通貨基金の要請による場合を除くほか、この章の規定に基づく義務であって資本取引に関するものに反するような制限を資本取引に課してはならない。

第百十四条　実施

両締約国は、第十四条の規定に基づいて設置する委員会の枠内において、この章の規定の実施を検討し、及び国境を越えるサービスの貿易に影響を及ぼす相互に関心を有するその他の事項を検討するために協議を行う。

第百十五条　利益の否認

1　一方の締約国は、他方の締約国の企業であって他方の締約国のサービス提供者であるものが第三国の者によって所有され、又は支配されていると認め、かつ、次のいずれかの場合に該当するときは、当該サービス提供者に対し、この章の規定による利益を否認することができる。

(a)　一方の締約国が当該第三国と外交関係を有していない場合

(b)　当該第三国に関する措置であって、当該他方の締約国の企業との取引を禁止するもの又は当該他方の締約国の企業に対してこの章の規定による利益を与えることにより当該措置に違反し、若しくは当該措置を阻害することとなるものを一方の締約国が採用し、又は維持する場合

2　一方の締約国は、他方の締約国の企業であって他方の締約国のサービス提供者であるものが第三国の者によって所有され、又は支配されており、かつ、当該サービス提供者が他方の締約国の区域内において実質的な事業活動を行っていない場合には、事前の通報及び協議を行うことを条件として、当該サービス提供者に対し、この章の規定による利益を否認することができる。

第八章　電気通信サービス

第百十六条　適用範囲

1　この章の規定は、次の措置について適用する。

(a)　締約国が採用し、又は維持する措置であって公衆電気通信の伝送網及び公衆電気通信の伝送サービスへのアクセス並びにそれらの利用に関するもの

(b)　締約国が採用し、又は維持する措置であって公衆電気通信の伝送網及び公衆電気通信の伝送サービスの提供者の義務に関するもの

(c)　締約国が採用し、又は維持するその他の措置であって公衆電気通信の伝送網及び公衆電気通信の伝送サービスに関するもの

2　第百二十五条及び第百三十一条の規定は、電気通信サービスについても適用する。

3　この章の規定は、自国の法令に規定する放送サービス（ラジオ番組及びテレビジョン番組の有線放送を含む。）に影響を及ぼす締約国の措置については、適用しない。

4　この章のいかなる規定も、次の(a)若しくは(b)に規定することを要求し、又は(c)に規定することを妨げるものと解してはならない。

(a)　一方の締約国が、他方の締約国のサービス提供者に対し、電気通信の伝送網又は伝送サービスを設置し、建設し、取得し、賃貸し、運用し、又は提供することを許可すること。ただし、この協定において許可につき明示的に定める場合を除く。

(b)　締約国が公衆一般に提供されない電気通信の伝送網若しくは伝送サービスを設置し、建設し、取得し、賃貸し、運用し、若しくは提供すること又は締約国がそれらを自国の管轄の下にあるサービス提供者に義務付けること。

(c)　締約国が、企業内通信のための伝送網の運営者に対し、公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスを第三者に提供するために当該運営者の当該伝送網を使用することを禁止すること。

第百十七条　定義

この章の規定の適用上、

(a)　「原価に照らして定められる」とは、原価に基づくことをいい、合理的な利潤を含むことができ、また、異なる設備又はサービスに対して異なる原価算定方式を用いることができる。

(b)　「最終利用者」とは、公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスの最終的な消費者又は加入者（公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスの提供者以外のサービス提供者を含む。）をいう。

(c)　「不可欠な設備」とは、次の(i)及び(ii)の要件を満たす公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスに係る設備をいう。

(i)　単一又は限られた数のサービス提供者によって専ら又は主として提供されていること。

(ii)　サービスの提供において代替されることが経済的又は技術的に実行可能でないこと。

(d)　「専用回線」とは、二以上の指定される地点の間の電気通信設備であって、特定の利用者の利用に供されるために割り当てられたものをいう。

(e)　「主要なサービス提供者」とは、次のいずれかの結果として、基本電気通信サービスの関連する市場において（価格及び供給に関する）参加の条件に著しく影響を及ぼす能力を有するサービス提供者をいう。

(i)　不可欠な設備の管理

(ii)　当該市場における自己の地位の利用

注釈1　ペルーについては、固定加入者回線の八十パーセント以上を地方において運用している地方の電話会社は、主要なサービス提供者とみなさない。

注釈2　この章の規定の適用上、基本電気通信サービスには、公衆一般に提供されない電気通信サービス及び付加価値サービスを含まない。各締約国は、自国の区域内におけるいずれの電気通信サービスが付加価値サービスであるかを分類することができる。

(f)　「差別的でない」とは、同様の状況において同種の公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスの他の利用者に与えられる待遇よりも不利でない待遇をいう。

(g)　「公衆電気通信の伝送網」とは、伝送網の定められた終端地点の間での電気通信を可能とする公衆電気通信の基盤をいう。

(h)　「公衆電気通信の伝送サービス」とは、締約国が公衆一般に提供されることを明示的に又は事実上要求している電気通信の伝送サービスをいい、典型的には、二以上の地点の間で顧客が提供する情報であって、当該地点の終端において当該情報の形態又は内容に変更を伴わないものを含む。当該伝送サー

ビスには、特に、電信、電話、テレックス及びデータ伝送を含む。

(i)　「電気通信」とは、光通信を含む電磁的手段による信号の送信及び受信をいう。

(j)　「電気通信規制機関」とは、電気通信の規制について責任を有する機関をいう。

(k)　「利用者」とは、公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスの消費者、加入者又は提供者をいう。

第百十八条　アクセス及び利用

1　一方の締約国は、他方の締約国のサービス提供者が透明性のある、合理的な、かつ、差別的でない条件で適時に公衆電気通信の伝送網及び公衆電気通信の伝送サービスへのアクセス並びにそれらの利用を認められることを確保する。その義務は、特に、2から6までの規定を通じて履行する。

2　一方の締約国は、他方の締約国のサービス提供者について、一方の締約国内において又は一方の締約国の国境を越えて提供される公衆電気通信の伝送網及び公衆電気通信の伝送サービス（それらには、専用回線を含む。）へのアクセス並びにそれらの利用を確保するものとし、このため、5及び6の規定に従い、当該サービス提供者が次のことについて許可されることを確保する。

(a)　当該サービス提供者が当該公衆電気通信の伝送網に接続される端末その他の機器であってサービスの提供に必要なものを購入し、又は賃借し、及び接続すること。

(b)　当該サービス提供者が専用回線又は自営回線を公衆電気通信の伝送網及び公衆電気通信の伝送サービスと又は他のサービス提供者の専用回線若しくは自営回線と相互に接続すること。

(c)　当該サービス提供者がサービスの提供に当たり、自己の選択する運用のプロトコル（電気通信の伝送網及び伝送サービスを公衆一般にとって利用可能とすることを確保するために必要なプロトコル以外のもの）を利用すること。

(d)　データの変換を行い、信号を送信し、及び機能を処理すること。

3　一方の締約国は、他方の締約国のサービス提供者が国境内の及び国境を越える情報の移動（当該サービス提供者の企業内通信を含む。）のため並びにいずれかの締約国又は世界貿易機関の他の加盟国においてデータベースに含まれ、又は機械による判読が可能な他の形態で蓄積された情報へのアクセスのために公衆電気通信の伝送網及び公衆電気通信の伝送サービスを利用することができることを確保する。

4　3の規定にかかわらず、締約国は、次の目的のために必要な措置をとることができる。ただし、当該措置を、恣意的若しくは不当な差別の手段となるような態様又はサービスの貿易に対する偽装した制限となるような態様で適用しないことを条件とする。

(a)　通信の安全及び秘密を確保すること。

(b)　利用者の個人情報を保護すること。

5　各締約国は、次のいずれかの場合を除くほか、公衆電気通信の伝送網及び公衆電気通信の伝送サービスへのアクセス並びにそれらの利用に条件が課されないことを確保する。

(a)　公衆電気通信の伝送網及び公衆電気通信の伝送サービスの提供者の公衆サービスとしての責任、特に、当該提供者の伝送網及び伝送サービスを公衆一般にとって利用可能なものとする能力を確保するために必要な場合

(b)　公衆電気通信の伝送網及び公衆電気通信の伝送サービスの技術的な統一性を保護するために必要な場合

6　5に定める基準を満たす場合に、公衆電気通信の伝送網及び公衆電気通信の伝送サービスへのアクセス並びにそれらの利用の条件には、次の事項を含むことができる。

(a)　公衆電気通信の伝送網及び公衆電気通信の伝送サービスと相互に接続するために特定の技術的インタフェース（インタフェースのプロトコルを含む。）を利用するとの要件

(b)　必要な場合には、公衆電気通信の伝送サービスの相互運用性のための要件及び第百三十一条に規定する目標の達成を促進するとの要件

(c)　公衆電気通信の伝送網に接続される端末その他の機器の型式認定及び当該公衆電気通信の伝送網への当該機器の接続に関連する技術上の要件

(d)　専用回線又は自営回線を公衆電気通信の伝送網及び公衆電気通信の伝送サービスと又は他のサービス提供者の専用回線若しくは自営回線と相互に接続することの制限

(e)　届出、認可、登録及び免許

注釈　この条の規定は、一方の締約国が他方の締約国のサービス提供者に対し、一方の締約国の区域内において公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスを提供するために免許、許可その他の種類の承認の取得を要求することを妨げるものではない。

第百十九条　番号ポータビリティ

各締約国は、自国の区域内において公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスの提供者が、技術的に実行可能な範囲内で、適時に、かつ、合理的な条件で、携帯電話のサービスその他自国が指定するサービスに番号ポータビリティを提供することを確保する。

注釈　この条の規定にかかわらず、ペルーは、番号ポータビリティを提供するに当たり、経済的実行可能性を考慮することができる。

第百二十条　競争条件の確保のためのセーフガード

1　各締約国は、サービス提供者（単独又は共同で主要なサービス提供者であるものに限る。）が反競争的行為を行い、又は継続することを防止するために適切な措置を採用し、及び維持する。

2　1に規定する反競争的行為には、特に次の行為を含める。

(a)　反競争的な内部相互補助を行うこと。

(b)　競争者から得た情報について反競争的な結果をもたらすように利用すること。

(c)　不可欠な設備に関する技術的情報及び商業上の関連する情報であって公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスの他の提供者がサービスを提供するために必要なものを、当該他の提供者が適時に利用することができるようにしないこと。

第百二十一条　主要なサービス提供者による待遇

一方の締約国は、自国の区域内における主要なサービス提供者が、他方の締約国の公衆電気通信の伝送網及び公衆電気通信の伝送サービスの提供者に対し、次の事項について、同様の状況において当該主要なサービス提供者自体、当該主要なサービス提供者の子会社若しくは提携する会社又は提携していないサービス提供者に与える待遇よりも不利でない待遇を与えることを確保する。

(a)　同種の電気通信サービスの利用可能性、提供、料金又は品質

(b)　相互接続に必要な技術的インタフェースの利用可能性

注釈　日本国については、この条の規定は、不可欠な設備を管理する主要なサービス提供者についてのみ適用する。

第百二十二条　再販売

一方の締約国は、自国の区域内における公衆電気通信の伝送サービスの提供者が、他方の締約国の公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスの提供者による再販売サービスの提供に対し、不合理又は差別的な条件又は制限を課さないことを確保する。

第百二十三条　相互接続

1　一方の締約国は、自国の区域内における主要なサービス提供者が、他方の締約国の公衆電気通信の伝送網及び公衆電気通信の伝送サービスの提供者の設備及び機器に対し、伝送網の技術的に実行可能ないかなる接続点においても相互接続を提供することを確保する。当該相互接続は、次の要件を満たすものとする。

(a)　差別的でない条件（技術上の基準及び仕様を含む。）及び料金に基づくこと。

(b)　当該主要なサービス提供者の同種のサービス、提携していないサービス提供者の同種のサービス又は当該主要なサービス提供者の子会社若しくは提携する会社の同種のサービスに対して当該主要なサービス提供者が提供する品質よりも不利でない品質によって提供されること。

(c)　他方の締約国の公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスの提供者がそのサービスの提供のために必要でない伝送網の構成部分又は設備に対して支払をする必要がないように十分に細分化された、透明性のある、かつ、経済的実行可能性に照らして合理的な条件（技術上の基準及び仕様を含む。）及び料金（原価に照らして定められるもの）に基づいて適時に提供されること。

(d)　要請があった場合には、必要となる追加的な設備の建設費を反映する料金が支払われることを条件として、利用者の多数に提供されている伝送網の終端地点以外の接続点においても提供されること。

2　各締約国は、自国の区域内における主要なサービス提供者に対し、接続約款その他の標準的な相互接続に関する約款であって、当該主要なサービス提供者が公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスの提供者に一般に提供する料金及び条件を含むものを公に利用可能なものとすることを要求する。

3　一方の締約国は、他方の締約国の公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスの提供者が、少なくとも次のいずれか一の約款又は条件に従い、当該提供者の設備及び機器を一方の締約国の区域内における主要なサービス提供者の設備及び機器と相互接続することができることを確保する。

(a)　接続約款（少なくとも、相互接続に関連するサービスの一覧及び内容、当該サービスの提供に係る条件、運営上及び技術上の条件並びに当該サービスの要求及び提供を行う場合の手続又は手順を含む。）

(b)　その他の標準的な相互接続に関する約款（料金（可能な場合に限る。）及び条件であって、主要なサービス提供者が公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスの提供者に一般に提供するも

のを含む。）

(c) 相互接続に関する協定であって効力を有するものに定める条件

(d) 相互接続に関する協定であって新たなものの交渉を通じて提供される条件

4 各締約国は、主要なサービス提供者との相互接続に適用される手続を公に利用可能なものとすることを確保する。

5 各締約国は、自国の区域内における主要なサービス提供者が相互接続に関する協定又は接続約款その他の標準的な相互接続に関する約款のいずれかを公に利用可能なものとすることを確保する。

6 各締約国は、主要なサービス提供者が公衆電気通信の伝送網若しくは公衆電気通信の伝送サービスの提供者又はそれらの最終利用者についての商業上機微な又は秘密の情報であって、公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスの提供者の電気通信設備との相互接続業務を通じて取得したものを、当該相互接続業務以外の目的のために利用し、又は提供しないことを確保する。

7(a) 日本国は、1から3まで及び6の規定の適用範囲を不可欠な設備を管理する主要なサービス提供者に限る。

(b) ペルーは、1から3まで及び6の規定の適用範囲を不可欠な設備を管理する主要なサービス提供者に限ることができる。

第百二十四条　専用回線によるサービスの提供及び価格

一方の締約国は、自国の区域内における主要なサービス提供者が、他方の締約国の公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスの提供者に対し、合理的な、差別的でない、かつ、透明性のある条件及び料金に基づき、専用回線によるサービスであって公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスであるものを提供することを確保する。

注釈　日本国については、この条の規定は、不可欠な設備を管理する主要なサービス提供者についてのみ適用する。

第百二十五条　独立の電気通信規制機関

1 各締約国は、自国の電気通信規制機関がいかなる電気通信サービスの提供者からも分離され、かつ、いかなる電気通信サービスの提供者に対しても責任を負わないことを確保する。

2 各締約国は、自国の電気通信規制機関が行う決定及び当該電気通信規制機関が用いる手続が市場の全ての参加者について公平であることを確保する。

第百二十六条　ユニバーサル・サービス

各締約国は、自国が維持することを希望するユニバーサル・サービスを提供する義務の内容を定める権利を有する。当該義務は、反競争的とはみなされない。ただし、当該義務は、透明性のある、差別的でない及び競争中立的な態様で履行され、かつ、各締約国が定める内容のユニバーサル・サービスを確保するために必要である以上に大きな負担とならないことを条件とする。

第百二十七条　免許基準の公の利用可能性

1 公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスの提供に免許、許可、認可、登録その他の種類の承認が必要とされる場合には、各締約国は、次の事項を公に利用可能なものとする。

(a) 全ての免許その他の承認に係る基準及び手続並びに免許、許可、認可、登録その他の種類の承認の申請に係る決定を行うために通常必要とされる期間

(b) 締約国が付与する個別の免許、許可、認可、登録その他の種類の承認の条件

2 締約国の権限のある当局は、申請に係る決定を行った後、不当に遅滞することなく、申請者に申請の結果を通知する。免許、許可、認可、登録その他の種類の承認の申請を拒否する決定が行われる場合には、申請者の要請に応じ、当該締約国の権限のある当局は、拒否の理由を申請者に通知する。

第百二十八条　希少な資源の分配及び利用

1 各締約国は、電気通信に関連する希少な資源（周波数、番号及び線路敷設権を含む。）の分配及び利用に係る手続を、客観的な、透明性のある、かつ、差別的でない態様で適時に実施する。

2 各締約国は、分配された周波数帯の現状を公に利用可能なものとする。ただし、政府の特定の利用のために分配された周波数の詳細を提供することは、要求されない。

3 締約国が周波数のスペクトルを分配し、及び割り当て、並びに周波数を管理する措置は、第百六条の規定と矛盾する措置ではない。したがって、各締約国は、周波数のスペクトル及び周波数の管理に関する政策であって、公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスの提供者の数を制限する効果を有するものを定め、及び適用する権利を留保する。ただし、当該権利がこの協定の他の規定に適合する態様で行使されることを条件とする。当該権利には、現在及び将来の必要性並びに周波数のスペクトルの利用可能性を考慮して周波数帯を分配する能力を含む。

第百二十九条　透明性

各締約国は、公衆電気通信の伝送網及び公衆電気通信の伝送サービスへのアクセス並びにそれらの利用に関する措置が公に利用可能であることを確保する。当該措置には、次の事項に関するものを含む。

(a)　料金その他のサービスの条件

(b)　技術的インタフェースの仕様

(c)　当該アクセス及び当該利用に影響を及ぼす標準の作成、改正及び採択について責任を有する機関

(d)　公衆電気通信の伝送網への端末その他の機器の接続に適用される条件

(e)　届出、認可、登録又は免許の要件

第百三十条　電気通信に関する紛争解決

1　一方の締約国は、他方の締約国の公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスの提供者が、一方の締約国の法令に従って紛争を解決するため、一方の締約国の電気通信規制機関又は電気通信紛争解決機関を適時に利用することができることを確保する。

2　各締約国は、自国の法令に従い、公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスの提供者であって関係する電気通信規制機関の決定に不服を有するものが、当該決定の再検討を当該電気通信規制機関に申し立てることができることを確保する。いずれの締約国も、適当な当局が当該決定の執行を停止し、又は当該決定を取り消す場合を除くほか、その申立てを行ったことを根拠として当該電気通信規制機関の決定に従わないことを認めてはならない。

注釈　公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスの提供者は、締約国の法令に当該申立ての利用を確保する旨の定めがある場合を除くほか、行政上の決定について再検討するよう申し立てることができない。

3　各締約国は、公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスの提供者であって関係する電気通信規制機関の最終的な決定に不服を有するものが、独立した司法当局による当該決定についての司法上の審査を受けることができることを確保する。いずれの締約国も、当該司法当局が当該決定を差し止め、当該決定の執行を停止し、又は当該決定を取り消す場合を除くほか、当該審査が行われていることを根拠として当該電気通信規制機関の決定に従わないことを認めてはならない。

第百三十一条　国際機関との関係

両締約国は、電気通信網及び電気通信サービスの世界的な互換性及び相互運用性のための国際的標準が重要であることを認め、関係国際機関（国際電気通信連合及び国際標準化機構を含む。）の作業を通じて当該国際的標準を促進することを約束する。

第百三十二条　他の章との関係

この章の規定と第一章（第十条及び第十一条を除く。）、前章（附属書七第八条を除く。）及び第十二章の規定並びに投資協定（それらの附属書を含む。）とが抵触する場合には、その抵触の限りにおいて、この章の規定が優先する。この章の規定と第十条、第十一条又は附属書七第八条の規定とが抵触する場合には、その抵触の限りにおいて、後者が優先する。

第九章　商用目的の国民の入国及び一時的な滞在

第百三十三条　一般原則

1　この章の規定は、両締約国間の特恵的な貿易関係、附属書八の規定に従い商用目的の国民の入国及び一時的な滞在を相互主義に基づいて促進したいという両締約国の希望、入国及び一時的な滞在のための透明性を有する基準及び手続を定める必要性並びに国境の安全を確保し、並びに各締約国の国内労働力及び永続的な雇用を保護する必要性を反映したものである。

2　各締約国は、この章の規定に関する措置を1に規定するところに従ってとるものとし、特に、この協定に基づく物品若しくはサービスの貿易又は投資活動の遂行を不当に妨げ、又は遅らせることのないよう迅速に当該措置をとる。

第百三十四条　適用範囲

1　この章の規定は、一方の締約国の国民であって、商用目的で他方の締約国に入国するものの入国及び一時的な滞在に影響を及ぼす措置について適用する。この章のいかなる規定も、他の章の規定に関し、義務を課するものと解してはならない。

2　この章の規定は、国籍、市民権又は永続的な居住若しくは雇用に関する措置については、適用しない。

3　この章のいかなる規定も、一方の締約国が自国への他方の締約国の国民の入国又は自国における他方の締約国の国民の一時的な滞在を規制するための措置（自国の国境を保全し、及び自国の国境を越える自然人の秩序ある移動を確保するために必要な措置を含む。）を適用することを妨げるものと解してはならない。ただし、当該措置がこの協定に基づく物品若しくはサービスの貿易又は投資活動の遂行を不当に妨

げ、又は遅らせるような態様で適用されないことを条件とする。

注釈　特定の国籍を有する自然人に対しては査証を要求し、他の国籍を有する自然人に対しては要求しないという事実のみをもって、この協定に基づく物品若しくはサービスの貿易又は投資活動の遂行を不当に妨げ、又は遅らせているとはみなさない。

第百三十五条　定義

この章の規定の適用上、

(a)　「入国及び一時的な滞在」とは、他方の締約国の商用目的の国民が永続的に居住する意図を有することなく一方の締約国に入国し、及び滞在することをいう。

(b)　「出入国管理に関する措置」とは、商用目的の国民の入国及び一時的な滞在に影響を及ぼす措置をいう。

(c)　「国民」とは、締約国の法律の下で当該締約国の国民である自然人をいう。

(d)　「商用目的の国民」とは、附属書八に定める活動に従事する締約国の国民をいう。

第百三十六条　入国及び一時的な滞在の許可

1　一方の締約国は、この章の規定（附属書八を含む。）に従い、他方の締約国の商用目的の国民であって、入国及び一時的な滞在に適用される現行の出入国管理に関する措置に適合するものに対し、入国及び一時的な滞在を許可する。

2　一方の締約国は、自国の権限のある当局により入国及び一時的な滞在に係る申請に課される手数料自体が他方の締約国の商用目的の国民による入国及び一時的な滞在であって、この章の規定に基づくものに対し不当な障害とならないこと及び必要な事務費を考慮して当該手数料を定めることを確保する。

第百三十七条　情報の提供及び手続の円滑化

一方の締約国は、第五条の規定を実施するほか、入国及び一時的な滞在に関する情報の透明性が両締約国にとって重要であることを認識して、次のことを行う。

(a)　他方の締約国に対し、この章の規定に関する自国の措置の内容を知ることができる資料を提供すること。

(b)　この協定の効力発生の日の後六箇月以内に、この章の規定に基づく入国及び一時的な滞在の要件に関する説明資料（関係法令への言及を含む。）を包括的な文書により、他方の締約国の国民が知ることができるような方法で作成し、公表し、及び両締約国において公に利用可能なものとすること。

(c)　可能な範囲内で、自国の法令に従い、出入国管理に関する文書の発給を受けた他方の締約国の商用目的の国民に対する入国及び一時的な滞在の許可であって、この章の規定に基づくものに関する数値を収集し、維持し、及び他方の締約国の要請があった場合には、他方の締約国が利用することができるようにすること。

(d)　自国の法令に従い、他方の締約国の商用目的の国民による入国及び一時的な滞在に関する要件を簡素化し、かつ、手続を円滑化し、及び迅速化するための措置をとるよう可能な限り努めること。

第百三十八条　商用目的の国民の入国及び一時的な滞在に関する小委員会

1　両締約国は、ここに商用目的の国民の入国及び一時的な滞在に関する小委員会（以下この条において「小委員会」という。）を設置する。

2　小委員会は、次のことを任務とする。

(a)　この章の規定の実施及び運用について検討すること。

(b)　この章の規定に基づく商用目的の国民の入国及び一時的な滞在に影響を及ぼす措置に関する情報を交換するための手続を定めること。

(c)　商用目的の国民の入国及び一時的な滞在を相互主義に基づいて一層促進するための措置の作成について検討すること。

(d)　次条の規定に基づいて協力の対象となる事項を監視すること。

(e)　委員会が委任するその他の任務を遂行すること。

3　小委員会は、少なくとも三年に一回会合を開催し、並びに両締約国が合意する時期及び場所において又は手段によって会合を開催する。

第百三十九条　協力

両締約国は、第百三十三条に定める原則を考慮して、次のことを行う。

(a)　附属書八に掲げる商用目的の国民に対する査証政策に関する意見交換を行うこと。

(b)　この章の規定に基づく商用目的の国民の入国及び一時的な滞在に影響を及ぼす枠組みにおける計画及び技術（生体情報による本人認証技術及び事前旅客情報システムの使用に関するものを含む。）の実施に関する意見交換を行うこと。

(c)　この章の規定に基づく商用目的の国民の入国及び一時的な滞在の円滑化を促進するため、多数国間の場において積極的に調整するよう努めること。

第百四十条　紛争解決

1　いずれの締約国も、この章の規定に基づく入国及び一時的な滞在の拒否については、第十五章の規定に定める紛争解決手続を開始することができない。ただし、次の(a)及び(b)の要件を満たす場合は、この限りでない。

(a)　入国及び一時的な滞在が拒否された事案に一定の類型があること。

(b)　該当する締約国の商用目的の国民が当該事案に関し行政上の救済措置を可能な限り尽くしたこと。

2　他方の締約国の権限のある当局による当該事案に関する最終的な決定が、行政上の救済措置が開始された日の後一年以内に行われず、かつ、当該決定が行われないことが1(b)に規定する一方の締約国の国民に起因する遅延によるものでない場合には、1(b)に規定する救済措置は、尽くされたものとみなす。

第百四十一条　出入国管理に関する措置

この章、第一章、第十五章及び第十六章に特に定める場合を除くほか、この協定のいかなる規定も、出入国管理に関する措置について締約国に義務を課するものではない。

第百四十二条　透明性

1　各締約国は、第五条の規定を実施するほか、可能な範囲内で、商用目的の国民の入国及び一時的な滞在に関する申請及び手続に関し、利害関係者からの照会に応ずるよう努める。

2　各締約国は、入国査証の申請が自国の法令に基づき完全であると認められた後二十執務日を超えない合理的な期間内に、当該申請に関する決定を申請者に通知する。各締約国は、申請者の要請があった場合には、当該申請の処理状況に関する情報を不当に遅滞することなく提供するよう努める。

第十章　政府調達

第百四十三条　適用範囲

1　この章の規定は、次に規定する政府調達（購入又は借入れ（購入を選択する権利の有無を問わない。）のような方法を通じて行う契約によるもの）に関する措置であって、締約国が採用し、又は維持するものについて適用する。

(a)　附属書九において特定する調達機関による政府調達

(b)　附属書九において特定する物品、サービス及び建設サービスの政府調達

(c)　調達計画の公示を行う時点において、締結される契約の価額が附属書九において特定する基準額以上であると見積もられる政府調達

注釈　締約国が採用し、又は維持する政府調達に関する措置には、公共事業に関する特別の許可に係る契約を含む。

2　いずれの締約国も、この章の規定に基づく義務を回避することを目的として、政府調達に係る契約を作成し、企画し、又は立案してはならない。

注釈　この章のいかなる規定も、締約国がこの章の規定に反しない限りにおいて、新たな調達に関する政策、手続又は契約の方法を、作成することを妨げるものではない。

第百四十四条　定義

この章の規定の適用上、

(a)　「政府調達」とは、政府用の物品、サービス又はそれらを組み合わせたものの調達をいう。ただし、商業的販売又は商業的再販売のための調達及び商業的販売又は商業的再販売のための物品又はサービスの生産又は供給において用いるための調達を除く。

(b)　「書面により」とは、文字又は数字による表現であって、判読し、及び複製することができ、かつ、事後においても伝達することができるものによることをいい、また、電子的に送信され、及び保存された情報によることを含むことができる。

(c)　「サービス」には、別段の定めがある場合を除くほか、建設サービスを含む。

(d)　「任意規格」とは、物品若しくはサービス又は関連の生産工程若しくは生産方法についての規則、指針又は特性を一般的及び反復的な使用のために規定する、認められた機関が承認した文書であって遵守することが義務付けられていないものをいう。任意規格には、専門用語、記号、包装又は証票若しくはラベルによる表示に関する要件であって物品、サービス又は生産工程若しくは生産方法について適用されるものを含むことができ、また、任意規格は、それらの事項のうちいずれかのもののみでも作成することができる。

(e)　「供給者」とは、調達機関に対し物品又はサービスを提供し、又は提供し得る者をいう。

第百四十五条　内国民待遇及び無差別待遇

1　一方の締約国は、この章の規定の適用を受ける政府調達に関する措置について、他方の締約国の物品及びサービスに対し、並びに他方の締約国の供給者であって他方の締約国の物品及びサービスを供給するものに対し、即時にかつ無条件で、国内の物品、サービス及び供給者に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

2　一方の締約国は、この章の規定の適用を受ける政府調達に関する措置について、次のことを確保する。

(a)　自国の調達機関が、国内に設立された供給者を、他方の締約国の自然人若しくは企業との提携関係の程度に基づいて、又は他方の締約国の自然人若しくは企業が当該供給者を所有していることに基づいて国内に設立された他の供給者よりも不利に取り扱わないこと。

(b)　自国の調達機関が、国内に設立された供給者を、当該供給者が特定の調達のために提供する物品又はサービスが他方の締約国の物品又はサービスであることに基づいて差別しないこと。

3　この条の規定は、輸入について又は輸入に関連して課される全ての種類の関税及び課徴金、当該関税及び課徴金の徴収の方法その他の輸入に関連する規則及び手続並びにサービスの貿易に影響を及ぼす措置（この章の規定の適用を受ける政府調達に関する措置を除く。）については、適用しない。

第百四十六条　原産地規則

一方の締約国は、この章の規定の適用を受ける政府調達のために他方の締約国から輸入され、又は供給される物品又はサービスにつき、通常の貿易において一方の締約国が適用する原産地規則と異なる規則を適用してはならない。

注釈　通常の貿易において適用するサービスについての原産地規則は、サービス貿易一般協定第二十八条(f)及び(g)の規定に従って解するものとする。

第百四十七条　契約の評価

この章の規定を実施する上で、契約の価額の算定に当たっては、次の規定に従う。

(a)　評価については、全ての形態の報酬（特別報酬、料金、手数料及び利子を含む。）を考慮する。

(b)　調達機関は、この章の規定の適用を回避する意図の下に、評価の方法を選択してはならず、また、いかなる調達をも分割してはならない。

(c)　調達計画が選択権条項を必要とする旨定めている場合は、評価の基礎は、選択権を行使して行う購入を含む最大限の調達価額の総額とする。

第百四十八条　調達の効果を減殺する措置の禁止

1　各締約国は、自国の調達機関が、供給者、物品若しくはサービスの資格審査及び選択において、又は入札の評価及び落札の決定において調達の効果を減殺するような措置を課し、求め、又は考慮することがないことを確保する。

2　この条の規定の適用上、調達の効果を減殺するような措置とは、調達機関が調達に先立ち、又は調達の過程において考慮し、求め、又は課する条件であって、現地調達を行うこと、技術の使用を許諾すること、投資を行うこと、見返り貿易を行うこと又はそれらと同様のことを要求することにより、当該調達機関が属する締約国内の開発を奨励し、又は当該締約国の国際収支を改善させるものをいう。

第百四十九条　技術仕様

1　技術仕様であって、調達される物品若しくはサービスの特性（例えば、品質、性能、安全、寸法）、記号、専門用語、包装、証票及びラベル又は生産工程及び生産方法について規定したもの並びに調達機関が定める適合性評価手続に係る要件は、両締約国間の貿易に対する不必要な障害をもたらすことを目的として、又は当該障害をもたらす効果を有するものとして、立案され、制定され、又は適用されてはならない。

2　調達機関は、技術仕様について、適当な場合には、次の(a)及び(b)に規定する要件に従って定める。

(a)　デザイン又は記述面の特性よりも性能に着目して特定すること。

(b)　国際規格が存在するときは当該国際規格又は国際規格が存在しないときは国内の強制規格、認められた国内の任意規格若しくは建築基準に基づくこと。

3　各締約国は、自国の調達機関が、技術仕様において、特定の商標若しくは商号、特許、著作権、デザイン若しくは型式、産地又は生産者若しくは供給者を要件とし、又はそれらに言及することのないことを確保する。ただし、それらを用いなければ調達の要件の説明を十分に明確な又は理解しやすい方法で行うことができない場合において、入札説明書に「又はこれと同等のもの」というような文言を付するときは、この限りでない。

4　各締約国は、自国の調達機関が、特定の調達のためのあらゆる技術仕様の立案又は制定に利用し得る助言を、公正な競争を妨げる効果を有する方法により、当該調達に商業上の利害関係を有する可能性がある者に求めないこと又は当該者から受けないことを確保する。

5　各締約国（自国の調達機関を含む。）は、この条の規定に基づき、天然資源の保存を促進し、又は環境を保護するために、技術仕様を立案し、制定し、又は適用することができる。

第百五十条　入札の手続

1　各締約国は、自国の調達機関が、この章の規定に適合する入札の手続であって、自国の法令に基づくものによって契約を締結することを確保する。

2　各締約国は、自国の調達機関が、いかなる供給者に対しても、特定の調達に関する情報を競争を妨げる効果を有する方法により与えないことを確保する。

3　各締約国は、自国の調達機関が、透明性のある、かつ、公平な方法であって、次のことを満たすものにより調達を実施することを確保する。

(a)　この章の規定に合致するものであること。

(b)　利益相反を回避するものであること。

(c)　腐敗行為を防止するものであること。

第百五十一条　供給者の資格の審査

1　一方の締約国は、自国の調達機関が供給者の資格の審査の過程において、他方の締約国の供給者を差別しないことを確保する。資格の審査に係る手続は、次の規定に合致するものでなければならない。

(a)　入札の手続への参加のためのいかなる条件も、関心を有する供給者が資格の審査に係る手続を開始することができるよう、また、当該手続を早期に完了することが調達制度の効率的な運用と両立する場合には当該供給者が当該手続を早期に完了することができるよう、適当に早い時期に公示される。

(b)　入札の手続への参加のためのいかなる条件も、潜在的な供給者が当該入札に係る契約を履行する能力を有していることを確保する上で不可欠なものに限定されなければならない。

(c)　供給者に要求される参加のための条件（供給者の資金上、商業上及び技術上の能力を証明するために必要な情報、資金上の保証並びに技術的資格を含む。）及び資格の審査は、国内の供給者よりも他方の締約国の供給者が不利となるものであってはならない。供給者の資金上、商業上及び技術上の能力は、供給組織の間の法的関係に妥当な考慮を払いつつ、調達機関が属する締約国の区域内における供給者の事業活動及び当該供給者の世界的な事業活動の双方に基づいて判断しなければならない。

(d)　他方の締約国の供給者を供給者の名簿に記載しないようにするため、又は特定の調達計画について他方の締約国の供給者を考慮しないようにするため、供給者の資格の審査の過程及び当該資格の審査に必要な期間を利用してはならない。

(e)　一方の締約国（自国の調達機関を含む。）は、自国の調達において、他方の締約国の供給者の参加に対して不必要な障害をもたらすことを目的として又は当該障害をもたらす効果を有するものとして、登録制度又は資格の審査に係る手続を採用し、又は適用してはならない。

(f)　調達機関は、公示又は入札説明書において事前に定める条件に基づいて資格の審査についての決定を行う。

(g)　調達機関は、調達の要件を満たすために不可欠な場合には、関連する過去の経験を有することを求めることができる。

(h)　調達機関は、特定の調達計画への参加のための条件を満たしている他方の締約国の供給者を資格を有する供給者として認め、及び当該供給者に対して当該調達計画に参加することを認める。特定の調達計画に参加しようとする供給者であっていまだ資格を有するに至っていないと認められるものについても、資格の審査に係る手続を完了するために十分な期間がある場合には、考慮される。

(i)　調達機関は、資格を有する供給者の常設名簿を保持することができる。当該調達機関は、次のことを確保する。

(i)　供給者がいつでも資格の審査の申請をすることができること。

(ii)　当該常設名簿に記載されることを要請する全ての供給者であって、資格を有するものの名称を適当な短期間内に当該常設名簿に記載すること。

(j)　他方の締約国又は調達機関は、次条1の規定により調達計画の公示が行われた場合において、いまだ資格を有するに至っていないと認められる供給者が調達計画に参加しようとするときは、速やかに資格の審査に係る手続を開始するよう努める。

(k)　調達機関は、資格を有する供給者となることを申請したいかなる供給者に対してもその申請に係る決定を通知するものとする。調達機関は、資格の審査の申請を拒否し、又は資格を有する供給者として認めることをやめる場合には、当該供給者からの要請に応じ、書面により説明を速やかに提供する。

(l)　各締約国は、次のことを確保する。

(i)　各調達機関及びその構成機関が、異なった手続をとる必要があることを十分に実証する場合を除

くほか、単一の資格の審査に係る手続をとること。

(ii)　調達機関の間における資格の審査に係る手続の相違を最小限にするための努力が払われること。

2　1の規定は、破産、清算若しくは支払不能又は調達に関する虚偽の申告のような理由に基づいて供給者を排除することを妨げるものではない。ただし、その措置は、この章の内国民待遇及び無差別待遇の規定に合致することを条件とする。

第百五十二条　調達計画の公示

1　各締約国は、個々の調達計画について、第百五十七条に定める場合を除くほか、自国の調達機関が、関心を有する供給者の当該調達計画への参加を招請する旨の調達計画の公示を、附属書九に掲げる適当な出版物において、事前に公に利用可能なものとすることを確保する。

2　個々の調達計画の公示における情報には、調達計画の説明、調達計画に参加するために供給者が満たすべき条件、調達機関の名称、調達計画に関連する全ての文書を入手することができる場所の住所及び入札書の提出期限を含める。

3　各締約国は、自国の調達機関が、関心を有する供給者に対し、できる限り広範なかつ無差別の機会を与える方法により、調達計画の公示を適時に公に利用可能なものとすることを確保するよう努める。その方法は、単一の電子的な窓口を通じて無料で機会を与えるものとすることができる。

4　個々の調達計画について、調達計画の公示を公に利用可能なものとした場合において、当該公示又は入札説明書に定める開札の期日又は入札書の受領の最終期日の前に当該公示を修正し、又は再度公示することが必要となったときは、修正の公示又は再度公示される公示は、当初の公示と同一の方法により公に利用可能なものとする。特定の調達計画に関して特定の供給者に提供される重要な情報は、供給者が当該情報を検討し、及び当該情報に対応することができるような適当に早い時期に、同時に他の全ての関係のある供給者に提供される。

第百五十三条　調達予定の公示

調達機関は、会計年度のできる限り早い時期に、適当な文書又は電子的な手段により、将来の調達予定に関する公示（以下「調達予定の公示」という。）を行うことを奨励される。調達予定の公示には、調達の対象となる事項及び調達計画の公示を行う予定日を含めるべきである。

第百五十四条　入札の期限

各締約国は、次のことを確保する。

(a)　いずれの期限も、他方の締約国の供給者及び国内の供給者が入札の行われる前に入札書を準備し、かつ、提出することができるよう決定されること。

(b)　自国の調達機関が、期限の決定に当たり、合理的と認める自己の必要性に基づき、調達計画の複雑なこと、予想される下請契約の範囲、外国及び国内の地点から入札書を郵送するため通常要する時間、調達の公示が公に利用可能なものとなるために生ずる時間その他の要素を考慮すること。

第百五十五条　入札説明書

1　供給者に提供される入札説明書には、供給者が有効な入札書を準備し、かつ、提出するために必要な全ての情報を記載する。

2　各締約国は、自国の調達機関が、入札の手続に参加する供給者に対し、入札説明書を利用可能なものとし、又は要請があった場合には当該入札説明書を送付することを確保し、及び当該入札説明書についての説明を求める合理的な要請に速やかに応ずることを確保する。

3　各締約国は、入札の手続に参加する供給者からの関連情報を求める合理的な要請に対し自国の調達機関が速やかに応ずることを確保する。ただし、その情報は、当該入札の手続において、競争者よりも当該供給者による落札のために有利となるものであってはならない。

第百五十六条　落札

1　落札の対象とされるためには、入札書が、開札の時に調達計画の公示又は入札説明書の基本的要件に適合したものでなければならず、かつ、参加の条件を満たした供給者から提出されたものでなければならない。調達機関は、他の入札書に記載された価格よりも異常に低い価格又は他の入札書に記載された事項よりも例外的に有利な事項を記載した入札書を受領した場合には、当該入札書を提出した入札者が参加の条件を満たし、かつ、契約の条件を履行することができることを確保するため、当該入札者に照会することができる。

2　調達機関は、公共の利益のために契約を締結しないと決定した場合を除くほか、十分に契約を履行する能力があると決定された入札者であって、最低価格による入札を行ったもの又は調達計画の公示若しくは入札説明書に定める特定の評価基準により最も有利であると決定された入札を行ったものを落札者とする。

第百五十七条　限定入札

1　第百五十一条から前条までの規定は、次の場合には、適用する必要がない。ただし、一方の締約国の調達機関が、最大限に可能な範囲内での競争を避けるために、又は他方の締約国の供給者に対する差別の手段若しくは一方の締約国の生産者若しくは供給者の保護の手段となるように、この条の規定に基づく入札の手続を用いないことを条件とする。

(a)　第百五十一条から前条までの規定に基づく入札に応ずる入札がない場合又は行われた入札が、一方の締約国の法令によりなれ合いによるものである場合、入札の基本的要件に合致していないものである場合若しくはこの章の規定に従って定められた参加の条件を満たしていない供給者によるものである場合。ただし、当初の入札の要件が契約の締結に当たって実質的に修正されないことを条件とする。

(b)　物品又はサービスが、美術品であるため、特許権、著作権その他の排他的権利の保護との関連を有するものであるため、又は技術的な理由により競争が存在しないために、特定の供給者によってのみ供給されることが可能であり、かつ、他に合理的に選択される物品若しくはサービス又は他の合理的な代替の物品若しくはサービスがない場合

(c)　調達機関の予見することができない事態によりもたらされた極めて緊急な理由のため、第百五十一条から前条までの規定に基づく入札手続によっては必要な期間内に物品又はサービスを入手することができない場合において真に必要なとき。

(d)　当初の調達には含まれていない物品又はサービスの追加の納入又は提供を当初の供給者から受ける場合において、次のいずれかに該当するとき。

(i)　追加の物品又はサービスのための供給者の変更が経済的又は技術的な理由（当初の調達により購入された既存の供給品、ソフトウェア、サービス又は設備との互換性又は相互運用性の要件を含む。）によりできないとき。

(ii)　追加の物品又はサービスのための供給者の変更が調達機関に対して著しい不都合又は費用の実質的な重複をもたらすとき。

(e)　調査、実験、研究又は独自の開発に係る特定の契約の過程において、かつ、当該契約の対象として、調達機関の要請により開発された原型又は最初の物品若しくはサービスを当該調達機関が調達する場合。当該契約が履行された後においては、そのような物品又はサービスは、第百五十一条から前条までの規定に従って調達される。

注釈　最初の物品又はサービスの独自の開発には、実用実験の結果を取り入れるため、及び受入れ可能な品質基準に合致する形で当該物品又はサービスを多量に生産し、又は供給することができることを証明するため、限られた生産又は供給を行うことを含めることができるが、商業的採算を確立し、又は研究開発の費用を回収するために多量に生産し、又は供給することを含まない。

(f)　商品市場において購入される物品

(g)　極めて短い期間においてのみ生ずる例外的に有利な条件の下で購入される場合。この(g)の規定は、通常は供給者でない企業による例外的な処分又は清算中の若しくは管財人により管理されている企業の資産の処分を対象とすることを意図するものであり、通常の供給者からの日常の購入を対象とすることを意図するものではない。

(h)　契約が、設計コンテストの受賞者との間で締結される場合。ただし、当該設計コンテストは、その受賞者との間で設計契約を締結することを目的として独立の審査員団によって審査されるものとし、特に、適格な資格を有する供給者に対する当該設計コンテストへの参加に関する第百五十二条に規定されているような調達計画の公示について、この章の原則に合致する方法で行われることを条件とする。

2　各締約国は、1の規定に基づく入札の手続を用いる必要がある場合にはいつでも、自国の調達機関が記録を保管し、又は当該入札の手続の正当性を示す報告書を作成することを確保する。

第百五十八条　調達に関する情報の透明性

1　各締約国は、自国の調達機関が、附属書九に掲げる適当な出版物により、落札の決定の後、例えば、次の情報を公に利用可能なものとすることを確保する。

(a)　調達される物品又はサービスの特質及び可能な場合には、その数量

(b)　契約を締結する調達機関の名称及び住所

(c)　落札の日

(d)　落札者の名称及び住所

(e)　落札価額

(f)　用いられた調達方法

2　各締約国は、いずれの締約国の供給者の要請があった場合にも、自国の調達機関が情報を速やかに提供

することを確保する。当該情報には、当該供給者が落札者とされなかった場合には、当該供給者の入札が落札とならなかった理由並びに落札とされた入札の特色及び相対的な利点に関する適切な情報を含み、また、当該情報には、落札者の名称を含む。

3　一方の締約国は、自国の供給者が落札者とされなかった場合には、第十五章の規定の適用を妨げることなく、調達が公正かつ公平に行われたことを確認するために必要な落札に関する追加の情報を求めることができる。他方の締約国は、落札とされた入札の特色及び相対的な利点についての情報並びに落札の価格についての情報を提供する。一方の締約国は、公表する権利を慎重に行使することを条件として、原則として落札の価格についての情報を公表することができる。その公表が将来の入札における競争を害することとなる場合には、当該情報は秘密とするものとし、一方の締約国は、他方の締約国と協議し、かつ、他方の締約国の同意を得た後でなければ、当該情報を公表してはならない。

第百五十九条　苦情申立ての手続

1　各締約国は、政府調達におけるこの章の規定に対する違反に関する供給者の苦情について、調達機関との協議により当該苦情を解決するよう供給者に奨励する。この場合には、調達機関は、苦情申立ての制度により是正措置がとられることを妨げないように、当該苦情について公平かつ時宜を得た考慮を払う。

2　各締約国は、供給者が関心を有し、又は有していた政府調達におけるこの章の規定に対する違反の疑いにつき苦情を申し立てることを可能とする、無差別な、時宜を得た、透明性のある、かつ、効果的な手続を定める。

3　各締約国は、苦情申立ての手続を書面により定め、かつ、当該手続を一般に利用可能なものとする。

4　各締約国は、この章の規定の適用を受ける政府調達の全ての側面に係る文書が少なくとも三年間保管されることを確保する。

5　関心を有する供給者は、苦情の原因となった事実を知り、又は合理的に知り得た時から一定の期間内に苦情申立ての手続を開始し、当該期間内に調達機関に通知することを要求されることがある。ただし、その期間は、十日を下回ってはならない。

6　苦情申立ては、政府調達の結果にいかなる利害関係をも有していない公平なかつ独立した検討機関であって任期中に外部からの影響を受けない構成員から成るものにより、取り上げられるものとする。裁判所でない検討機関は、当該検討機関の意見若しくは決定を司法上の審査の対象とするか、又は少なくとも次の手続を有するものとする。

(a)　参加者は、当該検討機関の意見が出され、又は決定が行われる前に意見を述べることが認められること。

(b)　参加者は、代理人及び補佐人を認められること。

(c)　参加者は、全ての手続に参加することができること。

(d)　手続を公開で行うことが認められること。

(e)　当該検討機関の意見又は決定がその根拠に関する説明とともに書面により与えられること。

(f)　証人の出席が認められること。

(g)　当該検討機関に対し文書が開示されること。

7　苦情申立ての手続においては、次のことを定める。

(a)　この章の規定に対する違反を是正し、商業上の機会を維持するための迅速な暫定的措置に関すること。当該暫定的措置の結果として、調達の過程が停止されることがある。ただし、苦情申立ての手続においては、当該暫定的措置を適用すべきか否かを決定するに当たり、公共の利益を含む関係者の利益に及ぼす著しい悪影響を考慮することができることを定めることができる。

(b)　申し立てられた苦情の正当性について評価すること及び適当な場合には当該正当性について決定すること。

(c)　適当な場合には、この章の規定に対する違反の是正又は損失若しくは損害に対する賠償に関すること。当該賠償については、入札の準備又は苦情の申立てに係る費用に限定することができる。

8　苦情申立ての手続は、関連する商業上その他の利益を保護するため、原則として合理的な期間内に完了させる。

第百六十条　政府調達における電子的な手段の利用

1　両締約国は、政府調達がインターネット又はこれと同等のコンピュータを使用する電気通信網を通じて行われる機会を提供するよう努める。

2　各締約国は、この章の規定に基づく供給者の商業上の機会を促進するため、自国の区域内における政府調達に係る供給の機会に関する包括的な情報を利用するための単一の電子的な窓口を採用し、又は維持するよう努めるものとし、また、政府調達に関する措置に関連する情報を利用可能なものとする。

3　両締約国は、入札説明書の提供及び入札書の受領について、可能な範囲内で、電子的な手段の利用を奨励する。

4　両締約国は、政府調達における電子的な手段の利用に関し、次の(a)及び(b)の条件を満たす政策及び手続の採用を確保するよう努める。

(a)　許可のない及び探知されない変更から文書を保護するものであること。

(b)　調達機関の通信網上のデータ及び当該通信網を通過中のデータについて、適当な水準の保護を提供するものであること。

第百六十一条　例外

1　この章のいかなる規定も、締約国が自国の安全保障上の重大な利益の保護のために必要と認める措置又は情報であって、武器、弾薬若しくは軍需品の調達又は国家の安全保障のため若しくは国家の防衛上の目的のために不可欠の調達に関連するものにつき、当該措置をとること又は当該情報を公表しないことを妨げるものと解してはならない。

2　この章のいかなる規定も、締約国が、次のいずれかの措置を講ずること、実施すること又は維持することを妨げるものと解してはならない。ただし、それらの措置を、同じ条件の下にある場合の両締約国間において恣意的若しくは不当な差別の手段となるような態様で、又は貿易に対する偽装した制限となるような態様で適用しないことを条件とする。

(a)　公衆の道徳、公の秩序又は公共の安全の保護のために必要な措置

(b)　人、動物又は植物の生命又は健康の保護のために必要な措置

(c)　知的財産の保護のために必要な措置

(d)　心身障害者、慈善団体又は刑務所労働により生産される物品又はそれらにより提供されるサービスに関する措置

注釈　(b)の規定には、環境を保護するための措置を含むことが了解される。

第百六十二条　訂正又は修正

1　一方の締約国は、附属書九に関する訂正又は例外的な場合のその他の修正を、この章に定める相互に同意された適用範囲が変更されることにより見込まれる影響に関する情報とともに他方の締約国に通報する。そのような訂正又はその他の修正が純粋に形式的又は軽微なものである場合には、第二百二十三条の規定にかかわらず、三十日以内に他方の締約国からの異議の申立てがない限り効力を生ずる。その他の場合においては、両締約国は、当該訂正又はその他の修正が行われる前の権利及び義務の均衡並びにこの章に定める相互に同意された適用範囲につき当該訂正又はその他の修正が行われる前の水準と同等の水準を維持することを目標として、当該訂正又はその他の修正の提案及び補償的な調整の要求について協議する。両締約国間で当該提案及び当該要求について合意が得られない場合には、当該訂正又はその他の修正の通報を受領した締約国は、第十五章に定める紛争解決手続を利用することができる。

2　この章の他の規定にかかわらず、締約国は、自国の調達機関の再編成（当該調達機関が行う調達が分散されるような計画及び当該調達機関の任務がいずれの政府機関（この章の規定の対象となるか否かを問わない。）によっても遂行されなくなるような計画を含む。）を実施することができる。当該再編成が実施される場合には、補償を提案することを要しない。いずれの締約国も、この章に規定する義務を回避することを目的として、当該再編成を実施してはならない。

第百六十三条　調達機関の民営化

政府が附属書九において特定する調達機関の持分を保有し、又は当該調達機関の役員を指名することができる場合においても、当該調達機関に対する政府による監督が実効的に排除されたときは、この章の規定は、当該調達機関については、適用しないものとし、また、補償を提案することを要しない。一方の締約国は、政府による監督が排除される前に、又はその後できる限り速やかに、当該調達機関の名称を他方の締約国に通報する。

第百六十四条　利益の否認

1　一方の締約国は、他方の締約国の企業が第三国の者によって所有され、又は支配されており、かつ、次のいずれかの場合に該当するときは、当該他方の締約国の企業に対し、この章の規定による利益を否認することができる。

(a)　一方の締約国が当該第三国と外交関係を有していない場合

(b)　当該第三国に関する措置であって、当該他方の締約国の企業との取引を禁止するもの又は当該他方の締約国の企業に対してこの章の規定による利益を与えることにより当該措置に違反し、若しくは当該措置を阻害することとなるものを一方の締約国が採用し、又は維持する場合

2　一方の締約国は、他方の締約国の供給者であって他方の締約国の企業であるものが第三国の者によって

所有され、又は支配されており、かつ、当該供給者が他方の締約国の区域内において実質的な事業活動を行っていないと認める場合には、事前の通報及び協議を行うことを条件として、当該供給者に対し、この章の規定による利益を否認することができる。

第百六十五条　追加的な交渉

一方の締約国は、この協定の効力発生の日の後、この章の規定に従って他方の締約国に与えた利益を超えて政府調達の市場へのアクセスに関する追加的な利益を第三国に与える場合には、他方の締約国の要請に応じ、他方の締約国との間で、当該追加的な利益を相互主義に基づき他方の締約国に対しても与えることを目的として交渉を行う。

第百六十六条　政府調達に関する小委員会

1　この章の規定を効果的に実施し、及び運用するため、両締約国は、ここに政府調達に関する小委員会（以下この条において「小委員会」という。）を設置する。

2　小委員会は、次のことを任務とする。

(a)　各締約国の政府調達の市場に関する利用可能な情報（統計に関する情報を含む。）を分析すること。

(b)　一方の締約国の供給者によるこの章の規定の適用を受ける他方の締約国の政府調達の市場への効果的なアクセスについて評価すること。

(c)　この章の規定の適用について監視すること並びに生じ得る問題を特定し、及び当該問題に対処するための場を提供すること。

(d)　委員会に対し小委員会の所見を報告すること。

(e)　委員会が委任するその他の任務を遂行すること。

3　両締約国は、それぞれの政府調達の市場への両締約国の供給者によるアクセスを最大化することを目的として、それぞれの政府調達の制度に対する理解を増進するため、相互に合意する条件で協力する。このため、各締約国は、この協定の効力発生の日の後一年以内に、協力のための具体的な措置（政府の職員又は関心を有する供給者に対する訓練及び研修のための計画であって、政府調達の機会を特定する方法、それぞれの政府調達の市場への参入方法その他の方法に関するものを含む。）を作成し、及び実施する。当該措置の作成に当たっては、各締約国における中小企業（零細企業を含む。）について特別の考慮を払うものとする。

4　小委員会は、両締約国政府の職員から成る。

5　小委員会は、両締約国が合意する時期及び場所において又は手段によって会合を開催する。

第十一章　知的財産権

第百六十七条　一般規定

1　両締約国は、この章の規定及び両締約国が締結している国際協定に従い、知的財産の十分にして、効果的なかつ無差別な保護を与え、及び確保し、並びに侵害、不正使用及び違法な複製への対処として知的財産権を行使するための措置をとる。

2　両締約国は、また、知的財産に関する制度の運用における効率性及び透明性を促進する。

3　両締約国は、世界貿易機関設立協定附属書一C知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（以下この章において「貿易関連知的所有権協定」という。）その他の両締約国が締結している知的財産に関する多数国間の協定（世界知的所有権機関の主催の下で締結された多数国間の協定を含む。）に基づく現行の権利及び義務を再確認する。この章のいかなる規定も、貿易関連知的所有権協定その他の両締約国が締結している知的財産に関する多数国間の協定に基づいて両締約国が有する現行の権利を害し、及びそれらの協定に従って両締約国が負う現行の義務を免れさせるものではない。

注釈　この条及び第百七十八条の規定の適用上、「現行の」とは、この協定の効力発生の日において効力を有することをいう。

4　この章に規定する「知的財産」とは、次の全ての種類の知的財産をいう。

(a)　第百七十四条から第百八十条までの規定の対象となるもの

(b)　貿易関連知的所有権協定又は貿易関連知的所有権協定に規定する関連する国際協定に基づくもの

第百六十八条　内国民待遇

一方の締約国は、貿易関連知的所有権協定第三条及び第五条の規定に従い、知的財産の保護に関し、自国民に与える待遇よりも不利でない待遇を他方の締約国の国民に与える。

注釈　この条及び次条の規定の適用上、

(a)　「国民」とは、貿易関連知的所有権協定におけるものと同一の意味を有するものとする。

(b)　「保護」には、知的財産権の取得可能性、取得、範囲、維持及び行使に影響を及ぼす事項並びにこの章において特に取り扱われる知的財産権の使用に影響を及ぼす事項を含める。

第百六十九条　最恵国待遇

知的財産の保護に関し、一方の締約国が第三国の国民に与える利益、特典、特権又は免除は、貿易関連知的所有権協定第四条及び第五条の規定に従い、他方の締約国の国民に対して即時かつ無条件に与えられる。

第百七十条　手続事項の簡素化及び調和

1　各締約国は、自国の知的財産に関する制度の効率的な運用を確保するため、知的財産に関する自国の行政上の手続を簡素化するための措置をとるよう努める。

2　各締約国は、改正された国際特許分類に関する千九百七十一年三月二十四日のストラスブール協定に基づく特許及び実用新案の分類を使用する。各締約国は、改正された標章の登録のための商品及びサービスの国際分類に関する千九百五十七年六月十五日のニース協定に基づく商品及びサービスの分類を使用する。

第百七十一条　知的財産権の取得及び維持

1　各締約国は、知的財産権の取得について権利が付与され、又は登録される必要がある場合には、権利の取得のための実体的な条件が満たされていることを条件として、保護期間が不当に短縮されないように、付与又は登録のための手続を合理的な期間内に行うことを確保する。この場合において、知的財産権の付与又は登録のための出願が、国内出願として行われるか、又は適用可能な国際協定に基づく国際出願として行われるかについては、問わないものとする。

2　各締約国は、次のことを含む商標、意匠及び特許の登録のための制度を設ける。

(a)　出願人に対し、文書により（電磁的手段によることができる。）出願の拒絶の決定を理由を付して通知すること。

(b)　出願人が行政機関による拒絶に対して不服を申し立てる機会

(c)　出願人が行政機関による最終的な拒絶について司法上の審査を求める機会

(d)　利害関係者が次のことを行う機会

(i)　出願又は登録に対して異議を申し立てること（自国の法令に規定する場合に限る。）。

(ii)　登録の取消し又は無効を求めること。

第百七十二条　透明性

各締約国は、自国の知的財産に関する制度の運用における透明性を一層促進するため、自国の法令に従って可能な範囲において、知的財産権の出願又は登録に関する情報（自国の法令において公開し、又は公に利用可能なものとする情報に限る。）及び自国の知的財産制度に関する他の関連する情報を公開し、又は公に利用可能なものとするために適切な措置をとる。

第百七十三条　知的財産の保護についての啓発の促進

両締約国は、知的財産の保護についての啓発（知的財産の使用及び知的財産権の行使についての教育及び普及の計画を含む。）を促進するための必要な措置をとる。

第百七十四条　特許

各締約国は、特許出願に係る保護の対象がコンピュータ・プログラムに関連することのみを理由として、当該特許出願が拒絶されないことを確保する。もっとも、この条の規定は、コンピュータ・プログラム自体を特許の対象から除外するか否かについての各締約国の自主性に影響を及ぼすものではない。

第百七十五条　意匠

各締約国は、意匠についての十分かつ効果的な保護を確保する。各締約国は、また、意匠登録出願人の要請があった場合には、権限のある当局が、出願のあった意匠が意匠登録を受けることができるか否かについて、物品の全体の意匠ではなく物品の部分の意匠に基づいて判断することができることを確保する。

第百七十六条　商標

1　各締約国は、商品又はサービスの商標の権利者に対して十分かつ効果的な保護を与える。標識又はその組合せであって、ある事業に係る商品又はサービスを他の事業に係る商品又はサービスから識別することができるものは、商標とすることができるものとする。その標識（特に単語（人名を含む。）、文字、数字、図形及び色の組合せ並びにこれらの標識の組合せ）は、商標として登録することができるものとする。標識自体によっては関連する商品又はサービスを識別することができない場合には、各締約国は、使用によって獲得された識別性を商標の登録要件とすることができる。各締約国は、標識を視覚によって認識することができることを登録の条件として要求することができる。

2　各締約国は、千九百六十七年の工業所有権の保護に関するパリ条約（以下この章において「パリ条約」という。）第六条の二並びに貿易関連知的所有権協定第十六条2及び3の規定に従い、広く認識されている標章を保護する。

第百七十七条　地理的表示

1　この条の規定の適用上、「地理的表示」とは、貿易関連知的所有権協定第二十二条1に規定するものと同一の意味を有するものとする。もっとも、この協定のいかなる規定も、締約国に対し、地理的表示の保護又は原産地名称の保護に関する自国の法令であって、貿易関連知的所有権協定に適合するものの改正を求めるものではない。

2　各締約国は、貿易関連知的所有権協定に従い、かつ、自国の法令に規定する方法により、地理的表示の十分かつ効果的な保護を確保する。

3　附属書十の1に掲げるぶどう酒及び蒸留酒の各表示は、日本国を原産地とする商品であって、日本国において、当該商品の確立した品質、社会的評価その他の特性が当該商品の地理的原産地に主として帰せられるものを特定するものであり、当該各表示は、日本国の法令に従い、貿易関連知的所有権協定第二十二条1に規定する地理的表示として保護されている。ペルーは、附属書十の1に掲げる各表示が貿易関連知的所有権協定第二十二条1に規定する地理的表示であり、そのため、貿易関連知的所有権協定第二部第三節の規定及びペルーの法令に従い、ペルーにおいて地理的表示として保護される適格性を有することに合意する。

4　附属書十の2に掲げるぶどう酒及び蒸留酒の各表示は、ペルーを原産地とする商品であって、ペルーにおいて、当該商品の確立した品質、社会的評価その他の特性が当該商品の地理的原産地に主として帰せられるものを特定するものであり、当該各表示は、ペルーの法令に従い、貿易関連知的所有権協定第二十二条1に規定する地理的表示として保護されている。日本国は、附属書十の2に掲げる各表示が貿易関連知的所有権協定第二十二条1に規定する地理的表示であり、そのため、貿易関連知的所有権協定第二部第三節の規定及び日本国の法令に従い、日本国において地理的表示として保護される適格性を有することに合意する。

5　両締約国は、協議の結果相互に同意する場合には、この条の規定に従って保護される両締約国の地理的表示に関する附属書十を修正することができる。その修正は、外交上の公文の交換により確認される。

第百七十八条　著作権及び関連する権利

両締約国は、文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約、実演家、レコード製作者及び放送機関の保護に関する国際条約（ローマ条約）、著作権に関する世界知的所有権機関条約及び実演及びレコードに関する世界知的所有権機関条約に基づく現行の権利及び義務を再確認する。

第百七十九条　開示されていない情報の保護

各締約国は、貿易関連知的所有権協定第三十九条の規定に従い、自国の法令において、開示されていない情報を効果的に保護することを確保する。

第百八十条　不正競争

各締約国は、パリ条約第十条の二の規定に従い、不正競争行為からの効果的な保護を与える。

第百八十一条　権利行使に関する一般規定

1　両締約国は、自国の法令における知的財産権の行使に関する規定が、貿易関連知的所有権協定（特に第四十一条から第六十一条までの規定）に適合することを確保する。

2　各締約国は、知的財産権の効果的な行使を確保するため、知的財産権の行使に関して権限のある当局の特別な専門知識の開発を促進する。

3　各締約国は、知的財産権の侵害、特に知的財産権を侵害する物品の貿易に関する統計資料その他の関連情報の収集及び分析を促進するよう努める。さらに、各締約国は、知的財産権の侵害を防止し、及び阻止するための最良の慣行に関する情報の収集を促進するよう努める。

4　各締約国は、知的財産権の行使に関して権限のある当局間の調整及び当該権限のある当局による共同行動を促進するよう努める。

第百八十二条　国境措置に係る権利行使

1　各締約国は、自国の税関当局が、権利者の申立てに応じ、又は職権により、自国に輸入され又は自国から輸出されようとしている不正商標商品又は著作権侵害物品の解放を国境で停止することに関する手続を定める。

2　1の規定に基づく輸入及び輸出に関する停止については、物品の解放の停止を行う締約国の権限のある当局は、当該物品の荷送人又は荷受人及び輸入者又は輸出者の名称及び住所を場合に応じて権利者に通知する。

第百八十三条　民事上の救済に係る権利行使

各締約国は、自国の司法当局が、侵害活動を行っていることを知っていたか又は知ることができる合理的な理由を有していた侵害者に対し、知的財産権の侵害によって権利者が被った損害を補償するために適当な賠償を当該権利者に支払うよう命ずる権限を有することを確保する。

第百八十四条　刑事上の制裁に係る権利行使

各締約国は、少なくとも故意による商業的規模の商標の不正使用及び著作物の違法な複製について適用される刑事上の手続及び刑罰を定める。制裁には、同様の重大性を有する犯罪に適用される刑罰の程度に適合した十分に抑止的な拘禁刑又は罰金を含める。

第百八十五条　インターネット・サービス・プロバイダ

1　各締約国は、インターネット・サービス・プロバイダ（以下この条において「ＩＳＰ」という。）が著作権及び関連する権利を侵害するコンテンツをサーバーから削除することを奨励するため、ＩＳＰの責任の制限についての法的枠組みを設ける。

2　各締約国は、正当な理由がある場合には、著作権及び関連する権利を侵害された権利者が、当該著作権及び関連する権利を侵害したと疑われる者を特定するための情報をＩＳＰから迅速に入手することができるようにするための手続を定める。

第百八十六条　協力

両締約国は、両締約国間の貿易及び投資を更に促進する上で知的財産の保護の重要性が増大していることを認識して、それぞれ自国の法令に従い、かつ、自己の利用可能な資源の範囲内で、知的財産の分野において協力する。

第百八十七条　知的財産権に関する小委員会

1　この章の規定を効果的に実施し、及び運用するため、両締約国は、ここに知的財産権に関する小委員会（以下この条において「小委員会」という。）を設置する。

2　小委員会は、次のことを任務とする。

(a)　この章の規定の実施及び運用について検討及び監視を行うこと。

(b)　この章の規定に基づく知的財産の保護及び知的財産権の行使を強化し、並びに知的財産に関する制度の効率的な、かつ、透明性のある運用を促進するため、知的財産に関連するあらゆる問題について討議すること。

(c)　相互の合意に基づいて形成された協力活動であってこの章の規定に関連するものについて、当該協力活動を促進するために討議すること。

(d)　委員会に対し小委員会の所見及び討議の結果を報告すること。

3　小委員会は、両締約国政府の職員から成る。

第百八十八条　他の考慮事項

1　知的財産権の保護及び行使は、技術的知見の創作者及び使用者の相互の利益となるように、かつ、社会的及び経済的福祉の向上をもたらす方法により、技術革新の促進並びに技術の移転及び普及に資するべきであり、並びに知的財産権の保護及び行使は、権利と義務との間の均衡に資するべきである。

2　この章の規定は、貿易関連知的所有権協定並びに世界貿易機関の閣僚会議又は一般理事会による決定であって貿易関連知的所有権協定及び公衆の健康に関連するものに従い、公衆の健康を保護するための措置をとる両締約国の権利を支持するような方法で解釈され、及び実施される。

3　この章のいかなる規定も、締約国が、権利者によるこの章に規定する知的財産権の濫用を防止し、又は貿易を不当に制限し若しくは技術の国際的移転に悪影響を及ぼす慣行の利用を防止するために必要とされる適当な措置をとることを妨げるものではない。ただし、当該措置がこの協定その他の両締約国が締結している国際協定に適合する場合に限る。

第十二章　競争

第百八十九条　反競争的行為

1　各締約国は、自国の法令に従い、自国の市場の効率的な機能を通じて両締約国間の貿易及び投資の流れを円滑にするため、反競争的行為に対して適当と認める措置をとる。

2　この章の規定の適用上、「反競争的行為」とは、それぞれの締約国の競争法令に基づき罰則又は排除に係る措置の対象とされる行動又は取引をいう。

第百九十条　反競争的行為の規制に関する協力

1　両締約国は、それぞれ自国の法令に従い、かつ、自己の利用可能な資源の範囲内で、反競争的行為の規制の分野において協力する。

2　この条の規定に基づく協力の実施に関する詳細及び手続については、実施取極で定める。

第百九十一条　無差別待遇

各締約国は、同様の状況にある者の間で国籍を理由とした差別を行うことなく、自国の競争法令を適用する。

第百九十二条　手続の公正な実施

各締約国は、反競争的行為を規制するため、自国の関係法令に従い、行政上及び司法上の手続を公正な方法で実施する。

第百九十三条　透明性

各締約国は、自国の競争法令及び競争政策の実施の透明性を促進する。

第百九十四条　第七条1の規定の不適用

第七条1の規定は、この章の規定については、適用しない。

第十三章　ビジネス環境の整備

第百九十五条　基本原則

一方の締約国は、自国の法令に従い、自国において事業活動を遂行する他方の締約国の者のためのビジネス環境を一層整備するために適切な措置をとる。

第百九十六条　ビジネス環境の整備に関する小委員会

1　この章の規定を効果的に実施し、及び運用するため、両締約国は、ここにビジネス環境の整備に関する小委員会（以下この章において「小委員会」という。）を設置する。

2　小委員会は、次のことを任務とする。

(a)　次条の規定に従って各締約国により指定されるビジネス環境の整備に関する連絡事務所（以下この章において「連絡事務所」という。）が報告する所見を検討すること。

(b)　自己の発意により、又は連絡事務所が報告する所見に基づき、ビジネス環境に関連する問題に取り組み、及び速やかに当該問題を解決するための方法を追求すること。

(c)　両締約国に対し、小委員会の所見及び決定（両締約国がとるべき措置に関するものを含む。）を報告すること。

(d)　適当な場合には、(c)に規定する決定に関し両締約国がとった措置について検討すること。

(e)　(c)に規定する決定及び(d)に規定する検討の結果を適当な方法で公に利用可能なものとすること。

(f)　委員会に対し(c)に規定する所見及び決定を速やかに報告すること。

(g)　作業の不必要な重複を避けるため、この協定に基づいて設置する他の小委員会と適当な方法で協力すること。その協力の形態には、次のことを含めることができる。

(i)　検討の結果を当該他の小委員会に報告すること。

(ii)　当該他の小委員会から意見を求めること。

(iii)　当該他の小委員会の構成員を小委員会に招請すること。

(iv)　適当な場合には、当該他の小委員会に対し関連する問題を送付すること。

(h)　委員会が委任するその他の任務を遂行すること。

3　小委員会は、両締約国政府の職員から成る。小委員会は、両締約国政府以外の関係団体の代表者であって、取り組まれる問題に関連する必要な専門知識を有するものを招請することができる。

4　小委員会は、両締約国が合意する時期及び場所において又は手段によって会合を開催する。

第百九十七条　連絡事務所

1　各締約国は、自国における連絡事務所を指定し、及び維持する。

2　一方の締約国における連絡事務所は、次のことを任務とする。

(a)　一方の締約国の法令その他の措置であって、他方の締約国の者の事業活動に悪影響を及ぼすおそれがあるものに関する当該者からの苦情、照会又は協議の要請を受領すること。

(b)　一方の締約国の関係当局に対し、(a)に規定する苦情、照会又は協議の要請を送付すること。

(c)　苦情を提出し、照会を行い、又は協議の要請を行った者に対し、一方の締約国の関係当局からの回答を送付すること。

(d)　苦情を提出し、照会を行い、又は協議の要請を行った者に対し、一方の締約国の関係当局と協力して、必要な情報及び助言を提供すること。

(e)　必要な場合には、他方の締約国の法令その他の措置であって、一方の締約国の者の事業活動に悪影響を及ぼすおそれがあるものに関する当該者からの苦情、照会又は協議の要請に関連する情報を小委員会に提出すること。

(f)　(a)から(e)までに規定する任務の遂行について、関連する小委員会又は次条に規定する協議の場に対して所見を報告すること。

3　各締約国における連絡事務所は、苦情を提出し、照会を行い、又は協議の要請を行った者に対し、合理的な期間内に回答するよう努める。

4　一方の締約国における連絡事務所と他方の締約国の者との間の通信であって、2に規定するものについては、他方の締約国政府が連絡窓口として指定する当局又は団体を通じて行うことができる。

5　各締約国の連絡窓口は、2(e)の規定の目的のため、自国の連絡事務所に対しても、関連する情報を提供することができる。

6　2から5までの規定は、一方の締約国の者が他方の締約国の関係当局又は一方の締約国の連絡事務所と直接接触することを妨げ、又は制限するものと解してはならない。

7　連絡事務所は、次のものとする。

(a)　日本国については、外務省又はその後継機関

(b)　ペルーについては、通商観光省又はその後継機関

第百九十八条　協議の場

この章のいかなる規定も、両締約国におけるビジネス環境の整備のために両締約国間の協議の場を利用することを妨げるものと解してはならない。

第百九十九条　小委員会の決定の実施

1　第百九十五条の規定を実施するに当たり、第百九十六条に規定する小委員会の決定は、尊重されなければならない。

2　両締約国は、小委員会の決定の実施を容易にするために協力することができる。

第十四章　協力

第二百条　基本原則

両締約国は、両締約国の法令に従い、両締約国間の貿易及び投資を自由化し、及び円滑化し、並びに両締約国の国民の福祉を増進することを目的として、この協定に基づく協力であって相互の利益に資するものを促進する。このため、両締約国は、次の分野において、両締約国政府間で協力し、並びに必要かつ適当な場合には、当事者であってその一方又は双方が両締約国政府以外の団体であるものの間での協力を奨励し、及び円滑にする。

(a)　貿易及び投資の促進

(b)　製造業

(c)　漁業

(d)　科学技術及び環境

(e)　情報通信技術

(f)　観光

(g)　農業

(h)　運輸

(i)　両締約国が相互に合意するその他の分野

第二百一条　協力の範囲及び形態

この章の規定に基づく協力の範囲及び形態については、実施取極で定める。

第二百二条　実施

この章の規定に基づく協力の実施は、協力に係る費用の負担に関する両締約国の相互の合意並びに各締約国の予算上の資金の利用可能性及び関係法令に従うことを条件とする。

第二百三条　協力に関する小委員会

1　この章の規定を効果的に実施し、及び運用するため、両締約国は、ここに協力に関する小委員会（以下この条において「小委員会」という。）を設置する。

2　小委員会は、次のことを任務とする。

(a)　協力に関する情報を交換すること。

(b)　この章の規定の実施及び運用について検討及び監視を行うこと。

(c)　この章の規定に関連する問題について討議すること。

(d)　委員会に対し、この章の規定の実施に関連する問題（両締約国がとるべき措置を含む。）に関する小委員会の所見及び討議の結果を報告すること。

(e)　必要な場合には、委員会に対し、この章の規定に基づく協力活動について勧告を行うこと。

(f)　両締約国間の更なる協力の方法を特定すること。

(g)　委員会が委任するその他の任務を遂行すること。

3　小委員会は、政府開発援助に関する両締約国間の既存の協議の枠組みその他協力のための既存の制度を尊重するものとし、また、適当な場合には、協力活動及び協力計画の効果的かつ効率的な実施を確保するため、当該枠組み及び当該制度との間で情報を共有する。

4　小委員会は、両締約国政府の職員から成る。小委員会は、両締約国政府以外の関係団体の代表者であって、討議される問題に関連する必要な専門知識を有するものを招請することができる。

5　小委員会は、両締約国が合意する時期及び場所において又は手段によって会合を開催する。

6　小委員会は、その規則及び手続を定める。

第十五章　紛争解決

第二百四条　適用範囲

1　この協定に別段の定めがある場合を除くほか、この章に定める紛争解決手続は、この協定の解釈又は適用に関する両締約国間の紛争の回避及び解決について適用する。この章に定める期間その他の規則及び手続であって、仲裁裁判所に関するものは、両締約国の相互の同意により修正することができる。

2　1の規定にかかわらず、この章の規定は、第五章、第六章及び第十二章から前章までの規定については、適用しない。

第二百五条　協力

両締約国は、この協定の解釈又は適用について合意に達するよう常に努めるとともに、この協定の解釈又は適用に関するいかなる問題についても、迅速かつ相互に満足すべき解決を得るために、協力その他のこの協定に定める手段を通じあらゆる努力を払う。

第二百六条　あっせん、調停又は仲介

1　いずれの締約国も、あっせん、調停又は仲介を随時要請することができる。いずれの手続も、両締約国の合意により、いつでも開始することができるものとし、また、いずれかの締約国の要請により、いつでも終了することができる。

2　仲裁裁判所が裁定を下すまでの間、両締約国が合意する場合には、この章に定める仲裁裁判手続の進行中においても、あっせん、調停又は仲介を継続することができる。

3　あっせん、調停又は仲介に係る手続及びそれらに係る手続において両締約国がとる立場は、秘密とされ、かつ、その後の手続においていずれの締約国の権利をも害するものではない。

第二百七条　紛争解決の場の選択

1　この協定及び両締約国が締結している他の一の国際協定（世界貿易機関設立協定を含む。）の対象となる問題について紛争が生ずる場合には、協議を要請する締約国（以下この章において「申立国」という。）は、当該紛争を解決するための場を選択することができる。

2　両締約国が別段の合意をする場合を除くほか、特定の紛争に関し、申立国が1に規定するいずれか一の協定に基づく仲裁裁判所の設置を要請したときは、当該特定の紛争に関し、当該特定の紛争を解決するために選択された手続以外のいかなる手続をも利用することはできない。

第二百八条　協議

1　一方の締約国は、第二百四条に規定するこの協定の解釈又は適用に関するいかなる問題についても、他方の締約国に対し書面により協議を要請することができる。

2　申立国は、他方の締約国に対して行う要請において、当該要請の理由（対象となっている措置の特定並びに申立ての根拠となる事実及び法的根拠の記載を含む。）を掲げるものとする。

3　協議を要請された締約国（以下この章において「被申立国」という。）は、その要請を受領した日の後十日以内に書面により回答する。

4　両締約国は、次のいずれかに定める期間内に誠実に協議を開始する。

(a)　緊急の場合には、協議の要請が受領された日の後十五日以内

注釈　緊急の場合には、品質が短期間に低下し、又は現在の状態が短期間に悪化する物品又はサービス（腐敗しやすい物品又は定められた期日の後に貿易上の価値を失うサービスを含む。）に関する場合を含む。

(b)　他の全ての場合については、協議の要請が受領された日の後三十日以内

5　被申立国は、協議の対象となる問題についての専門知識を有する関係する政府機関その他の規制団体が当該協議に参加することを可能とするよう努める。

6　この条の規定に基づく協議は、秘密とされ、かつ、その後の手続においていずれの締約国の権利をも害するものではない。各締約国は、当該協議が行われている間に、対象となる問題の十分な検討（当該問題がこの協定の運用及び適用にいかなる影響を及ぼすかについての検討を含む。）を可能とする十分な情報を提供するものとし、また、交換した秘密の情報を当該秘密の情報を提供した締約国が取り扱う基準と同一の基準で取り扱う。

7　協議は、直接に対面して又は両締約国に利用可能なあらゆる技術的手段によって行うことができる。両締約国が別段の合意をする場合を除くほか、協議を直接に対面して行うときは、各締約国において交互に行う。

第二百九条　仲裁裁判所の設置

1　申立国は、次のいずれかの場合には、問題について検討するため、被申立国に対し書面により仲裁裁判所の設置を要請することができる。ただし、申立国が、この協定に基づく義務の履行を被申立国が怠った結果又はこの協定に基づく義務に反する措置を被申立国がとった結果として、この協定に基づいて直接又は間接に申立国に与えられた利益が無効にされ、又は侵害されていると認めることを条件とする。

(a)　被申立国が、協議の要請を受領した日の後十日以内に回答しない場合又は当該要請を受領した日の後三十日以内に協議を開始しない場合

(b)　前条の規定に基づく協議の要請が受領された日の後五十日以内（緊急の場合には三十日以内）に、両締約国が当該協議により問題を解決することができない場合

注釈　仲裁裁判所の設置の要請は、この協定の義務を遵守していないとの主張を伴うことなく、利益の無効化又は侵害のみを根拠とする場合には、認められない。

2　この条の規定による仲裁裁判所の設置の要請には、当該要請の理由、付託する措置その他の事項並びに申立ての根拠となる事実及び法的根拠（違反があったとされるこの協定の規定その他適用可能な国際法の関連規定を含む。）を明記する。

3　両締約国が別段の合意をする場合を除くほか、仲裁裁判所は、この章の規定に適合する方法により選定され、任務を遂行する。

第二百十条　仲裁裁判所の構成

1　両締約国は、仲裁裁判所の設置に当たり、次の手続を適用する。

(a)　仲裁裁判所は、三人の構成員から成る。

(b)　一方の締約国は、仲裁裁判所の設置の要請が受領された日の後三十日以内に一人の仲裁人を任命し（自国民を任命することができる。）、(e)の規定により仲裁裁判所の裁判長となる第三の仲裁人の候補者を四人まで提案し、並びに任命した一人の仲裁人及び提案する第三の仲裁人の候補者を書面により他方の締約国に通報する。

(c)　両締約国は、仲裁裁判所の設置の要請が受領された日の後四十五日以内に、(b)の規定により提案された候補者の中から、仲裁裁判所の裁判長となる第三の仲裁人を合意により任命するよう努める。

(d)　いずれかの締約国が(b)の規定により一人の仲裁人を任命しなかった場合又は両締約国が(c)の規定により第三の仲裁人について合意することができない場合には、いまだ任命されていない一人又は二人以上の仲裁人は、七日以内に、(b)の規定により提案された候補者の中からくじ引で選ばれる。

(e)　仲裁裁判所の裁判長は、いずれかの締約国の国民であってはならず、いずれかの締約国に日常の住居を有してはならず、いずれかの締約国により雇用され、又は雇用されたことがあってはならず、及びいかなる資格においても紛争において提起される対象事項を取り扱ったことがあってはならない。

(f)　仲裁裁判所の設置の日は、仲裁裁判所の裁判長が任命された日とする。

2　この条の規定により任命された仲裁人が辞任し、又は職務を行うことができなくなった場合には、後任の仲裁人を最初の仲裁人の任命に係る規定と同様の方法で任命する。後任の仲裁人は、最初の仲裁人が有する全ての権限及び任務を有するものとする。仲裁裁判所が行う検討は、後任の仲裁人が任命される時まで停止されるものとする。

第二百十一条　仲裁人の資格

仲裁人は、次の(a)から(c)までに規定する要件を満たすものとする。

(a)　法律、国際貿易その他この協定の対象となる事項についての専門知識若しくは経験を有し、又は貿易に関する国際協定から生ずる紛争の解決についての専門知識若しくは経験を有すること。

(b)　客観性、公平性、信頼性及び判断の健全性を基準として、厳格な審査の上選任されること。

(c)　いずれの締約国からも独立しており、いずれの締約国とも提携しておらず、又はいずれの締約国の指示をも受けていないこと。

第二百十二条　仲裁裁判所の任務

1　仲裁裁判所は、次のことを任務とする。

(a)　自己に付託された問題の客観的な評価（事案の事実関係並びにこの協定を適用する可能性及びこの協定との適合性についての評価を含む。）を行い、並びに紛争の解決のために必要な認定を行い及び裁定を下すこと。

(b)　両締約国と定期的に協議を行い（当該協議の機会は、両締約国に均等に与えるものとする。）、及び両締約国が相互に満足すべき解決を図るための十分な機会を与えること。

2　仲裁裁判所は、この章の規定に適合する追加的な規則及び手続を採択することができる。

第二百十三条　仲裁裁判手続

1　両締約国は、仲裁裁判所における口頭陳述を少なくとも一度行う権利を有し、並びに最初の及び反論の

ための意見書を提出する機会を有する。両締約国は、仲裁裁判手続における表明、陳述又は反論の場に出席する機会を与えられる。

2　仲裁裁判所の会合、仲裁裁判所における口頭陳述、評議及び仲裁裁判所に提出された全ての文書は、秘密のものとして取り扱う。

3　2の規定にかかわらず、いずれの一方の締約国も、紛争に関する見解について公に表明することができる。ただし、他方の締約国が秘密であると指定して仲裁裁判所に提出した情報又は意見書については、これを秘密のものとして取り扱う。一方の締約国が秘密のものとして情報又は意見書を提出した場合には、他方の締約国は、当該情報又は意見書について公開し得る秘密でない要約を提出するよう要請することができる。その要請を受けた一方の締約国は、当該要請を受け入れて当該要約を提出するか、又は理由を示すことを必要とすることなく当該要請を拒否することができる。

4　仲裁裁判所の設置から十日以内に両締約国が別段の合意をする場合を除くほか、仲裁裁判所の付託事項は、次のとおりとする。

「この協定の関連規定に照らし、仲裁裁判所の設置の要請において付託された問題を検討し、及び裁定を下す。」

5　各締約国は、自国が任命した仲裁人に係る費用及び自国が仲裁裁判手続に参加する費用を負担する。両締約国が別段の合意をする場合を除くほか、仲裁裁判所のその他の費用は、両締約国が均等に負担する。

6　仲裁裁判手続の場所は、両締約国の相互の同意により決定されるものとし、また、その決定が行われない場合には、仲裁裁判手続は、両締約国において交互に行う。

7　仲裁裁判手続並びに仲裁裁判所に提出される文書及び仲裁裁判所が作成する文書（裁定を含む。）における言語は、英語とする。このため、両締約国は、意見書の提出及び口頭陳述を英語により行う。

8　一方の締約国が仲裁裁判所に提出した情報又は意見書（仲裁裁判所の質問に対する回答を含む。）については、他方の締約国に利用可能なものとしなければならない。

9　仲裁裁判所の裁定の起草は、両締約国の参加なしに、かつ、提供された情報及び行われた陳述に照らして行うものとする。

10　仲裁裁判所は、裁定その他の決定をコンセンサス方式によって行うよう努めるが、過半数による議決で当該決定を行うこともできる。

第二百十四条　仲裁裁判手続における情報

1　仲裁裁判所は、いずれかの締約国の要請により、又は自己の発意により、適当と認める範囲内で、いかなる関係者に対しても情報の提供を要請することができるものとし、また、関係する問題の一定の側面についての意見を得るために専門家と協議することができる。

2　仲裁裁判所は、必要かつ適当と認める関係情報の提供を両締約国に要請することができる。両締約国は、仲裁裁判所による当該関係情報の要請に応ずるものとする。

3　仲裁裁判所は、情報の提供を要請し、又は専門家と協議する前に、両締約国と協議の上、適当な手続を定める。仲裁裁判所は、両締約国に対し次のことを行う。

(a)　1の規定により情報の提供を要請し、又は専門家と協議する意図を有する旨を事前に通報し、及び両締約国が意見を述べるための適当な時間を与えること。

(b)　1の規定により得た情報又は専門家の意見の写しを提供し、及び両締約国が意見を提出するための時間を与えること。

4　仲裁裁判所は、裁定の準備のために1の規定により求めた情報又は専門家の意見を考慮するに当たり、当該情報又は専門家の意見に関して両締約国が提出した意見も考慮することができる。

第二百十五条　仲裁裁判手続の併合

仲裁裁判所は、両締約国の同意を得て、同一の措置又は同一の問題に関する二以上の仲裁裁判手続を併合することができる。

第二百十六条　仲裁裁判所の裁定

1　仲裁裁判所は、両締約国が裁定案（説明部分並びに仲裁裁判所の認定及び結論から成る。）を検討することができるようにするため、仲裁裁判所の設置の日の後九十日以内（緊急の場合には六十日以内）に、裁定案を提示する。仲裁裁判所は、当該九十日又は当該六十日の期間内に両締約国に対し裁定案を提示することができないと認める場合には、両締約国の同意を得て、その期間を延長することができる。締約国は、裁定案が提示された日の後十五日以内に、仲裁裁判所に対し当該裁定案についての意見を書面により提出することができる。

2　仲裁裁判所は、裁定案が提示された日の後三十日以内に裁定を下す。

3　裁定には、次の事項を含める。

(a)　事案の事実関係並びに対象となる措置にこの協定を適用する可能性及び当該措置のこの協定との適合性についての認定（その理由を含む。）

(b)　一方の締約国が被る貿易上の悪影響であって、他方の締約国がこの協定の義務に従うことができないことによりもたらされるものの程度についての参考となる所見

(c)　いずれかの締約国の要請がある場合には、両締約国の考慮に付するために提案する実施に関する選択肢

4　仲裁裁判所の裁定は、この協定の関連規定、関係する国際法の規則、両締約国が提出した意見書及び行った陳述並びに第二百十四条の規定により提供された情報に基づくものとする。

5　仲裁裁判所は、裁定において、この協定に定める両締約国の権利及び義務に新たな権利及び義務を追加し、又はこの協定に定める両締約国の権利及び義務を減ずることはできない。

6　仲裁裁判所の裁定（認定を含む。）は、最終的なものであり、かつ、両締約国を拘束する。

第二百十七条　仲裁裁判手続の停止及び終了

1　仲裁裁判手続は、両締約国が合意する場合にはいつでも、十二箇月を超えない期間停止することができる。この場合には、第二百十三条4、前条1及び2並びに第二百十九条5に定める期間は、仲裁裁判手続が停止された期間延長されるものとする。仲裁裁判手続は、いずれかの締約国の要請により、いつでも再開されるものとする。

2　仲裁裁判手続が十二箇月を超えて停止された場合には、仲裁裁判所は、両締約国が別段の合意をするときを除くほか、設置の根拠を失う。仲裁裁判所の設置の根拠が失われた場合において、両締約国間の紛争が解決されていないときは、この章のいかなる規定も、締約国が同一の問題に関して新たな仲裁裁判手続を要請することを妨げるものではない。

3　両締約国は、両締約国に対し裁定が下される前であればいつでも、仲裁裁判所の裁判長に対し共同で通報することにより仲裁裁判手続を終了することについて合意することができる。

第二百十八条　裁定の実施

1　被申立国は、第二百十六条の規定による仲裁裁判所の裁定を迅速に実施する。

2　被申立国は、裁定が下された日の後三十日以内に、当該裁定を実施するために合理的かつ必要と判断する期間を申立国に通報する。

3　申立国が2の規定により通報された期間を受け入れることができないと認める場合には、両締約国は、裁定を実施するための相互に合意する期間を決定するため、協議を行う。

4　両締約国が裁定が下された日の後四十五日以内に裁定を実施するための期間について3の規定により合意することができない場合には、申立国は、当該裁定を実施するための期間についての問題を仲裁裁判所に付託することができ、仲裁裁判所は、当該裁定を実施するための妥当な期間について決定する。仲裁が行われる場合には、仲裁裁判所に対し、当該妥当な期間は当該裁定が下された日から十五箇月を超えるべきではないとの指針が与えられるべきである。この十五箇月の期間は、特別な事情があるときは、短縮し、又は延長することができる。

5　被申立国は、2から4までの規定により決定された期間内に裁定を実施することができないと認める場合には、相互に満足すべき代償その他の代替措置の提供を図るため、その期間の満了までに申立国と協議を開始する。

6　被申立国が2から4までの規定により決定された期間内に第二百十六条に規定する仲裁裁判所の裁定を実施したか否かについて両締約国間で意見の相違がある場合には、いずれの締約国も、当該意見の相違についての問題を仲裁裁判所に付託することができる。

第二百十九条　未実施（利益の停止）

1　前条2から4までの規定により決定された期間の満了の日の後二十日以内に同条5の規定に従って満足すべき代償その他の代替措置について合意されなかった場合には、申立国は、被申立国に対し、この協定に基づく譲許その他の義務の適用を停止する意図を有する旨を通報することができる。

2　被申立国が前条2から4までの規定により決定された期間内に裁定を実施していないことが、同条6の規定により問題を付託された仲裁裁判所により確認された場合には、申立国は、その確認が行われた日の後三十日以内に、被申立国に対し、この協定に基づく譲許その他の義務の適用を停止する意図を有する旨を通報することができる。

3　1及び2の規定による譲許その他の義務の適用の停止は、この条の関係する規定による通報の日の後三十日が経過した後に行うことができる。ただし、当該譲許その他の義務の適用の停止は、次のことを条件とする。

(a)　当該譲許その他の義務の適用の停止に関連する紛争について協議又は仲裁裁判手続が進行している間

においては、行わないこと。

(b)　一時的なものであり、かつ、相互に満足すべき解決が両締約国間で得られ、又は裁定が実施された時に解除されること。

(c)　裁定が実施されないことによる無効化又は侵害の程度と同等の程度に限定されること。

(d)　当該無効化又は侵害に関連する分野と同一の分野に限定されること。もっとも、当該分野における譲許又は義務の適用を停止することができず、又は効果的でない場合は、この限りでない。

4　被申立国は、申立国によるこの協定に基づく譲許その他の義務の適用の停止について1から3までに規定する条件が満たされていないと認める場合には、申立国に対し協議を要請することができる。申立国は、その要請が受領された日の後十日以内に協議を開始する。この4の規定による協議の要請が受領された日の後三十日以内に両締約国が当該条件が満たされているか否かについての問題を解決することができない場合には、被申立国は、当該問題を仲裁裁判所に付託することができ、仲裁裁判所は、当該条件が満たされているか否かについて決定する。

5　第二百十条1(e)の規定にかかわらず、前条及びこの条の規定を適用するために設置される仲裁裁判所の仲裁人は、できる限り、当該仲裁裁判所が検討する問題の発端となった裁定を行った仲裁裁判所の仲裁人と同一の者とする。これが可能でない場合には、前条及びこの条の規定を適用するために設置される仲裁裁判所の仲裁人は、第二百十条1の規定により任命する。前条及びこの条の規定により設置される仲裁裁判所は、両締約国が異なる期間について合意する場合を除くほか、当該仲裁裁判所が検討する問題が付託された日の後六十日以内に裁定を下す。当該裁定は、両締約国を拘束する。

第十六章　最終規定

第二百二十条　附属書、付録及び注釈

この協定の附属書、付録及び注釈は、この協定の不可分の一部を成す。

第二百二十一条　目次及び見出し

この協定の目次並びにこの協定中の章、節及び条の見出しは、引用上の便宜のためにのみ付されたものであって、この協定の解釈に影響を及ぼすものではない。

第二百二十二条　効力発生

この協定は、両締約国が別段の合意をする場合を除くほか、この協定の効力発生に必要なそれぞれの国内法上の手続が完了した旨を通告する外交上の公文を両締約国政府が交換する日の属する月の後二番目の月の初日に効力を生ずる。この協定は、第二百二十四条の規定に従って終了しない限り、効力を有する。

第二百二十三条　改正

1　両締約国は、この協定を合意によって改正することができる。その改正は、両締約国によりそれぞれの国内法上の手続に従って承認されるものとし、また、両締約国が合意した日に効力を生ずる。この協定の改正は、この協定の不可分の一部を成す。

2　1の規定にかかわらず、次に掲げるもののみについての改正は、外交上の公文を両締約国政府が交換することにより合意することができる。

(a)　附属書一（ただし、統一システムの改正に伴う改正であって、附属書一の規定に従って一方の締約国により他方の締約国の原産品に適用される関税率の変更を伴わないものに限る。）

(b)　附属書三

(c)　附属書四

(d)　附属書十（ただし、第百七十七条5の規定に従う場合に限る。）

第二百二十四条　終了

両締約国が別段の合意をする場合を除くほか、いずれの一方の締約国も、他方の締約国に対して書面による通告を行うことにより、この協定を終了させることができる。この協定は、他方の締約国が当該通告を受領した日の後一年を経過した時に終了する。

第二百二十五条　正文

1　この協定は、日本語、スペイン語及び英語をひとしく正文とする。正文の間に相違がある場合には、英語の本文による。

2　1の前段の規定にかかわらず、

(a)(i)　附属書一第二編は、ひとしく正文である日本語及び英語により作成される。

(ii)　附属書一第三編は、ひとしく正文であるスペイン語及び英語により作成される。

(b)　附属書四は、英語のみにより作成される。

(c)(i)　附属書五第一編及び附属書六第一編は、ひとしく正文である日本語及び英語により作成される。

(ii)　附属書五第二編及び附属書六第二編は、ひとしく正文であるスペイン語及び英語により作成され

る。

(d) (i) 附属書八第一編は、ひとしく正文である日本語及び英語により作成される。

(ii) 附属書八第二編は、ひとしく正文であるスペイン語及び英語により作成される。

(e) (i) 附属書九第一編は、ひとしく正文である日本語及び英語により作成される。

(ii) 附属書九第二編は、ひとしく正文であるスペイン語及び英語により作成される。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの協定に署名した。

二千十一年五月三十一日に東京で、日本語、スペイン語及び英語により本書二通を作成した。

日本国のために

松本剛明

ペルー共和国のために

フェレイロス

附属書一（第二章関係）　第二十一条の規定に関する表

第一編　一般的注釈

1　この附属書に別段の定めがある場合を除くほか、この附属書に従って行われる関税の撤廃又は引下げについては、従価税の場合には、〇・一パーセント未満の端数は、これを四捨五入し（〇・〇五パーセントは、〇・一パーセントとする。）、従量税の場合には、各締約国の公式貨幣単位の〇・〇一未満の端数は、これを四捨五入する（〇・〇〇五は、〇・〇一とする。）。

2　この附属書における記載は、二千七年一月一日に改正された統一システムに従ったものである。

3　この附属書の適用上、「基準税率」とは、各締約国の表の3欄に定める税率であって、関税の撤廃又は引下げの開始点となるものをいう。

4　関税の毎年均等な引下げの実施に当たっては、次の規定を適用する。

(a)　一年目の引下げは、この協定の効力発生の日に行う。

(b)　その後の毎年の引下げは、毎年四月一日に行う。

5　この附属書の適用上、「年」とは、一年目については、この協定の効力発生の日からその後の最初の三月三十一日までをいい、その後の各年については、当該各年の四月一日に開始する十二箇月の期間をいう。

第二編

第一節　日本国の表についての注釈

1　第二十一条の規定の適用に当たっては、次節の日本国の表の2欄に掲げる品目について、表の4欄に掲げる次の区分を適用する。

(a)　表の4欄に「A」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、この協定の効力発生の日に完全に撤廃し、当該原産品は、無税とする。

(b)　表の4欄に「B3」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、この協定の効力発生の日から行われる基準税率から無税までの四回の毎年均等な引下げにより撤廃し、当該原産品は、四年目の四月一日から無税とする。

(c)　表の4欄に「B5」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、この協定の効力発生の日か

ら行われる基準税率から無税までの六回の毎年均等な引下げにより撤廃し、当該原産品は、六年目の四月一日から無税とする。

(d) 表の4欄に「B7」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、この協定の効力発生の日から行われる基準税率から無税までの八回の毎年均等な引下げにより撤廃し、当該原産品は、八年目の四月一日から無税とする。

(e) 表の4欄に「B10」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、この協定の効力発生の日から行われる基準税率から無税までの十一回の毎年均等な引下げにより撤廃し、当該原産品は、十一年目の四月一日から無税とする。

(f) 表の4欄に「B15」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、この協定の効力発生の日から行われる基準税率から無税までの十六回の毎年均等な引下げにより撤廃し、当該原産品は、十六年目の四月一日から無税とする。

(g) 表の4欄に「B16」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、この協定の効力発生の日から行われる基準税率から無税までの十七回の毎年均等な引下げにより撤廃し、当該原産品は、十七年目の四月一日から無税とする。

(h) 表の4欄に「P」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、2(a)から(e)までに規定する条件であって、表の5欄に示されるものに従い、削減する。

(i) 表の4欄に「Q」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、2(f)から(k)までに規定する条件であって、表の5欄に示されるものに従う。

(j) 表の4欄に「R」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、(a)から(i)までに規定する関税に係る約束の対象から除外され、及びこの協定の効力発生の日から五年目に両締約国が交渉する。

(k) 表の4欄に「X」を掲げた品目に分類される原産品については、(a)から(j)までに規定する関税に係る約束の対象から除外される。

2　次の(a)から(k)までに規定する条件は、次節の日本国の表の5欄にこれらの文字を掲げた品目に分類される原産品について適用する。

(a) 関税率については、この協定の効力発生の日から、二パーセントとする。

(b) 関税率については、この協定の効力発生の日から、三パーセントとする。

(c) 関税率については、この協定の効力発生の日から、四パーセントとする。

(d) 関税率については、この協定の効力発生の日から、五パーセントとする。

(e) 関税率については、この協定の効力発生の日から、八パーセントとする。

(f) (i) 関税割当ては、次の規定に従って行う。

(A) 合計割当数量は、各年につき次のとおりとする。

(aa) 一年目については、千メートル・トン

(bb) 二年目については、二千メートル・トン

(cc) 三年目については、三千メートル・トン

(dd) 四年目については、四千メートル・トン

(ee) 五年目及びそれ以降の各年については、五千メートル・トン

(B) 枠内税率は、次のとおりとする。

(aa) 課税価格が一キログラムにつき五十三円五十三銭以下の原産品については、一キログラムにつき四百八十二円とする。

(bb) 課税価格が一キログラムにつき五十三円五十三銭を超え、五百三十五円五十三銭を一・〇二二で除して得た額以下の原産品については、一キログラムにつき五百三十五円五十三銭と課税価格との差額とする。

(cc) 課税価格が一キログラムにつき五百三十五円五十三銭を一・〇二二で除して得た額を超える原産品については、二・二パーセントとする。

(C) (A)及び(B)の規定の適用上、関税割当ては、それぞれの輸出について輸出締約国が発給する証明書に基づき輸入締約国が発給する関税割当ての証明書により行う。

(ii) 表の5欄に「(f)」を掲げた品目に分類される原産品のうち、関税割当てにより輸入される原産品以外のものについては、1(a)から(j)までに規定する関税に係る約束の対象から除外される。

(iii) この(f)の規定に従って行われる関税割当てに基づいて輸入される原産品については、日本国の関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の六第一項に規定する豚肉等に係る関税の緊急措置及び同条第二項に規定する豚肉等に係る特別セーフガード措置を適用しない。

(g) (i) 関税割当ては、次の規定に従って行う。

(A)　合計割当数量は、各年につき次のとおりとする。

(aa)　一年目については、三千五百メートル・トン

(bb)　二年目については、四千メートル・トン

(cc)　三年目については、四千五百メートル・トン

(dd)　四年目については、五千メートル・トン

(ee)　五年目及びそれ以降の各年については、五千五百メートル・トン

(B)　枠内税率は、次のとおりとする。

(aa)　表の2欄に一個の星印（＊）を付した品目に分類される原産品については、三・六パーセントとする。

(bb)　表の2欄に二個の星印（＊＊）を付した品目に分類される原産品については、六・八パーセントとする。

(cc)　表の2欄に三個の星印（＊＊＊）を付した品目に分類される原産品については、七・六パーセントとする。

(dd)　表の2欄に四個の星印（＊＊＊＊）を付した品目に分類される原産品については、十・七パーセントとする。

(ee)　表の2欄に五個の星印（＊＊＊＊＊）を付した品目に分類される原産品については、十九・一パーセントとする。

(ff)　表の2欄に六個の星印（＊＊＊＊＊＊）を付した品目に分類される原産品については、それぞれ次のとおりとする。

(AA)　一年目及び二年目については、十・七パーセント

(BB)　三年目及びそれ以降の各年については、八・五パーセント

(C)　(A)及び(B)の規定の適用上、関税割当ては、それぞれの輸出について輸出締約国が発給する証明書に基づき輸入締約国が発給する関税割当ての証明書により行う。

(ii)　表の5欄に「(g)」を掲げた品目に分類される原産品のうち、関税割当てにより輸入される原産品以外のものについては、1(a)から(j)までに規定する関税に係る約束の対象から除外される。

(h)
(i)　関税割当ては、次の規定に従って行う。

(A)　合計割当数量は、各年につき次のとおりとする。

(aa)　一年目については、千五百メートル・トン

(bb)　二年目については、三千メートル・トン

(cc)　三年目については、四千五百メートル・トン

(dd)　四年目については、五千五百メートル・トン

(ee)　五年目及びそれ以降の各年については、六千五百メートル・トン

(B)　枠内税率は、無税とする。

(C)　(A)及び(B)の規定の適用上、関税割当ては、輸入締約国が発給する関税割当ての証明書により行う。輸入締約国は、関税割当制度を運用するものとし、合計割当数量の配分については、輸入締約国がこれを行う。

(ii)　表の5欄に「(h)」を掲げた品目に分類される原産品のうち、関税割当てにより輸入される原産品以外のものについては、1(a)から(j)までに規定する関税に係る約束の対象から除外される。

(i)
(i)　関税割当ては、次の規定に従って行う。

(A)　合計割当数量は、各年につき次のとおりとする。

(aa)　一年目については、千メートル・トン

(bb)　二年目については、二千メートル・トン

(cc)　三年目については、三千メートル・トン

(dd)　四年目については、四千メートル・トン

(ee)　五年目及びそれ以降の各年については、四千メートル・トン

(B)　枠内税率は、無税とする。

(C)　(A)及び(B)の規定の適用上、関税割当ては、輸入締約国が発給する関税割当ての証明書により行う。輸入締約国は、関税割当制度を運用するものとし、合計割当数量の配分については、輸入締約国がこれを行う。

(ii)　表の5欄に「(i)」を掲げた品目に分類される原産品のうち、関税割当てにより輸入される原産品以外のものについては、1(a)から(j)までに規定する関税に係る約束の対象から除外される。

(j)
(i)　関税割当ては、次の規定に従って行う。

(A)　合計割当数量は、各年につき百メートル・トンとする。

(B)　枠内税率は、無税とする。

(C)　(A)及び(B)の規定の適用上、関税割当ては、それぞれの輸出について輸出締約国が発給する証明書に基づき輸入締約国が発給する関税割当ての証明書により行う。

(ii)　表の5欄に「(j)」を掲げた品目に分類される原産品のうち、関税割当てにより輸入される原産品以外のものについては、1(a)から(j)までに規定する関税に係る約束の対象から除外される。

(k)

(i)　関税割当ては、次の規定に従って行う。

(A)　合計割当数量は、各年につき十メートル・トンとする。

(B)　枠内税率は、無税とする。

(C)　(A)及び(B)の規定の適用上、関税割当ては、それぞれの輸出について輸出締約国が発給する証明書に基づき輸入締約国が発給する関税割当ての証明書により行う。

(ii)　表の5欄に「(k)」を掲げた品目に分類される原産品のうち、関税割当てにより輸入される原産品以外のものについては、1(a)から(j)までに規定する関税に係る約束の対象から除外される。

3　前編1の規定は、統一システムの第〇二〇三・二二号、第〇二〇三・二九号、第〇七〇三・一〇号、第七四〇三・一三号、第七四〇三・一九号、第七九〇一・一一号及び第七九〇一・一二号に分類される原産品について課される関税であって、2(f)又は次節の日本国の表の3欄に定める特定の額と課税価格との差額を用いて算定されるものについては、適用しない。

4　第三十条2(b)の規定の適用上、次節の日本国の表の5欄に「G」を掲げた品目に分類される原産品については、二千九年四月一日における実行最恵国税率が、当該原産品の基準税率に代わって適用される。

5　関税割当ての実施に当たっては、一年目が十二箇月未満の場合には、この節に規定する一年目の合計割当数量は、一年目の残余の完全な月数に比例する数量に減ずる。この5の規定の適用上、この節の関連する規定に特定する単位が適用されることを条件として、一・〇未満の端数は、これを四捨五入する（〇・五は、一・〇とする。）。

6　次節の日本国の表の5欄に一個の星印（＊）を付した品目に分類される原産品については、この附属書に基づく関税上の特恵待遇を受けるために品目証明書を付するものとする。

7　この節の規定に基づく関税割当て及び品目証明書の詳細及び手続については、第三節に定める。

第二節　日本国の表

1	2	3	4	5
関税率表番号	品名	基準税率	区分	注釈
第一類	動物（生きているものに限る。）			
〇一・〇一	馬、ろ馬、ら馬及びヒニー（生きているものに限る。）			
〇一〇一・一〇	純粋種の繁殖用のもの			
	馬			
	サラブレッド種、サラブレッド系種、アラブ種、アングロアラブ種又はアラブ系種の馬（以下この項において「軽種馬」という。）以外のものである旨が政令で定めるところにより証明されたもの			
	その他のもの			
	軽種馬（競馬の競走用以外の用途に供するものであり、かつ、妊娠していないものである旨が政令で定めるところにより証明されたものに限る。）			
	その他のもの			
	ろ馬、ら馬及びヒニー			
〇一〇一・九〇	その他のもの		A X A	A
〇一・〇二	馬			
	軽種馬以外のものである旨が政令で定めるところにより証明されたもの			
	その他のもの			
	軽種馬（競馬の競走用以外の用途に供するものであり、かつ、妊娠していないものである旨が政令で定めるところにより証明されたものに限る。）			
	その他のもの			
	ろ馬、ら馬及びヒニー			
〇一〇二・一〇	牛（生きているものに限る。）			
〇一〇二・一〇	純粋種の繁殖用のもの			
〇一〇二・九〇	その他のもの		A X A	A
	水牛			
	その他のもの			
〇一・〇三	豚（生きているものに限る。）			
〇一〇三・一〇	純粋種の繁殖用のもの			
	その他のもの		A X A	A
〇一〇三・九一	一頭の重量が五〇キログラム未満のもの			
〇一〇三・九二	一頭の重量が五〇キログラム以上のもの		A X A	A
〇一・〇四	羊及びやぎ（生きているものに限る。）			
〇一・〇五	家きん（鶏（ガルルス・ドメスティクス）、あひる、がちょう、七面鳥及びほろほろ鳥で、生きているものに限る。）			

○一・〇六	その他の動物（生きているものに限る。）								A
第二類	肉及び食用のくず肉								
○二・〇一	牛の肉（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）							X	X
○二・〇二	牛の肉（冷凍したものに限る。）								
○二・〇三	豚の肉（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。）							X	A
	生鮮のもの及び冷蔵したもの								
○二〇三・一一	枝肉及び半丸枝肉								
	いのししのもの								
	その他のもの							X	A
○二〇三・一二	骨付きのもも肉及び肩肉並びにこれらを分割したもの（骨付きのものに限る。）								
	いのししのもの								
	その他のもの							X	A
○二〇三・一九	その他のもの								
	いのししのもの							X	A
	その他のもの								
○二〇三・二一	冷凍したもの								
	枝肉及び半丸枝肉								
	いのししのもの							X	A
	その他のもの								
○二〇三・二二	骨付きのもも肉及び肩肉並びにこれらを分割したもの（骨付きのものに限る。）								
	いのししのもの								
	その他のもの							X	A
○二〇三・二九	その他のもの								
	いのししのもの							X	A
	その他のもの								
○一・〇四	羊又はやぎの肉（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。）							A	A
○二〇五・〇〇	馬、ろ馬、ら馬又はヒニーの肉（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。）							A	A
○一・〇六	食用のくず肉（牛、豚、羊、やぎ、馬、ろ馬、ら馬又はヒニーのもので、生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。）								Q (f)
○二〇六・一〇	牛のもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）							X	A
	牛のもの（冷凍したものに限る。）								Q (f)
○二〇六・二一	舌							X	A
○二〇六・二二	肝臓							X	A
○二〇六・二九	その他のもの							X	A
○二〇六・三〇	豚のもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）								
	いのししのもの								
	その他のもの								
	豚のもの（冷凍したものに限る。）								
○二〇六・四一	肝臓							X	A
	いのししのもの								
	その他のもの								
○二〇六・四九	その他のもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）							X	A
	その他のもの（冷凍したものに限る。）							A	A
○二〇六・八〇	肉及び食用のくず肉で、第〇一・〇五項の家きんのもの（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。）								
	鶏（ガルス・ドメスティクス）のもの								
○二〇七・一一	分割してないもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）＊＊＊＊							X	A
○二〇七・一二	分割してないもの（冷凍したものに限る。）＊＊＊＊							X	A
○二〇七・一三	分割したもの及びくずのもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）								
	骨付きのもも＊＊＊							X	A
	その他のもの							X	A
○二〇七・一四	分割したもの及びくずのもの（冷凍したものに限る。）							X	A
	肝臓							X	A
	その他のもの							X	A
	骨付きのもも＊＊							X	A
	その他のもの＊＊＊＊＊							X	A
○二〇七・二四	七面鳥のもの								
	分割してないもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）							A	A
○二〇七・二五	分割してないもの（冷凍したものに限る。）							A	A
○二〇七・二六	分割したもの及びくずのもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）							A	A
○二〇七・二七	分割したもの及びくずのもの（冷凍したものに限る。）							A	A
○二〇七・三一	あひる、がちょう又はほろほろ鳥のもの								
	分割してないもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）							A	A
	あひるのもの								
	その他のもの								
○二〇七・三三	分割してないもの（冷凍したものに限る。）							A	A
○二〇七・三四	脂肪質の肝臓（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）							A	A
○二〇七・三五	その他のもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）							A	A
	あひるのもの								
	その他のもの								
○二〇七・三六	その他のもの（冷凍したものに限る。）							A	A
○二・〇八	その他の肉及び食用のくず肉（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。）							A	A
○二〇九・〇〇	家きんの脂肪及び豚の筋肉層のない脂肪（溶出その他の方法で抽出してないもので、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、塩蔵し、塩水漬けし、乾燥し又はくん製したものに限る。）								
	肉及び食用のくず肉（塩蔵し、塩水漬けし、乾燥し又はくん製したものに限る。）並び								
○二・一〇									

○一・〇六	その他の動物（生きているものに限る。）								A
第二類	肉及び食用のくず肉								
○二・〇一	牛の肉（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）							X	X
○二・〇二	牛の肉（冷凍したものに限る。）								
○二・〇三	豚の肉（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。）							X	A
	生鮮のもの及び冷蔵したもの								
○二〇三・一一	枝肉及び半丸枝肉								
	いのししのもの								
	その他のもの							X	A
○二〇三・一二	骨付きのもも肉及び肩肉並びにこれらを分割したもの（骨付きのものに限る。）								
	いのししのもの								
	その他のもの							X	A
○二〇三・一九	その他のもの								
	いのししのもの							X	A
	その他のもの								
○二〇三・二一	冷凍したもの								
	枝肉及び半丸枝肉								
	いのししのもの							X	A
	その他のもの								
○二〇三・二二	骨付きのもも肉及び肩肉並びにこれらを分割したもの（骨付きのものに限る。）								
	いのししのもの								
	その他のもの							X	A
○二〇三・二九	その他のもの								
	いのししのもの							X	A
	その他のもの								
○一・〇四	羊又はやぎの肉（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。）							A	A
○二〇五・〇〇	馬、ろ馬、ら馬又はヒニーの肉（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。）							A	A
○一・〇六	食用のくず肉（牛、豚、羊、やぎ、馬、ろ馬、ら馬又はヒニーのもので、生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。）								Q (f)
○二〇六・一〇	牛のもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）							X	A
	牛のもの（冷凍したものに限る。）								Q (f)
○二〇六・二一	舌							X	A
○二〇六・二二	肝臓							X	A
○二〇六・二九	その他のもの							X	A
○二〇六・三〇	豚のもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）								
	いのししのもの								
	その他のもの								
	豚のもの（冷凍したものに限る。）								
○二〇六・四一	肝臓							X	A
	いのししのもの								
	その他のもの								
○二〇六・四九	その他のもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）							X	A
	その他のもの（冷凍したものに限る。）							A	A
○二〇六・八〇	肉及び食用のくず肉で、第〇一・〇五項の家きんのもの（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。）								
	鶏（ガルス・ドメスティクス）のもの								
○二〇七・一一	分割してないもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）＊＊＊＊							X	A
○二〇七・一二	分割してないもの（冷凍したものに限る。）＊＊＊＊							X	A
○二〇七・一三	分割したもの及びくずのもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）								
	骨付きのもも＊＊＊							X	A
	その他のもの							X	A
○二〇七・一四	分割したもの及びくずのもの（冷凍したものに限る。）							X	A
	肝臓							X	A
	その他のもの							X	A
	骨付きのもも＊＊							X	A
	その他のもの＊＊＊＊＊							X	A
○二〇七・二四	七面鳥のもの								
	分割してないもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）							A	A
○二〇七・二五	分割してないもの（冷凍したものに限る。）							A	A
○二〇七・二六	分割したもの及びくずのもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）							A	A
○二〇七・二七	分割したもの及びくずのもの（冷凍したものに限る。）							A	A
○二〇七・三一	あひる、がちょう又はほろほろ鳥のもの								
	分割してないもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）							A	A
	あひるのもの								
	その他のもの								
○二〇七・三三	分割してないもの（冷凍したものに限る。）							A	A
○二〇七・三四	脂肪質の肝臓（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）							A	A
○二〇七・三五	その他のもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）							A	A
	あひるのもの								
	その他のもの								
○二〇七・三六	その他のもの（冷凍したものに限る。）							A	A
○二・〇八	その他の肉及び食用のくず肉（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。）							A	A
○二〇九・〇〇	家きんの脂肪及び豚の筋肉層のない脂肪（溶出その他の方法で抽出してないもので、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、塩蔵し、塩水漬けし、乾燥し又はくん製したものに限る。）								
	肉及び食用のくず肉（塩蔵し、塩水漬けし、乾燥し又はくん製したものに限る。）並び								
○二・一〇									

〇二一〇・一一	に肉又はくず肉の食用の粉及びミール					
〇二一〇・一二	豚の肉					
〇二一〇・一九	骨付きのもも肉及び肩肉並びにこれらを分割したもの（骨付きのものに限る。）	X	X	X	X	
〇二一〇・二〇	ばら肉及びこれを分割したもの					
	その他のもの	X	X	X	X	
〇二一〇・九〇	牛の肉					
	その他のもの（肉又はくず肉の食用の粉及びミールを含む。）	A				
〇二一〇・九一	霊長類のもの					
〇二一〇・九二	鯨、イルカ及びネズミイルカ（くじら目）のもの並びにマナティー及びジュゴン（海牛目）のもの	四・二%	B	A	X	
〇二一〇・九三	爬虫類（蛇及び亀を含む。）のもの					
〇二一〇・九九	その他のもの					
	第三類					
〇二二・〇一	魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物					
〇三〇一・一〇	魚（生きているものに限る。）					
	観賞用の魚					
	こい及び金魚	三・五%	B	A		
〇三〇一・一一	その他のもの					
	その他の魚（生きているものに限る。）					
〇三〇一・九一	ます（サルモ・トルタ、オンコルヒュンクス・ミキス、オンコルヒュンクス・クラルキ、オンコルヒュンクス・アグアボニタ、オンコルヒュンクス・ギラエ、オンコルヒュンクス・アパケ及びオンコルヒュンクス・クリソガステル）					
	養魚用の稚魚	三・五%	B	A		
〇三〇一・九二	その他のもの					
	うなぎ（アングイルラ属のもの）					
	養魚用の稚魚	三・五%	B	A		
	その他のもの					
〇三〇一・九三	こい					
	養魚用の稚魚	三・五%	B	A		
	その他のもの					
〇三〇一・九四	くろまぐろ（トウヌス・テイヌス）					
	養魚用の稚魚					
	その他のもの					
〇三〇一・九五	みなみまぐろ（トウヌス・マッコイイ）					
	養魚用の稚魚					
	その他のもの					
〇三〇一・九九	その他のもの					
	養魚用の稚魚					
	その他のもの					
〇三・〇二	魚（生鮮のもの及び冷蔵したものに限るものとし、第〇三・〇四項の魚のフィレその他の魚肉を除く。）					
〇三〇二・一一	さけ科のもの（肝臓、卵及びしらこを除く。）					
	ます（サルモ・トルタ、オンコルヒュンクス・ミキス、オンコルヒュンクス・クラルキ、オンコルヒュンクス・アグアボニタ、オンコルヒュンクス・ギラエ、オンコルヒュンクス・アパケ及びオンコルヒュンクス・クリソガステル）					
〇三〇二・一二	太平洋さけ（オンコルヒュンクス・ネルカ、オンコルヒュンクス・ゴルブスカ、オンコルヒュンクス・ケタ、オンコルヒュンクス・トスカウイトスカ、オンコルヒュンクス・キストク、オンコルヒュンクス・マソウ及びオンコルヒュンクス・ロデュルス）、大西洋さけ（サルモ・サラル）及びドナウさけ（フコ・フコ）					
〇三〇二・一九	その他のもの					
	ひらめ・かれい類（かれい科、だるまがれい科、うしのした科、ささうしのした科、スコフタルムス科又はこけびらめ科のもの。肝臓、卵及びしらこを除く。）					
〇三〇二・二一	ハリバット（レインハルドティウス・ヒポグロソイデス、ヒポグロスス・ヒポグロスス及びヒポグロスス・ステノレピス）					
〇三〇二・二二	プレイス（プレウロネクテス・プラテサ）					
〇三〇二・二三	ソール（ソレア属のもの）					
〇三〇二・二九	その他のもの					
〇三〇二・三一	まぐろ（トウヌス属のもの）及びかつお（エウティヌス（カツオヌス）・ペラミス）（肝臓、卵及びしらこを除く。）					
〇三〇二・三二	びんながまぐろ（トウヌス・アラルンガ）	X				
〇三〇二・三三	きはだまぐろ（トウヌス・アルバカレス）					
〇三〇二・三四	かつお					
〇三〇二・三五	めばちまぐろ（トウヌス・オベスス）					
〇三〇二・三六	くろまぐろ（トウヌス・ティヌス）					
〇三〇二・三九	みなみまぐろ（トウヌス・マッコイイ）					
〇三〇二・四〇	その他のもの					
	にしん（クルペア・ハレングス及びクルペア・パラスィイ。肝臓、卵及びしらこを除く。）					
〇三〇二・五〇	コッド（ガドゥス・モルア、ガドゥス・オガク及びガドゥス・マクロケファルス。肝臓、卵及びしらこを除く。）	X	X	X	X	
	その他の魚（肝臓、卵及びしらこを除く。）					
〇三〇二・六一	いわし（スプラトゥス・スプラトゥス、サルディナ・ピルカルドゥス及びサルディノプス属又はサルディネルラ属のもの）	X				
	その他のもの					
〇三〇二・六二	ハドック（メラノグランムス・アイグレフィヌス）					
〇三〇二・六三	コールフィッシュ（ポルラキウス・ヴィレンス）					
〇三〇二・六四	さば（スコムベル・スコムブルス、スコムベル・アウストラシクス及びスコムベル・ヤポニクス）	X				
〇三〇二・六五	さめ					

〇三〇二・六六	うなぎ（アンギイルラ属のもの）	三・五％	B5	
〇三〇二・六七	めかじき（クスィフィアス・グラディウス）		X	
〇三〇二・六八	めろ（ディソスティクス属のもの）	三・五％	B7	
〇三〇二・六九	その他のもの			
	にしん（クルペア属のもの）、たら（ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）、ぶり（セリオーラ属のもの）、さば（スコムベル属のもの）、いわし（エトルメウス属又はエングラウリス属のもの）、あじ（トラクルス属又はデカプテルス属のもの）及びさんま（コロラビス属のもの）		X	
	その他のもの			
	バラクータ（かます科又はくろたちかます科のもの）、キングクリップ及びたい	二％	B5	
	その他のもの			
	かじき（まかじき科のもの）		X	
	さわら	三・五％	B3	
	その他のもの	三・五％	B5	
〇三〇二・七〇	肝臓、卵及びしらこ			
	にしん（クルペア属のもの）の卵	五・六％	B5	
	たら（ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）の卵		X	
	その他のもの	三・五％	B5	
〇三・〇三	魚（冷凍したものに限るものとし、第〇三・〇四項の魚のフィレその他の魚肉を除く。）			
	太平洋さけ（オンコルヒュンクス・ネルカ、オンコルヒュンクス・ゴルブスカ、オンコルヒュンクス・ケタ、オンコルヒュンクス・トスカウィトスカ、オンコルヒュンクス・キストク、オンコルヒュンクス・マソウ及びオンコルヒュンクス・ロデュルス。肝臓、卵及びしらこを除く。）			
〇三〇三・一一	べにざけ（オンコルヒュンクス・ネルカ）		X	
〇三〇三・一九	その他のもの		X	
	その他のさけ科のもの（肝臓、卵及びしらこを除く。）			
〇三〇三・二一	ます（サルモ・トルタ、オンコルヒュンクス・ミキス、オンコルヒュンクス・クラルキ、オンコルヒュンクス・アグアボニタ、オンコルヒュンクス・ギラエ、オンコルヒュンクス・アパケ及びオンコルヒュンクス・クリソガステル）	三・五％	P	(a)
〇三〇三・二二	大西洋さけ（サルモ・サラル）及びドナウさけ（フコ・フコ）		X	
〇三〇三・二九	その他のもの		X	
	ひらめ・かれい類（かれい科、だるまがれい科、うしのした科、ささうしのした科、スコフタルムス科又はこけびらめ科のもの。肝臓、卵及びしらこを除く。）			
〇三〇三・三一	ハリバット（レインハルドティウス・ヒポグロソイデス、ヒポグロスス・ヒポグロスス及びヒポグロスス・ステノレピス）	三・五％	B5	
〇三〇三・三二	プレイス（プレウロネクテス・プラテスサ）	三・五％	B5	
〇三〇三・三三	ソール（ソレア属のもの）	三・五％	B5	
〇三〇三・三九	その他のもの	三・五％	B5	
	まぐろ（トゥヌス属のもの）及びかつお（エウティヌス（カツオヌス）・ペラミス）（肝臓、卵及びしらこを除く。）			
〇三〇三・四一	びんながまぐろ（トゥヌス・アラルンガ）		X	
〇三〇三・四二	きはだまぐろ（トゥヌス・アルバカレス）	三・五％	P	(a)
〇三〇三・四三	かつお	三・五％	P	(a)
〇三〇三・四四	めばちまぐろ（トゥヌス・オベスス）		X	
〇三〇三・四五	くろまぐろ（トゥヌス・ティヌス）		X	
〇三〇三・四六	みなみまぐろ（トゥヌス・マッコイイ）		X	
〇三〇三・四九	その他のもの		X	
	にしん（クルペア・ハレングス及びクルペア・パラスィイ）及びコッド（ガドゥス・モルア、ガドゥス・オガク及びガドゥス・マクロケファルス）（肝臓、卵及びしらこを除く。）			
〇三〇三・五一	にしん（クルペア・ハレングス及びクルペア・パラスィイ）		X	
〇三〇三・五二	コッド（ガドゥス・モルア、ガドゥス・オガク及びガドゥス・マクロケファルス）		X	
	めかじき（クスィフィアス・グラディウス）及びめろ（ディソスティクス属のもの）（肝臓、卵及びしらこを除く。）			
〇三〇三・六一	めかじき（クスィフィアス・グラディウス）	三・五％	P	(a)
〇三〇三・六二	めろ（ディソスティクス属のもの）	三・五％	B10	
	その他の魚（肝臓、卵及びしらこを除く。）			
〇三〇三・七一	いわし（スプラトゥス・スプラトゥス、サルディナ・ピルカルドゥス及びサルディノプス属又はサルディネラ属のもの）			
	サルディノプス属のもの	一〇％	P	(e)
	その他のもの	三・五％	B5	
〇三〇三・七二	ハドック（メラノグラムス・アイグレフィヌス）	三・五％	B5	
〇三〇三・七三	コールフィッシュ（ポルラキウス・ヴィレンス）	三・五％	B5	
〇三〇三・七四	さば（スコムベル・スコムブルス、スコムベル・アウストララシクス及びスコムベル・ヤポニクス）		X	
〇三〇三・七五	さめ	二・五％	B5	
〇三〇三・七六	うなぎ（アンギイルラ属のもの）	三・五％	B5	
〇三〇三・七七	シーバス（ディケントラルクス・ラブラクス及びディケントラルクス・プンクタトゥス）	三・五％	B5	
〇三〇三・七八	ヘイク（メルルシウス属又はウロフュキス属のもの）			
	メルルシウス属のもの		X	
	ウロフュキス属のもの	三・五％	B5	
〇三〇三・七九	その他のもの			
	にしん（クルペア属のもの）、たら（ガドゥス属又はテラグラ属のもの）、ぶり（セリオーラ属のもの）、さば（スコムベル属のもの）、いわし（エトルメウス属又はエングラウリス属のもの）、あじ（トラクルス属又はデカプテルス属のもの）及びさんま（コロラビス属のもの）		X	
	その他のもの			
	バラクータ（かます科又はくろたちかます科のもの）、キングクリップ及び			

	たい	二%	B5	
	ししゃも	二・八%	B5	
	その他のもの			
	かじき（まかじき科のもの）		X	
	さわら		A	
	たちうお	三・五%	B3	
	その他のもの	三・五%	B5	
〇三〇三・八〇	肝臓、卵及びしらこ			
	にしん（クルペア属のもの）の卵	四%	B5	
	たら（ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）の卵		X	
	その他のもの		A	
〇三・〇四	魚のフィレその他の魚肉（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限るものとし、細かく切り刻んであるかないかを問わない。）			
	生鮮のもの及び冷蔵したもの			
〇三〇四・一一	めかじき（クスィフィアス・グラディウス）		X	
〇三〇四・一二	めろ（ディソスティクス属のもの）	三・五%	B10	
〇三〇四・一九	その他のもの			
	フィレ			
	にしん（クルペア属のもの）、たら（ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）、ぶり（セリオーラ属のもの）、さば（スコムベル属のもの）、いわし（エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの）、あじ（トラクルス属又はデカプテルス属のもの）及びさんま（コロラビス属のもの）		X	
	その他のもの			
	くろまぐろ（トゥヌス・ティヌス）及びみなみまぐろ（トゥヌス・マッコイイ）		X	
	その他のもの	三・五%	B10	
	その他のもの			
	にしん（クルペア属のもの）、たら（ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）、ぶり（セリオーラ属のもの）、さば（スコムベル属のもの）、いわし（エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの）、あじ（トラクルス属又はデカプテルス属のもの）及びさんま（コロラビス属のもの）		X	
	その他のもの			
	バラクータ（かます科又はくろたちかます科のもの）、キングクリップ及びたい	二%	B5	
	さめ	二・五%	B5	
	その他のもの			
	くろまぐろ（トゥヌス・ティヌス）及びみなみまぐろ（トゥヌス・マッコイイ）		X	
	その他のもの	三・五%	B5	
	冷凍したフィレ			
〇三〇四・二一	めかじき（クスィフィアス・グラディウス）	三・五%	P	(a)
〇三〇四・二二	めろ（ディソスティクス属のもの）	三・五%	B10	
〇三〇四・二九	その他のもの			
	にしん（クルペア属のもの）、たら（ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）、ぶり（セリオーラ属のもの）、さば（スコムベル属のもの）、いわし（エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの）、あじ（トラクルス属又はデカプテルス属のもの）及びさんま（コロラビス属のもの）		X	
	その他のもの			
	まぐろ（トゥヌス属のもの）及びかじき（まかじき科のもの）		X	
	さけ科のもの	三・五%	P	(a)
	その他のもの	三・五%	B5	
	その他のもの			
〇三〇四・九一	めかじき（クスィフィアス・グラディウス）	三・五%	B3	
〇三〇四・九二	めろ（ディソスティクス属のもの）	三・五%	B7	
〇三〇四・九九	その他のもの			
	にしん（クルペア属のもの）、たら（ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）、ぶり（セリオーラ属のもの）、さば（スコムベル属のもの）、いわし（エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの）、あじ（トラクルス属又はデカプテルス属のもの）及びさんま（コロラビス属のもの）		X	
	その他のもの			
	バラクータ（かます科又はくろたちかます科のもの）、キングクリップ及びたい	二%	B5	
	さめ	二・五%	B5	
	ししゃも	二・八%	B5	
	その他のもの			
	くろまぐろ（トゥヌス・ティヌス）及びみなみまぐろ（トゥヌス・マッコイイ）		X	
	ふぐ	三・五%	B5	
	その他のもの		A	
〇三・〇五	魚（乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものに限る。）、くん製した魚（くん製する前に又はくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。）並びに魚の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）			
〇三〇五・一〇	魚の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）		X	
〇三〇五・二〇	魚の肝臓、卵及びしらこ（乾燥し、くん製し、塩蔵し又は塩水漬けしたものに限る。）			
	にしん（クルペア属のもの）の卵（こんぶかずのこを除く。）	八・四%	B7	
	さけ科のものの卵	三・五%	B7	

	たら（ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）の卵								
	こんぶかずのこ								
	その他のもの								
○三〇五・三〇	魚のフィレ（乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものに限るものとし、くん製したものを除く。）								
	さけ科のもの								
	その他のもの								
	にしん（クルペア属のもの）、たら（ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）、ぶり（セリオーラ属のもの）、さば（スコムベル属のもの）、いわし（エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの）、あじ（トラクルス属又はデカプテルス属のもの）及びさんま（コロラビス属のもの）								
	その他のもの								
	くん製した魚（フィレを含む。）								
○三〇五・四一	太平洋さけ（オンコルヒュンクス・ネルカ、オンコルヒュンクス・ゴルブスカ、オンコルヒュンクス・ケタ、オンコルヒュンクス・トスカウィトスカ、オンコルヒュンクス・キストク、オンコルヒュンクス・マソウ及びオンコルヒュンクス・ロデュルス）、大西洋さけ（サルモ・サラル）及びドナウさけ（フコ・フコ）								
○三〇五・四二	にしん（クルペア・ハレングス及びクルペア・パラスィイ）								
○三〇五・四九	その他のもの								
	乾燥した魚（塩蔵してあるかないかを問わないものとし、くん製したものを除く。）								
○三〇五・五一	コッド（ガドゥス・モルア、ガドゥス・オガク及びガドゥス・マクロケファルス）								
○三〇五・五九	その他のもの								
	さけ科のもの								
	その他のもの								
	にしん（クルペア属のもの）、たら（ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）、ぶり（セリオーラ属のもの）、さば（スコムベル属のもの）、いわし（エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの）、あじ（トラクルス属又はデカプテルス属のもの）及びさんま（コロラビス属のもの）								
	その他のもの								
	塩蔵した魚（乾燥し又はくん製したものを除く。）及び塩水漬けした魚								
○三〇五・六一	にしん（クルペア・ハレングス及びクルペア・パラスィイ）								
○三〇五・六二	コッド（ガドゥス・モルア、ガドゥス・オガク及びガドゥス・マクロケファルス）								
○三〇五・六三	かたくちいわし（エングラウリス属のもの）								
○三〇五・六九	その他のもの								
○三・〇六	甲殻類（生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものに限るものとし、殻を除いてあるかないかを問わない。）、蒸気又は水煮による調理をした殻付きの甲殻類（冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものであるかないかを問わない。）並びに甲殻類の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）								
○三〇六・一一	冷凍したもの								
	いせえびその他のいせえび科のえび（パリヌルス属、パヌリルス属又はヤスス属のもの）								
○三〇六・一二	ロブスター（ホマルス属のもの）								
○三〇六・一三	シュリンプ及びプローン								
○三〇六・一四	かに								
○三〇六・一九	その他のもの（甲殻類の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）を含む。）								
	えび								
	その他のもの								
	冷凍してないもの								
○三〇六・二一	いせえびその他のいせえび科のえび（パリヌルス属、パヌリルス属又はヤスス属のもの）								
	生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの								
○三〇六・二二	その他のもの								
	ロブスター（ホマルス属のもの）								
	生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの								
○三〇六・二三	その他のもの								
	シュリンプ及びプローン								
	生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの								
○三〇六・二四	その他のもの								
	かに								
	生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの								
	ずわいがに（キオノエセテス属のもの）								
	その他のもの								
	その他のもの								
○三〇六・二九	その他のもの（甲殻類の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）を含む。）								
	生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの								
	えび								
	その他のもの								
	その他のもの								
	えび								
	その他のもの								
○三・〇七	軟体動物（生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものに限るものとし、殻を除いてあるかないかを問わない。）、水棲無脊椎動物（生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものに限るものとし、甲殻類及び軟体動物を除く。）並びに水棲無脊椎動物（甲殻類を除く。）の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）								

○三○七・一○	かき				
	生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したもの	七%	B 3		
	その他のもの	一○・五%	B 5		
	スキャロップ（ペクテン属、クラミュス属又はプラコペクテン属のもの。いたや貝を含む。）				
○三○七・二一	生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの		X		
○三○七・二九	その他のもの		X		
	い貝（ミュティルス属又はペルナ属のもの）				
○三○七・三一	生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの	七%	B 10		
○三○七・三九	その他のもの				
	冷凍したもの	七%	B 10		
	その他のもの				
	いか（セピア・オフィキナリス、ロシア・マクロソマ及びセピオラ属、オムマストリフェス属、ロリゴ属、ノトトダルス属又はセピオティウチス属のもの）				
○三○七・四一	生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの		X		
○三○七・四九	その他のもの	一○%	B 10		
	冷凍したもの	七%	B 10		
	もんごういか				
	その他のもの	三・五%	P	X	(b)
	その他のもの	三・五%	B 5		
○三○七・五一	たこ（オクトプス属のもの）				
	生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの	五%	B 3		G
○三○七・五九	その他のもの				
	冷凍したもの	五%	B 3		G
	その他のもの	一○%	B 3		
○三○七・六○	かたつむりその他の巻貝（海棲のものを除く。）				
	生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したもの	七%	B 7		
	その他のもの	一○%	B 7		
	その他のもの（水棲無脊椎動物（甲殻類を除く。）の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）を含む。）				
○三○七・九一	生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの				
	水棲無脊椎動物（生きているものに限るものとし、甲殻類及び軟体動物を除く。）				
	貝柱及びいか		A		
	その他のもの		X		
	はまぐり				
	その他のもの	三・五%	B 3		
	赤貝（生きているものに限る。）	七%	B 3		
	うに及びあわび		A		
	くらげ	七%	B 5		

	その他のもの				
	あさり	七%	B 5	A	
	しじみ				
	その他のもの				
	軟体動物				
	その他のもの	七%	B 7	X	
○三○七・九九					
	その他のもの				
	冷凍したもの				
	貝柱	三・五%	B 5		
	いか				
	もんごういか			X	
	その他のもの				
	アメリカおおあかいか（ドシディクス・ギガス）（全形のもの及び断片状のもので、一個の重量が一キログラム以上のものに限るものとし、粉状、ミール状又はペレット状のものを除く。）	五%	B 10	X	
	その他のもの				*
	うに、くらげ及びなまこ				
	うに	七%	B 3		
	くらげ	七%	B 5		
	その他のもの	七%	B 10		
	その他のもの				
	はまぐり	七%	B 5	A	
	その他のもの				
	あわび				
	その他のもの				
	スキャロップ（いたやがい科のもの。ペクテン属、クラミュス属又はプラコペクテン属のもの及びいたや貝を除く。）	七%	B 10	X	
	その他のもの				
	その他のもの				
	貝柱及びいか				
	うに、くらげ及びなまこ				
	くらげ	七%	B 7		
	その他のもの				
	その他のもの			X	
	はまぐり（塩蔵し又は塩水漬けしたものに限る。）	五・三%	B 5		
	その他のもの				
	はまぐり（乾燥したものに限る。）	九%	B 5	X	
			G		
	その他のもの				

第四類	酪農品、鳥卵、天然蜂蜜及び他の類に該当しない食用の動物性生産品		
〇四・〇一	ミルク及びクリーム（濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他の甘味料を加えたものを除く。）		X
〇四・〇二	ミルク及びクリーム（濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他の甘味料を加えたものに限る。）		
〇四〇二・一〇	粉状、粒状その他の固形状のもの（脂肪分が全重量の一・五％以下のものに限る。）		X
	粉状、粒状その他の固形状のもの（脂肪分が全重量の一・五％を超えるものに限る。）		
〇四〇二・二一	砂糖その他の甘味料を加えてないもの		X
〇四〇二・二九	その他のもの		X
	その他のもの		
〇四〇二・九一	砂糖その他の甘味料を加えてないもの		
	脂肪分が全重量の七・五％を超えるもの		
	加圧容器入りにしたホイップドクリーム		R
	その他のもの		X
	その他のもの		X
〇四〇二・九九	その他のもの		X
〇四・〇三	バターミルク、凝固したミルク及びクリーム、ヨーグルト、ケフィアその他発酵させ又は酸性化したミルク及びクリーム（濃縮若しくは乾燥をしてあるかないか又は砂糖その他の甘味料、香味料、果実、ナット若しくはココアを加えてあるかないかを問わない。）		X
〇四・〇四	ホエイ（濃縮若しくは乾燥をしてあるかないか又は砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。）及びミルクの天然の組成分から成る物品（砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わないものとし、他の項に該当するものを除く。）		X
〇四・〇五	ミルクから得たバターその他の油脂及びデイリースプレッド		X
〇四・〇六	チーズ及びカード		X
〇四〇七・〇〇	殻付きの鳥卵（生鮮のもの及び保存に適する処理又は加熱による調理をしたものに限る。）		
	ふ化用のもの		A
	その他のもの		X
〇四・〇八	殻付きでない鳥卵及び卵黄（生鮮のもの及び乾燥、蒸気又は水煮による調理、成型、冷凍その他保存に適する処理をしたものに限るものとし、砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。）		
	卵黄		
〇四〇八・一一	乾燥したもの	一八・八％	B 15
〇四〇八・一九	その他のもの	二〇％（その率が一キログラムにつき四八円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	B 15
	その他のもの		
〇四〇八・九一	乾燥したもの	二一・三％	B 15
〇四〇八・九九	その他のもの	二一・三％（その率が一キログラムにつき五一円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	B 15
〇四〇九・〇〇	天然蜂蜜		X
〇四一〇・〇〇	食用の動物性生産品（他の項に該当するものを除く。）		A
第五類	動物性生産品（他の類に該当するものを除く。）		A
第六類	生きている樹木その他の植物及びりん茎、根その他これらに類する物品並びに切花及び装飾用の葉		A
第七類	食用の野菜、根及び塊茎		
〇七・〇一	ばれいしょ（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）		A
〇七〇二・〇〇	トマト（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）	三％	B 10
〇七・〇三	たまねぎ、シャロット、にんにく、リーキその他のねぎ属の野菜（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）		
〇七〇三・一〇	たまねぎ及びシャロット		
	たまねぎ		
	課税価格が一キログラムにつき七三円七〇銭以下のもの	一キログラムにつき、課税価格と七三円七〇銭との差額（その率が八・五％の従価税率より高いときは、当該従価税率）	B 10
	課税価格が一キログラムにつき七三円七〇銭を超えるもの		A
	シャロット		A
〇七〇三・二〇	にんにく	三％	B 5
〇七〇三・九〇	リーキその他のねぎ属のもの	三％	B 10
	ねぎ（アリウム・フィスツロースム）		

○七・○四	その他のもの	A				
○七・○五	キャベツ、カリフラワー、コールラビー、ケールその他これらに類するあぶらな属の食用の野菜（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）	A				
○七・○六	レタス（ラクトゥカ・サティヴァ）及びチコリー（キコリウム属のもの）（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）	A				
○七○七・○○	にんじん、かぶ、サラダ用のビート、サルシファイ、セルリアク、大根その他これらに類する食用の根（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）	A				
○七・○八	きゅうり及びガーキン（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）	A				
○七・○九	豆（生鮮のもの及び冷蔵したものに限るものとし、さやを除いてあるかないかを問わない。）	A				
○七○九・二○	その他の野菜（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）	A				
○七○九・三○	アスパラガス	A				
○七○九・四○	なす	B10	二%			
○七○九・五九	セルリー（セルリアクを除く。）	A				
○七○九・五一	きのこ及びトリフ	A				
○七○九・六○	きのこ（はらたけ属のもの）	X				
	その他のもの	A				
	しいたけ	B5	三%			
	その他のもの					
	とうがらし属又はピメンタ属の果実					
○七○九・七○	ほうれん草、つるな及びやまほうれん草	A				
○七○九・九○	その他のもの	B10	六%			
	スイートコーン	A				
	その他のもの					
○七・一○	冷凍野菜（調理してないもの及び蒸気又は水煮による調理をしたものに限る。）	B7	八・五%			
○七一○・一○	ばれいしょ	B7	八・五%			
○七一○・一一	豆（さやを除いてあるかないかを問わない。）	B5	六%			
○七一○・一二	えんどう（ピスム・サティヴム）	B7	八・五%			
○七一○・一二	ささげ属又はいんげんまめ属の豆	B7	八・五%			
○七一○・一九	その他のもの	B10	一二%			
	枝豆	B10	六%			
	その他のもの	B7	八・五%			
○七一○・三○	ほうれん草、つるな及びやまほうれん草	B10	六%			
○七一○・四○	スイートコーン	B10	一○・六%			
○七一○・八○	その他の野菜					
	ごぼう	B5	六%			
	その他のもの					
	ブロッコリー	B5	六%			
	その他のもの	B7	六%			
○七一○・九○	野菜を混合したもの					

	スイートコーンを主成分とするもの					
	その他のもの					
○七・一一	一時的な保存に適する処理をした野菜（例えば、亜硫酸ガス又は塩水、亜硫酸水その他の保存用の溶液により保存に適する処理をしたもので、そのままの状態では食用に適しないものに限る。）					
○七一一・二○	オリーブ	B7	四・五%			
○七一一・四○	きゅうり及びガーキン	B7	九%			
	きのこ及びトリフ					
○七一一・五一	きのこ（はらたけ属のもの）	A				
○七一一・五九	その他のもの	B7	九%			
○七一一・九○	その他の野菜及び野菜を混合したもの					
	なす（一個の重量が二○グラム以下のものに限る。）、らっきょう及びわらび					
	なす	B15	六%			
	らっきょう及びわらび	B5	六%			
	その他のもの					
	ごぼう	B10	一二%			
	その他のもの					
	なす	B15	六%			
	ケーパー	B7	七・五%	G		
	その他のもの	B15	九%			
○七・一二	乾燥野菜（全形のもの及び切り、砕き又は粉状にしたものに限るものとし、更に調製したものを除く。）	B7	九%			
○七一二・二○	たまねぎ	B10	九%			
○七一二・三一	きのこ、きくらげ（きくらげ属のもの）、白きくらげ（白きくらげ属のもの）及びトリフ					
○七一二・三二	きのこ（はらたけ属のもの）	A				
○七一二・三三	きくらげ（きくらげ属のもの）	A				
○七一二・三九	白きくらげ（白きくらげ属のもの）	A				
	その他のもの	B7	九%			
	しいたけ					
	その他のもの	X				
○七一二・九○	その他の野菜及び野菜を混合したもの	A				
	スイートコーン					
	薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用に適するようにしたもの	A		一キログラムにつき九円		
	その他のもの	B7				
	その他のもの					
	ばれいしょ（切ってあるかないかを問わないものとし、更に調製したものを除く。）	B10	一○%			
		G				

	その他のもの			
	たけのこ	七・五%	B7	G
	その他のもの	九%	B7	
○七・一三	乾燥した豆（さやを除いたものに限るものとし、皮を除いてあるかないか又は割ってあるかないかを問わない。）			
○七一三・一〇	えんどう（ピスム・サティヴム）			
	薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用に適するようにしたもの		A	
	その他のもの			
	播種用のもの（野菜栽培用のものに限る。）である旨が政令で定めるところにより証明されたもの		A	
	その他のもの		X	
○七一三・二〇	ひよこ豆		A	
	ささげ属又はいんげんまめ属の豆			
○七一三・三一	緑豆（ヴィグナ・ムンゴ及びヴィグナ・ラジアタ）		A	
○七一三・三二	小豆（ファセオルス・アングラリス又はヴィグナ・アングラリス）		X	
○七一三・三三	いんげん豆（ファセオルス・ヴルガリス）			
	薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用に適するようにしたもの		A	
	その他のもの			
	播種用のもの（野菜栽培用のものに限る。）である旨が政令で定めるところにより証明されたもの		A	
	その他のもの		X	
○七一三・三九	その他のもの			
	薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用に適するようにしたもの		A	
	その他のもの			
	播種用のもの（野菜栽培用のものに限る。）である旨が政令で定めるところにより証明されたもの		A	
	その他のもの		X	
○七一三・四〇	ひら豆		A	
○七一三・五〇	そら豆（ヴィキア・ファバ変種マヨル、ヴィキア・ファバ変種エクイナ及びヴィキア・ファバ変種ミノル）			
	薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用に適するようにしたもの		A	
	その他のもの			
	播種用のもの（野菜栽培用のものに限る。）である旨が政令で定めるところにより証明されたもの		A	
	その他のもの		X	
○七一三・九〇	その他のもの			
	薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用に適するようにしたもの		A	
	その他のもの			
	播種用のもの（野菜栽培用のものに限る。）である旨が政令で定めるところにより証明されたもの		A	
	その他のもの		X	
○七・一四	カッサバ芋、アロールート、サレップ、菊芋、かんしょその他これらに類するでん粉又はイヌリンを多量に含有する根及び塊茎（生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し又は乾燥したものに限るものとし、切ってあるかないか又はペレット状にしてあるかないかを問わない。）並びにサゴやしの髄			
○七一四・一〇	カッサバ芋			
	冷凍したもの			
	飼料用のもの		A	
	注　税関当局の監督の下で飼料の原料として使用するものに限る。			
	その他のもの	一二%	B10	
	その他のもの			
	粉又はミールのペレット			
	飼料用のもの		A	
	注　税関当局の監督の下で飼料の原料として使用するものに限る。			
	その他のもの		X	
	その他のもの			
	飼料用のもの		A	
	注　税関当局の監督の下で飼料の原料として使用するものに限る。			
	その他のもの	九%	B10	
○七一四・二〇	かんしょ			
	冷凍したもの	一二%	B15	
	その他のもの	一二・八%	B15	
○七一四・九〇	その他のもの			
	冷凍したもの			
	さといも	一〇%	B7	
	その他のもの	一二%	B10	
	その他のもの	九%	B7	
第八類	食用の果実及びナット、かんきつ類の果皮並びにメロンの皮			
○八・〇一	ココやしの実、ブラジルナット及びカシューナット（生鮮のもの及び乾燥したものに限るものとし、殻又は皮を除いてあるかないかを問わない。）		A	
○八・〇二	その他のナット（生鮮のもの及び乾燥したものに限るものとし、殻又は皮を除いてあるかないかを問わない。）			
	アーモンド			
○八〇二・一一	殻付きのもの		A	

○八〇二・一二	殻を除いたもの				
	ヘーゼルナット（コリュルス属のもの）				
○八〇二・二一	殻付きのもの				
○八〇二・二二	殻を除いたもの				
	くるみ				
○八〇二・三一	殻付きのもの				
○八〇二・三二	殻を除いたもの				
○八〇二・四〇	くり（カスタネア属のもの）				
○八〇二・五〇	ピスタチオナット				
○八〇二・六〇	マカダミアナット				
○八〇二・九〇	その他のもの				
	ぴんろう子及びペカン				
	その他のもの				
○八〇三・〇〇	バナナ（プランテインを含むものとし、生鮮のもの及び乾燥したものに限る。）				
	生鮮のもの				
	毎年四月一日から同年九月三〇日までに輸入されるもの				
	毎年一〇月一日から翌年三月三一日までに輸入されるもの				
	乾燥したもの				
○八・〇四	なつめやしの実、いちじく、パイナップル、アボカドー、グアバ、マンゴー及びマンゴスチン（生鮮のもの及び乾燥したものに限る。）				
○八〇四・一〇	なつめやしの実				
○八〇四・二〇	いちじく				
○八〇四・三〇	パイナップル				
○八〇四・四〇	アボカドー				
○八〇四・五〇	グアバ、マンゴー及びマンゴスチン				
○八・〇五	かんきつ類の果実（生鮮のもの及び乾燥したものに限る。）				
○八〇五・一〇	オレンジ				
	毎年六月一日から同年一一月三〇日までに輸入されるもの				
	毎年一二月一日から翌年五月三一日までに輸入されるもの				
○八〇五・二〇	マンダリン、タンジェリン及びうんしゅうみかん並びにクレメンタイン、ウィルキングその他これらに類するかんきつ類の交雑種				
○八〇五・四〇	グレープフルーツ（ポメロを含む。）				
○八〇五・五〇	レモン（キトルス・リモン及びキトルス・リモヌム）及びライム（キトルス・アウランティフォリア及びキトルス・ラティフォリア）				
○八〇五・九〇	その他のもの				
	ライム（キトルス・アウランティフォリア及びキトルス・ラティフォリアを除く。）				
	その他のもの				
○八・〇六	ぶどう（生鮮のもの及び乾燥したものに限る。）				
○八〇六・一〇	生鮮のもの				
	毎年三月一日から同年一〇月三一日までに輸入されるもの				
	毎年一一月一日から翌年二月末日までに輸入されるもの				
○八〇六・二〇	乾燥したもの				
○八・〇七	パパイヤ及びメロン（すいかを含む。）（生鮮のものに限る。）				
	メロン（すいかを含む。）				
○八〇七・一一	すいか				
○八〇七・一九	その他のもの				
○八〇七・二〇	パパイヤ				
○八・〇八	りんご、梨及びマルメロ（生鮮のものに限る。）				
○八〇八・一〇	りんご				
○八〇八・二〇	梨及びマルメロ				
○八・〇九	あんず、さくらんぼ、桃（ネクタリンを含む。）、プラム及びスロー（生鮮のものに限る。）				
○八〇九・一〇	あんず				
○八〇九・二〇	さくらんぼ				
○八〇九・三〇	桃（ネクタリンを含む。）				
○八〇九・四〇	プラム及びスロー				
○八・一〇	その他の果実（生鮮のものに限る。）				
○八一〇・一〇	ストロベリー				
○八一〇・二〇	ラズベリー、ブラックベリー、桑の実及びローガンベリー				
○八一〇・四〇	クランベリー、ビルベリーその他のバキニウム属の果実				
○八一〇・五〇	キウイフルーツ				
○八一〇・六〇	ドリアン				
○八一〇・九〇	その他のもの				
	ランブータン、パッションフルーツ、レイシ及びごれんし				
	その他のもの				
	ブラックカーラント、ホワイトカーラント、レッドカーラント及びグーズベリー				
	その他のもの				
○八・一一	冷凍果実及び冷凍ナット（調理してないもの及び蒸気又は水煮による調理をしたものに限るものとし、砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。）				
○八一一・一〇	ストロベリー				
	砂糖を加えたもの				
	その他のもの				
○八一一・二〇	ラズベリー、ブラックベリー、桑の実、ローガンベリー、ブラックカーラント、ホワイトカーラント、レッドカーラント及びグーズベリー				
○八一一・九〇	その他のもの				
	砂糖を加えたもの				
	パイナップル				
	ベリー				

	サワーチェリー				
	桃及び梨				
	その他のもの				
	パパイヤ、ポポー、アボカドー、グアバ、ドリアン、ビリンビ、チャンペダ、ナンカ、パンの実、ランブータン、ジャンボ、レンブ、サポテ、チェリモア、サントル、シュガーアップル、マンゴー、カスターアップル、パッションフルーツ、ランソム、マンゴスチン、サワーサップ及びレイシ				
	その他のもの				
	パイナップル				
	パパイヤ、ポポー、アボカドー、グアバ、ドリアン、ビリンビ、チャンペダ、ナンカ、パンの実、ランブータン、ジャンボ、レンブ、サポテ、チェリモア、サントル、シュガーアップル、マンゴー、カスターアップル、パッションフルーツ、ランソム、マンゴスチン、サワーサップ、レイシ、ベリー及びカムカム				
	桃及び梨				
	その他のもの				
○八・一二	一時的な保存に適する処理をした果実及びナット（例えば、亜硫酸ガス又は塩水、亜硫酸水その他の保存用の溶液により保存に適する処理をしたもので、そのままの状態では食用に適しないものに限る。）				
○八一二・一〇	さくらんぼ	一七% B15			
○八一二・九〇	その他のもの				
	バナナ、オレンジ及びグレープフルーツ（ポメロを含む。）	九・六% A			
	その他のもの				
	レモン及びライム（保存用の溶液により一時的な保存に適する処理をしたものを除く。）		R	一二% B10	
	くり	六% B10 G			
	その他のもの				
	パパイヤ、ポポー、アボカドー、グアバ、ドリアン、ビリンビ、チャンペダ、ナンカ、パンの実、ランブータン、ジャンボ、レンブ、サポテ、チェリモア、サントル、シュガーアップル、マンゴー、カスターアップル、パッションフルーツ、ランソム、マンゴスチン、サワーサップ及びレイシ				
	マンダリン、タンジェリン及びうんしゅうみかん並びにクレメンタイン、ウィルキングその他これらに類するかんきつ類の交雑種				
	その他のもの				
○八・一三	乾燥果実（第〇八・〇二項から第〇八・〇六項までのものを除く。）及びこの類のナット又は乾燥果実を混合したもの	一二% B10	R		
○八一三・一〇	あんず	六% B10 G			
○八一三・二〇	プルーン				
○八一三・三〇	りんご	九% B7	A		
○八一三・四〇	その他の果実	七% B10	A		
	ベリー、パパイヤ、ポポー、ドリアン、ビリンビ、チャンペダ、ナンカ、パンの実、ランブータン、ジャンボ、レンブ、サポテ、チェリモア、シュガーアップル、カスターアップル、パッションフルーツ、ランソム、サワーサップ、レイシ及びサントル	六・九% B10 G			
	その他のもの				
○八一三・五〇	この類のナット又は乾燥果実を混合したもの				
	ナット又は乾燥果実の単一成分の含有量が全重量の五〇%を超えるもの（くり、くるみ、ピスタチオナット、第〇八〇二・九〇号のナット（ぴんろう子を除く。）又は第〇八一三・一〇号から第〇八一三・四〇号までの乾燥果実のいずれかを含むものを除く。）	一二% B10	R		
	その他のもの				
○八一四・〇〇	かんきつ類の果皮及びメロン（すいかを含む。）の皮（生鮮のもの及び冷凍し、乾燥し又は塩水、亜硫酸水その他の保存用の溶液により一時的な保存に適する処理をしたものに限る。）	一二% B10	R		
	第九類				
○九・〇一	コーヒー、茶、マテ及び香辛料				
	コーヒー（煎ってあるかないか又はカフェインを除いてあるかないかを問わない。）、コーヒー豆の殻及び皮並びにコーヒーを含有するコーヒー代用物（コーヒーの含有量のいかんを問わない。）	九% B7	A		
○九〇一・一一	コーヒー（煎ったものを除く。）	一〇% B5 G	A	一二% B10	A
○九〇一・一二	カフェインを除いてないもの		A		
	カフェインを除いたもの		A		
○九〇一・二一	コーヒー（煎ったものに限る。）	六% B10 G	A		
○九〇一・二二	カフェインを除いてないもの		A		
	カフェインを除いたもの		A		
○九〇一・九〇	その他のもの		A		
○九・〇二	茶（香味を付けてあるかないかを問わない。）				
○九〇二・一〇	緑茶（発酵していないもので、正味重量が三キログラム以下の直接包装にしたものに限る。）	一〇% B5 G	A	一七% B15	A
○九〇二・二〇	その他の緑茶（発酵していないものに限る。）		A		
	くず（飲用に適するものを除く。）		A		
○九〇二・三〇	その他のもの		A		
	紅茶及び部分的に発酵した茶（正味重量が三キログラム以下の直接包装にしたものに限る。）	一七% B15	A	一二% B10	A
○九〇二・四〇	紅茶				
	その他のもの				
	その他の紅茶及び部分的に発酵した茶				
	くず（飲用に適するものを除く。）				
	その他のもの				

	紅茶					
○九○三・○○	その他のもの			一七％	B 15	A
○九・○四	マテ			六％	B 10	A
	とうがらし属又はピメンタ属の果実（乾燥し、破砕し又は粉砕したものに限る。）及びこしょう属のペッパー				G	
○九○五・○○	バニラ豆					A
○九・○六	けい皮及びシンナモンツリーの花					A
○九○七・○○	丁子（果実、花及び花梗に限る。）					A
○九・○八	肉ずく、肉ずく花及びカルダモン類					A
○九・○九	アニス、大ういきょう、ういきょう、コリアンダー、クミン又はカラウエイの種及びジュニパーベリー					A
○九・一○	しょうが、サフラン、うこん、タイム、月けい樹の葉、カレーその他の香辛料					A
○九一○・一○	しょうが					
	塩水、亜硫酸水その他の保存用の溶液により一時的な保存に適する処理をしたもの			九％	B 7	
○九一○・二○	その他のもの					A
	サフラン					A
○九一○・三○	うこん					A
○九一○・九○	その他の香辛料					A
○九一○・九一	この類の注1(b)の混合物					A
○九一○・九九	その他のもの			三・六％	B 7	A
	カレー				G	
	その他のもの					
	第一○類					
一○・○一	穀物					
一○○二・○○	小麦及びメスリン					X
一○○三・○○	ライ麦					A
一○○四・○○	大麦及び裸麦					X
一○・○五	オート					A
一○○五・一○	とうもろこし					
	播種用のもの					
	薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用に適するようにしたもの			一キログラムにつき四円五○銭	B 10 G	A
	その他のもの					A
一○○五・九○	その他のもの					
	爆裂種のもの（通常の気圧の下で加熱により爆裂するものに限る。）					A
	その他のもの					
	飼料用のもの					A

注　税関当局の監督の下で飼料の原料として使用するものに限る。

	菓子の製造用のもの					
	注　日本国政府が関税割当ての証明書において菓子の製造用のものである旨を証明したものに限る。					
	アルコールを含有しない飲料の製造用のもの					
	注　日本国政府が関税割当ての証明書においてアルコールを含有しない飲料の製造用のものである旨を証明したものに限る。					
	その他のもの					
一○・○六	米					A
一○○七・○○	グレーンソルガム					X
一○・○八	そば、ミレット及びカナリーシード並びにその他の穀物					X
一○○八・一○	そば					
	薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用に適するようにしたもの			九％	B 10	A
	その他のもの					A
一○○八・二○	ミレット					A
一○○八・三○	カナリーシード					A
一○○八・九○	その他の穀物					A
	薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用に適するようにしたもの					A
	その他のもの					X
	ライ小麦					X
	その他のもの					A
	第一一類					
一一○一・○○	穀粉、加工穀物、麦芽、でん粉、イヌリン及び小麦グルテン					
一一・○二	小麦粉及びメスリン粉					X
一一○二・一○	穀粉（小麦粉及びメスリン粉を除く。）			七・五％	B 10 G	X
一一○二・二○	ライ麦粉					X
	とうもろこし粉					
	目開きが二五○ミクロンのふるい（繊金網製のものに限る。）に対する通過率が全重量の九○％以上のもの			二一・三％	B 10	X
	その他のもの					X
	その他のもの					
一一○二・九○	大麦粉、裸麦粉、ライ小麦粉及び米粉					X
	その他のもの					X
	ひき割り穀物、穀物のミール及びペレット			二一・三％	B 10	X
一一・○三	ひき割り穀物及び穀物のミール					X
	小麦のもの					R
一一○三・一一	とうもろこしのもの					X
一一○三・一三	その他の穀物のもの					
一一○三・一九						

	大麦、裸麦、ライ小麦又は米のもの		X	
	オートのもの	六%	B10	G
	その他のもの	八・五%	B10	G
一一〇三・二〇	ペレット			
	小麦、米、大麦、裸麦又はライ小麦のもの		X	
	オートのもの	六%	B10	G
	とうもろこしのもの	二一・三%	B10	
	その他のもの	八・五%	B10	G
一一・〇四	その他の加工穀物（例えば、殻を除き、ロールにかけ、フレーク状にし、真珠形にとう精し、薄く切り又は粗くひいたもの。第一〇・〇六項の米を除く。）及び穀物の胚芽（全形のもの及びロールにかけ、フレーク状にし又はひいたものに限る。）			
	ロールにかけ又はフレーク状にした穀物			
一一〇四・一二	オートのもの	六%	B10	G
一一〇四・一九	その他の穀物のもの			
	小麦、ライ小麦、米、大麦又は裸麦のもの		X	
	とうもろこしのもの	二一・三%	B10	
	その他のもの	八・五%	B10	G
	その他の加工穀物（例えば、殻を除き、真珠形にとう精し、薄く切り又は粗くひいたもの）			
一一〇四・二二	オートのもの	六%	B10	G
一一〇四・二三	とうもろこしのもの			
	コーンフレークの製造に使用するもの	一六・二%	B10	
	その他のもの	一八%	B10	
一一〇四・二九	その他の穀物のもの			
	小麦、ライ小麦、米、大麦又は裸麦のもの		X	
	その他のもの	一七%	B10	
一一〇四・三〇	穀物の胚芽（全形のもの及びロールにかけ、フレーク状にし又はひいたものに限る。）		X	
一一・〇五	ばれいしょの粉、ミール、フレーク、粒及びペレット	二〇%	B15	
一一・〇六	乾燥した豆（第〇七・一三項のものに限る。）、サゴやし又は根若しくは塊茎（第〇七・一四項のものに限る。）の粉及びミール並びに第八類の物品の粉及びミール			
一一〇六・一〇	乾燥した豆（第〇七・一三項のものに限る。）のもの		X	
一一〇六・二〇	サゴやし又は根若しくは塊茎（第〇七・一四項のものに限る。）のもの			
	カッサバ芋のもの			
	飼料用のもの		A	
	注　税関当局の監督の下で飼料の原料として使用するものに限る。			
	その他のもの		X	
	その他のもの	二一・三%	B10	
一一〇六・三〇	第八類の物品のもの			
	バナナのもの			
	飼料用のもの		A	
	注　税関当局の監督の下で飼料の原料として使用するものに限る。			
	その他のもの	一五%	B10	
	その他のもの	一五%	B10	
一一・〇七	麦芽（煎ってあるかないかを問わない。）		X	
一一・〇八	でん粉及びイヌリン		X	
一一〇九・〇〇	小麦グルテン（乾燥してあるかないかを問わない。）		X	
第一二類	採油用の種及び果実、各種の種及び果実、工業用又は医薬用の植物並びにわら及び飼料用植物			
一二〇一・〇〇	大豆（割ってあるかないかを問わない。）		A	
一二・〇二	落花生（煎ってないものその他の加熱による調理をしてないものに限るものとし、殻を除いてあるかないか又は割ってあるかないかを問わない。）			
一二〇二・一〇	殻付きのもの			
	採油用のもの		A	
	注　税関当局の監督の下で採油用の原料として使用するものに限る。			
	その他のもの		X	
一二〇二・二〇	殻を除いたもの（割ってあるかないかを問わない。）			
	採油用のもの		A	
	注　税関当局の監督の下で採油用の原料として使用するものに限る。			
	その他のもの		X	
一二〇三・〇〇	コプラ		A	
一二〇四・〇〇	亜麻の種（割ってあるかないかを問わない。）		A	
一二・〇五	菜種（割ってあるかないかを問わない。）		A	
一二〇六・〇〇	ひまわりの種（割ってあるかないかを問わない。）		A	
一二・〇七	その他の採油用の種及び果実（割ってあるかないかを問わない。）		A	
一二・〇八	採油用の種又は果実の粉及びミール（マスタードの粉及びミールを除く。）		A	
一二・〇九	播種用の種、果実及び胞子		A	
一二・一〇	ホップ（生鮮のもの及び乾燥したものに限るものとし、粉砕し、粉状にし又はペレット状にしたものであるかないかを問わない。）及びルプリン		A	
一二・一一	主として香料用、医療用、殺虫用、殺菌用その他これらに類する用途に供する植物及びその部分（種及び果実を含み、生鮮のもの及び乾燥したものに限るものとし、切り、砕き又は粉状にしたものであるかないかを問わない。）		A	
一二・一二	海草その他の藻類、ローカストビーン、てん菜及びさとうきび（生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し又は乾燥したものに限るものとし、粉砕してあるかないかを問わない。）並びに主として食用に供する果実の核及び仁その他の植物性生産品（チコリー（キコリウム・インテュブス変種サティヴム）の根で煎ってないものを含むものとし、他の項に該当するものを除く。）			
	海草その他の藻類			
一二一二・二〇	食用の海草その他の藻類（生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し又は乾燥したものに限る。）			

	長方形（正方形を含む。）の紙状に抄製したもので、一枚の面積が四三〇平方センチメートル以下のもの			
	その他のもの			
	あまのり属のもの及びこれを交えたもの			
	その他のもの			
	ひじき（ヒジキア・フスィフォルミス）			
	わかめ（ウンダリア・ピンナティフィダ）			
	その他のもの			
	その他のもの			
	ふのり属、あまのり属、あおのり属、ひとえぐさ属、とろろこんぶ属又はこんぶ属のもの			
	ふのり属のもの			
	その他のもの			
	その他のもの			
	その他のもの			
	てん菜			
	その他のもの			
	こんにゃく芋（アモルフォファルス）（切り、乾燥し又は粉状にしたものであるかないかを問わない。）			
	その他のもの			

一二一二・九一				X
一二一二・九九				X
				X
		八％	B 3 G	X
		一〇・五％	B 3	X
				A
		三・五％	B 5	A
				A
				X
				A

一二一三・〇〇	穀物のわら及び殻（切り、粉砕し、圧縮し又はペレット状にしたものであるかないかを問わないものとし、調製したものを除く。）			A
一二一・一四	ルタバガ、飼料用のビートその他の飼料用の根菜類、飼料用の乾草、ルーサン（アルファルファ）、クローバー、セインホイン、飼料用のケール、ルーピン、ベッチその他これらに類する飼料用植物（ペレット状にしてあるかないかを問わない。）			A
	第一三類			
一三・〇一	ラック並びにガム、樹脂その他の植物性の液汁及びエキス			
一三・〇二	ラック、天然ガム、樹脂、ガムレジン及びオレオレジン（例えば、バルサム）			A
	植物性の液汁及びエキス、ペクチン質、ペクチニン酸塩、ペクチン酸塩並びに寒天その他植物性原料から得た粘質物及びシックナー（変性させてあるかないかを問わない。）			
	植物性の液汁及びエキス			
一三〇一・一一	生あへん			A
一三〇二・一二	甘草のもの			A
一三〇二・一三	ホップのもの			A
一三〇二・一九	その他のもの			A
	飲料のもと			
	植物性の一種類の原料から得たもの	一〇％	B 10	R
	その他のもの			B 10
	その他のもの			
	除虫菊エキス	六％	B 10	

一三〇二・二〇	ペクチン質、ペクチニン酸塩及びペクチン酸塩			
	植物性原料から得た粘質物及びシックナー（変性させてあるかないかを問わない。）			
一三〇二・三一	寒天			X
一三〇二・三二	ローカストビーン若しくはその種又はグアーシードから得た粘質物及びシックナー（変性させてあるかないかを問わない。）			A
一三〇二・三九	その他のもの			A
	第一四類			
一四・〇一	植物性の組物材料及び他の類に該当しない植物性生産品			
	主として組物に使用する植物性材料（例えば、穀物のわらで清浄にし、漂白し又は染色したもの、竹、藤、あし、いぐさ、オージア、ラフィア及びライム樹皮）			
一四〇一・一〇	竹			A
一四〇一・二〇	藤			A
一四〇一・九〇	その他のもの			
	いぐさ、七島い（キュペルス・テゲティフォルミス）及び莞草（キュペルス・エクサルタトウス）			
	その他のもの			
一四・〇四	植物性生産品（他の項に該当するものを除く。）	八・五％	B 7	A
	第一五類			
	動物性又は植物性の油脂及びその分解生産物、調製食用脂並びに動物性又は植物性のろう			
一五〇一・〇〇	豚脂（ラードを含む。）及び家きん脂（第〇二・〇九項又は第一五・〇三項のものを除く。）			A
	豚脂			
	酸価が一・三を超えるもの			
	その他のもの			
	その他のもの			
一五〇二・〇〇	牛、羊又はやぎの脂肪（第一五・〇三項のものを除く。）	六・四％	B 7	A
一五〇三・〇〇	ラードステアリン、ラード油、オレオステアリン、オレオ油及びタロー油（乳化、混合その他の調製をしてないものに限る。）			A
一五・〇四	魚又は海棲哺乳動物の油脂及びその分別物（化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）			A
一五〇四・一〇	魚の肝油及びその分別物			A
一五〇四・二〇	魚の油脂及びその分別物（肝油を除く。）			A
一五〇四・三〇	海棲哺乳動物の油脂及びその分別物			A
	鯨油			
	その他のもの	三・五％	B 5	A
一五〇五・〇〇	ウールグリース及びこれから得た脂肪性物質（ラノリンを含む。）			A
一五〇六・〇〇	その他の動物性油脂及びその分別物（化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）	六・四％	B 7	A

一五・〇七	大豆油及びその分別物（化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）	R	X		
一五・〇八	落花生油及びその分別物（化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）	X			
一五・〇九	オリーブ油及びその分別物（化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）	A			
一五一〇・〇〇	オリーブのみから得たその他の油及びその分別物（第一五・〇九項の油及びその分別物を混合したものを含み、化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）				
一五・一一	パーム油及びその分別物（化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）	A			
一五・一二	ひまわり油、サフラワー油及び綿実油並びにこれらの分別物（化学的な変性加工をしてない油及び分別物に限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）	A			
一五一二・一一	ひまわり油及びサフラワー油並びにこれらの分別物	X	X		
一五一二・一九	粗油	X			
	その他のもの	A			
一五一二・二一	綿実油及びその分別物				
	粗油（ゴシポールを除いてあるかないかを問わない。）				
	輸出用の魚又は貝類の缶詰の製造に使用するもの				
	その他のもの				
一五一二・二九	その他のもの				
	輸出用の魚又は貝類の缶詰の製造に使用するもの	A			
	その他のもの	X			
一五・一三	やし（コプラ）油、パーム核油及びババス油並びにこれらの分別物（化学的な変性加工をしてない油及び分別物に限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）	A			
一五・一四	菜種油及びからし油並びにこれらの分別物（化学的な変性加工をしてない油及び分別物に限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）	X			
一五・一五	その他の植物性油脂及びその分別物（ホホバ油及びその分別物を含み、化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）	X	X		
	亜麻仁油及びその分別物				
一五一五・一一	粗油	X			
一五一五・一九	その他のもの	X			
	とうもろこし油及びその分別物				
一五一五・二一	粗油	X			
一五一五・二九	その他のもの	X			
一五一五・三〇	ひまし油及びその分別物	A			
一五一五・五〇	ごま油及びその分別物	X			
一五一五・九〇	その他のもの	A			
	オイチシカ油、桐油、カメリヤ油、漆ろう、はぜろう及びホホバ油並びにこれらの分別物				

	その他のもの				
	酸価が〇・六を超えるもの				
	サチャインチ（プルケネティア・ヴォルビリス）の種のみから得た油及びその分別物	X	B7	一キログラムにつき八円五〇銭	*
	その他のもの				
	その他のもの				
	サチャインチ（プルケネティア・ヴォルビリス）の種のみから得た油及びその分別物	X	B7	一キログラムにつき一〇円四〇銭	*
	その他のもの				
一五・一六	動物性又は植物性の油脂及びその分別物（完全に又は部分的に、水素添加し、インターエステル化し、リエステル化し又はエライジン化したものに限るものとし、精製してあるかないかを問わず、更に調製したものを除く。）	A			
一五・一七	マーガリン並びにこの類の動物性油脂若しくは植物性油脂又はこの類の異なる油脂の分別物の混合物及び調製品（食用のものに限るものとし、第一五・一六項の食用の油脂及びその分別物を除く。）	X			
一五一七・一〇	マーガリン（液状マーガリンを除く。）	X			
一五一七・九〇	その他のもの				
	動物性油脂又はその分別物（完全に又は部分的に、水素添加し、インターエステル化し、リエステル化し又はエライジン化したもの（精製してあるかないかを問わず、更に調製したものを除く。）を含む。）の混合物（その他の調製をしたものを除く。）	A	B5	六・四%	
	完全に又は部分的に、水素添加し、インターエステル化し、リエステル化し又はエライジン化したもの				
	その他のもの				
	植物性油脂又はその分別物（完全に又は部分的に、水素添加し、インターエステル化し、リエステル化し又はエライジン化したもの（精製してあるかないかを問わず、更に調製したものを除く。）を含む。）の混合物（その他の調製をしたものを除く。）				
	完全に又は部分的に、水素添加し、インターエステル化し、リエステル化し又はエライジン化したもの	A			
	その他のもの	X	B7	二・九%	
	離型油				
	その他のもの	X			
一五一八・〇〇	動物性又は植物性の油脂及びその分別物（ボイル油化、酸化、脱水、硫化、吹込み又は真空若しくは不活性ガスの下での加熱重合その他の化学的な変性加工をしたものに限るものとし、第一五・一六項のものを除く。）並びにこの類の動物性油脂若しくは植物性				

油脂又はこの類の異なる油脂の分別物の混合物及び調製品（食用に適しないものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）										
一五二〇・〇〇	グリセリン（粗のものに限る。）、グリセリン水及びグリセリン廃液								A	A
一五・二一	植物性ろう（トリグリセリドを除く。）、蜜ろうその他の昆虫ろう及び鯨ろう（精製してあるかないか又は着色してあるかないかを問わない。）									
一五二一・一〇	植物性ろう									
一五二一・九〇	その他のもの									
	蜜ろう									
	その他のもの									
一五二二・〇〇	デグラス及び脂肪性物質又は動物性若しくは植物性のろうの処理の際に生ずる残留物								A	A
第一六類										
一六〇一・〇〇	ソーセージその他これに類する物品（肉、くず肉又は血から製造したものに限る。）及びこれらの物品をもととした調製食料品									
一六・〇二	その他の調製をし又は保存に適する処理をした肉、くず肉及び血									
一六〇二・一〇	均質調製品									
一六〇二・二〇	動物の肝臓のもの									
	牛又は豚のもの									
	その他のもの									
	気密容器入りのもの	三%	B 15	G						
	その他のもの	六%	B 15							
第〇一・〇五項の家きんのもの										
一六〇二・三一	七面鳥のもの									
	肥、ぼうこう又は胃の全形のもの及び断片（単に水煮したものに限る。）									
	その他のもの									
	牛若しくは豚の肉又は牛若しくは豚のくず肉を含有するもの＊＊＊＊＊									
	その他のもの									
一六〇二・三二	鶏（ガルルス・ドメスティクス）のもの									
	腸、ぼうこう又は胃の全形のもの及び断片（単に水煮したものに限る。）									
	その他のもの									
	牛若しくは豚の肉又は牛若しくは豚のくず肉を含有するもの＊＊＊＊＊									
	その他のもの＊									
一六〇二・三九	その他のもの									
	腸、ぼうこう又は胃の全形のもの及び断片（単に水煮したものに限る。）									
	その他のもの									
	牛若しくは豚の肉又は牛若しくは豚のくず肉を含有するもの＊＊＊＊＊									
	その他のもの									
豚のもの										
一六〇二・四一	もも肉及びこれを分割したもの									
一六〇二・四二	肩肉及びこれを分割したもの									
一六〇二・四九	その他のもの（混合物を含む。）									
	腸、ぼうこう又は胃の全形のもの及び断片（単に水煮したものに限る。）									
	その他のもの									
一六〇二・五〇	牛のもの									
	腸、ぼうこう又は胃の全形のもの及び断片（単に水煮したものに限る。）									
	その他のもの									
一六〇二・九〇	その他のもの（動物の血の調製品を含む。）									
	腸、ぼうこう又は胃の全形のもの及び断片（単に水煮したものに限る。）									
	その他のもの									
一六〇三・〇〇	肉、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物のエキス及びジュース									
	肉のエキス及びジュース									
	その他のもの									
一六・〇四	魚（調製し又は保存に適する処理をしたものに限る。）、キャビア及び魚卵から調製したキャビア代用物									
	魚（全形のもの及び断片状のものに限るものとし、細かく切り刻んだものを除く。）									
一六〇四・一一	さけ									
一六〇四・一二	にしん									
一六〇四・一三	いわし									
一六〇四・一四	まぐろ、はがつお（サルダ属のもの）及びかつお									
	かつお（気密容器入りのものに限る。）	六・四%	B 3	G						
	その他のもの	七・二%	B 3	G						
一六〇四・一五	さば									
一六〇四・一六	かたくちいわし									
一六〇四・一九	その他のもの									
	うなぎ									
	その他のもの	七・二%	B 3	G						
一六〇四・二〇	その他の調製をし又は保存に適する処理をした魚									
	卵	七・二%	B 5	G						
	にしん（クルペア属のもの）又はたら（ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）のもの									
	にしん（クルペア属のもの）のもの									
	気密容器入りのもの	九・六%	B 3	G						
	その他のもの									
	たら（ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）のもの	一一%	B 3	G						
	その他のもの	九%	B 3							
	その他のもの	六・四%	B 3	G						
	キャビア及びその代用物	七・二%	B 3	G						
一六〇四・三〇	甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物（調製し又は保存に適する処理をしたものに限る。）									
一六・〇五	かに									
一六〇五・一〇										

一六〇五・二〇	シュリンプ及びプローン												
	くん製したもの及び単に水若しくは塩水で煮又はその後に冷蔵し、冷凍し、塩蔵し、塩水漬けし若しくは乾燥したもの												
	その他のもの												
	米を含むもの												
	その他のもの												
一六〇五・三〇	ロブスター												
	くん製したもの及び単に水若しくは塩水で煮又はその後に冷蔵し、冷凍し、塩蔵し、塩水漬けし若しくは乾燥したもの												
	その他のもの												
一六〇五・四〇	その他の甲殻類												
	えび												
	その他のもの												
一六〇五・九〇	その他のもの												
	くん製したもの												
	いか、帆立貝及び貝柱												
	その他のもの												
	その他のもの												
	いか及びくらげ												
	いか												
	気密容器入りのもの												
	米を含むもの												
	その他のもの												
	その他のもの												
	米を含むもの												
	その他のもの												
	くらげ												
	その他のもの												
第一七類	糖類及び砂糖菓子												
一七・〇一	甘しや糖、てん菜糖及び化学的に純粋なしよ糖（固体のものに限る。）												
一七・〇二	その他の糖類（化学的に純粋なものに限る。）、糖水（香味料又は着色料を加えてないものに限る。）、人造蜂蜜（天然蜂蜜を混合してあるかないかを問わない。）及びカラメル												
	乳糖及び乳糖水												
一七〇二・一一	無水乳糖として計算した乳糖の含有量が乾燥状態において全重量の九九％以上のもの	A	A	X									
一七〇二・一九	その他のもの												
一七〇二・二〇	かえで糖及びかえで糖水												
一七〇二・三〇	ぶどう糖及びぶどう糖水（果糖を含有しないもの及び果糖の含有量が乾燥状態において全重量の二〇％未満のものに限る。）	X	A	A	B 10 G	八％	一〇・五％	(d)	P	X	九％	(c)、G	P	X
一七〇二・四〇	ぶどう糖及びぶどう糖水（果糖の含有量が乾燥状態において全重量の二〇％以上五〇％未満のものに限るものとし、転化糖を除く。）										六・七％	(b)	P	A
一七〇二・五〇	果糖（化学的に純粋なものに限る。）										七・一％	G	B 10	X
一七〇二・六〇	その他の果糖及び果糖水（果糖の含有量が乾燥状態において全重量の五〇％を超えるものに限るものとし、転化糖を除く。）										三・一％	G	B 10	X
一七〇二・九〇	その他のもの（転化糖並びにその他の糖類及び糖水の混合物で果糖を乾燥状態において全重量の五〇％含有するものを含む。）										五・三％	G	B 7	X
	砂糖、砂糖水、人造蜂蜜及びカラメル										三・一％	G	B 7	X
	ハイ・テスト・モラセス													
	グルタミン酸及びその塩、酵母、リジン、五′―リボヌクレオチド及びその塩その他政令で定める物品の製造に使用するもの													
	その他のもの													
	香味料又は着色料を加えたもの													
	その他のもの													
	砂糖を加えたもの													
	その他のもの													
	ソルボース													
	その他のもの													
一七・〇三	糖蜜（砂糖の抽出又は精製の際に生ずるものに限る。）													
一七〇三・一〇	甘しや糖蜜													
	グルタミン酸及びその塩、酵母、リジン、五′―リボヌクレオチド及びその塩その他政令で定める物品の製造に使用するもの													
	その他のもの													
	飼料用のもの													
	注　税関当局の監督の下で飼料の原料として使用するものに限る。													
	その他のもの													
一七〇三・九〇	その他のもの													
	グルタミン酸及びその塩、酵母、リジン、五′―リボヌクレオチド及びその塩その他政令で定める物品の製造に使用するもの													
	その他のもの													
	飼料用のもの													
	注　税関当局の監督の下で飼料の原料として使用するものに限る。													
	その他のもの													
一七・〇四	砂糖菓子（ホワイトチョコレートを含むものとし、ココアを含有しないものに限る。）													
一七〇四・一〇	チューインガム（砂糖で覆ってあるかないかを問わない。）													
一七〇四・九〇	その他のもの													
	甘草エキス（菓子にしたものを除く。）													
	その他のもの													

第一八類	ココア及びその調製品					
一八〇一・〇〇	カカオ豆（生のもの及び煎ったもので、全形のもの及び割ったものに限る。）		A	A		
一八〇二・〇〇	カカオ豆の殻、皮その他のくず		A	A		
一八・〇三	ココアペースト（脱脂してあるかないかを問わない。）					
一八〇三・一〇	脱脂してないもの	三・五％	B 7	G		
一八〇三・二〇	完全に又は部分的に脱脂したもの	七％	B 7	G		
一八〇四・〇〇	カカオ脂		A			
一八〇五・〇〇	ココア粉（砂糖その他の甘味料を加えたものを除く。）	一〇・五％	B 10	G		
一八・〇六	チョコレートその他のココアを含有する調製食料品					
一八〇六・一〇	ココア粉（砂糖その他の甘味料を加えたものに限る。）					
	砂糖を加えたもの		X			
	その他のもの	一二・五％	B 7	G		
一八〇六・二〇	その他の調製品（塊状、板状又は棒状のもので、その重量が二キログラムを超えるもの及び液状、ペースト状、粉状、粒状その他これらに類する形状のもので、正味重量が二キログラムを超える容器入り又は直接包装にしたものに限る。）					X
	第〇四・〇一項から第〇四・〇四項までの物品の調製食料品（ココア粉の含有量が全重量の一〇％未満のものに限る。）					
	ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇％以上のもの（加圧容器入りにしたホイップドクリームを除く。）					
	その他のもの					
	砂糖を加えたもの					
	その他のもの					
一八〇六・三一	詰物をしたもの		X	R	X	
一八〇六・三二	詰物をしてないもの					
一八〇六・九〇	その他のもの		X			
	チョコレート菓子					
	その他のもの					
	第〇四・〇一項から第〇四・〇四項までの物品の調製食料品（ココア粉の含有量が全重量の一〇％未満のものに限る。）		X	R	X	
	ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇％以上のもの（加圧容器入りにしたホイップドクリームを除く。）					
	その他のもの					
	砂糖を加えたもの		X			
	その他のもの					
	その他のもの					
第一九類	穀物、穀粉、でん粉又はミルクの調製品及びベーカリー製品					
一九・〇一	麦芽エキス並びに穀粉、ひき割り穀物、ミール、でん粉又は麦芽エキスの調製食料品（ココアを含有するものにあっては完全に脱脂したココアとして計算したココアの含有量が全重量の四〇％未満のものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）及び第〇四・〇一項から第〇四・〇四項までの物品の調製食料品（ココアを含有するものにあっては完全に脱脂したココアとして計算したココアの含有量が全重量の五％未満のものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）					
一九〇一・一〇	育児食用の調製品（小売用にしたものに限る。）					
一九〇一・二〇	第一九・〇五項のベーカリー製品製造用の混合物及び練り生地					
一九〇一・九〇	その他のもの					
	穀粉、ミール又はでん粉の調製食料品（米、小麦、ライ小麦、大麦若しくは裸麦の粉、ひき割りしたもの、ミール若しくはペレット又はでん粉の一以上を含有するもので、これらの物品の含有量の合計が全重量の八五％を超えるものに限るものとし、ケーキミックス及び育児食用又は食餌療法用のものを除く。）、第〇四・〇一項から第〇四・〇四項までの物品の調製食料品（ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇％以上のものに限るものとし、加圧容器入りにしたホイップドクリームを除く。）及び餅、だんごその他これらに類する米産品（育児食用又は食餌療法用のものを除く。）		X			
	その他のもの					
	第〇四・〇一項から第〇四・〇四項までの物品の調製食料品					
	砂糖を加えたもの		X			
	その他のもの					
	その他のもの					
一九〇三・〇〇	タピオカ及びでん粉から製造したタピオカ代用物（フレーク状、粒状、真珠形、ふるいかす状その他これらに類する形状のものに限る。）					
一九・〇四	穀物又は穀物産品を膨張させて又は煎って得た調製食料品（例えば、コーンフレーク）並びに粒状又はフレーク状の穀物（とうもろこしを除く。）及びその他の加工穀物（粉、ひき割り穀物及びミールを除く。）であらかじめ加熱による調理その他の調製をしたもの（他の項に該当するものを除く。）	九・六％	B 10		X	R
一九・〇五	パン、ペーストリー、ケーキ、ビスケットその他のベーカリー製品（ココアを含有するかしないかを問わない。）及び聖さん用ウエハー、医療用に適するオブラート、シーリングウエハー、ライスペーパーその他これらに類する物品		X			
一九〇五・一〇	クリスプブレッド		X	X		
一九〇五・二〇	ジンジャーブレッドその他これに類する物品		X	X		
一九〇五・三一	スイートビスケット、ワッフル及びウエハー					
一九〇五・三二	スイートビスケット					
	ワッフル及びウエハー					

一九〇五・四〇	ラスク、トーストパンその他これらに類する焼いた物品										
一九〇五・九〇	その他のもの										
	パン、乾パンその他これらに類するベーカリー製品（砂糖、蜂蜜、卵、脂肪、チーズ又は果実を加えたものを除く。）										
	聖さん用ウエハー、医療用に適するオブラート、シーリングウエハー、ライスペーパーその他これらに類する物品										
	その他のもの										
	砂糖を加えたもの										
	主としてばれいしょの粉から成る混合物を成型した後、食用油で揚げ又は焼いたもの										
	その他のもの										
	その他のもの										
	主としてばれいしょの粉から成る混合物を成型した後、食用油で揚げ又は焼いたもの										
	その他のもの										
	その他のもの										
第二〇類	野菜、果実、ナットその他植物の部分の調製品										
二〇・〇一	食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をした野菜、果実、ナットその他植物の食用の部分										
二〇〇一・一〇	きゅうり及びガーキン										
	砂糖を加えたもの										
	その他のもの										
二〇〇一・九〇	その他のもの										
	砂糖を加えたもの										
	パパイヤ、ボポー、アボカドー、グアバ、ドリアン、ビリンビ、チャンペダ、ナンカ、パンの実、ランブータン、ジャンボ、レンブ、サポテ、チェリモア、サントル、シュガーアップル、カスターアップル、パッションフルーツ、ランソム、サワーサップ、レイシ、マンゴー及びマンゴスチン										
	スイートコーン										
	ヤングコーンコブ										
	その他のもの										
	パパイヤ、ボポー、アボカドー、グアバ、ドリアン、ビリンビ、チャンペダ、ナンカ、パンの実、ランブータン、ジャンボ、レンブ、サポテ、チェリモア、サントル、シュガーアップル、カスターアップル、パッションフルーツ、ランソム、サワーサップ、レイシ、マンゴー及びマンゴスチン										
	スイートコーン										
	ヤングコーンコブ										
	その他のもの										
	しょうが										

											九%
											B7
											G
											一二%
											B10
											G
											九%
											B10
											G
											一〇・五%
											B7
											A
											一六・八%
											B15
											一二%
											B10
											G
											七・五%
											B7
											A
											九%
											B10
											G
R											

											九%
											B10
											X
											九%
											B10
											X
											九%
											B10
											X
											九%
											B10
											X

											七・六%
											B15
											G
											一三・四%
											B10
											R
											七・六%
											B15
											G
											一三・六%
											B10
											A
											八・五%
											B10
											A
											一三・六%
											B10
A	A	A	A								

											A
											一〇・五%
											B10
											二三・八%
											B15
											一七%
											B10
											一七%
											B10
											*
											一三・六%
											B10
											X

スイートコーン					
ヤングコーンコブ					
気密容器入りのもの					
その他のもの					
その他のもの					
二〇・〇五	調製し又は保存に適する処理をしたその他の野菜（冷凍してないものに限るものとし、食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をしたもの及び第二〇・〇六項の物品を除く。）				
二〇〇五・一〇	均質調製野菜				
砂糖を加えたもの					
その他のもの					
二〇〇五・二〇	ばれいしょ				
マッシュポテト及びポテトフレーク					
その他のもの					
気密容器入りのもの（容器ともの一個の重量が一〇キログラム以下のものに限る。）					
その他のもの					
二〇〇五・四〇	えんどう（ビスム・サティヴム）				
砂糖を加えたもの					
その他のもの					

七・五%	B10				
九%	B10	G			
一五%	B10				
九%	B7				
一六・八%	B15				
九・六%	B10	G			
一三・六%	B10				
九・六%	B10	G			
X					
九%	B10	G			

気密容器入りのもの（容器ともの一個の重量が一〇キログラム以下のものに限る。）					
さや付きのもの					
その他のもの					
その他のもの					
さや付きのもの					
その他のもの					
ささげ属又はいんげんまめ属の豆					
二〇〇五・五一	さやを除いた豆				
砂糖を加えたもの					
気密容器入りのもの（トマトピューレーその他のトマトの調製品及び豚の肉又はラードその他の豚脂を含有するものに限る。）					
その他のもの					
その他のもの					
二〇〇五・五九	その他のもの				
砂糖を加えたもの					
その他のもの					
気密容器入りのもの（容器ともの一個の重量が一〇キログラム以下のものに限る。）					
その他のもの					

九・六%	B10	G			
七・五%	B10	G			
九%	B7				
六・八%	B10	G			
一四%	B10				
X	X				
一三・四%	B10				
九・六%	B10	G			
九%	B7				

二〇〇五・六〇	アスパラガス				
気密容器入りのもの（容器ともの一個の重量が一〇キログラム以下のものに限る。）					
その他のもの					
二〇〇五・七〇	オリーブ				
二〇〇五・八〇	スイートコーン（ゼア・マユス変種サカラタ）				
砂糖を加えたもの					
その他のもの					
その他の野菜及び野菜を混合したもの					
二〇〇五・九一	たけのこ				
砂糖を加えたもの					
その他のもの					
二〇〇五・九九	その他のもの				
砂糖を加えたもの					
豆（さや付きのものを除く。）					
気密容器入りのもの（トマトピューレーその他のトマトの調製品及び豚の肉又はラードその他の豚脂を含有するものに限る。）					
その他のもの					
その他のもの					

一六%	B10				
一二%	B10				
A					
一四・九%	B10				
一〇%	B10				
一三・六%	B10	X			
一四%	B7				
一三・四%	B15	X			

ヤングコーンコブ					
気密容器入りのもの					
その他のもの					
豆（さや付きのものを除く。）					
サワークラウト					
その他のもの					
気密容器入りのもの（容器ともの一個の重量が一〇キログラム以下のものに限る。）					
にんにくの粉					
その他のもの					
その他のもの					
にんにくの粉					
その他のもの					
二〇〇六・〇〇	砂糖により調製した野菜、果実、ナット、果皮その他植物の部分（ドレインしたもの、グラッセのもの及びクリスタライズしたものに限る。）				
マロングラッセ					
その他のもの					
二〇・〇七	ジャム、フルーツゼリー、マーマレード、果実又はナットのピューレー及び果実又はナットのペースト（加熱調理をして得られたものに限るものとし、砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。）				

九%	B10	G			
一五%	B10				
一七%	B7				
九・六%	B10	G			
九・六%	B5				
九・六%	B7	G			
八%	B5				
九%	B7	G			
一二・六%	B15				
九%	B10	G			

二〇〇七・一〇	均質調製果実						
	砂糖を加えたもの					三四%	B 15
	その他のもの						
	その他のもの					二二・三%	B 15
二〇〇七・九一	かんきつ類の果実						R
二〇〇七・九九	その他のもの						
	ジャム及びフルーツゼリー						
	砂糖を加えたもの					一六・八%	B 15
	その他のもの					一二%	B 15
	その他のもの						
	砂糖を加えたもの					三四%	B 7
	フルーツピューレー及びフルーツペースト						
	その他のもの					四〇%	B 15
	その他のもの						
	フルーツピューレー及びフルーツペースト					二二・三%	B 7
	その他のもの					二五%	B 10
二〇・〇八	果実、ナットその他植物の食用の部分（その他の調製をし又は保存に適する処理をしたものに限るものとし、砂糖その他の甘味料又はアルコールを加えてあるかないかを問わず、他の項に該当するものを除く。）						
	ナット、落花生その他の種（これらを相互に混合してあるかないかを問わない。）						
二〇〇八・一一	落花生						
	砂糖を加えたもの					一二%	B 10
	ピーナツバター						X
	その他のもの					一〇%	B 7
	その他のもの						X
	ピーナツバター						
	その他のもの					一〇・五%	B 10
	その他のもの（混合したものを含む。）						G
二〇〇八・一九	砂糖を加えたもの						
	パルプ状のもの						
	その他のもの						
	カシューナット及びその他の煎つたナット					五・五%	B 7
	その他のもの					一六・八%	B 15
	その他のもの						A
	パルプ状のもの						
	その他のもの						
	アーモンド（煎つたものに限る。）、マカダミアナット、ペカン（煎つたものに限る。）、カシューナット、ココやしの実、ブラジルナット、パラダイスナット及びヘーゼルナット						
	ぎんなん					一二%	B 10
							A

	その他のもの						
	煎つたもの					一二%	B 10
	その他のもの						A
二〇〇八・二〇	パイナップル						X
二〇〇八・三〇	かんきつ類の果実						X
二〇〇八・四〇	梨						
	砂糖を加えたもの					一五%	B 10
	パルプ状のもの						
	気密容器入りのもの					一〇・八%	B 10
	その他のもの					二一%	B 15
	気密容器入りのもの					一五%	B 10
	その他のもの						
	パルプ状のもの					一二%	B 10
	気密容器入りのもの					七・五%	B 10
	その他のもの						G
	気密容器入りのもの					九%	B 10
	その他のもの					五・四%	B 10
							G

二〇〇八・五〇	あんず						
	砂糖を加えたもの					一五%	B 10
	その他のもの					六%	B 10
二〇〇八・六〇	さくらんぼ						G
	砂糖を加えたもの					一五%	B 10
	その他のもの						
	パルプ状のもの					一二%	B 10
	その他のもの					六%	B 10
二〇〇八・七〇	桃（ネクタリンを含む。）						G
	砂糖を加えたもの					二一・三%	B 15
	パルプ状のもの					二九・八%	B 15
	気密容器入りのもの						
	その他のもの						
	気密容器入りのもの						
	容器ともの一個の重量が二キログラム以上のもの					六・七%	B 10
	その他のもの					八%	B 10
	その他のもの						
	パルプ状のもの					一三・四%	B 10

気密容器入りのもの			八・五%	B 10 G
その他のもの			一〇・七%	B 10 G
その他のもの			六・七%	B 10
気密容器入りのもの			九・六%	B 10
その他のもの				
ストロベリー	二〇〇八・八〇		二一%	B 15
砂糖を加えたもの			一一%	B 10
パルプ状のもの				
その他のもの				
その他のもの			一五%	B 10
パルプ状のもの				
その他のもの			一二%	B 10
その他のもの（混合したもの（第二〇〇八・一九号のものを除く。）を含む。）	二〇〇八・九一			
パームハート	二〇〇八・九二			
混合したもの			七・五%	B 10 G
ミックスドフルーツ、フルーツサラダ及びフルーツカクテル				
砂糖を加えたもの			六%	B 5
その他のもの				
その他のもの				
その他のもの				
その他のもの	二〇〇八・九九			

梅				
その他のもの			一二%	B 10
砂糖を加えたもの				
パルプ状のもの			一〇・五%	B 10 G
バナナ及びアボカドー				
その他のもの			二九・八%	B 15
その他のもの				
ベリー、プルーン、バナナ、アボカドー、マンゴー、グアバ及びマンゴスチン			五・五%	B 7 G
その他のもの				
ドリアン、ランブータン、パッションフルーツ、レイシ及びごれんし			七%	B 10 G
その他のもの				
その他のもの			一六・八%	B 15
パルプ状のもの				
バナナ、アボカドー、プルーン、マンゴー、グアバ及びマンゴスチン			七・五%	B 10 G
カムカム				
その他のもの			二一・三%	B 15
その他のもの				
プルーン、バナナ、アボカドー、マンゴー、グアバ及びマンゴスチン			一〇%	B 7
さといも（冷凍したものに限る。）				

その他のもの				
ドリアン、ランブータン、パッションフルーツ、レイシ、ごれんし、爆裂種のとうもろこし（通常の気圧の下で加熱により爆裂するものに限る。）及びカムカム				
その他のもの			一二%	B 10 A
果実又は野菜のジュース（ぶどう搾汁を含み、発酵しておらず、かつ、アルコールを加えてないものに限るものとし、砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。）	二〇〇九・〇九			
オレンジジュース				
冷凍したもの	二〇〇九・一一			
冷凍してないもの（ブリックス値が二〇以下のものに限る。）	二〇〇九・一二			
砂糖を加えたもの			二五・五%	B 15
しょ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の一〇%以下のもの				
その他のもの			二九・八%	B 15
（その率が一キログラムにつき二三円の従量税率より低いときは、当該従量税率）		R		

その他のもの				
しょ糖の含有量が全重量の一〇%以下のもの				
その他のもの				
砂糖を加えたもの	二〇〇九・一九			
しょ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の一〇%以下のもの				
その他のもの				
（その率が一キログラムにつき二三円の従量税率より低いときは、当該従量税率）			二一・三%	B 15
			二五・五%	B 15
その他のもの				
しょ糖の含有量が全重量の一〇%以下のもの				
その他のもの			二一・三%	B 15
			二五・五%	B 15
その他のもの				
グレープフルーツ（ポメロを含む。）ジュース			二一・三%	B 15
			二五・五%	B 15

二〇〇九・二一	ブリックス値が二〇以下のもの		X	
二〇〇九・二九	その他のもの		X	
	その他のかんきつ類の果実のジュース（二以上の果実から得たものを除く。）			
二〇〇九・三一	ブリックス値が二〇以下のもの			
	砂糖を加えたもの		R	
	その他のもの			
	しよ糖の含有量が全重量の一〇%以下のもの			
	レモンジュース	六%	B7	
	ライムジュース	一二%	B10	
	その他のもの		R	
	その他のもの		R	
二〇〇九・三九	その他のもの			
	砂糖を加えたもの		R	
	その他のもの			
	しよ糖の含有量が全重量の一〇%以下のもの			
	レモンジュース	六%	B5	
	ライムジュース	一二%	B7	
	その他のもの		R	
	その他のもの		R	
	パイナップルジュース			
二〇〇九・四一	ブリックス値が二〇以下のもの		R	
二〇〇九・四九	その他のもの		R	
二〇〇九・五〇	トマトジュース		X	
	ぶどうジュース（ぶどう搾汁を含む。）			
二〇〇九・六一	ブリックス値が三〇以下のもの			
	砂糖を加えたもの			
	しよ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の一〇%以下のもの	一三%	B15	
	その他のもの	二九・八%（その率が一キログラムにつき二三円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	B15	
	その他のもの	一九・一%	B15	
二〇〇九・六九	その他のもの			
	砂糖を加えたもの			
	しよ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の一〇%以下のもの	一三%	B15	
	その他のもの	二九・八%（その率が一キログラムにつき二三円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	B15	
	その他のもの			
	しよ糖の含有量が全重量の一〇%以下のもの	一九・一%	B15	
	その他のもの	二五・五%	B15	
	りんごジュース			
二〇〇九・七一	ブリックス値が二〇以下のもの		R	
二〇〇九・七九	その他のもの		R	
二〇〇九・八〇	その他の果実又は野菜のジュース（二以上の果実又は野菜から得たものを除く。）			
	果汁			
	砂糖を加えたもの			
	しよ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の一〇%以下のもの	一三%	B15	
	その他のもの	二九・八%（その率が一キログラムにつき二三円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	B15	
	その他のもの			
	しよ糖の含有量が全重量の一〇%以下のもの			
	プルーンジュース	一四・四%	B10	
	その他のもの	一九・一%	B10	
	その他のもの	二五・五%	B10	
	野菜ジュース			
	砂糖を加えたもの	八・一%	B7	
	その他のもの			
	気密容器入りのもの	七・六%	B7	G
	その他のもの	七・二%	B7	
二〇〇九・九〇	混合ジュース			
	混合果汁			

		砂糖を加えたもの				
		しょ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の一〇％以下のもの				
		その他のもの	二三％	B 10		
			二九・八％（その率が一キログラムにつき二三円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	B 10		
		その他のもの				
		しょ糖の含有量が全重量の一〇％以下のもの	一九・一％	B 10		
		その他のもの	二五・五％	B 10		
		混合野菜ジュース				
		砂糖を加えたもの	八・一％	B 7		
		その他のもの	五・四％	B 5		
第二十一類						
二一・〇一		各種の調製食料品				
		コーヒー、茶又はマテのエキス、エッセンス及び濃縮物並びにこれらをもととした調製品、コーヒー、茶又はマテをもととした調製品並びにチコリーその他のコーヒー代用物（煎ったものに限る。）並びにそのエキス、エッセンス及び濃縮物				
	二一〇一・一	コーヒーのエキス、エッセンス及び濃縮物並びにこれらをもととした調製品並びにコーヒーをもととした調製品				
		エキス、エッセンス及び濃縮物				
		砂糖を加えたもの	八・八％	B 7		
		その他のもの				
		インスタントコーヒー				
		その他のもの				
	二一〇一・二	エキス、エッセンス又は濃縮物をもととした調製品及びコーヒーをもととした調製品				
		エキス、エッセンス又は濃縮物をもととした調製品			X	
		砂糖を加えたもの				
		その他のもの				
		インスタントコーヒー				
		その他のもの				
		エキス、エッセンス及び濃縮物				
		砂糖を加えたもの	八・八％	B 7	A	X
		その他のもの				
		コーヒーをもととした調製品				
		ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇％以上のもの				
		その他のもの				X
	二一〇一・三〇	チコリーその他のコーヒー代用物（煎ったものに限る。）並びにそのエキス、エッセンス及び濃縮物				
		酵母（活性のものであるかないかを問わない。）及びその他の単細胞微生物（生きていないものに限るものとし、第三〇・〇二項のワクチンを除く。）並びに調製したベーキングパウダー				
	二一・〇二	酵母（活性のものに限る。）				
		酵母（不活性のものに限る。）及びその他の単細胞微生物（生きていないものに限る。）				
	二一〇二・一〇	調製したベーキングパウダー				
	二一・〇三	ソース、ソース用の調製品、混合調味料、マスタードの粉及びミール並びに調製したマスタード				
	二一〇三・一〇	醤油				
	二一〇三・二〇	トマトケチャップその他のトマトソース				
		トマトケチャップ				
		その他のトマトソース				
	二一〇三・三〇	マスタードの粉及びミール並びに調製したマスタード				
		小売用の容器入りにしたもの				
		その他のもの				
	二一〇三・九〇	その他のもの				
		ソース				
		マヨネーズ、フレンチドレッシング及びサラダドレッシング				
		その他のもの				
		その他のもの				
		インスタントカレーその他のカレー調製品				
		その他のもの				
		グルタミン酸ソーダを主成分とするもの				
		その他のもの				

		砂糖を加えたもの				
		その他のもの				
	二一〇一・二〇	茶又はマテのエキス、エッセンス及び濃縮物並びにこれらをもととした調製品並びに茶又はマテをもととした調製品				
		茶又はマテのエキス、エッセンス及び濃縮物並びにこれらをもととした調製品				
		インスタントティー				
		その他のもの				
		茶又はマテをもととした調製品				
		ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇％以上のもの				
		その他のもの				
		砂糖を加えたもの	一五％	B 10	X	X
		その他のもの				
	二一〇一・三〇	チコリーその他のコーヒー代用物（煎ったものに限る。）並びにそのエキス、エッセンス及び濃縮物				
		酵母（活性のものであるかないかを問わない。）及びその他の単細胞微生物（生きていないものに限るものとし、第三〇・〇二項のワクチンを除く。）並びに調製したベーキングパウダー				
	二一・〇二	酵母（活性のものに限る。）	八％	B 7	A	X
		酵母（不活性のものに限る。）及びその他の単細胞微生物（生きていないものに限る。）				
	二一〇二・一〇	調製したベーキングパウダー				
	二一・〇三	ソース、ソース用の調製品、混合調味料、マスタードの粉及びミール並びに調製したマスタード				
	二一〇三・一〇	醤油	一五％	B 10	X	X
	二一〇三・二〇	トマトケチャップその他のトマトソース				
		トマトケチャップ				
		その他のトマトソース				
	二一〇三・三〇	マスタードの粉及びミール並びに調製したマスタード				
		小売用の容器入りにしたもの				
		その他のもの				
	二一〇三・九〇	その他のもの				
		ソース				
		マヨネーズ、フレンチドレッシング及びサラダドレッシング	六％	B 5	R	
		その他のもの		G		
		その他のもの				
		インスタントカレーその他のカレー調製品	三・六％	B 7		
		その他のもの		G		
		その他のもの				
		グルタミン酸ソーダを主成分とするもの	四・八％	B 7		
		その他のもの	一〇・五％	B 10		
			六％	B 10	Q (k)	Q (j)
				G		
			九％	B 7	A	A
			七・五％	B 7		

二一・〇四	スープ、ブロス、スープ用又はブロス用の調製品及び均質混合調製食料品			
二一〇四・一〇	スープ、ブロス及びスープ用又はブロス用の調製品			
	野菜のもの（気密容器入りのものに限る。）	七%	B7	
	その他のもの	八・四%	B7	
二一〇四・二〇	均質混合調製食料品	六%	B10	G
二一〇五・〇〇	アイスクリームその他の氷菓（ココアを含有するかしないかを問わない。）		X	
二一・〇六	調製食料品（他の項に該当するものを除く。）			
二一〇六・一〇	たんぱく質濃縮物及び繊維状にしたたんぱく質系物質			
	ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇%以上の調製品（たんぱく質の含有量が全重量の八〇%以上でその成分中植物性たんぱくの重量が最大のたんぱく質濃縮物のうち、小売用の容器入りにしたもので一個の正味重量が五〇〇グラム未満のものを除く。）		X	
	その他のもの			
	砂糖を加えたもの		X	
	その他のもの			
	植物性たんぱく			
	たんぱく質の含有量が全重量の八〇%以上でその成分中植物性たんぱくの重量が最大のたんぱく質濃縮物のうち、小売用の容器入りにしたもので一個の正味重量が五〇〇グラム未満のもの	一〇・六%	B15	
	その他のもの	一〇・六%	B10	
	その他のもの	一五%	B10	
二一〇六・九〇	その他のもの			
	ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇%以上の調製品		X	
	その他のもの			
	米、小麦（ライ小麦を含む。）又は大麦（裸麦を含む。）のいずれかの含有量が全重量の三〇%を超える調製食料品		X	
	その他のもの			
	糖水（着色料又は香味料を加えたものに限る。）及びこんにゃく		X	
	チューインガム	五%	B5	
	飲料製造に使用する種類の調製品でアルコールを含有するもの（アルコール分が〇・五%を超えるものに限る。）			
	果汁をもととした調製品（アルコール分が一%未満のものに限る。）	二九・八%（その率が一キログラムにつき二三円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	B15	
	その他のもの		A	
	その他のもの			
	砂糖を加えたもの			
	おたねにんじん又はそのエキスを含有する飲料のもと			
	各成分のうち砂糖の重量が最大のもの		X	
	その他のもの	二〇%	B10	G
	ビタミンをもととした栄養補助食品	一二・五%	B10	
	その他のもの		X	
	その他のもの			
	調製食用脂（第〇四・〇五項の物品の含有量が全重量の一五%を超え三〇%未満のものに限る。）		X	
	アルコールを含有しない飲料のもと			
	おたねにんじん又はそのエキスを含有するもの	一二%	B10	
	その他のもの	一〇%	B10	
	その他のもの			
	第〇四・一〇項の物品のもの	九%	B7	
	その他のもの			
	ビタミンをもととした栄養補助食品及び植物性たんぱくを加水分解したもの	一二・五%	B10	
	その他のもの			
	たんぱく質変性防止剤（冷凍すり身の製造に使用する種類のものでソルビトールその他の政令で定める物品に政令で定める調製を加えたものに限る。）		A	
	その他のもの			
	ひじき（ヒジキア・フスイフォルミス）	一〇%	B5	G
	その他のもの		X	
第二二類	飲料、アルコール及び食酢			
二二・〇一	水（天然又は人造の鉱水及び炭酸水を含むものとし、砂糖その他の甘味料又は香味料を加えたものを除く。）、氷及び雪		A	
二二・〇二	水（鉱水及び炭酸水を含むものとし、砂糖その他の甘味料又は香味料を加えたものに限る。）その他のアルコールを含有しない飲料（第二〇・〇九項の果実又は野菜のジュースを除く。）			
二二〇二・一〇	水（鉱水及び炭酸水を含むものとし、砂糖その他の甘味料又は香味料を加えたものに限る。）			
	砂糖を加えたもの	一三・四%	B10	
	その他のもの	九・六%	B7	
二二〇二・九〇	その他のもの			
	砂糖を加えたもの	一三・四%	B7	
	その他のもの	九・六%	B7	

二二〇三・〇〇	ビール		
二二〇四・〇四	ぶどう酒（強化ぶどう酒を含むものとし、生鮮のぶどうから製造したものに限る。）及びぶどう搾汁（第二〇・〇九項のものを除く。）		
二二〇四・一〇	スパークリングワイン		
二二〇四・二一	その他のぶどう酒及びぶどう搾汁でアルコール添加により発酵を止めたもの		
	二リットル以下の容器入りにしたもの		
	シェリー、ポートその他の強化ぶどう酒		
	その他のもの		
		一リットルにつき一四五円六〇銭	A B 15 G
		一リットルにつき一二円一五%（その率が一リットルにつき二五円の従量税率より高いとき又は一リットルにつき六七円の従量税率より低いときは、それぞれ当該従量税率）	B 10 B 5
	二リットルを超えるもの		
	シェリー、ポートその他の強化ぶどう酒		
	その他のもの		
		一リットルにつき一二円一五%（その率が一リットルにつき二五円の従量税率より高いとき又は一リットルにつき六七円の従量税率より低いときは、それぞれ当該従量税率）	B 10 B 5
二二〇四・二九	その他のもの		
	一五〇リットル以下の容器入りにしたもの		
	その他のもの		
		一五%（その率が一リットルにつき二二五円の従量税率より高いとき又は一リットルにつき六七円の従量税率より低いときは、それぞれ当該従量税率）	B 15 B 15 G
二二〇四・三〇	その他のぶどう搾汁		
	アルコール分が一%未満のもの		
	砂糖を加えたもの		
		一リットルにつき二四円	B 15 G
	その他のもの		
	しょ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の一〇%以下のもの		
		二九・八%（その率が一キログラムにつき二三円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	B 15
	その他のもの		
	しょ糖の含有量が全重量の一〇%以下のもの		
		一九・一% 二五・五%	B 15 A B 15
	その他のもの		
	ベルモットその他のぶどう酒（生鮮のぶどうから製造したもので、植物又は芳香性物質により香味を付けたものに限る。）		
二二〇五・一〇	二リットル以下の容器入りにしたもの		X
二二〇五・九〇	その他のもの		
	アルコール分が一%未満のもの		X
	その他のもの		
		一九・一%（その率が一キログラムにつき二三円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	B 15
二二〇六・〇〇	その他の発酵酒（例えば、りんご酒、梨酒及びミード）並びに発酵酒とアルコールを含有しない飲料との混合物及び発酵酒の混合物（他の項に該当するものを除く。）		
	アルコール分が一%未満のもの		
	その他のもの		
	清酒及び濁酒		
	その他のもの		
	発酵酒（清酒を除く。）と第二〇・〇九項又は第二二・〇二項の物品との混合物		X
	その他のもの		
	麦芽を原料の一部としたもので発泡性を有するもの		A
	その他のもの		X
二二〇七	エチルアルコール（変性させてないものでアルコール分が八〇%以上のものに限る。）及び変性アルコール（アルコール分のいかんを問わない。）		X

二二〇七・一〇	エチルアルコール（変性させてないものでアルコール分が八〇％以上のものに限る。）			
	アルコール分が九〇％以上のもの			
	工業用アルコール又は酢酸エチル若しくはエチルアミンの製造の用に供するもの		A	
	その他のもの			
	アルコール飲料の原料アルコールの製造用のもの（連続式蒸留機により蒸留して使用するものに限る。）		A	
	その他のもの	一三・四％	B16	
	その他のもの			
	アルコール飲料の原料アルコールの製造用のもの（連続式蒸留機により蒸留して使用するものに限る。）		A	
	その他のもの	一リットルにつき三八円一〇銭	B16	
二二〇七・二〇	変性アルコール（アルコール分のいかんを問わない。）			
	アルコール分が九〇％以上のもの	二七・二％	B16	
	その他のもの	一リットルにつき三八円一〇銭	B16	
二二・〇八	エチルアルコール（変性させてないものでアルコール分が八〇％未満のものに限る。）及び蒸留酒、リキュールその他のアルコール飲料			
二二〇八・二〇	ぶどう酒又はぶどう酒もろみの搾りかすから得た蒸留酒		A	
二二〇八・三〇	ウイスキー		A	
二二〇八・四〇	ラムその他これに類する発酵したさとうきびの製品から得た蒸留酒		A	
二二〇八・五〇	ジン及びジュネヴァ		A	
二二〇八・六〇	ウオッカ		A	
二二〇八・七〇	リキュール及びコーディアル		A	
二二〇八・九〇	その他のもの			
	エチルアルコール及び蒸留酒			
	フルーツブランデー		A	
	その他のもの			
	エチルアルコール			
	アルコール飲料の原料アルコールの製造用のもの（連続式蒸留機により蒸留して使用するものに限る。）		A	
	その他のもの		X	
	その他のもの			
	アルコール飲料の原料アルコールの製造用のもの（連続式蒸留機により蒸留して使用するものに限る。）		A	
	その他のもの		X	
	その他のアルコール飲料			
	合成清酒及び白酒		A	
	果汁をもとした飲料（アルコール分が一％未満のものに限る。）	二九・八％（その率が一キログラムにつき二三円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	B15	
	その他のもの		A	
二二〇九・〇〇	食酢及び酢酸から得た食酢代用物	四・八％	B10	G
第二三類	食品工業において生ずる残留物及びくず並びに調製飼料			
二三・〇一	肉、くず肉、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の粉、ミール及びペレット（食用に適しないものに限る。）並びに獣脂かす		A	
二三・〇二	ふすま、ぬかその他のかす（穀物又は豆のふるい分け、製粉その他の処理の際に生ずるものに限るものとし、ペレット状であるかないかを問わない。）		A	
二三・〇三	でん粉製造の際に生ずるかすその他これに類するかす、ビートパルプ、バガスその他の砂糖製造の際に生ずるかす及び醸造又は蒸留の際に生ずるかす（ペレット状であるかないかを問わない。）		A	
二三〇四・〇〇	大豆油かす（粉砕してあるかないか又はペレット状であるかないかを問わない。）		A	
二三〇五・〇〇	落花生油かす（粉砕してあるかないか又はペレット状であるかないかを問わない。）		A	
二三・〇六	その他の植物性の油かす（粉砕してあるかないか又はペレット状であるかないかを問わないものとし、第二三・〇四項又は第二三・〇五項のものを除く。）		A	
二三〇七・〇〇	ぶどう酒かす及びアーゴル		A	
二三〇八・〇〇	飼料用に供する種類の植物材料、植物のくず、植物のかす及び植物性副産物（ペレット状であるかないかを問わないものとし、他の項に該当するものを除く。）		A	
二三・〇九	飼料用に供する種類の調製品			
二三〇九・一〇	犬用又は猫用の飼料（小売用にしたものに限る。）			
	乳糖の含有量が全重量の一〇％以上のもの	一キログラムにつき、五九円五〇銭に重量比による乳糖の含有率が一〇％を超える一％ごとに六円を加えた額	B10	
	その他のもの			

	気密容器入りのもの（容器ともの一個の重量が一〇キログラム以下のものに限る。）			A
	その他のもの			
	課税価格が一キログラムにつき七〇円を超えるもの（粗たんぱく質の含有量が全重量の三五％未満のものに限る。）			A
	その他のもの			
	粉状、ミール状、フレーク状、ペレット状、キューブ状その他これらに類する形状のもの（しょ糖として計算した糖類の含有量が全重量の五％未満で、遊離でん粉の含有量が全重量の二〇％未満であり、かつ、粗たんぱく質の含有量が全重量の三五％未満のものに限るものとし、政令で定める選別方法により分離できる砕米、米粉及び米のミールの含有量の合計が全重量の一〇％以上のものを除く。）			A
	その他のもの			
二三〇九・九〇	その他のもの			
	飼料用に供する種類の調製品（飼料に添加するものに限る。）			
	その他のもの	一キログラムにつき一八円	B10	G
	乳糖の含有量が全重量の一〇％以上のもの			
	ホワイトヴィール用子牛の育成に使用するもの			
	その他のもの	一キログラム	B10	A
	その他のもの			
	第二二・一四項又は第二三・〇三項の物品をもととしたもの（ペレット状、キューブ状その他これらに類する形状のものに限る。）、アルファルファ緑葉たんぱく濃縮物及び魚又は海棲哺乳動物のソリュブル			A
	その他のもの			
	気密容器入りのもの（容器ともの一個の重量が一〇キログラム以下のものに限る。）			A
	その他のもの			
	課税価格が一キログラムにつき七〇円を超えるもの（小売用の容器入りにしたもの（気密容器入りのものを除く。）で、粗たんぱく質の含有量が全重量の三五％未満のものに限る。）			A
	その他のもの			

	粉状、ミール状、フレーク状、ペレット状、キューブ状その他これらに類する形状のもの（しょ糖として計算した糖類の含有量が全重量の五％未満で、遊離でん粉の含有量が全重量の二〇％未満であり、かつ、粗たんぱく質の含有量が全重量の三五％未満のものに限るものとし、政令で定める選別方法により分離できる砕米、米粉及び米のミールの含有量の合計が全重量の一〇％以上のものを除く。）			A
	犬、猫その他これらに類する観賞用又は愛玩用の動物用のもの			X
	その他のもの			X
	その他のもの			A
	第二四類			
二四・〇一	たばこ及び製造たばこ代用品			
二四・〇二	たばこ（製造たばこを除く。）及びくずたばこ			A
	葉巻たばこ、シェルート、シガリロ及び紙巻たばこ（たばこ又はたばこ代用物から成るものに限る。）			X
二四・〇三	その他の製造たばこ及び製造たばこ代用品、シートたばこ並びにたばこのエキス及びエッセンス			A
二四〇三・一〇	喫煙用たばこ（たばこ代用物を含有するかしないかを問わないものとし、その含有量のいかんを問わない。）			X
	その他のもの			A
二四〇三・九一	シートたばこ			
二四〇三・九九	その他のもの			
	たばこのエキス及びエッセンス			
	その他のもの			
	第二五類			
二五〇一・〇〇	塩、硫黄、土石類、プラスター、石灰及びセメント			
	塩（食卓塩及び変性させた塩を含むものとし、水溶液であるかないか又は固結防止剤を含有するかしないかを問わない。）、純塩化ナトリウム（水溶液であるかないか又は固結防止剤を含有するかしないかを問わない。）及び海水			X
	塩及び純塩化ナトリウム（目開きが二・八ミリメートルのふるい（織金網製のものに限る。）に対する通過率が全重量の七〇％以上のもの及び凝結させたものに限るものとし、水溶液を除く。）			A
	その他のもの			
二五〇二・〇〇	硫化鉄鉱（焼いてないものに限る。）			A
二五〇三・〇〇	硫黄（昇華硫黄、沈降硫黄及びコロイド硫黄を除く。）			A
二五・〇四	天然黒鉛			A
二五・〇五	天然の砂（着色してあるかないかを問わないものとし、第二六類の砂状の金属鉱を除く。）			A
二五・〇六	石英（天然の砂を除く。）及びけい岩（粗削りしてあるかないか又はのこぎりでひくことその他の方法により長方形（正方形を含む。）の塊状若しくは板状に単に切ってあるかないかを問わない。）			A

二五〇七・〇〇	カオリンその他のカオリン系粘土（焼いてあるかないかを問わない。）	A
二五・〇八	その他の粘土、アンダルーサイト、カイアナイト及びシリマナイト（焼いてあるかないかを問わないものとし、第六八・〇六項のエキスパンデッドクレーを除く。）並びにムライト、シャモット及びダイナスアース	A
二五〇九・〇〇	白亜	A
二五・一〇	天然のりん酸カルシウム及びりん酸アルミニウムカルシウム並びにりん酸塩を含有する白亜	A
二五・一一	天然の硫酸バリウム（重晶石）及び天然の炭酸バリウム（毒重石。焼いてあるかないかを問わないものとし、第二八・一六項の酸化バリウムを除く。）	A
二五一二・〇〇	けいそう土その他これに類するけい酸質の土（見掛け比重が一以下のものに限るものとし、焼いてあるかないかを問わない。）	A
二五・一三	コランダム、ガーネットその他の研磨用の材料（天然のものに限るものとし、熱処理をしてあるかないかを問わない。）、パミスストーン及びエメリー	A
二五一四・〇〇	スレート（粗削りしてあるかないか又はのこぎりでひくことその他の方法により長方形（正方形を含む。）の塊状若しくは板状に単に切ってあるかないかを問わない。）	A
二五・一五	大理石、トラバーチン、エコーシンその他の石碑用又は建築用の石灰質の岩石（見掛け比重が二・五以上のものに限るものとし、粗削りしてあるかないか又はのこぎりでひくことその他の方法により長方形（正方形を含む。）の塊状若しくは板状に単に切ってあるかないかを問わない。）及びアラバスター（粗削りしてあるかないか又はのこぎりでひくことその他の方法により長方形（正方形を含む。）の塊状若しくは板状に単に切ってあるかないかを問わない。）	A
二五・一六	花こう岩、斑岩、玄武岩、砂岩その他の石碑用又は建築用の岩石（粗削りしてあるかないか又はのこぎりでひくことその他の方法により長方形（正方形を含む。）の塊状若しくは板状に単に切ってあるかないかを問わない。）	A
二五・一七	小石、砂利及び砕石（コンクリート用、道路舗装用又は鉄道用その他のバラスト用に通常供するものに限るものとし、熱処理をしてあるかないかを問わない。）、シングル及びフリント（熱処理をしてあるかないかを問わない。）並びにスラグ、ドロスその他これらに類する工業廃棄物から成るマカダム（小石、砂利、砕石、シングル又はフリントを混入してあるかないかを問わない。）及びタールマカダム並びに第二五・一五項又は第二五・一六項の岩石の粒、破片及び粉（熱処理をしてあるかないかを問わない。）	A
二五・一八	ドロマイト（粗削りしたもの及びのこぎりでひくことその他の方法により長方形（正方形を含む。）の塊状又は板状に単に切ったものを含むものとし、焼いてあるかないか又は焼結してあるかないかを問わない。）及びドロマイトラミングミックス	A
二五・一九	天然の炭酸マグネシウム（マグネサイト）並びに溶融マグネシア、焼結マグネシア（焼結前に他の酸化物を少量加えてあるかないかを問わない。）及びその他の酸化マグネシウム（純粋であるかないかを問わない。）	A
二五・二〇	天然石膏及び天然無水石膏並びに天然石膏を焼いたもの又は硫酸カルシウムから成るプラスター（着色してあるかないか又は少量の促進剤若しくは遅緩剤を加えてあるかないかを問わない。）	A
二五二一・〇〇	石灰石その他の石灰質の岩石（石灰又はセメントの製造に使用する種類のものに限る。）	A
二五・二二	生石灰、消石灰及び水硬性石灰（第二八・二五項の酸化カルシウム及び水酸化カルシウムを除く。）	A
二五・二三	ポートランドセメント、アルミナセメント、スラグセメント、スーパーサルフェートセメントその他これらに類する水硬性セメント（着色してあるかないか又はクリンカー状であるかないかを問わない。）	A
二五・二四	石綿	A
二五・二五	雲母（剝離雲母を含む。）及びそのくず	A
二五・二六	ステアタイト（天然のものに限るものとし、粗削りしてあるかないか又はのこぎりでひくことその他の方法により長方形（正方形を含む。）の塊状若しくは板状に単に切ってあるかないかを問わない。）及びタルク	A
二五・二八	天然ほう酸塩及びその精鉱（焼いてあるかないかを問わないものとし、天然かん水から分離したものを除く。）並びに天然ほう酸でオルトほう酸の含有量が乾燥状態において全重量の八五％以下のもの	A
二五・二九	長石、白榴石、ネフェリン、ネフェリンサイアナイト及びほたる石	A
二五・三〇	鉱物（他の項に該当するものを除く。）	A
第二六類	鉱石、スラグ及び灰	
第二七類	鉱物性燃料及び鉱物油並びにこれらの蒸留物、歴青物質並びに鉱物性ろう	
二七・〇一	石炭及び練炭、豆炭その他これらに類する固形燃料で石炭から製造したもの	A
二七・〇二	亜炭（凝結させてあるかないかを問わないものとし、黒玉を除く。）	A
二七〇三・〇〇	泥炭（ピートリッターを含むものとし、凝結させてあるかないかを問わない。）	A
二七〇四・〇〇	コークス及び半成コークス（石炭、亜炭又は泥炭から製造したものに限るものとし、凝結させてあるかないかを問わない。）並びにレトルトカーボン	A
二七〇五・〇〇	石炭ガス、水性ガス、発生炉ガスその他これらに類するガス（石油ガスその他のガス状炭化水素を除く。）	A
二七〇六・〇〇	石炭、亜炭又は泥炭を乾留して得たタールその他の鉱物性タール（再生タールを含むものとし、脱水してあるかないか又は蒸留により成分の一部を除いてあるかないかを問わない。）	A
二七・〇七	高温コールタールの蒸留物及びこれに類する物品で芳香族成分の重量が非芳香族成分の重量を超えるもの	A
二七・〇八	ピッチ及びピッチコークス（コールタールその他の鉱物性タールから得たものに限る。）	A
二七〇九・〇〇	石油及び歴青油（原油に限る。）	A
二七・一〇	石油及び歴青油（原油を除く。）、これらの調製品（石油又は歴青油の含有量が全重量の七〇％以上のもので、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成分を成すものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）並びに廃油	A
	石油及び歴青油（原油を除く。）並びにこれらの調製品（石油又は歴青油の含有量が全重量の七〇％以上のもので、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成分を成すものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）	
	軽質油及びその調製品	
二七一〇・一一		

石油及び歴青油（石油及び歴青油以外の物品を加えたもので、その物品の重量が全重量の五％未満のものを含む。）				
揮発油				
低重合度の混合アルキレン				
政令で定める分留性状の試験方法による減失量加算五％留出温度と減失量加算九五％留出温度との温度差が二度以内のもの（低重合度の混合アルキレンを除く。）		A		
その他のもの				
政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの		A		
その他のもの				
灯油				
低重合度の混合アルキレン		A		
その他のもの				
ノルマルパラフィン（直鎖飽和炭化水素の含有量が全重量の九五％以上のものに限る。）		A		
その他のもの				
政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの		A		
その他のもの				
軽油				
政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの		A		
その他のもの				
石油及び歴青油（石油及び歴青油以外の物品を加えたもので、その物品の重量が全重量の五％未満のものを含む。）				
灯油				
低重合度の混合アルキレン		A		
その他のもの				
ノルマルパラフィン（直鎖飽和炭化水素の含有量が全重量の九五％以上のものに限る。）		A		
その他のもの				
政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの		A		
その他のもの				
軽油				
政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの		A		
その他のもの				
重油及び粗油				
温度一五度における比重が〇・九〇三七以下のもの				
製油の原料として使用するもの（税関当局の監督の下で重油又は粗油を原料とする製油により得た製品を含む。）		A		
その他のもの				
温度一五度における比重が〇・八三以上で引火点が温度一三〇度以下のもの（本邦に到着した時においてこれらの性質を有するもの又は政令で定めるところにより本邦に到着した石油製品に他の石油製品を混合して得たものでこれらの性質を有するものに限る。）のうち、農林漁業の用に供するもの		A		
硫黄の含有量が全重量の〇・三％以下のもの		A		
その他のもの		A		
温度一五度における比重が〇・九〇三七を超えるもの				
製油の原料として使用するもの（税関当局の監督の下で重油又は粗油を原料とする製油により得た製品を含む。）		A		
その他のもの				
硫黄の含有量が全重量の〇・三％以下のもの		A		
その他のもの		A		
潤滑油（流動パラフィンを含む。）				
その他のもの				
その他のもの		A		
廃油				
ポリ塩化ビフェニル（ＰＣＢ）、ポリ塩化テルフェニル（ＰＣＴ）又はポリ臭化ビフェニル（ＰＢＢ）を含むもの		A		
その他のもの				
その他のもの		A		
石油ガスその他のガス状炭化水素		A		

二七・一二	ペトロラタム並びにパラフィンろう、ミクロクリスタリン石油ワックス、スラックワックス、オゾケライト、モンタンろう、泥炭ろうその他の鉱物性ろう及びこれらに類する物品で合成その他の方法により得たもの（着色してあるかないかを問わない。）		A	
二七・一三	石油コークス、石油アスファルトその他の石油又は歴青油の残留物		A	
二七・一四	天然ビチューメン、天然アスファルト、歴青質頁岩、油母頁岩、タールサンド、アスファルタイト及びアスファルチックロック		A	
二七一五・〇〇	歴青質混合物（天然アスファルト、天然ビチューメン、石油アスファルト、鉱物性タール又は鉱物性タールピッチをもととしたものに限る。例えば、マスチック及びカットバック）		A	
第二八類	無機化学品及び貴金属、希土類金属、放射性元素又は同位元素の無機又は有機の化合物		A	
第二九類	有機化学品			
二九・〇一	非環式炭化水素		A	
二九・〇二	環式炭化水素		A	
二九・〇三	炭化水素のハロゲン化誘導体		A	
二九・〇四	炭化水素のスルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体（ハロゲン化してあるかないかを問わない。）		A	
二九・〇五	非環式アルコール並びにそのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体			
	飽和一価アルコール			
二九〇五・一一	メタノール（メチルアルコール）		A	
二九〇五・一二	プロパン―一―オール（プロピルアルコール）及びプロパン―二―オール（イソプロピルアルコール）		A	
二九〇五・一三	ブタン―一―オール（ノルマル―ブチルアルコール）		A	
二九〇五・一四	その他のブタノール		A	
二九〇五・一六	オクタノール（オクチルアルコール）及びその異性体		A	
二九〇五・一七	ドデカン―一―オール（ラウリルアルコール）、ヘキサデカン―一―オール（セチルアルコール）及びオクタデカン―一―オール（ステアリルアルコール）		A	
二九〇五・一九	その他のもの		A	
	不飽和一価アルコール			
二九〇五・二二	非環式テルペンアルコール		A	
二九〇五・二九	その他のもの		A	
	二価アルコール			
二九〇五・三一	エチレングリコール（エタンジオール）		A	
二九〇五・三二	プロピレングリコール（プロパン―一・二―ジオール）		A	
二九〇五・三九	その他のもの		A	
	その他の多価アルコール			
二九〇五・四一	二―エチル―二―（ヒドロキシメチル）プロパン―一・三―ジオール（トリメチロールプロパン）		A	
二九〇五・四二	ペンタエリトリトール		A	
二九〇五・四三	マンニトール		A	
二九〇五・四四	D―グルシトール（ソルビトール）		X	
二九〇五・四五	グリセリン		A	
二九〇五・四九	その他のもの		A	
	非環式アルコールのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体			
二九〇五・五一	エトクロルビノール（ＩＮＮ）		A	
二九〇五・五九	その他のもの		A	
二九・〇六	環式アルコール並びにそのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体			
	飽和脂環式アルコール、不飽和脂環式アルコール及びシクロテルペンアルコール並びにこれらの誘導体			
二九〇六・一一	メントール	四・四％	B10	G
二九〇六・一二	シクロヘキサノール、メチルシクロヘキサノール及びジメチルシクロヘキサノール		A	
二九〇六・一三	ステロール及びイノシトール		A	
二九〇六・一九	その他のもの		A	
	芳香族アルコール及びその誘導体			
二九〇六・二一	ベンジルアルコール		A	
二九〇六・二九	その他のもの		A	
二九・〇七	フェノール及びフェノールアルコール		A	
二九・〇八	フェノール又はフェノールアルコールのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体		A	
二九・〇九	エーテル、エーテルアルコール、エーテルフェノール、エーテルアルコールフェノール、アルコールペルオキシド、エーテルペルオキシド及びケトンペルオキシド（化学的に単一であるかないかを問わない。）並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体		A	
二九・一〇	三員環のエポキシド、エポキシアルコール、エポキシフェノール及びエポキシエーテル並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体		A	
二九一一・〇〇	アセタール及びヘミアセタール（他の酸素官能基を有するか有しないかを問わない。）並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体		A	
二九・一二	アルデヒド（他の酸素官能基を有するか有しないかを問わない。）、アルデヒドの環式重合体及びパラホルムアルデヒド		A	
二九一三・〇〇	第二九・一二項の物品のハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体		A	
二九・一四	ケトン及びキノン（他の酸素官能基を有するか有しないかを問わない。）並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体		A	
二九・一五	飽和非環式モノカルボン酸並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸			

二九・一六	並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	二九一八・一八	クロロベンジレート（ＩＳＯ）					
	不飽和非環式モノカルボン酸及び環式モノカルボン酸並びにこれらの酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	二九一八・一九	その他のもの					
二九・一七	ポリカルボン酸並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体		フェノール官能のカルボン酸（他の酸素官能基を有するものを除く。）並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらの誘導体					
二九・一八	カルボン酸（他の酸素官能基を有するものに限る。）並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体		サリチル酸及びその塩					
	アルコール官能のカルボン酸（他の酸素官能基を有するものを除く。）並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらの誘導体		オルト－アセチルサリチル酸並びにその塩及びエステル					
	乳酸並びにその塩及びエステル		サリチル酸のその他のエステル及びその塩					
二九一八・一一	酒石酸		その他のもの					
二九一八・一二	酒石酸の塩及びエステル	二九一八・二三	アルデヒド官能又はケトン官能のカルボン酸（他の酸素官能基を有するものを除く。）並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらの誘導体					
二九一八・一三	くえん酸		その他のもの					
二九一八・一四	くえん酸の塩及びエステル	二九一八・二九	二・四・五－Ｔ（ＩＳＯ）（二・四・五－トリクロロフェノキシ酢酸）並びにその塩及びエステル					
二九一八・一五	くえん酸カルシウム		その他のもの					
	その他のもの	二九一八・三〇	りん酸エステル及びその塩（ラクトホスフェートを含む。）並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体					
二九一八・一六	グルコン酸並びにその塩及びエステル	二九一八・九九	その他のもの					
		二九一八・九一	二・四・五－Ｔ（ＩＳＯ）（二・四・五－トリクロロフェノキシ酢酸）並びにその塩及びエステル					
			その他のもの					
		二九・二〇	非金属のその他の無機酸のエステル（ハロゲン化水素酸エステルを除く。）及びその塩並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体					
		二九・二一	アミン官能化合物					

二九・二二	酸素官能のアミノ化合物	二九二二・四二	グルタミン酸及びその塩					
二九二二・一一	アミノアルコール（二種類以上の酸素官能基を有するものを除く。）並びにそのエーテル及びエステル並びにこれらの塩		グルタミン酸ソーダ					
二九二二・一二	モノエタノールアミン及びその塩		その他のもの					
二九二二・一三	ジエタノールアミン及びその塩	二九二二・四三	アントラニル酸及びその塩					
二九二二・一四	トリエタノールアミン及びその塩	二九二二・四四	チリジン（ＩＮＮ）及びその塩					
二九二二・一九	デキストロプロポキシフェン（ＩＮＮ）及びその塩	二九二二・四九	その他のもの					
	その他のもの	二九二二・五〇	アミノアルコールフェノール、アミノ酸フェノール及び酸素官能基を有するその他のアミノ化合物					
	アミノナフトールその他のアミノフェノール（二種類以上の酸素官能基を有するものを除く。）並びにそのエーテル及びエステル並びにこれらの塩	二九・二三	第四級アンモニウム塩、水酸化第四級アンモニウム及びレシチンその他のホスホアミノリピド（レシチンその他のホスホアミノリピドについては、化学的に単一であるかないかを問わない。）					
	アミノヒドロキシナフタレンスルホン酸及びその塩	二九・二四	カルボキシアミド官能化合物及び炭酸のアミド官能化合物					
二九二二・二一	その他のもの	二九・二五	カルボキシイミド官能化合物（サッカリン及びその塩を含む。）及びイミン官能化合物					
二九二二・二九	アミノアルデヒド、アミノケトン及びアミノキノン（二種類以上の酸素官能基を有するものを除く。）並びにこれらの塩	二九・二六	ニトリル官能化合物					
二九二二・三一	アンフェプラモン（ＩＮＮ）、メサドン（ＩＮＮ）及びノルメサドン（ＩＮＮ）並びにこれらの塩	二九二七・〇〇	ジアゾ化合物、アゾ化合物及びアゾキシ化合物					
二九二二・三九	その他のもの	二九二八・〇〇	ヒドラジン又はヒドロキシルアミンの有機誘導体					
	アミノ酸（二種類以上の酸素官能基を有するものを除く。）及びそのエステル並びにこれらの塩	二九・二九	その他の窒素官能基を有する化合物					
二九二二・四一	リジン及びそのエステル並びにこれらの塩	二九・三〇	有機硫黄化合物					
		二九三一・〇〇	その他のオルガノインオルガニック化合物					
		二九・三二	複素環式化合物（ヘテロ原子として酸素のみを有するものに限る。）					

二九・三三	複素環式化合物（ヘテロ原子として窒素のみを有するものに限る。）							
二九・三四	核酸及びその塩（化学的に単一であるかないかを問わない。）並びにその他の複素環式化合物							
二九三五・〇〇	スルホンアミド							
二九・三六	プロビタミン及びビタミン（天然のもの及びこれと同一の構造を有する合成のもの（天然のものを濃縮したものを含む。）に限る。）並びにこれらの誘導体で主としてビタミンとして使用するもの並びにこれらの相互の混合物（この項の物品については、溶媒に溶かしてあるかないかを問わない。）							
二九・三七	ホルモン、プロスタグランジン、トロンボキサン及びロイコトリエン（天然のもの及びこれと同一の構造を有する合成のものに限る。）並びにこれらの誘導体及び構造類似物（主としてホルモンとして使用するもので、変性ポリペプチドを含む。）							
二九・三八	グリコシド（天然のもの及びこれと同一の構造を有する合成のものに限る。）及びその塩、エーテル、エステルその他の誘導体							
二九・三九	植物アルカロイド（天然のもの及びこれと同一の構造を有する合成のものに限る。）及びその塩、エーテル、エステルその他の誘導体							
二九四〇・〇〇	糖類（化学的に純粋なものに限るものとし、しょ糖、乳糖、麦芽糖、ぶどう糖及び果糖を除く。）並びに糖エーテル、糖アセタール、糖エステル、糖エーテルの塩、糖アセタールの塩及び糖エステルの塩（第二九・三七項から第二九・三九項までの物品を除く。）							
二九・四一	抗生物質							
二九四二・〇〇	その他の有機化合物							
第三〇類	医療用品							
第三一類	肥料							
第三二類	なめしエキス、染色エキス、タンニン及びその誘導体、染料、顔料その他の着色料、ペイント、ワニス、パテその他のマスチック並びにインキ							
第三三類	精油、レジノイド、調製香料及び化粧品類							
三三・〇一	精油（コンクリートのもの及びアブソリュートのものを含むものとし、テルペンを除いてあるかないかを問わない。）、レジノイド、オレオレジン抽出物、精油のコンセントレート（冷浸法又は温浸法により得たもので、油脂、ろうその他これらに類する物品を媒質としているものに限る。）、精油からテルペンを除く際に生ずるテルペン系副産物並びに精油のアキュアスディスチレート及びアキュアスソリューション							
三三〇・一二	精油（かんきつ類の果実のものに限る。）							
三三〇・一三	オレンジのもの							
三三〇・一九	レモンのもの							
	その他のもの							
	精油（かんきつ類の果実のものを除く。）							
三三〇一・二四	ペパーミント（メンタ・ピペリタ）のもの							
三三〇一・二五	その他のミントのもの							
	ペパーミント油（メンタ・アルヴェンスィスから得たものに限る。）							
	政令で定める試験方法による総メントールの含有量が全重量の六五％を超えるもの							
	その他のもの							
	その他のもの							
三三〇一・二九	レジノイド							
三三〇一・三〇	その他のもの							
三三〇一・九〇	香気性物質の混合物及び一以上の香気性物質をもととした混合物（アルコール溶液を含むものとし、工業において原材料として使用する種類のものに限る。）並びに香気性物質をもととしたその他の調製品（飲料製造に使用する種類のものに限る。）							
三三〇二・〇〇	香水類及びオーデコロン類							
三三・〇四	美容用、メーキャップ用又は皮膚の手入れ用の調製品（日焼止め用又は日焼け用の調製品を含むものとし、医薬品を除く。）及びマニキュア用又はペディキュア用の調製品							
三三・〇五	頭髪用の調製品							
三三・〇六	口腔衛生用の調製品（義歯定着用のペースト及び粉を含む。）及び小売用の包装にした歯間清掃用の糸（デンタルフロス）							
三三・〇七	ひげそり前用、ひげそり用又はひげそり後用の調製品、身体用の防臭剤、浴用の調製品、脱毛剤その他の調製香料及び化粧品類（他の項に該当するものを除く。）並びに調製した室内防臭剤（芳香を付けてあるかないか又は消毒作用を有するか有しないかを問わない。）							
第三四類	せっけん、有機界面活性剤、洗剤、調製潤滑剤、人造ろう、調製ろう、磨き剤、ろうそくその他これに類する物品、モデリングペースト、歯科用ワックス及びプラスターをもととした歯科用の調製品							
第三五類	たんぱく系物質、変性でん粉、膠着剤及び酵素							
三五・〇一	カゼイン及びカゼイナートその他のカゼイン誘導体並びにカゼイングルー							
三五・〇二	アルブミン（二以上のホエイたんぱく質の濃縮物を含むものとし、ホエイたんぱく質の含有量が乾燥状態において全重量の八〇％を超えるものに限る。）及びアルブミナートその他のアルブミン誘導体							
三五〇三・〇〇	ゼラチン（長方形（正方形を含む。）のシート状のものを含むものとし、表面加工をしてあるかないか又は着色してあるかないかを問わない。）、ゼラチン誘導体、アイシングラス及びその他のにかわ（第三五・〇一項のカゼイングルーを除く。）							
	ゼラチン（写真用のものに限る。）、ゼラチン誘導体、魚膠及びアイシングラス							
	その他のもの							
三五〇四・〇〇	ペプトン及びその誘導体並びにその他のたんぱく質系物質及びその誘導体（他の項に該当するものを除く。）並びに皮粉（クロムみようばんを加えたものを含む。）							

三五・〇五	デキストリンその他の変性でん粉（例えば、糊化済でん粉及びエステル化でん粉）及びでん粉又はデキストリンその他の変性でん粉をもととした膠着剤			X
三五・〇六	調製膠着剤その他の調製接着剤（他の項に該当するものを除く。）及び膠着剤又は接着剤としての使用に適する物品（膠着剤又は接着剤として小売用にしたもので正味重量が一キログラム以下のものに限る。）			A
三五・〇七	酵素及び他の項に該当しない調製した酵素			A
第三六類	火薬類、火工品、マッチ、発火性合金及び調製燃料			A
第三七類	写真用又は映画用の材料			A
第三八類	各種の化学工業生産品			A
第三九類	プラスチック及びその製品			
三九・〇一	エチレンの重合体（一次製品に限る。）			
三九〇一・一〇	比重が〇・九四未満のポリエチレン			
	塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの	一・三％（その率が一キログラムにつき四円四八銭の従量税率より高いときは、当該従量税率）	B10	G
三九〇一・二〇	比重が〇・九四以上のポリエチレン			
	塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの	一・三％（その率が一キログラムにつき四円四八銭の従量税率より高いときは、当該従量税率）	B10	G
三九〇一・三〇	その他のもの			
	エチレン―酢酸ビニル共重合体			
	塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの	〇・五六％	B10	G
	その他のもの			
	塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの	〇・五六％	B10	G
三九〇一・九〇	その他のもの			
	塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの	〇・五六％	B5	G
	その他のもの			A
三九〇二・一〇	プロピレンその他のオレフィンの重合体（一次製品に限る。）			
	ポリプロピレン			
	塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの	一・三％（その率が一キログラムにつき五円一二銭の従量税率より高いときは、当該従量税率）	B10	G
	その他のもの			A
三九〇二・二〇	ポリイソブチレン			
	塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの	〇・五六％	B5	G
	その他のもの			A
三九〇二・三〇	プロピレンの共重合体			
	塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの	〇・五六％	B10	G
	その他のもの			A
三九〇二・九〇	その他のもの			
	塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの	〇・五六％	B5	G
	その他のもの			A
三九〇三・一一	スチレンの重合体（一次製品に限る。）			
	ポリスチレン			
	多泡性のもの			
	塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの	〇・七八％	B10	G
	その他のもの			A
三九〇三・一九	その他のもの			
	塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの	一・三％	B10	G
	その他のもの			A
三九〇三・二〇	スチレン―アクリロニトリル（ＳＡＮ）共重合体			A

三九〇三・三〇	アクリロニトリル—ブタジエン—スチレン（ＡＢＳ）共重合体		A	
三九〇三・九〇	その他のもの		A	
三九・〇四	塩化ビニルその他のハロゲン化オレフィンの重合体（一次製品に限る。）		A	
三九・〇五	酢酸ビニルその他のビニルエステルの重合体及びその他のビニル重合体（一次製品に限る。）		A	
三九・〇六	アクリル重合体（一次製品に限る。）		A	
三九・〇七	ポリアセタールその他のポリエーテル、エポキシ樹脂及びポリカーボネート、アルキド樹脂、ポリアリルエステルその他のポリエステル（一次製品に限る。）		A	
三九・〇八	ポリアミド（一次製品に限る。）		A	
三九・〇九	アミノ樹脂、フェノール樹脂及びポリウレタン（一次製品に限る。）		A	
三九一〇・〇〇	シリコーン（一次製品に限る。）		A	
三九・一一	石油樹脂、クマロン—インデン樹脂、ポリテルペン、ポリ硫化物、ポリスルホン及びこの類の注3のその他の物品（一次製品に限るものとし、他の項に該当するものを除く。）		A	
三九・一二	セルロース及びその化学的誘導体（一次製品に限るものとし、他の項に該当するものを除く。）		A	
三九・一三	天然の重合体（例えば、アルギン酸）及び変性させた天然の重合体（例えば、硬化たんぱく質及び天然ゴムの化学的誘導体）（一次製品に限るものとし、他の項に該当するものを除く。）		A	
三九一四・〇〇	第三九・〇一項から第三九・一三項までの重合体をもととしたイオン交換体（一次製品に限る。）		A	
三九・一五	プラスチックのくず		A	
三九・一六	プラスチックの単繊維で横断面の最大寸法が一ミリメートルを超えるもの、プラスチックの棒及びプラスチックの形材（表面加工をしてあるかないかを問わないものとし、その他の加工をしたものを除く。）		A	
三九・一七	プラスチック製の管及びホース並びにこれらの継手（プラスチック製のものに限る。例えば、ジョイント、エルボー及びフランジ）		A	
三九・一八	プラスチック製の床用敷物（接着性を有するか有しないかを問わないものとし、ロール状又はタイル状のものに限る。）並びにこの類の注9のプラスチック製の壁面被覆材及び天井被覆材		A	
三九・一九	プラスチック製の板、シート、フィルム、はく、テープ、ストリップその他のへん平な形状の物品（接着性を有するものに限るものとし、ロール状であるかないかを問わない。）		A	
三九・二〇	プラスチック製のその他の板、シート、フィルム、はく及びストリップ（多泡性のもの並びに補強し、薄層で被覆し又は支持物を使用したもの及びこれらに類する方法により他の材料と組み合わせたものを除く。）		A	
三九・二一	プラスチック製のその他の板、シート、フィルム、はく及びストリップ		A	
三九・二二	プラスチック製の浴槽、シャワーバス、台所用流し、洗面台、ビデ、便器、便座、便器用の覆い、水洗用の水槽その他これらに類する衛生用品		A	
三九・二三	プラスチック製の運搬用又は包装用の製品及びプラスチック製の栓、蓋、キャップその他これらに類する物品		A	
三九・二四	プラスチック製の食卓用品、台所用品その他の家庭用品及び化粧用品		A	
三九・二五	プラスチック製の建築用品（他の項に該当するものを除く。）		A	
三九・二六	その他のプラスチック製品及び第三九・〇一項から第三九・一四項までの材料（プラスチックを除く。）から成る製品		A	
第四〇類	ゴム及びその製品		A	
第四一類	原皮（毛皮を除く。）及び革			
四一・〇一	牛（水牛を含む。）又は馬類の動物の原皮（生鮮のもの及び塩蔵、乾燥、石灰漬け、酸漬けその他の保存に適する処理をしたもので、なめし、パーチメント仕上げ又はこれら以上の加工をしてないものに限るものとし、脱毛してあるかないか又はスプリットしてあるかないかを問わない。）			
四一〇一・二〇	全形の原皮（重量が一枚につき、単に乾燥したものは八キログラム以下、乾式塩蔵をしたものは一〇キログラム以下又は生鮮のもの若しくは湿式塩蔵その他の保存に適する処理をしたものは一六キログラム以下のものに限る。）			
	クロムなめしのもの（なめし過程（前なめしを含む。）中のもののうちなめしを終えてないもの）及びなめし過程にないもの		A	
	その他のもの	一二%	B10	
四一〇一・五〇	全形の原皮（一六キログラムを超えるものに限る。）			
	クロムなめしのもの（なめし過程（前なめしを含む。）中のもののうちなめしを終えてないもの）及びなめし過程にないもの		A	
	その他のもの	一二%	B10	
四一〇一・九〇	その他のもの（バット、ベンズ及びベリーを含む。）			
	クロムなめしのもの（なめし過程（前なめしを含む。）中のもののうちなめしを終えてないもの）及びなめし過程にないもの		A	
	その他のもの	一二%	B10	
四一・〇二	羊の原皮（生鮮のもの及び塩蔵、乾燥、石灰漬け、酸漬けその他の保存に適する処理をしたもので、なめし、パーチメント仕上げ又はこれら以上の加工をしてないものに限るものとし、毛が付いているかいないか又はスプリットしてあるかないかを問わない。ただし、この類の注1(c)の規定により除かれているものを含まない。）		A	
四一・〇三	その他の原皮（生鮮のもの及び塩蔵、乾燥、石灰漬け、酸漬けその他の保存に適する処理をしたもので、なめし、パーチメント仕上げ又はこれら以上の加工をしてないものに限るものとし、脱毛してあるかないか又はスプリットしてあるかないかを問わない。ただし、この類の注1の(b)又は(c)の規定により除かれているものを含まない。）			
四一〇三・二〇	爬(は)虫類のもの		A	
四一〇三・三〇	豚のもの			
	なめし過程にないもの		A	
	その他のもの	一・二%	B7	G
四一〇三・九〇	その他のもの		A	
四一・〇四	牛（水牛を含む。）又は馬類の動物のなめした皮（なめしたもの及びクラストにしたも			

	ので、これらを超える加工をしておらず、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わない。）			
四一〇四・一一	湿潤状態（ウェットブルーを含む。）のもの			
	フルグレーン（スプリットしてないものに限る。）及びグレーンスプリット			
	クロムなめしのもの		A	
	その他のもの	一二%	B 10	
四一〇四・一九	その他のもの			
	クロムなめしのもの		A	
	その他のもの	一二%	B 10	
	乾燥状態（クラスト）のもの			
四一〇四・四一	フルグレーン（スプリットしてないものに限る。）及びグレーンスプリット			
	なめしたもの（再なめしをしたものを含む。）で、これを超える加工をしてないもの			
	クロムなめしのもの		A	
	その他のもの	一二%	B 10	
	その他のもの			
	染着色したもの			
	染着色したもの（全形の牛の皮（表面積が一枚につき二・六平方メートル以下のもの）及び水牛の皮並びにローラーレザーを除く。）	一三・三%	B 10	
	その他のもの	一六%	B 10	
	その他のもの	一二%	B 10	
四一〇四・四九	その他のもの			
	なめしたもの（再なめしをしたものを含む。）で、これを超える加工をしてないもの			
	クロムなめしのもの		A	
	その他のもの	一二%	B 10	
	その他のもの			
	染着色したもの	一六%	B 10	
	その他のもの	一二%	B 10	
四一・〇五	羊のなめした皮（なめしたもの及びクラストにしたもので、これらを超える加工をしておらず、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わない。）			
四一〇五・一〇	湿潤状態（ウェットブルーを含む。）のもの		A	
四一〇五・三〇	乾燥状態（クラスト）のもの			
	染着色したもの	一六%	B 10	
	その他のもの		A	
四一・〇六	その他の動物のなめした皮（なめしたもの及びクラストにしたもので、これらを超える加工をしておらず、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わない。）			
	やぎのもの			
四一〇六・二一	湿潤状態（ウェットブルーを含む。）のもの		A	
四一〇六・二二	乾燥状態（クラスト）のもの			
	染着色したもの	一六%	B 10	
	その他のもの		A	
	豚のもの			
四一〇六・三一	湿潤状態（ウェットブルーを含む。）のもの	一・二%	B 7	G
四一〇六・三二	乾燥状態（クラスト）のもの			
	染着色したもの	一・六%	B 7	G
	その他のもの		X	
四一〇六・四〇	爬（は）虫類のもの			
	植物性前なめしをしたもの		A	
	その他のもの			
	染着色したもの			
	わに又はとかげのもの	二%	B 7	G
	その他のもの	一・二%	B 7	G
	その他のもの		A	
	その他のもの			
四一〇六・九一	湿潤状態（ウェットブルーを含む。）のもの		A	
四一〇六・九二	乾燥状態（クラスト）のもの			
	染着色したもの	一・二%	B 7	G
	その他のもの		A	
四一・〇七	牛（水牛を含む。）又は馬類の動物の革（なめした又はクラストにした後これらを超える加工をしたもので、パーチメント仕上げをしたものを含み、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わず、第四一・一四項の革を除く。）			
	全形の革			
四一〇七・一一	フルグレーン（スプリットしてないものに限る。）			
	パーチメント仕上げをしたもの	一・二%	B 7	G
	その他のもの			
	染着色し又は模様付けしたもの			
	染着色したもの（牛革（表面積が一枚につき二・六平方メートル以下のもの）及び水牛革並びにローラーレザーを除く。）	一三・三%	B 10	
	その他のもの	一六%	B 10	
	その他のもの	一二%	B 10	
四一〇七・一二	グレーンスプリット			
	パーチメント仕上げをしたもの	一・二%	B 7	G
	その他のもの			
	染着色し又は模様付けしたもの			
	染着色したもの（牛革（表面積が一枚につき二・六平方メートル以下のもの）及び水牛革並びにローラーレザーを除く。）	一三・三%	B 10	
	その他のもの	一六%	B 10	

四一〇七・一九	その他のもの			一二%	B 10	
	パーチメント仕上げをしたもの			一・二%	B 7	G
	その他のもの					
	染着色し又は模様付けしたもの			一六%	B 10	
	その他のもの			一二%	B 10	
四一〇七・九一	その他のもの（サイドを含む。）					
	フルグレーン（スプリットしてないものに限る。）					
	パーチメント仕上げをしたもの			一・二%	B 7	G
	その他のもの					
	染着色し又は模様付けしたもの			一三・三%	B 10	
	染着色したもの（水牛革及びローラーレザーを除く。）			一六%	B 10	
	その他のもの			一二%	B 10	
四一〇七・九二	グレーンスプリット					
	パーチメント仕上げをしたもの			一・二%	B 7	G
	その他のもの					
	染着色し又は模様付けしたもの			一三・三%	B 10	
	染着色したもの（水牛革及びローラーレザーを除く。）			一六%	B 10	
	その他のもの					
四一〇七・九九	その他のもの			一二%	B 10	
	パーチメント仕上げをしたもの			一・二%	B 7	G
	その他のもの					
	染着色し又は模様付けしたもの			一六%	B 10	
	その他のもの			一二%	B 10	
四一一二・〇〇	羊革（なめした又はクラストにした後これらを超える加工をしたもので、パーチメント仕上げをしたものを含み、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わず、第四一・一四項の革を除く。）					
	パーチメント仕上げをしたもの			一・二%	B 7	G
	その他のもの					
	染着色し又は模様付けしたもの			一六%	B 10	
	その他のもの			一二%	B 10	
四一・一三	その他の動物の革（なめした又はクラストにした後これらを超える加工をしたもので、パーチメント仕上げをしたものを含み、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わず、第四一・一四項の革を除く。）				A	
四一一三・一〇	やぎのもの					
	パーチメント仕上げをしたもの			一・二%	B 7	G
	その他のもの					
	染着色し又は模様付けしたもの			一六%	B 10	
四一一三・二〇	豚のもの					
	パーチメント仕上げをしたもの			一・二%	B 7	G
	その他のもの					
	染着色し又は模様付けしたもの			一六%	B 10	
	その他のもの			一二%	B 10	
四一一三・三〇	爬虫類のもの					
	パーチメント仕上げをしたもの			一・二%	B 7	G
	その他のもの					
	染着色し又は模様付けしたもの			一六%	B 10	
	わに革及びとかげ革					
	その他のもの			一二%	B 10	
	その他のもの					
四一一三・九〇	その他のもの					
	パーチメント仕上げをしたもの			一・二%	B 7	G
	その他のもの					
	染着色し又は模様付けしたもの			一六%	B 10	
	その他のもの			一二%	B 10	
四一・一四	シャモア革（コンビネーションシャモア革を含む。）、パテントレザー及びパテントラミネーテッドレザー並びにメタライズドレザー					
			X		A	
				一・二%	B 7	G
				一・二%	B 7	G
				一・二%	B 7	G
				二%	B 7	G
				一・二%	B 7	G
			X	一・六%	B 7	G
				一・二%	B 7	G
				一・二%	B 7	G
四一・一五	コンポジションレザー（革又は革繊維をもととして製造したもので、板状、シート状又はストリップ状のものに限るものとし、巻いてあるかないかを問わない。）、革又はコンポジションレザーのくず（革製品の製造に適しないものに限る。）及び革の粉					
四一一五・一〇	コンポジションレザー（革又は革繊維をもととして製造したもので、板状、シート状又はストリップ状のものに限るものとし、巻いてあるかないかを問わない。）			一・二%	B 7	G
四一一五・二〇	革又はコンポジションレザーのくず（革製品の製造に適しないものに限る。）及び革の粉			〇・六%	B 7	G
第四二類	革製品及び動物用装着具並びに旅行用具、ハンドバッグその他これらに類する容器並びに腸の製品					
四二〇一・〇〇	動物用装着具（引き革、引き綱、膝当て、口輪、くら敷き、くら袋、犬用のコートその他これらに類する物品を含むものとし、材料を問わない。）					
四二・〇二	旅行用バッグ、断熱加工された飲食料用バッグ、化粧用バッグ、リュックサック、ハンドバッグ、買物袋、財布、マップケース、シガレットケース、たばこ入れ、工具袋、スポーツバッグ、瓶用ケース、宝石入れ、おしろい入れ、刃物用ケースその他これらに類する容器（革、コンポジションレザー、プラスチックシート、紡織用繊維、バルカナイズドファイバー若しくは板紙から製造し又は全部若しくは大部分をこれらの材料若しくは紙で被覆したものに限る。）及びトランク、スーツケース、携帯用化粧道具入れ、エグゼクティブケース、書類かばん、通学用かばん、眼鏡用ケース、双眼鏡用ケース、写真機用ケース、楽器用ケース、銃用ケース、拳銃用のホルスターその他これらに類する		X			

	容器					
	トランク、スーツケース、携帯用化粧道具入れ、エグゼクティブケース、書類かばん、通学用かばんその他これらに類する容器					
四二〇二・一一	外面が革製、コンポジションレザー製又はパテントレザー製のもの					
	携帯用化粧道具入れ（貴金属、これを貼り若しくはめっきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、象牙又はべっこうを使用したもののうち、課税価格が一個につき六、〇〇〇円を超えるものに限る。）	一二・八%	B 10	X	B 10	G
	その他のもの	八%	B 10		G	
四二〇二・一二	外面がプラスチック製又は紡織用繊維製のもの					
四二〇二・一九	その他のもの					
	ハンドバッグ（取手が付いていないものを含むものとし、肩ひもが付いているかいないかを問わない。）			X		
四二〇二・二一	外面が革製、コンポジションレザー製又はパテントレザー製のもの					
	貴金属、これを貼り若しくはめっきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、象牙又はべっこうを使用したもののうち、課税価格が一個につき六、〇〇〇円を超えるもの	一一・二%	B 10	G		
	革製又はパテントレザー製のもの					
	その他のもの	一二・八%	B 10	G		
	その他のもの					
	革製又はパテントレザー製のもの	六・四%	B 10	G		
四二〇二・二九	その他のもの	八%	B 10	G		
四二〇二・三一	外面がプラスチック製又は紡織用繊維製のもの					
	その他のもの					
	ポケット又はハンドバッグに通常入れて携帯する製品					
四二〇二・三一	外面が革製、コンポジションレザー製又はパテントレザー製のもの					
	財布（貴金属、これを貼り若しくはめっきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、象牙又はべっこうを使用したもののうち、課税価格が一個につき六、〇〇〇円を超えるものに限る。）	六・四%	B 10	G		
	その他のもの	八%	B 10	X G		
四二〇二・三二	外面がプラスチックシート製又は紡織用繊維製のもの					
	財布（貴金属、これを貼り若しくはめっきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、象牙又はべっこうを使用したもののうち、課税価格が一個につき六、〇〇〇円を超えるものに限る。）	一一・八%	B 10	G		
	その他のもの	六・四%	B 10	G		
	その他のもの	〇・八二%	B 10	G		
四二〇二・三九	その他のもの					
	その他のもの					
四二〇二・九一	外面が革製、コンポジションレザー製又はパテントレザー製のもの	八%	B 10	X G		
四二〇二・九二	外面がプラスチックシート製又は紡織用繊維製のもの					
四二〇二・九九	その他のもの					
	木製のもの	〇・五四%	B 10	G		

	アイボリー、骨、亀の甲、角、枝角、さんご、真珠光沢を有する貝殻その他の動物性の彫刻用又は細工用の材料製のもの					
	その他のもの	〇・六八%	B 10	G		
四二〇三・一〇	衣類及び衣類附属品（革製又はコンポジションレザー製のものに限る。）	〇・九二%	B 10	G		
	衣類					
	毛皮をトリミングとして使用したもの及び貴金属、これを貼り若しくはめっきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、象牙又はべっこうを使用したもの	一六%	B 10			
	その他のもの	一〇%	B 10			
四二〇三・二一	手袋、ミトン及びミット					
	特に運動用に製造したもの					
	毛皮付きのもの及び貴金属、これを貼り若しくはめっきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、象牙又はべっこうを使用したもの	一六%	B 10	X X		
	その他のもの					
四二〇三・二九	その他のもの					
四二〇三・三〇	ベルト及び負い革					
	毛皮をトリミングとして使用したもの及び貴金属、これを貼り若しくはめっきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、象牙又はべっこうを使用したもの	一六%	B 10	X		
	その他のもの					
四二〇三・四〇	その他の衣類附属品					
	毛皮をトリミングとして使用したもの及び貴金属、これを貼り若しくはめっきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、象牙又はべっこうを使用したもの	一六%	B 10	X		
	その他のもの	一〇%	B 10			
四二〇五・〇〇	その他の革製品及びコンポジションレザー製品	三・六%	B 10	G		
	機械用その他の技術的用途に供する種類のもの					
	ベルト、ベルチング、コーミングレザー及びインターギルレザー	〇・六六%	B 10	G		
	その他のもの					
	その他のもの	六%	B 10	G		
四二〇六・〇〇	腸、ゴールドビータースキン、ぼうこう又は腱の製品	〇・六六%	B 7	G		
第四三類	毛皮及び人造毛皮並びにこれらの製品					
四三・〇一	原毛皮（頭部、尾部、足部その他の切片で毛皮業者の使用に適するものを含むものとし、第四一・〇一項から第四一・〇三項までの原皮を除く。）					
四三・〇二	なめし又は仕上げた毛皮（頭部、尾部、足部その他の切片を含み、組み合わせてないものの及び他の材料を加えることなく組み合わせたものに限るものとし、第四三・〇三項のものを除く。）	A				
四三・〇三	衣類、衣類附属品その他の毛皮製品	A X X				
四三〇四・〇〇	人造毛皮及びその製品					
第四四類	木材及びその製品並びに木炭					
四四・〇一	のこくず及び木くず（棒状、ブリケット状、ペレット状その他これらに類する形状に凝					

四四・〇二	木炭（植物性の殻又はナットの炭を含むものとし、凝結させてあるかないかを問わない。）	A	A	A	A	A
四四・〇三	木材（粗のものに限るものとし、皮又は辺材を剝いであるかないか又は粗く角にしてあるかないかを問わない。）	A	A	A	A	A
四四・〇四	たが材、割ったポール、木製のくい（端をとがらせたものに限るものとし、縦にひいたものを除く。）、木製の棒（つえ、傘の柄、工具の柄その他これらに類する物品の製造に適するもので粗削りしたものに限るものとし、ろくろがけし、曲げ又はその他の加工をしたものを除く。）及びチップウッドその他これに類するもの	A	A	A	A	A
四四〇五・〇〇	木毛及び木粉	A	A	A	A	A
四四・〇六	木製の鉄道用又は軌道用の枕木	A	A	A	A	A
四四・〇七	木材（縦にひき若しくは割り、平削りし又は丸剝ぎしたもので、厚さが六ミリメートルを超えるものに限るものとし、かんながけし、やすりがけし又は縦継ぎしたものであるかないかを問わない。）	A	A	A	A	A
四四・〇八	化粧貼り用単板（積層木材を平削りすることにより得られるものを含む。）、合板用単板、これらに類する積層木材用単板及びその他の縦にひき、平削りし又は丸剝ぎした木材（厚さが六ミリメートル以下のものに限るものとし、かんながけし、やすりがけし、はぎ合わせをし又は縦継ぎしたものであるかないかを問わない。）	A	A	A	A	A
四四〇八・一〇	針葉樹のもの インセンスシダーのもの（長さが二〇センチメートル以下で、幅が八センチメートル以下のものに限る。）	A	A	A	A	A
	その他のもの その他のもの 積層木材を平削りすることにより得られるもの その他のもの 合板用単板 その他のもの	A	A	A	A	A
四四〇八・三一	熱帯産木材（この類の号注1のものに限る。）のもの ダークレッドメランチ、ライトレッドメランチ及びメランチバカウ 積層木材を平削りすることにより得られるもの その他のもの 合板用単板 その他のもの	A	A	A	A	A
四四〇八・三九	その他のもの パドック（かりん）のもの 積層木材を平削りすることにより得られるもの その他のもの ジェルトンのもの（長さが二〇センチメートル以下で、幅が八センチメートル以下のものに限る。） チークのもの 積層木材を平削りすることにより得られるもの	A	A	A	A	A
	その他のもの その他のもの 積層木材を平削りすることにより得られるもの その他のもの 合板用単板 その他のもの	A	A	A	A	A
四四〇八・九〇	その他のもの つげ、たがやさん、紅木、したん又はこくたんのもの 積層木材を平削りすることにより得られるもの その他のもの その他のもの 積層木材を平削りすることにより得られるもの その他のもの 合板用単板 その他のもの	A	A	A	A	A
四四〇九・〇九	さねはぎ加工、溝付けその他これらに類する加工をいずれかの縁、端又は面に沿って連続的に施した木材（寄せ木床用のストリップ又はフリーズで組み立てていないものを含むものとし、かんながけし、やすりがけし又は縦継ぎしたものであるかないかを問わない。）	A	A	A	A	A
四四〇九・一〇	針葉樹のもの	A	A	A	A	A
四四〇九・一一	針葉樹以外のもの 竹製のもの 引抜材 その他のもの その他のもの パーティクルボード、オリエンテッドストランドボード（ＯＳＢ）その他これに類するボード（例えば、ウェファーボード）（木材その他の木質の材料のものに限るものとし、樹脂その他の有機結合剤により凝結させてあるかないかを問わない。）	A	A	A	A	A
四四〇九・二九	木材のもの パーティクルボード 板状のもの その他のもの オリエンテッドストランドボード（ＯＳＢ） 板状のもの その他のもの その他のもの 板状のもの その他のもの その他のもの	A	A	A	A	A
四四一〇・一一	木材のもの パーティクルボード 板状のもの その他のもの オリエンテッドストランドボード（ＯＳＢ） 板状のもの その他のもの その他のもの 板状のもの その他のもの その他のもの	A	A	A	A	A
四四一〇・一二	木材のもの パーティクルボード 板状のもの その他のもの オリエンテッドストランドボード（ＯＳＢ） 板状のもの その他のもの その他のもの 板状のもの その他のもの その他のもの	A	A	A	A	A
四四一〇・一九	木材のもの パーティクルボード 板状のもの その他のもの オリエンテッドストランドボード（ＯＳＢ） 板状のもの その他のもの その他のもの 板状のもの その他のもの その他のもの	A	A	A	A	A
四四一〇・九〇	木材のもの パーティクルボード 板状のもの その他のもの オリエンテッドストランドボード（ＯＳＢ） 板状のもの その他のもの その他のもの 板状のもの その他のもの その他のもの	A	A	A	A	A

四四・一一	その他のもの					三・九六%
	繊維板（木材その他の木質の材料のものに限るものとし、樹脂その他の有機物質により結合してあるかないかを問わない。）					
四四・一二	合板、ベニヤドパネルその他これらに類する積層木材					
四四一二・一〇	竹製のもの					
	その他の合板（木材（竹製のものを除く。）の単板のみから成るもので各単板の厚さが六ミリメートル以下のものに限る。）					
四四一二・二一	少なくとも一の外面の単板が熱帯産木材（この類の号注1のものに限る。）のもの					
四四一二・二二	その他のもの（少なくとも一の外面の単板が針葉樹以外のものに限る。）					
四四一二・二九	その他のもの					
	ワニス塗装、プリント、溝付け、オーバーレイその他これらに類する表面加工をしたもの					
	側面にさねはぎ加工、溝付けその他これらに類する加工をしたもの					
	その他のもの					
	その他のもの					
	厚さが六ミリメートル未満のもの					
	その他のもの					
	その他のもの					
四四一二・九四	ブロックボード、ラミンボード及びバッテンボード					
	集成材					
	その他のもの					
四四一二・九九	その他のもの					三・六%
	集成材					
	その他のもの					
	少なくとも一の単板が熱帯産木材（この類の号注1のものに限る。）のもの					三・六%
	その他のもの					
	少なくとも一の外面の単板が針葉樹以外のもの					三・六%
	その他のもの					
四四一三・〇〇	改良木材（塊状、板状、ストリップ状又は形材のものに限る。）					
四四一四・〇〇	木製の額縁、鏡枠その他これらに類する縁					
四四・一五	木製のケース、箱、クレート、ドラムその他これらに類する包装容器、木製のケーブルドラム及び木製のパレット、ボックスパレットその他の積載用ボード並びに木製のパレット枠					
四四一六・〇〇	木製のたる、おけその他これらに類する容器及び木製のこれらの部分品（たる材及びおけ材を含む。）					
四四一七・〇〇	木製の工具並びに工具、ほうき又はブラシの木製のボデー、柄及び握り並びに靴の木型					
四四・一八	木製建具及び建築用木工品（セルラーウッドパネル、組み合わせた床用パネル及びこけら板を含む。）					
四四一九・〇〇	木製の食卓用品及び台所用品					二・八二%
	割箸					

四四・二〇	その他のもの					
	寄せ木し又は象眼した木材、宝石用又は刃物用の木製の箱、ケースその他これらに類する製品及び木製の小像その他の装飾品並びに第九四類に属しない木製の家具					
四四二〇・一〇	木製の小像その他の装飾品					
四四二〇・九〇	その他のもの					
	寄せ木し又は象眼した木材					
四四・二二	その他のもの					
	その他の木製品					
四四二二・一〇	衣類用ハンガー					
四四二二・九〇	その他のもの					
	竹製の串					
	その他のもの					
第四五類	コルク及びその製品					
第四六類	わら、エスパルトその他の組物材料の製品並びに籠細工物及び枝条細工物					
四六・〇一	さなだその他これに類する組物材料から成る物品（ストリップ状であるかないかを問わない。）並びに組物材料又はさなだその他これに類する組物材料から成る物品を平行につなぎ及び織ったものであってシート状のもの（最終製品（敷物・壁掛等）であるかないかを問わない。）					

四四・二〇	その他のもの					
	寄せ木し又は象眼した木材、宝石用又は刃物用の木製の箱、ケースその他これらに類する製品及び木製の小像その他の装飾品並びに第九四類に属しない木製の家具					
四四二〇・一〇	木製の小像その他の装飾品					
四四二〇・九〇	その他のもの					
	寄せ木し又は象眼した木材					
四四・二二	その他のもの					
	その他の木製品					
四四二二・一〇	衣類用ハンガー					
四四二二・九〇	その他のもの					
	竹製の串					
	その他のもの					
第四五類	コルク及びその製品					
第四六類	わら、エスパルトその他の組物材料の製品並びに籠細工物及び枝条細工物					
四六・〇一	さなだその他これに類する組物材料から成る物品（ストリップ状であるかないかを問わない。）並びに組物材料又はさなだその他これに類する組物材料から成る物品を平行につなぎ及び織ったものであってシート状のもの（最終製品（敷物・壁掛等）であるかないかを問わない。）					

四六〇一・一二	敷物及びすだれ（植物性材料製のものに限る。）					
四六〇一・二二	竹製のもの					
四六〇一・二九	藤製のもの					
	その他のもの					
	いぐさ（ユンクス・エフスス）製又は七島い（キュペルス・テゲティフォルミス）製のもの					
	その他のもの					
四六〇一・九二	竹製のもの					
四六〇一・九三	藤製のもの					
四六〇一・九四	その他の植物性材料製のもの					
	むしろ、こも、アンペラ及びさなだその他これに類する組物材料から成る物品（ストリップ状であるかないかを問わない。）					
	その他のもの					
	いぐさ（ユンクス・エフスス）製又は七島い（キュペルス・テゲティフォルミス）製のもの					
	その他のもの					
四六〇一・九九	その他のもの					
四六・〇二	籠細工物、枝条細工物その他の製品（組物材料から直接造形したもの及び第四六・〇一項の物品から製造したものに限る。）及びへちま製品					

四六〇二・一一	植物性材料製のもの					
四六〇二・一二	竹製のもの					A
四六〇二・一九	藤製のもの					A
	その他のもの					A
	瓶用のわらづと					
	その他のもの					
	畳床					
	その他のもの					
	畳（厚さが八ミリメートル以上、面積が一平方メートル未満のもので、かつ、いぐさ（ユンクス・エフスス）製又は七島い（キュペルス・テゲティフォルミス）製の畳表を有するものに限る。）					A
	その他のもの	四・七四%	B	5	G	A
四六〇二・九〇	その他のもの					A
第四七類	木材パルプ、繊維素繊維を原料とするその他のパルプ及び古紙					A
第四八類	紙及び板紙並びに製紙用パルプ、紙又は板紙の製品					A
第四九類	印刷した書籍、新聞、絵画その他の印刷物並びに手書き文書、タイプ文書、設計図及び図案					A
第五〇類	絹及び絹織物					
五〇〇一・〇〇	繭（繰糸に適するものに限る。）					X
五〇〇二・〇〇	生糸（よってないものに限る。）					A
	野蚕のもの					X
	その他のもの					A
五〇〇三・〇〇	絹のくず（繰糸に適しない繭、糸くず及び反毛した繊維を含む。）					A
五〇〇四・〇〇	絹糸（絹紡糸、絹紡紬糸及び小売用にしたものを除く。）					A
五〇〇五・〇〇	絹紡糸及び絹紡紬糸（小売用にしたものを除く。）					A
五〇〇六・〇〇	絹糸、絹紡糸及び絹紡紬糸（小売用にしたものに限る。）並びに天然てぐす					A
五〇・〇七	絹織物					A
第五一類	羊毛、繊獣毛、粗獣毛及び馬毛の糸並びにこれらの織物					A
第五二類	綿及び綿織物					A
第五三類	その他の植物性紡織用繊維及びその織物並びに紙糸及びその織物					A
第五四類	人造繊維の長繊維並びに人造繊維の織物及びストリップその他これに類する人造繊維製品					A
第五五類	人造繊維の短繊維及びその織物					A
第五六類	ウォッディング、フェルト、不織布及び特殊糸並びにひも、綱及びケーブル並びにこれらの製品					A
第五七類	じゅうたんその他の紡織用繊維の床用敷物					A
第五八類	特殊織物、タフテッド織物類、レース、つづれ織物、トリミング及びししゅう布					A
第五九類	染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層した紡織用繊維の織物類及び工業用の紡織用繊維製品					A
第六〇類	メリヤス編物及びクロセ編物					A
第六一類	衣類及び衣類附属品（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）					A
第六二類	衣類及び衣類附属品（メリヤス編み又はクロセ編みのものを除く。）					A
第六三類	紡織用繊維のその他の製品、セット、中古の衣類、紡織用繊維の中古の物品及びぼろ					A
第六四類	履物及びゲートルその他これに類する物品並びにこれらの部分品					
六四・〇一	防水性の履物（本底及び甲がゴム製又はプラスチック製のものに限るものとし、縫合、リベット締め、くぎ打ち、ねじ締め、プラグ止めその他これらに類する方法により甲を底に固定し又は組み立てたものを除く。）					X
六四〇一・一〇	履物（保護用の金属製トーキャップを有するものに限る。）					X
	スキー靴					六・七%
	その他のもの					B 7
	その他の履物					X
六四〇一・九二	くるぶしを覆うもの（ひざを覆うものを除く。）					六・七%
	スキー靴					B 7
	その他のもの					X
六四〇一・九九	ひざを覆うもの					六・七%
	その他のもの					B 7
	その他の履物（本底及び甲がゴム製又はプラスチック製のものに限る。）					六・七%
六四・〇二	スポーツ用の履物					八%
	スキー靴（クロスカントリー用のものを含む。）及びスノーボードブーツ					B 7
	スキー靴					X
	スノーボードブーツ					八%
六四〇二・一二						B 7

六四〇二・一九	その他のもの	六・七%	B 7		
六四〇二・二〇	履物（甲の部分のストラップ又はひもを底にプラグ止めしたものに限る。）	六・七%	B 7		
六四〇二・九一	その他の履物				
	くるぶしを覆うもの				
	保護用の金属製トーキャップを有するもの	六・七%	B 7		
	その他のもの	八%	B 7		
六四〇二・九九	その他のもの				
	短靴				
	保護用の金属製トーキャップを有するもの	六・七%	B 7		
	その他のもの	八%	B 7		
	その他のもの				
六四・〇三	履物（本底がゴム製、プラスチック製、革製又はコンポジションレザー製で、甲が革製のものに限る。）		X		
六四〇三・一二	スポーツ用の履物				
	スキー靴（クロスカントリー用のものを含む。）及びスノーボードブーツ		X		
六四〇三・一九	その他のもの				
六四〇三・二〇	履物（本底が革製で、革製のストラップが足の甲及び親指の回りにかかるものに限る。）	二四%	B 10		
	室内用履物	二四%	B 10		
	その他のもの	二一・六%	B 10		

六四〇三・四〇	その他の履物（保護用の金属製トーキャップを有するものに限る。）				
	本底がゴム製、革製又はコンポジションレザー製のもの				
	その他のもの	二一・六%	B 10		
	その他の履物（本底が革製のものに限る。）	二四%	B 10		
六四〇三・五一	くるぶしを覆うもの				
	室内用履物	二四%	B 10		
	その他のもの				
	体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物	二一・六%	B 10	X	
	その他のもの				
六四〇三・五九	その他のもの				
	スリッパその他の室内用履物				
	スリッパ	二四%	B 10	X	
	その他のもの				
	その他のもの				
	体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物	二一・六%	B 10	X	
	その他のもの				
	その他の履物				
六四〇三・九一	くるぶしを覆うもの				
	本底がゴム製又はコンポジションレザー製のもの（室内用履物を除く。）	二一・六%	B 10	X	
	体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物				

	その他のもの				
	その他のもの				
	体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物				
	その他のもの	二一・六%	B 10		
六四〇三・九九	その他のもの				
	本底がゴム製又はコンポジションレザー製のもの（スリッパその他の室内用履物を除く。）	二四%	B 10	X	
	体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物				
	その他のもの	二一・六%	B 10	X	
	その他のもの				
	スリッパ及び体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物				
	その他のもの	二四%	B 10	X	
六四・〇四	履物（本底がゴム製、プラスチック製、革製又はコンポジションレザー製で、甲が紡織用繊維製のものに限る。）				
六四〇四・一一	履物（本底がゴム製又はプラスチック製のものに限る。）				
	スポーツ用の履物及びテニスシューズ、バスケットシューズ、体操シューズ、トレーニングシューズその他これらに類する履物	八%	B 7		
六四〇四・一九	その他のもの				
	甲に毛皮を使用したもの				
	甲の一部に革を使用したもの（スリッパを除く。）	二四%	B 10		

	その他のもの				
	その他のもの				
	地下たび及びキャンバスシューズ				
	その他のもの	六・七%	B 7	X	
六四〇四・二〇	履物（本底が革製又はコンポジションレザー製のものに限る。）	八%	B 7		
	甲に毛皮を使用したもの				
	甲の一部に革を使用したもの（スポーツ用の履物、体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物及びスリッパを除く。）	二四%	B 10	X	
	その他のもの				
	本底が革製のもの（甲に毛皮を使用したものを除く。）				
	キャンバスシューズ				
	甲の一部に革を使用したもの（スポーツ用の履物及び体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物を除く。）	一七・三%	B 10	X	
	その他のもの				
	その他のもの				
	甲の一部に革を使用したもの（スポーツ用の履物、体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物及びスリッパを除く。）	二四%	B 10	X	
	その他のもの				
	その他のもの	六・七%	B 7	X	
六四・〇五	その他の履物	八%	B 7		

六四〇五・一〇	甲が革製又はコンポジションレザー製のもの			
	本底が革製のもの（甲がコンポジションレザー製のものに限る。）			
	甲の一部に革を使用したもの（スポーツ用の履物、体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物及びスリッパを除く。）	二四%	B 10	
	その他のもの		X	
	本底がゴム製、プラスチック製又はコンポジションレザー製のもの（甲がコンポジションレザー製のものに限る。）	八%	B 7	
	その他のもの		A	
六四〇五・二〇	甲が紡織用繊維製のもの		A	
六四〇五・九〇	その他のもの			
	本底がゴム製、プラスチック製、革製又はコンポジションレザー製のもの			
	甲に毛皮を使用したもの			
	甲の一部に革を使用したもの（スポーツ用の履物、体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物及びスリッパを除く。）	二四%	B 10	
	その他のもの		X	
	その他のもの			
	本底が革製のもの			
	甲の一部に革を使用したもの（スポーツ用の履物、体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物及びスリッパを除く。）	二四%	B 10	
	その他のもの		X	
	その他のもの	八%	B 7	
	その他のもの		A	
六四・〇六	履物の部分品（甲を含むものとし、本底以外の底に取り付けてあるかないかを問わない。）及び取り外し可能な中敷き、ヒールクッションその他これらに類する物品並びにゲートル、レギンスその他これらに類する物品及びこれらの部分品			
六四〇六・一〇	甲及びその部分品（芯を除く。）			
	革製のもの及び毛皮を使用したもの		X	
	その他のもの	三・四%	B 7	
六四〇六・二〇	本底及びかかと（ゴム製又はプラスチック製のものに限る。）	三・四%	B 7	
	その他のもの			
六四〇六・九一	木製のもの			
	毛皮を使用したもの		X	
	その他のもの	三・四%	B 7	
六四〇六・九九	その他の材料製のもの			
	革製のもの及び毛皮を使用したもの		X	
	その他のもの	三・四%	B 7	
第六五類	帽子及びその部分品		A	
第六六類	傘、つえ、シートステッキ及びむち並びにこれらの部分品		A	
第六七類	調製羽毛、羽毛製品、造花及び人髪製品		A	
第六八類	石、プラスター、セメント、石綿、雲母その他これらに類する材料の製品		A	
第六九類	陶磁製品		A	
第七〇類	ガラス及びその製品			
七〇〇一・〇〇	ガラスのくず及び塊		A	
七〇・〇二	ガラスの球（第七〇・一八項のマイクロスフィアを除く。）、棒及び管（加工してないものに限る。）		A	
七〇・〇三	鋳込み法又はロール法により製造した板ガラス及び溝型ガラス（吸収層、反射層又は無反射層を有するか有しないかを問わないものとし、その他の加工をしたものを除く。）		A	
七〇・〇四	引上げ法又は吹上げ法により製造した板ガラス（吸収層、反射層又は無反射層を有するか有しないかを問わないものとし、その他の加工をしたものを除く。）		A	
七〇・〇五	フロート板ガラス及び磨き板ガラス（吸収層、反射層又は無反射層を有するか有しないかを問わないものとし、その他の加工をしたものを除く。）		A	
七〇〇六・〇〇	ガラス（第七〇・〇三項から第七〇・〇五項までのガラスを曲げ、縁加工し、彫り、穴をあけ、ほうろう引きをし又はその他の加工をしたものに限るものとし、枠付きのもの及び他の材料を取り付けたものを除く。）		A	
七〇・〇七	安全ガラス（強化ガラス及び合わせガラスに限る。）		A	
七〇〇八・〇〇	断熱用複層ガラス		A	
七〇・〇九	ガラス鏡（枠付きであるかないかを問わないものとし、バックミラーを含む。）		A	
七〇・一〇	ガラス製の瓶、フラスコ、ジャー、つぼ、アンプルその他の容器（輸送又は包装に使用する種類のものに限る。）、保存用ジャー及び栓、蓋その他これらに類する物品		A	
七〇・一一	ガラス製のバルブ、チューブその他これらに類する物品で封じてないもの及びこれらの部分品（電灯、陰極線管その他これらに類する物品に使用するもので取付具を有しないものに限る。）		A	
七〇・一三	ガラス製品（食卓用、台所用、化粧用、事務用、室内装飾用その他これらに類する用途に供する種類のものに限るものとし、第七〇・一〇項又は第七〇・一八項のものを除く。）		A	
七〇一四・〇〇	ガラス製の信号用品及び光学用品（第七〇・一五項のもの及び光学的に研磨したものを除く。）		A	
七〇・一五	時計用ガラスその他これに類するガラス及び眼鏡用（視力矯正用であるかないかを問わない。）のガラス（曲面のもの、曲げたもの、中空のものその他これらに類する形状のものに限るものとし、光学的に研磨したものを除く。）並びにこれらの製造に使用する中空の球面ガラス及びそのセグメント		A	
七〇・一六	ガラス製の舗装用ブロック、スラブ、れんが、タイルその他の建築又は建設に使用する種類の製品（プレスし又は成型したものに限るものとし、金属の線又は網を入れてあるかないかを問わない。）、ガラス製のキューブその他の細貨（モザイク用その他これに			

		類する装飾用のものに限るものとし、裏貼りしてあるかないかを問わない。）、ステンドグラスその他これに類するガラス及びブロック、パネル、板、殻その他これらに類する形状の多泡ガラス		
七〇・一七		理化学用又は衛生用のガラス製品（目盛りを付してあるかないかを問わない。）		
七〇・一八		ガラス製のビーズ、模造真珠、模造貴石、模造半貴石その他これらに類する細貨及びこれらの製品（身辺用模造細貨類を除く。）、ガラス製の眼（人体用のものを除く。）、ランプ加工をしたガラス製の小像その他の装飾品（身辺用模造細貨類を除く。）並びにガラス製のマイクロスフィア（直径が一ミリメートル以下のものに限る。）		
七〇・一八・一〇		ガラス製のビーズ、模造真珠、模造貴石、模造半貴石その他これらに類する細貨		
七〇・一八・二〇		ガラス製のマイクロスフィア（直径が一ミリメートル以下のものに限る。）		
七〇・一八・九〇		その他のもの		
		貴金属又はこれをめっきした金属を使用したもの		
		その他のもの		
七〇・一九		ガラス繊維（グラスウールを含む。）及びその製品（例えば、ガラス繊維の糸及び織物）		
七〇・二〇・〇〇		その他のガラス製品		
第七一類		天然又は養殖の真珠、貴石、半貴石、貴金属及び貴金属を貼った金属並びにこれらの製品、身辺用模造細貨類並びに貨幣		
七一・〇一		天然又は養殖の真珠（加工してあるかないか又は格付けしてあるかないかを問わないものとし、糸通しし又は取り付けたものを除く。ただし、天然又は養殖の真珠を輸送のために一時的に糸に通したものを含む。）		
七一・〇二		ダイヤモンド（加工してあるかないかを問わないものとし、取り付けたものを除く。）		
七一・〇三		貴石及び半貴石（加工してあるかないか又は格付けしてあるかないかを問わないものとし、糸通しし又は取り付けたもの及びダイヤモンドを除く。ただし、格付けしてない貴石（ダイヤモンドを除く。）又は半貴石を輸送のために一時的に糸に通したものを含む。）		
七一・〇四		合成又は再生の貴石及び半貴石（加工してあるかないか又は格付けしてあるかないかを問わないものとし、糸通しし又は取り付けたものを除く。ただし、格付けしてない合成又は再生の貴石又は半貴石を輸送のために一時的に糸に通したものを含む。）		
七一・〇五		天然又は合成の貴石又は半貴石のダスト及び粉		
七一・〇六		銀（金又は白金をめっきした銀を含むものとし、加工してないもの、一次製品及び粉状のものに限る。）		
七一〇七・〇〇		銀を貼った卑金属（一次製品を含むものとし、更に加工したものを除く。）		
七一・〇八		金（白金をめっきした金を含むものとし、加工してないもの、一次製品及び粉状のものに限る。）		
七一〇九・〇〇		金を貼った卑金属及び銀（一次製品を含むものとし、更に加工したものを除く。）		
七一・一〇		白金（加工してないもの、一次製品及び粉状のものに限る。）		
七一一・〇〇		白金を貼った卑金属、銀及び金（一次製品を含むものとし、更に加工したものを除く。）		
七一・一二		金属のくず（貴金属又は貴金属を貼ったものに限る。）及び主として貴金属の回収に使用する種類のその他のくず（貴金属又はその化合物を含有するものに限る。）		
七一・一三		身辺用細貨類及びその部分品（貴金属製又は貴金属を貼った金属製のものに限る。）		
		貴金属製のもの（貴金属をめっきしてあるかないか又は貼ってあるかないかを問わない。）		
七一一三・一一		銀製のもの（その他の貴金属をめっきしてあるかないか又は貼ってあるかないかを問わない。）	一・〇八％	B10 G
		その他の貴金属製のもの（貴金属をめっきしてあるかないか又は貼ってあるかないかを問わない。）		
七一一三・一九		白金製のもの（その他の貴金属をめっきしてあるかないか又は貼ってあるかないかを問わない。）	一・〇八％	B10 G
		その他のもの		
		貴金属を貼った卑金属製のもの		
七一一三・二〇		細工品及びその部分品（貴金属製又は貴金属を貼った金属製のものに限る。）	一・一六％	B10 G
七一・一四		その他の製品（貴金属製又は貴金属を貼った金属製のものに限る。）	一・一六％	B10 G
七一・一五		天然若しくは養殖の真珠又は天然、合成若しくは再生の貴石若しくは半貴石の製品	一・一六％	B10 G
七一・一六		身辺用模造細貨類	一・一六％	B10 G
七一・一七		貨幣	一・一六％	B10 G
七一・一八				A
第七二類		鉄鋼		A
第七三類		鉄鋼製品		A
第七四類		銅及びその製品		A
七四〇一・〇〇		銅のマット及びセメントカッパー（沈殿銅）		A
七四〇二・〇〇		粗銅及び電解精製用陽極銅		A
七四・〇三		精製銅又は銅合金の塊		
		精製銅		
七四〇三・一一		陰極銅及びその切断片		A
七四〇三・一二		ワイヤバー		A
七四〇三・一三		ビレット		A
		課税価格が一キログラムにつき五〇〇円以下のもの		B7
		課税価格が一キログラムにつき五〇〇円以下のものの課税価格と五〇〇円との差額（その率が三％の従価税率より高いときは、当該従価税率）		A

七四〇三・一九	その他のもの			
	課税価格が一キログラムにつき五〇〇円以下のもの			
	精錬用のもの（銅の含有量が全重量の九九・八％以下のものに限る。）			
	その他のもの			
	課税価格が一キログラムにつき五〇〇円を超えるもの			
七四〇三・二一	銅合金			
七四〇三・二二	銅・亜鉛合金（黄銅）			
七四〇三・二九	銅・すず合金（青銅）			
七四〇四・〇〇	その他の銅合金（第七四・〇五項のマスターアロイを除く。）			
七四〇五・〇〇	銅のくず			
七四・〇六	銅のマスターアロイ			
	銅の粉及びフレーク			
七四・〇七	銅の棒及び形材			
七四・〇八	銅の線			
七四・〇九	銅の板、シート及びストリップ（厚さが〇・一五ミリメートルを超えるものに限る。）			
七四・一〇	銅のはく（厚さ（補強材の厚さを除く。）が〇・一五ミリメートル以下のものに限るものとし、印刷してあるかないか又は紙、板紙、プラスチックその他これらに類する補強材により裏貼りしてあるかないかを問わない。）			
七四・一一	銅製の管			
七四・一二	銅製の管用継手（例えば、カップリング、エルボー及びスリーブ）			
七四一三・〇〇	銅製のより線、ケーブル、組ひもその他これらに類する製品（電気絶縁をしたものを除く。）			
七四・一五	銅製のくぎ、びょう、画びょう、またくぎ（第八三・〇五項のものを除く。）その他これらに類する製品（銅製の頭部を有する鉄鋼製のものを含む。）及び銅製のねじ、ボルト、ナット、スクリューフック、リベット、コッター、コッターピン、座金（ばね座金を含む。）その他これらに類する製品			
七四・一八	食卓用品、台所用品その他の家庭用品及びその部分品（銅製のものに限る。）、銅製の瓶洗い、ポリッシングパッド、ポリッシンググラブその他これらに類する製品並びに衛生用品及びその部分品（銅製のものに限る。）			
七四・一九	その他の銅製品			
第七五類	ニッケル及びその製品			
第七六類	アルミニウム及びその製品			
第七八類	鉛及びその製品			
第七九類	亜鉛及びその製品			
七九・〇一	亜鉛の塊			
	亜鉛（合金を除く。）			
七九〇一・一一	亜鉛の含有量が全重量の九九・九九％以上のもの			
	課税価格が一キログラムにつき二五〇円以下のもの	一キログラムにつき、課税価格と二五〇円との差額（その率が一キログラムにつき四円三〇銭の従量税率より高いときは、当該従量税率）	B 10	A
	課税価格が一キログラムにつき二五〇円を超えるもの		A	A
七九〇一・一二	亜鉛の含有量が全重量の九九・九九％未満のもの			
	課税価格が一キログラムにつき二五〇円以下のもの	一キログラムにつき、課税価格と二五〇円との差額（その率が一キログラムにつき四円三〇銭の従量税率より高いときは、当該従量税率）	B 10	A
	課税価格が一キログラムにつき二五〇円を超えるもの		A	A
七九〇一・二〇	亜鉛合金		A	A
七九〇二・〇〇	亜鉛のくず		A	A
七九・〇三	亜鉛のダスト、粉及びフレーク		A	A
七九〇四・〇〇	亜鉛の棒、形材及び線		A	A
七九〇五・〇〇	亜鉛の板、シート、ストリップ及びはく		A	A
七九〇七・〇〇	その他の亜鉛製品		A	A

第八〇類	すず及びその製品					
第八一類	その他の卑金属及びサーメット並びにこれらの製品				A	A
第八二類	卑金属製の工具、道具、刃物、スプーン及びフォーク並びにこれらの部分品				A	A
第八三類	各種の卑金属製品				A	A
第八四類	原子炉、ボイラー及び機械類並びにこれらの部分品				A	A
第八五類	電気機器及びその部分品並びに録音機、音声再生機並びにテレビジョンの映像及び音声の記録用又は再生用の機器並びにこれらの部分品及び附属品				A	A
第八六類	鉄道用又は軌道用の機関車及び車両並びにこれらの部分品、鉄道又は軌道の線路用装備品及びその部分品並びに機械式交通信号用機器（電気機械式のものを含む。）				A	A
第八七類	鉄道用及び軌道用以外の車両並びにその部分品及び附属品				A	A
第八八類	航空機及び宇宙飛行体並びにこれらの部分品				A	A
第八九類	船舶及び浮き構造物				A	A
第九〇類	光学機器、写真用機器、映画用機器、測定機器、検査機器、精密機器及び医療用機器並びにこれらの部分品及び附属品				A	A
第九一類	時計及びその部分品					
九一・〇一	腕時計、懐中時計その他の携帯用時計（ストップウォッチを含むものとし、ケースに貴金属又は貴金属を貼った金属を使用したものに限る。）				A	A
九一・〇二	腕時計、懐中時計その他の携帯用時計（ストップウォッチを含むものとし、第九一・〇一項のものを除く。）				A	A
九一・〇三	時計（ウォッチムーブメントを有するものに限るものとし、携帯用時計及び第九一・〇四項の時計を除く。）				A	A
九一・〇四・〇〇	計器盤用時計その他これに類する時計（車両用、航空機用、宇宙飛行体用又は船舶用のものに限る。）				A	A
九一・〇五	その他の時計（携帯用時計を除く。）				A	A
九一・〇六	時刻の記録用又は時間の測定用、記録用若しくは表示用の機器（時計用ムーブメント又は同期電動機を有するものに限る。例えば、タイムレジスター及びタイムレコーダー）				A	A
九一〇七・〇〇	タイムスイッチ（時計用ムーブメント又は同期電動機を有するものに限る。）				A	A
九一・〇八	ウォッチムーブメント（完成品に限る。）				A	A
九一・〇九	時計用ムーブメント（完成品に限る。）				A	A
九一・一〇	時計用ムーブメントで、単に組み立てることにより完成品となるもの及びこれを一部組み立てたもの（ムーブメントセット）、未完成の時計用ムーブメントで組み立てたもの並びに時計用ラフムーブメント				A	A
九一・一一	携帯用時計のケース及びその部分品				A	A
九一・一二	時計（携帯用時計を除く。）のケース及びこれに類するケースでこの類のその他の物品に使用するもの並びにこれらの部分品				A	A
九一・一三	携帯用時計のバンド及びブレスレット並びにこれらの部分品				A	A
九一一三・一〇	貴金属製又は貴金属を貼った金属製のもの				A	A
九一一三・二〇	卑金属製のもの（金又は銀をめっきしてあるかないかを問わない。）				A	A
九一一三・九〇	その他のもの				A	A
九一四	その他の時計の部分品					
	革製又はコンポジションレザー製のもの					
	毛皮付きのもの及び貴金属、これを貼り若しくはめっきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、象牙又はべっこうを使用したもの					
	その他のもの					
	その他のもの					
	二種類以上の材料（組立て用のみに供する材料（例えば、ひも）を除く。）から構成されるもの	一六％	B7			
	その他のもの	一〇％	B7			
	その他のもの					
第九二類	楽器並びにその部分品及び附属品					
第九三類	武器及び銃砲弾並びにこれらの部分品及び附属品	二％	B7G		A	A
第九四類	家具、寝具、マットレス、マットレスサポート、クッションその他これらに類する詰物をした物品並びにランプその他の照明器具（他の類に該当するものを除く。）及びイルミネーションサイン、発光ネームプレートその他これらに類する物品並びにプレハブ建築物					
九四・〇一	腰掛け（寝台として兼用することができるものであるかないかを問わないものとし、第九四・〇二項のものを除く。）及びその部分品					
九四〇一・一〇	航空機に使用する種類の腰掛け				A	A
九四〇一・二〇	自動車に使用する種類の腰掛け				A	A
九四〇一・三〇	回転腰掛け（高さを調節することができるものに限る。）				A	A
九四〇一・四〇	腰掛け（寝台として兼用することができるものに限るものとし、庭園用又はキャンプ装具用のものを除く。）				A	A
九四〇一・五一	藤、オージア、竹その他これらに類する材料製の腰掛け					
	竹製又は藤製のもの				A	A
	その他のもの、					
九四〇一・五九	その他の腰掛け（木製フレームのものに限る。）				A	A

九四〇一・六一	アップホルスターのもの			A	A
九四〇一・六九	その他のもの			A	A
	その他の腰掛け（金属製フレームのものに限る。）				
九四〇一・七一	アップホルスターのもの			A	A
九四〇一・七九	その他のもの			A	A
九四〇一・八〇	その他の腰掛け			A	A
九四〇一・九〇	部分品			A	A
	革製のもの				
	その他のもの				
九四・〇二	医療用又は獣医用の備付品（例えば、手術台、検査台、病院用機構付きベッド及び歯科用椅子）及び理髪用椅子その他これに類する椅子で回転し、傾斜し、かつ、上下するための機構を有するもの並びにこれらの部分品			A	B 7
九四・〇三	その他の家具及びその部分品		三・八%	A	A
九四・〇四	寝具その他これに類する物品（例えば、マットレス、布団、羽根布団、クッション、プフ及び枕。スプリング付きのもの、何らかの材料を詰物とし又は内部に入れたもの及びセルラーラバー製又は多泡性プラスチック製のものに限るものとし、被覆してあるかないかを問わない。）及びマットレスサポート			A	A
九四・〇五	ランプその他の照明器具及びその部分品（サーチライト及びスポットライトを含むものとし、他の項に該当するものを除く。）並びに光源を据え付けたイルミネーションサイン、発光ネームプレートその他これらに類する物品及びこれらの部分品（他の項に該当するものを除く。）			A	A
九四〇六・〇〇	プレハブ建築物			A	A
第九五類	玩具、遊戯用具及び運動用具並びにこれらの部分品及び附属品			A	A
第九六類	雑品				
九六・〇一	アイボリー、骨、亀の甲、角、枝角、さんご、真珠光沢を有する貝殻その他の動物性の彫刻用又は細工用の材料（加工したものに限る。）及び製品（これらの材料から製造したものに限るものとし、成形により得た製品を含む。）			A	A
九六〇二・〇〇	植物性又は鉱物性の彫刻用又は細工用の材料（加工したものに限る。）及び製品（これらの材料から製造したものに限る。）、成形品、彫刻品及び細工品（ろう、ステアリン、天然ガム、天然レジン又はモデリングペーストから製造したものに限る。）、他の項に該当しないその他の成形品、彫刻品及び細工品並びに硬化させてないゼラチン（加工したものに限るものとし、第三五・〇三項のゼラチンを除く。）及び硬化させてないゼラチンの製品			A	A
九六・〇三	ほうき、ブラシ（機械類又は車両の部分品として使用するブラシを含む。）、動力駆動式でない手動床掃除機、モップ及び羽毛ダスター、ほうき又はブラシの製造用に結束した房状にした物品、ペイントパッド、ペイントローラー並びにスクイージー（ローラースクイージーを除く。）			A	A
九六〇四・〇〇	手ふるい			A	A
九六〇五・〇〇	トラベルセット（化粧用、洗面用、裁縫用又は靴若しくは衣服の清浄用のものに限る。）			A	A
九六・〇六	ボタン、プレスファスナー、スナップファスナー及びプレススタッド並びにこれらの部分品（ボタンモールドを含む。）並びにボタンのブランク			A	A
九六・〇七	スライドファスナー及びその部分品			A	A
九六・〇八	ボールペン、フェルトペンその他の浸透性のペン先を有するペン及びマーカー、万年筆その他のペン、鉄筆、シャープペンシル並びにペン軸、ペンシルホルダーその他これらに類するホルダー並びにこれらの部分品（キャップ及びクリップを含むものとし、第九六・〇九項の物品を除く。）			A	A
九六・〇九	鉛筆（第九六・〇八項のシャープペンシルを除く。）、クレヨン、鉛筆の芯、パステル、図画用木炭、テーラースチョーク及び筆記用又は図画用のチョーク			A	A
九六一〇・〇〇	石盤、黒板その他これらに類する板（筆記用又は図画用のものに限るものとし、枠を有するか有しないかを問わない。）			A	A
九六一一・〇〇	日付印、封かん用の印、ナンバリングスタンプその他これらに類する物品（ラベルに印捺又は型押しをする器具を含むものとし、手動式のものに限る。）並びに手動式コンポジションスティック及びこれを有する手動式印刷用セット			A	A
九六・一二	タイプライターリボンその他これに類するリボン（インキを付けたもの及びその他の方法により印字することができる状態にしたものに限るものとし、スプールに巻いてあるかないか又はカートリッジに入れてあるかないかを問わない。）及びインキパッド（インキを付けてあるかないか又は箱に入れてあるかないかを問わない。）			A	A
九六・一三	たばこ用ライターその他のライター（機械式であるかないか又は電気式であるかないかを問わない。）及びその部分品（着火石及び芯を除く。）			A	A
九六一四・〇〇	喫煙用パイプ（パイプボールを含む。）、シガーホルダー及びシガレットホルダー並びにこれらの部分品			A	A
九六・一五	くし、ヘアスライドその他これらに類する物品並びにヘアピン、カールピン、カールグリップ、ヘアカーラーその他これらに類する物品（第八五・一六項の物品を除く。）及びこれらの部分品			A	A
九六・一六	香水用噴霧器その他これに類する化粧用噴霧器及びこれらの頭部並びに化粧用のパフ及びパッド			A	A
九六一七・〇〇	魔法瓶その他の真空容器（ケース入りのものに限る。）及びその部分品（ガラス製の内部容器を除く。）			A	A
九六一八・〇〇	マネキン人形その他これに類する物品及び自動人形その他ショーウインドー用の展示用品で作動するもの			A	A
第九七類	美術品、収集品及びこっとう			A	A

第三節　関税割当て及び品目証明書に関する運用上の手続

第一条　定義

この節の規定の適用上、

(a)　「輸出締約国の権限のある当局」とは、ペルーの通商観光省をいう。

(b)　「輸入締約国の権限のある当局」とは、日本国の農林水産省をいう。

(c)　「輸出締約国の発給当局」とは、次条1(a)又は第三条に規定する証明書の発給に責任を負うペルーの当局をいう。

第二条　関税割当て

1　第一節2(f)(i)(C)、(g)(i)(C)、(j)(i)(C)及び(k)(i)(C)の規定の適用上、次のとおりとする。

(a)　輸出締約国の発給当局は、第一節2(f)(i)(C)、(g)(i)(C)、(j)(i)(C)及び(k)(i)(C)に規定する輸出締約国が発給する証明書を英語によりそれぞれの輸出について発給する。

(b)　この協定の効力発生の時に、輸出締約国の権限のある当局は、(a)に規定する証明書の書式、輸出締約国の発給当局の名称及び証明書に使用する印章の図案を輸入締約国に通報する。輸出締約国の権限のある当局は、それらの変更について輸入締約国に通報する。通報は、受領の確認を伴う方法により行う。

(c)　(a)に規定する証明書には、次の事項についての記載を必ず含めるものとする。

(i)　証明書番号

(ii)　輸出者の名称及び住所

(iii)　輸入者の名称及び住所

(iv)　品名

(v)　統一システムの関税分類番号

(vi)　数量（計量単位）

(vii)　有効性（有効期間の開始及び満了の日付。それらの日付は、同一の年とする。）

(viii)　輸出締約国の発給当局の職員による署名及び輸出締約国の発給当局の印章並びに発給日

(d)　輸出締約国の発給当局は、(a)に規定する証明書の偽造を防止するために必要な措置をとる。

(e)　第一節2(f)、(g)、(j)及び(k)に規定する関税割当ての証明書の申請を行う場合には、(a)に規定する証明書において輸入者として名称が記載された輸入者が(a)に規定する証明書を輸入締約国の権限のある当局に提出するものとする。

2　第一節2(h)及び(i)の規定の適用上、輸入者は、輸入締約国の権限のある当局に関税割当ての証明書を申請するものとする。ただし、輸入者は、1(a)に規定する証明書を取得することは要求されない。

3　関税割当ての運用上、両締約国は、関連する事項について情報を交換すべきである。交換する情報には、1(e)及び2に規定する関税割当ての証明書であって、輸入締約国の権限のある当局によって発給されるものの発給に関する情報及び割り当てられた総量に関する情報（当該割り当てられた総量に関する情報は、当該関税割当てを行った月の翌月末までに交換すべきである。）を含むものとする。

4　この条の規定に関連して生ずる問題の解決に当たっては、両締約国の権限のある当局を通じて協議を行うことができる。

第三条　品目証明書

1　日本国の表の5欄に一個の星印（＊）を付した品目に分類される原産品について、この附属書に従って関税上の特恵待遇を要求する輸入者は、輸出締約国によりそれぞれの輸出について発給された証明書を輸入締約国の税関当局に提出する。

2　輸出締約国の発給当局により発給された衛生についての証明書又は輸出締約国の発給当局により正当に認証されたその写しにおいて産品を特定する詳細の欄に次の事項が記入されている場合には、当該証明書又は当該写しは、品目証明書として用いられる。

(a)　1に規定する原産品が分類される品名であって、日本国の表の2欄に定めるもの

(b)　仕入書の番号及び日付

3　輸出締約国は、この協定の効力発生の時に、品目証明書の書式、輸出締約国の発給当局の名称及び品目証明書を発給できる職員の氏名を記載した登録簿並びに品目証明書の発給のために使用される署名及び印章の見本及び図案を輸入締約国に通報する。輸出締約国は、輸入締約国にそれらの変更について通報する。通報は、受領の確認を伴う方法により行う。

4　輸出締約国の発給当局は、品目証明書の偽造を防止するために必要な措置をとる。

5(a)　輸入締約国の税関当局は、輸出締約国の権限のある当局に対し、品目証明書が真正なものであるか又は品目証明書に含まれる情報が正確なものであるかについての確認を要請することができる。輸出締約国の権限のある当局は、その要請の受領の日の後九十日以内に、要請された情報を提供する。

(b)　輸入締約国の税関当局は、次の場合には、この附属書に従って関税上の特恵待遇を与えないことができる。

(i)　輸出締約国の権限のある当局が、輸入締約国の税関当局からの要請を受領した日の後九十日以内に

回答しない場合

(ii) 輸入締約国の税関当局に提供された情報が、品目証明書が真正なものであること又は品目証明書に含まれる情報が正確なものであることを判断するのに十分でない場合

6　輸入締約国の税関当局は、その要請に対する回答があるまでの間、問題とされる品目証明書の対象となる産品についてこの附属書に従って関税上の特恵待遇を与えることを停止することができる。ただし、その停止が、当該産品の引取りを妨げる理由となってはならない。

7　この条の規定に関連して生ずる問題の解決に当たっては、両締約国は、輸出締約国の権限のある当局及び輸入締約国の税関当局を通じて協議を行うことができる。

（第三編は、スペイン語及び英語により作成され、この附属書の不可分の一部を成す。）

附属書二（第二章関係）　第二十条及び第二十二条の規定に関連するペルーの措置

1　第二十条及び第二十二条1の規定は、ペルーがとる措置であって、次に掲げるものについては、適用しない。

(a) 中古の衣類及び履物に関する措置であって、二千五年五月二十三日の法律第二八五一四号及びその修正に基づくもの

(b) 中古車並びに中古の自動車用のエンジン、部品及び補充品に関する措置であって、千九百九十六年八月三十日の政令第八四三号、二千年九月二十日の緊急政令第〇七九－二〇〇〇号及び二千八年十二月十八日の緊急政令第〇五〇－二〇〇八号並びにそれらの修正に基づくもの

(c) 中古のタイヤに関する措置であって、千九百九十七年六月七日の大統領令第〇〇三－九七－ＳＡ号及びその修正に基づくもの

(d) 放射性物質をエネルギー源として使用する中古の産品、機械及び設備に関する措置であって、二千二年六月十九日の法律第二七七五七号及びその修正に基づくもの

2　注釈　(a)から(d)までに規定する修正は、この協定の効力発生の日において効力を有するものをいう。1に規定する措置の継続、更新又は修正は、この協定に適合する範囲内で認められる。

附属書三（第三章関係）　品目別規則

第一編　一般的注釈

1　この附属書に定める品目別規則の適用上、

(a) 特定の項又は号の産品について適用する品目別規則又は一連の品目別規則は、次編の表の上欄に掲げる項又は号に応じ、それぞれ同表の下欄に定める規則とする。

(b) この附属書の中で、重量とは、統一システムに別段の定めがある場合を除くほか、乾燥重量をいう。

(c) 関税分類の変更及び特定の製造若しくは加工作業の要件は、非原産材料についてのみ適用する。

(d) 次の定義を適用する。

(i) 「部」とは、統一システムの部をいう。

(ii) 「類」とは、統一システムの類をいう。

(iii) 「項」とは、統一システムの関税分類番号の最初の四桁をいう。

(iv) 「号」とは、統一システムの関税分類番号の最初の六桁をいう。

2　この附属書における記載は、二千七年一月一日に改正された統一システムに従ったものである。

第二編　品目別規則

第一部　動物（生きているものに限る。）及び動物性生産品（第一類から第五類まで）

第一類　動物（生きているものに限る。）

○一・○一―○一・○六	第○一・○一項から第○一・○六項までの各項の産品への他の類の材料からの変更

第二類　肉及び食用のくず肉

○二・○一―○二・一○	第○二・○一項から第○二・一○項までの各項の産品への他の類の材料からの変更（第一類の材料からの変更を除く。）

第三類　魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物

注釈　第三類のシュリンプ及びプローン（リトペナエウス・バナメイ）、フラウンダー（パラリクティス・アドスペルスス）、ハリバット（レインハルドティウス・ヒポグロソイデス、ヒポグロスス・ヒポグロスス及びヒポグロスス・ステノレピス）並びにティラピア（オレオクロミス属のもの）への適用上、これらの産品が稚魚又は幼生の段階で輸入されるものであって次の要件を満たす場合には、当該産品への関税分類の変更を必要としない。

(a)　シュリンプ及びプローン（リトペナエウス・バナメイ）については、非原産材料である稚魚又は幼生の個体の体長が、輸入の時点において一・五センチメートルを超えず、かつ、当該稚魚又は幼生が締約国において少なくとも二箇月間成育されること。

(b)　フラウンダー（パラリクティス・アドスペルスス）については、非原産材料である稚魚又は幼生の個体の体長及び重量が、輸入の時点においてそれぞれ十センチメートル及び十五グラムを超えず、かつ、当該稚魚又は幼生が締約国において少なくとも四箇月間成育されること。

(c)　ハリバット（レインハルドティウス・ヒポグロソイデス、ヒポグロスス・ヒポグロスス及びヒポグロスス・ステノレピス）については、非原産材料である稚魚又は幼生の個体の体長及び重量が、輸入の時点においてそれぞれ十五センチメートル及び二十グラムを超えず、かつ、当該稚魚又は幼生が締約国において少なくとも四箇月間成育されること。

(d)　ティラピア（オレオクロミス属のもの）については、非原産材料である稚魚又は幼生の個体の重量が、輸入の時点において五グラムを超えず、かつ、当該稚魚又は幼生が締約国において少なくとも四箇月間成育されること。

○三・○一―○三・○七	第○三・○一項から第○三・○七項までの各項の産品への他の類の材料からの変更

第四類　酪農品、鳥卵、天然蜂蜜及び他の類に該当しない食用の動物性生産品

○四・○一―○四・一○	第○四・○一項から第○四・一○項までの各項の産品への他の類の材料からの変更

第五類　動物性生産品（他の類に該当するものを除く。）

○五・○一―○五・一一	第○五・○一項から第○五・一一項までの各項の産品への他の類の材料からの変更

第二部　植物性生産品（第六類から第一四類まで）

注釈　締約国において栽培される農産品及び園芸産品は、種、りん茎、根茎、挿穂、接ぎ穂その他の輸入された植物の部分から栽培された場合であっても、当該締約国の原産品とする。

第六類　生きている樹木その他の植物及びりん茎、根その他これらに類する物品並びに切花及び装飾用の葉

○六・○一―○六・○四	第○六・○一項から第○六・○四項までの各項の産品への他の類の材料からの変更

第七類　食用の野菜、根及び塊茎

○七・○一―○七・一四	第○七・○一項から第○七・一四項までの各項の産品への他の類の材料からの変更

第八類　食用の果実及びナット、かんきつ類の果皮並びにメロンの皮

○八・○一―○八・一四	第○八・○一項から第○八・一四項までの各項の産品への他の類の材料からの変更

第九類　コーヒー、茶、マテ及び香辛料

〇九〇一・一一―〇九〇四・一二	第〇九〇一・一一号から第〇九〇四・一二号までの各号の産品への他の類の材料からの変更
〇九〇四・二〇	第〇九〇四・二〇号の産品への他の類の材料からの変更（第〇七〇九・六〇号の材料からの変更を除く。）
〇九〇五・〇〇―〇九一〇・三〇	第〇九〇五・〇〇号から第〇九一〇・三〇号までの各号の産品への他の類の材料からの変更
〇九一〇・九一	第〇九一〇・九一号の産品への他の号の材料からの変更（第〇九〇四・二〇号の材料からの変更を除く。）
〇九一〇・九九	第〇九一〇・九九号の産品への他の号の材料からの変更

第一〇類　穀物

一〇・〇一―一〇・〇八	第一〇・〇一項から第一〇・〇八項までの各項の産品への他の類の材料からの変更

第一一類　穀粉、加工穀物、麦芽、でん粉、イヌリン及び小麦グルテン

一一・〇一	第一一・〇一項の産品への他の類の材料からの変更（第一〇類の材料からの変更を除く。）
一一〇二・一〇	第一一〇二・一〇号の産品への他の類の材料からの変更
一一〇二・二〇	第一一〇二・二〇号の産品への他の類の材料からの変更（第一〇・〇五項の材料からの変更を除く。）
一一〇二・九〇―一一〇三・一一	第一一〇二・九〇号又は第一一〇三・一一号の産品への他の類の材料からの変更
一一〇三・一三	第一一〇三・一三号の産品への他の類の材料からの変更（第一〇・〇五項の材料からの変更を除く。）
一一〇三・一九―一一〇三・二〇	第一一〇三・一九号又は第一一〇三・二〇号の産品への他の類の材料からの変更
一一〇四・一二	第一一〇四・一二号の産品への他の項の材料からの変更
一一〇四・一九	第一一〇四・一九号の産品への他の類の材料からの変更（第一〇・〇五項の材料からの変更を除く。）
一一〇四・二二	第一一〇四・二二号の産品への他の類の材料からの変更
一一〇四・二三	第一一〇四・二三号の産品への他の類の材料からの変更（第一〇・〇五項の材料からの変更を除く。）
一一〇四・二九	第一一〇四・二九号の産品への他の類の材料からの変更
一一〇四・三〇	第一一〇四・三〇号の産品への他の類の材料からの変更（第一〇・〇五項の材料からの変更を除く。）
一一・〇五	第一一・〇五項の産品への他の類の材料からの変更（第七類の材料からの変更を除く。）
一一〇六・一〇	第一一〇六・一〇号の産品への他の類の材料からの変更
一一〇六・二〇	第一一〇六・二〇号の産品への他の類の材料からの変更（第〇七・一四項の材料からの変更を除く。）
一一〇六・三〇	第一一〇六・三〇号の産品への他の類の材料からの変更（第八類の材料からの変更を除く。）
一一〇七・一〇―一一〇八・一一	第一一〇七・一〇号から第一一〇八・一一号までの各号の産品への他の類の材料からの変更
一一〇八・一二	第一一〇八・一二号の産品への他の類の材料からの変更（第一〇・〇五項の材料からの変更を除く。）
一一〇八・一三―一一〇八・二〇	第一一〇八・一三号から第一一〇八・二〇号までの各号の産品への他の類の材料からの変更（第七類の材料からの変更を除く。）
一一・〇九	第一一・〇九項の産品への他の類の材料からの変更

第一二類　採油用の種及び果実、各種の種及び果実、工業用又は医薬用の植物並びにわら及び飼料用植物

一二・〇一―一二・一四	第一二・〇一項から第一二・一四項までの各項の産品への他の類の材料からの変更

第一三類　ラック並びにガム、樹脂その他の植物性の液汁及びエキス

一三・〇一―一三・〇二	第一三・〇一項又は第一三・〇二項の産品への他の類の材料からの変更

第一四類　植物性の組物材料及び他の類に該当しない植物性生産品

一四・〇一―一四・〇四	第一四・〇一項又は第一四・〇四項の産品への他の類の材料からの変更

第三部　動物性又は植物性の油脂及びその分解生産物、調製食用脂並びに動物性又は植物性のろう（第一五類）

第一五類　動物性又は植物性の油脂及びその分解生産物、調製食用脂並びに動物性又は植物性のろう

一五・〇一―一五・〇八	第一五・〇一項から第一五・〇八項までの各項の産品への他の類の材料からの変更
一五・〇九―一五・一〇	第一五・〇九項又は第一五・一〇項の産品への他の類の材料からの変更（第七類の材料からの変更を除く。）
一五・一一	第一五・一一項の産品への他の類の材料からの変更（第一二類の材料からの変更を除く。）
一五一二・一一―一五一三・一一	第一五一二・一一号から第一五一三・一一号までの各号の産品への他の類の材料からの変更

一五一二・一九	第一五一二・一九号の産品への他の号の材料からの変更
一五一三・二一―一五一六・一〇	第一五一三・二一号から第一五一六・一〇号までの各号の産品への他の類の材料からの変更
一五一六・二〇	第一五一六・二〇号の産品への他の項の材料からの変更
一五・一七―一五・一八	第一五・一七項又は第一五・一八項の産品への他の類の材料からの変更
一五・二〇	第一五・二〇項の産品への他の項の材料からの変更
一五・二一―一五・二二	第一五・二一項又は第一五・二二項の産品への他の類の材料からの変更

第四部　調製食料品、飲料、アルコール、食酢、たばこ及び製造たばこ代用品（第一六類から第二四類まで）

第一六類　肉、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の調製品

一六・〇一―一六・〇三	第一六・〇一項から第一六・〇三項までの各項の産品への他の類の材料からの変更（第一類又は第二類の材料からの変更を除く。）
一六〇四・一一―一六〇四・一四	第一六〇四・一一号から第一六〇四・一四号までの各号の産品への他の類の材料からの変更（第三類の材料からの変更を除く。）
一六〇四・一五―一六〇四・二〇	第一六〇四・一五号から第一六〇四・二〇号までの各号の産品への他の類の材料からの変更
一六〇四・三〇	第一六〇四・三〇号の産品への他の類の材料からの変更（第三類の材料からの変更を除く。）
一六〇五・一〇―一六〇五・二〇	第一六〇五・一〇号又は第一六〇五・二〇号の産品への他の類の材料からの変更
一六〇五・三〇	第一六〇五・三〇号の産品への他の類の材料からの変更（第三類の材料からの変更を除く。）
一六〇五・四〇	第一六〇五・四〇号の産品への他の類の材料からの変更
一六〇五・九〇	第一六〇五・九〇号の産品への他の類の材料からの変更（第三類の材料からの変更を除く。）

第一七類　糖類及び砂糖菓子

一七・〇一	第一七・〇一項の産品への他の類の材料からの変更（第二類の材料からの変更を除く。）
一七〇二・一一―一七〇二・一九	第一七〇二・一一号又は第一七〇二・一九号の産品への他の類の材料からの変更（第〇四・〇一項から第〇四・〇四項までの各項の材料からの変更を除く。）
一七〇二・二〇―一七〇二・九〇	第一七〇二・二〇号から第一七〇二・九〇号までの各号の産品への他の類の材料からの変更
一七・〇三	第一七・〇三項の産品への他の類の材料からの変更（第二類の材料からの変更を除く。）
一七〇四・一〇	第一七〇四・一〇号の産品への他の類の材料からの変更
一七〇四・九〇	第一七〇四・九〇号の産品への他の項の材料からの変更

第一八類　ココア及びその調製品

一八・〇一―一八・〇五	第一八・〇一項から第一八・〇五項までの各項の産品への他の類の材料からの変更
一八〇六・一〇	第一八〇六・一〇号の産品への他の項の材料からの変更
一八〇六・二〇―一八〇六・九〇	第一八〇六・二〇号から第一八〇六・九〇号までの各号の産品への他の類の材料からの変更

第一九類　穀物、穀粉、でん粉又はミルクの調製品及びペーカリー製品

一九〇一・一〇―一九〇一・二〇	第一九〇一・一〇号又は第一九〇一・二〇号の産品への他の類の材料からの変更
一九〇一・九〇	第一九〇一・九〇号の産品への他の類の材料からの変更又は、原産資格割合が五十パーセント以上であること（第一九〇一・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
一九・〇二	第一九・〇二項の産品への他の類の材料からの変更
一九・〇三	第一九・〇三項の産品への他の類の材料からの変更又は、原産資格割合が五十パーセント以上であること（第一九・〇三項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
一九〇四・一〇―一九〇五・三一	第一九〇四・一〇号から第一九〇五・三一号までの各号の産品への他の類の材料からの変更
一九〇五・三二	第一九〇五・三二号の産品への他の類の材料からの変更（第一〇類又は第一一類の材料からの変更を除く。）
一九〇五・四〇	第一九〇五・四〇号の産品への他の類の材料からの変更
一九〇五・九〇	第一九〇五・九〇号の産品への他の類の材料からの変更又は、原産資格割合が五十パーセント以上であること（第一九〇五・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第二〇類　野菜、果実、ナットその他植物の部分の調製品

二〇〇一・一〇	第二〇〇一・一〇号の産品への他の類の材料からの変更（第七類の材料からの変更を除く。）
二〇〇一・九〇	第二〇〇一・九〇号の産品への他の類の材料からの変更（第七類又は第八類の材料からの変更を除く。）
二〇・〇二―二〇・〇五	第二〇・〇二項から第二〇・〇五項までの各項の産品への他の類の材料からの変更（第七類の材料からの変更を除く。）

二〇〇六・〇〇―二〇〇七・一〇
二〇〇七・九一―二〇〇七・九九
二〇〇八・一一
二〇〇八・一一九―二〇〇八・六〇
二〇〇八・七〇
二〇〇八・八〇
二〇〇八・九一
二〇〇八・九二―二〇〇八・九九
二〇〇九・一一―二〇〇九・四九
二〇〇九・五〇
二〇〇九・六一―二〇〇九・七九
二〇〇九・八〇―二〇〇九・九〇

第二〇〇六・〇〇号又は第二〇〇七・一〇号の産品への他の類の材料からの変更（第八類の材料からの変更を除く。）
第二〇〇七・九一号又は第二〇〇七・九九号の産品への他の類の材料からの変更（第七類又は第八類の材料からの変更を除く。）
第二〇〇八・一一号の産品への他の類の材料からの変更
第二〇〇八・一九号から第二〇〇八・六〇号までの各号の産品への他の類の材料からの変更（第八類の材料からの変更を除く。）
第二〇〇八・七〇号の産品への他の類の材料からの変更
第二〇〇八・八〇号の産品への他の類の材料からの変更（第八類の材料からの変更を除く。）
第二〇〇八・九一号の産品への他の類の材料からの変更（第二二類の材料からの変更を除く。）
第二〇〇八・九二号又は第二〇〇八・九九号の産品への他の類の材料からの変更（第七類又は第八類の材料からの変更を除く。）
第二〇〇九・一一号から第二〇〇九・四九号までの各号の産品への他の類の材料からの変更（第八類の材料からの変更を除く。）
第二〇〇九・五〇号の産品への他の類の材料からの変更（第七類の材料からの変更を除く。）
第二〇〇九・六一号から第二〇〇九・七九号までの各号の産品への他の類の材料からの変更（第八類の材料からの変更を除く。）
第二〇〇九・八〇号又は第二〇〇九・九〇号の産品への他の類の材料からの変更（第七類又は第八類の材料からの変更を除く。）

第二一類　各種の調製食料品

二一〇一・一一―二一〇一・一二
二一〇一・二〇
二一〇一・三〇―二一〇三・一〇
二一〇三・二〇
二一〇三・三〇
二一〇三・九〇

第二一〇一・一一号又は第二一〇一・一二号の産品への他の類の材料からの変更（第九類の材料からの変更を除く。）
第二一〇一・二〇号の産品への他の類の材料からの変更（第四類又は第一九類の材料からの変更を除く。）
第二一〇一・三〇号から第二一〇三・一〇号までの各号の産品への他の類の材料からの変更
第二一〇三・二〇号の産品への他の類の材料からの変更（第七類又は第二〇類の材料からの変更を除く。）
第二一〇三・三〇号の産品への他の類の材料からの変更
第二一〇三・九〇号のインスタントカレー調製品への他の号の材料からの変更
第二一〇三・九〇号のマヨネーズ又はフレンチドレッシング及びサラダドレッシングの原産資格割合が四十パーセント以上であること（第二一〇三・九〇号のマヨネーズ又はフレンチドレッシング及びサラダドレッシングへの関税分類の変更を必要としない。）。
第二一〇三・九〇号のその他の産品への他の項の材料からの変更又は、当該その他の産品の原産資格割合が五十パーセント以上であること（第二一〇三・九〇号のその他の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
二一〇四・一〇―二一〇六・一〇
二一〇六・九〇

第二一〇四・一一〇号から第二一〇六・一〇号までの各号の産品への他の類の材料からの変更
原産資格割合が五十パーセント以上であること。

二二〇一・一〇―二二〇二・一〇
二二〇二・九〇
二二・〇三
二二・〇四―二二・〇六
二二・〇七
二二〇八・二〇―二二〇八・三〇

第二二類　飲料、アルコール及び食酢

第二二〇一・一〇号から第二二〇二・一〇号までの各号の産品への他の類の材料からの変更
第二二〇二・九〇号の炭酸飲料への他の類の材料からの変更
第二二〇二・九〇号のその他の産品への他の類の材料からの変更及び当該その他の産品の原産資格割合が四十パーセント以上であること。
第二二・〇三項の産品への他の項の材料からの変更
第二二・〇四項から第二二・〇六項までの各項の産品への他の類の材料からの変更（第八類又は第二〇類の材料からの変更を除く。）
第二二・〇七項の産品への他の類の材料からの変更
第二二〇八・二〇号若しくは第二二〇八・三〇号の産品への他の項の材料からの変更（第二二・〇七項の材料からの変更を除く。）又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第二二〇八・二〇号又は第二二〇八・三〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
第二二〇八・四〇―二二〇八・六〇
第二二〇八・七〇
第二二〇八・九〇

第二二・〇七項の材料からの変更を除く。）又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第二二〇八・二〇号又は第二二〇八・三〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
第二二〇八・四〇号から第二二〇八・六〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更（第二二・〇七項の材料からの変更を除く。）
第二二〇八・七〇号の産品への他の項の材料からの変更（第二二・〇七項の材料からの変更を除く。）又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第二二〇八・七〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
第二二〇八・九〇
原産資格割合が四十パーセント以上であること（第二二〇八・九〇号の合成清酒又は白酒への他の項の材料からの変更及び当該合成清酒又は白酒の原産資格割合が四十パーセント以上であること。
第二二〇八・九〇号の飲料（果汁をもとにしたものであって、アルコール分が一パーセント未満のものに限る。）への他の類の材料からの変更（第八類又は第二〇類の材料からの変更を除く。）
第二二〇八・九〇号のその他の産品への他の項の材料からの変更（第二二・〇七項の材料からの変更を除く。）
第二二・〇九項の産品への他の項の材料からの変更

二二・〇九

第二三類　食品工業において生ずる残留物及びくず並びに調製飼料

二三・〇一―二三・〇八 二三・〇九	第二三・〇一項から第二三・〇八項までの各項の産品への他の類の材料からの変更 原産資格割合が四十パーセント以上であること。

第二四類　たばこ及び製造たばこ代用品

二四〇一・一〇―二四〇一・二〇 二四〇一・三〇 二四・〇二―二四・〇三	第二四〇一・一〇号又は第二四〇一・二〇号の産品への他の類の材料からの変更 第二四〇一・三〇号の産品への他の号の材料からの変更 第二四・〇二項又は第二四・〇三項の産品への他の項の材料からの変更

第五部　鉱物性生産品（第二五類から第二七類まで）

第二五類　塩、硫黄、土石類、プラスター、石灰及びセメント

二五・〇一 二五〇二・〇〇―二五二五・二〇	第二五・〇一項の産品への他の類の材料からの変更 第二五〇二・〇〇号から第二五二五・二〇号までの各号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が五十パーセント以上であること（第二五〇二・〇〇号から第二五二五・二〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
二五二五・三〇 二五・二六―二五・三〇	第二五二五・三〇号の産品が第四十条に定める締約国において完全に得られ、又は生産される産品であること。 第二五・二六項から第二五・三〇項までの各項の産品への他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が五十パーセント以上であること（第二五・二六項から第二五・三〇項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第二六類　鉱石、スラグ及び灰

二六・〇一―二六・一七	第二六・〇一項から第二六・一七項までの各項の産品への他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が五十パーセント以上であること（第二六・〇一項から第二六・一七項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 第二六・一八項から第二六・二二項までの各項の産品が第四十条に定める締約国において完全に得られ、又は生産される産品であること。

第二七類　鉱物性燃料及び鉱物油並びにこれらの蒸留物、歴青物質並びに鉱物性ろう

注釈　第二七・一〇項の適用上、

(a)　「常圧蒸留工程」とは、蒸留塔において原油を石油留分に分離する工程であって、沸点に応じて異なる石油留分に分離液化するものをいう。

(b)　「減圧蒸留工程」とは、常圧より低い気圧で行われる蒸留工程（分子蒸留に分類される低圧で行われるものを除く。）をいう。

二七〇一・一一―二七〇一・一九	第二七〇一・一一号から第二七〇一・一九号までの各号の産品への他の号の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第二七〇一・一一号から第二七〇一・一九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
二七〇二・一〇―二七〇二・二〇	第二七〇二・一〇号若しくは第二七〇二・二〇号の産品への他の号の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第二七〇二・一〇号又は第二七〇二・二〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
二七・〇三―二七・〇六	第二七・〇三項から第二七・〇六項までの各項の産品への他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第二七・〇三項から第二七・〇六項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
二七〇七・一〇―二七〇九・〇〇	第二七〇七・一〇号から第二七〇九・〇〇号までの各号の産品への他の号の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第二七〇七・一〇号から第二七〇九・〇〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
二七一〇・九一―二七一〇・九九	第二七一〇・九一号又は第二七一〇・九九号の産品が第四十条に定める締約国において完全に得られ、又は生産される産品であること。
二七一一・一一―二七一二・九〇	第二七一一・一一号から第二七一二・九〇号までの各号の産品への他の号の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第二七一一・一一号から第二七一二・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
二七一三―二七・一五	第二七一三項から第二七・一五項までの各項の産品への他の項の材料からの変更

第六部　化学工業（類似の工業を含む。）の生産品（第二八類から第三八類まで）

第二八類　無機化学品及び貴金属、希土類金属、放射性元素又は同位元素の無機又は有機の化合物

二八〇一・一〇―二八〇一・三〇	第二八〇一・一〇号から第二八〇一・三〇号までの各号の産品への他の号の材料からの変更又は、 原産資格割合が五十パーセント以上であること（第二八〇一・一〇号から第二八〇一・三〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
二八・〇二―二八・〇三	第二八・〇二項若しくは第二八・〇三項の産品への他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が五十パーセント以上であること（第二八・〇二項又は第二八・〇三項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
二八〇四・一〇―二八〇五・四〇	第二八〇四・一〇号から第二八〇五・四〇号までの各号の産品への他の号の材料からの変更又は、 原産資格割合が五十パーセント以上であること（第二八〇四・一〇号から第二八〇五・四〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
二八〇六・一〇―二八〇六・二〇	第二八〇六・一〇号若しくは第二八〇六・二〇号の産品への他の号の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第二八〇六・一〇号又は第二八〇六・二〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
二八・〇七	第二八・〇七項の産品への他の類の材料からの変更
二八・〇八	第二八・〇八項の産品への他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が五十パーセント以上であること（第二八・〇八項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
二八〇九・一〇―二八〇九・二〇	第二八〇九・一〇号若しくは第二八〇九・二〇号の産品への他の号の材料からの変更又は、 原産資格割合が五十パーセント以上であること（第二八〇九・一〇号又は第二八〇九・二〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
二八・一〇	第二八・一〇項の産品への他の類の材料からの変更
二八一一・一一―二八一四・二〇	第二八一一・一一号から第二八一四・二〇号までの各号の産品への他の号の材料からの変更又は、 原産資格割合が五十パーセント以上であること（第二八一一・一一号から第二八一四・二〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
二八一五・一一	第二八一五・一一号の産品への他の号の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第二八一五・一一号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
二八一五・一二	第二八一五・一二号の産品への他の類の材料からの変更
二八一五・二〇―二八一五・三〇	第二八一五・二〇号若しくは第二八一五・三〇号の産品への他の号の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第二八一五・二〇号又は第二八一五・三〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
二八一六・一〇―二八一六・四〇	第二八一六・一〇号若しくは第二八一六・四〇号の産品への他の号の材料からの変更又は、 原産資格割合が五十パーセント以上であること（第二八一六・一〇号又は第二八一六・四〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
二八・一七	第二八・一七項の産品への他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が五十パーセント以上であること（第二八・一七項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
二八一八・一〇―二八二一・二〇	第二八一八・一〇号から第二八二一・二〇号までの各号の産品への他の号の材料からの変更又は、 原産資格割合が五十パーセント以上であること（第二八一八・一〇号から第二八二一・二〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
二八・二二―二八・二三	第二八・二二項若しくは第二八・二三項の産品への他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が五十パーセント以上であること（第二八・二二項又は第二八・二三項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
二八二四・一〇	第二八二四・一〇号の産品への他の類の材料からの変更
二八二四・九〇―二八二五・四〇	第二八二四・九〇号から第二八二五・四〇号までの各号の産品への他の号の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第二八二四・九〇号から第二八二五・四〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
二八二五・五〇	第二八二五・五〇号の産品への他の類の材料からの変更
二八二五・六〇―二八二五・九〇	第二八二五・六〇号から第二八二五・九〇号までの各号の産品への他の号の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第二八二五・六〇号から第二八二五・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
二八二六・一二―二八三七・二〇	第二八二六・一二号から第二八三七・二〇号までの各号の産品への他の号の材料からの変更又は、 原産資格割合が五十パーセント以上であること（第二八二六・一二号から第二八三七・二〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
二八・三九	第二八三九項の産品への他の類の材料からの変更
二八四〇・一一―二八四六・九〇	第二八四〇・一一号から第二八四六・九〇号までの各号の産品への他の号の材料からの変更又は、 原産資格割合が五十パーセント以上であること（第二八四〇・一一号から第二八四六・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
二八・四七―二八・四八	第二八・四七項若しくは第二八・四八項の産品への他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が五十パーセント以上であること（第二八・四七項又は第二八・四八項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
二八四九・一〇―二八四九・九〇	第二八四九・一〇号から第二八四九・九〇号までの各号の産品への他の号の材料からの変更又は、 原産資格割合が五十パーセント以上であること（第二八四九・一〇号から第二八四九・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
二八・五〇―二八・五三	第二八・五〇項から第二八・五三項までの各項の産品への他の項の材料からの変更又

は、 原産資格割合が五十パーセント以上であること（第二八・五〇項から第二八・五三項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。	
第二九類　有機化学品	
二九〇一・一〇―二九〇三・六九	第二九〇一・一〇号から第二九〇三・六九号までの各号の産品への他の号の材料からの変更又は、 原産資格割合が五十パーセント以上であること（第二九〇一・一〇号から第二九〇三・六九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
二九・〇四 二九〇五・一一―二九〇五・四二	第二九・〇四項の産品への他の類の材料からの変更 第二九〇五・一一号から第二九〇五・四二号までの各号の産品への他の号の材料からの変更又は、 原産資格割合が五十パーセント以上であること（第二九〇五・一一号から第二九〇五・四二号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
二九〇五・四三―二九〇五・四四	第二九〇五・四三号又は第二九〇五・四四号の産品への他の類の材料からの変更（第七類、第一二類又は第一七類の材料からの変更を除く。） 第二九〇五・四五号から第二九〇五・五九号までの各号の産品への他の号の材料からの変更又は、
二九〇五・四五―二九〇五・五九	
二九〇六・一一	原産資格割合が五十パーセント以上であること（第二九〇五・四五号から第二九〇五・五九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 第二九〇六・一一号の産品への他の類の材料からの変更（第三三類の材料からの変更を除く。） 第二九〇六・一二号から第二九一二・六〇号までの各号の産品への他の号の材料からの変更又は、 原産資格割合が五十パーセント以上であること（第二九〇六・一二号から第二九一二・六〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 第二九・一三項の産品への他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が五十パーセント以上であること（第二九・一三項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 第二九一四・一一号から第二九一四・一九号までの各号の産品への他の号の材料からの変更又は、 原産資格割合が五十パーセント以上であること（第二九一四・一一号から第二九一四・一九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 第二九一四・二一号の産品への他の項の材料からの変更 第二九一四・二二号から第二九一八・一三号までの各号の産品への他の号の材料からの変更又は、 原産資格割合が五十パーセント以上であること（第二九一四・二二号から第二九一八・一三号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
二九・一三	
二九一四・一一―二九一四・一九	
二九一四・二一	
二九一四・二二―二九一八・一三	

二九一八・一四―二九一八・一五	第二九一八・一四号又は第二九一八・一五号の産品への他の項の材料からの変更 第二九一八・一六号から第二九二二・四一号までの各号の産品への他の号の材料からの変更又は、 原産資格割合が五十パーセント以上であること（第二九一八・一六号から第二九二二・四一号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
二九二二・四二	第二九二二・四二号の産品への他の号の材料からの変更
二九二二・四三―二九二三・一〇	第二九二二・四三号から第二九二三・一〇号までの各号の産品への他の号の材料からの変更又は、 原産資格割合が五十パーセント以上であること（第二九二二・四三号から第二九二三・一〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
二九二三・二〇	第二九二三・二〇号の産品への他の号の材料からの変更
二九二三・九〇―二九二四・二四	第二九二三・九〇号から第二九二四・二四号までの各号の産品への他の号の材料からの変更又は、 原産資格割合が五十パーセント以上であること（第二九二三・九〇号から第二九二四・二四号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
二九二四・二九	第二九二四・二九号の産品への他の号の材料からの変更
二九二五・一一―二九二六・九〇	第二九二五・一一号から第二九二六・九〇号までの各号の産品への他の号の材料からの変更又は、 原産資格割合が五十パーセント以上であること（第二九二五・一一号から第二九二六・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

二九・二七―二九・二八	第二九・二七項若しくは第二九・二八項の産品への他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が五十パーセント以上であること（第二九・二七項又は第二九・二八項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
二九二九・一〇―二九二九・九〇	第二九二九・一〇号若しくは第二九二九・九〇号の産品への他の号の材料からの変更又は、 原産資格割合が五十パーセント以上であること（第二九二九・一〇号又は第二九二九・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
二九三〇・二〇―二九三〇・五〇	第二九三〇・二〇号から第二九三〇・五〇号までの各号の産品への他の号の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第二九三〇・二〇号から第二九三〇・五〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
二九三〇・九〇	第二九三〇・九〇号の産品への他の類の材料からの変更（第二八類又は第三八類の材料からの変更を除く。） 第二九・三一項の産品への他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が五十パーセント以上であること（第二九・三一項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
二九・三一	
二九三二・一一―二九三四・九九	第二九三二・一一号から第二九三四・九九号までの各号の産品への他の号の材料からの変更又は、 原産資格割合が五十パーセント以上であること（第二九三二・一一号から第二九三四・九九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

二九・三五	第二九・三五項の産品への他の項の材料からの変更又は、原産資格割合が五十パーセント以上であること（第二九・三五項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
二九三六・二一―二九三八・一〇	第二九三六・二一号から第二九三八・一〇号までの各号の産品への他の号の材料からの変更又は、原産資格割合が五十パーセント以上であること（第二九三六・二一号から第二九三八・一〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
二九三八・九〇	第二九三八・九〇号の産品への他の項の材料からの変更
二九三九・一一―二九三九・九九	第二九三九・一一号から第二九三九・九九号までの各号の産品への他の号の材料からの変更又は、原産資格割合が五十パーセント以上であること（第二九三九・一一号から第二九三九・九九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
二九・四〇	第二九・四〇項の産品への他の項の材料からの変更（第一七・〇二項の材料からの変更を除く。）
二九四一・一〇―二九四一・九〇	第二九四一・一〇号から第二九四一・九〇号までの各号の産品への他の号の材料からの変更又は、原産資格割合が五十パーセント以上であること（第二九四一・一〇号から第二九四一・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
二九・四二	第二九・四二項の産品への他の項の材料からの変更又は、原産資格割合が五十パーセント以上であること（第二九・四二項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第三〇類　医療用品

三〇・〇一―三〇・〇三	第三〇・〇一項から第三〇・〇三項までの各項の産品への他の項の材料からの変更又は、原産資格割合が五十パーセント以上であること（第三〇・〇一項から第三〇・〇三項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
三〇・〇四	第三〇・〇四項の産品への他の項の材料からの変更（第三〇・〇三項の材料からの変更を除く。）又は、原産資格割合が五十パーセント以上であること（第三〇・〇四項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
三〇〇五・一〇―三〇〇六・九一	第三〇〇五・一〇号から第三〇〇六・九一号までの各号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更又は、原産資格割合が五十パーセント以上であること（第三〇〇五・一〇号から第三〇〇六・九一号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
三〇〇六・九二	第三〇〇六・九二号の産品が第四十条に定める締約国において完全に得られ、又は生産される産品であること。

三一・〇一	第三一・〇一項の産品への他の項の材料からの変更又は、原産資格割合が五十パーセント以上であること（第三一・〇一項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
三一〇二・一〇―三一〇五・九〇	第三一〇二・一〇号から第三一〇五・九〇号までの各号の産品への他の号の材料からの変更又は、原産資格割合が五十パーセント以上であること（第三一〇二・一〇号から第三一〇五・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第三二類　なめしエキス、染色エキス、タンニン及びその誘導体、染料、顔料その他の着色料、ペイント、ワニス、パテその他のマスチック並びにインキ

三二〇一・一〇―三二〇一・二〇	第三二〇一・一〇号若しくは第三二〇一・二〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、原産資格割合が五十パーセント以上であること（第三二〇一・一〇号又は第三二〇一・二〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
三二〇一・九〇	第三二〇一・九〇号の産品への他の号の材料からの変更
三二・〇二―三二・〇七	第三二・〇二項から第三二・〇七項までの各項の産品への他の項の材料からの変更又は、原産資格割合が五十パーセント以上であること（第三二・〇二項から第三二・〇七項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
三二・〇八―三二・一〇	第三二・〇八項から第三二・一〇項までの各項の産品への他の類の材料からの変更
三二・一一―三二・一五	第三二・一一項から第三二・一五項までの各項の産品への他の項の材料からの変更又は、原産資格割合が五十パーセント以上であること（第三二・一一項から第三二・一五項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第三三類　精油、レジノイド、調製香料及び化粧品類

三三〇一・一二―三三〇一・一九	第三三〇一・一二号から第三三〇一・一九号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、原産資格割合が五十パーセント以上であること（第三三〇一・一二号から第三三〇一・一九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
三三〇一・二四―三三〇一・二五	第三三〇一・二四号又は第三三〇一・二五号の産品への他の項の材料からの変更
三三〇一・二九―三三〇七・九〇	第三三〇一・二九号から第三三〇七・九〇号までの各号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更又は、

	原産資格割合が五十パーセント以上であること（第三三〇一・二九号から第三三〇七・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
第三四類　せっけん、有機界面活性剤、洗剤、調製潤滑剤、人造ろう、調製ろう、磨き剤、ろうそくその他これに類する物品、モデリングペースト、歯科用ワックス及びプラスターをもととした歯科用の調製品	
三四・〇一 三四〇二・一一―三四〇二・九〇 三四・〇三―三四・〇七	第三四・〇一項の産品への他の項の材料からの変更又は、原産資格割合が五十パーセント以上であること（第三四・〇一項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 第三四〇二・一一号から第三四〇二・九〇号までの各号の産品への他の号の材料からの変更又は、原産資格割合が五十パーセント以上であること（第三四〇二・一一号から第三四〇二・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 第三四・〇三項から第三四・〇七項までの各項の産品への他の項の材料からの変更又は、原産資格割合が五十パーセント以上であること（第三四・〇三項から第三四・〇七項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
第三五類　たんぱく系物質、変性でん粉、膠着剤及び酵素	
三五〇一・一〇―三五〇一・九〇 三五〇二・一一―三五〇二・一九 三五〇二・二〇―三五〇二・九〇 三五・〇三―三五・〇五 三五・〇六―三五・〇七	第三五〇一・一〇号又は第三五〇一・九〇号の産品への他の号の材料からの変更 第三五〇二・一一号又は第三五〇二・一九号の産品への他の類の材料からの変更（第四類の材料からの変更を除く。） 第三五〇二・二〇号又は第三五〇二・九〇号の産品への他の号の材料からの変更 第三五・〇三項から第三五・〇五項までの各項の産品への他の項の材料からの変更 第三五・〇六項若しくは第三五・〇七項の産品への他の項の材料からの変更又は、原産資格割合が五十パーセント以上であること（第三五・〇六項又は第三五・〇七項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
第三六類　火薬類、火工品、マッチ、発火性合金及び調製燃料	
三六・〇一―三六・〇六	第三六・〇一項から第三六・〇六項までの各項の産品への他の項の材料からの変更又は、原産資格割合が五十パーセント以上であること（第三六・〇一項から第三六・〇六項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
第三七類　写真用又は映画用の材料	
三七・〇一―三七・〇七	第三七・〇一項から第三七・〇七項までの各項の産品への他の項の材料からの変更又は、原産資格割合が五十パーセント以上であること（第三七・〇一項から第三七・〇七項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
第三八類　各種の化学工業生産品	
三八〇一・一〇―三八〇五・一〇 三八〇五・九〇 三八〇六・一〇―三八〇六・二〇	第三八〇一・一〇号から第三八〇五・一〇号までの各号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更又は、原産資格割合が五十パーセント以上であること（第三八〇一・一〇号から第三八〇五・一〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 第三八〇五・九〇号の産品への他の号の材料からの変更 第三八〇六・一〇号若しくは第三八〇六・二〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、原産資格割合が五十パーセント以上であること（第三八〇六・一〇号又は第三八〇六・二〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 第三八〇六・三〇号の産品への他の号の材料からの変更 第三八〇六・九〇号若しくは第三八〇七・〇〇号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更又は、原産資格割合が五十パーセント以上であること（第三八〇六・九〇号又は第三八〇七・〇〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 第三八〇八・五〇号から第三八〇八・九九号までの各号の産品への他の号の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第三八〇八・五〇号から第三八〇八・九九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 第三八〇九・一〇号の産品への他の項の材料からの変更（第一一類又は第三五類の材料からの変更を除く。） 第三八〇九・九一号から第三八一八・〇〇号までの各号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更又は、原産資格割合が五十パーセント以上であること（第三八〇九・九一号から第三八一八・〇〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 第三八・一九項の産品への他の項の材料からの変更 第三八二〇・〇〇号から第三八二四・五〇号までの各号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更又は、原産資格割合が五十パーセント以上であること（第三八二〇・〇〇号から第三八二四・五〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

三八二四・六〇	五〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
三八二四・七一―三八二四・九〇	第三八二四・六〇号の産品への他の項の材料からの変更（第一七・〇二項の材料からの変更を除く。）
三八二五	第三八二四・七一号から第三八二四・九〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が五十パーセント以上であること（第三八二四・七一号から第三八二四・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 第三八・二五項の産品が第四十条に定める締約国において完全に得られ、又は生産される産品であること。

第七部　プラスチック及びゴム並びにこれらの製品（第三九類及び第四〇類）

第三九類　プラスチック及びその製品

三九〇一・一〇―三九〇九・五〇	第三九〇一・一〇号から第三九〇九・五〇号までの各号の産品への他の号の材料からの変更又は、 原産資格割合が五十パーセント以上であること（第三九〇一・一〇号から第三九〇九・五〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
三九・一〇	第三九・一〇項の産品への他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が五十パーセント以上であること（第三九・一〇項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
三九一一・一〇―三九一三・九〇	第三九一一・一〇号から第三九一三・九〇号までの各号の産品への他の号の材料からの変更又は、 原産資格割合が五十パーセント以上であること（第三九一一・一〇号から第三九一三・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
三九・一四―三九・二六	第三九・一四項から第三九・二六項までの各項の産品への他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が五十パーセント以上であること（第三九・一四項から第三九・二六項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第四〇類　ゴム及びその製品

四〇・〇一―四〇・〇三	第四〇・〇一項から第四〇・〇三項までの各項の産品への他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が五十パーセント以上であること（第四〇・〇一項から第四〇・〇三項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
四〇・〇四	第四〇・〇四項の産品が第四十条に定める締約国において完全に得られ、又は生産される産品であること。
四〇・〇五―四〇・一七	第四〇・〇五項から第四〇・一七項までの各項の産品への他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が五十パーセント以上であること（第四〇・〇五項から第四〇・一七項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第八部　皮革及び毛皮並びにこれらの製品、動物用装着具並びに旅行用具、ハンドバッグその他これらに類する容器並びに腸の製品（第四一類から第四三類まで）

第四一類　原皮（毛皮を除く。）及び革

四一・〇一―四一・一五	第四一・〇一項から第四一・一五項までの各項の産品への他の類の材料からの変更

第四二類　革製品及び動物用装着具並びに旅行用具、ハンドバッグその他これらに類する容器並びに腸の製品

四二・〇一―四二・〇六	第四二・〇一項から第四二・〇六項までの各項の産品への他の類の材料からの変更

第四三類　毛皮及び人造毛皮並びにこれらの製品

四三・〇一―四三・〇四	第四三・〇一項から第四三・〇四項までの各項の産品への他の類の材料からの変更

第九部　木材及びその製品、木炭、コルク及びその製品並びにわら、エスパルトその他の組物材料の製品並びに籠細工物及び枝条細工物（第四四類から第四六類まで）

第四四類　木材及びその製品並びに木炭

四四・〇一―四四・一三	第四四・〇一項から第四四・一三項までの各項の産品への他の類の材料からの変更
四四・一四―四四・二二	第四四・一四項から第四四・二二項までの各項の産品への他の項の材料からの変更

第四五類　コルク及びその製品

四五・〇一―四五・〇四	第四五・〇一項から第四五・〇四項までの各項の産品への他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が五十パーセント以上であること（第四五・〇一項から第四五・〇四項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第四六類　わら、エスパルトその他の組物材料の製品並びに籠細工物及び枝条細工物	
四六〇一・二一―四六〇一・二二	第四六〇一・二一号若しくは第四六〇一・二二号の産品への他の項の材料からの変更又は、原産資格割合が五十パーセント以上であること（第四六〇一・二一号又は第四六〇一・二二号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
四六〇一・二九	第四六〇一・二九号の産品への他の類の材料からの変更（第一四〇一・九〇号のいぐさ（ユンクス・エフスス）からの変更を除く。）
四六〇一・九二―四六〇一・九三	第四六〇一・九二号若しくは第四六〇一・九三号の産品への他の項の材料からの変更又は、原産資格割合が五十パーセント以上であること（第四六〇一・九二号又は第四六〇一・九三号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
四六〇一・九四	第四六〇一・九四号の産品への他の類の材料からの変更（第一四〇一・九〇号のいぐさ（ユンクス・エフスス）からの変更を除く。）
四六〇一・九九―四六〇二・九〇	第四六〇一・九九号から第四六〇二・九〇号までの各号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更又は、原産資格割合が五十パーセント以上であること（第四六〇一・九九号から第四六〇二・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第一〇部　木材パルプ、繊維素繊維を原料とするその他のパルプ、古紙並びに紙及び板紙並びにこれらの製品（第四七類から第四九類まで）	
第四七類　木材パルプ、繊維素繊維を原料とするその他のパルプ及び古紙	
四七・〇一―四七・〇六	第四七・〇一項から第四七・〇六項までの各項の産品への他の項の材料からの変更又は、原産資格割合が五十パーセント以上であること（第四七・〇一項から第四七・〇六項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
四七・〇七	第四七・〇七項の産品が第四十条に定める締約国において完全に得られ、又は生産される産品であること。
第四八類　紙及び板紙並びに製紙用パルプ、紙又は板紙の製品	
四八・〇一―四八・二三	第四八・〇一項から第四八・二三項までの各項の産品への他の類の材料からの変更又は、原産資格割合が五十パーセント以上であること（第四八・〇一項から第四八・二三項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
第四九類　印刷した書籍、新聞、絵画その他の印刷物並びに手書き文書、タイプ文書、設計図及び図案	
四九・〇一―四九・一一	第四九・〇一項から第四九・一一項までの各項の産品への他の類の材料からの変更又は、原産資格割合が五十パーセント以上であること（第四九・〇一項から第四九・一一項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
第一一部　紡織用繊維及びその製品（第五〇類から第六三類まで）	
第五〇類　絹及び絹織物	
五〇・〇一	第五〇・〇一項の産品への他の類の材料からの変更
五〇・〇二―五〇・〇三	第五〇・〇二項又は第五〇・〇三項の産品への他の項の材料からの変更
五〇・〇四―五〇・〇六	第五〇・〇四項から第五〇・〇六項までの各項の産品への他の項の材料からの変更（第五〇・〇四項から第五〇・〇六項までの各項の材料からの変更を除く。）
五〇・〇七	第五〇・〇七項の産品への他の項の材料からの変更
第五一類　羊毛、繊獣毛、粗獣毛及び馬毛の糸並びにこれらの織物	
五一・〇一―五一・〇五 五一・〇六―五一・一〇	第五一・〇一項から第五一・〇五項までの各項の産品への他の類の材料からの変更 第五一・〇六項から第五一・一〇項までの各項の産品への他の項の材料からの変更（第五一・〇六項から第五一・一〇項までの各項、第五二・〇五項から第五二・〇七項までの各項、第五四〇二・三二号、第五四〇二・三三号、第五四〇二・三九号、第五四〇二・四七号、第五四〇二・四八号、第五四〇二・五一号から第五四〇二・六九号までの各号、第五四〇四・九〇号、第五四〇四・〇六項又は第五五・〇九項から第五五・一一項までの各項の材料からの変更を除く。）
五一・一一―五一・一三	第五一・一一項から第五一・一三項までの各項の産品への他の項の材料からの変更（第五一・〇六項から第五一・一三項までの各項、第五二・〇五項から第五二・一二項までの各項、第五四〇二・三二号、第五四〇二・三三号、第五四〇二・三九号、第五四〇二・四七号、第五四〇二・四八号、第五四〇二・五一号から第五四〇二・六九号までの各号、第五四〇四・九〇号、第五四・〇六項から第五四・〇八項までの各項又は第五五・〇九項から第五五・一六項までの各項の材料からの変更を除く。）
第五二類　綿及び綿織物	

五二・〇一―五二・〇三 五二・〇四―五二・〇七	第五二・〇一項から第五二・〇三項までの各項の産品への他の類の材料からの変更 第五二・〇四項から第五二・〇七項までの各項の産品への他の項の材料からの変更（第五一・〇六項から第五一・一〇項までの各項、第五二・〇五項から第五二・〇七項までの各項、第五四〇二・三二号、第五四〇二・三三号、第五四〇二・三九号、第五四〇二・四七号、第五四〇二・四八号、第五四〇二・五一号から第五四〇二・六九号までの各号、第五四〇四・九〇号、第五四・〇六項又は第五五・〇九項から第五五・一一項までの各項の材料からの変更を除く。）
五二・〇八―五二・一二	第五二・〇八項から第五二・一二項までの各項の産品への他の項の材料からの変更（第五一・〇六項から第五一・一三項までの各項、第五二・〇五項から第五二・一二項までの各項、第五四〇二・三二号、第五四〇二・三三号、第五四〇二・三九号、第五四〇二・四八号、第五四〇二・五一号から第五四〇二・六九号までの各号、第五四〇四・九〇号、第五四・〇六項又は第五五・〇九項から第五五・一一項までの各項の材料からの変更を除く。）

第五三類　その他の植物性紡織用繊維及びその織物並びに紙糸及びその織物

五三・〇一―五三・〇五 五三・〇六―五三・〇八	第五三・〇一項から第五三・〇五項までの各項の産品への他の類の材料からの変更 第五三・〇六項から第五三・〇八項までの各項の産品への他の項の材料からの変更（第五三・〇六項から第五三・〇八項までの各項の材料からの変更を除く。）
五三・〇九―五三・一一	第五三・〇九項から第五三・一一項までの各項の産品への他の項の材料からの変更（第五三・〇六項から第五三・一一項までの各項の材料からの変更を除く。）

第五四類　人造繊維の長繊維並びに人造繊維の織物及びストリップその他これに類する人造繊維製品

五四・〇一―五四・〇六	第五四・〇一項から第五四・〇六項までの各項の産品への他の類の材料からの変更（第五一・〇六項から第五一・一〇項までの各項、第五二・〇五項から第五二・〇七項までの各項又は第五五・〇九項の材料からの変更を除く。） 第五四〇七・一〇号の産品への他の項の材料からの変更（第五四・〇八項の材料からの変更を除く。）
五四〇七・一〇	
五四〇七・二〇―五四〇七・九四	第五四〇七・二〇号から第五四〇七・九四号までの各号の産品への他の項の材料からの変更（第五四・〇八項又は第五五・一二項までの各項の材料からの変更を除く。）。ただし、第五一・〇六項から第五一・一三項までの各項、第五二・〇五項から第五二・一二項までの各項、第五四〇二・三二号又は第五四〇二・三三号の非原産材料を使用する場合において、当該各項及び各号のいずれかに該当する全ての非原産材料の重量の総和が当該産品の総重量の十五パーセントを超えないときに限り、また、第五五・〇九項から第五五・一一項までの各項の非原産材料を使用する場合において、当該各項のいずれかに該当する全ての非原産材料の重量の総和が当該産品の総重量の二十五パーセントを超えないときに限る。

五四〇八・一〇	第五四〇八・一〇号の産品への他の項の材料からの変更（第五四・〇七項の材料からの変更を除く。）
五四〇八・二一―五四〇八・三四	第五四〇八・二一号から第五四〇八・三四号までの各号の産品への他の項の材料からの変更（第五四・〇七項又は第五五・一二項までの各項の材料からの変更を除く。）。ただし、第五一・〇六項から第五一・一三項までの各項、第五二・〇五項から第五二・一二項までの各項、第五四〇二・三二号又は第五四〇二・三三号の非原産材料を使用する場合において、当該各項及び各号のいずれかに該当する全ての非原産材料の重量の総和が当該産品の総重量の十五パーセントを超えないときに限り、また、第五五・〇九項から第五五・一一項までの各項の非原産材料を使用する場合において、当該各項のいずれかに該当する全ての非原産材料の重量の総和が当該産品の総重量の二十五パーセントを超えないときに限る。

第五五類　人造繊維の短繊維及びその織物

五五・〇一―五五・〇七 五五・〇八―五五・一一	第五五・〇一項から第五五・〇七項までの各項の産品への他の類の材料からの変更 第五五・〇八項から第五五・一一項までの各項の産品への他の項の材料からの変更（第五一・〇六項から第五一・一〇項までの各項、第五二・〇五項から第五二・〇七項までの各項、第五四〇二・三二号、第五四〇二・三三号、第五四〇二・三九号、第五四〇二・四七号、第五四〇二・四八号、第五四〇二・五一号から第五四〇二・六九号までの各号、第五四〇四・九〇号、第五四・〇六項又は第五五・〇九項から第五五・一一項までの各項の材料からの変更を除く。）。ただし、第五一・〇六項から第五一・一三項までの各項、第五二・〇五項から第五二・一二項までの各項、第五四〇二・三二号又は第五四〇二・三三号の非原産材料を使用する場合において、当該各項及び各号のいずれかに該当する全ての非原産材料の重量の総和が当該産品の総重量の十五パーセントを超えないときに限り、また、第五五・〇九項から第五五・一一項までの各項の非原産材料を使用する場合において、当該各項のいずれかに該当する全ての非原産材料の重量の総和が当該産品の総重量の二十五パーセントを超えないときに限る。
五五・一二―五五・一六	

第五六類　ウォッディング、フェルト、不織布及び特殊糸並びにひも、綱及びケーブル並びにこれらの製品

五六・〇一―五六・〇六	第五六・〇一項から第五六・〇六項までの各項の産品への他の類の材料からの変更（第五一・〇六項から第五一・一三項までの各項、第五二・〇五項から第五二・一二項までの各項、第五三・〇七項、第五三・〇八項、第五三・一〇項、第五三・一一項、第五四・〇

五六・〇七 五六〇八・一一 五六〇八・一九―五六〇九・〇〇	二項、第五四・〇四項、第五四・〇六項から第五四・〇八項までの各項又は第五五・〇九項から第五五・一六項までの各項の材料からの変更を除く。） 第五六・〇七項の産品への他の類の材料からの変更（第五一・〇六項から第五一・一三項までの各項、第五二・〇五項から第五二・一二項までの各項、第五三・〇八項、第五三・一〇項、第五四〇一・三二号、第五四〇二・三三号、第五四〇二・四七号、第五四〇二・四八号、第五四〇二・五一号から第五四〇二・六九号までの各号、第五四〇四・九〇号、第五四・〇六項から第五四・〇八項までの各項又は第五五・〇九項から第五五・一六項までの各項の材料からの変更を除く。） 第五六〇八・一一号の産品への他の類の材料からの変更 第五六〇八・一九号から第五六〇九・〇〇号までの各号の産品への他の類の材料からの変更（第五一・〇六項から第五一・一三項までの各項、第五二・〇五項から第五二・一二項までの各項、第五三・〇七項、第五三・〇八項、第五三・一〇項、第五三・一一項、第五四〇二・三二号、第五四〇二・四七号、第五四〇二・四八号、第五四〇二・五一号から第五四〇二・六九号までの各号、第五四〇四・九〇号、第五四・〇六項から第五四・〇八項までの各項又は第五五・〇九項から第五五・一六項までの各項の材料からの変更を除く。）

第五七類　じゅうたんその他の紡織用繊維の床用敷物

五七・〇一―五七・〇五	第五七・〇一項から第五七・〇五項までの各項の産品への他の類の材料からの変更（第五一・〇六項から第五一・一三項までの各項、第五二・〇五項から第五二・一二項までの各項、第五三・〇七項、第五三・〇八項、第五三・一〇項、第五三・一一項、第五四〇二・三二号、第五四〇二・三三号、第五四〇二・三九号、第五四〇二・四四号から第五四〇二・六九号までの各号、第五四・〇四項、第五四・〇六項から第五四・〇八項までの各項又は第五五・〇九項から第五五・一六項までの各項の材料からの変更を除く。）

第五八類　特殊織物、タフテッド織物類、レース、つづれ織物、トリミング及びししゅう布

五八・〇一―五八・一一	第五八・〇一項から第五八・一一項までの各項の産品への他の類の材料からの変更（第五一・〇六項から第五一・一三項までの各項、第五二・〇五項から第五二・一二項までの各項、第五三・〇七項、第五三・〇八項、第五三・一〇項、第五三・一一項、第五四〇二・三二号、第五四〇二・三三号、第五四〇二・三九号、第五四〇二・四七号、第五四〇二・四八号、第五四〇二・五一号から第五四〇二・六九号までの各号、第五四・〇四項、第五四・〇六項から第五四・〇八項までの各項又は第五五・〇九項から第五五・一六項までの各項の材料からの変更を除く。）

第五九類　染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層した紡織用繊維の織物類及び工業用の紡織用繊維製品

五九・〇一―五九・一一	第五九・〇一項から第五九・一一項までの各項の産品への他の類の材料からの変更（第五一・〇六項から第五一・一三項までの各項、第五二・〇五項から第五二・一二項までの各項、第五三・〇七項、第五三・〇八項、第五三・一〇項、第五四〇二・三二号、第五四〇二・三三号、第五四〇二・三九号、第五四〇二・四七号、第五四〇二・四八号、第五四〇二・五一号から第五四〇二・六九号までの各号、第五四〇四・九〇号、第五四・〇六項から第五四・〇八項までの各項又は第五五・〇九項から第五五・一六項までの各項の材料からの変更を除く。）

第六〇類　メリヤス編物及びクロセ編物

六〇・〇一―六〇・〇六	第六〇・〇一項から第六〇・〇六項までの各項の産品への他の類の材料からの変更（第五一・一一項から第五一・一三項までの各項、第五二・〇八項から第五二・一二項までの各項、第五四・〇七項、第五四・〇八項又は第五五・一六項までの各項の材料からの変更を除く。）。ただし、第五一・〇六項から第五一・一〇項までの各項、第五二・〇五項から第五二・〇七項までの各項、第五四〇二・三二号又は第五四〇二・三三号の非原産材料を使用する場合において、当該各項及び各号のいずれかに該当する全ての非原産材料の重量の総和が当該産品の総重量の十五パーセントを超えないときに限り、また、第五五・〇九項から第五五・一一項までの各項の非原産材料を使用する場合において、当該各項のいずれかに該当する全ての非原産材料の重量の総和が当該産品の総重量の二十五パーセントを超えないときに限る。

第六一類　衣類及び衣類附属品（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）

注釈　この類の産品が原産品であるか否かを決定するに当たり、当該産品について適用される規則は、当該産品の関税分類を決定する構成部分についてのみ適用されるものとし、当該構成部分は、当該産品について適用される規則に定める関税分類の変更の要件を満たさなければならない。

六一・〇一―六一・一七	第六一・〇一項から第六一・一七項までの各項の産品への他の類の材料からの変更（第五一・〇六項から第五一・一三項までの各項、第五二・〇五項から第五二・一二項までの各項、第五三・〇六項から第五三・一一項までの各項、第五四・〇七項、第五五・一二項までの各項の材料からの変更を除く。）及び当該産品が、締約国において、裁断され又は特定の形状に編まれ、かつ、縫い合わされ又は組み立てられること。ただし、第五四〇

二・三二号又は第五四〇二・三三号の非原産材料を使用する場合において、当該各号のいずれかに該当する全ての非原産材料の重量の総和が当該産品の総重量の十五パーセントを超えないときに限り、また、第五五・〇九項から第五五・一一項までの各項の非原産材料を使用する場合において、当該各項のいずれかに該当する全ての非原産材料の重量の総和が当該産品の総重量の二十五パーセントを超えないときに限る。

第六二類　衣類及び衣類附属品（メリヤス編み又はクロセ編みのものを除く。）

注釈　この類の産品が原産品であるか否かを決定するに当たり、当該産品について適用される規則は、当該産品の関税分類を決定する構成部分についてのみ適用されるものとし、当該構成部分は、当該産品について適用される規則に定める関税分類の変更の要件を満たさなければならない。

六二・〇一―六二・一七	第六二・〇一項から第六二・一七項までの各項の産品への他の類の材料からの変更（第五〇・〇七項、第五一・〇六項から第五二・一三項までの各項、第五三・〇六項から第五三・一二項までの各項、第五四・〇七項から第五四・〇八項、第五五・一二項から第五五・一六項までの各項又は第六〇・〇一項から第六〇・〇六項までの各項の材料からの変更を除く。）及び当該産品が、締約国において、裁断され又は特定の形状に編まれ、かつ、縫い合わされ又は組み立てられること。ただし、第五四〇二・三三号又は第五四〇二・三四号の非原産材料を使用する場合において、当該各項のいずれかに該当する全ての非原産材料の重量の総和が当該産品の総重量の二十五パーセントを超えないときに限る。

注釈　この類の産品が原産品であるか否かを決定するに当たり、当該産品について適用される規則は、当該産品の関税分類を決定する構成部分についてのみ適用されるものとし、当該構成部分は、当該産品について適用される規則に定める関税分類の変更の要件を満たさなければならない。

六三〇一・一〇―六三〇一・二〇	第六三〇一・一〇号又は第六三〇一・二〇号の産品への他の類の材料からの変更（第五一・〇六項から第五一・一三項までの各項、第五二・〇五項から第五二・一二項までの各項、第五三・〇六項から第五三・一一項までの各項、第五四・〇七項、第五四・〇八項、第五五・一二項から第五五・一六項までの各項又は第六〇・〇一項から第六〇・〇六項までの各項の材料からの変更を除く。）及び当該産品が、締約国において、裁断され又は特定の形状に編まれ、かつ、縫い合わされ又は組み立てられること。
六三〇一・二〇―六三〇二・一九	第六三〇一・二〇号から第六三〇三・一九号までの各号の産品への他の類の材料からの変更（第五一・〇六項から第五一・一三項までの各項、第五二・〇五項から第五二・一二項までの各項、第五三・〇六項から第五三・一一項までの各項、第五四・〇七項、第五四・〇八項、第五五・一二項から第五五・一六項までの各項又は第六〇・〇一項から第六〇・〇六項までの各項の材料からの変更を除く。）及び当該産品が、締約国において、裁断され又は特定の形状に編まれ、かつ、縫い合わされ又は組み立てられること。ただし、第五四〇二・三二号又は第五四〇二・三四号の非原産材料を使用する場合において、当該各項のいずれかに該当する全ての非原産材料の重量の総和が当該産品の総重量の二十五パーセントを超えないときに限る。
六三〇二・一九―六三〇三・九一	第六三〇二・一九号から第六三〇三・九一号までの各号の産品への他の類の材料からの変更（第五一・〇六項から第五一・一三項までの各項、第五二・〇五項から第五二・一二項までの各項、第五三・〇六項から第五三・一一項までの各項、第五四・〇七項、第五四・〇八項、第五五・一二項から第五五・一六項までの各項又は第六〇・〇一項から第六〇・〇六項までの各項の材料からの変更を除く。）及び当該産品が、締約国において、裁断され又は特定の形状に編まれ、かつ、縫い合わされ又は組み立てられること。
六三〇三・九一―六三〇五・一〇	第六三〇三・九一号から第六三〇五・一〇号までの各号の産品への他の類の材料からの変更（第五一・〇六項から第五一・一三項までの各項、第五二・〇五項から第五二・一二項までの各項、第五三・〇六項から第五三・一一項までの各項、第五四・〇七項、第五四・〇八項、第五五・一二項から第五五・一六項までの各項又は第六〇・〇一項から第六〇・〇六項までの各項の材料からの変更を除く。）及び当該産品が、締約国において、裁断され又は特定の形状に編まれ、かつ、縫い合わされ又は組み立てられること。ただし、第五四〇二・三二号又は第五四〇二・三四号の非原産材料を使用する場合において、当該各項のいずれかに該当する全ての非原産材料の重量の総和が当該産品の総重量の二十五パーセントを超えないときに限る。
六三〇五・二〇―六三〇五・九〇	第六三〇五・二〇号から第六三〇五・九〇号までの各号の産品への他の類の材料からの変更（第五一・〇六項から第五一・一三項までの各項、第五二・〇五項から第五二・一二項までの各項、第五三・〇六項から第五三・一一項までの各項、第五四・〇七項、第五四・〇八項、第五五・一二項から第五五・一六項までの各項又は第六〇・〇一項から第六〇・〇六項までの各項の材料からの変更を除く。）及び当該産品が、締約国において、裁断され又は特定の形状に編まれ、かつ、縫い合わされ又は組み立てられること。
六三・〇六―六三・一〇	第六三・〇六項から第六三・一〇項までの各項の産品への他の類の材料からの変更（第五一・〇六項から第五一・一三項までの各項、第五二・〇五項から第五二・一二項までの各項、第五三・〇六項から第五三・一一項までの各項、第五四・〇七項、第五四・〇八項、第五五・一二項から第五五・一六項までの各項又は第六〇・〇一項から第六〇・〇六項までの各項の材料からの変更を除く。）及び当該産品が、締約国において、裁断され又は特定の形状に編まれ、かつ、縫い合わされ又は組み立てられること。

第六三類　紡織用繊維のその他の製品、セット、中古の衣類、紡織用繊維の中古の物品及びぼろ

注釈　この類の産品が原産品であるか否かを決定するに当たり、当該産品について適用される規則は、当該産品の関税分類を決定する構成部分についてのみ適用されるものとし、当該構成部分は、当該産品について適用される規則に定める関税分類の変更の要件を満たさなければならない。

第一二部　履物、帽子、傘、つえ、シートステッキ及びむち並びにこれらの部分品、調製羽毛、羽毛製品、

造花並びに人髪製品（第六四類から第六七類まで）

第六四類　履物及びゲートルその他これに類する物品並びにこれらの部分品	
六四・〇一―六四・〇六	第六四・〇一項から第六四・〇六項までの各項の産品への他の類の材料からの変更
第六五類　帽子及びその部分品	
六五・〇一―六五・〇二 六五・〇四―六五・〇五 六五・〇六―六五・〇七	第六五・〇一項又は第六五・〇二項の産品への他の類の材料からの変更 第六五・〇四項又は第六五・〇五項の産品への他の項の材料からの変更 第六五・〇六項若しくは第六五・〇七項の産品への他の項の材料からの変更又は、原産資格割合が五十パーセント以上であること（第六五・〇六項又は第六五・〇七項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
第六六類　傘、つえ、シートステッキ及びむち並びにこれらの部分品	
六六・〇一―六六・〇三	第六六・〇一項から第六六・〇三項までの各項の産品への他の項の材料からの変更又は、原産資格割合が五十パーセント以上であること（第六六・〇一項から第六六・〇三項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
第六七類　調製羽毛、羽毛製品、造花及び人髪製品	
六七・〇一―六七・〇四	第六七・〇一項から第六七・〇四項までの各項の産品への他の項の材料からの変更又は、原産資格割合が五十パーセント以上であること（第六七・〇一項から第六七・〇四項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
第一三部　石、プラスター、セメント、石綿、雲母その他これらに類する材料の製品、陶磁製品並びにガラス及びその製品（第六八類から第七〇類まで）	
第六八類　石、プラスター、セメント、石綿、雲母その他これらに類する材料の製品	
六八・〇一―六八・一一	第六八・〇一項から第六八・一一項までの各項の産品への他の項の材料からの変更又は、原産資格割合が五十パーセント以上であること（第六八・〇一項から第六八・一二項・八〇―六八一二・九九 第六八一二・八〇号から第六八一二・九九号までの各号の産品への他の号の産品からの変更又は、原産資格割合が五十パーセント以上であること（第六八一二・八〇号から第六八一二・九九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
六八・一三―六八・一五	第六八・一三項から第六八・一五項までの各項の産品への他の項の材料からの変更又は、原産資格割合が五十パーセント以上であること（第六八・一三項から第六八・一五項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
第六九類　陶磁製品	
六九・〇一―六九・一四	第六九・〇一項から第六九・一四項までの各項の産品への他の項の材料からの変更又は、原産資格割合が五十パーセント以上であること（第六九・〇一項から第六九・一四項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
第七〇類　ガラス及びその製品	
七〇・〇一―七〇・〇六	第七〇・〇一項から第七〇・〇六項までの各項の産品への他の項の材料からの変更又は、原産資格割合が五十パーセント以上であること（第七〇・〇一項から第七〇・〇六項までの各項の産品への関税分類の変更を必要とする。）。
七〇・〇七	第七〇・〇七項の産品への他の項の材料からの変更（第七〇・〇三項から第七〇・〇六項までの各項の材料からの変更を除く。）
七〇・〇八―七〇・一七	第七〇・〇八項から第七〇・一七項までの各項の産品への他の項の材料からの変更又は、原産資格割合が五十パーセント以上であること（第七〇・〇八項から第七〇・一七項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
七〇・一八・一〇	第七〇・一八・一〇号の産品への他の類の材料からの変更
七〇・一八・二〇	第七〇・一八・二〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、原産資格割合が五十パーセント以上であること（第七〇・一八・二〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
七〇・一八・九〇	第七〇・一八・九〇号の産品への他の類の材料からの変更
七〇・一九―七〇・二〇	第七〇・一九項若しくは第七〇・二〇項の産品への他の項の材料からの変更又は、原産資格割合が五十パーセント以上であること（第七〇・一九項又は第七〇・二〇項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第一四部　天然又は養殖の真珠、貴石、半貴石、貴金属及び貴金属を貼った金属並びにこれらの製品、身辺用模造細貨類並びに貨幣（第七一類）

第七一類　天然又は養殖の真珠、貴石、半貴石、貴金属及び貴金属を貼った金属並びにこれらの製品、身辺用模造細貨類並びに貨幣

七一・〇一 七一・〇二―七一・一一	第七一・〇一項の産品への他の類の材料からの変更 第七一・〇二項から第七一・一一項までの各項の産品への他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が五十パーセント以上であること（第七一・〇二項から第七一・一一項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 第七一・一二項の産品が第四十条に定める締約国において完全に得られ、又は生産される産品であること。
七一・一二	
七一・一三	
七一四・一一	第七一・一三項の産品への他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第七一・一三項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 第七一一四・一一号の産品への他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が五十パーセント以上であること（第七一一四・一一号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
七一四・一九―七二一六・二〇	第七一一四・一九号から第七一一六・二〇号までの各号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第七一一四・一九号から第七一一六・二〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 第七一一七項若しくは第七一・一八項の産品への他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が五十パーセント以上であること（第七一・一七項又は第七一・一八項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
七二・一七―七二・一八	

第一五部　卑金属及びその製品（第七二類から第八三類まで）

第七二類　鉄鋼

七二〇一・一〇―七二〇三・九〇	第七二〇一・一〇号から第七二〇三・九〇号までの各号の産品への他の号の材料からの変更又は、 原産資格割合が五十パーセント以上であること（第七二〇一・一〇号から第七二〇三・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 第七二・〇四項の産品が第四十条に定める締約国において完全に得られ、又は生産される産品であること。
七二・〇四	
七二〇五・一〇―七二二九・九〇	第七二〇五・一〇号から第七二二九・九〇号までの各号の産品への他の号の材料からの変更又は、 原産資格割合が五十パーセント以上であること（第七二〇五・一〇号から第七二二九・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第七三類　鉄鋼製品

七三〇一・一〇―七三一三・〇〇	第七三〇一・一〇号から第七三一三・〇〇号までの各号の産品への他の号の材料からの変更又は、 原産資格割合が五十パーセント以上であること（第七三〇一・一〇号から第七三一三・〇〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 第七三・一四項若しくは第七三・一五項の産品への他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が五十パーセント以上であること（第七三・一四項又は第七三・一五項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
七三・一四―七三・一五	
七三一六・〇〇―七三二〇・九〇	第七三一六・〇〇号から第七三二〇・九〇号までの各号の産品への他の号の材料からの変更又は、 原産資格割合が五十パーセント以上であること（第七三一六・〇〇号から第七三二〇・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 第七三・二一項の産品への他の項の材料からの変更又は、
七三・二二	
七三二一・一一―七三二一・九〇	原産資格割合が五十パーセント以上であること（第七三・二一項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 第七三二一・一一号から第七三二一・九〇号までの各号の産品への他の号の材料からの変更又は、 原産資格割合が五十パーセント以上であること（第七三二一・一一号から第七三二一・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 第七三・二三項から第七三・二五項までの各項の産品への他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が五十パーセント以上であること（第七三・二三項から第七三・二五項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
七三二六・一一―七三二六・九〇	第七三二六・一一号から第七三二六・九〇号までの各号の産品への他の号の材料からの変更又は、 原産資格割合が五十パーセント以上であること（第七三二六・一一号から第七三二六・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第七四類　銅及びその製品

七四・〇一―七四・〇三	第七四・〇一項から第七四・〇三項までの各項の産品への他の項の材料からの変更又は、

	原産資格割合が五十パーセント以上であること（第七四・〇一項から第七四・〇三項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 第七四・〇四項の産品が第四十条に定める締約国において完全に得られ、又は生産される産品であること。 第七四・〇五項から第七四・一九項までの各項の産品への他の項の材料からの変更又は、原産資格割合が五十パーセント以上であること（第七四・〇五項から第七四・一九項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
七四・〇四 七四・〇五―七四・一九	
第七五類　ニッケル及びその製品	
七五・〇一―七五・〇二 七五・〇三 七五・〇四―七五・〇八	第七五・〇一項若しくは第七五・〇二項の産品への他の項の材料からの変更又は、原産資格割合が五十パーセント以上であること（第七五・〇一項又は第七五・〇二項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 第七五・〇三項の産品が第四十条に定める締約国において完全に得られ、又は生産される産品であること。 第七五・〇四項から第七五・〇八項までの各項の産品への他の項の材料からの変更又は、原産資格割合が五十パーセント以上であること（第七五・〇四項から第七五・〇八項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
第七六類　アルミニウム及びその製品	
七六・〇一 七六・〇二 七六・〇三―七六・一六	第七六・〇一項の産品への他の項の材料からの変更又は、原産資格割合が五十パーセント以上であること（第七六・〇一項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 第七六・〇二項の産品が第四十条に定める締約国において完全に得られ、又は生産される産品であること。 第七六・〇三項から第七六・一六項までの各項の産品への他の項の材料からの変更又は、原産資格割合が五十パーセント以上であること（第七六・〇三項から第七六・一六項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
第七八類　鉛及びその製品	
七八・〇一	第七八・〇一項の産品への他の項の材料からの変更又は、原産資格割合が五十パーセント以上であること（第七八・〇一項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 第七八・〇二項の産品が第四十条に定める締約国において完全に得られ、又は生産される産品であること。 第七八・〇四項若しくは第七八・〇六項の産品への他の項の材料からの変更又は、原産資格割合が五十パーセント以上であること（第七八・〇四項又は第七八・〇六項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
七八・〇二 七八・〇四―七八・〇六	
第七九類　亜鉛及びその製品	
七九・〇一 七九・〇二 七九・〇三―七九・〇七	第七九・〇一項の産品への他の項の材料からの変更又は、原産資格割合が五十パーセント以上であること（第七九・〇一項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 第七九・〇二項の産品が第四十条に定める締約国において完全に得られ、又は生産される産品であること。 第七九・〇三項から第七九・〇七項までの各項の産品への他の項の材料からの変更又は、原産資格割合が五十パーセント以上であること（第七九・〇三項から第七九・〇七項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
第八〇類　すず及びその製品	
八〇・〇一 八〇・〇二 八〇・〇三―八〇・〇七	第八〇・〇一項の産品への他の項の材料からの変更又は、原産資格割合が五十パーセント以上であること（第八〇・〇一項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 第八〇・〇二項の産品が第四十条に定める締約国において完全に得られ、又は生産される産品であること。 第八〇・〇三項若しくは第八〇・〇七項の産品への他の項の材料からの変更又は、原産資格割合が五十パーセント以上であること（第八〇・〇三項又は第八〇・〇七項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
第八一類　その他の卑金属及びサーメット並びにこれらの製品	
八一〇一・一〇―八一〇一・九六 八一〇一・九七	第八一〇一・一〇号から第八一〇一・九六号までの各号の産品への他の号の材料からの変更又は、原産資格割合が五十パーセント以上であること（第八一〇一・一〇号から第八一〇一・九六号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 第八一〇一・九七号の産品が第四十条に定める締約国において完全に得られ、又は生産

八一〇一・九九―八一〇二・九六	される産品であること。
八一〇二・九七	第八一〇一・九九号から第八一〇二・九六号までの各号の産品への他の号の材料からの変更又は、
八一〇二・九九―八一〇三・二〇	原産資格割合が五十パーセント以上であること（第八一〇一・九九号から第八一〇二・九六号までの各号の産品への他の号の材料からの変更に関税分類の変更を必要としない。）。
八一〇三・三〇	第八一〇二・九七号の産品が第四十条に定める締約国において完全に得られ、又は生産される産品であること。
八一〇三・九〇―八一〇四・一九	第八一〇二・九九号若しくは第八一〇三・二〇号の産品への他の号の材料からの変更又は、
八一〇四・二〇	原産資格割合が五十パーセント以上であること（第八一〇二・九九号から第八一〇三・九〇号までの各号の産品への他の号の材料からの変更に関税分類の変更を必要としない。）。
八一〇四・三〇―八一〇五・二〇	第八一〇三・三〇号の産品が第四十条に定める締約国において完全に得られ、又は生産される産品であること。
八一〇五・三〇	第八一〇三・九〇号から第八一〇四・一九号までの各号の産品への他の号の材料からの変更又は、
八一〇五・九〇―八一〇七・二〇	原産資格割合が五十パーセント以上であること（第八一〇三・九〇号から第八一〇四・一九号までの各号の産品への他の号の材料からの変更に関税分類の変更を必要としない。）。
八一〇七・三〇	第八一〇四・二〇号の産品が第四十条に定める締約国において完全に得られ、又は生産される産品であること。
八一〇七・九〇―八一〇八・二〇	第八一〇四・三〇号から第八一〇五・二〇号までの各号の産品への他の号の材料からの変更又は、
八一〇八・三〇	原産資格割合が五十パーセント以上であること（第八一〇四・三〇号から第八一〇五・九〇号から第八一〇七・二〇号までの各号の産品への他の号の材料からの変更に関税分類の変更を必要としない。）。
八一〇八・九〇―八一〇九・二〇	第八一〇五・三〇号の産品が第四十条に定める締約国において完全に得られ、又は生産される産品であること。
	第八一〇五・九〇号から第八一〇七・二〇号までの各号の産品への他の号の材料からの変更又は、
	原産資格割合が五十パーセント以上であること（第八一〇五・九〇号から第八一〇七・二〇号までの各号の産品への他の号の材料からの変更に関税分類の変更を必要としない。）。
	第八一〇七・三〇号の産品が第四十条に定める締約国において完全に得られ、又は生産される産品であること。
	第八一〇七・九〇号若しくは第八一〇八・二〇号の産品への他の号の材料からの変更又は、
	原産資格割合が五十パーセント以上であること（第八一〇七・九〇号又は第八一〇八・二〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
	第八一〇八・三〇号の産品が第四十条に定める締約国において完全に得られ、又は生産される産品であること。
	第八一〇八・九〇号若しくは第八一〇九・二〇号の産品への他の号の材料からの変更又は、
	原産資格割合が五十パーセント以上であること（第八一〇八・九〇号又は第八一〇九・二〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

八一〇九・三〇	第八一〇九・三〇号の産品が第四十条に定める締約国において完全に得られ、又は生産される産品であること。
八一〇九・九〇―八一一〇・一〇	第八一〇九・九〇号若しくは第八一一〇・一〇号の産品への他の号の材料からの変更又は、
八一一〇・二〇	原産資格割合が五十パーセント以上であること（第八一〇九・九〇号又は第八一一〇・一〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八一一〇・九〇―八一一二・一二	第八一一〇・二〇号の産品が第四十条に定める締約国において完全に得られ、又は生産される産品であること。
八一一二・一三	第八一一〇・九〇号から第八一一二・一二号までの各号の産品への他の号の材料からの変更又は、
八一一二・一九―八一一二・二二	原産資格割合が五十パーセント以上であること（第八一一〇・九〇号から第八一一二・一二号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八一一二・二二	第八一一二・一三号の産品が第四十条に定める締約国において完全に得られ、又は生産される産品であること。
八一一二・二九―八一一二・五一	第八一一二・一九号若しくは第八一一二・二二号の産品への他の号の材料からの変更又は、
八一一二・五二	原産資格割合が五十パーセント以上であること（第八一一二・一九号又は第八一一二・二二号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八一一二・五九―八一一三・〇〇	第八一一二・二二号の産品が第四十条に定める締約国において完全に得られ、又は生産される産品であること。
	第八一一二・二九号若しくは第八一一二・五一号の産品への他の号の材料からの変更又は、
	原産資格割合が五十パーセント以上であること（第八一一二・二九号又は第八一一二・五一号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
	第八一一二・五二号の産品が第四十条に定める締約国において完全に得られ、又は生産される産品であること。
	第八一一二・五九号から第八一一三・〇〇号までの各号の産品への他の号の材料からの変更又は、
	原産資格割合が五十パーセント以上であること（第八一一二・五九号から第八一一三・〇〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第八二類　卑金属製の工具、道具、刃物、スプーン及びフォーク並びにこれらの部分品

八二・〇一―八二・一五	第八二・〇一項から第八二・一五項までの各項の産品への他の項の材料からの変更又は、
	原産資格割合が五十パーセント以上であること（第八二・〇一項から第八二・一五項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第八三類　各種の卑金属製品

八三・〇一―八三・一一	第八三・〇一項から第八三・一一項までの各項の産品への他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が五十パーセント以上であること（第八三・〇二項から第八三・一一項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第一六部　機械類及び電気機器並びにこれらの部分品並びに録音機、音声再生機並びにテレビジョンの映像及び音声の記録用又は再生用の機器並びにこれらの部分品及び附属品（第八四類及び第八五類）

第八四類　原子炉、ボイラー及び機械類並びにこれらの部分品

八四〇一・一〇―八四一四・四〇	第八四〇一・一〇号から第八四一四・四〇号までの各号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四〇一・一〇号から第八四一四・四〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八四一四・五一	第八四一四・五一号の産品への他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が五十パーセント以上であること（第八四一四・五一号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八四一四・五九	第八四一四・五九号の産品への他の号の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四一四・五九号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八四一四・六〇	第八四一四・六〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が五十パーセント以上であること（第八四一四・六〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八四一四・八〇	第八四一四・八〇号の産品への他の号の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四一四・八〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八四一四・九〇	第八四一四・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四一四・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八四一五・一〇―八四一五・八三	第八四一五・一〇号から第八四一五・八三号までの各号の産品への他の号の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四一五・一〇号から第八四一五・八三号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八四一五・九〇―八四一七・九〇	第八四一五・九〇号から第八四一七・九〇号までの各号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四一五・九〇号から第八四一七・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八四一八・一〇―八四一八・四〇	第八四一八・一〇号から第八四一八・四〇号までの各号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が五十パーセント以上であること。
八四一八・五〇―八四一八・六九	第八四一八・五〇号から第八四一八・六九号までの各号の産品への他の号の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四一八・五〇号から第八四一八・六九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八四一八・九一	第八四一八・九一号の産品への他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四一八・九一号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八四一八・九九	第八四一八・九九号の産品への他の号の材料からの変更又は、 原産資格割合が五十パーセント以上であること。
八四一九・一一	第八四一九・一一号の産品への他の号の材料からの変更又は、 原産資格割合が五十パーセント以上であること（第八四一九・一一号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八四一九・一九	第八四一九・一九号の産品への他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が五十パーセント以上であること（第八四一九・一九号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八四一九・二〇―八四一九・八九	第八四一九・二〇号から第八四一九・八九号までの各号の産品への他の号の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四一九・二〇号から第八四一九・八九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八四一九・九〇―八四二二・一九	第八四一九・九〇号から第八四二二・一九号までの各号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四一九・九〇号から第八四二二・一九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八四二一・二二―八四二二・九九	第八四二一・二二号から第八四二二・九九号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四二一・二二号から第八四二二・九九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八四二二・一一	第八四二二・一一号の産品への他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が五十パーセント以上であること（第八四二二・一一号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八四二二・一九―八四二二・二〇	第八四二二・一九号若しくは第八四二二・二〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四二二・一九号又は第八四二二・二〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八四二二・三〇―八四二二・四〇	第八四二二・三〇号若しくは第八四二二・四〇号の産品への他の号の材料からの変更又は、

八四二一・九〇―八四三三・一一
八四三三・一九
八四三三・二〇―八四三三・六〇
八四三三・九〇
八四・三四―八四・四二
八四四三・一一―八四四三・三九
八四四四七・二〇
八四四四七・九〇―八四四四九・〇〇
八四五〇・一一―八四五〇・一九
八四五〇・二〇

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四二一・三〇号又は第八四二一・四〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
第八四二一・九〇号から第八四三三・一一号までの各号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更又は、
原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四二一・九〇号から第八四三三・一一号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
第八四三三・一九号の産品への他の項の材料からの変更又は、
原産資格割合が五十パーセント以上であること（第八四三三・一九号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
第八四三三・二〇号から第八四三三・六〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、
原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四三三・二〇号から第八四三三・六〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
第八四三三・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、
原産資格割合が五十パーセント以上であること（第八四三三・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
第八四・三四項から第八四・四二項までの各項の産品への他の項の材料からの変更又は、
原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四・三四項から第八四・四二項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
第八四四三・一一号から第八四四三・三九号までの各号の産品への他の号の材料からの変更又は、
原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四四三・一一号から第八四四三・三九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
第八四四四七・一二号から第八四四四七・一二号までの各号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更又は、
原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四四三・九一号から第八四四七・一二号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
第八四四四七・九〇号から第八四四四九・〇〇号までの各号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更又は、
原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四四七・九〇号から第八四四九・〇〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
第八四五〇・一一号から第八四五〇・一九号までの各号の産品への他の号の材料からの変更又は、
原産資格割合が五十パーセント以上であること（第八四五〇・一一号から第八四五〇・一九号までの各号の産品への他の号の材料からの変更又は、
原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四五〇・二〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八四五〇・九〇
八四五一・一〇―八四五一・八〇
八四五一・九〇
八四五二・一〇
八四五二・二一―八四七三・二九
八四七三・三〇
八四七三・四〇―八四八〇・七九
八四八一・一〇
八四八一・二〇
八四八一・三〇
八四八一・四〇
八四八一・八〇

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四五〇・二〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
第八四五〇・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、
原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四五〇・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
第八四五一・一〇号から第八四五一・八〇号までの各号の産品への他の号の材料からの変更又は、
原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四五一・一〇号から第八四五一・八〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
第八四五一・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、
原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四五一・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
第八四五二・一〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、
原産資格割合が五十パーセント以上であること（第八四五二・一〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
第八四五二・二一号から第八四七三・二九号までの各号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更又は、
原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四五二・二一号から第八四七三・二九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
第八四七三・三〇号の産品への他の項の材料からの変更（第八五・四二項の材料からの変更を除く。）又は、
原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四七三・三〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
第八四七三・四〇号から第八四八〇・七九号までの各号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更又は、
原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四七三・四〇号から第八四八〇・七九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
第八四八一・一〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、
原産資格割合が五十パーセント以上であること（第八四八一・一〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
第八四八一・二〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、
原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四八一・二〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
第八四八一・三〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、
原産資格割合が五十パーセント以上であること（第八四八一・三〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
第八四八一・四〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、
原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四八一・四〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
第八四八一・八〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、

八四八一・九〇―八四八二・九九	原産資格割合が五十パーセント以上であること（第八四八一・八〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八四八二・一〇	第八四八一・九〇号から第八四八二・九九号までの各号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四八一・九〇号から第八四八二・九九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八四八二・二〇	第八四八三・一〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、原産資格割合が五十パーセント以上であること（第八四八三・一〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八四八三・三〇―八四八三・五〇	第八四八三・二〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四八三・二〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八四八三・六〇―八四八三・九〇	第八四八三・三〇号から第八四八三・五〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、原産資格割合が五十パーセント以上であること（第八四八三・三〇号から第八四八三・五〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 第八四八三・六〇号若しくは第八四八三・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四八三・六〇号又は第八四八三・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八四・八四	第八四・八四項の産品への他の項の材料からの変更又は、原産資格割合が五十パーセント以上であること（第八四・八四項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八四・八六―八四・八七	第八四・八六項若しくは第八四・八七項の産品への他の項の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四・八六項又は第八四・八七項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第八五類　電気機器及びその部分品並びに録音機、音声再生機並びにテレビジョンの映像及び音声の記録用又は再生用の機器並びにこれらの部分品及び附属品

注釈　この類の規定の適用上、「拡散工程」とは、適切な不純物を選択的に注入することにより半導体が基板上に形成される工程をいう。

八五〇一・一〇―八五二二・四〇	第八五〇一・一〇号から第八五二二・四〇号までの各号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更又は、原産資格割合が五十パーセント以上であること（第八五〇一・一〇号から第八五二二・四〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八五二三・五一―八五二三・五九	第八五二三・五一号から第八五二三・五九号までの各号の産品への他の項の材料からの変更（第八五・四二項の材料からの変更を除く。）又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八五二三・五一号から第八五二三・五九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八五二三・八〇―八五四〇・九九	第八五二三・八〇号から第八五四〇・九九号までの各号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更又は、原産資格割合が五十パーセント以上であること（第八五二三・八〇号から第八五四〇・九九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八五四一・一〇―八五四一・五〇	第八五四一・一〇号から第八五四一・五〇号までの各号の産品への他の号の材料からの変更又は、原産資格割合が五十パーセント以上であること又は、締約国において拡散工程を経ること。
八五四一・六〇―八五四一・九〇	第八五四一・六〇号若しくは第八五四一・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、原産資格割合が五十パーセント以上であること（第八五四一・六〇号又は第八五四一・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八五四二・二一―八五四二・三九	第八五四二・三一号から第八五四二・三九号までの各号の産品への他の号の材料からの変更又は、原産資格割合が五十パーセント以上であること又は、締約国において拡散工程を経ること。
八五四二・九〇―八五四三・三〇	第八五四二・九〇号から第八五四三・三〇号までの各号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更又は、原産資格割合が五十パーセント以上であること（第八五四二・九〇号から第八五四三・三〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八五四三・七〇	第八五四三・七〇号の産品への他の項の材料からの変更（第八五・四二項の材料からの変更を除く。）又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八五四三・七〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八五四三・九〇―八五四七・九〇	第八五四三・九〇号から第八五四七・九〇号までの各号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更又は、原産資格割合が五十パーセント以上であること（第八五四三・九〇号から第八五四七・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八五四八・一〇	第八五四八・一〇号の産品が第四十条に定める締約国において完全に得られ、又は生産される産品であること。
八五四八・九〇	第八五四八・九〇号の産品への他の項の材料からの変更（第八五・四二項の材料からの変更を除く。）又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八五四八・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第一七部　車両、航空機、船舶及び輸送機器関連品（第八六類から第八九類まで）

第八六類　鉄道用又は軌道用の機関車及び車両並びにこれらの部分品、鉄道又は軌道の線路用装備品及びその部分品並びに機械式交通信号用機器（電気機械式のものを含む。）	
八六・〇一―八六・〇九	第八六・〇一項から第八六・〇九項までの各項の産品への他の項の材料からの変更又は、原産資格割合が五十パーセント以上であること（第八六・〇一項から第八六・〇九項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
第八七類　鉄道用及び軌道用以外の車両並びにその部分品及び附属品	
八七・〇一―八七・一六	原産資格割合が四十五パーセント以上であること。
第八八類　航空機及び宇宙飛行体並びにこれらの部分品	
八八・〇一―八八・〇五	第八八・〇一項から第八八・〇五項までの各項の産品への他の項の材料からの変更又は、原産資格割合が五十パーセント以上であること（第八八・〇一項から第八八・〇五項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
第八九類　船舶及び浮き構造物	
八九・〇一―八九・〇八	第八九・〇一項から第八九・〇八項までの各項の産品への他の項の材料からの変更又は、原産資格割合が五十パーセント以上であること（第八九・〇一項から第八九・〇八項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
第一八部　光学機器、写真用機器、映画用機器、測定機器、検査機器、精密機器、医療用機器、時計及び楽器並びにこれらの部分品及び附属品（第九〇類から第九二類まで）	
第九〇類　光学機器、写真用機器、映画用機器、測定機器、検査機器、精密機器及び医療用機器並びにこれらの部分品及び附属品	
九〇〇一・一〇―九〇〇六・四〇	第九〇〇一・一〇号から第九〇〇六・四〇号までの各号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更又は、原産資格割合が五十パーセント以上であること（第九〇〇一・一〇号から第九〇〇六・四〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
九〇〇六・五一―九〇〇六・五九	第九〇〇六・五一号から第九〇〇六・五九号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、原産資格割合が四十五パーセント以上であること（第九〇〇六・五一号から第九〇〇六・五九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
九〇〇六・六一―九〇三三・〇〇	第九〇〇六・六一号から第九〇三三・〇〇号までの各号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更又は、原産資格割合が五十パーセント以上であること（第九〇〇六・六一号から第九〇三三・〇〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
第九一類　時計及びその部分品	
九一〇一・一一―九一一三・二〇	第九一〇一・一一号から第九一一三・二〇号までの各号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更又は、原産資格割合が五十パーセント以上であること（第九一〇一・一一号から第九一一三・二〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
九一一三・九〇 九一・一四	第九一一三・九〇号の産品への他の類の材料からの変更 第九一・一四項の産品への他の項の材料からの変更又は、原産資格割合が五十パーセント以上であること（第九一・一四項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
第九二類　楽器並びにその部分品及び附属品	
九二・〇一―九二・〇九	第九二・〇一項から第九二・〇九項までの各項の産品への他の項の材料からの変更又は、原産資格割合が五十パーセント以上であること（第九二・〇一項から第九二・〇九項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
第一九部　武器及び銃砲弾並びにこれらの部分品及び附属品（第九三類）	
第九三類　武器及び銃砲弾並びにこれらの部分品及び附属品	
九三・〇一―九三・〇七	第九三・〇一項から第九三・〇七項までの各項の産品への他の項の材料からの変更又は、原産資格割合が五十パーセント以上であること（第九三・〇一項から第九三・〇七項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第二〇部　雑品（第九四類から第九六類まで）

第九四類　家具、寝具、マットレス、マットレスサポート、クッションその他これらに類する詰物をした物品並びにランプその他の照明器具（他の類に該当するものを除く。）及びイルミネーションサイン、発光ネームプレートその他これらに類する物品並びにプレハブ建築物

九四〇一・一〇―九四〇一・八〇	第九四〇一・一〇号から第九四〇一・八〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が五十パーセント以上であること（第九四〇一・一〇号から第九四〇一・八〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
九四〇一・九〇	第九四〇一・九〇号の産品への他の類の材料からの変更
九四〇二・一〇―九四〇四・一〇	第九四〇二・一〇号から第九四〇四・一〇号までの各号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が五十パーセント以上であること（第九四〇二・一〇号から第九四〇四・一〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
九四〇四・二一―九四〇四・二九	第九四〇四・二一号又は第九四〇四・二九号の産品への他の類の材料からの変更
九四〇四・三〇	第九四〇四・三〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が五十パーセント以上であること（第九四〇四・三〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
九四〇四・九〇	第九四〇四・九〇号の布団及び羽根布団への他の類の材料からの変更
九四・〇五―九四・〇六	第九四〇四・九〇号のその他の産品への他の項の材料からの変更 第九四・〇五項若しくは第九四・〇六項の産品への他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が五十パーセント以上であること（第九四・〇五項又は第九四・〇六項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第九五類　玩具、遊戯用具及び運動用具並びにこれらの部分品及び附属品

九五・〇三―九五・〇八	第九五・〇三項から第九五・〇八項までの各項の産品への他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が五十パーセント以上であること（第九五・〇三項から第九五・〇八項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第九六類　雑品

九六・〇一	第九六・〇一項の産品への他の類の材料からの変更
九六・〇二―九六・〇四	第九六・〇二項から第九六・〇四項までの各項の産品への他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が五十パーセント以上であること（第九六・〇二項から第九六・〇四項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
九六・〇五	第九六・〇五項の産品への他の類の材料からの変更
九六・〇六―九六・一八	第九六・〇六項から第九六・一八項までの各項の産品への他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が五十パーセント以上であること（第九六・〇六項から第九六・一八項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第二一部　美術品、収集品及びこっとう（第九七類）

第九七類　美術品、収集品及びこっとう

九七・〇一―九七・〇六	第九七・〇一項から第九七・〇六項までの各項の産品への他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が五十パーセント以上であること（第九七・〇一項から第九七・〇六項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

（附属書四は、英語により作成され、この協定の不可分の一部を成す。）

附属書五（第七章関係）

第一編　日本国の表

1　この表は、次のいずれかの規定により課される義務に適合しない現行の措置に関して日本国が付する留保について、第百八条1の規定に従って記載するものである。

(a)　第百四条
(b)　第百五条
(c)　第百六条
(d)　第百七条

2　この表に掲げる留保には、次の事項を記載する。

(a)　分野。「分野」には、留保の対象となる一般的な分野を示す。
(b)　小分野。「小分野」には、留保の対象となる個別の分野を示す。
(c)　産業分類。「産業分類」には、留保の対象となる活動であって、該当する国内産業分類又は国際産業分類の下で行われるものを、透明性の観点からのみ示す。
(d)　留保の種類。「留保の種類」には、1に規定する義務であって留保の対象となるものを特定する。
(e)　政府の段階。「政府の段階」には、留保の対象となる措置を維持する政府の段階を示す。
(f)　措置。「措置」には、留保の対象となる現行の法令その他の措置を明示する。「措置」の事項に記載する措置は、(i)この協定の効力発生の日に改正されており、継続しており、又は更新されている措置であり、また、(ii)当該措置の委任を受けて採用され、又は維持され、かつ、当該措置に適合する補助的な措置を含む。
(g)　概要。「概要」には、留保の対象となる現行の措置が1に規定する義務に適合しない点を記載する。

3　留保の解釈に当たっては、当該留保に関する全ての事項を考慮する。留保は、当該留保が付される第七章の関連規定に照らして解釈するものとし、「措置」がその他の全ての事項に優先する。

4　金融サービスについては、

(a)　日本国は、附属書七第八条1の文脈における信用秩序の維持を理由として、業務上の拠点の法的な形態に対する差別的でない制限のような措置をとることを妨げられない。日本国は、同様の理由により、新たな金融サービスの市場への進出に対する差別的でない制限（このような信用秩序の維持の目的を達成するための規制の枠組みに合致するもの）を課することを妨げられない。このことの関連において、証券会社は、日本国の関係法律に定義する有価証券を取り扱うことを認められ、及び銀行は、当該関係法律に従って認められる場合を除くほか、当該有価証券を取り扱うことを認められない。
(b)　サービス提供者が積極的な勧誘を行うことなくペルーの区域内において日本国内のサービス消費者に提供するサービスについては、第百二条1(d)(ii)の規定に基づいて提供するサービスであると認める。

5　第百六条の規定に基づく義務に影響を及ぼす周波数のスペクトルの利用可能性に関する法令については、特定の約束に係る表への記載のための指針（二千一年三月二十八日付けの世界貿易機関文書S／L／第九十二号）の別添六を考慮して、この表には含まれない。

6　この編の規定の適用上、「ＪＳＩＣ」とは、総務省統計局が作成し、二千七年十一月六日に改定した日本標準産業分類の番号をいう。

一	
分野	自動車整備業
小分野	自動車分解整備業

二	
産業分類	ＪＳＩＣ　八九　自動車整備業
留保の種類	市場アクセス（第百六条） 現地における拠点（第百七条）
政府の段階	中央政府
措置	道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第六章
概要	自動車分解整備事業を営もうとする者は、日本国内に事業場を設置し、その事業場の所在地を管轄する地方運輸局長の認証を受けなければならない。

二	
分野	事業サービス
小分野	
産業分類	ＪＳＩＣ　九一一一　職業紹介業 ＪＳＩＣ　九一二一　労働者派遣業
留保の種類	市場アクセス（第百六条） 現地における拠点（第百七条）
政府の段階	中央政府
措置	職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三章及び第三章の三 港湾労働法（昭和六十三年法律第四十号）第四章 船員職業安定法（昭和二十三年法律第百三十号）第三章 建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）第五章及び第六章
概要	日本国内の企業に対し次のサービスを提供しようとする者は、日本国内に事業所を設置し、か

	つ、場合に応じ、権限のある当局の許可を受け、又は当該当局に届出を行わなければならない。 (a)　民間の職業紹介サービス（建設業務有料職業紹介サービスを含む。） (b)　港湾労働者派遣サービス、船員派遣サービス及び建設業務労働者就業機会確保サービス 職業安定法に基づいて権限のある当局の許可を受けた労働組合のみが、労働者供給サービスを提供することができる。
三	
分野	回収代行のサービス
小分野	
産業分類	ＪＳＩＣ　六六一九　その他の補助的金融業・金融附帯業 ＪＳＩＣ　七二九九　他に分類されない専門サービス業
留保の種類	市場アクセス（第百六条）
措置	現地における拠点（第百七条）
政府の段階	中央政府
措置	債権管理回収業に関する特別措置法（平成十年法律第百二十六号）第三条及び第四条 弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）第七十二条及び第七十三条
概要	法律事件に係る法律業務を構成する回収代行のサービスを提供しようとする者は、日本国の法令により弁護士としての資格を有しているか、日本国の法令による弁護士法人であるか、又は債権管理回収業に関する特別措置法に基づいて設立された法人であり、かつ、日本国内に事務所を設置していなければならない。 いかなる者も、事業として他の者の債権を譲り受けて回収してはならない。ただし、債権管理回収業に関する特別措置法に基づいて設立された法人であって、同法に基づいて債権を取り扱うものを除く。
四	
分野	建設業
小分野	
産業分類	ＪＳＩＣ　〇六　総合工事業 ＪＳＩＣ　〇七　職別工事業（設備工事業を除く。） ＪＳＩＣ　〇八　設備工事業
留保の種類	市場アクセス（第百六条）
措置	現地における拠点（第百七条）
政府の段階	中央政府
措置	建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二章 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成十二年法律第百四号）第五章
概要	1　建設業を営もうとする者は、日本国内に営業所を設置し、国土交通大臣又はその営業所の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。 2　解体工事業を営もうとする者は、日本国内に営業所を設置し、その営業所の所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。
五	
分野	流通サービス
小分野	アルコール飲料に関連する卸売サービス、小売サービス及び問屋サービス
産業分類	ＪＳＩＣ　五二二二　酒類卸売業 ＪＳＩＣ　五八五一　酒小売業
留保の種類	市場アクセス（第百六条）
政府の段階	中央政府
措置	酒税法（昭和二十八年法律第六号）第九条から第十一条まで
概要	この小分野のサービス提供者に付与する免許の数は、制限することができる。
六	
分野	流通サービス
小分野	公共卸売市場において提供される卸売サービス
産業分類	ＪＳＩＣ　五二一一　農畜産物・水産物卸売業
留保の種類	市場アクセス（第百六条）
政府の段階	中央政府
措置	卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）第十五条、第十七条及び第三十三条
概要	公共卸売市場における卸売サービス提供者に付与する許可の数は、制限することができる。
七	
分野	教育、学習支援業
小分野	高等教育サービス
産業分類	ＪＳＩＣ　八一六　高等教育機関
留保の種類	市場アクセス（第百六条）
措置	現地における拠点（第百七条）
政府の段階	中央政府
措置	教育基本法（平成十八年法律第百二十号）第六条 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第二条 私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条
概要	日本国において学校教育として提供される高等教育サービスは、学校教育機関が提供しなければならない。学校教育機関は、学校法人が設置しなければならない。 「学校教育機関」とは、小学校、中学校、中等教育学校、高等学校、大学、短期大学、高等専門学校、特別支援学校及び幼稚園をいう。 「学校法人」とは、日本国の法律に基づき教育サービスを提供する目的で設立される法人であって、営利目的でないものをいう。
八	
分野	金融サービス
小分野	保険及び保険関連のサービス
産業分類	ＪＳＩＣ　六七二　損害保険業 ＪＳＩＣ　六七四二　損害保険代理業
留保の種類	市場アクセス（第百六条）
措置	現地における拠点（第百七条） 中央政府 保険業法（平成七年法律第百五号）第百八十五条、第百八十六条、第二百七十五条から第二百七十七条まで、第二百八十六条及び第二百八十七条

	保険業法施行令（平成七年政令第四百二十五号）第十九条及び第三十九条の二
概要	保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）第百十六条及び第二百十二条の六 次に掲げるもの及びこれらのものから生ずる責任に係る保険契約については、原則として業務上の拠点が必要である。 (a)　日本国内で運送される貨物 (b)　国際海上運送に使用されない日本国籍の船舶

九	
分野	製造業
小分野	船舶製造・修理業、舶用機関製造業
産業分類	ＪＳＩＣ　三一三一　船舶製造・修理業
留保の種類	市場アクセス（第百六条）
政府の段階	中央政府
措置	造船法（昭和二十五年法律第百二十九号）第二条から第三条の二まで
概要	一定の規模を超える船舶の製造又は修理に利用することができるドックの設置又は拡張を行おうとする者は、国土交通大臣の許可を受けなければならない。許可の発給は、経済上の需要を考慮しなければならない。

十	
分野	船舶の国籍に関する事項
小分野	
産業分類	
留保の種類	市場アクセス（第百六条）
政府の段階	中央政府
措置	船舶法（明治三十二年法律第四十六号）第一条
概要	日本国を旗国とする船舶を運航する登録会社の設立を通じて国際海上運送サービス（旅客及び貨物運送サービスを含む。）を提供する場合については、国籍要件を適用する。 「国籍要件」とは、日本国の国民又は日本国の法律に基づいて設立された会社であって、その代表者の全員及び業務を執行する役員の三分の二以上が日本国の国民であるものにより、船舶が所有されなければならないことをいう。

十一	
分野	計量サービス
小分野	
産業分類	ＪＳＩＣ　七四四一　商品検査業 ＪＳＩＣ　七四五　計量証明業
留保の種類	市場アクセス（第百六条） 現地における拠点（第百七条）
政府の段階	中央政府
措置	計量法（平成四年法律第五十一号）第三章、第五章、第六章及び第八章 計量法施行規則（平成五年通商産業省令第六十九号） 指定定期検査機関、指定検定機関、指定計量証明検査機関及び特定計量証明認定機関の指定等に関する省令（平成五年通商産業省令第七十二号）

概要	1　特定計量器の定期検査のサービスを提供しようとする者は、日本国内に法人を設立し、定期検査を行おうとする場所を管轄する都道府県知事（その場所が特定市町村の区域にある場合にあっては、特定市町村の長）の指定を受けなければならない。 2　特定計量器の検定のサービスを提供しようとする者は、日本国内に法人を設立し、経済産業大臣の指定を受けなければならない。 3　計量証明事業（特定計量証明事業を含む。）を行おうとする者は、日本国内に事業所を設置し、その事業所の所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。 4　計量証明に使用する特定計量器の検査のサービスを提供しようとする者は、日本国内に法人を設立し、検査を行おうとする場所を管轄する都道府県知事の指定を受けなければならない。 5　特定計量証明事業者に対する認定を行おうとする者は、日本国内に法人を設立し、経済産業大臣の指定を受けなければならない。 6　計量器の校正等のサービスを提供しようとする者は、日本国内に法人を設立し、経済産業大臣の指定を受けなければならない。

十二	
分野	医療及び福祉
小分野	
産業分類	ＪＳＩＣ　八五九九　他に分類されない社会保険・社会福祉・介護事業
留保の種類	市場アクセス（第百六条） 現地における拠点（第百七条）
政府の段階	中央政府
措置	労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）第四章 労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則（昭和四十七年労働省令第八号）
概要	日本国の法令に基づいて厚生労働大臣の認可を得た事業主の団体又はその連合団体のみが、事業主の委託を受けて労働保険業務を行うことができる。日本国の法令によりそのような労働保険業務を行おうとする団体は、日本国内に事務所を設置し、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

十三	
分野	鉱業
小分野	鉱業に付随するサービス
産業分類	ＪＳＩＣ　〇五　鉱業、採石業、砂利採取業
留保の種類	内国民待遇（第百四条） 市場アクセス（第百六条） 現地における拠点（第百七条）
政府の段階	中央政府
措置	鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）第二章及び第三章
概要	日本国の国民又は日本国の法律に基づいて設立される法人のみが、鉱業権又は租鉱権を保有することができる。

十四	
分野	
小分野	自由職業サービス

産業分類	ＪＳＩＣ　七二一一　法律事務所
留保の種類	市場アクセス（第百六条）
	現地における拠点（第百七条）
政府の段階	中央政府
措置	弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）第三章から第五章まで及び第九章
概要	法律サービスを提供しようとする自然人は、日本国の法令により弁護士としての資格を有しなければならず、その所属する弁護士会の地域内に事務所を設置しなければならない。 法律サービスを提供しようとする企業は、日本国の法令に基づく弁護士法人を設立しなければならない。

十五

分野	自由職業サービス
小分野	ＪＳＩＣ　七二一一　法律事務所
産業分類	市場アクセス（第百六条）
留保の種類	現地における拠点（第百七条）
政府の段階	中央政府
措置	外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第二章及び第四章
概要	外国法に関する法的な助言サービスを提供しようとする自然人は、日本国の法令により外国法事務弁護士としての資格を有しなければならず、その所属する弁護士会の地域内に事務所を設置しなければならない。 日本国の法令に基づく外国法事務弁護士は、一年のうち百八十日以上日本国内に滞在しなければならない。

十六

分野	自由職業サービス
小分野	ＪＳＩＣ　七二一二　特許事務所
産業分類	市場アクセス（第百六条）
留保の種類	現地における拠点（第百七条）
政府の段階	中央政府
措置	弁理士法（平成十二年法律第四十九号）第三章、第六章及び第八章
概要	弁理士サービスを提供しようとする自然人は、日本国の法令により弁理士としての資格を有しなければならない。 弁理士サービスを提供しようとする企業は、日本国の法令に基づく特許業務法人を設立しなければならない。

十七

分野	自由職業サービス
小分野	ＪＳＩＣ　七二二一　公証人役場、司法書士事務所
産業分類	市場アクセス（第百六条）
留保の種類	現地における拠点（第百七条）
政府の段階	中央政府
措置	公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第二章及び第三章
概要	日本国の国民のみが、日本国内において公証人に任命されることができる。 公証人は、法務大臣が指定する場所に事務所を設置しなければならない。

十八

分野	自由職業サービス
小分野	ＪＳＩＣ　七二二一　公証人役場、司法書士事務所
産業分類	市場アクセス（第百六条）
留保の種類	現地における拠点（第百七条）
政府の段階	中央政府
措置	司法書士法（昭和二十五年法律第百九十七号）第三章から第五章まで、第七章及び第十章
概要	司法書士サービスを提供しようとする自然人は、日本国の法令により司法書士としての資格を有しなければならず、その所属する司法書士会の地域内に事務所を設置しなければならない。 司法書士サービスを提供しようとする企業は、日本国の法令に基づく司法書士法人を設立しなければならない。

十九

分野	自由職業サービス
小分野	ＪＳＩＣ　七二四一　公認会計士事務所
産業分類	市場アクセス（第百六条）
留保の種類	現地における拠点（第百七条）
政府の段階	中央政府
措置	公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）第三章、第五章の二及び第七章
概要	公認会計士サービスを提供しようとする自然人は、日本国の法令により公認会計士としての資格を有しなければならない。 公認会計士サービスを提供しようとする企業は、日本国の法令に基づく監査法人を設立しなければならない。

二十

分野	自由職業サービス
小分野	ＪＳＩＣ　七二四二　税理士事務所
産業分類	市場アクセス（第百六条）
留保の種類	現地における拠点（第百七条）
政府の段階	中央政府
措置	税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）第三章、第四章及び第五章の二から第七章まで 税理士法施行規則（昭和二十六年大蔵省令第五十五号）
概要	税理士サービスを提供しようとする自然人は、日本国の法令により税理士としての資格を有しな

	ければならず、その所属する税理士会の地域内に事務所を設置しなければならない。 税理士サービスを提供しようとする企業は、日本国の法令に基づく税理士法人を設立しなければならない。
二十一 分野 小分野 産業分類 留保の種類 政府の段階 措置 概要	自由職業サービス ＪＳＩＣ　七二三一　行政書士事務所 ＪＳＩＣ　七二九四　不動産鑑定業 ＪＳＩＣ・七二九九　他に分類されない専門サービス業 ＪＳＩＣ　七四二一　建築設計業 市場アクセス（第百六条） 現地における拠点（第百七条） 中央政府 建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第一章、第二章及び第六章 日本国の法令に基づく資格を有する建築士又はこれを使用する者が、他人の求めに応じ報酬を得て、設計、工事監理、建築工事契約に関する事務、建築工事の指導監督、建築物に関する調査若しくは鑑定又は建築に関する法令に基づく手続の代理を行うことを業としようとする場合には、日本国内に事務所を設置しなければならない。
二十二 分野	自由職業サービス
	行政書士サービスを提供しようとする企業は、日本国の法令に基づく行政書士法人を設立しなければならない。
二十四 分野 小分野 産業分類 留保の種類 政府の段階 措置 概要	自由職業サービス ＪＳＩＣ　七二九九　他に分類されない専門サービス業 市場アクセス（第百六条） 中央政府 海事代理士法（昭和二十六年法律第三十二号）第十七条 海事代理士サービスは、日本国の法令により海事代理士としての資格を有する自然人が提供しなければならない。
二十五 分野 小分野 産業分類 留保の種類 政府の段階 措置 概要	自由職業サービス ＪＳＩＣ　七二二二　土地家屋調査士事務所 市場アクセス（第百六条） 現地における拠点（第百七条） 中央政府 土地家屋調査士法（昭和二十五年法律第二百二十八号）第三章から第五章まで、第七章及び第十章 土地家屋調査士サービスを提供しようとする自然人は、日本国の法令により土地家屋調査士としての資格を有しなければならず、その所属する土地家屋調査士会の地域内に事務所を設置しなければならない。 土地家屋調査士サービスを提供しようとする企業は、日本国の法令に基づく土地家屋調査士法人を設立しなければならない。
二十六 分野 小分野 産業分類 留保の種類 政府の段階 措置 概要	不動産業 ＪＳＩＣ　六八一一　建物売買業 ＪＳＩＣ　六八一二　土地売買業 ＪＳＩＣ　六八二一　不動産代理業・仲介業 ＪＳＩＣ　六九四一　不動産管理業 市場アクセス（第百六条） 現地における拠点（第百七条） 中央政府 宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）第二章 不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第二章 マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成十二年法律第百四十九号）第三章 1　宅地建物取引業を営もうとする者は、日本国内に事務所を設置し、国土交通大臣又はその事務所の所在地を管轄する都道府県知事の免許を受けなければならない。 2　不動産特定共同事業を営もうとする者は、日本国内に事務所を設置し、主務大臣又はその事務
二十三 分野 小分野 産業分類 留保の種類 政府の段階 措置 概要	自由職業サービス ＪＳＩＣ　七二三一　行政書士事務所 市場アクセス（第百六条） 現地における拠点（第百七条） 中央政府 行政書士法（昭和二十六年法律第四号）第三章から第五章まで及び第八章 行政書士サービスを提供しようとする自然人は、日本国の法令により行政書士としての資格を有しなければならず、その所属する行政書士会の地域内に事務所を設置しなければならない。
小分野 産業分類 留保の種類 政府の段階 措置 概要	ＪＳＩＣ　七二五一　社会保険労務士事務所 市場アクセス（第百六条） 現地における拠点（第百七条） 中央政府 社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）第二章の二及び第四章の二から第五章まで 社会保険労務士サービスを提供しようとする自然人は、日本国の法令により社会保険労務士としての資格を有しなければならず、日本国内に事務所を設置しなければならない。 社会保険労務士サービスを提供しようとする企業は、日本国の法令に基づく社会保険労務士法人を設立しなければならない。

	所の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。 3　マンション管理業を営もうとする者は、日本国内に事務所を設置し、国土交通省に備える登録簿に登録を受けなければならない。
二十七	
分野	不動産鑑定業
小分野	
産業分類	ＪＳＩＣ　七二九四　不動産鑑定業
留保の種類	市場アクセス（第百六条）
	現地における拠点（第百七条）
政府の段階	中央政府
措置	不動産の鑑定評価に関する法律（昭和三十八年法律第百五十二号）第三章
概要	不動産鑑定業を営もうとする者は、日本国内に事務所を設置し、国土交通省又はその事務所の所在地を管轄する都道府県に備える登録簿に登録を受けなければならない。
二十八	
分野	船員
小分野	
産業分類	ＪＳＩＣ　〇三一　海面漁業 ＪＳＩＣ　四五一　外航海運業 ＪＳＩＣ　四五二　沿海海運業
留保の種類	内国民待遇（第百四条）
	市場アクセス（第百六条）
政府の段階	中央政府
措置	船員法（昭和二十二年法律第百号）第四章
	運輸省海上技術安全局船員部長通達（平成二年第百十五号）
	運輸省海上技術安全局船員部長通達（平成二年第三百二十七号）
	国土交通省海事局長通達（平成十六年第百五十三号）
概要	日本国の企業により雇用された外国人は、関連の通達に掲げる船員を除くほか、日本国を旗国とする船舶において働くことはできない。
二十九	
分野	職業上の安全及び衛生に関連するサービス
小分野	
産業分類	ＪＳＩＣ　七二九九　他に分類されない専門サービス業 ＪＳＩＣ　七四四一　商品検査業 ＪＳＩＣ　七四五二　環境計量証明業 ＪＳＩＣ　八二二二　職業訓練施設
留保の種類	市場アクセス（第百六条）
	現地における拠点（第百七条）
政府の段階	中央政府
措置	労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第五章及び第八章
	労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（昭和四十七年労働省令第四十四号）
	作業環境測定法（昭和五十年法律第二十八号）第二章及び第三章
	作業環境測定法施行規則（昭和五十年労働省令第二十号）
概要	作業機械の検査及び検定のサービス、職業上の安全及び衛生に関連する技能講習等のサービス又は作業環境測定サービスを提供しようとする者は、日本国内に居住し、又は事務所を設置し、かつ、厚生労働大臣又は都道府県労働局長の登録を受けなければならない。
三十	
分野	測量業
小分野	
産業分類	ＪＳＩＣ　七四二二　測量業
留保の種類	市場アクセス（第百六条）
	現地における拠点（第百七条）
政府の段階	中央政府
措置	測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第六章
概要	測量業を営もうとする者は、日本国内に営業所を設置し、国土交通大臣の登録を受けなければならない。
三十一	
分野	運輸業
小分野	航空運輸業
産業分類	ＪＳＩＣ　四六〇〇　主として管理事務を行う本社等
	内国民待遇（第百四条）
留保の種類	市場アクセス（第百六条）
政府の段階	中央政府
措置	航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第七章及び第八章
概要	1　航空機使用業を営むための国土交通大臣の許可は、これを申請する次の自然人又は団体には与えられない。 (a)　日本国の国籍を有しない自然人 (b)　外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるもの (c)　外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体 (d)　(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により代表される法人、役員の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により構成される法人又は議決権の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により所有される法人 航空機使用事業者が(a)から(d)までに掲げる自然人又は団体に該当するに至ったときは、この許可は、効力を失う。許可を受けるためのこれらの条件は、航空機使用事業者を実質的に支配する持株会社等についても適用する。 2　外国の国籍を有する航空機は、日本国内の各地間において航空の用に供してはならない。
三十二	
分野	運輸業
小分野	航空運輸業（航空機登録原簿への航空機の登録）

産業分類	
留保の種類	市場アクセス（第百六条）
政府の段階	中央政府
措置	
概要	1　次の自然人又は団体が所有する航空機の航空機登録原簿への登録は、認められない。 (a)　日本国の国籍を有しない自然人 (b)　外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるもの (c)　外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体 (d)　(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により代表される法人、役員の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により構成される法人又は議決権の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により所有される法人 2　外国の国籍を有する航空機の航空機登録原簿への登録は、認められない。

三十三	
分野	運輸業
小分野	通関業
産業分類	ＪＳＩＣ　四八九九　他に分類されない運輸に附帯するサービス業
留保の種類	市場アクセス（第百六条）
	現地における拠点（第百七条）
政府の段階	中央政府
措置	通関業法（昭和四十二年法律第百二十二号）第二章
概要	通関業を営もうとする者は、日本国内に営業所を設置し、その業に従事しようとする地を管轄する税関長の許可を受けなければならない。

三十四	
分野	運輸業
小分野	貨物利用運送事業（航空運送を利用する貨物利用運送事業を除く。）
産業分類	ＪＳＩＣ　四四四一　集配利用運送業
	ＪＳＩＣ　四八二一　利用運送業（集配利用運送業を除く。）
留保の種類	内国民待遇（第百四条）
	最恵国待遇（第百五条）
	市場アクセス（第百六条）
	現地における拠点（第百七条）
政府の段階	中央政府
措置	貨物利用運送事業法（平成元年法律第八十二号）第二章から第四章まで
	貨物利用運送事業法施行規則（平成二年運輸省令第二十号）
概要	1　次の自然人又は団体は、外航海運を利用する貨物利用運送事業を営むためには、国土交通大臣の登録、許可又は認可を受けなければならない。この登録は、相互主義に基づいて行われ、また、この許可又は認可は、相互主義に基づいて与えられる。 (a)　日本国の国籍を有しない自然人 (b)　外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるもの (c)　外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体 (d)　(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により代表される法人、役員の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により構成される法人又は議決権の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により所有される法人 2　貨物利用運送事業を営もうとする者は、日本国内に事務所を設置し、国土交通大臣の登録、許可又は認可を受けなければならない。

二十五	
分野	運輸業
小分野	道路運送業
産業分類	ＪＳＩＣ　四三一一　一般乗合旅客自動車運送業
	ＪＳＩＣ　四三一二　一般乗用旅客自動車運送業
	ＪＳＩＣ　四三三一　一般貸切旅客自動車運送業
	ＪＳＩＣ　四三九一　特定旅客自動車運送業
	ＪＳＩＣ　四四一一　一般貨物自動車運送業
	ＪＳＩＣ　四四一二　特定貨物自動車運送業
	ＪＳＩＣ　四四一三　貨物軽自動車運送業
留保の種類	市場アクセス（第百六条）
	現地における拠点（第百七条）
政府の段階	中央政府
措置	道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第二章
	貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第二章

三十六	
分野	運輸業
小分野	運輸に附帯するサービス業
産業分類	ＪＳＩＣ　四八五二　道路運送固定施設業
留保の種類	市場アクセス（第百六条）
概要	1　道路旅客運送事業又は道路貨物運送事業を営もうとする者は、日本国内に営業所を設置し、国土交通大臣の許可を受けなければならない。 2　一般乗用旅客自動車運送業に関しては、国土交通大臣が「緊急調整地域」として指定した指定地域を含む地域においては、国土交通大臣は、当該事業を営もうとする者に許可を与えないことができ、また、当該事業を営んでいる者は、当該事業の事業計画の変更をすることができない。「緊急調整地域」は、国土交通大臣が、当該地域における一般乗用旅客自動車運送業の供給輸送力が現行の事業の実施が困難となる程度までに輸送需要量に対して著しく過剰となっていると認める場合に指定される。 3　一般貨物自動車運送業又は特定貨物自動車運送業に関しては、国土交通大臣が「緊急調整地域」として指定した指定地域を含む地域においては、国土交通大臣は、当該事業を営もうとする者に許可を与えないことができ、また、当該事業を営んでいる者は、当該事業の事業計画の変更をすることができない。「緊急調整地域」は、国土交通大臣が、当該地域における一般貨物自動車運送業又は特定貨物自動車運送業の供給輸送力が現行の事業の実施が困難となる程度までに輸送需要量に対して著しく過剰となっていると認める場合に指定される。

	政府の段階	中央政府
	措置	道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第四章
	概要	自動車道事業を営もうとする者は、国土交通大臣の免許を受けなければならない。免許の発給は、該当する一般自動車道の規模が、該当する地区における交通需要の量及び性質に適合するものであるかどうかといった経済上の需要を考慮しなければならない。
三十七	分野	運輸業
	小分野	運輸に附帯するサービス業
	産業分類	
	留保の種類	内国民待遇（第百四条）
		市場アクセス（第百六条）
		現地における拠点（第百七条）
	政府の段階	中央政府
	措置	水先法（昭和二十四年法律第百二十一号）第二章から第四章まで
	概要	日本国の国民のみが、日本国内において水先人になることができる。 同一の水先区において船舶を誘導する水先人は、水先人会を設立しなければならない。
三十八	分野	運輸業
	小分野	水運業
	産業分類	JSIC　四五一　外航海運業
	留保の種類	内国民待遇（第百四条）
		最恵国待遇（第百五条）
		市場アクセス（第百六条）
	政府の段階	中央政府
	措置	外国等による本邦外航船舶運航事業者に対する不利益な取扱いに対する特別措置に関する法律（昭和五十二年法律第六十号）
	概要	ペルーにより日本国の外航船舶運航事業者が差別的な取扱いを受けている場合には、ペルーの外航船舶運航事業者は、日本国内の港への寄港及び日本国内における貨物の積込み又は取卸しを制限され、又は禁止される。
三十九	分野	運輸業
	小分野	水運業
	産業分類	
	留保の種類	内国民待遇（第百四条）
		最恵国待遇（第百五条）
		市場アクセス（第百六条）
	政府の段階	中央政府
	措置	船舶法（明治三十二年法律第四十六号）第三条
	概要	日本国の法令又は日本国が締結している国際協定に別段の定めがある場合を除くほか、日本国を旗国としない船舶は、日本国内の不開港場への寄港及び日本国内の港の間の貨物又は旅客の運送を行ってはならない。
四十	分野	技能検定
	小分野	
	産業分類	
	留保の種類	市場アクセス（第百六条）
		現地における拠点（第百七条）
	政府の段階	中央政府
	措置	職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第五章
	概要	労働者の技能検定試験に関する業務を行おうとする企業は、日本国内に事務所を設置し、厚生労働大臣の指定を受けなければならない。
四十一	分野	卸売業及び小売業
	小分野	家畜
	産業分類	JSIC　五二一九　その他の農畜産物・水産物卸売業
	留保の種類	現地における拠点（第百七条）
	政府の段階	中央政府
	措置	家畜商法（昭和二十四年法律第二百八号）第三条
	概要	家畜の取引の事業を営もうとする者は、日本国内に住所を有しなければならず、その住所地を管轄する都道府県知事の免許を受けなければならない。この場合において、「家畜の取引」とは、家畜の売買若しくは交換又はそのあっせんをいう。

（第二編は、スペイン語及び英語により作成され、この附属書の不可分の一部を成す。）

附属書六（第七章関係）

第一編　日本国の表

1　この表は、日本国が次のいずれかの規定により課される義務に適合しない現行の措置を維持し、又は新たな若しくは一層制限的な措置を採用することができる特定の分野、小分野又は活動に関する留保について、第百八条2の規定に従って記載するものである。

(a)　第百四条
(b)　第百五条
(c)　第百六条
(d)　第百七条

2　この表に掲げる留保には、次の事項を記載する。

(a)　分野。「分野」には、留保の対象となる一般的な分野を示す。
(b)　小分野。「小分野」には、留保の対象となる個別の分野を示す。
(c)　産業分類。「産業分類」には、留保の対象となる活動であって、該当する国内産業分類又は国際産業分類の下で行われるものを、透明性の観点からのみ示す。
(d)　留保の種類。「留保の種類」には、1に規定する義務であって留保の対象となるものを特定する。
(e)　概要。「概要」には、留保の対象となる分野、小分野又は活動の範囲を記載する。
(f)　現行の措置。「現行の措置」には、留保の対象となる分野、小分野又は活動について適用する現行の措置を、透明性の観点から明示する。

3　留保の解釈に当たっては、当該留保に関する全ての事項を考慮する。「概要」がその他の全ての事項に優先する。

4　金融サービスについては、

(a)　日本国は、附属書七第八条1の文脈における信用秩序の維持を理由として、業務上の拠点の法的な形態に対する差別的でない制限のような措置をとることを妨げられない。日本国は、同様の理由により、新たな金融サービスの市場への進出に対する差別的でない制限（このような信用秩序の維持の目的を達成するための規制の枠組みに合致するもの）を課することを妨げられない。このことの関連において、証券会社は、日本国の関係法律に定義する有価証券を取り扱うことを認められ、及び銀行は、当該関係法律に従って認められる場合を除くほか、当該有価証券を取り扱うことを認められない。
(b)　サービス提供者が積極的な勧誘を行うことなくペルーの区域内において日本国内のサービス消費者に提供するサービスについては、第百二条1(d)(ii)の規定に基づいて提供するサービスであると認める。

5　第百六条の規定に基づく義務に影響を及ぼす周波数のスペクトルの利用可能性に関する法令については、特定の約束に係る表への記載のための指針（二千一年三月二十八日付けの世界貿易機関文書S／L／第九十二号）の別添六を考慮して、この表には含まれない。

6　この編の規定の適用上、

(a)　「JSIC」とは、総務省統計局が作成し、二千七年十一月六日に改定した日本標準産業分類の番号をいう。
(b)　「CPC」とは、暫定的な中央生産物分類（統計文書M第七十七号、国際連合国際経済社会局統計部、ニューヨーク、千九百九十一年）をいう。

一	分野 小分野 産業分類 留保の種類 概要	全ての分野 最恵国待遇（第百五条） 1　日本国は、この協定の効力発生の日において効力を有し、又はこの協定の効力発生の日の前に署名された全ての二国間又は多数国間の協定に基づき各国に対し異なる待遇を与える措置を採用し、又は維持する権利を留保する。 2　日本国は、1に規定する協定以外の全ての二国間又は多数国間の協定に基づき各国に対し異なる待遇を与える措置であって、次のいずれかの事項に関係するものを採用し、又は維持する権利を留保する。 (a)　航空 (b)　漁業 (c)　海事（海難救助を含む。） 注　海事には、湖及び河川における運輸業を含む。
二	分野 小分野 産業分類 留保の種類 現行の措置	全ての分野 内国民待遇（第百四条）

	市場アクセス（第百六条）
	現地における拠点（第百七条）
概要	日本国は、指定された企業又は政府機関（以下「企業等」という。）にのみ認められている日本国内における電信サービス、郵便サービス及び公営競技等に係るサービスの提供並びに貨幣の販売に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。 指定された企業等にのみ認められている日本国内における電信サービス、郵便サービス及び公営競技等に係るサービスの提供並びに貨幣の販売がこれらの指定された企業等以外の企業等に対して自由化される場合又はこれらの指定された企業等が非商業的な原則に基づいて運営されなくなる場合には、日本国は、これらの活動に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。
現行の措置	電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）附則第五条 郵便法（昭和二十二年法律第百六十五号）第二条 競馬法（昭和二十三年法律第百五十八号）第一条 モーターボート競走法（昭和二十六年法律第二百四十二号）第二条 自転車競技法（昭和二十三年法律第二百九号）第一条 小型自動車競走法（昭和二十五年法律第二百八号）第三条 当せん金付証票法（昭和二十三年法律第百四十四号）第四条 通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律（昭和六十二年法律第四十二号）第十条

三

分野	
小分野	
	全ての分野（新たなサービス）

産業分類	
留保の種類	内国民待遇（第百四条） 最恵国待遇（第百五条） 市場アクセス（第百六条） 現地における拠点（第百七条）
概要	日本国は、この協定の効力発生時の状況の下で日本国政府が認識していたか、又は認識し得たサービス以外の新たなサービスに関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。 この協定の効力発生時にＪＳＩＣ又はＣＰＣにおいて明示的かつ具体的な記述により分類されているサービスは、その時点で日本国政府が認識し得たものとする。 日本国は、この協定の効力発生時には技術的に提供可能でなかったあらゆる態様でのサービスの提供に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。 この留保は、附属書七第三条については、適用しない。

四

分野	全ての分野
小分野	
産業分類	
留保の種類	内国民待遇（第百四条）
概要	日本国は、日本国政府又は日本国の公的機関が直接又は間接に研究及び開発に提供する財政上その他の方法による拠出金を含む研究及び開発に係る補助金に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。
現行の措置	

五

分野	航空宇宙産業
小分野	航空機産業に関連する機械の修理
産業分類	
留保の種類	内国民待遇（第百四条） 市場アクセス（第百六条） 現地における拠点（第百七条）
概要	日本国は、サービス貿易一般協定に基づく約束に反しない限りにおいて、この小分野に係るサービスの提供に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。
現行の措置	航空機製造事業法（昭和二十七年法律第二百三十七号）第二条から第五条まで 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第三十条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第五条

六

分野	航空宇宙産業
小分野	衛星及びロケットに関連する機械の修理
産業分類	
留保の種類	内国民待遇（第百四条） 市場アクセス（第百六条）
	現地における拠点（第百七条）
概要	日本国は、この小分野に係るサービスの提供に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。
現行の措置	外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第三十条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第五条

七

分野	武器・火薬産業
小分野	武器・火薬産業に関連する機械の修理
産業分類	
留保の種類	内国民待遇（第百四条） 市場アクセス（第百六条） 現地における拠点（第百七条）
概要	日本国は、この小分野に係るサービスの提供に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。
現行の措置	武器等製造法（昭和二十八年法律第百四十五号）第三条及び第五条 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第三十条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第五条

八

分野	事業サービス
小分野	労働者派遣業

産業分類	ＪＳＩＣ　九一二一　労働者派遣業
留保の種類	市場アクセス（第百六条）
概要	日本国は、労働者派遣業の提供に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。
現行の措置	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第二章

九	
分野	教育、学習支援業
小分野	初等及び中等教育サービス
産業分類	ＪＳＩＣ　八一一　幼稚園 ＪＳＩＣ　八一二　小学校 ＪＳＩＣ　八一三　中学校 ＪＳＩＣ　八一四　高等学校、中等教育学校 ＪＳＩＣ　八一五　特別支援学校
留保の種類	内国民待遇（第百四条） 市場アクセス（第百六条）
概要	日本国は、初等及び中等教育サービスの提供に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。
現行の措置	教育基本法（平成十八年法律第百二十号）第六条 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第二条 私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条

十	
分野	エネルギー産業
小分野	原子力に関連する機械の修理
産業分類	ＪＳＩＣ　九〇一一　一般機械修理業（建設・鉱山機械を除く。）
	注　ＪＳＩＣ九〇一一の下での活動のうち留保の対象となる活動は、原子力産業に関連するものに限られる。
留保の種類	内国民待遇（第百四条） 最恵国待遇（第百五条） 市場アクセス（第百六条）
概要	現地における拠点（第百七条） 日本国は、この小分野に係るサービスの提供に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。
現行の措置	外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第三十条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第五条

十一	
分野	エネルギー産業
小分野	エネルギー流通に付随するサービス（報酬を受け、又は契約に基づいて行う電気の託送サービス）
産業分類	ＪＳＩＣ　三三〇　管理、補助的経済活動を行う事業所 ＪＳＩＣ　三三一　電気業

留保の種類	内国民待遇（第百四条） 最恵国待遇（第百五条） 市場アクセス（第百六条）
概要	現地における拠点（第百七条） 日本国は、この小分野に係るサービスの提供に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。
現行の措置	電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第三条及び第五条

十二	
分野	エネルギー産業
小分野	特定放射性廃棄物の最終処分サービス
産業分類	ＪＳＩＣ　八八九九　他に分類されない廃棄物処理業
留保の種類	最恵国待遇（第百五条） 市場アクセス（第百六条）
概要	現地における拠点（第百七条） 日本国は、この小分野に係るサービスの提供に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。
現行の措置	特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律（平成十二年法律第百十七号）第五章

十三	
分野	エネルギー産業
小分野	報酬を受け、又は契約に基づいて行う天然ガスの輸送サービス
産業分類	ＪＳＩＣ　三四〇　管理、補助的経済活動を行う事業所 ＪＳＩＣ　三四一一　ガス製造工場 ＪＳＩＣ　三四一二　ガス供給所
留保の種類	内国民待遇（第百四条） 最恵国待遇（第百五条） 市場アクセス（第百六条）
概要	現地における拠点（第百七条） 日本国は、この小分野に係るサービスの提供に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。
現行の措置	ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第三条及び第五条

十四	
分野	金融サービス
小分野	銀行サービスその他の金融サービス（保険を除く。）
産業分類	
留保の種類	内国民待遇（第百四条） 市場アクセス（第百六条）
概要	現地における拠点（第百七条） 日本国は、次の事項を除き、銀行サービスその他の金融サービスに関して第百二条1(d)(i)に定義する国境を越えるサービスの貿易に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。 (a)　日本国内の金融機関その他の団体であって日本国の関係法令に定めるものを相手方とする証

	(b) 投資信託の受益証券及び投資証券の日本国内の証券会社を通じた販売 注 勧誘は、日本国内の証券会社によって行われなければならない。 (c) 附属書七第二条1(a)(ii)(K)に規定する金融情報の提供及び移転並びに金融データの処理並びに同条1(a)(ii)(L)に規定する銀行サービスその他の金融サービスについての助言その他の補助的な金融サービス（仲介を除く。）
現行の措置	日本国は、附属書七第二条1(a)(ii)(A)から(L)までに規定するサービスを除き、銀行サービスその他の金融サービスに関して第百二条1(d)(ii)に定義する国境を越えるサービスの貿易に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二十九条、第二十九条の二及び第六十一条

十五	
分野	金融サービス
小分野	保険及び保険関連のサービス
産業分類	
留保の種類	内国民待遇（第百四条）
	市場アクセス（第百六条）
概要	現地における拠点（第百七条） 日本国は、ペルー内において設立されたペルーの金融サービス提供者が提供する次のサービス（本人として、仲介により又は仲介者として提供するかどうかを問わない。）を除き、保険及び保険関連のサービスに関して第百二条1(d)(i)及び(ii)に定義する国境を越えるサービスの貿易に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。 (a) 次の事項に関連する危険に対する保険 (i) 海上運送、商業航空並びに宇宙空間への打上げ及び運送貨物（衛星を含む。）。当該保険は、運送される貨物及び貨物を運送する手段並びにこれらのものから生ずる責任のいずれか又は全てを対象とする。 (ii) 国際間の運送中の貨物 (b) 再保険、再々保険及び附属書七第二条1(a)(i)(D)に規定する保険の補助的なサービス 注 保険仲介サービスは、日本国内において提供が認められている保険契約についてのみ提供することができる。
現行の措置	保険業法（平成七年法律第百五号）第百八十五条、第百八十六条、第二百七十五条から第二百七十七条まで、第二百八十六条及び第二百八十七条

十六	
分野	漁業
小分野	領海、内水、排他的経済水域及び大陸棚における漁業
産業分類	JSIC　〇三一　海面漁業 JSIC　〇三二　内水面漁業 JSIC　〇四一　海面養殖業 JSIC　〇四二　内水面養殖業 JSIC　八〇九三　遊漁船業
留保の種類	内国民待遇（第百四条）
概要	最恵国待遇（第百五条）
	市場アクセス（第百六条）
	現地における拠点（第百七条）
現行の措置	日本国は、領海、内水、排他的経済水域及び大陸棚における漁業に係るサービスの提供に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。 この留保の適用上、「漁業」とは、水産資源の採取及び養殖の事業をいい、漁業に関連する次のサービスを含む。 (a) 水産資源の採取を伴わない調査 (b) 集魚 (c) 漁獲物の保蔵及び加工 (d) 漁獲物及びその製品の輸送 (e) 漁業に使用される他の船舶への補給 外国人漁業の規制に関する法律（昭和四十二年法律第六十号）第三条、第四条及び第六条 排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律（平成八年法律第七十六号）第四条から第十二条まで及び第十四条

十七	
分野	情報通信業
小分野	
産業分類	放送業 JSIC　三八〇　管理、補助的経済活動を行う事業所 JSIC　三八一　公共放送業（有線放送業を除く。）
	JSIC　三八二　民間放送業（有線放送業を除く。） JSIC　三八三　有線放送業
留保の種類	内国民待遇（第百四条）
	市場アクセス（第百六条）
概要	現地における拠点（第百七条） 日本国は、放送業に係るサービスの提供に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。
現行の措置	電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第二章 放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第二章及び第五章から第八章まで

十八	
分野	製造業
小分野	
産業分類	航空機産業、火薬産業、武器産業及び航空宇宙産業に付随するサービス
留保の種類	内国民待遇（第百四条）
	市場アクセス（第百六条）
	現地における拠点（第百七条）
概要	日本国は、この小分野に係るサービスの提供に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。
現行の措置	航空機製造事業法（昭和二十七年法律第二百三十七号）第二条から第五条まで 武器等製造法（昭和二十八年法律第百四十五号）第三条及び第五条

十九	
分野	法の執行及び矯正に係るサービス並びに社会事業サービス
小分野	
産業分類	
留保の種類	内国民待遇（第百四条） 最恵国待遇（第百五条） 市場アクセス（第百六条） 現地における拠点（第百七条）
概要	日本国は、法の執行及び矯正に係るサービスの提供に関する措置並びに所得に関する保障又は保険、社会保障又は社会保険、社会福祉、公衆のための訓練、保健、保育等の社会事業サービスの提供に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。
現行の措置	
二十	
分野	警備業
小分野	
産業分類	ＪＳＩＣ　九二三　警備業
留保の種類	内国民待遇（第百四条） 市場アクセス（第百六条） 現地における拠点（第百七条）
概要	日本国は、警備業に係るサービスの提供に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。
現行の措置	警備業法（昭和四十七年法律第百十七号）第四条及び第五条

（第二編は、スペイン語及び英語により作成され、この附属書の不可分の一部を成す。）

附属書七（第七章関係）　金融サービス

第一条　適用範囲

1　この附属書は、第七章（適用範囲及び定義を含む。）及び投資協定の補足規定を定め、金融サービスの貿易に影響を及ぼす締約国の措置について適用する。

2　この附属書の付録は、この附属書第二条2(a)(ii)に規定する活動又はサービスに関するペルーについての特定の例外を定める。

第二条　定義

1　この附属書の適用上、

(a)　「金融サービス」とは、金融の性質を有する全てのサービスであって締約国の金融サービス提供者が提供するものをいう。金融サービスは、全ての保険及び保険関連のサービス並びに全ての銀行サービスその他の金融サービス（保険及び保険関連のサービスを除く。）から成り、次の活動を含む。

(i)　保険及び保険関連のサービス

(A)　元受保険（共同して行う保険を含む。）

(aa)　生命保険

(bb)　生命保険以外の保険

(B)　再保険及び再々保険

(C)　保険仲介業（例えば、保険仲立業、代理店業）

(D)　保険の補助的なサービス（例えば、相談サービス、保険数理サービス、危険評価サービス、請求の処理サービス）

(ii)　銀行サービスその他の金融サービス（保険及び保険関連のサービスを除く。）

(A)　公衆からの預金その他払戻しを要する資金の受入れ

(B)　全ての種類の貸付け（消費者信用、不動産担保貸付け、債権買取り及び商業取引に係る融資を含む。）

(C)　ファイナンス・リース

(D)　全ての支払及び送金のサービス（クレジット・カード、旅行小切手及び銀行小切手を含む。）

(E)　保証

(F)　自らのため又は顧客のために行う次のものの取引（取引所取引、店頭取引その他の方法のいずれで行われるかを問わない。）

(aa)　短期金融市場商品（小切手、手形及び預金証書を含む。）

(bb)　外国為替

(cc)　派生商品（先物及びオプションを含む。）

(dd)　為替及び金利の商品（例えば、スワップ、金利先渡取引の商品）

(ee)　譲渡可能な有価証券

(ff)　その他の譲渡可能な証書及び金融資産（金銀を含む。）

(G)　全ての種類の有価証券の発行への参加（公募で行うか私募で行うかを問わず委託を受けた者として行う引受け及び売付け並びに当該発行に関連するサービスの提供を含む。）

(H)　資金媒介業

(I)　資産運用（例えば、現金又はポートフォリオの運用、全ての形態の集合投資運用、年金基金運用、保管、預託及び信託のサービス）

(J)　金融資産（有価証券、派生商品その他の譲渡可能な証書を含む。）のための決済及び清算のサービス

(K)　他の金融サービスを提供する者による金融情報の提供及び移転、金融データの処理並びに関連ソフトウェアのサービス

(L)　(A)から(K)までに規定する全ての活動についての助言、仲介その他の補助的な金融サービス（信用照会及び分析、投資及びポートフォリオの調査並びにそれらについての助言並びに企業の取得、再編及び戦略についての助言を含む。）

(b)　「金融サービス提供者」とは、金融サービスを提供することを希望し、又は提供している者をいう。ただし、「金融サービス提供者」には、公的機関を含まない。

(c)　「新たな金融サービス」とは、金融の性格を有するサービス（既存の又は新たな商品に関連するサービス及び当該商品が納入される態様を含む。）であって、金融サービス提供者によって一方の締約国の区域内においては提供されていないが他方の締約国の区域内又は世界貿易機関の他の加盟国においては提供されているものをいう。

(d)　「公的機関」とは、次のものをいう。

(i)　締約国の政府、中央銀行若しくは金融当局又は締約国が所有し、若しくは支配する機関であって主として政府の機能の遂行若しくは政府のための活動の実施に従事するもの（主として商業的な条件に基づき金融サービスの提供に従事する機関を除く。）

(ii)　中央銀行又は金融当局が通常遂行する機能を遂行している私的機関。ただし、当該機能を遂行している場合に限る。

(e)　「自主規制団体」とは、金融サービス提供者に対して、自己の又は委任された規制権限又は監督権限を行使する非政府機関（有価証券又は先物の取引所又は市場、清算機関その他の組織又は団体を含む。）をいう。

(f)　「金融サービスの貿易」又は「金融サービスの提供」とは、次のものをいう。

(i)　国境を越える金融サービスの貿易

(ii)　対象投資財産による金融サービスの提供

2(a)　第百一条5の規定の適用上、「政府の権限の行使として提供されるサービス」とは、次の活動又はサービスをいう。

(i)　中央銀行又は金融当局が行う活動及びその他の公的機関が金融政策又は為替政策を遂行するために行う活動

(ii)　社会保障又は公的年金計画に係る法律上の制度の一部を形成する活動又はサービス

(iii)　公的機関が政府の勘定のために若しくは政府の保証の下に又は政府の財源を使用して行うその他の活動

(b)　締約国が自国の金融サービス提供者に対し(a)(ii)又は(iii)に規定するいずれかの活動又はサービスについて公的機関又は他の金融サービス提供者との競争を行うことを認める場合には、第百一条5の規定の適用上、「政府の権限の行使として提供されるサービス」には、当該活動又はサービスを含まない。

(c)　第百一条5に定義する「政府の権限の行使として提供されるサービス」は、この附属書の対象となるサービスについては、適用しない。

第三条　新たな金融サービス

一方の締約国は、自国の区域内に設立された他方の締約国の金融サービス提供者に対し、自国の区域内において新たな金融サービスを提供することを許可する。もっとも、この附属書は、一方の締約国が、自国の法律において特に認められていない新たな金融サービスの提供を許可するため、行政機関、規制団体又は中央銀行に対し、命令を発出し、又は規制を制定するよう要求することを妨げるものではない。

注釈　第百六条(e)の規定にかかわらず、締約国は、この附属書第八条1の規定の範囲内での信用秩序の維持のため、新たな金融サービスを提供することができる制度上の及び法的な形態を決定し、並びに当該新たな金融サービスの提供について許可を要求することができる。

第四条　支払及び清算の制度

一方の締約国は、内国民待遇を確保しつつ、自国の区域内に設立された他方の締約国の金融サービス提供者に対し、公的機関が運用する支払及び清算の制度並びに通常の業務において利用可能な公的な資金供与及びリファイナンスの制度の利用を認める。この条の規定は、一方の締約国の最終的な決済手段の貸手の利用を認めることを意図するものではない。

第五条　自主規制団体

一方の締約国は、次のいずれかに該当する場合には、自主規制団体が自国の区域内に居住している他方の締約国の金融サービス提供者に対して内国民待遇を与えることを確保する。

(a)　一方の締約国が、他方の締約国の金融サービス提供者に対し、自国の金融サービス提供者と平等に金融サービスを提供するための条件として、当該自主規制団体の構成員となり、当該自主規制団体に参加し、又は当該自主規制団体を利用することを要求している場合

(b)　一方の締約国が、金融サービスの提供に当たり、当該自主規制団体に対して直接又は間接に特権又は利益を与えている場合

第六条　透明性

1　各締約国は、金融サービスに対する規制の透明性を促進する。したがって、両締約国は、適当な場合には、客観的な、かつ、透明性のある規制に関する手続を各締約国において実施するために協議することを約束する。この場合において、両締約国は、次の事項を考慮する。

(a)　両締約国がサービス貿易一般協定の下で及び金融サービスの貿易に関連するその他の場において行う作業

(b)　規制の透明性、特定可能な政策目的及び明確な、かつ、一貫して適用される規制に関する手続（通知され、又はその他の方法により公に利用可能なものに限る。）の重要性

2　各締約国の権限のある当局は、要請があった場合には、実行可能な範囲内で、金融サービスの貿易に関連する申請を完了させるための要件及び手続を利害関係者に利用可能なものとする。

3　金融サービスの提供に免許が必要とされる場合には、締約国の権限のある当局は、当該免許を得るための要件及び手続を公に利用可能なものとする。当該締約国の免許に係る法令に基づいて要件を満たしていると認める申請に関する決定を行うために通常必要とされる期間については、次のいずれかでなければならない。

(a)　申請者の要請があった場合には利用可能であること。

(b)　公に利用可能であること。

(c)　(a)及び(b)に規定する方法の組合せにより利用可能であること。

4　各締約国は、第五条の規定にかかわらず、この附属書の対象となる事項に関連する一般に適用される規則であって自国において採用するもの及び当該規則の目的を実行可能な範囲内で事前に公表する。

注釈　締約国は、この4に規定する規則を事前に公表する場合には、電磁的その他の方法により、利害関係者及び他方の締約国が意見を送付することができる宛先を提供する。

5　各締約国は、一般に適用される規約であって自国の自主規制団体によって採用され、又は維持されるものを、利害関係者が知ることができるような方法で、速やかに公表し、又は公に利用可能となることを確保するよう努める。

第七条　迅速な申請手続

1　一方の締約国の権限のある当局は、他方の締約国の金融サービス提供者が提出する金融サービスの提供に関連する申請を不当に遅滞することなく審査する。

2　締約国の権限のある当局は、申請を審査するために申請者から追加の情報を得る必要がある場合には、不当に遅滞することなく、申請を審査するために満たすべき要件を当該申請者に通知する。

3　締約国の権限のある当局は、申請を拒否する場合には、申請者の要請に応じ、実行可能な範囲内で拒否の理由を当該申請者に通知する。

4　金融サービスの提供に免許が必要とされる場合において、免許を与えるに当たって適用される要件が満

たされているときは、締約国の権限のある当局は、申請の提出が当該締約国の法令に定める要件を満たしていると認めた後、原則として六箇月以内に免許を与える。六箇月以内に免許を与えるか否かについて決定を行うことが実現不可能な場合には、当該権限のある当局は、その後の合理的な期間内に当該決定を行うよう努める。

第八条　例外規定

1　第七章から第九章まで及び投資協定のいかなる規定にもかかわらず、締約国は、信用秩序の維持のための措置を採用し、又は維持することを妨げられない。当該措置には、次のものを含む。

(a)　投資家、預金者、保険契約者又は信託上の義務を金融サービス提供者が負う者を保護するための措置

(b)　当該締約国の金融体系の健全性及び安定性を確保するための措置

2　当該措置については、第七章から第九章までの規定及び投資協定に適合しない場合には、これらの規定に基づく当該締約国の義務を回避するための手段として用いてはならない。

第九条　効果的なかつ透明性のある規制

1　各締約国は、バーゼル銀行監督委員会の「実効的な銀行監督のためのコアとなる諸原則」、保険監督者国際機構の基準及び原則並びに証券監督者国際機構の「証券規制の目的と原則」が自国の区域内において実施され、かつ、適用されることを確保するために最善の努力を払う。

2　この協定のいかなる規定も、締約国に対し、個々の顧客に関する事項及び勘定に関連する情報、公的機関が所有する秘密の情報又は公的機関が専有する情報の開示を要求するものと解してはならない。

第十条　信用秩序の維持のための措置の承認

一方の締約国が、金融サービスに関連する自国の措置の適用方法を決定するに当たり、協定又は取決めにより、国際規制機関の構成国を含む第三国の信用秩序の維持のための措置を承認する場合には、他方の締約国に対し、同様の規制及び監督が存在し、当該規制が同様に実施され、並びに適当なときは当該協定又は取決めの当事者間の情報の共有に関する手続と同様の手続が存在することが可能な状況の下で、当該協定若しくは取決めへの他方の締約国の加入について交渉し、又は当該協定若しくは取決めと同等の協定若しくは取決めについて交渉するための機会を十分に与える。一方の締約国は、承認を自主的に与える場合には、他方の締約国に対し、当該状況が存在するか否かについて意見を表明するための機会を十分に与える。

第十一条　情報の移転及び処理

いずれの一方の締約国も、電磁的手段によるデータの移転を含む情報の移転若しくは金融情報の処理又は機器の移転が他方の締約国の金融サービス提供者による通常の業務の遂行にとって必要である場合には、自国の区域内又は区域外への当該情報の移転又は当該金融情報の処理を妨げる措置をとってはならず、また、国際協定に適合する輸入規則に基づく場合を除くほか、当該機器の移転を妨げる措置をとってはならない。この条の規定は、個人の情報、私生活並びに個人の記録及び勘定の秘密を保護する締約国の権利を制限するものではない。ただし、当該権利が第七章の規定又は投資協定（それらの附属書を含む。）を回避するために行使されないことを条件とする。

注釈　ペルーは、金融サービス提供者がデータ処理の相当数を海外に委託しようとする場合には、当該金融サービス提供者に対し、関連する規制団体の事前の許可を書面によって得ることを要求する。

第十二条　紛争解決

信用秩序の維持の問題その他の金融の問題に関する紛争について第二百九条の規定に基づいて設置される仲裁裁判所は、紛争の対象となっている特定の金融サービスに関して必要な専門知識を有するものとする。

付録　ペルーの特定の例外

1　第七章の規定及びこの附属書は、締約国が自国の金融サービス提供者に対し、公的機関又は他の金融サービス提供者と競争してこの附属書第二条2(a)(ii)に規定する活動又はサービスを提供することを認める限りにおいて、当該締約国が採用し、又は維持する措置であって当該活動又はサービスに関連するものについて適用する。ペルーについては、次のいずれかの場合には、第七章の規定及びこの附属書は、当該措置については、適用しない。

(a)　当該活動又はサービスの提供が政府、公的機関又は特定の金融サービス提供者に留保されており、かつ、当該活動又はサービスが他の金融サービス提供者との間で競争が行われることなく提供される場合

(b)　当該活動又はサービス（当該活動又はサービスの提供が政府、公的機関又は特定の金融サービス提供者に留保されているものに限る。）についての保険料に関連する場合

2　この附属書第二条2(a)(ii)に規定する活動又はサービスに関し、ペルーは次のことを行うことができる。

(a)　一部又は全ての活動又はサービスを提供するために、法令上又は事実上、独占企業を指定すること

（一の金融サービス提供者を指定することを含む。）。

(b)　社会保障又は公的年金の加入者に対し、関連する保険料の全て又は一部を機関であって、政府、公的機関又は指定された独占企業以外のものの管理の下に置くことを許可し、又は要求すること。

(c)　社会保障又は公的年金の一部又は全ての加入者が、機関であって、政府、公的機関又は指定された独占企業以外のものによって提供される特定の活動又はサービスを選択することを、恒久的又は暫定的に妨げること。

(d)　一部又は全ての活動又はサービスがペルーの区域内に所在する金融サービス提供者によって提供されることを要求すること。当該活動又はサービスには、一部若しくは全ての保険料の管理又は年金の支給若しくは特定の保険料を用いた他の払戻し（配当）を含むことができる。

3　この付録の適用上、「保険料」とは、この附属書第二条2(a)(ii)に規定する計画若しくは制度に関し、又はそれらに従い、個人により又は当該個人に代わって支払われる金額をいう。

附属書八（第九章関係）　商用目的の国民の入国及び一時的な滞在に関する特定の約束

第一編　日本国の特定の約束

第一節　短期の商用訪問者

1　業務連絡（物品又はサービスの販売のための交渉を含む。）その他これに類似する活動（日本国の区域内において投資財産を設立するための準備活動を含む。）に参加するため、日本国内から報酬を得ることなく、かつ、一般公衆に対する直接の販売に従事せず、又は自らサービスを提供することなく日本国に滞在するペルーの商用目的の国民については、九十日を超えない期間（その期間は、更新することができる。）、入国及び一時的な滞在が許可される。

2　1に規定する入国及び一時的な滞在については、次のものを含む入国審査のために必要な文書が提示された場合には、ペルーの商用目的の国民に対し、労働の許可の取得を要求することなく、許可される。ただし、当該国民が、入国及び一時的な滞在について適用される日本国の出入国管理に関する法令であって、第九章の規定に反しないものに従うことを条件とする。

(a)　ペルーの国籍を有していることを証明するもの

(b)　当該国民が1に規定する業務活動に従事することを証明する文書

(c)　当該国民が国内の雇用市場への参入を求めないことを証明する証拠

3　日本国は、1に規定するペルーの商用目的の国民が次の(a)及び(b)の事項を証明することにより2(c)の要件を満たすこととなることを認める。

(a)　予定されている業務活動の報酬の源泉が、日本国の国外にあること。

(b)　業務を行う主たる場所及び利得が実際に帰属する場所が、主として日本国の国外にあること。

4　日本国は、業務を行う主たる場所及び利得が実際に帰属する場所について、口頭による申告を受理することができる。日本国は、更なる証明を要求する場合には、原則として、それらの事項を証明する書簡であって、雇用者又は代表機関からのものを十分な証拠であると認める。

5　日本国は、次のことを行ってはならない。

(a)　1の規定に基づく入国及び一時的な滞在の条件として、事前承認の手続又は同様の効果を有する他の手続を要求すること。

(b)　1の規定に基づく入国及び一時的な滞在に関して数量制限を課し、又は維持すること。

第二節　企業内転勤者

1　次の(a)から(c)までの要件を満たすペルーの商用目的の国民については、一年間又は三年間（その期間は、更新することができる。）、入国及び一時的な滞在が許可される。

(a)　日本国への入国及び日本国における一時的な滞在に係る申請を行った日の直前の一年以上の期間にわたり、日本国の区域内においてサービスを提供し、又は日本国の区域内において投資を行う企業によって雇用されている者であること。

(b)　(a)に規定する企業の日本国における支店若しくは代表事務所に転任する者又は当該企業が所有し、若しくは支配し、若しくは当該企業と関連する他の企業であって、日本国において設立され、若しくは組織されるものに転任する者であること。

(c)　日本国における一時的な滞在の間に次のいずれかの活動に従事する者であること。

(i)　長として(a)に規定する企業の支店又は代表事務所を管理する活動

(ii)　役員又は監査役として(b)に規定する他の企業を管理する活動

(iii)　(b)に規定する他の企業の一又は二以上の部門を管理する活動

(iv)　物理学、工学その他の自然科学に関する高度の水準の技術又は知識を必要とする活動であって、日本国の出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）で定められている「技術」の在留資格に基づいて認められるもの

(v)　法律学、経済学、経営学、会計学その他の人文科学に関する高度の水準の知識を必要とする活動又は日本国以外の国の文化に基盤を有する思考若しくは感受性を必要とする活動であって、日本国の出入国管理及び難民認定法で定められている「人文知識・国際業務」の在留資格に基づいて認められるもの

注釈　この1の規定の適用上、企業が他の企業と「関連」するとは、当該他の企業が、当該企業の財務及び事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる場合をいう。

2　1(c)(iv)又は(v)に規定する自然科学又は人文科学に関する高度の水準の技術又は知識を必要とする活動とは、1に規定する国民が、原則として、大学教育（学士）若しくはそれ以上の教育を修了すること又は十年以上当該活動に従事することによって得た自然科学又は人文科学の専門的な技術又は知識を用いることなく従事することができない活動をいう。

3　日本国は、1の規定に基づく入国及び一時的な滞在に関して数量制限を課し、又は維持してはならない。

第三節　投資家

1　日本国における一時的な滞在の間に次のいずれかの活動に従事するペルーの商用目的の国民については、一年間又は三年間（その期間は、更新することができる。）、入国及び一時的な滞在が許可される。

(a)　日本国の区域内における事業に投資してその経営を行う活動

(b)　日本国の者以外の者であって日本国の区域内における事業に投資しているものに代わって当該事業の経営を行う活動

(c)　日本国の区域内における事業であって日本国の者以外の者が投資しているものの管理

注釈　この節に規定する「事業」には、ペルー料理店及びペルー料理のサービスを含む。

2　日本国は、1の規定に基づく入国及び一時的な滞在に関して数量制限を課し、又は維持してはならない。

第四節　自由職業サービスに従事するペルーの商用目的の国民

日本国の法令により法律、会計又は税務のサービス提供者としての資格を有するペルーの商用目的の国民であって、日本国における一時的な滞在の間に次のいずれかの活動に従事するものについては、一年間又は三年間（その期間は、更新することができる。）、入国及び一時的な滞在が許可される。

(a)　日本国の法令により「弁護士」としての資格を有する弁護士が提供する法律サービス

(b)　サービス提供者が弁護士としての資格を有する管轄地の法律に関する法的な助言サービス。ただし、当該サービス提供者については、日本国の法令により「外国法事務弁護士」としての資格を有することを条件とする。

(c)　日本国の法令により「弁理士」としての資格を有する弁理士が提供する法律サービス

(d)　日本国の法令により「海事代理士」としての資格を有する海事代理士が提供する法律サービス

(e)　日本国の法令により「公認会計士」としての資格を有する会計士が提供する会計、監査及び簿記のサービス

(f)　日本国の法令により「税理士」としての資格を有する税理士が提供する税務サービス

第五節　日本国にある公私の機関との間の個人的な契約に基づき高度の水準の技術若しくは知識又は産業上の特殊な分野に属する専門的な技能を必要とする事業活動に従事するペルーの商用目的の国民

1　日本国にある公私の機関との間の個人的な契約（雇用契約を含む。）に基づき、日本国における一時的な滞在の間に次のいずれかの事業活動であってサービスの提供に係るものに従事するペルーの商用目的の国民については、一年間又は三年間（その期間は、更新することができる。）、入国及び一時的な滞在が許可される。

(a)　物理学、工学その他の自然科学に関する高度の水準の技術又は知識を必要とする活動であって、日本国の出入国管理及び難民認定法で定められている「技術」の在留資格に基づくもの

(b)　法律学、経済学、経営学、会計学その他の人文科学に関する高度の水準の知識を必要とする活動又は日本国以外の国の文化に基盤を有する思考若しくは感受性を必要とする活動であって、日本国の出入国管理及び難民認定法で定められている「人文知識・国際業務」の在留資格に基づくもの

(c)　ペルー料理に関する専門的な技能を必要とする活動であって、日本国の出入国管理及び難民認定法で

定められている「技能」の在留資格に基づくもの。ただし、当該活動に従事するペルーの商用目的の国民が次の(i)に規定する全ての要件又は(ii)の要件を満たすことを条件とする。

(i)(A)　ペルー料理人として五年以上の実務経験を有していること（ペルーにおいて国に代わって教育機関が発行する修了証書を取得するための要件を満たすために当該教育機関において教育を受けた期間を含む。）。

(B)　ペルー料理人に免許を付与するためのペルー料理に関するペルーの国家試験に合格していること。ただし、ペルー政府から日本国政府への当該国家試験の制度の設立についての通報を受け、日本国政府からペルー政府に対し、不当に遅滞することなく、当該国家試験の制度を承認する旨の通報が行われる場合に限る。

(C)　日本国への入国及び一時的な滞在に係る申請を行った日の直前の一年の期間に、ペルーにおいてペルー料理人として妥当な額の報酬を受けており、又は受けていたことがあること。

(ii)　ペルー料理人として七年以上の実務経験を有し、かつ、教育機関においてペルー料理人としての技能を習得するための三年以上の教育を受けた後、ペルーにおいて国に代わって当該教育機関が発行する修了証書を取得していること。

注釈1　この(c)の規定の適用上、「妥当な額の報酬」とは、日本国の当局が毎年計算するペルー国内の全ての産業における被用者の平均賃金額を超える額の報酬又はこれに相当するもの（現金によるものに限る。）であって、ペルーの労働雇用促進省が公表する給与及び賃金に関する全国調査において示される入手可能な最新の統計資料に基づくものをいう。

注釈2　注釈1に規定する「平均賃金額」であって、二千七年六月時点のものは、二千百二十八ヌエボ・ソルである。

注釈3　この(ii)の規定は、(i)(B)に規定する試験が日本国政府からペルー政府に通報されるまでの間、ペルーの国民について適用する。

2　1(a)又は(b)に規定する自然科学又は人文科学に関する高度の水準の技術又は知識を必要とする活動とは、1(a)又は(b)の活動に従事する国民が、原則として、大学教育（学士）若しくはそれ以上の教育を修了すること又は十年以上（教育機関において当該技術又は知識に関する科目を専攻した期間を含む。）当該活動に従事することによって得た自然科学又は人文科学の専門的な技術又は知識を用いることなく従事することができない活動をいう。

（第二編は、スペイン語及び英語により作成され、この附属書の不可分の一部を成す。）

附属書九（第十章関係）　政府調達

第一編　日本国の表

第一節　中央政府の機関

1　物品

(a)　基準額

十三万特別引出権

(b)　調達機関

二千十年十二月三十一日の時点において世界貿易機関設立協定附属書四政府調達に関する協定附属書Ⅰの日本国の付表1の適用を受ける機関であって、次に掲げるもの

衆議院

参議院

最高裁判所

会計検査院
内閣
人事院
内閣府
宮内庁
国家公安委員会（警察庁）
金融庁
消費者庁
総務省
法務省
外務省
財務省
文部科学省
厚生労働省
農林水産省
経済産業省
国土交通省
環境省
防衛省

2　サービス

(a)　基準額

(i)　建設サービス

四百五十万特別引出権

(ii)　第十章の規定の適用を受ける建築のためのサービス、エンジニアリング・サービスその他の技術的サービス

四十五万特別引出権

(iii)　その他のサービス

十三万特別引出権

(b)　調達機関

1に規定する調達機関

第一節に関する注釈

1　この節に掲げる調達機関には、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）及び内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）に定める全ての内部部局、外局及び附属機関その他の機関並びに地方支分部局を含む。

2　第十章の規定は、この協定の効力発生の時に有効な法令に従って協同組合又は連合会との間で締結する契約については、適用しない。

第二節　地方政府の機関

1　物品

(a)　基準額

二十万特別引出権

(b)　調達機関

二千十年十二月三十一日の時点において世界貿易機関設立協定附属書四政府調達に関する協定附属書Iの日本国の付表2の適用を受ける機関であって、次に掲げるもの

北海道
青森県
岩手県
宮城県
秋田県
山形県
福島県
茨城県
栃木県

群馬県
埼玉県
千葉県
東京都
神奈川県
新潟県
富山県
石川県
福井県
山梨県
長野県
岐阜県
静岡県
愛知県
三重県
滋賀県
京都府
大阪府
兵庫県
奈良県
和歌山県
鳥取県
島根県
岡山県
広島県
山口県

徳島県
香川県
愛媛県
高知県
福岡県
佐賀県
長崎県
熊本県
大分県
宮崎県
鹿児島県
沖縄県
大阪市
名古屋市
京都市
横浜市
神戸市
北九州市
札幌市
川崎市
福岡市
広島市
仙台市
千葉市

2　サービス

(a)　基準額

(i)　建設サービス
　千五百万特別引出権
(ii)　第十章の規定の適用を受ける建築のためのサービス、エンジニアリング・サービスその他の技術的サービス
　百五十万特別引出権
(iii)　その他のサービス
　二十万特別引出権
(b)　調達機関
　1に規定する調達機関

第二節に関する注釈

1　この節に掲げる調達機関には、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）に定める知事又は市長、委員会及びその他の機関の全ての内部部局、附属機関並びに支庁、地方事務所、支所及び出張所を含む。

2　第十章の規定は、この協定の効力発生の時に有効な法令に従って協同組合又は連合会との間で締結する契約については、適用しない。

3　第十章の規定は、調達機関が市場における競争にさらされている日常の営利活動のために締結する契約については、適用しない。この3の規定は、第十章の規定の適用を回避する目的で利用してはならない。

4　運送における運転上の安全に関連する調達は、含まない。

5　発電、送電又は配電に関連する調達は、含まない。

第三節　その他の全ての機関

1　物品

(a)　基準額
　十三万特別引出権

(b)　調達機関

(i)　A群

独立行政法人水資源機構
独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（注a、注d、注e）
成田国際空港株式会社
東日本高速道路株式会社
中日本高速道路株式会社
西日本高速道路株式会社
首都高速道路株式会社
阪神高速道路株式会社
本州四国連絡高速道路株式会社
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構
独立行政法人都市再生機構（注a）
独立行政法人科学技術振興機構
独立行政法人日本原子力研究開発機構（注b）
日本環境安全事業株式会社
独立行政法人国際協力機構
独立行政法人福祉医療機構
年金積立金管理運用独立行政法人
独立行政法人農畜産業振興機構
独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構（注c）
独立行政法人中小企業基盤整備機構
日本郵政公社を承継した機関
独立行政法人労働者健康福祉機構
独立行政法人雇用・能力開発機構
沖縄振興開発金融公庫
株式会社日本政策金融公庫
独立行政法人住宅金融支援機構
地方公共団体金融機構
株式会社日本政策投資銀行

東京地下鉄株式会社（注ａ）
独立行政法人北方領土問題対策協会
独立行政法人国民生活センター
独立行政法人理化学研究所（注ｂ）
独立行政法人環境再生保全機構
独立行政法人奄美群島振興開発基金
独立行政法人国際交流基金
独立行政法人日本学生支援機構
独立行政法人日本芸術文化振興会
独立行政法人日本学術振興会
放送大学学園
独立行政法人日本スポーツ振興センター
社会保険診療報酬支払基金
独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園
日本中央競馬会
農林漁業団体職員共済組合
地方競馬全国協会
独立行政法人農業者年金基金
財団法人ＪＫＡ
独立行政法人日本貿易振興機構
独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
日本アルコール産業株式会社
独立行政法人国際観光振興機構
独立行政法人労働政策研究・研修機構
日本私立学校振興・共済事業団
独立行政法人勤労者退職金共済機構

(ii)　Ｂ群

独立行政法人国立公文書館
独立行政法人情報通信研究機構
独立行政法人酒類総合研究所
独立行政法人大学入試センター
独立行政法人国立特別支援教育総合研究所
独立行政法人国立青少年教育振興機構
独立行政法人国立女性教育会館
独立行政法人国立科学博物館
独立行政法人物質・材料研究機構
独立行政法人防災科学技術研究所
独立行政法人放射線医学総合研究所
独立行政法人国立美術館
独立行政法人国立文化財機構
独立行政法人教員研修センター
独立行政法人国立健康・栄養研究所
独立行政法人労働安全衛生総合研究所
独立行政法人農林水産消費安全技術センター
独立行政法人種苗管理センター
独立行政法人家畜改良センター
独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構
独立行政法人水産大学校
独立行政法人農業生物資源研究所
独立行政法人農業環境技術研究所
独立行政法人国際農林水産業研究センター
独立行政法人森林総合研究所

独立行政法人水産総合研究センター
独立行政法人経済産業研究所
独立行政法人工業所有権情報・研修館
独立行政法人日本貿易保険
独立行政法人産業技術総合研究所
独立行政法人製品評価技術基盤機構
独立行政法人土木研究所
独立行政法人建築研究所
全国健康保険協会
日本年金機構
独立行政法人国立がん研究センター
独立行政法人国立循環器病研究センター
独立行政法人国立精神・神経医療研究センター
独立行政法人国立国際医療研究センター
独立行政法人国立成育医療研究センター
独立行政法人国立長寿医療研究センター
独立行政法人交通安全環境研究所
独立行政法人海上技術安全研究所
独立行政法人港湾空港技術研究所
独立行政法人電子航法研究所
独立行政法人海技教育機構
独立行政法人航海訓練所
独立行政法人航空大学校
独立行政法人国立環境研究所
独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構
自動車検査独立行政法人
独立行政法人統計センター
独立行政法人造幣局
独立行政法人国立印刷局
独立行政法人原子力安全基盤機構
独立行政法人国立病院機構
国立大学法人
大学共同利用機関法人
独立行政法人国立高等専門学校機構
独立行政法人大学評価・学位授与機構
独立行政法人国立大学財務・経営センター

2　サービス

(a)　基準額

(i)　建設サービス

(A)　A群に掲げる日本郵政公社を承継した機関による調達については、四百五十万特別引出権

(B)　A群に掲げる他の全ての調達機関による調達については、千五百万特別引出権

(C)　B群に掲げる調達機関による調達については、四百五十万特別引出権

(ii)　第十章の規定の適用を受ける建築のためのサービス、エンジニアリング・サービスその他の技術的サービス

四十五万特別引出権

(iii)　その他のサービス

十三万特別引出権

(b)　調達機関

1に規定する調達機関

第三節に関する注釈

1　第十章の規定は、この協定の効力発生の時に有効な法令及び規則に従って協同組合又は連合会との間で締結する契約については、適用しない。

2　第十章の規定は、A群に掲げる調達機関が市場における競争にさらされている日常の営利活動のために締結する契約については、適用しない。この2の規定は、第十章の規定の適用を回避する目的で利用してはならない。

3　特定の調達機関に関する注釈

注a　運送における運転上の安全に関連する調達は、含まない。

注b　核兵器の不拡散に関する条約の目的又は知的財産に関する国際協定に反する情報の公開がもたらされることのある調達は、含まない。放射性物質の利用及び管理又は原子力施設の緊急事態への対応を目的とする安全に関連する活動のための調達は、含まない。

注c　地質調査及び地球物理学的調査に関連する調達は、含まない。

注d　広告サービス、建設サービス及び不動産に係るサービスの調達は、含まない。

注e　民間会社との共同所有となる船舶の調達は、含まない。

第四節　物品

第十章の規定は、前三節に掲げる調達機関によって調達される全ての物品について適用する。ただし、防衛省による調達に関しては、二千十年十二月三十一日の時点において世界貿易機関設立協定附属書四政府調達に関する協定附属書Ⅰの日本国の付表1において特定する次の物品のみが第十章の規定の適用範囲に含まれる。

鉄道用機器
トラクター
木工機器
金属加工機器
サービス提供機器及び販売機器
特別の工業用機器
農業用機器
建設用、鉱山用、掘削用及び道路維持用の機器
物資取扱用機器
ロープ、ケーブル、鎖及びこれらの取付具
冷凍用機器、エアコンディショナー及び空気循環用機器
ポンプ及び圧縮機
配管用、加熱用及び衛生用の機器
浄水用及び汚水処理用の機器
パイプ、チューブ、ホース及びこれらの取付具
弁
手道具及び手工具
計測工具
用材、木工品、合板及びベニヤ板
電線並びに発電用及び配電用の機器
照明設備及び電球
医療用及び獣医用の機器及び物品
化学分析用機器
物理的材料試験機器
実験室用の機器及び物品
時間測定用機器
光学機器
地球物理学用及び天文学用の機器
気象観測機器
はかり
製図機器、土地測量機器及び地図作成用機器
液体及び気体の流量計、液面計並びに機械的運動計測機器
圧力、温度及び湿度の測定用及び調整用の機器
組み合わせた機器及びその他の機器
写真用機器
化学工業生産品

家具
家庭用及び一般用の備品及び器具
調理用及び配膳用の機器
事務用機器及び可視記録装置
事務用品
書類、地図その他の出版物
楽器、蓄音機及び家庭用ラジオ
清掃用具及び清掃用品
ブラシ、ペイント、封止剤及び接着剤
ドラム及び缶
箱、厚紙製の箱及び木枠
瓶及びジャー
リール及びスプール
包装用及びこん包用の材料
化粧用品
農業用品
非金属加工品
非金属原材料
その他のもの

第五節　サービス

第十章の規定は、第一節から第三節までに掲げる調達機関によって調達され、かつ、二千十年十二月三十一日の時点において世界貿易機関設立協定附属書四政府調達に関する協定附属書Ⅰの日本国の付表4において特定する次の全てのサービスについて適用する。

建設工事
自動車の保守及び修理のサービス（注1）
モーターサイクル（原動機付自転車を含む。）並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車の保守及び修理のサービス（注1）
その他の陸上運送サービス（郵便の陸上運送を除く。）
海上航行船舶の賃貸サービス（運転者を伴うもの）
海上航行船舶以外の船舶の賃貸サービス（運転者を伴うもの）
航空運送サービス（郵便の航空運送を除く。）
貨物運送取扱いサービス
クーリエ・サービス（注2）
電気通信サービス
電子メール
ボイスメール
情報及びデータベースのオンラインでの検索
電子データ交換（ＥＤＩ）
高度ファクシミリ・サービス
コード及びプロトコルの変換
情報及びデータのオンラインでの処理（トランザクション処理を含む。）
コンピュータに係るサービス及び関連のサービス
市場調査及び世論調査のサービス
建築のためのサービス、エンジニアリング・サービスその他の技術的サービス（注3）
広告サービス
装甲車による運送サービス
建築物の清掃サービス
出版及び印刷のサービス（注4）
金属製品、機械及び機器の修理のサービス
汚水及び廃棄物の処理、衛生その他の環境保護のサービス

第五節に関する特定のサービスに係る注釈

注1　特別に改良され、かつ、調達機関の規則に従って点検されている自動車、モーターサイクル（原動

機付自転車を含む。）並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車の保守及び修理のサービスは、含まない。

注2　信書に係るクーリエ・サービスは、含まない。

注3　建設サービスに関連する建築のためのサービス、エンジニアリング・サービスその他の技術的サービスに限る。ただし、独立して調達される場合の次のサービスを除く。

建築設計サービス（ＣＰＣ八六七一二）の実施設計サービス

契約の監督管理に係るサービス（ＣＰＣ八六七一三）

基礎及び建築構造物の建設のためのエンジニアリングデザイン・サービス（ＣＰＣ八六七二二）、建築物の機械及び電気の設備のためのエンジニアリングデザイン・サービス（ＣＰＣ八六七二三）又は土木工事のためのエンジニアリングデザイン・サービス（ＣＰＣ八六七二四）のうちのいずれかの実施設計、仕様書の作成及び費用見積りの一又はこれらの組合せから成る設計サービス

建設及び設備工事段階におけるその他のエンジニアリング・サービス（ＣＰＣ八六七二七）

この編の規定の適用上、「ＣＰＣ」とは、暫定的な中央生産物分類（統計文書Ｍ第七十七号、国際連合国際経済社会局統計部、ニューヨーク、千九百九十一年）をいう。

注4　秘密の情報を含む資料に係る出版及び印刷のサービスは、含まない。

第六節　建設サービス

第十章の規定は、第一節から第三節までに掲げる調達機関によって調達される次の全ての建設サービスについて適用する。

建設工事（ＣＰＣ五一）

第六節に関する注釈

建設サービス契約とは、その手段のいかんを問わず、ＣＰＣ第五一区分に掲げる土木工事又は建築物の工事の実施を目的とする契約をいう。

第七節　出版物

1　第一節に係る出版物

官報

2　第二節に係る出版物

県報、市報又はこれらに相当するもの

3　第三節に係る出版物

官報

第八節　基準額の価額

1　第一節から第三節までに掲げる基準額の価額は、前々年の一月一日に開始し、前年の十二月三十一日に終了する直近二年間の特別引出権に対する円の価額の平均値に基づき、西暦における偶数の年ごとに円建てに換算する。

2　日本国は、ペルーに対し、この協定の効力発生の時に円建てに換算した基準額及びその有効期間を通報し、その後は新たに換算した基準額及びその有効期間を二年ごとに前回の基準額の有効期間が満了する日の一箇月前までに通報する。

（第二編は、スペイン語及び英語により作成され、この附属書の不可分の一部を成す。）

附属書十（第十一章関係）　ぶどう酒及び蒸留酒の地理的表示

1　日本国については、日本国の法令により指定される蒸留酒である壱岐、球磨、琉球及び薩摩

2　ペルーについては、ペルーの法令により指定される蒸留酒であるピスコ・ペルー

審査報告書

経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件

右は全会一致をもって承認すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成二十三年十一月二十九日

外交防衛委員長　福山　哲郎

参議院議長　平田　健二殿

要領書

一、委員会の決定の理由

この改正議定書は、経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定を改正し、両国間における物品の貿易の更なる自由化及び円滑化等について定めるものである。この改正議定書の締結により、両国間における経済上の連携が一層強化され、そのことを通じ、両国経済が一段と活性化し、また、両国関係が一層緊密化することが期待されるので、妥当な措置と認める。

一、費用

別に費用を要しない。

経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件

右

国会に提出する。

平成二十三年十一月一日

内閣総理大臣　野田　佳彦

経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件

経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定を改正する議定書の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定を改正する議定書

日本国及びメキシコ合衆国（以下「両締約国」という。）は、

両締約国間の関係を強化することを決意し、

特定の原産品に関する市場アクセスの条件を改善すること及び両締約国間の貿易を円滑化することを希望し、

産品の原産性を証明するための代替手段として認定輸出者制度を導入することを希望し、

二千四年九月十七日にメキシコ市で署名された経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定（二千六年九月二十日にメキシコ市で署名された経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定第五条3及び5の規定に基づく市場アクセスの条件の改善に関する日本国とメキシコ合衆国との間の議定書を含む。）（以下「協定」という。）を改正することを希望し、

協定第五条3(a)(i)及び(ii)の規定に基づいて協議を行い、

協定第百七十四条の規定を考慮して、

次のとおり協定した。

第一条

1　両締約国は、この議定書の不可分の一部を成す付表一及び付表二によって拘束される。

2　付表一及び付表二は、協定第五条5の規定に基づき、それぞれ、協定附属書一第二節及び第三節の対応する規定に代わる。

第二条

協定の目次中

「第五章　原産地証明書及び税関手続

第一節　原産地証明

第三十九条　原産地証明書　」

を

「第五章　原産地の証明及び税関手続

第一節　原産地の証明

第三十九条　原産地証明

第三十九条のA　原産地証明書

第三十九条のB　原産地申告

第三十九条のC　原産地証明の有効性」

に改める。

第三条

協定第五条に次の6を加える。

6　特定の産品に関する自国の実行最恵国税率が、当該産品と同じ関税品目に分類される原産品について1の規定に従って適用される税率より低い場合には、各締約国は、当該原産品について、その低い税率を適用する。

第四条

協定第五章を次のように改める。

第五章　原産地の証明及び税関手続

第一節　原産地の証明

第三十九条　原産地証明

この節及び次節の規定の適用上、次の文書を原産地証明とする。

(a)　次条に規定する原産地証明書

(b)　第三十九条のBに規定する原産地申告

第三十九条のA　原産地証明書

1　両締約国は、この節及び次節の規定の実施のために、この協定の効力発生の日に第十条に規定する統一規則において原産地証明書の様式を定める。

2　1に規定する原産地証明書は、一方の締約国から他方の締約国に輸出される産品が原産品であることを証明することを目的とする。

3　1に規定する原産地証明書は、4の規定に従って、輸出者によって行われる書面による申請又は権限を与えられた代理人によって輸出者の責任において行われる書面による申請に基づき、輸出締約国の権限のある政府当局が発給する。原産地証明書は、発給に際し、輸出締約国の権限のある政府当局又はその指定する団体により押印され、かつ、署名されなければならない。

この条の規定の適用上、輸出締約国の権限のある政府当局は、自国の関係法令により与えられた権限に基づき、原産地証明書の発給について責任を負う政府以外の団体を指定することができる。

輸出締約国の権限のある政府当局が政府以外の団体を原産地証明書を発給するものとして指定する場合には、当該輸出締約国は、輸入締約国に対し書面により当該政府以外の団体（以下この節及び次節において「指定団体」という。）を通報する。

輸出締約国は、指定団体による原産地証明書の発給がこの節の規定に適合せず、かつ、指定団体の指定の取消しが正当化される場合には、その指定を取り消す。この場合において、輸出締約国は、指定の取消しの決定に関し、輸入締約国により表明された見解を考慮する。

4　輸出者は、原産地証明書の発給を受けようとするときは、輸出締約国の権限のある政府当局又は指定団体に対し、輸出する産品が原産品であることを証明しなければならない。

輸出者が産品の生産者でない場合には、当該輸出者は、当該産品の生産者が任意に提出する申告書であって当該生産者が権限のある政府当局又は指定団体に対して当該産品が原産品であることを証明するものに基づいて、原産地証明書の発給を申請することができる。この4のいかなる規定も、産品の生産者に対し当該産品が原産品であることを証明することを義務付けるものと解してはならない。生産者がそのような申告書を提出しない場合には、輸出者が、輸出する産品が原産品であることを権限のある政府当局又は指定団体に対して証明しなければならない。

5　権限のある政府当局又は指定団体は、輸出者により4の規定に従って申請が行われる場合には、産品が輸出された後であっても原産地証明書を発給する。遡及して発給された原産地証明書は、第十条に規定する統一規則に定める文言により裏書されなければならない。

6　輸出者は、原産地証明書が盗まれ、亡失し、又は著しく損傷した場合には、当該原産地証明書を発給した権限のある政府当局又は指定団体に対し、当該権限のある政府当局又は指定団体が保有する当該輸出に関する書類に基づいて原産地証明書を再発給することを要請することができる。このような方法によって再発給された原産地証明書は、第十条に規定する統一規則に定める文言により裏書されなければならない。

7　輸入締約国に輸入される産品の原産地証明書は、英語で記入する。原産地証明書に英語で記入しない場合には、輸入締約国の公用語による翻訳文を当該原産地証明書に添付する。原産地証明書に英語で記入する場合には、スペイン語又は日本語への翻訳を要しない。

8　各締約国は、この節に規定する要件を満たす有効な原産地証明書であって産品の一回限りの輸入に適用されるものを、当該原産地証明書が発給された日の後一年間又は両締約国が合意するその他の期間、自国の税関当局において受理することを定める。

9　輸出締約国の権限のある政府当局は、次のことを行う。

(a)　原産地証明書の発給事務に関する制度を定めること。

(b)　第四十四条の規定に基づく輸入締約国の要請に応じ、関税上の特恵待遇を要求された産品が原産品であるか否かに関する情報を提供すること。

(c)　権限のある政府当局又は指定団体が原産地証明書の発給のために使用する印章の図案を、輸入締約国に提供すること。

第三十九条のB　原産地申告

1　第三十九条(b)に規定する原産地申告については、2に規定する認定輸出者のみがこの条の規定に従って作成することができるものとする。

2　輸出締約国の権限のある政府当局は、輸出締約国に所在する輸出者を認定輸出者として認定し、当該輸出者が1に規定する原産地申告を作成することを認めることができる。ただし、次のことを条件とする。

(a)　当該輸出者が原産品の船積みを頻繁に行っていること。

(b)　当該輸出者が輸出締約国の法令に定める条件を満たすこと（輸出締約国の権限のある政府当局に対し、産品が原産品であることを確認するために必要な全ての保証を提供することを含む。）。

3　輸出締約国の権限のある政府当局は、認定輸出者に対し、原産地申告に記載する認定番号を与える。

4　認定輸出者が産品の生産者でない場合には、当該認定輸出者は、当該産品が原産品であるとの情報又は誓約であって当該産品の生産者が任意に提供するものに基づいて、当該産品の原産地申告を作成することができる。当該誓約を提供する生産者は、輸出締約国の権限のある政府当局の要請があった場合には、当該権限のある政府当局に対し当該産品が原産品であることに関する必要な全ての情報を提供する。

5　両締約国は、第十条に規定する統一規則において原産地申告の申告文を定める。認定輸出者は、関係する産品について特定できるように十分詳細に記述した商業上の文書（例えば、仕入書、納品書）にタイプ印書し、押印し、又は印刷することにより、原産地申告を作成するものとする。当該認定輸出者が、輸出締約国の権限のある政府当局に対し、当該認定輸出者を特定する原産地申告についての全ての責任であって、手書きで署名したとしたならば当該認定輸出者が負うことになったであろうものを負うことを書面により約束した場合には、当該原産地申告への当該認定輸出者による手書きの署名を必要としない。

当該原産地申告は、当該商業上の文書が発行された日に作成されたとみなす。

6　認定輸出者は、産品の輸出の際又はその後に、当該産品の原産地申告を作成することができる。

7　輸出締約国の権限のある政府当局は、認定輸出者としての認定の下で適正な運用が行われているか否かについて確認することができる。当該権限のある政府当局は、認定輸出者としての認定をいつでも取り消すことができる。当該権限のある政府当局は、認定輸出者がこの条に規定する条件を満たさない場合又はその他当該認定の下で不適切な運用を行う場合には、当該輸出締約国の法令に従って、当該認定を取り消さなければならない。

8　各締約国は、この節に規定する要件を満たす有効な原産地申告であって産品の一回限りの輸入に適用されるものを、当該原産地申告が作成された日の後一年間又は両締約国が合意するその他の期間、自国の税関当局において受理することを定める。

9　輸出締約国の権限のある政府当局は、認定輸出者の認定番号の構成並びに認定輸出者の氏名又は名称、住所及び認定番号並びに認定が効力を生ずる日付に関する情報を輸入締約国に提供する。一方の締約国は、当該情報の変更（当該変更が効力を生ずる日付を含む。）を他方の締約国に通報する。

第三十九条のC　原産地証明の有効性

輸入締約国の税関当局は、原産地証明が提出のための最終期日の後に提出される場合において、その期限を遵守することができなかったことが輸出者又は輸入者にとって不可抗力によるものであるときは、当該原産地証明を受理することができる。

第四十条　輸入に関する義務

1　この節に別段の定めがある場合を除くほか、各締約国は、他方の締約国から輸入される産品について関税上の特恵待遇を要求する輸入者に対して次のことを要求する。

(a)　有効な原産地証明に基づき、当該産品が原産品であることについて書面による申告を行うこと。

(b)　申告を行う際に原産地証明を所持すること。

(c)　税関当局の要請に応じ、原産地証明を提出すること。

(d)　申告の基礎となる原産地証明が不正確な情報を含むと信ずるに足りる理由がある場合には、速やか

に、申告を修正し、及び納付すべき関税を納付すること。

輸入者は、第三十九条の規定にかかわらず、第十条に規定する統一規則の附属書二－Bに「具体的に記述する産品」として定める原産品について関税上の特恵待遇を要求する場合には、原産地証明書を提出する。

2　一方の締約国の輸入者が他方の締約国から輸入する産品について関税上の特恵待遇を要求する場合において、当該輸入者がこの条に規定する要件を満たさないときは、輸入締約国の税関当局は、当該産品に関税上の特恵待遇を与えないことができる。

3　各締約国は、輸入者が輸入の際に原産地証明を所持していない場合には、当該輸入者が、国内法令に従い、原産地証明及び、必要に応じて、当該輸入に関するその他の文書を当該輸入の後一年を超えない期間内に提出することができるようにすることを確保する。

第四十一条　輸出に関する義務

1　各締約国は、原産地証明書に記入し、かつ、署名した自国の輸出者が当該原産地証明書に不正確な情報を含むと信ずるに足りる理由があると認めるに至った場合、第三十九条のA4の生産者がその申告書に係る原産地証明書に不正確な情報を含むと信ずるに足りる理由があると認めるに至った場合又は原産地申告を作成した第三十九条のB2の認定輸出者が当該原産地申告に記載された産品が原産品でないと信ずるに足りる理由があると認めるに至った場合には、当該輸出者、当該生産者又は当該認定輸出者が当該原産地証明書又は当該原産地申告を提供した全ての者並びに当該締約国の権限のある政府当局又は指定団体及び輸入締約国の税関当局に対して、当該原産地証明書又は当該原産地申告の正確性又は有効性に影響を及ぼし得るいかなる変更についても当該輸出者、当該生産者又は当該認定輸出者が書面により速やかに通報することを確保する。その通報は、第十条に規定する統一規則に定める方法によって行う。当該通報が第四十四条に規定する原産品であることについての確認の開始に先立って行われ、かつ、当該輸出者、当該生産者又は当該認定輸出者が正当に依拠することのできた事実であって産品が原産品であることを裏付けるものが原産地証明書の発給又は原産地申告の作成の際に存在していたことが立証される場合には、当該輸出者、当該生産者又は当該認定輸出者は、不正確な原産地証明書又は原産地申告を提出したことについて罰則の適用を受けない。

2　各締約国は、第三十九条のA3の輸出者、同条4の生産者、第三十九条のB4の規定に基づいて誓約を提供した生産者又は同条2の認定輸出者が、産品が原産品であること及びこの協定に定めるその他の要件が満たされていることを証明する全ての適当な文書を、輸出締約国の権限のある政府当局又は指定団体の要請に応じて、いつでも提出することができるよう備えておくことを確保する。

第四十二条　例外規定

各締約国は、次に掲げる輸入については原産地証明の所持又は提出を要求されないことを確保する。ただし、当該輸入が第三十九条のA、第三十九条のB及び第四十条に定める原産地の証明に関する義務を回避することを目的として行われ、又は準備されたと合理的に認め得る一連の輸入の一部を構成しないことを条件とする。

(a)　その価額が千アメリカ合衆国ドル若しくは当該締約国の通貨によるその相当額又は当該締約国が設定するこれよりも高い額を超えない産品の商業上の輸入。ただし、当該輸入に係る仕入書が、当該産品が原産品であることを示す記述を含むことを条件とすることができる。

(b)　その価額が千アメリカ合衆国ドル若しくは当該締約国の通貨によるその相当額又は当該締約国が設定するこれよりも高い額を超えない産品の商業上の輸入に当たらない輸入

(c)　輸入締約国が原産地証明の所持及び提出の義務を免除した産品の輸入

第二節　運用及び執行

第四十三条　記録の保管

1　各締約国は、第三十九条のA3の輸出者又は同条4の産品の生産者であって原産地証明書の発給を申請する目的で産品が原産品であることを証明する文書を有するものが、原産地証明書の発給の日の後五年間又は当該締約国が指定するこれよりも長い期間、他方の締約国において関税上の特恵待遇を要求する産品が原産品であることに関する記録を自国内で保管することを確保する。当該記録には、次の(a)から(c)までの事項に関する記録を含める。

(a)　輸出される産品の購入、当該産品に係る費用、当該産品の価額及び当該産品に係る支払

(b)　輸出される産品の生産に使用された全ての材料（間接材料を含む。）の購入、当該材料に係る費用、当該材料の価額及び当該材料に係る支払

(c)　輸出される形態での産品の生産

2　各締約国は、原産地申告を作成した認定輸出者が、当該原産地申告の作成の日の後五年間、当該原産

地申告を作成した商業上の文書の写し及び第四十一条2に規定する文書を保管することを確保する。

3　各締約国は、産品の生産者であって第三十九条のB4の規定に基づいて誓約を提供したものが、当該誓約を認定輸出者に提供した日の後五年間又は輸出締約国の法令に規定するこれよりも長い期間、輸出締約国の法令に規定するところにより、当該産品の原産地に関連する記録を保管することを確保する。

4　各締約国は、輸入する産品について関税上の特恵待遇を要求する輸入者が、当該産品の輸入の日の後五年間又は当該締約国が指定するこれよりも長い期間、当該産品の輸入に関して当該締約国が要求する文書を保管することを確保する。

5　各締約国は、権限のある政府当局又は指定団体が、その発給した原産地証明書についての記録を当該原産地証明書の発給の日の後少なくとも五年間保管することを確保する。当該記録には、原産品であることを証明するために提示された全ての文書等を含める。

第四十四条　原産品であることについての確認

1　輸入締約国は、関税上の特恵待遇を与えられて他方の締約国から輸入される産品が原産品であるか否かを決定するため、当該輸入締約国の税関当局を通じて次のいずれかの方法により確認を行うことができる。

(a)　輸出締約国の権限のある政府当局に対し、当該産品が原産品であるか否かに関する情報を原産地証明に基づいて要請すること。

(b)　輸出締約国に所在する輸出者又は産品の生産者であって、前条に規定するものに対して質問書を送付すること。

(c)　輸出締約国の権限のある政府当局が当該輸入締約国の税関当局の立会いの下に行う当該輸出締約国における前条に規定する輸出者又は産品の生産者の施設への訪問を通じて、前章の規定に適合していることを示す情報（前条の規定に従って保管される文書に含まれる情報を含む。）を収集すること及びそのため当該産品の生産に使用された設備の確認を行うこと並びにそのようにして収集した情報を英語で当該税関当局に提供することを、当該輸出締約国に要請すること。

(d)　両締約国が合意するその他の方法

2　輸入締約国の税関当局がこの条の規定に従って原産品であることについての確認を開始する場合には、適宜、附属書五の規定を適用する。

3　輸出締約国の権限のある政府当局は、1(a)の規定の実施のために、要請された情報を要請の日の後六箇月を超えない期間内に提供する。

輸入締約国の税関当局は、必要と認める場合には、産品が原産品であるか否かに関する追加の情報を要請することができる。輸出締約国の権限のある政府当局は、輸入締約国の税関当局が追加の情報を要請する場合には、要請された情報を要請の日の後三箇月を超えない期間内に提供する。

輸入締約国の税関当局は、輸出締約国の権限のある政府当局がこれらの期間内に回答を行わない場合には、確認の対象となっている産品が原産品でないと決定し、当該産品に係る原産地証明を無効なものと認めて、関税上の特恵待遇を与えないこととする。

4　輸入締約国の税関当局は、輸出締約国に所在する輸出者又は生産者に対し、第十条に規定する統一規則に定める方法により、1(b)の質問書を送付する。

5　1の規定は、輸入締約国の税関当局又は権限のある政府当局が、自国において、自国に所在する輸入者、輸出者又は生産者による国内法令の遵守に関連する措置をとる権限を行使することを妨げるものではない。

6　1(b)の規定により質問書を受領する輸出者又は生産者は、当該質問書に回答し、及びその回答を送付するための期間として、当該質問書を受領した日から四十五日の期間を与えられる。

7　輸入締約国は、1(b)の質問書に対する回答を6に規定する期間内に受領し、かつ、確認の対象となっている産品が原産品であるか否かを決定するためにより多くの情報を必要とすると認めるときは、自国の税関当局を通じ、追加の質問書により輸出者又は生産者に対し追加の情報を要請することができる。この場合において、当該輸出者又は生産者は、当該質問書に回答し、及びその回答を送付するための期間として、当該質問書を受領した日から四十五日の期間を与えられる。

8(a)　6又は7に規定する質問書に対する輸出者又は生産者による回答が、産品が原産品であることを決定するための十分な情報を含まない場合には、輸入締約国の税関当局は、確認の対象となっている産品が原産品でないと決定し（22に規定する書面による決定による。）、関税上の特恵待遇を与えないこととすることができる。

(b)　6に規定する質問書に対する回答が6に規定する期間内に送付されない場合には、輸入締約国の税関当局は、確認の対象となっている産品が原産品でないと決定し、当該産品に係る原産地証明を無効

なものと認めて、関税上の特恵待遇を与えないこととする。

9　1に規定するいずれかの方法による原産品であることについての確認は、1に規定する他の方法により確認を行うことを妨げない。

10　輸入締約国は、1(c)の規定による訪問の実施を輸出締約国に対して要請する場合には、そのような要請を行うための書面を、訪問の実施を希望する日の少なくとも三十日前までに受領の確認を伴う方法により当該輸出締約国に送付する。当該輸出締約国の権限のある政府当局は、その施設に訪問を受ける輸出者又は生産者に対し、訪問を受けることについて同意するか否かの書面による回答を求める。

11　10の規定により送付される書面には、次の事項に関する情報を含める。

(a)　当該書面を送付する税関当局を特定する事項

(b)　その施設への訪問が要請される輸出者又は生産者の氏名又は名称

(c)　訪問の実施を希望する日及び場所

(d)　訪問の目的及び実施の範囲（確認の対象となっている原産地証明所載の産品の明記を含む。）

(e)　訪問に立ち会う輸入締約国の税関当局の職員の氏名及び官職

12　11に規定する情報の修正については、11(c)に規定する訪問の実施を希望する日よりも前に書面により通報する。

11(c)に規定する訪問の実施を希望する日を修正する場合には、その修正は、訪問の実施の日の少なくとも十日前までに書面により通報する。

13　輸出締約国は、1(c)の規定に基づいて要請される訪問の実施を受諾するか否かを、10の規定により送付される書面を受領した日から二十日以内に輸入締約国に対して書面により回答する。

14　輸出締約国が訪問の実施を拒否する場合又は10の規定による書面による要請に対し13に規定する期間内に回答しない場合には、輸入締約国の税関当局は、訪問の対象とされた産品が原産品でないと決定し、当該産品に係る原産地証明を無効なものと認めて、関税上の特恵待遇を与えないこととする。

15　輸出締約国の権限のある政府当局は、訪問の最終日から四十五日以内又は相互に同意するその他の期間内に、当該訪問を通じて収集した情報を輸入締約国の税関当局に提供する。

16　両締約国は、1に規定する確認の過程において、産品の生産に使用された材料が原産材料であるか否かを決定するために必要な情報を輸入締約国の税関当局が要請することができることを確認する。

17　1に規定する輸出者又は産品の生産者は、産品の生産に使用された材料が原産材料である旨の情報を得るために、当該材料の生産者に対し当該材料が原産材料であるか否かに関する情報を任意に提供するよう要請することができる。当該材料の生産者は、希望するときは、輸出締約国の権限のある政府当局による輸入締約国の税関当局への当該情報の提供に当たり、当該輸出者又は産品の生産者を関与させることなく当該情報を当該輸出締約国の権限のある政府当局に送付することができる。

18　輸入締約国の税関当局が1(a)に規定する方法による確認の過程において、材料が原産材料であるか否かに関する情報を16の規定に基づいて要請する場合には、当該情報は、輸出締約国の権限のある政府当局により3の規定に従って提供される。

輸入締約国の税関当局が1(b)に規定する方法による確認の過程において、材料が原産材料であるか否かに関する情報を16の規定に基づいて要請する場合には、当該情報は、輸出者若しくは産品の生産者により6若しくは7の規定に従って、又は輸出締約国の権限のある政府当局により6若しくは7の規定を準用して、提供される。当該情報が輸出締約国の権限のある政府当局により提供される場合において準用する6又は7の規定に定める四十五日の期間は、当該輸出者又は生産者が質問書を受領した日から四十五日の期間とする。

輸入締約国の税関当局が1(c)に規定する方法による確認の過程において、材料が原産材料であるか否かに関する情報を16の規定に基づいて要請する場合には、当該情報は、輸出締約国の権限のある政府当局により15の規定に従って提供される。

19　1に規定するいずれかの方法による確認の過程において材料が原産材料であるか否かに関する情報を16の規定に基づいて要請することは、1に規定する他の方法による確認の過程においてこのような情報を要請することを妨げるものではない。

20　輸入締約国の税関当局は、輸出者、産品の生産者若しくは輸出締約国の権限のある政府当局が産品の生産に使用された材料が原産材料であることを証明する当該材料に関する情報の提供を行わない場合又は提供された情報が当該材料が原産材料であると決定するために十分でない場合には、当該材料は非原産材料であると決定する。その決定により、必ずしも、当該産品自体が原産品でないとの決定が導かれるものではない。

21　各締約国は、自国の税関当局を通じ、産品を輸出した締約国において一般的に認められている会計原

則に従って域内原産割合についての確認を行う。

22　輸入締約国の税関当局は、1に規定する確認の手続を実施した後、その産品が確認の対象となった輸出者又は生産者に対し、第十条に規定する統一規則に定める方法により、当該産品が前章の規定に従って原産品とされるか否かについての書面による決定（当該決定に係る事実認定及び法的根拠を含む。）を送付する。

23　輸入締約国の税関当局は、3、8(b)又は14の規定に従って問題となっている産品に対し関税上の特恵待遇を与えないこととする場合には、当該輸出者又は生産者に対し、第十条に規定する統一規則に定める方法により書面による決定を送付する。

24　1に規定する確認を行う締約国は、当該確認を通じて得た情報に基づいて産品が原産品でないと決定し、かつ、22の規定に従って輸出者又は生産者に対し書面による決定を送付する場合には、当該産品に対し関税上の特恵待遇を与えないこととする前に、その産品が確認の対象とされた輸出者又は生産者に対し、意見又は追加の情報を提出するための期間として書面による決定の受領の日から三十日の期間を与えるものとし、当該期間内に当該輸出者又は生産者から受領した意見又は追加の情報を考慮した後に最終的な決定を行う。当該最終的な決定は、当該輸出者又は生産者に対し、第十条に規定する統一規則に定める方法により送付される。

25　輸入締約国に輸入される産品が原産品である旨の虚偽の陳述を輸出者又は生産者が繰り返し行っていたことが、当該輸入締約国の税関当局が行った確認を通じて明らかとなった場合には、当該輸入締約国の税関当局は、当該輸出者又は生産者により輸出され、又は生産される同種の産品については、前章の規定に適合していることを当該輸出者又は生産者が当該輸入締約国の税関当局に対して証明するまでの間、関税上の特恵待遇を与えることを停止することができる。輸入締約国の税関当局は、このような措置をとるに当たり、原産地証明書に記入し、かつ、署名した者又は原産地申告を作成した者及び輸出締約国の権限のある政府当局に通報する。

26　輸入締約国から輸出締約国に所在する輸出者又は生産者への連絡及び輸入締約国に対する1(b)の質問書への回答は、英語で行う。

第四十五条　秘密性

1　各締約国は、前節及びこの節の規定に従って自国に提供された秘密の情報の秘密性を国内法令に従って保持するものとし、また、当該情報をその提供者の競争的地位を害するおそれのある開示から保護する。

2　前節及びこの節の規定に従って入手した情報は、前節及びこの節の規定の実施のために、原産品であるか否かの決定及び関税その他輸入に係る間接税について制度の運用上及び執行上の責任を有する両締約国の権限のある当局に対してのみ開示することができる。当該情報は、要請を受ける締約国の関係法令又は両締約国が締結している適当な国際協力に関する協定に従って要請され、かつ、提供される場合を除き、当該情報を入手した締約国によって裁判所又は裁判官の行ういかなる刑事手続においても使用されてはならない。

第四十六条　罰則

各締約国は、原産地証明に関連する違法行為（虚偽の申告書その他の文書であって前節及びこの節の規定に関連するものを自国の税関当局、権限のある政府当局又は指定団体に提出することを含む。）を行った自国の輸入者、輸出者及び生産者について、刑事上、民事上又は行政上の罰則その他の適当な制裁を定め、又は維持することを確保する。

第四十七条　審査及び上訴

各締約国は、自国の輸入者が国内法令に従って次の審査を受けることができることを確保する。

(a)　当該締約国の税関当局の決定に対する少なくとも一の審級における行政上の審査。ただし、当該審査は、審査の対象となっている決定を行った職員又は部局と異なる職員又は部局によって行われることを条件とする。

(b)　(a)に規定する決定に対する司法当局又は準司法当局による審査

第四十八条　輸送中の産品又は蔵置されている産品

この協定は、前章及び前節の規定に適合する産品であって、この協定の効力発生の日に輸送中のもの、日本国若しくはメキシコにあるもの又は保税地域に一時蔵置されているものについて、適用することができる。ただし、輸出締約国の権限のある政府当局又は指定団体により第三十九条のA5の規定に従って遡及して発給された原産地証明書が、産品が直接輸送されたことを示す書類とともに、この協定の効力発生の日から四箇月以内に、輸入締約国の法令に従って輸入締約国の税関当局に提出されることを条件とする。

第四十九条　定義

1　前節及びこの節の規定の適用上、

(a)　「権限を与えられた代理人」とは、各締約国の法令に基づき輸出者により指名された者であって、当該輸出者のために原産地証明書に記入し、かつ、署名することについて責任を負うものをいう。

(b)　「商業上の輸入」とは、販売を目的として又は商業上、産業上その他同様の用途のために締約国に産品を輸入することをいう。

(c)　「権限のある政府当局」とは、各締約国の法令に従い、原産地証明書の発給若しくはその発給を行う団体の指定又は第三十九条のBに規定する認定輸出者の認定について責任を負う当局をいう。日本国については経済産業大臣又は権限を与えられたその代理者をいい、メキシコについては経済省をいう。

(d)　「税関当局」とは、各締約国の法令に従い、関税に関する法令の運用について責任を負う当局をいう。日本国については財務大臣又は権限を与えられたその代理者をいい、メキシコについては大蔵省をいう。

(e)　「原産品であるか否かの決定」とは、産品について前章の規定に従って行われる原産品であるか否かの決定をいう。

(f)　「輸出者」とは、輸出締約国に所在する者であって当該輸出締約国から産品を輸出するものをいう。

(g)　「同種の産品」とは、外見上の微細な差異（原産品であるか否かの決定に影響を与えないものをいう。）の有無にかかわらず、形状、品質及び社会的評価を含む全ての点において同一である産品をいう。

(h)　「輸入者」とは、輸入締約国に所在する者であって当該輸入締約国に産品を輸入するものをいう。

(i)　「関税上の特恵待遇」とは、この協定に従って原産品について適用する関税率をいう。

(j)　「生産者」とは、第三十八条に定義する生産者であって締約国に所在するものをいう。

(k)　「有効な原産地証明書」とは、第三十九条のA1に規定する様式による原産地証明書であって、前節の規定及び原産地証明書の様式に示された記入方法に従い、輸出者により記入され、かつ、署名され、輸出締約国の権限のある政府当局又は指定団体により押印され、かつ、署名されたものをいう。

(l)　「有効な原産地申告」とは、前節の規定に従い認定輸出者により作成された原産地申告をいう。

(m)　「有効な原産地証明」とは、有効な原産地証明書又は有効な原産地申告をいう。

(n)　「価額」とは、前章の規定の適用上用いられる産品又は材料の価額をいう。

2　この条に別段の定義がある場合を除くほか、前章に定める定義を適用する。

第三節　貿易の円滑化のための税関協力

第五十条　貿易の円滑化のための税関協力

各締約国は、貿易の円滑化を促進する上での税関当局の役割及び税関手続の重要性を認識して、両締約国間で取引される物品の速やかな通関のため、協力して次のことに努める。

(a)　情報通信技術を利用すること。

(b)　税関手続を簡素化すること。

(c)　税関手続を、関税協力理事会の主催の下で作成される標準規定及び勧告規定その他の関連する国際的な基準及び勧告された慣行に、可能な限り従わせること。

第五条

1　この議定書は、協定第五条5及び第百七十四条1の規定に基づき両締約国がそれぞれの国内法上の手続に従って承認するものとし、その承認を通知する外交上の公文が交換された日の後三十日目の日に効力を生ずる。

2　この議定書は、協定が有効である限り、効力を有する。

第六条

1　この議定書は、日本語、スペイン語及び英語をひとしく正文とする。解釈に相違がある場合には、英文による。

2　1の規定にかかわらず、

(a)　付表一は、ひとしく正文である日本語及び英語により作成される。

(b)　付表二は、ひとしく正文であるスペイン語及び英語により作成される。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの議定書に署名した。

二千十一年九月二十二日にメキシコ市で、本書二通を作成した。

日本国のために
目賀田周一郎

メキシコ合衆国のために
B・フェラーリ

付表一

1　協定附属書一第二節柱書き中第一文及び第二文を次のように改める。

次の1から33までに定める条件は、メキシコから輸入される原産品であって表5欄にこれらの番号を掲げた品目に分類されるものについて適用する。メキシコから輸入される原産品であって表5欄に「R」を掲げた品目に分類されるものは、二千十四年四月に第五条3(a)(i)の規定に従って両締約国が協議する対象となる産品とする。

2　協定附属書一第二節の注釈1(b)及び(d)の規定に関し、日本国の表に掲げる原産品の関税割当ては、次の規定に従って行う。

(b)(i)　八年目（二千十二年）から十二年目（二千十六年）までの合計割当数量は、それぞれ次のとおりとする。

(AA)　八年目（二千十二年）については、一万五百メートル・トン

(BB)　九年目（二千十三年）については、一万二千メートル・トン

(CC)　十年目（二千十四年）については、一万三千五百メートル・トン

(DD)　十一年目（二千十五年）については、一万五千メートル・トン

(EE)　十二年目（二千十六年）については、一万五千メートル・トン

(ii)　八年目（二千十二年）から十二年目（二千十六年）までの各期間に適用される枠内税率は、次のとおりとする。

(AA)　表2欄に一個の星印（＊）を付した品目に分類される原産品に適用される枠内税率は、日本国の平成十五年度初めにおける実行最恵国税率から当該実行最恵国税率の百分の十を減じて得た税率とする。

(BB)　表2欄に二個の星印（＊＊）を付した品目に分類される原産品に適用される枠内税率は、日本国の平成十五年度初めにおける実行最恵国税率から当該実行最恵国税率の百分の二十を減じて得た税率とする。

(CC)　表2欄に三個の星印（＊＊＊）を付した品目に分類される原産品に適用される枠内税率は、日本国の平成十五年度初めにおける実行最恵国税率から当該実行最恵国税率の百分の四十を減じて得た税率とする。

(d)　両締約国は、十一年目（二千十五年）において、第五条3(a)(i)の規定に従って、十二年目（二千十六年）の終了後の合計割当数量及び枠内税率について、特に、十二年目（二千十六年）の合計割当数量及び両締約国間の貿易の実績を考慮して協議する。協議の結果、両締約国間で合意が得られない場合には、合意が得られるまでの間、十二年目（二千十六年）の合計割当数量及び枠内税率を適用する。

3　協定附属書一第二節の注釈2(a)、(b)及び(d)の規定に関し、日本国の表に掲げる原産品の関税割当ては、次の規定に従って行う。

(a)　八年目（二千十二年）から十二年目（二千十六年）までの合計割当数量は、それぞれ次のとおりとする。

(i)　八年目（二千十二年）については、八万三千メートル・トン

(ii)　九年目（二千十三年）については、八万六千メートル・トン

(iii)　十年目（二千十四年）については、九万メートル・トン

(iv)　十一年目（二千十五年）については、九万メートル・トン

(v)　十二年目（二千十六年）については、九万メートル・トン

(b)　八年目（二千十二年）から十二年目（二千十六年）までの各期間に適用される枠内税率は、次のとおりとする。

(i)　表2欄に一個の星印（＊）を付した品目に分類される原産品のうち、課税価格が一キログラムにつき五十三円五十三銭以下のものについては、一キログラムにつき四百八十二円とする。表2欄に一個の星印（＊）を付した品目に分類される原産品のうち、課税価格が一キログラムにつき五十三円五十三銭を超え、五百三十五円五十三銭を一・〇二二で除して得た額以下のものについては、一キログラムにつき五百三十五円五十三銭と課税価格との差額とする。表2欄に一個の星印（＊）を付した品目に分類される原産品のうち、課税価格が一キログラムにつき五百三十五円五十三銭を一・〇二二で除して得た額を超えるものについては、二・二パーセントとする。

(ii)　表2欄に二個の星印（＊＊）を付した品目に分類される原産品のうち、課税価格が一キログラムにつき五百七十七円十五銭を〇・六四三で除して得た額以下のものについては、一キログラムにつき五百七十七円十五銭と課税価格に〇・六を乗じて得た額との差額とする。表2欄に二個の星印（＊＊）を付した品目に分類される原産品のうち、課税価格が一キログラムにつき五百七十七円十五銭を〇・六四三で除して得た額を超えるものについては、四・三パーセントとする。

(d)　両締約国は、十一年目（二千十五年）において、第五条3(a)(i)の規定に従って、十二年目（二千十六年）の終了後の合計割当数量及び枠内税率について、特に、十二年目（二千十六年）の合計割当数量及び両締約国間の貿易の実績を考慮して協議する。協議の結果、両締約国間で合意が得られない場合には、合意が得られるまでの間、十二年目（二千十六年）の合計割当数量及び枠内税率を適用する。

4　協定附属書一第二節の注釈4(b)及び(d)の規定に関し、日本国の表に掲げる原産品の関税割当ては、次の規定に従って行う。

(b)(i)　八年目（二千十二年）から十二年目（二千十六年）までの合計割当数量は、それぞれ次のとおりとする。

(AA)　八年目（二千十二年）については、八千六百メートル・トン

(BB)　九年目（二千十三年）については、八千七百メートル・トン

(CC)　十年目（二千十四年）については、八千八百メートル・トン

(DD)　十一年目（二千十五年）については、八千九百メートル・トン

(EE)　十二年目（二千十六年）については、九千メートル・トン

(ii)　八年目（二千十二年）から十二年目（二千十六年）までの各期間に適用される枠内税率は、日本国の平成二十二年度初めにおける実行最恵国税率から当該実行最恵国税率の百分の四十を減じて得た税率とする。

(d)　両締約国は、十一年目（二千十五年）において、第五条3(a)(i)の規定に従って、十二年目（二千十六年）の終了後の合計割当数量及び枠内税率について、特に、十二年目（二千十六年）の合計割当数量及び両締約国間の貿易の実績を考慮して協議する。協議の結果、両締約国間で合意が得られない場合には、合意が得られるまでの間、十二年目（二千十六年）の合計割当数量及び枠内税率を適用する。

5　協定附属書一第二節の注釈10(b)及び(d)の規定に関し、日本国の表に掲げる原産品の関税割当ては、次の規定に従って行う。

(b)(i)　八年目（二千十二年）から十二年目（二千十六年）までの合計割当数量は、それぞれ四千百メートル・トンとする。

(ii)　八年目（二千十二年）から十二年目（二千十六年）までの各期間に適用される枠内税率は、それぞれ次のとおりとする。

年	六月一日から一一月三〇日までの期間に適用される枠内税率	一二月一日から五月三一日までの期間に適用される枠内税率
八年目（二〇一二年）	七・四％	一四・八％
九年目（二〇一三年）	六・八％	一三・六％
一〇年目（二〇一四年）	六・二％	一二・四％
一一年目（二〇一五年）	五・六％	一一・二％
一二年目（二〇一六年）	五・〇％	一〇・〇％

(d)　両締約国は、十一年目（二千十五年）において、第五条3(a)(i)の規定に従って、十二年目（二千十六年）の終了後の合計割当数量及び枠内税率について、特に、十二年目（二千十六年）の合計割当数量及び両締約国間の貿易の実績を考慮して協議する。協議の結果、両締約国間で合意が得られない場合には、合意が得られるまでの間、十二年目（二千十六年）の合計割当数量及び枠内税率を適用する。

6　協定附属書一第二節の注釈13(a)、(b)及び(d)の規定に関し、日本国の表に掲げる原産品の関税割当ては、次の規定に従って行う。

(a)　八年目（二千十二年）から十二年目（二千十六年）までの合計割当数量は、それぞれ次のとおりとする。

（単位　メートル・トン）

年	統一システムの第二〇〇九・一一号又は第二〇〇九・一九号に分類される原産品についての割当数量	統一システムの第二〇〇九・一二号に分類される原産品についての割当数量	総数量（参考のためにのみ掲げられたもの）（注）
八年目（二〇一二年）	六、三六〇	二、二〇〇	六、八〇〇
九年目（二〇一三年）	六、五二〇	二、九〇〇	七、一〇〇
一〇年目（二〇一四年）	六、六八〇	三、六〇〇	七、四〇〇
一一年目（二〇一五年）	六、八四〇	四、三〇〇	七、七〇〇
一二年目（二〇一六年）	七、〇〇〇	五、〇〇〇	八、〇〇〇

注　「総数量」とは、統一システムの第二〇〇九・一一号及び第二〇〇九・一九号並びに第二〇〇九・一二号に分類される原産品についての割当数量の合計をいう。ただし、総数量を計算するに当たっては、統一システムの第二〇〇九・一二号に分類される原産品についての割当数量を統一システムの第二〇〇九・一一号又は第二〇〇九・一九号に分類される産品の相当量に換算する。その換算に当たっては、統一システムの第二〇〇九・一一号又は第二〇〇九・一九号に分類される産品の一メートル・トンは、統一システムの第二〇〇九・一二号に分類される産品の五メートル・トンに相当するものとする。

(b)　八年目（二千十二年）から十二年目（二千十六年）までの各期間に適用される枠内税率は、それぞれ次のとおりとする。

年	表2欄に一個の星印（＊）を付した品目に分類される原産品の枠内税率	表2欄に二個の星印（＊＊）を付した品目に分類される原産品の枠内税率	表2欄に三個の星印（＊＊＊）を付した品目に分類される原産品の枠内税率
八年目（二〇一二年）	一一・四％	一三・四％（その率が一キログラムにつき一〇円三四銭の従量税率より低いときは、当該従量税）	九・五％
九年目（二〇一三年）	一〇・一％	一二・一％（その率が一キログラムにつき九円一八銭の従量税率より低いときは、当該従量税）	八・四％
一〇年目（二〇一四年）	八・八％	一〇・四％（その率が一キログラムにつき八円二銭の従量税率より低いときは、当該従量税）	七・四％
一一年目（二〇一五年）	七・五％	八・九％（その率が一キログラムにつき六円八六銭の従量税率より低いときは、当該従量税）	六・三％
一二年目（二〇一六年）	六・三％	七・四％（その率が一キログラムにつき五円七〇銭の従量税率より低いときは、当該従量税）	五・三％

(d)　両締約国は、十一年目（二千十五年）において、第五条3(a)(i)の規定に従って、十二年目（二千十六年）の終了後の合計割当数量及び枠内税率について、特に、十二年目（二千十六年）の合計割当数量及び両締約国間の貿易の実績を考慮して協議する。協議の結果、両締約国間で合意が得られない場合には、合意が得られるまでの間、十二年目（二千十六年）の合計割当数量及び枠内税率を適用する。

7　協定附属書一第二節の注釈に次の33を加える。

33　関税割当ては、次の規定に従って行う。

(a)　八年目（二千十二年）から十二年目（二千十六年）までの合計割当数量は、それぞれ次のとおりとする。

(i)　八年目（二千十二年）については、五十メートル・トン

(ii)　九年目（二千十三年）については、六十メートル・トン

(iii)　十年目（二千十四年）については、七十メートル・トン

(iv)　十一年目（二千十五年）については、八十メートル・トン

(v)　十二年目（二千十六年）については、九十メートル・トン

(b)　八年目（二千十二年）から十二年目（二千十六年）までの各期間に適用される枠内税率は、二十五パーセント又は一キログラムにつき十二円五十銭の従量税率のうちいずれか高い税率とする。

(c)　(a)及び(b)の規定の適用上、関税割当ては、それぞれの輸出について輸出締約国が発給する証明書に基づき輸入締約国が関税割当ての証明書を発給して行う。両締約国は、これらの証明書を不当に遅滞することなく発給する。両締約国は、いずれか一方の締約国の要請があった場合には、これらの証明書の発給その他の運用に関連して生ずる問題を解決するため、できる限り速やかに協議する。

(d)　両締約国は、十一年目（二千十五年）において、第五条3(a)(i)の規定に従って、十二年目（二千十六年）の終了後の合計割当数量及び枠内税率について、特に、十二年目（二千十六年）の合計割当数量及び両締約国間の貿易の実績を考慮して協議する。協議の結果、両締約国間で合意が得られない場合には、合意が得られるまでの間、十二年目（二千十六年）の合計割当数量及び枠内税率を適用する。

8　次の表は、協定附属書一第二節の日本国の表の対応する部分に代わる。

1	2	3	4	5

関税率表番号	品名	基準税率	区分	注釈
○二○一・二○	その他の骨付き肉		Q	2
	四分体のもの		A	
○二○一・三○	その他のもの＊			
○二○二・一○	骨付きでない肉＊＊		Q	2
○二○二・二○	その他の骨付き肉＊＊		A	
○二○二・三○	骨付きでない肉			
	ロインのもの＊＊		Q	1
	かた、うで及びもものもの＊＊		Q	1
	ばらのもの＊＊		Q	1
	その他のもの＊		Q	1
○二○三・一二	骨付きのもも肉及び肩肉並びにこれらを分割したもの（骨付きのものに限る。）			
	いのししのもの			
	その他のもの＊		X	
○二○三・一九	その他のもの			
	いのししのもの			
	その他のもの＊			
○二○三・二二	骨付きのもも肉及び肩肉並びにこれらを分割したもの（骨付きのものに限る。）			

○二○三・二九	いのししのもの			
	その他のもの＊			
○二○六・一○	牛のもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）			
	臓器及び舌＊＊＊			
	その他のもの			
○二○六・二一	舌＊＊＊			
○二○六・二二	肝臓＊			
○二○六・二九	その他のもの			
	頬肉及び頭肉＊＊＊			
	その他のもの			
	臓器＊＊＊			
○二○六・四九	その他のもの＊			
	いのししのもの			
	その他のもの			
	臓器			

○二○七・一一	その他のもの＊			
○二○七・一二	分割してないもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）			
○二○七・一三	分割してないもの（冷凍したものに限る。）			
○二○七・一四	分割したもの及びくずのもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）			
	肝臓			
○二一○・一一	その他のもの			
	骨付きのもも			
	その他のもの			
○二一○・一二	骨付きのもも肉及び肩肉並びにこれらを分割したもの（骨付きのものに限る。）＊＊			
○二一○・一九	ばら肉及びこれを分割したもの＊＊			
	その他のもの＊＊			
○八○四・三○	パイナップル			
○八○五・一○	オレンジ			
○八一一・九○	その他のもの			
	砂糖を加えたもの			
	パイナップル			
	ベリー及びサワーチェリー			

○二○三・二九	いのししのもの			
	その他のもの＊			
○二○六・一○	牛のもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）			
	臓器及び舌＊＊＊			
	その他のもの			
○二○六・二一	舌＊＊＊			
○二○六・二二	肝臓＊			
○二○六・二九	その他のもの			
	頬肉及び頭肉＊＊＊			
	その他のもの			
	臓器＊＊＊			
○二○六・四九	その他のもの＊			
	いのししのもの			
	その他のもの			
	臓器			

○二○七・一一	その他のもの＊			
○二○七・一二	分割してないもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）			
○二○七・一三	分割してないもの（冷凍したものに限る。）			
○二○七・一四	分割したもの及びくずのもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）			
	肝臓			
○二一○・一一	その他のもの			
	骨付きのもも			
	その他のもの			
○二一○・一二	骨付きのもも肉及び肩肉並びにこれらを分割したもの（骨付きのものに限る。）＊＊			
○二一○・一九	ばら肉及びこれを分割したもの＊＊			
	その他のもの＊＊			
○八○四・三○	パイナップル			
○八○五・一○	オレンジ			
○八一一・九○	その他のもの			
	砂糖を加えたもの			
	パイナップル			
	ベリー及びサワーチェリー			

P	A	Q	Q	1
		Q		1
Q	X	1		
Q	Q	1		
X				
Q	A	2		
		Q	A	2

X	X	Q	Q	4
		Q		4
		X		
Q	X	10	R	
Q	Q	2		
Q	Q	2		
Q	Q	2		
Q	Q	4		
Q	Q	4		
Q	Q	4		
Q	Q	4		
Q	Q	2		

	桃及び梨	七%	B6	
	パパイヤ、ポポー、アボカドー、グアバ、ドリアン、ビリンビ、チャンペダ、ナンカ、パンの実、ランブータン、ジャンボ、レンブ、サポテ、チェリモア、サントル、シュガーアップル、マンゴー、カスターアップル、パッションフルーツ、ランソム、マンゴスチン、サワーサップ及びレイシ	六%	B4	
	その他のもの		X	
	りんご及びかんきつ類（グレープフルーツ、レモン及びライムを除く。）			
	その他のもの	一二%	B8	
	その他のもの			
	パイナップル		X	R
	パパイヤ、ポポー、アボカドー、グアバ、ドリアン、ビリンビ、チャンペダ、ナンカ、パンの実、ランブータン、ジャンボ、レンブ、サポテ、チェリモア、サントル、シュガーアップル、マンゴー、カスターアップル、パッションフルーツ、ランソム、マンゴスチン、サワーサップ及びレイシ	三・六%	B4	
	ベリー	三%	B4	
	桃及び梨	七%	B6	
	カムカム		X	
	その他のもの			
	りんご及びかんきつ類（グレープフルーツ、レモン及びライムを除く。）		X	
	その他のもの	一二%	B8	
一〇〇一・一〇	デュラム小麦		X	R
一一〇一・〇〇	小麦粉及びメスリン粉		X	R
一一〇三・一一	小麦のもの		X	R
一六〇二・三一	七面鳥のもの			
	腸、ぼうこう又は胃の全形のもの及び断片（単に水煮したものに限る。）		A	
	その他のもの			
	牛若しくは豚の肉又は牛若しくは豚のくず肉を含有するもの		Q	4
	その他のもの		A	
一六〇二・三二	鶏（ガルルス・ドメスティクス）のもの			
	腸、ぼうこう又は胃の全形のもの及び断片（単に水煮したものに限る。）		A	
	その他のもの			
	牛若しくは豚の肉又は牛若しくは豚のくず肉を含有するもの		Q	4
	その他のもの		Q	4
一六〇二・三九	その他のもの			
	腸、ぼうこう又は胃の全形のもの及び断片（単に水煮したものに限る。）		A	
	その他のもの			
	牛若しくは豚の肉又は牛若しくは豚のくず肉を含有するもの		Q	4
	その他のもの		A	
一六〇二・四一	もも肉及びこれを分割したもの			
	ハム及びベーコン（滅菌したものを除く。）、プレスハム（豚の肉又はくず肉及びつなぎから成るものに限る。）並びにその他の調製をし又は保存に適する処理をした物品で豚の肉又はくず肉（一個の重量が一〇グラム以上のものに限る。）のみから成るもの（調味料、香辛料その他これらに類する物品を加えてあるかないかを問わない。）**		Q	2
	その他のもの		X	
一六〇二・四二	肩肉及びこれを分割したもの			
	・ハム及びベーコン（滅菌したものを除く。）、プレスハム（豚の肉又はくず肉及びつなぎから成るものに限る。）並びにその他の調製をし又は保存に適する処理をした物品で豚の肉又はくず肉（一個の重量が一〇グラム以上のものに限る。）のみから成るもの（調味料、香辛料その他これらに類する物品を加えてあるかないかを問わない。）**		Q	2
	その他のもの		X	
一六〇二・四九	その他のもの（混合物を含む。）			
	腸、ぼうこう又は胃の全形のもの及び断片（単に水煮したものに限る。）		A	
	その他のもの			
	ハム及びベーコン（滅菌したものを除く。）、プレスハム（豚の肉又はくず肉及びつなぎから成るものに限る。）並びにその他の調製をし又は保存に適する処理をした物品で豚の肉又はくず肉（一個の重量が一〇グラム以上のものに限る。）のみから成るもの（調味料、香辛料その他これらに類する物品を加えてあるかないかを問わない。）**		Q	2
	その他のもの		X	
一六〇二・五〇	牛のもの			
	腸、ぼうこう又は胃の全形のもの及び断片（単に水煮したものに限る。）		A	
	その他のもの			
	牛の臓器及び舌のもの		X	
	その他のもの			
	牛の肉及びくず肉（臓器及び舌を除く。）の含有量の合計が全重量の三〇%未満のもの		X	
	その他のもの			
	単に水煮した後に乾燥したもの		X	
	調味した後に乾燥したもの及びコーンビーフ*		Q	1
	その他のもの			
	気密容器入りのもの（野菜を含むものに限る。）*		Q	1
	その他のもの		X	
一七〇一・一二	甘しや糖		X	R
一七〇一・九一	香味料又は着色料を加えたもの		X	R
一七〇一・九九	その他のもの		X	R
一七〇二・二〇	かえで糖及びかえで糖水			
	かえで糖		X	
	かえで糖水		X	R

一七〇二・六〇	その他の果糖及び果糖水（果糖の含有量が乾燥状態において全重量の五〇%を超えるものに限るものとし、転化糖を除く。）			
	りゅうぜつらん（アガヴェ・テクイラナ及びアガヴェ・サルミアナ）の液汁、エキス又は濃縮物から得た果糖水（ブリックス値が七四を超えるもののうち、乾燥状態において、しょ糖の含有量が全重量の四%以下で、ぶどう糖の含有量が全重量の二五%以下であり、かつ、果糖の含有量が全重量の七〇%を超えるものに限るものとし、精製してあるかないかを問わず、香味料、着色料又は砂糖その他の甘味料を加えたものを除く。）		Q	33
	その他のもの		X	
一七〇三・一〇	甘しや糖蜜			
	グルタミン酸及びその塩、酵母、リジン、五′―リボヌクレオチド及びその塩その他政令で定める物品の製造に使用するもの		X	R
	その他のもの			
	飼料用のもの		A	
	注　税関の監督の下で飼料の原料として使用するものに限る。			
	その他のもの		X	R
一七〇三・九〇	その他のもの			
	グルタミン酸及びその塩、酵母、リジン、五′―リボヌクレオチド及びその塩その他政令で定める物品の製造に使用するもの		X	R
	その他のもの			
	飼料用のもの		A	
	注　税関の監督の下で飼料の原料として使用するものに限る。			
	その他のもの		X	R
一七〇四・一〇	チューインガム（砂糖で覆ってあるかないかを問わない。）		X	R
一七〇四・九〇	その他のもの			
	甘草エキス（菓子にしたものを除く。）		A	
	その他のもの		X	R
一八〇六・一〇	ココア粉（砂糖その他の甘味料を加えたものに限る。）			
	砂糖を加えたもの		X	R
	その他のもの	二二・五%	B8	
二〇〇九・一一	冷凍したもの			
	砂糖を加えたもの			
	しょ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の一〇%以下のもの*		Q	13
	その他のもの**		Q	13
	その他のもの			
	しょ糖の含有量が全重量の一〇%以下のもの***		Q	13
	その他のもの*		Q	13
二〇〇九・一二	冷凍してないもの（ブリックス値が二〇以下のものに限る。）			
	砂糖を加えたもの			
	しょ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の一〇%以下のもの*		Q	13
	その他のもの**		Q	13
	その他のもの			
	しょ糖の含有量が全重量の一〇%以下のもの***		Q	13
	その他のもの*		Q	13
二〇〇九・一九	その他のもの			
	砂糖を加えたもの			
	しょ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の一〇%以下のもの*		Q	13
	その他のもの**		Q	13
	その他のもの			
	しょ糖の含有量が全重量の一〇%以下のもの***		Q	13
	その他のもの*		Q	13
二〇〇九・四一	ブリックス値が二〇以下のもの		X	R
二〇〇九・四九	その他のもの		X	R
二一〇六・九〇	その他のもの			
	ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇%以上の調製品		X	
	その他のもの			
	米、小麦（ライ小麦を含む。）又は大麦（裸麦を含む。）のいずれかの含有量が全重量の三〇%を超える調製食料品		X	
	その他のもの			
	糖水（着色料又は香味料を加えたものに限る。）			
	分蜜糖のもの		X	R
	その他のもの		X	
	チューインガム	五%	B6	
	こんにゃく		X	
	飲料製造に使用する種類の調製品でアルコールを含有するもの（アルコール分が〇・五%を超えるものに限る。）			
	果汁をもととした調製品（アルコール分が一%未満のものに限る。）		X	
	その他のもの		A	
	その他のもの			
	砂糖を加えたもの			
	ビタミンをもととした栄養補助食品	二二・五%	Ca	
	その他のもの		X	
	その他のもの			
	調製食用脂（第〇四・〇五項の物品の含有量が全重量の一五%を超え三〇%未満のものに限る。）		X	
	アルコールを含有しない飲料のもと			

おたねにんじん又はそのエキスを含有するもの			
その他のもの			
その他のもの	一〇％	Ｃａ	Ｘ
第〇四・一〇項の物品のもの			
その他のもの			
ビタミンをもととした栄養補助食品及び植物性たんぱくを加水分解したもの	九％	Ｂ６	
その他のもの	一二・五％	Ｃａ	
たんぱく質変性防止剤（冷凍すり身の製造に使用する種類のものでソルビトールその他の政令で定める物品に政令で定める調製を加えたものに限る。）		Ａ	
その他のもの	一〇％	Ｃａ	Ｘ
ひじき（ヒジキア・フスィフォルミス）			
その他のもの			

（付表二は、スペイン語及び英語により作成され、この議定書の不可分の一部を成す。）

審査報告書

平成二十三年度分の地方交付税の総額の特例等に関する法律等の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成二十三年十一月二十九日

総務委員長　藤末　健三

参議院議長　平田　健二殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、地方財政の状況等に鑑み、東日本大震災に係る復興事業等の実施のための特別の財政需要等に対応する震災復興特別交付税を交付できるようにするため、平成二十三年度分として交付すべき地方交付税の総額及び同年度分の一般会計から交付税及び譲与税配付金特別会計への繰入金の額の算定について特例を設けるとともに、同年度分として交付すべき普通交付税及び特別交付税の総額の特例を設けるほか、震災復興特別交付税の額の決定に関する特例等を設けようとするものであり、妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行のため、平成二十三年度一般会計補正予算（第3号）により交付税及び譲与税配付金特別会計の交付税及び譲与税配付金勘定において、一般会計から同特別会計に繰り入れられる地方交付税交付金を一兆六千六百三十五億二千五百十二万六千円増額することとしている。

平成二十三年度分の地方交付税の総額の特例等に関する法律等の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成二十三年十一月二十四日

衆議院議長　横路　孝弘

参議院議長　平田　健二殿

平成二十三年度分の地方交付税の総額の特例等に関する法律等の一部を改正する法律案

平成二十三年度分の地方交付税の総額の特例等に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十三年度分の地方交付税の総額の特例等に関する法律の一部改正）

第一条　平成二十三年度分の地方交付税の総額の特例等に関する法律（平成二十三年法律第四十一号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

東日本大震災に対処するための平成二十三年度分の地方交付税の総額の特例等に関する法律

第一条中「千二百億円」の下に「並びに東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。）に係る災害復旧事業、復興事業その他の事業の実施のため特別の財政需要があること及び東日本大震災のため財政収入の減少があることを考慮して地方団体（地方交付税法第二条第二号に規定する地方団体をいう。第五条第一項において同じ。）に対して交付する特別交付税（次条及び第

経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件
平成二十三年度分の地方交付税の総額の特例等に関する法律等の一部を改正する法律案

五条第一項において「震災復興特別交付税」という。）に充てるための一兆六千六百三十五億二千五百十二万六千円（第三条及び第四条において「震災復興特別交付税額」という。）」を加える。

第二条中「千二百億円」の下に「及び震災復興特別交付税に充てるための一兆六千六百三十五億二千五百十二万六千円」を加える。

第三条中「と千二百億円との合算額」を「、千二百億円及び震災復興特別交付税額の合算額」に改め、同条の次に次の二条を加える。

（震災復興特別交付税額の一部の平成二十四年度における交付等）

第四条　平成二十三年度分として交付すべき地方交付税のうち震災復興特別交付税額については、東日本大震災に係る災害復旧事業、復興事業その他の事業の実施状況を勘案して総務大臣が定める額以内の額を、平成二十三年度内に交付しないで、地方交付税法第六条第二項の当該年度の前年度以前の年度における地方交付税でまだ交付していない額として、平成二十四年度分として交付すべき地方交付税の総額に加算して交付することができる。

2　前項の規定により震災復興特別交付税額の一部を平成二十四年度分の地方交付税の総額に加算して交付する場合においては、同年度分として交付すべき普通交付税の総額は、同項の規定により震災復興特別交付税額の一部を加算する前の地方交付税の総額から地方交付税法第二十条の三第二項の規定により同年度分の地方交付税の総額に算入される額（以下この項において「返還金等の額」という。）を控除した額の百分の九十四に相当する額とし、同年度分として交付すべき特別交付税の総額は、前項の規定により震災復興特別交付税額の一部を加算する前の地方交付税の総額から返還金等の額を控除した額の百分の六に相当する額に返還金等の額と同項の規定により加算された震災復興特別交付税額の一部との合算額を加算した額とする。

（震災復興特別交付税の額の決定時期及び決定時期ごとに決定すべき額の特例）

第五条　平成二十三年度及び平成二十四年度において、各地方団体に交付すべき震災復興特別交付税の額の決定については、地方交付税法第十五条第二項の規定にかかわらず、東日本大震災に係る災害復旧事業、復興事業その他の事業の実施状況及び東日本大震災のための財政収入の減少の状況を勘案して、総務省令で定めるところにより、決定時期及び決定時期ごとに決定すべき額に関し特例を設けるものとする。

2　前項の場合における地方交付税法第十五条、第十六条、第十八条から第二十条まで、第二十三条及び第二十四条の規定の適用については、同法第十五条第二項中「特別交付税の額を」とあるのは「特別交付税の額（東日本大震災に対処するための平成二十三年度分の地方交付税の総額の特例等に関する法律（平成二十三年法律第四十一号）第一条に規定する震災復興特別交付税の額を除く。以下この項において同じ。）を」と、「当該年度の特別交付税の総額」とあるのは「、平成二十三年度にあつては同年度の特別交付税の総額から同条に規定する震災復興特別交付税額を、平成二十四年度にあつては同年度の特別交付税の総額から同法第四条第二項に規定する加算された震災復興特別交付税額の一部をそれぞれ控除した額」と、同条第四項中「又は前項」とあるのは「若しくは前項又は東日本大震災に対処するための平成二十三年度分の地方交付税の総額の特例等に関する法律第五条第一項」と、同法第二十条第一項中「前二条」とあるのは「前二条並びに東日本大震災に対処するための平成二十三年度分の地方交付税の総額の特例等に関する法律第五条第一項」と、同条第二項中「第八項」とあるのは「第八項並びに東日本大震災に対処するための平成二十三年度分の地方交付税の総額の特例等に関する法律第五条第一項」と、同法第二十三条第三号中「又は第十五条」とあるのは「若しくは第十五条又は東日本大震災に対処するための平成二十三年度分の地方交付税の総額の特例等に関する法律第五条第一項」とする。

（地方交付税法の一部改正）

第二条　地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）の一部を次のように改正する。

第十八条第一項中「第十五条第三項」を「第十五条第四項」に改める。

第二十条第一項中「及び第三項」を「から第四項まで」に改め、同条第二項中「第十五条第二項」の下に「及び第三項」を加える。

附則第六条の三の次に次の一条を加える。

（東日本大震災全国緊急防災施策に係る地方債の元利償還に要する経費の基準財政需要額への算入）

第六条の四　地方団体が東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）からの復興を図ることを目的として東日本大震災復興基本法（平成二十三年法律第七十六号）第二条に定める基本理念に基づき平成二十三年度から平成二十七年度までの間において実施する施策のうち全国的に、かつ、緊急に実施する防災のための施策に要する費用に充てるために平成二十三年度に起こした地方債で総務大臣が指定したものに係る元利償還に要する経費は、平成二十四年度以降において、この法律の定めるところにより、当該地方団体に対して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入するものとする。

（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部改正）

第三条　東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）の一部を次のように改正する。

第九条を次のように改める。

第九条　削除

第十条第一号イ中「地方税法改正法及び震災特例法」を「地方税法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第三十号。以下この条において「地方税法改正法」という。）及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号。以下この条において「震災特例法」という。）」に改め、同号ハ中「及び地方税法等改正法」を「、東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための地方税法及び東日本大震災に

対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第九十六号。以下この条において「地方税法等改正法」という。）及び地方税法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第　　号）」に改め、同条第二号ニ中「自動車取得税交付金」の下に「（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第百四十三条の規定により市町村に交付するものとされる自動車取得税に係る交付金をいう。）」を加える。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。

（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部改正に伴う調整規定）

第二条　この法律の施行の日が地方税法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第　　号）の施行の日前である場合には、同日の前日までの間における第三条の規定による改正後の東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第十条第一号ハの規定の適用については、同号ハ中「、東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための地方税法及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第九十六号。以下この条において「地方税法等改正法」という。）とする。

審査報告書

東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律案右は多数をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成二十三年十一月二十九日

総務委員長　藤末　健三

参議院議長　平田　健二殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、東日本大震災からの復興を図ることを目的として東日本大震災復興基本法第二条に定める基本理念に基づき平成二十三年度から平成二十七年度までの間において実施する施策のうち全国的に、かつ、緊急に地方公共団体が実施する防災のための施策に要する費用の財源を確保するため、平成二十六年度から平成三十五年度までの各年度分の個人住民税の均等割の標準税率について、道府県民税及び市町村民税いずれも、年額五百円を加算した額とする地方税法の特例を定めようとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行による地方税の増収見込額は、初年度五百四十億円、平年度六百億円である。

附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項について、その実現に努めるべきである。

一、個人住民税均等割の標準税率の特例措置については、法案の修正の経緯を踏まえ、住民の生命・財産の安全に直結する緊急防災・減災事業の財源確保のために講じられるものであることを明らかにしつつ、国民の理解が得られるよう、周知広報を徹底すること。また、法案の修正に伴い、緊急防災・減災事業の実施に不測の支障が生ずることのないよう措置すること。

二、緊急防災・減災事業の実施については、各地方公共団体の自主的判断を尊重するとともに、円滑な事業の執行に向け、適切な支援を行うこと。また、同事業を実施しなかった団体や既定経費の節減等により個人住民税均等割の税率を引き上げることなく同事業を実施した団体を不利益に取り扱うことのないようにすること。

三、緊急防災・減災事業の実施に伴い同種の既存事業の縮減が行われ、個人住民税均等割の税率の引上げにより得られた財源が他の事業の財源として振り替えられたのと同様の結果を招くことのないようにすること。

右決議する。

東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成二十三年十一月二十四日

衆議院議長　横路　孝弘

参議院議長　平田　健二殿

（小字及び――は衆議院修正）

東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律案

東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律

（趣旨）

第一条　この法律は、東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）からの復興を図ることを目的として東日本大震災復興基本法（平成二十三年法律第七十六号）第二条に定める基本理念に基づき平成二十三年度から平成二十七年度までの間において実施する施策のうち全国的に、かつ、緊急に地方公共団体が実施する防災のための施策に要する費用の財源を確保するため、臨時の措置として個人の道府県民税（個人の都民税を含む。以下同じ。）及び個人の市町村民税（個人の特別区民税を含む。以下同じ。）の均等割の標準税率並びに道府県たばこ税（都たばこ税を含む。以下同じ。）及び市町村たばこ税（特別区たばこ税を含む。以下同じ。）の税率について、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の特例を定めるものとする。

（個人の道府県民税及び市町村民税の税率の特例）

第二条　平成二十六年度から平成三十〇五年度までの各年度分の個人の道府県民税に限り、均等割の標準税率は、地方税法第三十八条の規定にかかわらず、同条に規定する額に二百円を加算した額とする。

2　平成二十六年度から平成三十〇五年度までの各年度分の個人の市町村民税に限り、均等割の標準税率は、地方税法第三百十条の規定にかかわらず、同条に規定する額に三百円を加算した額とする。

（道府県たばこ税及び市町村たばこ税の税率の特例）

第三条　平成二十四年十月一日から平成二十九年九月三十日までの間に地方税法第七十四条の二第一項の売渡し又は同条第二項の売渡し若しくは消費等が行われた製造たばこに係る道府県たばこ税の税率は、同法第七十四条の五の規定にかかわらず、千本につき同条に規定する額に三百九十五円を加算した額とする。

2　平成二十四年十月一日から平成二十九年九月三十日までの間に地方税法第七十四条の二第一項の売渡し又は同条第二項の売渡し若しくは消費等が行われた製造たばこに係る道府県たばこ税の税率は、同法第七十四条の五の規定にかかわらず、千本につき同条に規定する額に百八十八円を加算した額とする。

3　平成二十四年十月一日から平成二十九年九月三十日までの間に地方税法第四百六十五条第一項の売渡し又は同条第二項の売渡し若しくは消費等が行われた製造たばこに係る市町村たばこ税の税率は、同法第四百六十八条の規定にかかわらず、千本につき同条に規定する額に六百五円を加算した額とする。

4　平成二十四年十月一日から平成二十九年九月三十日までの間に地方税法第四百六十五条第一項の売渡し又は同条第二項の売渡し若しくは消費等が行われたたばこ事業法附則第二条の規定による廃止前の製造たばこ定価法第一条第一項に規定する紙巻たばこ三級品の当該廃止の時における品目と同一である喫煙用の紙巻たばこに係る市町村たばこ税の税率は、地方税法第四百六十八条及び附則第三十条の二の規定にかかわらず、千本につき同条に規定する額に二百八十七円を加算した額とする。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三条並びに次条、附則第四条及び附則第五条の規定は、平成二十四年十月一日から施行する。

（道府県たばこ税及び市町村たばこ税に関する経過措置）

第二条　平成二十四年十月一日前に課した、又は課すべきであった道府県たばこ税については、なお従前の例による。

2　平成二十四年十月一日前に地方税法第七十四条の二第一項の売渡し又は同条第二項の売渡し若しくは消費等（同法第七十四条の六第一項第一号及び第二号に規定する売渡しを除く。）が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等（同法第七十四条の二第一項に規定する卸売販売業者等をいう。以下この項及び第七項において同じ。）又は小売販売業者がある場合において、これらの者が東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第　号）附則第三条第一項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定により復興特別たばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこを同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、これらの者が卸売販売業者等である場合には当該製造たばこの貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には当該製造たばこを直接管理する当該小売販売業者の営業所の所在する都道府県において道府県たばこ税を課する。この場合における道府県たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、次の各号に掲げる製造たばこの区分に応じ当該各号に定める税率により道府県たばこ税を課する。

一　製造たばこ（次号に掲げる製造たばこを除く。）　千本につき三百九十五円

二　第三条第二項に規定する紙巻たばこ　千本につき百八十八円

3　前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、総務省令で定める様式によって、次に掲げる事項を記載した申告書を平成二十四年十月一日から起算して一月以内に、当該貯蔵場所又は小売販売業者の営業所の所在地の都道府県知事に提出しなければならない。

一　所持する製造たばこの区分（たばこ税法（昭和五十九年法律第七十二号）第二条第二項に規定する製造たばこの区分をいう。以下この号において同じ。）及び区分ごとの数量並びに当該数量により算出した道府県たばこ税の課税標準となる製造たばこの本数

二　前号の本数により算定した前項の規定による道府県たばこ税額

三　その他参考となるべき事項

4　第二項に規定する者が、前項の規定による申告書を、第十項に規定する市町村たばこ税に係る申告書又は東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法附則第三条第二項に規定する復興特別たばこ税に係る申告書と併せて、これらの規定に規定する市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）又は税務署長に提出したときは、その提出を受けた市町村長又は税務署長は、前項の規定による申告書を受理することができる。この場合においては、当該申告書は、同項に規定する都道府県知事に提出されたものとみなす。

5　第三項の規定による申告書を提出した者は、平成二十五年四月一日までに、当該申告書に記載した同項第二号に掲げる道府県たばこ税額に相当する金額を当該申告書を提出した都道府県に納付しなければならない。

6　第二項の規定により道府県たばこ税を課する場合には、同項から前項までに規定するもののほか、次の表の上欄に掲げる地方税法の規定中同表の中欄に掲げる字句は同表の下欄に掲げる字句に読み替えて、同法の規定中道府県たばこ税に関する部分（同法第七十四条の六、第七十四条の十、第七十四条の十一及び第七十四条の十四の規定を除く。）を適用する。

第七十四条の四第二項	前項	東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第　号。以下この節において「臨時特例法」という。）附則第二条第二項
第七十四条の十二第一項	第七十四条の十第一項から第三項までの規定によつて申告書	臨時特例法附則第二条第三項の規定によつて申告書
	第七十四条の十第一項から第三項までの規定によつて申告納付する	臨時特例法附則第二条第三項及び第五項の規定によつて申告納付する
第七十四条の十二第二項	第七十四条の十第一項から第三項まで	臨時特例法附則第二条第三項
第七十四条の二十第一項	第七十四条の十第一項から第三項まで若しくは第五項	臨時特例法附則第二条第三項
第七十四条の二十一第一項	経過する日	経過する日（当該経過する日が平成二十五年四月一日前である場合には、同日）
第七十四条の二十一第二項及び第七十四条の二十二第一項	第七十四条の十第一項又は第三項	臨時特例法附則第二条第五項
第七十四条の二十二第二項	第七十四条の十第一項若しくは第三項の納期限又は第七十四条の十三第一項	臨時特例法附則第二条第五項

7　卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、当該都道府県の区域内に小売販売業者の営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第二項の規定により道府県たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた場合には、当該道府県たばこ税に相当する金額を、地方税法第七十四条の十四の規定に準じて、同条の規定による当該製造たばこにつき納付された、又は納付されるべき道府県たばこ税額に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、当該卸売販売業者等に係る道府県たばこ税額から控除し、又は当該卸売販売業者等に還付する。この場合において、当該卸売販売業者等が同法第七十四条の十第一項から第三項まで又は第五項の規定により都道府県知事に提出すべき申告書には、総務省令で定めるところにより、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した書類を添付しなければならない。

8　平成二十四年十月一日前に課した、又は課すべきであった市町村たばこ税については、なお従前の例による。

9　平成二十四年十月一日前に地方税法第四百六十五条第一項の売渡し又は同条第二項の売渡し若しくは消費等（同法第四百六十九条第一項第一号及び第二号に規定する売渡しを除く。）が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等（同法第四百六十五条第一項に規定する卸売販売業者等をいう。以下この項及び第十四項において同じ。）又は小売販売業者がある場合において、これらの者が東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法附則第三条第一項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定により復興特別たばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこを同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、これらの者が卸売販売業者等である場合には当該製造たばこの貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には当該製造たばこを直接管理する当該小売販売業者の営業所の所在する市町村（特別区を含む。以下同じ。）において市町村たばこ税を課する。この場合における市町村たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、次の各号に掲げる製造たばこの区分に応じ当該各号に定める税率により市町村たばこ税を課する。

一　製造たばこ（次号に掲げる製造たばこを除く。）　千本につき六百五円

二　第三条第四項に規定する紙巻たばこ　千本につき二百八十七円

10　前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、総務省令で定める様式によって、次に掲げる事項を記載した申告書を平成二十四年十月一日から起算して一月以内に、当該貯蔵場所又は小売販売業者の営業所の所在地の市町村長に提出しなければならない。

一　所持する製造たばこの区分（たばこ税法第二条第二項に規定する製造たばこの区分をいう。以下この号において同じ。）及び区分ごとの数量並びに当該数量により算出した市町村たばこ税の課税標準となる製造たばこの本数

二　前号の本数により算定した前項の規定による市町村たばこ税額

三　その他参考となるべき事項

11　第九項に規定する者が、前項の規定による申告書を、第三項に規定する道府県たばこ税に係る申告書又は東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法附則第三条第二項に規定する復興特別たばこ税に係る申告書と併せて、これらの規定に規定する都道府県知事又は税務署長に提出したときは、その提出を受けた都道府県知事又は税務署長は、前項の規定による申告書を受理することができる。この場合においては、当該申告書は、同項に規定する市町村長に提出されたものとみなす。

12　第十項の規定による申告書を提出した者は、平成二十五年四月一日までに、当該申告書に記載した同項第二号に掲げる市町村たばこ税額に相当する金額を当該申告書を提出した市町村に納付しなければならない。

13　第九項の規定により市町村たばこ税を課する場合には、同項から前項までに規定するもののほか、次の表の上欄に掲げる地方税法の規定中同表の中欄に掲げる字句は同表の下欄に掲げる字句に読み替えて、同法の規定中市町村たばこ税に関する部分（同法第四百六十九条、第四百七十三条、第四百七十四条及び第四百七十七条の規定を除く。）を適用する。

第四百六十七条第二項	前項	東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第　号。以下この節において「臨時特例法」という。）附則第二条第九項
第四百七十五条第一項	第四百七十三条第一項又は第二項の規定によつて申告書	臨時特例法附則第二条第十項の規定によつて申告

	第四百七十三条第一項又は第二項の規定によつて申告納付する	臨時特例法附則第二条第十項及び第十二項の規定によつて申告納付する
第四百七十五条第二項	第四百七十三条第一項若しくは第二項	臨時特例法附則第二条第十項
第四百八十条第一項	第四百七十三条第一項、第二項若しくは第四項	臨時特例法附則第二条第十項
第四百八十一条第一項	経過する日	経過する日（当該経過する日が平成二十五年四月一日前である場合には、同日）
第四百八十一条第二項及び第四百八十二条第一項	第四百七十三条第一項又は第二項	臨時特例法附則第二条第十二項
第四百八十二条第三項	第四百七十三条第一項若しくは第二項の納期限又は第四百七十六条第一項	臨時特例法附則第二条第十二項

14　卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、当該市町村の区域内に小売販売業者の営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第九項の規定により市町村たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた場合には、当該市町村たばこ税に相当する金額を、地方税法第四百七十七条の規定に準じて、同条の規定による当該製造たばこにつき納付された、又は納付されるべき市町村たばこ税額に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、当該卸売販売業者等に係る市町村たばこ税額から控除し、又は当該卸売販売業者等に還付する。この場合において、当該卸売販売業者等が同法第四百七十三条第一項、第二項又は第四項の規定により市町村長に提出すべき申告書には、総務省令で定めるところにより、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した書類を添付しなければならない。

（政令への委任）

第三条　前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（地方税法等の一部を改正する法律の一部改正）

第四条　地方税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第四号）の一部を次のように改正する。

附則第十二条第十一項中「百分の百二十」を「百分の百二十七」に改める。

（経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための地方税法等の一部を改正する法律の一部改正）

第五条　経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための地方税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第　号）の一部を次のように改正する。

附則第十条第二項中「百分の百十三」を「百分の百二十六」に改め、同条第三項中「百分の百十四」を「百分の百二十」に改める。

審査報告書

経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための地方税法等の一部を改正する法律案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。

よって要領書を添えて報告する。

平成二十三年十一月二十九日

総務委員長　藤末　健三

参議院議長　平田　健二殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図る観点から、個人住民税における退職所得の十パーセント税額控除廃止、更正の請求期間の延長等の納税環境の整備等を行おうとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行に伴う地方税の増収見込額は、初年度十億円、平年度百八十四億円である。

経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための地方税法等の一部を改正する法律案（第百七十七回国会内閣提出、本院継続審査）

右の内閣提出案は本院において修正議決した。

よってこれを送付する。

平成二十三年十一月二十四日

衆議院議長　横路　孝弘

参議院議長　平田　健二殿

（小字及び――は衆議院修正）

経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための地方税法等の一部を改正する法律案

経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための地方税法等の一部を改正する法律（及び地方法人特別税等に関する暫定措置法の一部を改正する法律）

（地方税法の一部改正）

第一条　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二十一条・第二十二条」を「第二十一条―第二十二条の二」に、「第七十二条の四十九の六」を「第七十二条の四十九の十」に、「第七十二条の四十九の七」を「第七十二条の四十九の十一」に改める。

第十五条の九第三項中「第二十条の九の三第四項ただし書」を「第二十条の九の三第五項ただし書」に改める。

第十七条の四第一項第二号中「不服申立て」の下に「又は訴え」を加える。

第十七条の五第一項中「、決定又は賦課決定」を「又は決定」に、「三年」を「五年」に改め、同条第四項中「前三項」を「前各項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項中「道府県民税及び市町村民税の均等割（第二十六条第一項及び第三百十二条第一項に規定する法人に対して課するものに限る。）若しくは法人税割に係る更正若しくは決定、道府県民税の利子割、法人の行う事業に対して課する事業税若しくは特別土地保有税に係る更正、決定若しくは加算金の決定又は」を削り、「固定資産税若しくは」を「固定資産税又は」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項中「課税標準若しくは」を「課税標準又は」に改め、「更正若しくは」及び「又は加算金の額を減少させる加算金の決定」を削り、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2　前項の規定により更正をすることができないこととなる日前六月以内にされた第二十条の九の三第一項の規定による更正の請求に係る更正は、前項の規定にかかわらず、当該更正の請求があつた日から六月を経過する日まで、することができる。当該更正に伴う加算金の決定をすることができる期間についても、同様とする。

3　賦課決定は、法定納期限の翌日から起算して三年を経過した日以後においては、することができない。

第十八条第一項中「本款」を「この款」に改め、同項第一号中「前条第一項第一号」を「第十七条の五第二項又は前条第一項第一号」に、「第二号又は」を「第二号若しくは」に、「同条第一項第一号」を「第十七条の五第二項の更正若しくは決定があつた日又は前条第一項第一号」に、「又は同条第三項各号」を「若しくは同条第三項各号」に改める。

第十八条の四第一項中「第二章」の下に「（第八条を除く。）」を、「第三章」の下に「（第十四条を除く。）」を加える。

第十九条中「本款」を「この款」に改め、同条第五号中「第七十二条の四十九第一項」を「第七十二条の四十八の二第一項」に改める。

第二十条の九の三第一項中「一年」を「五年」に改め、同条第五項中「から第三項まで」を「から第四項まで」に改め、同項を同条第六項とし、同条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3　更正の請求をしようとする者は、その請求に係る更正前の課税標準等又は税額等、当該更正後の課税標準等又は税額等、その更正の請求をする理由、当該請求をするに至つた事情の詳細その他参考となるべき事項を記載した更正請求書を地方団体の長に提出しなければならない。

第一章第十五節中第二十二条の次に次の一条を加える。

（虚偽の更正の請求に関する罪）

第二十二条の二　第二十条の九の三第三項に規定する更正請求書に偽りの記載をして地方団体の長に提出した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2　法人の代表者（人格のない社団等の管理人を含む。）又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の罰金刑を科する。

3　人格のない社団等について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその人格のない社団等を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とす

る場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第二十三条第一項第四号の四中「、第六十八条の十の二第五項」及び「、第六十八条の十二第七項」を削り、同項中第十号を削り、第九号を第十号とし、第八号の次に次の五号を加える。

九　特定扶養親族　扶養親族のうち、年齢十九歳以上二十三歳未満の者をいう。

九の二　成年扶養親族　扶養親族のうち、年齢二十三歳以上七十歳未満の者をいう。

九の三　特定成年扶養親族　成年扶養親族のうち、次に掲げる者をいう。

イ　年齢六十五歳以上七十歳未満の者

ロ　所得税法第二条第一項第三十二号イからハまでに掲げる者

ハ　障害者

ニ　介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第十九条第一項に規定する要介護認定又は同条第二項に規定する要支援認定（ホにおいて「要介護認定等」という。）を受けている者

ホ　道府県民税の納税義務者と生計を一にする配偶者その他の親族のうち要介護認定等を受けている者と同居を常況としている者又はこれに準ずると認められる者

ヘ　イからホまでに掲げるもののほか、就労が困難な者として政令で定める者

九の四　老人扶養親族　扶養親族のうち、年齢七十歳以上の者をいう。

九の五　控除対象扶養親族　年齢十六歳以上十九歳未満の扶養親族、特定扶養親族、成年扶養親族（特定成年扶養親族以外の成年扶養親族にあつては、前年の合計所得金額が五百万円未満である道府県民税の納税義務者の成年扶養親族に限る。）及び老人扶養親族をいう。

第二十四条の二第五項の表第五十三条第四十四項の項中「第五十三条第四十四項」を「第五十三条第四十三項」に改める。

第二十六条の見出しを「（徴税吏員の道府県民税に関する調査に係る質問検査権）」に改め、同条第一項中「検査する」を「検査し、若しくは当該物件（その写しを含む。）の提示若しくは提出を求める」に改め、同条第四項中「第一項」の下に「及び第三項」を加え、「質問又は検査」を「道府県の徴税吏員」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　道府県の徴税吏員は、政令で定めるところにより、第一項の規定により提出を受けた物件を留め置くことができる。

第二十七条第一項第二号を次のように改める。

二　前条第一項の規定による物件の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに応ぜず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件（その写しを含む。）を提示し、若しくは提出した者

第三十二条第八項中「当該純損失」を「当該純損失の金額」に改め、「その提出期限まで（国の税務官署においてやむを得ない事情があると認めるときは、その提出期限後）に」を削り、「その後において」を「当該純損失の金額の生じた年の末日の属する年度の翌々年度以後の年度分の道府県民税について連続して」に改め、「（その提出期限後において道府県民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものを含む。）」及び「連続して」を削り、同条第九項中「第四十五条の二第一項第四号に掲げる事項を記載した同条第一項又は第三項」を「第四十五条の二第一項又は第三項」に、「提出した場合（市町村長においてやむを得ない事情があると認める場合には、これらの申告書をその提出期限後において道府県民税の納税通知書が送達される時までに提出した場合を含む。）において」を「提出し、かつ」に改め、「（その提出期限後において道府県民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものを含む。）」を削り、同条第十一項中「同法第二十八条第二項に規定する給与所得控除額」を「次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額」に改め、同項に次の各号を加える。

一　前年中の所得税法第二十八条第一項に規定する給与等（次号において「給与等」という。）の収入金額が千五百万円以下である場合　同条第二項に規定する給与所得控除額の二分の一に相当する金額

二　前年中の給与等の収入金額が千五百万円を超える場合　百二十五万円

第三十四条第一項第十一号を次のように改める。

十一　控除対象扶養親族を有する所得割の納税義務者　各控除対象扶養親族につき、次のイからハまでに掲げる控除対象扶養親族の区分に応じそれぞれイからハまでに定める金額

イ　年齢十六歳以上十九歳未満の扶養親族及び成年扶養親族　三十三万円（特定成年扶養親族以外の成年扶養親族にあつては、当該納税義務者の前年の合計所得金額が四百万円を超える場合には、三十三万円から当該納税義務者の前年の合計所得金額のうち四百万円を超える部分の金額の百分の三十三に相当する金額（当該相当する金額に一万円未満の端数があるとき、又は当該相当する金額の全額が一万円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額）を控除した残額）

ロ　特定扶養親族　四十五万円

ハ　老人扶養親族　三十八万円

第三十四条第五項中「第一項第十一号」を「第一項第十一号ハ」に改め、同条第九項中「特定扶養親族」を「年齢十六歳以上十九歳未満の扶養親族、特定扶養親族、特定成年扶養親族若しくはその他の成年扶養親族」に改め、「若しくはその他の控除対象扶養親族」を削り、「時の現況による」の下に「ものとし、同項第九号の三ホに規定する要介護認定等を受けている者が同日前に既に死亡している場合における同号ホに規定する同居を常況としている者又はこれに準ずると認められる者に該当するかどうかの判定は、その死亡の時の現況による」を加える。

第三十七条第一号イの表(8)中「控除対象扶養親族（」の下に「特定成年扶養親族以外の成年扶養親族のうち前年の合計所得金額が四百万円を超える所得割の納税義務者の成年扶養親族及び」を加える。

第四十五条の二第一項第七号中「扶養親族」の下に「（前年の合計所得金額が五百万円以上である者にあつては、特定成年扶養親族以外の成年扶養親族を除く。）」を加える。

第四十五条の三の二第一項第二号中「扶養親族」の下に「（前年の合計所得金額が五百万円以

上である給与所得者にあつては、特定成年扶養親族以外の成年扶養親族を除く。）」を加える。

第四十五条の三の三第一項第二号中「扶養親族」の下に「（前年の合計所得金額が五百万円以上である公的年金等受給者にあつては、特定成年扶養親族以外の成年扶養親族を除く。）」を加える。

第五十条の七第一項中「添附しなければ」を「添付しなければ」に改め、同項第二号中「及び」を「並びに」に改め、「退職手当等があるときは」の下に「当該退職手当等が所得税法第三十条第四項に規定する特定役員退職手当等又は特定役員退職手当等以外の退職手当等のいずれに該当するかの別及び」を加え、同項第四号中「第三十条第四項第三号」を「第三十条第五項第三号」に改める。

第五十二条第二項第四号中「次条第三十項、第三十一項、第三十三項及び第三十六項」を「次条第二十九項、第三十項、第三十二項及び第三十五項」に改める。

第五十三条第一項中「第三十項及び第三十一項」を「第二十九項及び第三十項」に、「第四十四項」を「第四十三項」に改め、同条第二項中「第三十六項」を「第三十五項」に、「第四十四項」を「第四十三項」に改め、同条第三項中「第四十四項」を「第四十三項」に、「第四十二条の五の二第五項」及び「、第四十二条の七第七項」を削り、同条第六項第二号中「第三十六項」を「第三十五項」に改め、同条第七項中「七年以内」を「九年以内」に、「前七年内事業年度」を「前九年内事業年度」に改め、同条第九項中「七年」を「九年」に改め、「第四十二条の五の二第五項及び」、第四十二条の七第七項」を削り、同条第十項中「第三十六項」を「第三十五項」に改め、同条第十一項中「第四十四項」を「第四十三項」に改める。

第五十四条の二第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改め、同条第二項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第五十五条の二第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第五十六条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第五十七条の二第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第五十八条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第五十九条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第六十条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第六十一条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第六十二条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第六十三条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第六十四条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第六十五条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第六十六条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第六十七条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第六十八条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第六十九条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第七十条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第七十一条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第七十二条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第七十三条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第七十四条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第七十五条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第七十六条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第七十七条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第七十八条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第七十九条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第八十条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第八十一条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第八十二条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第八十三条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第八十四条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第八十五条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第八十六条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第八十七条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第八十八条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第八十九条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第九十条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第九十一条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第九十二条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第九十三条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第九十四条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第九十五条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第九十六条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第九十七条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第九十八条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第九十九条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第百条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第百一条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第百二条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第百三条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第百四条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第百五条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第百六条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第百七条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第百八条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第百九条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第百十条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第百十一条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第百十二条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第百十三条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第百十四条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第百十五条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第百十六条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第百十七条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第百十八条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第百十九条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第百二十条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第百二十一条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第百二十二条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第百二十三条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第百二十四条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第百二十五条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第百二十六条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第百二十七条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第百二十八条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第百二十九条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第百三十条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第百三十一条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第百三十二条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第百三十三条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第百三十四条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第百三十五条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第百三十六条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第百三十七条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第百三十八条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第百三十九条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第百四十条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第百四十一条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第百四十二条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第百四十三条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第百四十四条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第百四十五条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第百四十六条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第百四十七条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第百四十八条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第百四十九条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第百五十条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第百五十一条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第百五十二条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第百五十三条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第百五十四条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第百五十五条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第百五十六条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第百五十七条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第百五十八条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第百五十九条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第百六十条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第百六十一条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第百六十二条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第百六十三条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第百六十四条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第百六十五条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第百六十六条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第百六十七条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第百六十八条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第百六十九条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第百七十条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第百七十一条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第百七十二条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第百七十三条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第百七十四条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第百七十五条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第百七十六条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第百七十七条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第百七十八条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第百七十九条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第百八十条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第百八十一条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第百八十二条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第百八十三条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第百八十四条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第百八十五条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第百八十六条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第百八十七条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第百八十八条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第百八十九条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第百九十条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第百九十一条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第百九十二条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第百九十三条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第百九十四条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第百九十五条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第百九十六条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第百九十七条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第百九十八条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第百九十九条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第二百条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第二百一条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第二百二条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第二百三条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第二百四条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第二百五条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第二百六条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第二百七条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第二百八条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第二百九条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第二百十条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第二百十一条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第二百十二条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第二百十三条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第二百十四条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第二百十五条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第二百十六条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第二百十七条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第二百十八条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第二百十九条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第二百二十条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第二百二十一条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第二百二十二条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第二百二十三条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第二百二十四条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第二百二十五条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第二百二十六条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第二百二十七条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第二百二十八条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第二百二十九条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第二百三十条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第二百三十一条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第二百三十二条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第二百三十三条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第二百三十四条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第二百三十五条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第二百三十六条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第二百三十七条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第二百三十八条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第二百三十九条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第二百四十条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第二百四十一条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第二百四十二条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第二百四十三条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第二百四十四条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第二百四十五条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第二百四十六条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第二百四十七条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第二百四十八条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第二百四十九条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第二百五十条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第二百五十一条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第二百五十二条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第二百五十三条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第二百五十四条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第二百五十五条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第二百五十六条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第二百五十七条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第二百五十八条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第二百五十九条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第二百六十条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第二百六十一条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第二百六十二条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第二百六十三条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第二百六十四条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第二百六十五条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第二百六十六条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第二百六十七条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第二百六十八条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第二百六十九条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第二百七十条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第二百七十一条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第二百七十二条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第二百七十三条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第二百七十四条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第二百七十五条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第二百七十六条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第二百七十七条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第二百七十八条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第二百七十九条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第二百八十条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第二百八十一条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第二百八十二条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第二百八十三条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第二百八十四条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第二百八十五条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第二百八十六条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第二百八十七条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第二百八十八条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第二百八十九条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第二百九十条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第二百九十一条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第二百九十二条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第二百九十三条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第二百九十四条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第二百九十五条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第二百九十六条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第二百九十七条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第二百九十八条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第二百九十九条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第三百条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第三百一条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第三百二条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第三百三条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第三百四条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第三百五条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第三百六条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第三百七条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第三百八条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第三百九条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第三百十条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第三百十一条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第三百十二条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第三百十三条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第三百十四条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第三百十五条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第三百十六条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第三百十七条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第三百十八条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第三百十九条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第三百二十条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第三百二十一条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第三百二十二条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第三百二十三条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第三百二十四条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第三百二十五条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第三百二十六条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第三百二十七条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第三百二十八条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第三百二十九条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第三百三十条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第三百三十一条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第三百三十二条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第三百三十三条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第三百三十四条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第三百三十五条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第三百三十六条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第三百三十七条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第三百三十八条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第三百三十九条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第三百四十条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第三百四十一条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第三百四十二条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第三百四十三条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第三百四十四条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第三百四十五条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第三百四十六条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第三百四十七条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第三百四十八条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第三百四十九条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第三百五十条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第三百五十一条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第三百五十二条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第三百五十三条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第三百五十四条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第三百五十五条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第三百五十六条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第三百五十七条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第三百五十八条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第三百五十九条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第三百六十条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第三百六十一条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第三百六十二条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第三百六十三条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第三百六十四条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第三百六十五条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第三百六十六条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第三百六十七条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第三百六十八条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第三百六十九条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第三百七十条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第三百七十一条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第三百七十二条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第三百七十三条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第三百七十四条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第三百七十五条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第三百七十六条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第三百七十七条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第三百七十八条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第三百七十九条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第三百八十条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第三百八十一条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第三百八十二条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第三百八十三条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第三百八十四条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第三百八十五条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第三百八十六条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第三百八十七条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第三百八十八条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第三百八十九条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第三百九十条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第三百九十一条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第三百九十二条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第三百九十三条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第三百九十四条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第三百九十五条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第三百九十六条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第三百九十七条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第三百九十八条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第三百九十九条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第四百条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第四百一条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第四百二条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第四百三条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第四百四条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第四百五条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第四百六条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第四百七条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第四百八条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第四百九条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第四百十条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第四百十一条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第四百十二条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第四百十三条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第四百十四条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第四百十五条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第四百十六条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第四百十七条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第四百十八条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第四百十九条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第四百二十条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第四百二十一条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第四百二十二条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第四百二十三条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第四百二十四条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第四百二十五条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第四百二十六条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第四百二十七条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第四百二十八条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第四百二十九条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第四百三十条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第四百三十一条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第四百三十二条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第四百三十三条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第四百三十四条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第四百三十五条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第四百三十六条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第四百三十七条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第四百三十八条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第四百三十九条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第四百四十条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第四百四十一条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第四百四十二条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第四百四十三条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第四百四十四条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第四百四十五条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第四百四十六条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第四百四十七条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第四百四十八条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第四百四十九条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第四百五十条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第四百五十一条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第四百五十二条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第四百五十三条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第四百五十四条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第四百五十五条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第四百五十六条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第四百五十七条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第四百五十八条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第四百五十九条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第四百六十条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第四百六十一条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第四百六十二条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第四百六十三条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第四百六十四条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第四百六十五条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第四百六十六条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第四百六十七条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第四百六十八条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第四百六十九条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第四百七十条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第四百七十一条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第四百七十二条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第四百七十三条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第四百七十四条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第四百七十五条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第四百七十六条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第四百七十七条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第四百七十八条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第四百七十九条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第四百八十条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第四百八十一条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第四百八十二条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第四百八十三条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第四百八十四条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第四百八十五条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第四百八十六条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第四百八十七条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第四百八十八条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第四百八十九条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第四百九十条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第四百九十一条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第四百九十二条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第四百九十三条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第四百九十四条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第四百九十五条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第四百九十六条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第四百九十七条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第四百九十八条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第四百九十九条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第五百条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第五百一条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第五百二条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第五百三条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第五百四条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第五百五条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第五百六条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第五百七条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第五百八条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第五百九条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第五百十条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第五百十一条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第五百十二条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第五百十三条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第五百十四条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第五百十五条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第五百十六条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第五百十七条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第五百十八条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第五百十九条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第五百二十条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第五百二十一条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第五百二十二条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第五百二十三条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第五百二十四条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第五百二十五条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第五百二十六条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第五百二十七条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第五百二十八条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第五百二十九条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第五百三十条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第五百三十一条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第五百三十二条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第五百三十三条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第五百三十四条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第五百三十五条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第五百三十六条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第五百三十七条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第五百三十八条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第五百三十九条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第五百四十条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第五百四十一条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第五百四十二条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第五百四十三条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第五百四十四条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第五百四十五条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第五百四十六条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第五百四十七条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第五百四十八条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第五百四十九条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第五百五十条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第五百五十一条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第五百五十二条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第五百五十三条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第五百五十四条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第五百五十五条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第五百五十六条第一項中「第三十六項」を「第三十五項」に改める。

第五百五十七条第一項中「第三十六項」を「

二　前条第一項の規定による物件の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに応ぜず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件（その写しを含む。）を提示し、若しくは提出した者

第七十二条の八第二項中「第七十二条の三十七第一項及び第二項」の下に、「第七十二条の四十九第二項」を加え、「第七十二条の四十九の六第二項」を「第七十二条の四十九の十第二項」に改める。

第七十二条の二十三第一項ただし書中「第五十七条第七項及び第八項」を「第五十七条第八項及び第九項」に、「第五十八条第三項」を「第五十八条第四項」に改め、同条第二項第四号中「（平成九年法律第百二十三号）」を削り、同条第三項中「七年」を「九年」に、「第五項から第八項まで」を「第六項から第九項まで」に、「第三項」を「第四項」に改める。

第七十二条の三十三の二第一項に後段として次のように加える。

この場合においては、同条第三項に規定する更正請求書には、同項に規定する事項のほか、当該修正申告書を提出した日又は当該更正若しくは決定の通知を受けた日を記載しなければならない。

第七十二条の三十三の二第二項に後段として次のように加える。

この場合においては、同条第三項に規定する更正請求書には、同項に規定する事項のほか、国の税務官署が当該更正又は決定の通知をした日を記載しなければならない。

第七十二条の三十九の二第一項中「第六十六条の四第十五項第一号」を「第六十六条の四第十七項第一号」に改める。

第七十二条の三十九の三第一項中「第六十六条の四第十五項第一号」を「第六十六条の四第十七項第一号」に改める。

第七十二条の三十九の四第一項中「第六十六条の八十八第十六項第一号」を「第六十八条の八十八第十八項第一号」に改める。

第七十二条の三十九の五第一項中「第六十八条の八十八第十六項第一号」を「第六十八条の八十八第十八項第一号」に改める。

第七十二条の四十九中第十二項を第十三項とし、第十一項を第十二項とし、第十項を第十一項とし、同条第九項中「第七項前段」を「第八項前段」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項中「第六項ただし書」を「第七項ただし書」に改め、同項を同条第九項とし、同条中第七項を第八項とし、第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

5　前項の規定による更正の請求をしようとする法人は、その請求に係る更正前の第二十条の九の三第六項に規定する課税標準等又は税額等、当該更正後の同項に規定する課税標準等又は税額等その他参考となるべき事項を記載した更正請求書を関係道府県知事に提出しなければならない。

第七十二条の四十九を第七十二条の四十八の二とし、同条の次に次の一条を加える。

（虚偽の更正の請求に関する罪）

第七十二条の四十九　前条第五項に規定する更正請求書に偽りの記載をして関係道府県知事に提出した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2　法人の代表者又は代理人、使用人その他の従業者が、その法人の業務又は財産に関して、前項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人に対し、同項の罰金刑を科する。

3　人格のない社団等について前項の規定の適用がある場合においては、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき当該人格のない社団等を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第七十二条の四十九の五の見出しを「（総務省の職員の法人の事業税に関する調査に係る質問検査権）」に改め、同条第一項中「第七十二条の四十九第七項又は第八項の」を「第七十二条の四十八の二第八項又は第九項に規定する」に改め、「指定する者」の下に「（以下この条から第七十二条の四十九の十までにおいて「総務省指定職員」という。）」を加え、「検査する」を「検査し、若しくは当該物件（その写しを含む。）の提示若しくは提出を求める」に改め、同条第三項中「当該職員」を「当該総務省指定職員」に改め、同条第四項中「第一項」の下に「及び前項」を加え、「質問又は検査」を「総務省指定職員」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　総務省指定職員は、政令で定めるところにより、第一項の規定により提出を受けた物件を留め置くことができる。

第七十二条の四十九の十四を第七十二条の四十九の十八とする。

第七十二条の四十九の十三第二項中「第七十二条の四十九の八第一項」を「第七十二条の四十九の十二第一項」に、「あん分して」を「按分して」に改め、同条第四項中「第七十二条の四十九の十一」を「第七十二条の四十九の十五」に改め、同条を第七十二条の四十九の十七とする。

第七十二条の四十九の十二を第七十二条の四十九の十六とする。

第七十二条の四十九の十一中「第七十二条の四十九の七」を「第七十二条の四十九の十一」に改め、同条を第七十二条の四十九の十五とする。

第七十二条の四十九の十を第七十二条の四十九の十四とし、第七十二条の四十九の九を第七十二条の四十九の十三とする。

第七十二条の四十九の八第十一項中「第七十二条の四十九の十第一項」を「第七十二条の四十九の十四第一項」に改め、同条を第七十二条の四十九の十二とする。

第七十二条の四十九の七を第七十二条の四十九の十一とする。

第七十二条の四十九の六第一項第一号中「前条第一項」を「第七十二条の四十九の五第一項」に改め、同項第二号を次のように改める。

二　第七十二条の四十九の五第一項の規定による物件の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに応ぜず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件（その写しを含む。）を提示し、若しくは提出した者

第七十二条の四十九の六第一項第三号中「前条第一項」を「第七十二条の四十九の五第一項」に、「総務省の職員」を「総務省指定職員」に改め、第二章第二節第二款中同条を第七十二条の四十九の十とする。

第七十二条の四十九の五の次に次の四条を加える。

（総務省の職員の法人の事業税に関する調査の事前通知等）

第七十二条の四十九の六　総務大臣は、総務省

指定職員に前条第一項第一号に掲げる者（以下この条から第七十二条の四十九の八までにおいて「納税義務者」という。）に対し実地の調査において前条の規定による質問、検査又は提示若しくは提出の要求（以下この条及び第七十二条の四十九の八において「質問検査等」という。）を行わせる場合には、あらかじめ、当該納税義務者（当該納税義務者について税務代理人（税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）第三十条（同法第四十八条の十六において準用する場合を含む。）の書面を提出している税理士若しくは同法第四十八条の二に規定する税理士法人又は同法第五十一条第一項の規定による通知をした弁護士若しくは同条第三項の規定による通知をした弁護士法人をいう。以下この項、第七十二条の四十九の八第三項、第七十二条の六十三の二第一項及び第七十二条の六十三の四第三項において同じ。）がある場合には、当該税務代理人を含む。）に対し、その旨及び次に掲げる事項を通知するものとする。

一　質問検査等を行う実地の調査（以下この条において単に「調査」という。）を開始する日時

二　調査を行う場所

三　調査の目的

四　法人の行う事業に対する事業税に関する調査である旨

五　調査の対象となる期間

六　調査の対象となる帳簿書類その他の物件

七　その他調査の適正かつ円滑な実施に必要なものとして政令で定める事項

2　総務大臣は、前項の規定による通知を受けた納税義務者から合理的な理由を付して同項第一号又は第二号に掲げる事項について変更するよう求めがあつた場合には、当該事項について協議するよう努めるものとする。

3　第一項の規定は、総務省指定職員が、当該調査により当該調査に係る同項第三号から第六号までに掲げる事項以外の事項について課税標準額の更正又は決定及びその分割の調査のために必要があることとなつた場合において、当該事項に関し質問検査等を行うことを妨げるものではない。この場合において、同項の規定は、当該事項に関する質問検査等については、適用しない。

（事前通知を要しない場合）

第七十二条の四十九の七　前条第一項の規定にかかわらず、総務大臣が調査の相手方である納税義務者の過去の調査結果の内容又はその営む事業内容に関する情報その他総務大臣が保有する情報に鑑み、違法又は不当な行為を容易にし、正確な事実の把握を困難にするおそれその他法人の行う事業に対する事業税に関する調査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認める場合には、同項の規定による通知を要しない。

（総務省の職員の法人の事業税に関する調査の終了の際の手続）

第七十二条の四十九の八　総務大臣は、法人の行う事業に対する事業税に関する実地の調査を行つた結果、課税標準額の総額の更正若しくは決定又は分割基準の修正若しくは決定の必要があると認められない場合には、納税義務者であつて当該調査において質問検査等の相手方となつた者に対し、その時点において課税標準額の総額の更正若しくは決定又は分割基準の修正若しくは決定の必要があると認められない旨を書面により通知するものとする。

2　総務大臣は、法人の行う事業に対する事業税に関する調査の結果、課税標準額の総額の更正若しくは決定又は分割基準の修正若しくは決定の必要があると認められる場合には、当該納税義務者に対し、その時点において課税標準額の総額の更正若しくは決定又は分割基準の修正若しくは決定の必要があると認められる旨及びその理由を説明するものとする。

3　実地の調査により質問検査等を行つた納税義務者について税務代理人がある場合において、当該納税義務者の同意がある場合には、当該納税義務者への第一項又は前項の規定による通知又は説明に代えて、当該税務代理人へのこれらの規定による通知又は説明を行うことができる。

（政令への委任）

第七十二条の四十九の九　第七十二条の四十九の五から前条までに定めるもののほか、総務省の職員の法人の事業税に関する調査の実施に関し必要な事項は、政令で定める。

第七十二条の五十第一項中「第七十二条の四十九の八第一項に」を「第七十二条の四十九の十二第一項に」に、「第七十二条の四十九の八第一項ただし書」を「第七十二条の四十九の十二第一項ただし書」に、「第七十二条の四十九の八第一項の」を「第七十二条の四十九の十二第一項の」に改める。

第七十二条の五十四第二項中「第七十二条の四十九の十三第一項」を「第七十二条の四十九の十七第一項」に、「本条」を「この条」に、「あん分して」を「按分して」に改める。

第七十二条の五十五第一項中「第七十二条の四十九の八第一項」を「第七十二条の四十九の十二第一項」に、「第七十二条の四十九の十四第一項」を「第七十二条の四十九の十四第一項」に、「本項」を「この項」に、「第七十二条の四十九の八第二項」を「第七十二条の四十九の十二第二項」に改め、同条第二項中「第七十二条の四十九の八第六項」を「第七十二条の四十九の十二第六項」に改める。

第七十二条の六十三の見出しを「（総務省の職員の個人の事業税に関する調査に係る質問検査権）」に改め、同条第一項中「第六項」を「第七項」に改め、「指定する者」の下に「（以下この条から第七十二条の六十四までにおいて「総務省指定職員」という。）」を加え、「検査する」を「検査し、若しくは当該物件（その写しを含む。）の提示若しくは提出を求める」に改め、同条第二項中「当該職員」を「当該総務省指定職員」に改め、同条第三項中「第一項」の下に「又は前項」を加え、「質問又は検査」を「総務省指定職員」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　総務省指定職員は、政令で定めるところにより、第一項の規定により提出を受けた物件を留め置くことができる。

第七十二条の六十三の次に次の四条を加える。

（総務省の職員の個人の事業税に関する調査の事前通知等）

第七十二条の六十三の二　総務大臣は、総務省指定職員に前条第一項第一号に掲げる者（以下この条から第七十二条の六十三の四までにおいて「納税義務者」という。）に対し実地の調査において前条の規定による質問、検査又は

提示若しくは提出の要求（以下この条及び第七十二条の六十三の四において「質問検査等」という。）を行わせる場合には、あらかじめ、当該納税義務者（当該納税義務者について税務代理人がある場合には、当該税務代理人を含む。）に対し、その旨及び次に掲げる事項を通知するものとする。

一　質問検査等を行う実地の調査（以下この条において単に「調査」という。）を開始する日時

二　調査を行う場所

三　調査の目的

四　個人の行う事業に対する事業税に関する調査である旨

五　調査の対象となる期間

六　調査の対象となる帳簿書類その他の物件

七　その他調査の適正かつ円滑な実施に必要なものとして政令で定める事項

2　総務大臣は、前項の規定による通知を受けた納税義務者から合理的な理由を付して同項第一号又は第二号に掲げる事項について変更するよう求めがあつた場合には、当該事項について協議するよう努めるものとする。

3　第一項の規定は、総務省指定職員が、当該調査により当該調査に係る同項第三号から第六号までに掲げる事項以外の事項について課税標準額の更正又は決定及びその分割の調査のために必要があることとなつた場合において、当該事項に関し質問検査等を行うことを妨げるものではない。この場合において、同項の規定は、当該事項に関する質問検査等については、適用しない。

（事前通知を要しない場合）

第七十二条の六十三の三　前条第一項の規定にかかわらず、総務大臣が調査の相手方である納税義務者の過去の調査結果の内容又はその営む事業内容に関する情報その他総務大臣が保有する情報に鑑み、違法又は不当な行為を容易にし、正確な事実の把握を困難にするおそれその他個人の行う事業に対する事業税に関する調査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認める場合には、同項の規定による通知を要しない。

（総務省の職員の個人の事業税に関する調査の終了の際の手続）

第七十二条の六十三の四　総務大臣は、個人の行う事業に対する事業税に関する実地の調査を行つた結果、課税標準額の総額の更正若しくは決定又は分割基準の修正若しくは決定の必要があると認められない場合には、納税義務者であつて当該調査において質問検査等の相手方となつた者に対し、その時点において課税標準額の総額の更正若しくは決定又は分割基準の修正若しくは決定の必要があると認められない旨を書面により通知するものとする。

2　総務大臣は、個人の行う事業に対する事業税に関する調査の結果、課税標準額の総額の更正若しくは決定又は分割基準の修正若しくは決定の必要があると認められる場合には、当該納税義務者に対し、その時点において課税標準額の総額の更正若しくは決定又は分割基準の修正若しくは決定の必要があると認められる旨及びその理由を説明するものとする。

3　実地の調査により質問検査等を行つた納税義務者について税務代理人がある場合において、当該納税義務者の同意がある場合には、当該納税義務者への第一項又は前項の規定による通知又は説明に代えて、当該税務代理人へのこれらの規定による通知又は説明を行うことができる。

（政令への委任）

第七十二条の六十三の五　第七十二条の六十三から前条までに定めるもののほか、総務省の職員の個人の事業税に関する調査の実施に関し必要な事項は、政令で定める。

第七十二条の六十四第一項第一号中「前条第一項」を「第七十二条の六十三第一項」に改め、同項第二号を次のように改める。

二　第七十二条の六十三第一項の規定による物件の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに応ぜず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件（その写しを含む。）を提示し、若しくは提出した者

第七十二条の六十四第一項第三号中「前条第一項」を「第七十二条の六十三第一項」に、「総務省の職員」を「総務省指定職員」に改める。

第七十二条の八十四の見出しを「（徴税吏員の譲渡割に関する調査に係る質問検査権）」に改め、同条第一項中「検査する」を「検査し、若しくは当該物件（その写しを含む。）の提示若しくは提出を求める」に改め、同条第四項中「第一項」の下に「又は前項」を加え、「質問又は検査」を「道府県の徴税吏員」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　道府県の徴税吏員は、政令で定めるところにより、第一項の規定により提出を受けた物件を留め置くことができる。

第七十二条の八十五第一項第二号を次のように改める。

二　前条第一項の規定による物件の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに応ぜず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件（その写しを含む。）を提示し、若しくは提出した者

第七十二条の九十に後段として次のように加える。

この場合においては、同条第三項に規定する更正請求書には、同項に規定する事項のほか、税務官署が当該更正の通知をした日を記載しなければならない。

第七十三条の八の見出しを「（徴税吏員の不動産取得税に関する調査に係る質問検査権）」に改め、同条第一項中「検査する」を「検査し、若しくは当該物件（その写しを含む。）の提示若しくは提出を求める」に改め、同条第五項中「第一項」の下に「又は第四項」を加え、「質問又は検査」を「道府県の徴税吏員」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　道府県の徴税吏員は、政令で定めるところにより、第一項の規定により提出を受けた物件を留め置くことができる。

第七十三条の九第一項第二号を次のように改める。

二　前条第一項の規定による物件の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに応ぜず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件（その写しを含む。）を提示し、若しくは提出した者

第七十四条の五中「千五百四円」を「八百六十円」に改める。

第七十四条の七の見出しを「（徴税吏員のたばこ税に関する調査に係る質問検査権）」に改め、

同条第一項中「検査する」を「検査し、若しくは当該物件（その写しを含む。）の提示若しくは提出を求める」に改め、同条第七項中「又は第三項」を「、第三項又は第六項」に、「質問若しくは検査又は採取」を「道府県の徴税吏員」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6　道府県の徴税吏員は、政令で定めるところにより、第一項の規定により提出を受けた物件を留め置くことができる。

第七十四条の八第一項第三号を次のように改める。

三　前条第一項の規定による物件の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに応ぜず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件（その写しを含む。）を提示し、若しくは提出した者

第七十五条の二第三号中「第二十三条第一項第九号」を「第二十三条第一項第十号」に改める。

第七十七条の見出しを「（徴税吏員のゴルフ場利用税に関する調査に係る質問検査権）」に改め、同条第一項中「検査する」を「検査し、若しくは当該物件（その写しを含む。）の提示若しくは提出を求める」に改め、同条第五項中「第一項」の下に「又は第四項」を加え、「質問又は検査」を「道府県の徴税吏員」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　道府県の徴税吏員は、政令で定めるところにより、第一項の規定により提出を受けた物件を留め置くことができる。

第七十八条第一項第二号を次のように改める。

二　前条第一項の規定による物件の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに応ぜず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件（その写しを含む。）を提示し、若しくは提出した者

第七十九条第一項第二号を次のように改める。

二　前条第一項の規定による物件の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに応ぜず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件（その写しを含む。）を提示し、若しくは提出した者

第八十条の見出しを「（軽油引取税に関する調査に係る質問検査権）」に改め、同条第一項中「検査する」を「検査し、若しくは当該物件（その写しを含む。）の提示若しくは提出を求める」に改め、同条第五項中「第一項」の下に「又は第四項」を加え、「質問又は検査」を「道府県の徴税吏員」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　道府県の徴税吏員は、政令で定めるところにより、第一項の規定により提出を受けた物件を留め置くことができる。

第八十二条の十二第一項第二号を次のように改める。

二　前条第一項の規定による物件の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに応ぜず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件（その写しを含む。）を提示し、若しくは提出した者

第八十四条の三十八の見出しを「（総務省の職員の軽油引取税に関する調査に係る質問検査権）」に改め、同条第一項中「指定する職員」の下に「（以下この条から第百四十四条の三十九までにおいて「総務省指定職員」という。）」を加え、「検査させる」を「検査させ、若しくは当該物件（その写しを含む。）の提示若しくは提出を求めさせる」に改め、同条第二項及び第三項中「当該職員」を「当該総務省指定職員」に改め、同条第四項中「又は第二項」を「、第二項又は前項」に、「当該職員」を「総務省指定職員」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　総務省指定職員は、政令で定めるところにより、第一項の規定により提出を受けた物件を留め置くことができる。

第百四十四条の三十八の次に次の四条を加える。

（総務省の職員の軽油引取税に関する調査の事前通知等）

第百四十四条の三十八の二　総務大臣は、総務省指定職員に前条第一項第一号に掲げる者（以下この条から第百四十四条の三十八の四までにおいて「元売業者等」という。）に対し実地の調査において前条の規定による質問、検査又は提示若しくは提出の要求（以下この条及び第百四十四条の三十八の四において「質問検査等」という。）を行わせる場合には、あらかじめ、当該元売業者等（当該元売業者等について税務代理人（税理士法第三十条（同法第四十八条の十六において準用する場合を含む。）の書面を提出している税理士若しくは同法第四十八条の二に規定する税理士法人又は同法第五十一条第一項の規定による通知をした弁護士若しくは同条第三項の規定による通知をした弁護士法人をいう。以下この項及び第百四十四条の三十八の四第三項において同じ。）がある場合には、当該税務代理人を含む。）に対し、その旨及び次に掲げる事項を通知するものとする。

一　質問検査等を行う実地の調査（以下この条において単に「調査」という。）を開始する日時

二　調査を行う場所

三　調査の目的

四　軽油引取税に関する調査である旨

五　調査の対象となる帳簿書類その他の物件

六　調査の対象となる期間

七　その他調査の適正かつ円滑な実施に必要なものとして政令で定める事項

2　総務大臣は、前項の規定による通知を受けた元売業者等から合理的な理由を付して同項第一号又は第二号に掲げる事項について変更するよう求めがあつた場合には、当該事項について協議するよう努めるものとする。

3　第一項の規定は、総務省指定職員が、当該調査により当該調査に係る同項第三号から第六号までに掲げる事項以外の事項について軽油引取税の徴収について適正な運営を図るた

め必要があると認めることとなつた場合において、当該事項に関し質問検査等を行うことを妨げるものではない。この場合において、同項の規定は、当該事項に関する質問検査等については、適用しない。

（事前通知を要しない場合）

第百四十四条の三十八の三　前条第一項の規定にかかわらず、総務大臣が調査の相手方である元売業者等の過去の調査結果の内容又はその営む事業内容に関する情報その他総務大臣が保有する情報に鑑み、違法又は不当な行為を容易にし、正確な事実の把握を困難にするおそれその他軽油引取税に関する調査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認める場合には、同項の規定による通知を要しない。

（総務省の職員の軽油引取税に関する調査の終了の際の手続）

第百四十四条の三十八の四　総務大臣は、軽油引取税に関する実地の調査を行つた結果、元売業者等のうち元売業者について第百四十四条の七第二項の規定により元売業者の指定を取り消すことができると認められない場合には、元売業者であつて当該調査において質問検査等の相手方となつた者に対し、その時点において同項の規定により元売業者の指定を取り消すことができると認められない旨を書面により通知するものとし、元売業者等のうち元売業者以外の者について同条第一項に規定する要件に該当すると認められる場合には、元売業者以外の者であつて当該調査において質問検査等の相手方となつた者に対し、その時点において同項に規定する要件に該当すると認められる旨を書面により通知するものとする。

2　総務大臣は、軽油引取税に関する調査の結果、元売業者等のうち元売業者について第百四十四条の七第二項の規定により元売業者の指定を取り消すことができると認められる場合には、当該元売業者に対し、その時点において同項の規定により元売業者の指定を取り消すことができると認められる旨及びその理由を説明するものとし、元売業者等のうち元売業者以外の者について同条第一項に規定する要件に該当すると認められない場合には、当該元売業者以外の者に対し、その時点において同項に規定する要件に該当すると認められない旨及びその理由を説明するものとする。

3　実地の調査により質問検査等を行つた元売業者等について税務代理人がある場合において、当該元売業者等の同意がある場合には、当該元売業者等への第一項又は前項の規定による通知又は説明に代えて、当該税務代理人へのこれらの規定による通知又は説明を行うことができる。

（政令への委任）

第百四十四条の三十八の五　第百四十四条の三十八から前条までに定めるもののほか、総務省の職員の軽油引取税に関する調査の実施に関し必要な事項は、政令で定める。

第百四十四条の三十九の見出し中「職員の」の下に「行う」を加え、同条第一項第一号中「前条第一項」を「第百四十四条の三十八第一項」に改め、同項第二号を次のように改める。

二　第百四十四条の三十八第一項の規定による物件の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに応ぜず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件（その写しを含む。）を提示し、若しくは提出した者

第百四十四条の三十九第一項第三号中「前条第一項」を「第百四十四条の三十八第一項」に、「総務省の職員」を「総務省指定職員」に改める。

第百五十五条の見出しを「（徴税吏員の自動車税に関する調査に係る質問検査権）」に改め、同条第一項中「検査する」を「検査し、若しくは当該物件（その写しを含む。）の提示若しくは提出を求める」に改め、同条第五項中「第一項」の下に「又は第四項」を加え、「質問又は検査」を「道府県の徴税吏員（道府県法定外普通税に関する調査に係る質問検査権）」に改め、同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

4　道府県の徴税吏員は、政令で定めるところにより、第一項の規定により提出を受けた物件を留め置くことができる。

第百五十六条第一項第二号を次のように改める。

二　前条第一項の規定による物件の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに応ぜず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件（その写しを含む。）を提示し、若しくは提出した者

第百八十八条の見出しを「（徴税吏員の鉱区税に関する調査に係る質問検査権）」に改め、同条第一項中「検査する」を「検査し、若しくは当該物件（その写しを含む。）の提示若しくは提出を求める」に改め、同条第五項中「第一項」の下に「又は第四項」を加え、「質問又は検査」を「道府県の徴税吏員」に改め、同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

3　道府県の徴税吏員は、政令で定めるところにより、第一項の規定により提出を受けた物件を留め置くことができる。

第百八十九条第一項第二号を次のように改める。

二　前条第一項の規定による物件の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに応ぜず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件（その写しを含む。）を提示し、若しくは提出した者

第二百六十四条の見出しを「（徴税吏員の道府県法定外普通税に関する調査に係る質問検査権）」に改め、同条第一項中「検査する」を「検査し、若しくは当該物件（その写しを含む。）の提示若しくは提出を求める」に改め、同条第五項中「第一項」の下に「又は第四項」を加え、「質問又は検査」を「道府県の徴税吏員」に改め、同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　道府県の徴税吏員は、政令で定めるところにより、第一項の規定により提出を受けた物件を留め置くことができる。

第二百六十五条第一項第二号を次のように改める。

二　前条第一項の規定による物件の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに応ぜず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件（その写しを含む。）を提示し、若しくは提出した者

第二百九十二条第一項第四号の四中「、第六十八条の十の二第五項」及び「、第六十八条の十の二第七項」を削り、同項中第十号を削り、第九

号を第十号とし、第八号の次に次の五号を加える。

九　特定扶養親族　扶養親族のうち、年齢十九歳以上二十三歳未満の者をいう。

九の二　成年扶養親族　扶養親族のうち、年齢二十三歳以上七十歳未満の者をいう。

九の三　特定成年扶養親族　成年扶養親族のうち、次に掲げる者をいう。

イ　年齢六十五歳以上七十歳未満の者

ロ　所得税法第二条第一項第三十二号イからハまでに掲げる者

ハ　障害者

二　介護保険法第十九条第一項に規定する要介護認定又は同条第二項に規定する要支援認定（ホにおいて「要介護認定等」という。）を受けている者

ホ　市町村民税の納税義務者と生計を一にする配偶者その他の親族のうち要介護認定等を受けている者と同居を常況としている者又はこれに準ずると認められる者

ヘ　イからホまでに掲げるもののほか、就労が困難な者として政令で定める者

九の四　老人扶養親族　扶養親族のうち、年齢七十歳以上の者をいう。

九の五　控除対象扶養親族　年齢十六歳以上十九歳未満の扶養親族、特定扶養親族、成年扶養親族（特定成年扶養親族以外の成年扶養親族にあつては、前年の合計所得金額が五百万円未満である市町村民税の納税義務者の成年扶養親族に限る。）及び老人扶養親族をいう。

第二百九十八条の見出しを「（徴税吏員の市町村民税に関する調査に係る質問検査権）」に改め、同条第一項中「検査する」を「検査し、若しくは当該物件（その写しを含む。）の提示若しくは提出を求める」に改め、同条第四項中「第一項」の下に「又は第三項」を加え、「質問又は検査」を「市町村の徴税吏員」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　市町村の徴税吏員は、政令で定めるところにより、第一項の規定により提出を受けた物件を留め置くことができる。

第二百九十九条第一項第二号を次のように改める。

二　前条第一項の規定による物件の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに応ぜず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件（その写しを含む。）を提示し、若しくは提出した者

第三百十三条第八項中「当該純損失」を「当該純損失の金額」に改め、「その提出期限まで（国の税務官署においてやむを得ない事情があると認めるときは、その提出期限後）に」を削り、「その後において」を「当該純損失の金額の生じた年の末日の属する年度の翌々年度以後の年度分の市町村民税について連続して」に改め、「（その提出期限後において市町村民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものを含む。）」及び「連続して」を削り、同条第九項中「第三百十七条の二第一項第四号に掲げる事項を記載した同条第一項又は第三項」を「第三百十七条の二第一項又は第三項」に、「提出した場合（市町村長においてやむを得ない事情があると認める場合には、これらの申告書をその提出期限後において市町村民税の納税通知書が送達される時までに提出した場合を含む。）において」を「提出し、かつ」に改め、「（その提出期限後において市町村民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものを含む。）」を削り、同条第十一項中「同法第二十八条第二項に規定する給与所得控除額」を「次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額」に改め、同項に次の各号を加える。

一　前年中の所得税法第二十八条第一項に規定する給与等（次号において「給与等」という。）の収入金額が千五百万円以下である場合　同条第二項に規定する給与所得控除額の二分の一に相当する金額

二　前年中の給与等の収入金額が千五百万円を超える場合　百二十五万円

第三百十四条の二第一項第十一号を次のように改める。

十一　控除対象扶養親族を有する所得割の納税義務者　各控除対象扶養親族につき、次のイからハまでに掲げる控除対象扶養親族の区分に応じそれぞれイからハまでに定める金額

イ　年齢十六歳以上十九歳未満の扶養親族及び成年扶養親族　三十三万円（特定成年扶養親族以外の成年扶養親族については、当該納税義務者の前年の合計所得金額が四百万円を超える場合には、三十三万円から当該納税義務者の前年の合計所得金額のうち四百万円を超える部分の金額の百分の三十三に相当する金額（当該相当する金額に一万円未満の端数があるとき、又は当該相当する金額の全額が一万円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額）を控除した残額）

ロ　特定扶養親族　四十五万円

ハ　老人扶養親族　三十八万円

第三百十四条の二第五項中「第一項第十一号」を「第一項第十一号ハ」に改め、同条第九項中「特定扶養親族」を「年齢十六歳以上十九歳未満の扶養親族、特定扶養親族、特定成年扶養親族若しくはその他の成年扶養親族」に改め、「若しくはその他の控除対象扶養親族」を削り、「時の現況による」の下に「ものとし、同項第九号の三ホに規定する要介護認定等を受けている者が同日前に既に死亡している場合における同号ホに規定する同居を常況としている者又はこれに準ずると認められる者に該当するかどうかの判定は、その死亡の時の現況による」を加える。

第三百十四条の六第一号イの表(8)中「控除対象扶養親族（二の下に「特定成年扶養親族以外の成年扶養親族のうち前年の合計所得金額が四百万円を超える所得割の納税義務者の成年扶養親族及び」を加える。

第三百十七条の二第一項第七号中「扶養親族」の下に「（前年の合計所得金額が五百万円以上である者にあつては、特定成年扶養親族以外の成年扶養親族を除く。）」を加える。

第三百十七条の三の二第一項第二号中「扶養親族」の下に「（前年の合計所得金額が五百万円以上である給与所得者にあつては、特定成年扶養親族以外の成年扶養親族を除く。）」を加える。

第三百十七条の三の三第一項第二号中「扶養親族」の下に「（前年の合計所得金額が五百万円以上である公的年金等受給者にあつては、特定成年扶養親族以外の成年扶養親族を除く。）」を加える。

第三百二十一条の八第五項中「七年」を「九年」

に改め、「、第四十二条の五の二第五項」及び「、第四十二条の七第七項」を削り、同条第七項中「七年以内」を「九年以内」に、「前七年内事業年度」を「前九年内事業年度」に改め、同条第九項中「七年」を「九年」に改め、「、第四十二条の五の二第五項」及び「、第四十二条の七第七項」を削り、同条第十項中「七年以内」を「九年以内」に、「前七年内連結事業年度」を「前九年内連結事業年度」に改め、同条第十二項中「七年」を「九年」に改め、「、第四十二条の五の二第五項」及び「、第四十二条の七第七項」を削り、同条第十三項中「七年以内」を「九年以内」に、「前七年内事業年度」を「前九年内事業年度」に改め、同条第十五項中「七年」を「九年」に改め、「、第四十二条の五の二第五項」及び「、第四十二条の七第七項」を削り、同条第十六項中「七年以内」を「九年以内」に、「前七年内連結事業年度」を「前九年内連結事業年度」に改め、同条第二十二項中「第二十条の九の三第五項」を「第二十条の九の三第六項」に改める。

第三百二十一条の八の二に後段として次のように加える。

この場合においては、同条第三項に規定する更正請求書には、同項に規定する事項のほか、国の税務官署が当該更正の通知をした日を記載しなければならない。

第三百二十一条の十一の二第一項中「第六十六条の四第十五項第一号」を「第六十六条の四第十七項第一号」に改める。

第三百二十一条の十一の三第一項中「同条第十六項第一号」を「同条第十八項第一号」に改める。

第三百二十八条の七第一項中「添付しなければ」を「添付しなければ」に改め、同項第二号中「及び」を「並びに」に改め、「退職手当等があるときは」の下に「当該退職手当等が所得税法第三十条第四項に規定する特定役員退職手当等又は特定役員退職手当等以外の退職手当等のいずれに該当するかの別及び」を加え、同項第四号中「第二十条第四項第三号」を「第三十条第五項第三号」に改める。

第三百五十三条の見出しを「（徴税吏員等の固定資産税に関する調査に係る質問検査権）」に改め、同条第一項中「第三百九十六条第一項」の下に「、第三百九十六条の二第一項第六号」を加え、「検査する」を「検査し、若しくは当該物件（その写しを含む。）の提示若しくは提出を求める」に改め、同条第五項中「第一項」の下に「又は第四項」を加え、「質問又は検査」を「市町村の徴税吏員、固定資産評価員又は固定資産評価補助員」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　市町村の徴税吏員、固定資産評価員又は固定資産評価補助員は、政令で定めるところにより、第一項の規定により提出を受けた物件を留め置くことができる。

第三百五十四条第一項第二号を次のように改める。

二　前条第一項の規定による物件の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに応ぜず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件（その写しを含む。）を提示し、若しくは提出した者

第三百九十六条の見出し中「固定資産の調査に係る」を「固定資産税に関する調査に係る」に改め、同条第一項中「道府県知事が指定する者」の下に「（以下この条及び第三百九十七条において「道府県指定職員」という。）」を、「総務大臣が指定する者」の下に「（以下この条から第三百九十七条までにおいて「総務省指定職員」という。）」を加え、「検査し、若しくは当該物件（その写しを含む。）の提示若しくは提出を求める」に改め、同条第三項中「当該職員」を「当該道府県指定職員又は総務省指定職員」に改め、同条第四項中「第一項」の下に「又は前項」を加え、「質問又は検査」を「道府県指定職員又は総務省指定職員」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　道府県指定職員又は総務省指定職員は、政令で定めるところにより、第一項の規定により提出を受けた物件を留め置くことができる。

第三百九十六条の次に次の四条を加える。

（総務省の職員の固定資産税に関する調査の事前通知等）

第三百九十六条の二　総務大臣は、総務省指定職員に前条第一項第一号に掲げる者（以下この条から第三百九十六条の四までにおいて「納税義務者」という。）に対し実地の調査において前条の規定による質問、検査又は提示若しくは提出の要求（以下この条及び第三百九十六条の四において「質問検査等」という。）を行わせる場合には、あらかじめ、当該納税義務者（当該納税義務者について税務代理人（税理士法第三十条（同法第四十八条の十六において準用する場合を含む。）の書面を提出している税理士若しくは同法第四十八条の二に規定する税理士法人又は同法第五十一条第一項の規定による固定資産の価格等の決定に関する調査又は第四百二十二条の二第一項の指示のために必要があることとなった場合において、当該事項に関し質問検査等を行うことを妨げるものではない。この場合において、第一項の規定は、当該事項に関する質問検査等については、適用しない。

（事前通知を要しない場合）

第三百九十六条の三　前条第一項の規定にかかわらず、総務大臣が調査の相手方である納税義務者の過去の調査結果の内容又はその営む事業内容に関する情報その他総務大臣が保有

六項において同じ。）がある場合には、当該税務代理人を含む。）に対し、その旨及び次に掲げる事項を通知するものとする。

一　質問検査等を行う実地の調査（以下この条において単に「調査」という。）を開始する日時

二　調査を行う場所

三　調査の目的

四　固定資産税に関する調査である旨

五　調査の対象となる期間

六　調査の対象となる帳簿書類その他の物件

七　その他調査の適正かつ円滑な実施に必要なものとして政令で定める事項

2　総務大臣は、前項の規定による通知を受けた納税義務者から合理的な理由を付して同項第一号又は第二号に掲げる事項について変更するよう求めがあった場合には、当該事項について協議するよう努めるものとする。

3　第一項の規定は、総務省指定職員が、当該調査により当該調査に係る同項第三号から第六号までに掲げる事項以外の事項について第三百八十八条第四項第二号の助言、第三百八十九条第一項の規定による固定資産の価格等の決定に関する調査又は第四百二十二条の二第一項の指示のために必要があることとなった場合において、当該事項に関し質問検査等を行うことを妨げるものではない。この場合において、第一項の規定は、当該事項に関する質問検査等については、適用しない。

（事前通知を要しない場合）

第三百九十六条の三　前条第一項の規定にかかわらず、総務大臣が調査の相手方である納税義務者の過去の調査結果の内容又はその営む事業内容に関する情報その他総務大臣が保有

する情報に鑑み、違法又は不当な行為を容易にし、正確な事実の把握を困難にするおそれその他固定資産税に関する調査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認める場合には、同項の規定による通知を要しない。

（総務省の職員の固定資産税に関する調査の終了の際の手続）

第三百九十六条の四　総務大臣は、調査が第三百八十八条第四項第二号の助言のための調査である場合には、当該調査の終了時において、当該納税義務者に対し、当該調査が終了した旨を書面により通知するものとする。

2　総務大臣は、調査が第三百八十九条第一項の規定による固定資産の価格等の決定に関する調査である場合であつて、実地の調査を行つた結果、価格等の決定又は決定された価格等の修正（以下この条において「価格等の決定等」という。）をすべきと認められないときは、納税義務者であつて当該実地の調査において質問検査等の相手方となつた者に対し、その時点において価格等の決定等をすべきと認められない旨を書面により通知するものとする。

3　総務大臣は、前項に規定する場合であつて、当該調査の結果、価格等の決定等をすべきと認められるときは、当該納税義務者に対し、その時点において価格等の決定等をすべきと認められる旨及びその理由を説明するものとする。

4　総務大臣は、調査が第四百二十二条の二第一項の指示のための調査である場合であつて、実地の調査を行つた結果、市町村における固定資産の価格の決定が第三百八十八条第一項の固定資産評価基準によつて行われていると認められるときは、納税義務者であつて当該実地の調査において質問検査等の相手方となつた者に対し、その時点において市町村における固定資産の価格の決定が同項の固定資産評価基準によつて行われていると認められる旨を書面により通知するものとする。

5　総務大臣は、前項に規定する場合であつて、当該調査の結果、市町村における固定資産の価格の決定が第三百八十八条第一項の固定資産評価基準によつて行われていないと認められるときは、当該納税義務者に対し、その時点において市町村における固定資産の価格の決定が同項の固定資産評価基準によつて行われていないと認められる旨及びその理由を説明するものとする。

6　実地の調査により質問検査等を行つた納税義務者について税務代理人がある場合において、当該納税義務者の同意がある場合には、当該納税義務者への前各項の規定による通知又は説明に代えて、当該税務代理人へのこれらの規定による通知又は説明を行うことができる。

（政令への委任）

第三百九十六条の五　第三百九十六条から前条までに定めるもののほか、総務省の職員の固定資産税に関する調査の実施に関し必要な事項は、政令で定める。

第三百九十七条の見出し中「固定資産の調査に関する」を「固定資産税に係る道府県の職員及び総務省の職員が行う」に改め、同条第一項第一号中「前条」を「第三百九十六条」に改め、同項第二号を次のように改める。

二　第三百九十六条第一項の規定による物件の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに応ぜず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件（その写しを含む。）を提示し、若しくは提出した者

第三百九十七条第一項第三号中「前条の規定による道府県の職員又は総務省の職員」を「第三百九十六条の規定による道府県指定職員又は総務省指定職員」に改める。

第四百五十条の見出しを「（徴税吏員の軽自動車税に関する調査に係る質問検査権）」に改め、同条第一項中「検査する」を「検査し、若しくは当該物件（その写しを含む。）の提示若しくは提出を求める」に改め、同条第四項中「第一項」の下に「又は第三項」を加え、「質問又は検査」を「市町村の徴税吏員」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　市町村の徴税吏員は、政令で定めるところにより、第一項の規定により提出を受けた物件を留め置くことができる。

第四百五十一条第一項第二号を次のように改める。

二　前条第一項の規定による物件の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに応ぜず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件（その写しを含む。）を提示し、若しくは提出した者

第四百六十八条中「四千六百十八円」を「五千二百六十二円」に改める。

第四百七十条の見出しを「（徴税吏員のたばこ税に関する調査に係る質問検査権）」に改め、同条第一項中「検査する」を「検査し、若しくは当該物件（その写しを含む。）の提示若しくは提出を求める」に改め、同条第七項中「又は第三項」を「、第三項又は第六項」に、「質問若しくは検査又は採取」を「市町村の徴税吏員」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6　市町村の徴税吏員は、政令で定めるところにより、第一項の規定により提出を受けた物件を留め置くことができる。

第四百七十一条第一項第三号を次のように改める。

三　前条第一項の規定による物件の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに応ぜず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件（その写しを含む。）を提示し、若しくは提出した者

第五百二十五条の見出しを「（徴税吏員の鉱産税に関する調査に係る質問検査権）」に改め、同条第一項中「検査する」を「検査し、若しくは当該物件（その写しを含む。）の提示若しくは提出を求める」に改め、同条第五項中「第一項」の下に「又は第四項」を加え、「質問又は検査」を「市町村の徴税吏員」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　市町村の徴税吏員は、政令で定めるところにより、第一項の規定により提出を受けた物件を留め置くことができる。

第五百二十六条第一項第二号を次のように改める。

二　前条第一項の規定による物件の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれ

に応ぜず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件（その写しを含む。）を提示し、若しくは提出した者

第五百八十八条の見出しを「（徴税吏員の特別土地保有税に関する調査に係る質問検査権）」に改め、同条第一項中「検査する」を「検査し、若しくは当該物件（その写しを含む。）の提示若しくは提出を求める」に改め、同条第五項中「第一項」の下に「又は第四項」を加え、「質問又は検査」を「市町村の徴税吏員」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　市町村の徴税吏員は、政令で定めるところにより、第一項の規定により提出を受けた物件を留め置くことができる。

第六百七十五条第一項第二号を次のように改める。

二　前条第一項の規定による物件の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに応ぜず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件（その写しを含む。）を提示し、若しくは提出した者

第七百条の五十九の見出しを「（徴税吏員の狩猟税に関する調査に係る質問検査権）」に改め、同条第一項中「検査する」を「検査し、若しくは当該物件（その写しを含む。）の提示若しくは提出を求める」に改め、同条第四項中「第一項」の下に「又は第三項」を加え、「質問又は検査」を「道府県の徴税吏員」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　道府県の徴税吏員は、政令で定めるところにより、第一項の規定により提出を受けた物件を留め置くことができる。

第七百条の六十第一項第二号を次のように改める。

二　前条第一項の規定による物件の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに応ぜず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件（その写しを含む。）を提示し、若しくは提出した者

第七百一条の五の見出しを「（徴税吏員の入湯税に関する調査に係る質問検査権）」に改め、同条第一項中「検査する」を「検査し、若しくは当該物件（その写しを含む。）の提示若しくは提出を求める」に改め、同条第四項中「第一項」の下に「又は第三項」を加え、「質問又は検査」を「市町村の徴税吏員」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　市町村の徴税吏員は、政令で定めるところにより、第一項の規定により提出を受けた物件を留め置くことができる。

第七百一条の三十五の見出しを「（徴税吏員の事業所税に関する調査に係る質問検査権）」に改め、同条第一項中「検査する」を「検査し、若しくは当該物件（その写しを含む。）の提示若しくは提出を求める」に改め、同条第五項中「第一項」の下に「又は第四項」を加え、「質問又は検査」を「指定都市等の徴税吏員」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　指定都市等の徴税吏員は、政令で定めるところにより、第一項の規定により提出を受けた物件を留め置くことができる。

第七百一条の三十六第一項第二号を次のように改める。

二　前条第一項の規定による物件の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに応ぜず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件（その写しを含む。）を提示し、若しくは提出した者

第七百三十三条の四の見出しを「（徴税吏員の法定外目的税に関する調査に係る質問検査権）」に改め、同条第一項中「検査する」を「検査し、若しくは当該物件（その写しを含む。）の提示若しくは提出を求める」に改め、同条第五項中「第一項」の下に「又は第四項」を加え、「質問又は検査」を「地方団体の徴税吏員」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　地方団体の徴税吏員は、政令で定めるところにより、第一項の規定により提出を受けた物件を留め置くことができる。

第七百三十三条の五第一項第二号を次のように改める。

二　前条第一項の規定による物件の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに応ぜず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件（その写しを含む。）を提示し、若しくは提出した者

第七百八条第一項第二号を次のように改める。

二　前条第一項の規定による物件の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに応ぜず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件（その写しを含む。）を提示し、若しくは提出した者

第七百七条の見出しを「（徴税吏員の水利地益税等に関する調査に係る質問検査権）」に改め、同条第一項中「徴税吏員」を「地方団体の徴税吏員」に、「検査する」を「検査し、若しくは当該物件（その写しを含む。）の提示若しくは提出を求める」に改め、同条第五項中「第一項」の下に「又は第四項」を加え、「質問又は検査」を「地方団体の徴税吏員」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　地方団体の徴税吏員は、政令で定めるところにより、第一項の規定により提出を受けた物件を留め置くことができる。

第七百八条第一項第二号を次のように改める。

二　前条第一項の規定による物件の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに応ぜず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件（その写しを含む。）を提示し、若しくは提出した者

第七百三十四条第三項中「第三十四項」を「第三十三項」に、「第四十項から第四十二項まで」を「第三十九項から第四十二項まで」に改める。

第七百四十八条第一項及び第二項中「第五十三条第四十三項」を「第五十三条第四十二項」に改める。

附則第三条の三第一項及び第二項中「扶養親族」を「算定対象扶養親族」に改め、同条第六項中「附則第三条の三第五項」を「附則第三条の三第六項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「扶養親族」を「算定対象扶養親族」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「扶養親族」を「算定対象扶養親族」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　第一項及び第二項に規定する算定対象扶養親族とは、次の各号に掲げる道府県民税の所得割を課すべき者の区分に応じ、当該各号に定めるものをいう。

一　前年の合計所得金額が五百万円未満である道府県民税の所得割を課すべき者　扶養親族

二　前年の合計所得金額が五百万円以上である道府県民税の所得割を課すべき者　次のイ及びロに掲げる場合の区分に応じ、次のイ及びロに定めるもの

イ　道府県民税の所得割を課すべき者が、総務省令で定めるところにより、特定成年扶養親族以外の成年扶養親族に関する事項を記載した申告書を、第八項に規定する申告書と併せて、当該年度の初日の属する年の一月一日現在における住所所在地の市町村長に提出した場合　扶養親族（特定成年扶養親族以外の成年扶養親族にあつては、当該申告書に記載されたものに限る。）

ロ　イ以外の場合　扶養親族（特定成年扶養親族以外の成年扶養親族を除く。）

附則第三条の三に次の一項を加える。

8　第五項及び第六項に規定する算定対象扶養親族とは、次の各号に掲げる市町村民税の所得割を課すべき者の区分に応じ、当該各号に定めるものをいう。

一　前年の合計所得金額が五百万円未満である市町村民税の所得割を課すべき者　扶養親族

二　前年の合計所得金額が五百万円以上である市町村民税の所得割を課すべき者　次のイ及びロに掲げる場合の区分に応じ、次のイ及びロに定めるもの

イ　市町村民税の所得割を課すべき者が、総務省令で定めるところにより、特定成年扶養親族以外の成年扶養親族に関する事項を記載した申告書を、当該年度の初日の属する年の一月一日現在における住所所在地の市町村長に提出した場合　扶養親族（特定成年扶養親族以外の成年扶養親族にあつては、当該申告書に記載されたものに限る。）

ロ　イ以外の場合　扶養親族（特定成年扶養親族を除く。）

附則第四条第七項第一号中「第八号」の下に「、第九号の五」を加え、「第三十四条第一項第十号の二、第三項及び」を「第三十四条第一項第十号の二及び第十一号イ、第三項並びに」に、「並びに第三十七条」を「、第三十七条、第四十五条の二第一項第七号、第四十五条の三の二第一項第二号、第四十五条の三の三第一項第二号並びに前条第四項」に改め、同条第十三項第一号中「第八号」の下に「、第九号の五」を加え、「第三百十四条の二第一項第十号の二及び」を「第三百十四条の二第一項第十号の二及び第十一号イ、第三項並びに」に、「並びに第三十七条」を「、第三十七条、第四十五条の二第一項第七号、第四十五条の三の二第一項第二号、第四十五条の三の三第一項第二号並びに前条第八項」に改め、同条第十六項第一号中「第十七条の五第一項及び第二項」を「第十七条の五第三項及び第四項」に改める。

附則第四条の二第七項第一号中「第八号」の下に「、第九号の五」を加え、「第三十四条第一項第十号の二、第三項及び」を「第三十四条第一項第十号の二及び第十一号イ、第三項並びに」に、「並びに第三十七条」を「、第三十七条、第四十五条の二第一項第七号、第四十五条の三の二第一項第二号、第四十五条の三の三第一項第二号並びに附則第三条の三第四項」に改め、同条第十三項第一号中「第八号」の下に「、第九号の五」を加え、「第三百十四条の二第一項第十号の二、第三項及び」を「第三百十四条の二第一項第十号の二及び第十一号イ、第三項並びに」に、「並びに第三百十四条の六」を「、第三百十七条の二第一項第七号、第三百十七条の三の二第一項第二号並びに附則第四条第七項第一号中「第八号」の下に「、第九号の五」を加え、「第三十四条第一項第十号の二、第三項及び」を「第三十四条第一項第十号の二及び第十一号イ、第三項並びに」に、「並びに第三百十四条の六」を「、第三百十七条の二第一項第七号、第三百十七条の三の二第一項第二号並びに附則第四条第七項第一号中「第八号」の下に「、第九号の五」を加え、「第三十四条第一項第十号の二、第三項及び」を「第三十四条第一項第十号の二及び第十一号イ、第三項並びに」に、「並びに第三百十四条の六」を「、第三百十七条の二第一項第七号、第三百十七条の三の二第一項第二号並びに附則第四条第七項第一号中「第八号」の下に「、第九号の五」を加え、「第三十四条第一項第十号の二、第三項及び」を「第三十四条第一項第十号の二及び第十一号イ、第三項並びに」に、「並びに第三百十四条の六」を「、第三百十七条の二第一項第七号、第三百十七条の三の二第一項第二号並びに附則第四条第七項第一号中「第八号」の下に「、第九号の五」を加え、「第三十四条第一項第十号の二、第三項及び」を「第三十四条第一項第十号の二及び第十一号イ、第三項並びに」に、「並びに第三百十四条の六」を「、第三百十七条の二第一項第七号、第三百十七条の三の二第一項第二号並びに附則第三条の三第一項第二号並びに附則第三条の三第八項」に改める。

附則第五条の四第一項第二号ハ及び第六項第二号ハ中「第十条の七」を「第十条の六」に改める。

附則第六条第三項中「第五項の」を「第六項の」に、「第五項第三号」を「第六項第三号」に改め、同条第六項中「第五項の」を「第六項の」に、「第五項第二号」を「第六項第二号」に改める。

附則第七条を次のように改める。

第七条　削除

附則第八条の二第一項中「第七項又は」を「第七項」に改め、「第六十八条の十五第五項」の下に「又は経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第　号。以下この項において「平成二十三年所得税法等改正法」という。）附則第七十二条の規定によりなお効力を有することとされる平成二十三年所得税法等改正法附則第七十五条の規定によりその例によることとされる平成二十三年所得税法等改正法第十九条の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の十二第七項」を加え、同条第二項中「第四十二条の十一第五項又は」を「第四十二条の十一第五項、経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第　号。以下この項において「平成二十三年所得税法等改正法」という。）附則第五十五条の規定によりなお効力を有することとされ

る平成二十三年所得税法等改正法第十九条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の五第五項若しくは平成二十三年所得税法等改正法附則第五十八条の規定によりその例によることとされる平成二十三年所得税法等改正法第十九条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の七第七項又は」に改め、「第四十二条の十一第五項」の下に「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第　号。以下この項において「平成二十三年所得税法等改正法」という。）附則第五十五条の規定によりなお効力を有することとされる平成二十三年所得税法等改正法第十九条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の五第五項若しくは平成二十三年所得税法等改正法附則第五十八条の規定によりその例によることとされる平成二十三年所得税法等改正法第十九条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の七第七項、」を加え、同条第三項中「第三十五項から第三十九項まで」を「第三十四項から第三十八項まで」に、「第五十三条第三十五項」を「第五十三条第三十四項」に改める。

附則第九条の四第一項中「第七十一条第一号」を「第七十一条第一項第一号」に改める。

附則第十二条の二中「七百十六円」を「四百十一円」に改める。

附則第十七条の二第五項の表第三百八十九条第一項及び第五項の項の次に次のように加える。

第三百九十六条の四第四項及び第五項	第三百八十八条第一項の固定資産評価基準
	同項の固定資産評価基準
	第三百八十八条第一項の固定資産評価基準及び附則第十七条の二第一項の修正基準
第三百九十六条の四第四項及び第五項	第三百八十八条第一項の固定資産評価基準
	同項の固定資産評価基準
	第三百八十八条第一項の固定資産評価基準及び附則第十七条の二第一項の修正基準

附則第三十条の二中「一千百九十円」を「二千四百九十五円」に改める。

附則第三十三条の二第三項第一号中「第八号」の下に「、第九号の五」を加え、「第三十四条第一項第十号の二、第三項及び」を「第三十四条第一項第十号の二及び第十一号イ、第三項並びに」に改め、「第三十七条」の下に「、第四十五条の二第一項第七号、第四十五条の三の二第一項第二号、第四十五条の三の三第一項第二号、附則第三条の三第四項」を加え、同項第五号中「同条第五項第三号」を「同条第六項第三号」に改め、同条第七項第一号中「第八号」の下に「、第九号の五」を加え、「第三百十四条の二第一項第十号の二、第三項及び」を「第三百十四条の二第一項第十号の二及び第十一号イ、第三項並びに」に改め、「第三百十四条の六」の下に「、第三百十七条の二第一項第七号、第三百十七条の三の二第一項第二号、第三百十七条の三の三第一項第二号、附則第三条の三第八項」を加え、同項第五号中「第五項第二号」を「第六項第二号」に、「同条第四項及び第五項第一号」を「同条第五項及び第六項第一号」に改める。

附則第三十三条の三第三項第一号中「第八号」の下に「、第九号の五」を加え、「第三十四条第一項第十号の二、第三項及び」を「第三十四条第一項第十号の二及び第十一号イ、第三項並びに」に改め、「第三十七条」の下に「、第四十五条の二第一項第七号、第四十五条の三の二第一項第二号、第四十五条の三の三第一項第二号、附則第三条の三第四項」を加え、同項第五号中「同条第五項第三号」を「同条第六項第三号」に改め、同条第六項第一号中「第八号」の下に「、第九号の五」を加え、「第三百十四条の二第一項第十号の二、第三項及び」を「第三百十四条の二第一項第十号の二及び第十一号イ、第三項並びに」に改め、「第三百十四条の六」の下に「、第三百十七条の二第一項第七号、第三百十七条の三の二第一項第二号、第三百十七条の三の三第一項第二号、附則第三条の三第八項」を加え、同項第五号中「第六項第二号」を「第七項第二号」に、「同条第四項及び第五項第一号」を「同条第六項及び第七項第一号」に改める。

附則第三十四条第三項第一号中「第八号」の下に「、第九号の五」を加え、「第三十四条第一項第十号の二、第三項及び」を「第三十四条第一項第十号の二及び第十一号イ、第三項並びに」に改め、「第三十七条」の下に「、第四十五条の二第一項第七号、第四十五条の三の二第一項第二号、第四十五条の三の三第一項第二号、附則第三条の三第四項」を加え、同項第五号中「同条第五項第三号」を「同条第六項第三号」に改め、同条第六項第一号中「第八号」の下に「、第九号の五」を加え、「第三百十四条の二第一項第十号の二及び第十一号イ、第三項並びに」に改め、「第三百十四条の六」の下に「、第三百十七条の二第一項第七号、第三百十七条の三の二第一項第二号、第三百十七条の三の三第一項第二号、附則第三条の三第八項」を加え、同項第五号中「第六項第二号」を「第七項第二号」に、「同条第四項及び第五項第一号」を「同条第六項及び第七項第一号」に改める。

附則第三十四条の二第十一項第一号中「第十七条の五第一項及び第二項」を「第十七条の五第三項及び第四項」に改める。

附則第三十五条第四項第一号中「第八号」の下に「、第九号の五」を加え、「第三十四条第一項第十号の二、第三項及び」を「第三十四条第一項第十号の二及び第十一号イ、第三項並びに」に改め、「第三十七条」の下に「、第四十五条の二第一項第七号、第四十五条の三の二第一項第二号、第四十五条の三の三第一項第二号、附則第三条の三第四項」を加え、同項第五号中「同条第五項第三号」を「同条第六項第三号」に改め、同条第八項第一号中「第八号」の下に「、第九号の五」を加え、「第三百十四条の二第一項第十号の二、第三項及び」を「第三百十四条の二第一項第十号の二及び第十一号イ、第三項並びに」に改め、「第三百十四条の六」の下に「、第三百十七条の二第一項第七号、第三百十七条の三の二第一項第二号、第三百十七条の三の三第一項第二号、附則第三条の三第八項」を加え、同項第五号中「第五項第二号」を「第六項第二号」に、「同条第四項及び第五項第一号」を「同条第五項及び第六項第一号」に改める。

附則第三十五条の二第五項第一号中「第八号」の下に「、第九号の五」を加え、「第三十四条第一項第十号の二、第三項及び」を「第三十四条第一項第十号の二及び第十一号イ、第三項並びに」に改め、「第三十七条」の下に「、第四十五条の二第一項第七号、第四十五条の三の二第一項第二号、第四十五条の三の三第一項第二号、附則第三条の三第四項」を加え、同項第五号中「第五項第二号」を「第六項第二号」に改める。

附則第三十五条の二第五項第一号中「第八号」の下に「、第九号の五」を加え、「第三十四条第一項第十号の二、第三項及び」を「第三十四条第一項第十号の二及び第十一号イ、第三項並びに」に改め、「第三百十四条の六」の下に「、第三百十七条の二第一項第七号、第三百十七条の三の二第一項第二号、第三百十七条の三の三第一項第二号、附則第三条の三第八項」を加え、同項第五号中「第五項第二号」を「第六項第二号」に、「同条第四項及び第五項第一号」を「同条第五項及び第六項第一号」に改める。

附則第三十五条の四第二項第一号中「第八号」の下に「、第九号の五」を加え、「第三十四条第一項第十号の二、第三項及び」を「第三十四条第一項第十号の二及び第十一号イ、第三項並びに」に改め、「第三十七条」の下に「、第四十五条の二第一項第七号、第四十五条の三の二第一項第二号、第四十五条の三の三第一項第二号、附則第三条の三第四項」を加え、同項第五号中「第五項第二号」を「第六項第二号」に、「同条第四項及び第五項第一号」を「同条第五項及び第六項第一号」に改める。

附則第五十条第一項から第三項までの規定中「第七十二条の四十九の八」を「第七十二条の四十九の十二」に改め、同条第四項第二号及び第三号中「第七十二条の四十九の八第七項」を「第七十二条の四十九の十二第七項」に改め、同条第五項中「第七十二条の四十九の八第六項」を「第七十二条の四十九の十二第六項」に、「第七十二条の四十九の八第十項」を「第七十二条の四十九の十二第十項」に改める。

（地方税法等の一部を改正する法律の一部改正）

第二条　地方税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第四号）の一部を次のように改正する。

第一条のうち地方税法第三十四条第一項第十一号の改正規定中「、「扶養親族の」を「控除対象扶養親族の」に、「十六歳」を「十九歳」に、「第四項及び第九項並びに」を「第九項及び」に改め、「第四項、」を「改め、「（扶養親族のうち、年齢十六歳以上二十三歳未満の者をいう。第四項、第五項及び第九項並びに第三十七条において同じ。）」及び「（扶養親族のうち、年齢七十歳以上の者をいう。第四項、第五項及び第九項並びに第三十七条において同じ。）」に改める。

第一条のうち地方税法第三百十四条の二第一項第十一号の改正規定中「、「扶養親族の」を「控除対象扶養親族の」に、「十六歳」を「十九歳」に改め、「第四項及び第九項並びに」を「第九項及び」に改め、「（扶養親族のうち、年齢七十歳以上の者をいう。第四項、第五項及び第九項並びに第三百十四条の六において同じ。）」及び「（扶養親族のうち、年齢七十歳以上の者をいう。第四項、第五項及び第九項並びに第三百十四条の六において同じ。）」に改める。

（地方法人特別税等に関する暫定措置法の一部改正）

第三条　地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成二十年法律第二十五号）の一部を次のように改正する。

第二十四条第一項第二号中「帳簿書類で虚偽の記載又は記録をしたものを提示した者」を「規定による物件の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに応ぜず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件（その写しを含む。）を提示し、若しくは提出した者」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第一条中地方税法の目次の改正規定（「第二十一条・第二十二条」を「第二十一条―第二十二条の二」に改める部分に限る。）、同法第十九条の改正規定、同法第一章第十五節中第二十二条の次に一条を加える改正規定、同法第七十二条の二の二第一項の改正規定（「第七十二条の三十八まで」の下に「、第七十二条の四十九」を加える部分に限る。）、同法第七十二条の八第二項の改正規定（「第七十二条の四十九の六第二項」を「第七十二条の四十九の十第

二項」に改める部分を除く。）及び同法第七十二条の四十九を同法第七十二条の四十八の二とし、同条の次に一条を加える改正規定　公布の日から起算して二月を経過した日

二　第一条中地方税法第二十三条第一項第十号を削り、同項第九号を同項第十号とし、同項第八号の次に五号を加える改正規定（同項第九号の五に係る部分を除く。）、同法第三十二条第八項及び第九項、第四十五条の三の二第一項第二号、第四十五条の三の三第一項第二号、第五十条の七第一項、第七十二条の二十三第二項第四号並びに第七十五条の二第三号の改正規定、同法第二百九十二条第一項第十号を削り、同項第九号を同項第十号とし、同項第八号の次に五号を加える改正規定（同項第九号の五に係る部分を除く。）並びに同法第三百十三条第八項及び第九項、第三百十七条の三の二第一項第二号、第三百十七条の三の三第一項第二号並びに第三百二十八条の七第一項の改正規定並びに同法附則第四条第七項第一号の改正規定（「並びに第三十七条」を「、第三十七条、第四十五条の二第一項第七号、第四十五条の三の二第一項第二号、第四十五条の三の三第一項第二号並びに前条第四項」に改める部分に限る。）、同条第十三項第一号の改正規定（「並びに第三百十四条の六」を「、第三百十四条の六、第三百十七条の二第一項第七号、第三百十七条の三の二第一項第二号、第三百十七条の三の三第一項第二号並びに前条第八項」に改める部分に限る。）、同法附則第四条の二第七項第一号の改正規定（「並びに第三十七条」を「、第三十七条、第四十五条の二第一項第七号、第四十五条の三の二第一項第二号、第四十五条の三の三第一項第二号並びに附則第三条の三第四項」に改める部分に限る。）、同条第十三項第一号の改正規定（「並びに第三百十四条の六」を「、第三百十四条の六、第三百十七条の二第一項第七号、第三百十七条の三の二第一項第二号、第三百十七条の三の三第一項第二号並びに附則第三条の三第八項」に改める部分に限る。）、同法附則第七条の改正規定並びに同法附則第三十三条の二から第三十四条まで、第三十五条、第三十五条の二及び第三十五条の四の改正規定（「第三十七条」の下に「、第四十五条の二第一項第七号、第四十五条の三の二第一項第二号、第四十五条の三の三第一項第二号、附則第三条の三第四項」を加える部分及び「第三百十四条の六」の下に「、第三百十七条の二第一項第七号、第三百十七条の三の二第一項第二号、第三百十七条の三の三第一項第二号、附則第三条の三第八項」を加える部分に限る。）並びに附則第六条第二項から第七項まで及び第九条第二項から第七項までの規定、附則第十三条中租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）第三条の二の二の改正規定（「第三十七条」の下に「、第四十五条の二第一項第七号、第四十五条の三の二第一項第二号、第四十五条の三の三第一項第二号、附則第三条の三第四項」を加える部分及び「第三百十四条の六」の下に「、第三百十七条の二第一項第七号、第三百十七条の三の二第一項第二号、第三百十七条の三の三第一項第二号、附則第三条の三第八項」を加える部分に限る。）並びに附則第十四条の規定　平成二十四年一月一日

三　第一条中地方税法第二十三条第一項第四号の四、第五十三条第五項、第七項、第九項、第十項、第十二項、第十三項、第十五項及び第十六項、第七十二条の二十三第一項ただし書及び第三項並びに第二百九十二条第一項第四号の四の改正規定並びに同法第三百二十一条の八の改正規定（同条第二十二項に係る部分を除く。）並びに同法附則第八条の二第一項及び第二項の改正規定並びに附則第六条第九項、第七条第二項、第九条第九項及び第十五条の規定　平成二十四年四月一日

四　第一条中地方税法の目次の改正規定（「第二十一条・第二十二条」を「第二十一条―第二十二条の二」に改める部分を除く。）、同法第十八条の四第一項の改正規定、同法第二十三条第一項第十号を削り、同項第九号を同項第十号とし、同項第八号の次に五号を加える改正規定（同項第九号の五に係る部分に限る。）、同法第二十六条、第二十七条第一項第二号、第三十二条第十一項、第三十四条、第三十七条第一号イ及び第四十五条の二第一項第七号の改正規定、同法第七十二条の二の二第一項の改正規定（「第七十二条の三十八まで」の下に「、第七十二条の四十九」を加える部分を除く。）、同法第七十二条の七及び第七十二条の八第一項第二号の改正規定、同条第二項の改正規定（「第七十二条の四十九の六第二項」を「第七十二条の四十九の十第二項」に改める部分に限る。）、同法第七十二条の四十九の五の改正規定（同条第一項の改正規定（「第七十二条の四十九第七項又は第八項の」を「第七十二条の四十八の二第八項又は第九項に規定する」に改める部分に限る。）を除く。）、同法第七十二条の四十九の十四を同法第七十二条の四十九の十八とする改正規定、同法第七十二条の四十九の十三の改正規定、同条を同法第七十二条の四十九の十七とする改正規定、同法第七十二条の四十九の十二を同法第七十二条の四十九の十六とする改正規定、同法第七十二条の四十九の十一の改正規定、同条を同法第七十二条の四十九の十五とする改正規定、同法第七十二条の四十九の十を同法第七十二条の四十九の十四とし、同法第七十二条の四十九の九を同法第七十二条の四十九の十三とする改正規定、同法第七十二条の四十九の八第十一項の改正規定、同条を同法第七十二条の四十九の十二とする改正規定、同法第七十二条の四十九の七を同法第七十二条の四十九の十一とする改正規定、同法第七十二条の四十九の六第一項の改正規定、同法第二章第二節第二款中同条を同法第七十二条の四十九の十とする改正規定、同法第七十二条の四十九の五の次に四条を加える改正規定、同法第七十二条の五十第一項、第七十二条の五十四第二項、第七十二条の五十五及び第七十二条の六十三の改正規定、同条の次に四条を加える改正規定、同法第七十二条の六十四第一

項、第七十二条の八十四、第七十二条の八十五第一項第二号、第七十三条の八、第七十三条の九第一項第二号、第七十四条の七、第七十四条の八第一項第三号、第七十七条、第七十八条第一項第二号、第百十六条、第百十七条第一項第二号、第百四十四条の十一、第百四十四条の十二第一項第二号及び第百四十四条の三十八の改正規定、同条の次に四条を加える改正規定、同法第百四十四条の三十九、第百五十五条、第百五十六条第一項第二号、第百八十八条、第百八十九条第一項第二号、第二百六十四条及び第二百六十五条第一項第二号の改正規定、同法第二百九十二条第一項第十号を削り、同項第九号を同項第十号とし、同項第八号の次に五号を加える改正規定（同項第九号の五に係る部分に限る。）、同法第二百九十八条、第二百九十九条第一項第二号、第三百十三条第十一項、第三百十四条の二、第三百十四条の六第一号イ、第三百十七条の二第一項第七号、第三百五十三条、第三百五十四条第一項第二号及び第三百九十六条の改正規定、同条の次に四条を加える改正規定並びに同法第三百九十七条、第四百五十条、第四百五十一条第一項第二号、第四百七十条、第四百七十一条第一項第三号、第五百二十五条、第五百二十六条第一項第二号、第五百八十八条、第五百八十九条第一項第二号、第六百七十四条、第六百七十五条第一項第二号、第七百条の五十九、第七百条の六十第一項第二号、第七百一条の五、第七百一条の六第一項第二号、第七百一条の三十五、第七百一条の三十六第一項第二号、第七百七条、第七百八条第一項第二号、第七百三十三条の四及び第七百三十三条の五第一項第二号の改正規定並びに同法附則第三条の三の改正規定、同法附則第四条第七項第一号の改正規定（並びに第三十七条、第四十五条の二第一項第七号、第四十五条の三の二第一項第二号、第四十五条の三の三第一項第二号並びに前条第四項」に改める部分を除く。）、同条第十三項第一号の改正規定（「並びに第三百十四条の六」を「、第三百十四条の六、第三百十七条の二第一項第七号、第三百十七条の三の三第一項第二号並びに前条第八項」に改める部分を除く。）、同法附則第四条の二第七項第一号の改正規定（「並びに第三十七条」を「、第三十七条、第四十五条の二第一項第七号、第四十五条の三の二第一項第二号、第四十五条の三の三第一項第二号並びに附則第三条の三第四項」に改める部分を除く。）、同条第十三項第一号の改正規定（「並びに第三百十四条の六」を「、第三百十四条の六、第三百十七条の二第一項第七号、第三百十七条の三の三第一項第二号並びに附則第三条の三第四項」に改める部分を除く。）、同条第十三項第一号の改正規定（「並びに第三百十四条の六」を「、第三百十四条の六、第三百十七条の二第一項第七号、第三百十七条の三の三第一項第二号、第四十五条の三の二第一項第七号、第四十五条の三の三第一項第二号、第四十五条の三の三第一項第二号並びに附則第三条の三第四項」に改める部分を除く。）、同法附則第六条及び第十七条の二の改正規定、同法附則第三十三条の二から第三十四条まで、第三十五条、第三十五条の二及び第三十五条の四の改正規定（「第三十七条」の下に「、第四十五条の二第一項第七号、第四十五条の三の二第一項第二号、第四十五条の三の三第一項第二号、附則第三条の三第四項」を加える部分及び「第三百十四条の六」の下に「、第三百十七条の二第一項第七号、第三百十七条の三の二第一項第二号、第三百十七条の三の三第一項第二号、附則第三条の三第四項」を加える部分を除く。）　平成二十五年一月一日

五　第一条中地方税法第七十四条の五及び第四百六十八条の改正規定並びに同法附則第五条の四、第十二条の二及び第三十条の二の改正規定並びに附則第八条及び第十条の規定　平成二十五年四月一日

六　附則第十五条の規定　この法律の公布の日又は地方税法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第　号）の公布の日のいずれか遅い日

（更正、決定等の期間制限及び消滅時効に関する経過措置）

第二条　第一条の規定による改正後の地方税法（以下「新法」という。）第十七条の五の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に同条第一項に規定する法定納期限が到来する地方税又は加算金について適用し、施行日前に第一条の規定による改正前の地方税法（以下「旧法」という。）第十七条の五第一項に規定する法定納期限が到来した地方税に係る更正、決定若しくは賦課決定又は加算金の決定をすることができる期間については、なお従前の例による。

2　新法第十八条第一項の規定は、施行日以後に同項に規定する法定納期限が到来する地方税（当該地方税に係る延滞金及び加算金を含む。以下この項において同じ。）について適用し、施行日前に旧法第十八条第一項に規定する法定納期限が到来した地方税の徴収権の時効については、なお従前の例による。

（行政手続法の適用除外に関する経過措置）

第三条　新法第十八条の四第一項の規定は、平成二十五年一月一日以後にする同項に規定する行為について適用し、同日前にした旧法第十八条の四第一項に規定する行為については、なお従前の例による。

（更正の請求に関する経過措置）

第四条　新法第二十条の九の三第一項の規定は、施行日以後に同項に規定する法定納期限が到来する地方税に係る更正の請求について適用し、施行日前に旧法第二十条の九の三第一項に規定する法定納期限が到来する地方税に係る更正の請求については、なお従前の例による。

2　新法第二十条の九の三第三項及び第七十二条

の四十八の二第五項の規定は、施行日以後に行う更正の請求について適用し、施行日前に行った更正の請求については、なお従前の例による。

3　新法第五十三条の二、第七十二条の三十三の二第二項、第七十二条の九十及び第三百二十一条の八の二の規定は、施行日以後に国の税務官署がこれらの規定に規定する更正又は決定の通知をした場合の更正の請求について適用し、施行日前に国の税務官署が旧法第五十三条の二、第七十二条の三十三の二第二項、第七十二条の九十又は第三百二十一条の八の二に規定する更正又は決定の通知をした場合の更正の請求については、なお従前の例による。

4　新法第七十二条の三十三の二第一項の規定は、施行日以後に法人が同項の規定による修正申告書を提出し、又は同項の規定による更正若しくは決定の通知を受けた場合の更正の請求について適用し、施行日前に法人が旧法第七十二条の三十三の二第一項の規定による修正申告書を提出し、又は同項の規定による更正若しくは決定の通知を受けた場合の更正の請求については、なお従前の例による。

（質問検査権に関する経過措置）

第五条　施行日から附則第一条第一号に定める日の前日までの間における新法第七十二条の四十九の五第一項の規定の適用については、同項中「第七十二条の四十八の二第八項又は第九項」とあるのは、「第七十二条の四十九第八項又は第九項」とする。

2　新法第七十二条の四十九の八、第七十二条の六十三の四、第百四十四条の三十八の四及び第三百九十六条の四の規定は、平成二十五年一月一日以後に新法第七十二条の四十九の五第一項、第七十二条の六十三第一項、第百四十四条の三十八第一項又は第三百九十六条第一項に規定する質問、検査又は提示若しくは提出の要求を行う調査について適用する。

（道府県民税に関する経過措置）

第六条　新法第二十三条第一項、第三十二条第十一項、第三十四条、第三十七条第一号イ、第四十五条の二第一項第七号及び附則第三条の三第一項から第四項までの規定は、平成二十五年度以後の年度分の個人の道府県民税について適用し、平成二十四年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

2　新法第三十二条第八項及び第九項の規定は、平成二十四年度以後の年度分の個人の道府県民税について適用し、平成二十三年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

3　新法第四十五条の三の二第一項の規定は、平成二十四年一月一日以後に提出する同項に規定する申告書及び同条第二項に規定する申告書について適用する。

4　新法第四十五条の三の三第一項の規定は、平成二十四年一月一日以後に提出する同項に規定する申告書について適用する。

5　新法第五十条の七第一項の規定は、平成二十四年一月一日以後に提出する新法第五十条の六第一項第一号に規定する退職所得申告書について適用する。

6　平成二十四年一月一日から同年十二月三十一日までの間における新法附則第四条第七項第一号、第四条の二第七項第一号、第三十三条の二第三項第一号、第三十三条の三第三項第一号、第三十五条第四項第一号、第三十五条の二第五項第一号及び第三十五条の四第二項第一号の規定の適用については、新法附則第四条第七項第一号中「、第四十五条の二第一項第七号、第四十五条の三の三第一項第二号、第四十五条の三の三第一項第二号並びに前条第四項」とあるのは「、第四十五条の三の三第一項第二号並びに第四十五条の三の二第一項第七号、第四十五条の三の二第一項第二号、第四十五条の三の三第一項第二号並びに附則第三条の三第四項」とあるのは「、第四十五条の三の二第一項第七号、第四十五条の三の二第一項第二号、第四十五条の三の三第一項第二号並びに第四十五条の三の三第一項第二号」と、新法附則第三十三条の二第三項第一号、第三十三条の三第三項第一号、第三十四条第三項第一号、第三十五条第四項第一号、第三十五条の二第五項第一号及び第三十五条の四第二項第一号中「、第四十五条の二第一項第七号、第四十五条の三の二第一項第二号、第四十五条の三の三第一項第二号、附則第三条の三第四項」とあるのは「、第四十五条の三の二第一項第二号、第四十五条の三の三第一項第二号」とする。

7　平成二十三年十二月三十一日以前に支払うべき退職手当等（旧法第五十条の二に規定する退職手当等をいう。）に係る旧法附則第七条第一項に規定する分離課税に係る所得割については、なお従前の例による。

8　別段の定めがあるものを除き、新法の規定中法人の道府県民税に関する部分は、施行日以後に開始する事業年度分の法人の道府県民税及び施行日以後に開始する連結事業年度分の法人の道府県民税について適用し、施行日前に開始した事業年度分の法人の道府県民税及び施行日前に開始した連結事業年度分の法人の道府県民税については、なお従前の例による。

9　新法第五十三条第五項、第七項、第九項、第十項、第十二項、第十三項、第十五項又は第十六項の規定は、平成二十年四月一日以後に終了した事業年度において生じた同条第五項の連結適用前欠損金額若しくは連結適用前災害損失欠損金額、同日以後に終了した連結事業年度において生じた同条第九項の控除対象個別帰属税額、同日以後に終了した事業年度若しくは計算期間において損金の額が益金の額を超えることとなったため還付を受けた同条第十二項の控除対象還付法人税額又は同日以後に終了した連結事業年度において損金の額が益金の額を超える場合における同条第十五項の控除対象個別帰属還付税額について適用し、同日前に終了した事業年度において生じた旧法第五十三条第五項の連結適用前欠損金額若しくは連結適用前災害損失欠損金額、同日前に終了した連結事業年度において生じた同条第九項の控除対象個別帰属税額、同日前に終了した事業年度若しくは計算期間において損金の額が益金の額を超えることとなったため還付を受けた同条第十二項の控除対象還付法人税額又は同日前に終了した連結事業

年度において損金の額が益金の額を超える場合における同条第十五項の控除対象個別帰属還付税額については、なお従前の例による。

10 5 新法第五十三条第二十八項の規定は、施行日以後に同条第二十六項の法人税割額に係る道府県民税の申告書の提出期限が到来する法人の道府県民税について適用し、当該提出期限が施行日前に到来した法人の道府県民税については、なお従前の例による。

（事業税に関する経過措置）

第七条　別段の定めがあるものを除き、新法の規定中法人の事業税に関する部分は、施行日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

2　新法第七十二条の二十三第三項の規定は、平成二十年四月一日以後に終了した事業年度（連結事業年度（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第十五条の二に規定する連結事業年度をいう。以下この項において同じ。）に該当する期間を除く。）において生じた新法第七十二条の二十三第三項の欠損金額又は同日以後に終了した事業年度（連結事業年度に該当する期間に限る。）において生じた同項の個別欠損金額について適用し、同日前に終了した事業年度（連結事業年度に該当する期間を除く。）において生じた旧法第七十二条の二十三第三項の欠損金額又は同日前に終了した事業年度（連結事業年度に該当する期間に限る。）において生じた同項の個別欠損金額については、なお従前の例による。

（道府県たばこ税に関する経過措置）

第八条　平成二十五年四月一日前に課した、又は課すべきであった道府県たばこ税については、なお従前の例による。

（市町村民税に関する経過措置）

第九条　新法第二百九十二条第一項、第三百十三条第十一項、第三百十四条の二、第三百十四条の六第一号イ、第三百十七条の二第一項第七号及び附則第三条の三第五項から第八項までの規定は、平成二十五年度以後の年度分の個人の市町村民税について適用し、平成二十四年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

2　新法第三百十三条第八項及び第九項の規定は、平成二十四年度以後の年度分の個人の市町村民税について適用し、平成二十三年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

3　新法第三百十七条の三の二第一項の規定は、平成二十四年一月一日以後に提出する同項に規定する申告書及び同条第二項に規定する申告書について適用する。

4　新法第三百十七条の三の三第一項の規定は、平成二十四年一月一日以後に提出する同項に規定する申告書について適用する。

5　新法第三百二十八条の七第一項の規定は、平成二十四年一月一日以後に提出する新法第三百二十八条の六第一項第一号に規定する退職所得申告書について適用する。

6　平成二十四年一月一日から同年十二月三十一日までの間における新法附則第四条第十三項第一号、第四条の二第十三項第一号、第三十三条の二第七項第一号、第三十三条の三第七項第一号、第三十四条第六項第一号、第三十五条第八項第一号並びに第三十五条の四第五項第一号中「、第三百十七条の二第一項第七号、第三百十七条の三の二第一項第二号並びに第三百十七条の三の三第一項第二号」とあるのは「、第三百十七条の二第一項第七号、第三百十七条の三の二第一項第二号並びに第三百十七条の三の三第一項第二号並びに附則第三条の三第八項」とあるのは「、第三百十七条の三の二第一項第二号並びに第三百十七条の三の三第一項第二号並びに附則第三条の三第八項」とあるのは「、第三百十七条の三の二第一項第二号、第三百十七条の三の三第一項第二号並びに附則第三条の三第八項」とあるのは「、第三百十七条の三の二第一項第二号、第三百十七条の三の三第一項第二号並びに附則第三条の三第八項」とする。

7 2 平成二十三年十二月三十一日以前に支払うべき退職手当等（旧法第三百二十八条に規定する退職手当等をいう。）に係る旧法附則第七条第三項に規定する分離課税に係る所得割については、なお従前の例による。

8 3 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中法人の市町村民税に関する部分は、施行日以後に開始する事業年度分の法人の市町村民税及び施行日以後に開始する連結事業年度分の法人の市町村民税について適用し、施行日前に開始した事業年度分の法人の市町村民税及び施行日前に開始した連結事業年度分の法人の市町村民税については、なお従前の例による。

9 4 新法第三百二十一条の八第五項、第七項、第九項、第十項、第十二項、第十三項、第十五項又は第十六項の規定は、平成二十年四月一日以後に終了した事業年度において生じた同条第五項の連結適用前欠損金額若しくは連結適用前災害損失欠損金額、同日以後に終了した連結事業年度において生じた同条第九項の控除対象個別帰属税額、同日以後に終了した事業年度若しくは計算期間において損金の額が益金の額を超えることとなったため還付を受けた同条第十二項の控除対象還付法人税額又は同日以後に終了した連結事業年度において損金の額が益金の額を超える場合における同条第十五項の控除対象個別帰属還付税額について適用し、同日前に終了した事業年度において生じた旧法第三百二十一条の八第五項の連結適用前欠損金額若しくは連結適用前災害損失欠損金額、同日前に終了した連結事業年度において生じた同条第九項の控除対象個別帰属税額、同日前に終了した事業年度若しくは計算期間において損金の額が益金の額を超えることとなったため還付を受けた同条第十二項の控除対象還付法人税額又は同日前に終了した連結事業年度において損金の額が益金の額を超える場合における同条第十五項の控除対

象個別帰属還付税額については、なお従前の例による。

（市町村たばこ税に関する経過措置）

第十条　平成二十五年四月一日前に課した、又は課すべきであった市町村たばこ税については、なお従前の例による。

2　平成二十五年度の市町村たばこ税に係る新法第四百八十五条の十三第一項の規定の適用については、同項中「除して得た割合」とあるのは、「除して得た割合に百分の百十三を乗じて得た割合」とする。

3　平成二十六年度の市町村たばこ税に係る新法第四百八十五条の十三第一項の規定の適用については、同項中「除して得た割合」とあるのは、「除して得た割合に百分の百十四を乗じて得た割合」とする。

4　平成二十七年度の市町村たばこ税に係る新法第四百八十五条の十三第一項の規定の適用については、同項中「除して得た割合」とあるのは、「除して得た割合に百分の百一を乗じて得た割合」とする。

（罰則に関する経過措置）

第十一条　この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この項において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる地方税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第十二条　附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の一部改正）

第十三条　租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の一部を次のように改正する。

第三条の二の二第五項第二号中「第八号」の下に「、第九号の五」を加え、「第三十四条第一項第十号の二、第三項及び」を「第三十四条第一項第十号の二、第三項及び」に改め、「第三十四条第一項第十号の二及び第十一号イ、第三項並びに」に改め、「第三十七条」の下に「、第四十五条の二第一項第七号、第四十五条の三第一項第二号、附則第三条の三第四項」を加え、同項第六号中「同条第五項第三号」を「同条第六項第三号」に改め、同条第八項第二号中「第八号」の下に「、第九号の五」を加え、「第三十四条第一項第十号の二、第三項及び」を「第三十四条第一項第十号の二及び第十一号イ、第三項並びに」に改め、「第三十七条」の下に「、第四十五条の二第一項第七号、第四十五条の三の二第一項第二号、第四十五条の三の三第一項第二号、附則第三条の三第四項」を加え、同項第六号中「同条第五項第三号」を「同条第六項第三号」に改め、同条第十一項第二号中「第八号」の下に「、第九号の五」を加え、「第三百十四条の二第一項第十号の二、第三項及び」を「第三百十四条の二第一項第十号の二及び第十一号イ、第三項並びに」に改め、「第三百十四条の六」の下に「、第三百十七条の二第一項第七号、第三百十七条の三の二第一項第二号、第三百十七条の三の三第一項第二号、附則第三条の三第八項」を加え、同項第六号中「第五項第二号」を「第六項第二号」に、「同条第四項及び第五項第一号」を「同条第五項及び第六項第一号」に改める。

（租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第十四条　平成二十四年一月一日から同年十二月三十一日までの間における前条の規定による改正後の租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第三条の二の二の規定の適用については、同条第五項第二号及び第八項第二号中「、第四十五条の二第一項第七号、第四十五条の三の三第一項第二号、附則第三条の三第四項」とあるのは「、第四十五条の三の二第一項第二号、第四十五条の三の三第一項第二号、附則第三条の三第四項」と、同条第十一項第二号及び第十四項第二号中「、第三百十七条の二第一項第七号、第三百十七条の三の二第一項第二号、第三百十七条の三の三第一項第二号、附則第三条の三第八項」とあるのは「、第三百十七条の三の二第一項第二号、附則第三条の三第八項」とする。

（銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の一部改正）

第十五条　銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律（平成十三年法律第百三十一号）の一部を次のように改正する。

第五十八条第四項中「七年」を「九年」に改める。

（国民生活等の混乱を回避するための地方税法の一部を改正する法律の一部改正）

第十六条　国民生活等の混乱を回避するための地方税法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第十三号）の一部を次のように改正する。

附則第一条第二号中「地方税法等の一部を改正する法律」を「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための地方税法等の一部を改正する法律」に改める。

附則第二条（見出しを含む。）中「地方税法等の一部を改正する法律」を「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための地方税法及び地方法人特別税等に関する暫定措置法等の一部を改正する法律」に改め、同条のうち地方税法等の一部を改正する法律附則第十九条の次に一条を加える改正規定中「附則第十九条」を「附則第十一条」に改め、附則第十九条の二を附則第十一条の二とする。

（地方税法の一部を改正する法律の一部改正）

第十七条　地方税法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第　号）の一部を次のように改正する。

附則第一条第二号及び第四条（見出しを含む。）中「地方税法等」を「地方税法及び地方法人特別税等に関する暫定措置法」に改める。

審査報告書

経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。

よって要領書を添えて報告する。

平成二十三年十一月二十九日

財政金融委員長　尾立　源幸

参議院議長　平田　健二殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図る観点から、法人税の基本税率及び中小企業者等の軽減税率の引下げ、更正の請求期間の延長等の納税環境の整備を行うとともに、既存の特別措置の整理合理化を図る等、所要の措置を講ずるものであり、おおむね妥当な措置と認める。

一、費用

本法律施行に伴う租税減収見込額は、平年度約七千三百億円である。

経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律案（第百七十七回国会内閣提出、本院継続審査）

右の内閣提出案は本院において修正議決した。

よってこれを送付する。

平成二十三年十一月二十四日

衆議院議長　横路　孝弘

参議院議長　平田　健二殿

経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律

（小字及び――は衆議院修正）

（所得税法の一部改正）

第一条　所得税法（昭和四十年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第三十四号の二を削り、同項第三十四号の四中「控除対象扶養親族」を「扶養親族」に改め、同号を同項第三十四号の五とし、同号の次に次の一号を加える。

三十四の六　控除対象扶養親族　年齢十六歳以上十九歳未満の扶養親族、特定扶養親族、成年扶養親族（特定成年扶養親族以外の成年扶養親族にあつては、合計所得金額が五百万円未満である居住者の成年扶養親族に限る。）及び老人扶養親族をいう。

第二条第一項第三十四号の三中「控除対象扶養親族」を「扶養親族」に改め、同号を同項第三十四号の二とし、同号の次に次の二号を加える。

三十四の三　成年扶養親族　扶養親族のうち、年齢二十三歳以上七十歳未満の者をいう。

三十四の四　特定成年扶養親族　成年扶養親族のうち、次に掲げる者をいう。

イ　年齢六十五歳以上七十歳未満の者

ロ　第三十二号イからハまでに掲げる者

ハ　障害者

ニ　介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第十九条第一項（市町村の認定）に規定する要介護認定又は同条第二項に規定する要支援認定（ホにおいて「要介護認定等」という。）を受けている者

ホ　居住者と生計を一にする配偶者その他の親族のうち要介護認定等を受けている者と同居を常況としている者又はこれに準ずると認められる者

ヘ　イからホまでに掲げるもののほか、就労が困難な者として政令で定める者

第二条第一項第四十号の次に次の一号を加える。

四十の二　更正請求書　国税通則法第二十三条第三項（更正の請求）に規定する更正請求書をいう。

第二十八条第三項第五号中「超える」を「超える千五百万円以下である」に改め、同項に次の一号を加える。

六　前項に規定する収入金額が千五百万円を超える場合　二百四十五万円

第二十八条第四項中「前二項」を「第二項及び第三項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4　その年中に支払を受ける給与等が役員給与等のみであり、かつ、当該役員給与等の収入金額が二千万円を超える場合における第二項に規定する給与所得控除額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

一　その年中の役員給与等の収入金額が二千万円を超え二千五百万円以下である場合　二百四十五万円から当該収入金額のうち二千万円を超える部分の金額の百分の十二に相当する金額を控除した残額

二　その年中の役員給与等の収入金額が二千五百万円を超え三千五百万円以下である場合　百八十五万円

三　その年中の役員給与等の収入金額が三千五百万円を超え四千万円以下である場合　百八十五万円から当該収入金額のうち三千五百万円を超える部分の金額の百分の十二に相当する金額を控除した残額

四　その年中の役員給与等の収入金額が四千万円を超える場合　百二十五万円

5　前項に規定する役員給与等とは、役員等（次に掲げる者をいう。以下この項において同じ。）が給与等の支払をする者から役員等の職務の対価（法人税法第三十四条第一項（役員給与の損金不算入）に規定する使用人としての職務を有する役員の当該職務の対価を除く。）として支払を受ける給与等をいう。

一　法人税法第二条第十五号（定義）に規定する役員

二　国会議員及び地方公共団体の議会の議員

三　国家公務員（特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）別表第一及び別表第二の適用を受ける職員、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）別表第十一指定職俸給表の適用を受ける職員その他これらの職員に準ずる者として政令で定める者に限る。）

四　地方公務員（前号に掲げる者に準ずるも

のとして政令で定める者に限る。）

第二十八条に次の一項を加える。

7　その年中に第五項に規定する役員給与等と役員給与等以外の給与等がある場合の第二項に規定する給与所得控除額については、第三項各号に定める金額を基準とし、第四項の規定を参酌して政令で定める。

第三十条第二項中「相当する金額」の下に「（当該退職手当等が特定役員退職手当等である場合には、退職手当等の収入金額から退職所得控除額を控除した残額に相当する金額）」を加え、同条第三項中「掲げる金額」を「定める金額」に改め、同項第一号中「この項」の下に「及び第六項」を加え、同条第四項中「、前項」を「、第三項」に、「掲げる金額」を「定める金額」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　第二項に規定する特定役員退職手当等とは、退職手当等のうち、役員等（次に掲げる者をいう。）としての政令で定める勤続年数（以下この項及び第六項において「役員等勤続年数」という。）が五年以下である者が、退職手当等の支払をする者から当該役員等勤続年数に対応する退職手当等として支払を受けるものをいう。

一　法人税法第二条第十五号（定義）に規定する役員

二　国会議員及び地方公共団体の議会の議員

三　国家公務員及び地方公務員

第三十条に次の一項を加える。

6　その年中に第四項に規定する特定役員退職手当等と特定役員退職手当等以外の退職手当等があり、当該特定役員退職手当等に係る役員等勤続年数と特定役員退職手当等以外の退職手当等に係る勤続年数の重複している期間がある場合の退職所得の金額の計算については、政令で定める。

第四十九条第一項中「応じ」の下に「、償却費が毎年同一となる償却の方法、償却費が毎年一定の割合で逓減する償却の方法その他の」を加え、同条第二項中「取得価額」の下に「、減価償却資産について支出する金額のうち使用可能期間を延長させる部分等に対応する金額を減価償却資産の取得価額とする特例」を加える。

第五十二条第一項中「更生計画認可の決定に基づいて」を削り、「の弁済」を「のうち、更生計画認可の決定に基づいて弁済」に、「場合その他の政令で定める場合において、」を「ことその他の政令で定める事実が生じていることにより」に、「貸金等（」を「もの（」に改める。

第五十七条の二第一項を次のように改める。

居住者が、各年において特定支出をした場合において、その年中の特定支出の額の合計額が次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額を超えるときは、その年分の第二十八条第二項（給与所得）に規定する給与所得の金額は、同項及び同条第六項の規定にかかわらず、同条第二項の残額からその超える部分の金額を控除した金額とする。

一　その年中の第二十八条第一項に規定する給与等（以下この項及び次項において「給与等」という。）の収入金額が千五百万円以下である場合　同条第二項に規定する給与所得控除額の二分の一に相当する金額

二　その年中の給与等の収入金額が千五百万円を超える場合　百二十五万円

第五十七条の二第二項中「第二十八条第一項に規定する」を削り、「補てんされる」を「補塡される」に改め、同項第四号中「（弁護士、公認会計士、税理士その他の人の資格で、法令の規定に基づきその資格を有する者に限り特定の業務を営むことができることとされるものを除く。）」を削り、同項に次の一号を加える。

六　次に掲げる支出（当該支出の額の合計額が六十五万円を超える場合には、六十五万円までの支出に限る。）で、その支出がその者の職務の遂行に直接必要なものとして財務省令で定めるところにより給与等の支払者により証明がされたもの

イ　書籍、定期刊行物その他の図書で職務に関連するものとして政令で定めるもの

ロ　交際費、接待費その他の費用で、給与等の支払者の得意先、仕入先その他職務上関係のある者に対する接待、供応、贈答その他これらに類する行為のための支出

ハ　職務に関連して加入した学術団体又は職業若しくは職場を同じくする者が組織する団体で政令で定めるもの（ハにおいて「学術団体等」という。）の会費で、当該学術団体等の運営に必要な経常的経費に充てるためにその会員その他の構成員が負担する支出

第五十七条の二第三項中「に同項」を「、修正申告書又は更正請求書（次項において「申告書等」という。）に第一項」に改め、同条第四項中「確定申告書」を「申告書等」に、「当該申告書」を「当該申告書等」に改める。

第六十四条第三項中「第百五十二条（各種所得の金額に異動を生じた場合の更正の請求の特例）の規定による更正の請求をする場合を除き、確定申告書に同項の規定の適用を受ける旨」を「確定申告書、修正申告書又は更正請求書に同項の規定の適用を受ける旨の記載があり、かつ、同項の譲渡をした資産の種類」に、「の記載」を「を記載した書類の添付」に改め、同条第四項を削る。

第七十条第三項中「たな卸資産」を「棚卸資産」に、「補てんされる」を「補塡される」に改め、同条第四項中「第一項の青色申告書又は第二項各号に掲げる損失の金額に関する事項を記載した確定申告書をその提出期限までに提出した場合（税務署長においてやむを得ない事情があると認める場合には、これらの申告書をその提出期限後に提出した場合を含む。）であつて」を「確定申告書を提出し、かつ」に改める。

第七十一条第二項中「その雑損失の金額に関する事項を記載した確定申告書をその提出期限までに提出した場合（税務署長においてやむを得ない事情があると認める場合には、当該申告

書をその提出期限後に提出した場合を含む。）であつて」を「確定申告書を提出し、かつ」に改める。

第七十四条第二項第三号中「（平成九年法律第百二十三号）」を削る。

第八十三条の二第一項中「次項」の下に「並びに次条第一項第一号」を加える。

第八十四条第一項を次のように改める。

居住者が控除対象扶養親族を有する場合には、その居住者のその年分の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から、その控除対象扶養親族一人につき、次の各号に掲げる控除対象扶養親族の区分に応じ当該各号に定める金額を控除する。

一　年齢十六歳以上十九歳未満の扶養親族及び成年扶養親族　三十八万円（特定成年扶養親族以外の成年扶養親族については、その居住者の合計所得金額が四百万円を超える場合には、三十八万円からその居住者の合計所得金額のうち四百万円を超える部分の金額の百分の三十八に相当する金額（当該相当する金額に一万円未満の端数があるとき、又は当該相当する金額の全額が一万円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額）を控除した残額）

二　特定扶養親族　六十三万円

三　老人扶養親族　四十八万円

第八十五条第三項中「特定扶養親族、老人扶養親族若しくはその他の控除対象扶養親族」を「年齢十六歳以上十九歳未満の扶養親族、特定扶養親族、特定成年扶養親族若しくはその他の成年扶養親族、老人扶養親族」に、「その当時」を「、その当時」に、「、当該死亡」を「当該死亡」に改め、「時の現況による」の下に「ものとし、第二条第一項第三十四号の四ホに規定する要介護認定等を受けている者がその当時既に死亡している場合における同号ホに規定する同居を常況としている者又はこれに準ずると認められる者に該当するかどうかの判定は、当該死亡の時の現況による」を加える。

第九十条第四項中「に同項の規定の適用を受ける旨及び」を「、修正申告書又は更正請求書に同項の規定の適用を受ける旨の記載があり、かつ」に、「の記載」を「を記載した書類の添付」に改め、同条第五項を削る。

第九十五条第五項中「に同項」を「、修正申告書又は更正請求書（次項において「申告書等」という。）に第一項」に、「の記載があり、かつ」を「を記載した書類」に改め、同条第六項中「各年について」を「各年分の申告書等に」に、「確定申告書を提出し」を「書類の添付があり」に、「確定申告書にこれら」を「申告書等にこれら」に、「を記載するとともに、当該申告書に」を「及び」に、「を添付した」を「の添付がある」に、「確定申告書に当該」を「申告書等にこの項前段の規定により添付された書類に当該」に改め、同条第七項を削り、同条第八項を同条第七項とし、同条第九項を同条第八項とする。

第百二十条第三項第三号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三　第一項の規定による申告書に、特定成年扶養親族（第二条第一項第三十四号の四ヘに掲げる者その他の政令で定めるものに限る。以下この号において同じ。）に係る扶養控除に関する事項の記載をする居住者　特定成年扶養親族に該当する旨を証する書類として財務省令で定めるもの

第百二十二条第一項中「第百二十条第三項第三号」を「第百二十条第三項第四号」に改める。

第百五十二条中「同条第三項に規定する」を削り、「同項」を「同条第三項」に改める。

第百五十三条中「同法第二十三条第三項に規定する」を削り、「同項」を「同法第二十三条第三項」に改め、同条第一号中「若しくは更正」を「又は更正」に、「年の翌年分以後の年分の確定申告書に記載した、又は決定を受けた当該年分」を「年分の翌年分以後の各年分で決定を受けた年分」に改め、同条第二号中「若しくは更正」を「又は更正」に、「年の翌年分以後の年分の確定申告書に記載した、又は決定を受けた当該年分に係る第百二十条第一項第四号、第六号」を「年分の翌年分以後の各年分で決定を受けた年分に係る第百二十条第一項第六号」に、「第百二十三条第二項第一号若しくは第五号から第八号まで」を「第百二十三条第二項第七号若しくは第八号」に改める。

第百六十六条中「第百二十条第三項第三号」を「第百二十条第三項第四号」に改める。

第百九十条第二号中「の給与等の金額」の下に「（以下この条において「給与所得控除後の給与等の金額」という。）」を加え、同号ハ中「扶養控除の額」の下に「（当該控除対象扶養親族が成年扶養親族である場合には、給与所得者の成年扶養親族に係る申告書に記載されたその居住者の第二条第一項第三十号に規定する合計所得金額（以下この節及び次節において「合計所得金額」という。）の見積額（当該申告書にその年中にその居住者に対し支払うべきことが確定した給与等に係る給与所得以外の所得がない旨の記載がある場合には、当該給与所得控除後の給与等の金額）及び当該申告書に記載された成年扶養親族（当該成年扶養親族が同項第三十四号の四ヘに掲げる者その他の政令で定める特定成年扶養親族である場合には、第百九十五条の三第二項（給与所得者の成年扶養親族に係る申告書）に規定する書類の提出又は提示のあつたものに限る。）の数に応じ第八十四条第一項第一号の規定に準じて計算した扶養控除の額）」を加え、同号ニ中「第二条第一項第三十号に規定する合計所得金額（以下この号において「合計所得金額」という。）の見積額」を「合計所得金額の見積額（当該申告書にその年中にその居住者に対し支払うべきことが確定した給与等に係る給与所得以外の所得がない旨の記載がある場合には、当該給与等に係る給与所得控除後の給与等の金額）」に改める。

第百九十四条第一項第五号中「特定扶養親族」の下に「、特定成年扶養親族若しくはその他の成年扶養親族」を加える。

第百九十五条の二第一項中「掲げる配偶者特別控除」を「規定する配偶者特別控除」に改め、同項第二号を次のように改める。

二　その居住者のその年の合計所得金額の見積額（当該給与等に係る給与所得以外の所得がない場合には、その旨）

第百九十五条の二の次に次の一条を加える。

（給与所得者の成年扶養親族に係る申告書）

第百九十五条の三　国内において給与等の支払を受ける居住者は、第百九十条（年末調整）に

規定する過不足の額の計算上、成年扶養親族について同条第二号ハに規定する扶養控除の額に相当する金額の控除を受けようとする場合には、その給与等の支払者（二以上の給与等の支払者から給与等の支払を受ける場合には、主たる給与等の支払者）からその年最後に給与等の支払を受ける日の前日までに、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与等の支払者を経由して、その給与等に係る所得税の第十七条（源泉徴収に係る所得税の納税地）の規定による納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

一　当該給与等の支払者の氏名又は名称

二　その居住者のその年の合計所得金額の見積額（当該給与等に係る給与所得以外の所得がない場合には、その旨）

三　成年扶養親族の氏名（当該成年扶養親族が特定成年扶養親族に該当する場合には、その旨）

四　その他財務省令で定める事項

2　前項の規定による申告書に成年扶養親族が特定成年扶養親族（第二条第一項第三十四号の四ヘ（定義）に掲げる者その他の政令で定めるものに限る。以下この項において同じ。）に該当する旨の記載をした居住者は、政令で定めるところにより、特定成年扶養親族に該当する旨を証する書類を提出し、又は提示しなければならない。

3　第一項の規定による申告書は、給与所得者の成年扶養親族に係る申告書という。

第二百一条第一項各号を次のように改める。

一　退職手当等の支払を受ける居住者が提出した退職所得の受給に関する申告書に、その支払うべきことが確定した年において支払うべきことが確定した他の退職手当等で既に支払がされたもの（次号において「支払済みの他の退職手当等」という。）がない旨の記載がある場合　次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額を課税退職所得金額とみなして第八十九条第一項（税率）の規定を適用して計算した場合の税額

イ　その支払う退職手当等が特定役員退職手当等（第三十条第四項（退職所得）に規定する特定役員退職手当等をいう。以下この項及び第二百三条第一項第二号（退職所得の受給に関する申告書）において同じ。）以外の退職手当等（次号及び同項第二号において「一般退職手当等」という。）に該当する場合　その支払う退職手当等の金額から退職所得控除額を控除した残額の二分の一に相当する金額（当該金額に千円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が千円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。次号イにおいて同じ。）

ロ　その支払う退職手当等が特定役員退職手当等に該当する場合　その支払う退職手当等の金額から退職所得控除額を控除した残額に相当する金額（当該金額に千円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が千円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。次号ロにおいて同じ。）

二　退職手当等の支払を受ける居住者が提出した退職所得の受給に関する申告書に、支払うべきことが確定した年において支払済みの他の退職手当等がある旨の記載がある場合　次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額を課税退職所得金額とみなして第八十九条第一項の規定を適用して計算した場合の税額から、その支払済みの他の退職手当等につき第百九十九条の規定により徴収された又は徴収されるべき所得税の額を控除した残額に相当する税額

イ　その支払う退職手当等とその支払済みの他の退職手当等がいずれも一般退職手当等に該当する場合　その支払う退職手当等の金額とその支払済みの他の退職手当等の金額との合計額から退職所得控除額を控除した残額の二分の一に相当する金額

ロ　その支払う退職手当等とその支払済みの他の退職手当等がいずれも特定役員退職手当等に該当する場合　その支払う退職手当等の金額とその支払済みの他の退職手当等の金額との合計額から退職所得控除額を控除した残額に相当する金額

ハ　その支払う退職手当等とその支払済みの他の退職手当等が一般退職手当等及び特定役員退職手当等に該当する場合　政令で定めるところにより計算した金額

第二百一条第二項中「（退職所得控除額）」を削り、「同条第四項第三号」を「同条第五項第三号」に改める。

第二百三条第一項第二号中「及び当該」を「並びに当該」に改め、「あるときは」の下に「当該退職手当等が特定役員退職手当等又は一般退職手当等のいずれに該当するかの別及び」を加え、同項第四号中「第三十条第四項第三号（障害退職者の割増退職所得控除額）」を「第三十条第五項第三号（退職所得）」に改める。

第二百二十八条の四第三項中「並びに第二百三十四条（当該職員の質問検査権）、第二百三十六条（身分証明書の携帯等）」を削り、「この規定」の下に「並びに国税通則法第七章の二（国税の調査）及び第百二十七条（罰則）の規定」を加える。

第二百三十一条の二第一項中「で、その年の前々年分の確定申告書（修正申告書を含む。以下この項において同じ。）に係るこれらの所得の金額の合計額がその年の前年十二月三十一日において三百万円を超えるもの又はその年の前年分の確定申告書に係る当該合計額がその年の三月三十一日において三百万円を超えるもの（これらに準ずる者として財務省令で定める者を含む。）」を削り、「作成し、又は受領した書類で財務省令で定めるもの」を「作成したその他の帳簿及びこれらの業務に関して作成し、又は受領した財務省令で定める書類」に改め、同条第三項を削る。

第二百三十三条から第二百三十六条までを次のように改める。

第二百三十三条から第二百三十六条まで　削除

第二百四十二条第三号中「給付補てん金等」を「給付補塡金等」に改め、同条第九号及び第十号を削る。

別表第二（一）から（三）までを除く。）を次のように改める。

（四）

その月の社会保険料等控除後の給与等の金額		甲								乙
		扶養親族等の数								
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	
以上	未満	税額								税額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
440,000	443,000	19,680	16,360	13,190	10,030	7,490	5,910	4,330	2,740	102,800
443,000	446,000	20,160	16,600	13,430	10,270	7,610	6,030	4,450	2,860	104,400
446,000	449,000	20,640	16,840	13,670	10,510	7,730	6,150	4,570	2,980	105,900
449,000	452,000	21,120	17,080	13,910	10,750	7,850	6,270	4,690	3,100	107,400
452,000	455,000	21,600	17,320	14,150	10,990	7,970	6,390	4,810	3,220	109,000
455,000	458,000	22,080	17,560	14,390	11,230	8,090	6,510	4,930	3,340	110,500
458,000	461,000	22,560	17,800	14,630	11,470	8,300	6,630	5,050	3,460	112,100
461,000	464,000	23,040	18,040	14,870	11,710	8,540	6,750	5,170	3,580	113,600
464,000	467,000	23,520	18,280	15,110	11,950	8,780	6,870	5,290	3,700	115,100
467,000	470,000	24,000	18,520	15,350	12,190	9,020	6,990	5,410	3,820	116,700
470,000	473,000	24,480	18,760	15,590	12,430	9,260	7,110	5,530	3,940	118,200
473,000	476,000	24,960	19,000	15,830	12,670	9,500	7,230	5,650	4,060	119,800
476,000	479,000	25,440	19,240	16,070	12,910	9,740	7,350	5,770	4,180	121,300
479,000	482,000	25,920	19,590	16,310	13,150	9,980	7,470	5,890	4,300	122,800
482,000	485,000	26,400	20,070	16,550	13,390	10,220	7,590	6,010	4,420	124,400
485,000	488,000	26,880	20,550	16,790	13,630	10,460	7,710	6,130	4,540	125,900
488,000	491,000	27,360	21,030	17,030	13,870	10,700	7,830	6,250	4,660	127,500
491,000	494,000	27,840	21,510	17,270	14,110	10,940	7,950	6,370	4,780	129,000
494,000	497,000	28,320	21,990	17,510	14,350	11,180	8,070	6,490	4,900	130,600
497,000	500,000	28,800	22,470	17,750	14,590	11,420	8,250	6,610	5,020	132,100
500,000	503,000	29,280	22,950	17,990	14,830	11,660	8,490	6,730	5,140	133,600
503,000	506,000	29,760	23,430	18,230	15,070	11,900	8,730	6,850	5,260	135,300
506,000	509,000	30,240	23,910	18,470	15,310	12,140	8,970	6,970	5,380	137,000
509,000	512,000	30,720	24,390	18,710	15,550	12,380	9,210	7,090	5,500	138,600
512,000	515,000	31,200	24,870	18,950	15,790	12,620	9,450	7,210	5,620	140,300
515,000	518,000	31,680	25,350	19,190	16,030	12,860	9,690	7,330	5,740	142,000
518,000	521,000	32,160	25,830	19,490	16,270	13,100	9,930	7,450	5,860	143,600
521,000	524,000	32,640	26,310	19,970	16,510	13,340	10,170	7,570	5,980	145,300
524,000	527,000	33,120	26,790	20,450	16,750	13,580	10,410	7,690	6,100	147,000
527,000	530,000	33,600	27,270	20,930	16,990	13,820	10,650	7,810	6,220	148,600
530,000	533,000	34,080	27,750	21,410	17,230	14,060	10,890	7,930	6,340	150,100
533,000	536,000	34,560	28,230	21,890	17,470	14,300	11,130	8,050	6,460	151,700
536,000	539,000	35,040	28,710	22,370	17,710	14,540	11,370	8,210	6,580	153,200
539,000	542,000	35,520	29,190	22,850	17,950	14,780	11,610	8,450	6,700	154,800
542,000	545,000	36,000	29,670	23,330	18,190	15,020	11,850	8,690	6,820	156,300
545,000	548,000	36,480	30,150	23,810	18,430	15,260	12,090	8,930	6,940	157,900
548,000	551,000	36,960	30,630	24,290	18,670	15,500	12,330	9,170	7,060	159,400
551,000	554,000	37,490	31,160	24,820	18,930	15,770	12,600	9,430	7,200	160,900
554,000	557,000	38,030	31,700	25,360	19,200	16,040	12,870	9,700	7,330	162,500
557,000	560,000	38,570	32,240	25,900	19,570	16,310	13,140	9,970	7,470	164,000
560,000	563,000	39,110	32,780	26,440	20,110	16,580	13,410	10,240	7,600	165,500
563,000	566,000	39,650	33,320	26,980	20,650	16,850	13,680	10,510	7,740	167,000
566,000	569,000	40,190	33,860	27,520	21,190	17,120	13,950	10,780	7,870	168,500
569,000	572,000	40,730	34,400	28,060	21,730	17,390	14,220	11,050	8,010	170,000
572,000	575,000	41,270	34,940	28,600	22,270	17,660	14,490	11,320	8,160	171,500
575,000	578,000	41,810	35,480	29,140	22,810	17,930	14,760	11,590	8,430	173,000
578,000	581,000	42,350	36,020	29,680	23,350	18,200	15,030	11,860	8,700	174,500
581,000	584,000	42,890	36,560	30,220	23,890	18,470	15,300	12,130	8,970	175,900
584,000	587,000	43,430	37,100	30,760	24,430	18,740	15,570	12,400	9,240	177,400
587,000	590,000	43,970	37,640	31,300	24,970	19,010	15,840	12,670	9,510	178,900

（五）

その月の社会保険料等控除後の給与等の金額		甲								乙
		扶養親族等の数								
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	
以上	未満	税額								税額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
590,000	593,000	44,510	38,180	31,840	25,510	19,280	16,110	12,940	9,780	180,400
593,000	596,000	45,050	38,720	32,380	26,050	19,720	16,380	13,210	10,050	181,900
596,000	599,000	45,590	39,260	32,920	26,590	20,260	16,650	13,480	10,320	183,400
599,000	602,000	46,130	39,800	33,460	27,130	20,800	16,920	13,750	10,590	184,900
602,000	605,000	46,670	40,340	34,000	27,670	21,340	17,190	14,020	10,860	186,400
605,000	608,000	47,210	40,880	34,540	28,210	21,880	17,460	14,290	11,130	187,900
608,000	611,000	47,750	41,420	35,080	28,750	22,420	17,730	14,560	11,400	189,400
611,000	614,000	48,290	41,960	35,620	29,290	22,960	18,000	14,830	11,670	190,900
614,000	617,000	48,830	42,500	36,160	29,830	23,500	18,270	15,100	11,940	192,400
617,000	620,000	49,370	43,040	36,700	30,370	24,040	18,540	15,370	12,210	193,800
620,000	623,000	49,910	43,580	37,240	30,910	24,580	18,810	15,640	12,480	195,300
623,000	626,000	50,450	44,120	37,780	31,450	25,120	19,080	15,910	12,750	196,800
626,000	629,000	50,990	44,660	38,320	31,990	25,660	19,350	16,180	13,020	198,300
629,000	632,000	51,530	45,200	38,860	32,530	26,200	19,860	16,450	13,290	199,800
632,000	635,000	52,070	45,740	39,400	33,070	26,740	20,400	16,720	13,560	201,300
635,000	638,000	52,610	46,280	39,940	33,610	27,280	20,940	16,990	13,830	202,800
638,000	641,000	53,150	46,820	40,480	34,150	27,820	21,480	17,260	14,100	204,300
641,000	644,000	53,690	47,360	41,020	34,690	28,360	22,020	17,530	14,370	205,800
644,000	647,000	54,230	47,900	41,560	35,230	28,900	22,560	17,800	14,640	207,300
647,000	650,000	54,770	48,440	42,100	35,770	29,440	23,100	18,070	14,910	208,800
650,000	653,000	55,310	48,980	42,640	36,310	29,980	23,640	18,340	15,180	210,000
653,000	656,000	55,850	49,520	43,180	36,850	30,520	24,180	18,610	15,450	211,000
656,000	659,000	56,390	50,060	43,720	37,390	31,060	24,720	18,880	15,720	212,100
659,000	662,000	56,930	50,600	44,260	37,930	31,600	25,260	19,150	15,990	213,200
662,000	665,000	57,470	51,140	44,800	38,470	32,140	25,800	19,470	16,260	214,200
665,000	668,000	58,010	51,680	45,340	39,010	32,680	26,340	20,010	16,530	215,300
668,000	671,000	58,550	52,220	45,880	39,550	33,220	26,880	20,550	16,800	216,300
671,000	674,000	59,090	52,760	46,420	40,090	33,760	27,420	21,090	17,070	217,400
674,000	677,000	59,630	53,300	46,960	40,630	34,300	27,960	21,630	17,340	218,500
677,000	680,000	60,170	53,840	47,500	41,170	34,840	28,500	22,170	17,610	219,500
680,000	683,000	60,710	54,380	48,040	41,710	35,380	29,040	22,710	17,880	220,600
683,000	686,000	61,250	54,920	48,580	42,250	35,920	29,580	23,250	18,150	221,700
686,000	689,000	61,790	55,460	49,120	42,790	36,460	30,120	23,790	18,420	222,700
689,000	692,000	62,330	56,000	49,660	43,330	37,000	30,660	24,330	18,690	223,800
692,000	695,000	62,870	56,540	50,200	43,870	37,540	31,200	24,870	18,960	224,900
695,000	698,000	63,410	57,080	50,740	44,410	38,080	31,740	25,410	19,230	226,000
698,000	701,000	63,950	57,620	51,280	44,950	38,620	32,280	25,950	19,620	227,600
701,000	704,000	64,490	58,160	51,820	45,490	39,160	32,820	26,490	20,160	229,200
704,000	707,000	65,030	58,700	52,360	46,030	39,700	33,360	27,030	20,700	230,800
707,000	710,000	65,570	59,240	52,900	46,570	40,240	33,900	27,570	21,240	232,400
710,000	713,000	66,110	59,780	53,440	47,110	40,780	34,440	28,110	21,780	234,000
713,000	716,000	66,650	60,320	53,980	47,650	41,320	34,980	28,650	22,320	235,600
716,000	719,000	67,190	60,860	54,520	48,190	41,860	35,520	29,190	22,860	237,200
719,000	722,000	67,730	61,400	55,060	48,730	42,400	36,060	29,730	23,400	238,800
722,000	725,000	68,270	61,940	55,600	49,270	42,940	36,600	30,270	23,940	240,300
725,000	728,000	68,810	62,480	56,140	49,810	43,480	37,140	30,810	24,480	241,900
728,000	731,000	69,350	63,020	56,680	50,350	44,020	37,680	31,350	25,020	243,500
731,000	734,000	69,890	63,560	57,220	50,890	44,560	38,220	31,890	25,560	245,100
734,000	737,000	70,430	64,100	57,760	51,430	45,100	38,760	32,430	26,100	246,700
737,000	740,000	70,970	64,640	58,300	51,970	45,640	39,300	32,970	26,640	248,300

（六）

その月の社会保険料等控除後の給与等の金額		甲								乙
		扶養親族等の数								
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	
以上	未満	税額								税額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
740,000	743,000	71,510	65,180	58,840	52,510	46,180	39,840	33,510	27,180	249,900
743,000	746,000	72,050	65,720	59,380	53,050	46,720	40,380	34,050	27,720	251,500
746,000	749,000	72,590	66,260	59,920	53,590	47,260	40,920	34,590	28,260	253,100
749,000	752,000	73,130	66,800	60,460	54,130	47,800	41,460	35,130	28,800	254,600
752,000	755,000	73,670	67,340	61,000	54,670	48,340	42,000	35,670	29,340	256,200
755,000	758,000	74,210	67,880	61,540	55,210	48,880	42,540	36,210	29,880	257,800
758,000	761,000	74,750	68,420	62,080	55,750	49,420	43,080	36,750	30,420	259,400
761,000	764,000	75,290	68,960	62,620	56,290	49,960	43,620	37,290	30,960	261,000
764,000	767,000	75,830	69,500	63,160	56,830	50,500	44,160	37,830	31,500	262,600
767,000	770,000	76,370	70,040	63,700	57,370	51,040	44,700	38,370	32,040	264,200
770,000	773,000	76,910	70,580	64,240	57,910	51,580	45,240	38,910	32,580	265,800
773,000	776,000	77,450	71,120	64,780	58,450	52,120	45,780	39,450	33,120	267,400
776,000	779,000	77,990	71,660	65,320	58,990	52,660	46,320	39,990	33,660	269,000
779,000	782,000	78,530	72,200	65,860	59,530	53,200	46,860	40,530	34,200	270,500
782,000	785,000	79,070	72,740	66,400	60,070	53,740	47,400	41,070	34,740	272,100
785,000	788,000	79,610	73,280	66,940	60,610	54,280	47,940	41,610	35,280	273,700
788,000	791,000	80,150	73,820	67,480	61,150	54,820	48,480	42,150	35,820	275,300
791,000	794,000	80,760	74,360	68,020	61,690	55,360	49,020	42,690	36,360	276,900
794,000	797,000	81,390	74,900	68,560	62,230	55,900	49,560	43,230	36,900	278,500
797,000	800,000	82,010	75,440	69,100	62,770	56,440	50,100	43,770	37,440	280,100
800,000	803,000	82,630	75,980	69,640	63,310	56,980	50,640	44,310	37,980	281,700
803,000	806,000	83,250	76,520	70,180	63,850	57,520	51,180	44,850	38,520	283,300
806,000	809,000	83,870	77,060	70,720	64,390	58,060	51,720	45,390	39,060	284,800
809,000	812,000	84,490	77,600	71,260	64,930	58,600	52,260	45,930	39,600	286,400
812,000	815,000	85,110	78,140	71,800	65,470	59,140	52,800	46,470	40,140	288,000
815,000	818,000	85,730	78,680	72,340	66,010	59,680	53,340	47,010	40,680	289,600
818,000	821,000	86,350	79,220	72,880	66,550	60,220	53,880	47,550	41,220	291,200
821,000	824,000	86,970	79,760	73,420	67,090	60,760	54,420	48,090	41,760	292,800
824,000	827,000	87,600	80,310	73,960	67,630	61,300	54,960	48,630	42,300	294,400
827,000	830,000	88,220	80,930	74,500	68,170	61,840	55,500	49,170	42,840	296,000
830,000	833,000	88,840	81,550	75,040	68,710	62,380	56,040	49,710	43,380	297,600
833,000	836,000	89,470	82,190	75,600	69,260	62,930	56,600	50,260	43,930	299,100
836,000	839,000	90,130	82,840	76,170	69,830	63,500	57,170	50,830	44,500	300,700
839,000	842,000	90,780	83,500	76,740	70,400	64,070	57,740	51,400	45,070	302,200
842,000	845,000	91,440	84,150	77,310	70,970	64,640	58,310	51,970	45,640	303,700
845,000	848,000	92,090	84,810	77,880	71,540	65,210	58,880	52,540	46,210	305,200
848,000	851,000	92,750	85,470	78,450	72,110	65,780	59,450	53,110	46,780	306,700
851,000	854,000	93,400	86,120	79,020	72,680	66,350	60,020	53,680	47,350	308,200
854,000	857,000	94,060	86,780	79,590	73,250	66,920	60,590	54,250	47,920	309,800
857,000	860,000	94,720	87,430	80,160	73,820	67,490	61,160	54,820	48,490	311,300
860,000	863,000	95,370	88,090	80,800	74,390	68,060	61,730	55,390	49,060	312,800
863,000	866,000	96,030	88,740	81,460	74,960	68,630	62,300	55,960	49,630	314,300
866,000	869,000	96,680	89,400	82,120	75,530	69,200	62,870	56,530	50,200	315,800
869,000	872,000	97,340	90,050	82,770	76,100	69,770	63,440	57,100	50,770	317,300
872,000	875,000	97,990	90,710	83,430	76,670	70,340	64,010	57,670	51,340	318,900
875,000	878,000	98,650	91,370	84,080	77,240	70,910	64,580	58,240	51,910	320,400
878,000	881,000	99,300	92,020	84,740	77,810	71,480	65,150	58,810	52,480	321,900
881,000	884,000	99,960	92,680	85,390	78,380	72,050	65,720	59,380	53,050	323,400
884,000	887,000	100,610	93,330	86,050	78,950	72,620	66,290	59,950	53,620	324,900
887,000	890,000	101,270	93,990	86,700	79,520	73,190	66,860	60,520	54,190	326,400

（七）

その月の社会保険料等控除後の給与等の金額		甲								乙
		扶養親族等の数								
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	
以上	未満	税額								税額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
890,000	893,000	101,930	94,640	87,360	80,090	73,760	67,430	61,090	54,760	327,900
893,000	896,000	102,580	95,300	88,010	80,730	74,330	68,000	61,660	55,330	329,500
896,000	899,000	103,240	95,950	88,670	81,390	74,900	68,570	62,230	55,900	331,000
899,000	902,000	103,890	96,610	89,330	82,040	75,470	69,140	62,800	56,470	332,500
902,000	905,000	104,550	97,260	89,980	82,700	76,040	69,710	63,370	57,040	334,000
905,000	908,000	105,200	97,920	90,640	83,350	76,610	70,280	63,940	57,610	335,500
908,000	911,000	105,860	98,580	91,290	84,010	77,180	70,850	64,510	58,180	337,000
911,000	914,000	106,510	99,230	91,950	84,660	77,750	71,420	65,080	58,750	338,500
914,000	917,000	107,170	99,890	92,600	85,320	78,320	71,990	65,650	59,320	340,100
917,000	920,000	107,830	100,540	93,260	85,980	78,890	72,560	66,220	59,890	341,600
920,000	923,000	108,480	101,200	93,910	86,630	79,460	73,130	66,790	60,460	343,100
923,000	926,000	109,140	101,850	94,570	87,290	80,030	73,700	67,360	61,030	344,600
926,000	929,000	109,790	102,510	95,230	87,940	80,660	74,270	67,930	61,600	346,100
929,000	932,000	110,450	103,160	95,880	88,600	81,310	74,840	68,500	62,170	347,600
932,000	935,000	111,100	103,820	96,540	89,250	81,970	75,410	69,070	62,740	349,200
935,000	938,000	111,760	104,480	97,190	89,910	82,620	75,980	69,640	63,310	350,700
938,000	941,000	112,410	105,130	97,850	90,560	83,280	76,550	70,210	63,880	352,200
941,000	944,000	113,070	105,790	98,500	91,220	83,940	77,120	70,780	64,450	353,700
944,000	947,000	113,720	106,440	99,160	91,870	84,590	77,690	71,350	65,020	355,200
947,000	950,000	114,380	107,100	99,810	92,530	85,250	78,260	71,920	65,590	356,700
950,000	953,000	115,040	107,750	100,470	93,190	85,900	78,830	72,490	66,160	358,200
953,000	956,000	115,690	108,410	101,120	93,840	86,560	79,400	73,060	66,730	359,800
956,000	959,000	116,350	109,060	101,780	94,500	87,210	79,970	73,630	67,300	361,300
959,000	962,000	117,000	109,720	102,440	95,150	87,870	80,590	74,200	67,870	362,800
962,000	965,000	117,660	110,370	103,090	95,810	88,520	81,240	74,770	68,440	364,300
965,000	968,000	118,310	111,030	103,750	96,460	89,180	81,900	75,340	69,010	365,800
968,000	971,000	118,970	111,690	104,400	97,120	89,840	82,550	75,910	69,580	367,300
971,000	974,000	119,680	112,340	105,060	97,770	90,490	83,210	76,480	70,150	368,800
974,000	977,000	120,620	113,000	105,710	98,430	91,150	83,860	77,050	70,720	370,400
977,000	980,000	121,560	113,650	106,370	99,090	91,800	84,520	77,620	71,290	371,900
980,000	983,000	122,500	114,310	107,020	99,740	92,460	85,170	78,190	71,860	373,400
983,000	986,000	123,440	114,960	107,680	100,400	93,110	85,830	78,760	72,430	374,900
986,000	989,000	124,380	115,620	108,340	101,050	93,770	86,480	79,330	73,000	376,400
989,000	992,000	125,320	116,270	108,990	101,710	94,420	87,140	79,900	73,570	377,900
992,000	995,000	126,260	116,930	109,650	102,360	95,080	87,800	80,510	74,140	379,500
995,000	998,000	127,200	117,590	110,300	103,020	95,730	88,450	81,170	74,710	381,000
998,000	1,001,000	128,140	118,240	110,960	103,670	96,390	89,110	81,820	75,280	382,500
1,001,000	1,004,000	129,080	118,900	111,610	104,330	97,050	89,760	82,480	75,850	384,000
1,004,000	1,007,000	130,020	119,570	112,270	104,980	97,700	90,420	83,130	76,420	385,500
1,007,000	1,010,000	130,960	120,510	112,920	105,640	98,360	91,070	83,790	76,990	387,000
1,010,000円		131,430	120,980	113,250	105,970	98,680	91,400	84,120	77,270	388,500
1,010,000円を超え1,250,000円に満たない金額		1,010,000円の場合の税額に、その月の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち1,010,000円を超える金額の31.5％に相当する金額を加算した金額								388,500円に、その月の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち1,010,000円を超える金額の40％に相当する金額を加算した金額

（八）

その月の社会保険料等控除後の給与等の金額		甲								乙
		扶養親族等の数								
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	
以上	未満	税額								税額
1,250,000円		円 207,030	円 196,580	円 188,850	円 181,570	円 174,280	円 167,000	円 159,720	円 152,870	
1,250,000円を超え1,740,000円に満たない金額		1,250,000円の場合の税額に、その月の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち1,250,000円を超える金額の33％に相当する金額を加算した金額								
1,740,000円		円 368,730	円 358,280	円 350,550	円 343,270	円 335,980	円 328,700	円 321,420	円 314,570	
1,740,000円を超える金額		1,740,000円の場合の税額に、その月の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち1,740,000円を超える金額の40％に相当する金額を加算した金額								
扶養親族等の数が７人を超える場合には、扶養親族等の数が７人の場合の税額から、その７人を超える１人ごとに1,580円を控除した金額										従たる給与についての扶養控除等申告書に扶養親族等の数が提出されている場合には、当該申告書に記載された扶養親族等の数に応じ、等に上つ額た各欄により税額の扶養親族１人ごとに1,580円を、求めてから控除した金額

（注）　この表における用語については、次に定めるところによる。

㈠　「扶養親族等」とは、控除対象配偶者及び控除対象扶養親族をいう。

㈡　「社会保険料等」とは、第七十四条第二項（社会保険料控除）に規定する社会保険料及び第七十五条第二項（小規模企業共済等掛金控除）に規定する小規模企業共済等掛金をいう。

（備考）　税額の求め方は、次のとおりである。

㈠　給与所得者の扶養控除等申告書の提出があつた居住者については、

(1)　まず、その居住者のその月の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料等の金額を控除した金額を求める。

(2)　当該申告書により申告された扶養親族等の数が７人以下である場合には、(1)により求めた金額に応じて「その月の社会保険料等控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行とその申告された扶養親族等の数に応じて求めた甲欄の該当欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。

(3)　当該申告書により申告された扶養親族等の数が７人を超える場合には、(1)により求めた金額に応じて、扶養親族等の数が７人であるものとして(2)により求めた税額から、扶養親族等の数が７人を超える１人ごとに1,580円を控除した金額が、その求める税額である。

(4)　(2)及び(3)の場合において、当該申告書にその居住者が障害者、寡婦、寡夫又は勤労学生に該当する旨の記載があるとき（当該勤労学生が第二条第一項第三十二号ロ又はハ（定義）に掲げる者に該当するときは、当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、第百九十四条第三項（給与所得者の扶養控除等申告書）に規定する書類の提出又は提示があつたとき）は、扶養親族等の数にこれらの一に該当するごとに１人を加算した数を、当該申告書にその居住者の控除対象配偶者又は扶養親族のうちに障害者又は第八十五条第二項（扶養親族等の判定の時期等）に規定する同居特別障害者がある旨の記載があるときは、扶養親族等の数にこれらの一に該当するごとに１人を加算した数を、それぞれ(2)及び(3)の扶養親族等の数とする。

㈡　給与所得者の扶養控除等申告書の提出がない居住者（従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があつた居住者を含む。）については、その居住者のその月の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料等の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その月の社会保険料等控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行と乙欄との交わるところに記載されている金額（従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があつた場合には、当該申告書により申告された扶養親族等の数に応じ、扶養親族等１人ごとに1,580円を控除した金額）が、その求める税額である。

別表第三㈠及び㈡を除く。）を次のように改める。

（三）

その日の社会保険料等控除後の給与等の金額		甲								乙	丙
		扶養親族等の数									
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人		
以上	未満	税額								税額	税額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
12,000	12,100	435	330	250	195	145	90	35	0	2,280	97
12,100	12,200	445	340	250	200	145	95	40	0	2,310	101
12,200	12,300	455	345	255	205	150	100	45	0	2,340	104
12,300	12,400	460	355	260	205	155	100	50	0	2,370	108
12,400	12,500	470	365	265	210	160	105	55	0	2,400	111
12,500	12,600	475	370	270	215	165	110	55	5	2,420	115
12,600	12,700	485	380	275	220	165	115	60	10	2,450	118
12,700	12,800	495	385	280	225	170	120	65	10	2,480	122
12,800	12,900	500	395	290	225	175	120	70	15	2,510	125
12,900	13,000	510	405	300	230	180	125	75	20	2,530	129
13,000	13,100	515	410	305	235	185	130	75	25	2,570	132
13,100	13,200	525	420	315	240	185	135	80	30	2,620	136
13,200	13,300	535	425	320	245	190	140	85	30	2,670	139
13,300	13,400	540	435	330	245	195	140	90	35	2,720	143
13,400	13,500	550	445	340	250	200	145	95	40	2,780	146
13,500	13,600	555	450	345	255	205	150	95	45	2,830	150
13,600	13,700	565	460	355	260	205	155	100	50	2,880	153
13,700	13,800	575	465	360	265	210	160	105	50	2,930	157
13,800	13,900	580	475	370	265	215	160	110	55	2,980	161
13,900	14,000	590	485	380	270	220	165	115	60	3,030	165
14,000	14,100	595	490	385	280	225	170	115	65	3,080	169
14,100	14,200	605	500	395	290	225	175	120	70	3,140	173
14,200	14,300	615	505	400	295	230	180	125	70	3,190	177
14,300	14,400	620	515	410	305	235	180	130	75	3,240	181
14,400	14,500	630	525	420	310	240	185	135	80	3,290	185
14,500	14,600	635	530	425	320	245	190	135	85	3,340	189
14,600	14,700	645	540	435	330	245	195	140	90	3,390	193
14,700	14,800	660	545	440	335	250	200	145	90	3,440	197
14,800	14,900	675	555	450	345	255	200	150	95	3,500	201
14,900	15,000	690	565	460	350	260	205	155	100	3,550	205
15,000	15,100	710	570	465	360	265	210	155	105	3,600	209
15,100	15,200	725	580	475	370	265	215	160	110	3,650	213
15,200	15,300	740	585	480	375	270	220	165	110	3,700	217
15,300	15,400	755	595	490	385	280	220	170	115	3,750	221
15,400	15,500	770	605	500	390	285	225	175	120	3,800	225
15,500	15,600	790	610	505	400	295	230	175	125	3,850	229
15,600	15,700	805	620	515	410	305	235	180	130	3,910	233
15,700	15,800	820	625	520	415	310	240	185	130	3,960	237
15,800	15,900	835	635	530	425	320	240	190	135	4,010	241
15,900	16,000	850	645	540	430	325	245	195	140	4,060	245
16,000	16,100	870	655	545	440	335	250	195	145	4,110	249
16,100	16,200	885	675	555	450	345	255	200	150	4,160	253
16,200	16,300	900	690	560	455	350	260	205	150	4,210	257
16,300	16,400	915	705	570	465	360	260	210	155	4,270	261
16,400	16,500	930	720	580	470	365	265	215	160	4,320	265
16,500	16,600	950	735	585	480	375	270	215	165	4,370	269
16,600	16,700	965	755	595	490	385	275	220	170	4,420	273
16,700	16,800	980	770	600	495	390	285	225	170	4,470	277
16,800	16,900	995	785	610	505	400	295	230	175	4,530	281
16,900	17,000	1,010	800	620	510	405	300	235	180	4,580	285

（四）

その日の社会保険料等控除後の給与等の金額		甲								乙	丙
		扶養親族等の数									
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人		
以上	未満	税額								税額	税額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
17,000	17,100	1,030	815	625	520	415	310	235	185	4,640	289
17,100	17,200	1,045	835	635	530	425	315	240	190	4,690	293
17,200	17,300	1,060	850	640	535	430	325	245	190	4,750	297
17,300	17,400	1,075	865	655	545	440	335	250	195	4,810	301
17,400	17,500	1,090	880	670	550	445	340	255	200	4,860	305
17,500	17,600	1,110	895	685	560	455	350	255	205	4,920	309
17,600	17,700	1,125	915	700	570	465	355	260	210	4,970	313
17,700	17,800	1,140	930	720	575	470	365	265	210	5,020	317
17,800	17,900	1,155	945	735	585	480	375	270	215	5,070	321
17,900	18,000	1,170	960	750	590	485	380	275	220	5,120	325
18,000	18,100	1,190	975	765	600	495	390	285	225	5,180	329
18,100	18,200	1,205	995	780	610	505	395	290	230	5,230	333
18,200	18,300	1,220	1,010	800	615	510	405	300	230	5,280	337
18,300	18,400	1,235	1,025	815	625	520	415	305	235	5,330	341
18,400	18,500	1,255	1,045	830	635	530	420	315	240	5,380	345
18,500	18,600	1,275	1,060	850	640	535	430	325	245	5,430	349
18,600	18,700	1,290	1,080	870	655	545	440	335	250	5,480	353
18,700	18,800	1,310	1,095	885	675	555	450	345	255	5,530	357
18,800	18,900	1,325	1,115	905	695	565	460	350	260	5,580	361
18,900	19,000	1,345	1,135	920	710	575	465	360	265	5,630	365
19,000	19,100	1,365	1,150	940	730	580	475	370	270	5,680	369
19,100	19,200	1,380	1,170	960	745	590	485	380	275	5,730	377
19,200	19,300	1,400	1,185	975	765	600	495	390	285	5,780	385
19,300	19,400	1,415	1,205	995	785	610	505	395	290	5,830	393
19,400	19,500	1,435	1,225	1,010	800	620	510	405	300	5,880	401
19,500	19,600	1,455	1,240	1,030	820	625	520	415	310	5,930	409
19,600	19,700	1,470	1,260	1,050	835	635	530	425	320	5,980	417
19,700	19,800	1,490	1,275	1,065	855	645	540	435	330	6,030	425
19,800	19,900	1,505	1,295	1,085	875	660	550	440	335	6,080	433
19,900	20,000	1,525	1,315	1,100	890	680	555	450	345	6,130	441
20,000	20,100	1,545	1,330	1,120	910	700	565	460	355	6,180	449
20,100	20,200	1,560	1,350	1,140	925	715	575	470	365	6,230	457
20,200	20,300	1,580	1,365	1,155	945	735	585	480	375	6,280	465
20,300	20,400	1,595	1,385	1,175	965	750	595	485	380	6,330	473
20,400	20,500	1,615	1,405	1,190	980	770	600	495	390	6,380	481
20,500	20,600	1,635	1,420	1,210	1,000	790	610	505	400	6,430	489
20,600	20,700	1,650	1,440	1,230	1,015	805	620	515	410	6,480	497
20,700	20,800	1,670	1,455	1,245	1,035	825	630	525	420	6,530	505
20,800	20,900	1,685	1,475	1,265	1,055	840	640	530	425	6,580	513
20,900	21,000	1,705	1,495	1,280	1,070	860	650	540	435	6,630	521
21,000	21,100	1,725	1,510	1,300	1,090	880	665	550	445	6,680	529
21,100	21,200	1,740	1,530	1,320	1,105	895	685	560	455	6,730	537
21,200	21,300	1,760	1,545	1,335	1,125	915	705	570	465	6,780	545
21,300	21,400	1,775	1,565	1,355	1,145	930	720	575	470	6,830	553
21,400	21,500	1,795	1,585	1,370	1,160	950	740	585	480	6,880	561
21,500	21,600	1,815	1,600	1,390	1,180	970	755	595	490	6,930	569
21,600	21,700	1,830	1,620	1,410	1,195	985	775	605	500	6,980	577
21,700	21,800	1,850	1,635	1,425	1,215	1,005	795	615	510	7,010	585
21,800	21,900	1,865	1,655	1,445	1,235	1,020	810	620	515	7,050	593
21,900	22,000	1,885	1,675	1,460	1,250	1,040	830	630	525	7,080	601

（五）

その日の社会保険料等控除後の給与等の金額		甲								乙	丙
		扶養親族等の数									
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人		
以上	未満	税額								税額	税額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
22,000	22,100	1,905	1,690	1,480	1,270	1,060	845	640	535	7,120	609
22,100	22,200	1,920	1,710	1,500	1,285	1,075	865	655	545	7,150	617
22,200	22,300	1,940	1,725	1,515	1,305	1,095	885	670	555	7,190	625
22,300	22,400	1,955	1,745	1,535	1,325	1,110	900	690	560	7,220	633
22,400	22,500	1,975	1,765	1,550	1,340	1,130	920	705	570	7,260	641
22,500	22,600	1,995	1,780	1,570	1,360	1,150	935	725	580	7,290	649
22,600	22,700	2,010	1,800	1,590	1,375	1,165	955	745	590	7,330	657
22,700	22,800	2,030	1,815	1,605	1,395	1,185	975	760	600	7,370	665
22,800	22,900	2,045	1,835	1,625	1,415	1,200	990	780	605	7,400	673
22,900	23,000	2,065	1,855	1,640	1,430	1,220	1,010	795	615	7,440	681
23,000	23,100	2,085	1,870	1,660	1,450	1,240	1,025	815	625	7,470	689
23,100	23,200	2,100	1,890	1,680	1,465	1,255	1,045	835	635	7,510	697
23,200	23,300	2,120	1,905	1,695	1,485	1,275	1,065	850	645	7,550	705
23,300	23,400	2,135	1,925	1,715	1,505	1,290	1,080	870	660	7,610	713
23,400	23,500	2,155	1,945	1,730	1,520	1,310	1,100	885	675	7,660	721
23,500	23,600	2,175	1,960	1,750	1,540	1,330	1,115	905	695	7,710	729
23,600	23,700	2,190	1,980	1,770	1,555	1,345	1,135	925	710	7,760	737
23,700	23,800	2,210	1,995	1,785	1,575	1,365	1,155	940	730	7,820	745
23,800	23,900	2,225	2,015	1,805	1,595	1,380	1,170	960	750	7,870	753
23,900	24,000	2,245	2,035	1,820	1,610	1,400	1,190	975	765	7,920	761
24,000	24,100	2,265	2,050	1,840	1,630	1,420	1,205	995	785	7,980	769
24,100	24,200	2,280	2,070	1,860	1,645	1,435	1,225	1,015	800	8,030	777
24,200	24,300	2,300	2,085	1,875	1,665	1,455	1,245	1,030	820	8,080	785
24,300	24,400	2,315	2,105	1,895	1,685	1,470	1,260	1,050	840	8,140	793
24,400	24,500	2,335	2,125	1,910	1,700	1,490	1,280	1,065	855	8,190	801
24,500	24,600	2,355	2,140	1,930	1,720	1,510	1,295	1,085	875	8,240	809
24,600	24,700	2,370	2,160	1,950	1,735	1,525	1,315	1,105	890	8,290	817
24,700	24,800	2,390	2,175	1,965	1,755	1,545	1,335	1,120	910	8,350	825
24,800	24,900	2,405	2,195	1,985	1,775	1,560	1,350	1,140	930	8,400	833
24,900	25,000	2,425	2,215	2,000	1,790	1,580	1,370	1,155	945	8,450	841
25,000	25,100	2,445	2,230	2,020	1,810	1,600	1,385	1,175	965	8,510	849
25,100	25,200	2,460	2,250	2,040	1,825	1,615	1,405	1,195	980	8,560	858
25,200	25,300	2,480	2,265	2,055	1,845	1,635	1,425	1,210	1,000	8,610	867
25,300	25,400	2,495	2,285	2,075	1,865	1,650	1,440	1,230	1,020	8,660	876
25,400	25,500	2,515	2,305	2,090	1,880	1,670	1,460	1,245	1,035	8,720	890
25,500	25,600	2,535	2,320	2,110	1,900	1,690	1,475	1,265	1,055	8,770	908
25,600	25,700	2,550	2,340	2,130	1,915	1,705	1,495	1,285	1,070	8,820	926
25,700	25,800	2,570	2,355	2,145	1,935	1,725	1,515	1,300	1,090	8,880	944
25,800	25,900	2,585	2,375	2,165	1,955	1,740	1,530	1,320	1,110	8,930	962
25,900	26,000	2,605	2,395	2,180	1,970	1,760	1,550	1,335	1,125	8,980	980
26,000	26,100	2,625	2,410	2,200	1,990	1,780	1,565	1,355	1,145	9,040	998
26,100	26,200	2,640	2,430	2,220	2,005	1,795	1,585	1,375	1,160	9,090	1,016
26,200	26,300	2,660	2,445	2,235	2,025	1,815	1,605	1,390	1,180	9,140	1,034
26,300	26,400	2,675	2,465	2,255	2,045	1,830	1,620	1,410	1,200	9,190	1,052
26,400	26,500	2,700	2,485	2,270	2,060	1,850	1,640	1,425	1,215	9,250	1,070
26,500	26,600	2,720	2,500	2,290	2,080	1,870	1,655	1,445	1,235	9,300	1,088
26,600	26,700	2,740	2,520	2,310	2,095	1,885	1,675	1,465	1,250	9,350	1,106
26,700	26,800	2,760	2,535	2,325	2,115	1,905	1,695	1,480	1,270	9,410	1,124
26,800	26,900	2,780	2,555	2,345	2,135	1,920	1,710	1,500	1,290	9,460	1,142
26,900	27,000	2,800	2,575	2,360	2,150	1,940	1,730	1,515	1,305	9,510	1,160

（六）

その日の社会保険料等控除後の給与等の金額		甲								乙	丙
		扶養親族等の数									
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人		
以上	未満	税額								税額	税額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
27,000	27,100	2,820	2,590	2,380	2,170	1,960	1,745	1,535	1,325	9,570	1,178
27,100	27,200	2,845	2,610	2,400	2,185	1,975	1,765	1,555	1,340	9,620	1,196
27,200	27,300	2,865	2,625	2,415	2,205	1,995	1,785	1,570	1,360	9,670	1,214
27,300	27,400	2,885	2,645	2,435	2,225	2,010	1,800	1,590	1,380	9,720	1,232
27,400	27,500	2,905	2,665	2,450	2,240	2,030	1,820	1,605	1,395	9,780	1,250
27,500	27,600	2,925	2,685	2,470	2,260	2,050	1,835	1,625	1,415	9,830	1,268
27,600	27,700	2,945	2,705	2,490	2,275	2,065	1,855	1,645	1,430	9,880	1,286
27,700	27,800	2,965	2,725	2,505	2,295	2,085	1,875	1,660	1,450	9,940	1,304
27,800	27,900	2,990	2,745	2,525	2,315	2,100	1,890	1,680	1,470	9,990	1,322
27,900	28,000	3,010	2,765	2,545	2,335	2,120	1,910	1,700	1,490	10,040	1,340
28,000	28,100	3,030	2,790	2,565	2,350	2,140	1,930	1,720	1,505	10,090	1,358
28,100	28,200	3,055	2,810	2,580	2,370	2,160	1,950	1,735	1,525	10,140	1,376
28,200	28,300	3,075	2,835	2,600	2,390	2,180	1,965	1,755	1,545	10,190	1,394
28,300	28,400	3,100	2,855	2,620	2,410	2,195	1,985	1,775	1,565	10,240	1,412
28,400	28,500	3,120	2,875	2,640	2,430	2,215	2,005	1,795	1,585	10,290	1,430
28,500	28,600	3,140	2,900	2,660	2,445	2,235	2,025	1,815	1,600	10,340	1,448
28,600	28,700	3,165	2,920	2,675	2,465	2,255	2,045	1,830	1,620	10,390	1,466
28,700	28,800	3,185	2,940	2,700	2,485	2,275	2,060	1,850	1,640	10,440	1,484
28,800	28,900	3,205	2,965	2,720	2,505	2,290	2,080	1,870	1,660	10,490	1,502
28,900	29,000	3,230	2,985	2,745	2,525	2,310	2,100	1,890	1,680	10,540	1,520
29,000	29,100	3,250	3,010	2,765	2,540	2,330	2,120	1,910	1,695	10,590	1,538
29,100	29,200	3,270	3,030	2,785	2,560	2,350	2,140	1,925	1,715	10,650	1,556
29,200	29,300	3,295	3,050	2,810	2,580	2,370	2,155	1,945	1,735	10,700	1,574
29,300	29,400	3,315	3,075	2,830	2,600	2,385	2,175	1,965	1,755	10,750	1,592
29,400	29,500	3,340	3,095	2,850	2,620	2,405	2,195	1,985	1,775	10,800	1,610
29,500	29,600	3,360	3,115	2,875	2,635	2,425	2,215	2,005	1,790	10,850	1,628
29,600	29,700	3,380	3,140	2,895	2,655	2,445	2,235	2,020	1,810	10,900	1,646
29,700	29,800	3,405	3,160	2,920	2,675	2,465	2,250	2,040	1,830	10,950	1,664
29,800	29,900	3,425	3,185	2,940	2,695	2,480	2,270	2,060	1,850	11,000	1,682
29,900	30,000	3,445	3,205	2,960	2,720	2,500	2,290	2,080	1,870	11,050	1,700
30,000	30,100	3,470	3,225	2,985	2,740	2,520	2,310	2,100	1,885	11,100	1,718
30,100	30,200	3,490	3,250	3,005	2,760	2,540	2,330	2,115	1,905	11,150	1,736
30,200	30,300	3,515	3,270	3,025	2,785	2,560	2,345	2,135	1,925	11,200	1,754
30,300	30,400	3,535	3,290	3,050	2,805	2,575	2,365	2,155	1,945	11,250	1,772
30,400	30,500	3,555	3,315	3,070	2,830	2,595	2,385	2,175	1,965	11,300	1,790
30,500	30,600	3,580	3,335	3,095	2,850	2,615	2,405	2,195	1,980	11,350	1,808
30,600	30,700	3,600	3,355	3,115	2,870	2,635	2,425	2,210	2,000	11,400	1,826
30,700	30,800	3,620	3,380	3,135	2,895	2,655	2,440	2,230	2,020	11,450	1,844
30,800	30,900	3,645	3,400	3,160	2,915	2,670	2,460	2,250	2,040	11,500	1,862
30,900	31,000	3,665	3,425	3,180	2,935	2,695	2,480	2,270	2,060	11,550	1,880
31,000	31,100	3,690	3,445	3,200	2,960	2,715	2,500	2,290	2,075	11,600	1,898
31,100	31,200	3,710	3,465	3,225	2,980	2,740	2,520	2,305	2,095	11,660	1,916
31,200	31,300	3,730	3,490	3,245	3,005	2,760	2,535	2,325	2,115	11,710	1,934
31,300	31,400	3,755	3,510	3,265	3,025	2,780	2,555	2,345	2,135	11,760	1,952
31,400	31,500	3,775	3,530	3,290	3,045	2,805	2,575	2,365	2,155	11,810	1,970
31,500	31,600	3,795	3,555	3,310	3,070	2,825	2,595	2,385	2,170	11,860	1,988
31,600	31,700	3,820	3,575	3,335	3,090	2,845	2,615	2,400	2,190	11,910	2,006
31,700	31,800	3,840	3,600	3,355	3,110	2,870	2,630	2,420	2,210	11,960	2,024
31,800	31,900	3,860	3,620	3,375	3,135	2,890	2,650	2,440	2,230	12,010	2,042
31,900	32,000	3,885	3,640	3,400	3,155	2,915	2,670	2,460	2,250	12,060	2,060

（七）

その日の社会保険料等控除後の給与等の金額		甲								乙	丙
		扶養親族等の数									
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人		
以上	未満	税額								税額	税額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
32,000	32,100	3,905	3,665	3,420	3,180	2,935	2,690	2,480	2,265	12,110	2,078
32,100	32,200	3,930	3,685	3,440	3,200	2,955	2,715	2,495	2,285	12,160	2,096
32,200	32,300	3,950	3,705	3,465	3,220	2,980	2,735	2,515	2,305	12,210	2,114
32,300	32,400	3,970	3,730	3,485	3,245	3,000	2,755	2,535	2,325	12,260	2,132
32,400	32,500	4,000	3,750	3,510	3,265	3,020	2,780	2,555	2,345	12,310	2,150
32,500	32,600	4,030	3,775	3,530	3,285	3,045	2,800	2,575	2,360	12,360	2,168
32,600	32,700	4,060	3,795	3,550	3,310	3,065	2,825	2,590	2,380	12,410	2,186
32,700	32,800	4,090	3,815	3,575	3,330	3,090	2,845	2,610	2,400	12,460	2,204
32,800	32,900	4,125	3,840	3,595	3,350	3,110	2,865	2,630	2,420	12,510	2,222
32,900	33,000	4,155	3,860	3,615	3,375	3,130	2,890	2,650	2,440	12,560	2,240
33,000円		4,170	3,870	3,630	3,385	3,140	2,900	2,660	2,445	12,610	2,258
33,000円を超え41,500円に満たない金額		33,000円の場合の税額に、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち33,000円を超える金額の31.5％に相当する金額を加算した金額								12,610円に、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち33,000円を超える金額の40％に相当する金額を加算した金額	2,258円に、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち33,000円を超える金額の24％に相当する金額を加算した金額
41,500円		円 6,850	円 6,550	円 6,310	円 6,065	円 5,820	円 5,580	円 5,340	円 5,125		
41,500円を超え58,000円に満たない金額		41,500円の場合の税額に、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち41,500円を超える金額の33％に相当する金額を加算した金額									
58,000円		円 12,295	円 11,995	円 11,755	円 11,510	円 11,265	円 11,025	円 10,785	円 10,570		円 8,258
58,000円を超える金額		58,000円の場合の税額に、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち58,000円を超える金額の40％に相当する金額を加算した金額									8,258円に、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち58,000円を超える金額の33％に相当する金額を加算した金額
扶養親族等の数が７人を超える場合には、扶養親族等の数が７人の場合の税額から、その７人を超える１人ごとに50円を控除した金額										与の等提いに申載養数扶等に上よた控額給て除がて合該記扶のる い控書にた等し、族とたつ養告され場当に書された族応し、親ごとを、欄求から金従に扶申出るは、告され親に養１人円各て額しのつ税除	—

（注）　この表における用語については、次に定めるところによる。

㈠　「扶養親族等」とは、控除対象配偶者及び控除対象扶養親族をいう。

㈡　「社会保険料等」とは、第七十四条第二項（社会保険料控除）に規定する社会保険料及び第七十五条第二項（小規模企業共済等掛金控除）に規定する小規模企業共済等掛金をいう。

（備考）　税額の求め方は、次のとおりである。

㈠　給与所得者の扶養控除等申告書の提出があつた居住者については、

(1)　まず、その居住者のその日の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料等の金額を控除した金額を求める。

(2)　当該申告書により申告された扶養親族等の数が７人以下である場合には、(1)により求めた金額に応じて「その日の社会保険料等控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行とその申告された扶養親族等の数に応じて求めた甲欄の該当欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。

(3)　当該申告書により申告された扶養親族等の数が７人を超える場合には、(1)により求めた金額に応じて、扶養親族等の数が７人であるものとして(2)により求めた税額から、扶養親族等の数が７人を超える１人ごとに50円を控除した金額が、その求める税額である。

(4)　(2)及び(3)の場合において、当該申告書にその居住者が障害者、寡婦、寡夫又は勤労学生に該当する旨の記載があるとき（当該勤労学生が第二条第一項第三十二号ロ又はハ（定義）に掲げる者に該当するときは、当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、第百九十四条第三項（給与所得者の扶養控除等申告書）に規定する書類の提出又は提示があつたとき）は、扶養親族等の数にこれらの一に該当するごとに１人を加算した数を、当該申告書にその居住者の控除対象配偶者又は扶養親族のうちに障害者又は第八十五条第二項（扶養親族等の判定の時期等）に規定する同居特別障害者がある旨の記載があるときは、扶養親族等の数にこれらの一に該当するごとに１人を加算した数を、それぞれ(2)及び(3)の扶養親族等の数とする。

㈡　給与所得者の扶養控除等申告書の提出がない居住者（従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があつた居住者を含む。）については、

(1)　(2)に該当する場合を除き、その居住者のその日の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料等の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その日の社会保険料等控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行と乙欄との交わるところに記載されている金額（従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があつた場合には、当該申告書により申告された扶養親族等の数に応じ、扶養親族等１人ごとに50円を控除した金額）が、その求める税額である。

(2)　その給与等が第百八十五条第一項第三号（労働した日ごとに支払われる給与等）に掲げる給与等であるときは、その居住者のその日の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料等の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その日の社会保険料等控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行と丙欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。

別表第四を次のように改める。

等の数								乙	
4人		5人		6人		7人以上			
除後の給与等の金額								前月の社会保険料等控除後の給与等の金額	
以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
210千円未満		243千円未満		275千円未満		308千円未満			
210	300	243	300	275	333	308	372		
300	378	300	406	333	431	372	456		
378	424	406	450	431	476	456	502		
424	444	450	472	476	499	502	527		
444	470	472	496	499	525	527	553	241千円未満	
470	504	496	531	525	559	553	588		
504	543	531	574	559	604	588	632		
543	592	574	622	604	652	632	683		
592	751	622	771	652	792	683	812		
751	810	771	834	792	859	812	884	241	305
810	852	834	879	859	902	884	925		
852	898	879	922	902	947	925	971		
898	949	922	973	947	997	971	1,021		
949	1,013	973	1,038	997	1,064	1,021	1,089		
1,013	1,086	1,038	1,113	1,064	1,140	1,089	1,168	305	555
1,086	1,435	1,113	1,459	1,140	1,484	1,168	1,508		
1,435	1,664	1,459	1,692	1,484	1,720	1,508	1,749		
1,664	1,862	1,692	1,894	1,720	1,925	1,749	1,957		
1,862千円以上		1,894千円以上		1,925千円以上		1,957千円以上		555千円以上	

（小規模企業共済等掛金控除）に規定する小規模企業共済等掛金をいう。

金額から控除される社会保険料等の金額（以下この表において「前月中の社会保険料等の金額」という。）を控除し

険料等控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求める。
である。
る旨の記載があるとき（当該勤労学生が第二条第一項第三十二号ロ又はハ（定義）に掲げる者に該当するときは、当規定する書類の提出又は提示があつたとき）は、扶養親族等の数にこれらの一に該当するごとに１人を加算した数を、定の時期等）に規定する同居特別障害者がある旨の記載があるときは、扶養親族等の数にこれらの一に該当するごと

居住者を含む。）については、四に該当する場合を除き、

る。
である。
合又はその賞与の金額（当該金額から控除される社会保険料等の金額がある場合には、その控除後の金額）が前月中表によらず、第百八十六条第一項第一号ロ若しくは第二号ロ又は第二項（賞与に係る徴収税額）の規定（同条第三項

ときは、その賞与の支払の直前に支払を受けた若しくは支払を受けるべき給与等の金額又はその給与等の金額から控該金額から控除される社会保険料等の金額とみなす。

別表第四　賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表（第百八十六条関係）

賞与の金額に乗ずべき率	甲							
	扶養親族							
	0人		1人		2人		3人	
	前月の社会保険料等控							
	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満
%	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
0	68千円未満		94千円未満		133千円未満		171千円未満	
2	68	79	94	243	133	269	171	295
4	79	252	243	282	269	312	295	345
6	252	300	282	338	312	369	345	398
8	300	334	338	365	369	393	398	417
10	334	363	365	394	393	420	417	445
12	363	395	394	422	420	450	445	477
14	395	426	422	455	450	484	477	513
16	426	550	455	550	484	550	513	557
18	550	668	550	689	550	710	557	730
20	668	714	689	738	710	762	730	786
22	714	750	738	775	762	801	786	826
24	750	791	775	817	801	844	826	872
26	791	847	817	876	844	901	872	925
28	847	910	876	936	901	962	925	987
30	910	997	936	1,003	962	1,031	987	1,058
32	997	1,337	1,003	1,362	1,031	1,386	1,058	1,410
35	1,337	1,551	1,362	1,579	1,386	1,607	1,410	1,636
38	1,551	1,735	1,579	1,767	1,607	1,799	1,636	1,830
40	1,735千円以上		1,767千円以上		1,799千円以上		1,830千円以上	

（注）　この表における用語については、次に定めるところによる。

㈠　「扶養親族等」とは、控除対象配偶者及び控除対象扶養親族をいう。

㈡　「社会保険料等」とは、第七十四条第二項（社会保険料控除）に規定する社会保険料及び第七十五条第二項

（備考）　賞与の金額に乗ずべき率の求め方は、次のとおりである。

㈠　給与所得者の扶養控除等申告書の提出があつた居住者については、㈣に該当する場合を除き、

(1)　まず、その居住者の前月中の給与等（賞与を除く。以下この表において同じ。）の金額から、その給与等のた金額を求める。

(2)　次に、当該申告書により申告された扶養親族等の数と(1)により求めた金額とに応じて甲欄の「前月の社会保

(3)　(2)により求めた行と「賞与の金額に乗ずべき率」欄との交わるところに記載されている率が、その求める率

㈡　㈠の場合において、給与所得者の扶養控除等申告書にその居住者が障害者、寡婦、寡夫又は勤労学生に該当す該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、第百九十四条第三項（給与所得者の扶養控除等申告書）に当該申告書にその居住者の控除対象配偶者又は扶養親族のうちに障害者又は第八十五条第二項（扶養親族等の判に１人を加算した数を、それぞれ扶養親族等の数とする。

㈢　給与所得者の扶養控除等申告書の提出がない居住者（従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があつた

(1)　その居住者の前月中の給与等の金額から前月中の社会保険料等の金額を控除した金額を求める。

(2)　(1)により求めた金額に応じて乙欄の「前月の社会保険料等控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め

(3)　(2)により求めた行と「賞与の金額に乗ずべき率」欄との交わるところに記載されている率が、その求める率

㈣　前月中の給与等の金額がない場合若しくは前月中の給与等の金額が前月中の社会保険料等の金額以下である場の給与等の金額から前月中の社会保険料等の金額を控除した金額の10倍に相当する金額を超える場合には、この規定を含む。）により税額を計算する。

㈤　㈠から㈣までの場合において、その居住者の受ける給与等の支給期が月の整数倍の期間ごとと定められている除される社会保険料等の金額を当該倍数で除して計算した金額をもつて、それぞれ前月中の給与等の金額又は当

別表第五(九)を次のように改める。

（九）

給与等の金額		給与所得控除後の給与等の金額	給与等の金額		給与所得控除後の給与等の金額	給与等の金額		給与所得控除後の給与等の金額
以上	未満		以上	未満		以上	未満	
円	円	円	円	円	円	円	円	
6,372,000	6,376,000	4,557,600	6,492,000	6,496,000	4,653,600	6,600,000	10,000,000	給与等の金額に90％を乗じて算出した金額から1,200,000円を控除した金額
6,376,000	6,380,000	4,560,800	6,496,000	6,500,000	4,656,800			
6,380,000	6,384,000	4,564,000	6,500,000	6,504,000	4,660,000			
6,384,000	6,388,000	4,567,200	6,504,000	6,508,000	4,663,200			
6,388,000	6,392,000	4,570,400	6,508,000	6,512,000	4,666,400			
6,392,000	6,396,000	4,573,600	6,512,000	6,516,000	4,669,600	10,000,000	15,000,000	給与等の金額に95％を乗じて算出した金額から1,700,000円を控除した金額
6,396,000	6,400,000	4,576,800	6,516,000	6,520,000	4,672,800			
6,400,000	6,404,000	4,580,000	6,520,000	6,524,000	4,676,000			
6,404,000	6,408,000	4,583,200	6,524,000	6,528,000	4,679,200			
6,408,000	6,412,000	4,586,400	6,528,000	6,532,000	4,682,400			
6,412,000	6,416,000	4,589,600	6,532,000	6,536,000	4,685,600	15,000,000	20,000,000	給与等の金額から2,450,000円を控除した金額
6,416,000	6,420,000	4,592,800	6,536,000	6,540,000	4,688,800			
6,420,000	6,424,000	4,596,000	6,540,000	6,544,000	4,692,000			
6,424,000	6,428,000	4,599,200	6,544,000	6,548,000	4,695,200			
6,428,000	6,432,000	4,602,400	6,548,000	6,552,000	4,698,400			
6,432,000	6,436,000	4,605,600	6,552,000	6,556,000	4,701,600	20,000,000円		17,550,000円
6,436,000	6,440,000	4,608,800	6,556,000	6,560,000	4,704,800			
6,440,000	6,444,000	4,612,000	6,560,000	6,564,000	4,708,000			
6,444,000	6,448,000	4,615,200	6,564,000	6,568,000	4,711,200			
6,448,000	6,452,000	4,618,400	6,568,000	6,572,000	4,714,400			
6,452,000	6,456,000	4,621,600	6,572,000	6,576,000	4,717,600			
6,456,000	6,460,000	4,624,800	6,576,000	6,580,000	4,720,800			
6,460,000	6,464,000	4,628,000	6,580,000	6,584,000	4,724,000			
6,464,000	6,468,000	4,631,200	6,584,000	6,588,000	4,727,200			
6,468,000	6,472,000	4,634,400	6,588,000	6,592,000	4,730,400			
6,472,000	6,476,000	4,637,600	6,592,000	6,596,000	4,733,600			
6,476,000	6,480,000	4,640,800	6,596,000	6,600,000	4,736,800			
6,480,000	6,484,000	4,644,000						
6,484,000	6,488,000	4,647,200						
6,488,000	6,492,000	4,650,400						

（備考）　給与所得控除後の給与等の金額を求めるには、その年中の給与等の金額に応じ、「給与等の金額」欄の該当する行を求めるものとし、その行の「給与所得控除後の給与等の金額」欄に記載されている金額が、その給与等の金額についての給与所得控除後の給与等の金額である。この場合において、給与等の金額が6,600,000円以上の居住者の給与所得控除後の給与等の金額に１円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額をもつてその求める給与所得控除後の給与等の金額とする。

別表第六の注(1)中「第三十条第四項第三号」を「第三十条第五項第三号」に改め、同表の備考(1)中「第三十条第四項第一号」を「第三十条第五項第一号」に改める。

（法人税法の一部改正）

第二条　法人税法（昭和四十年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第三十七号の次に次の一号を加える。

三十七の二　更正請求書　国税通則法第二十三条第三項（更正の請求）に規定する更正請求書をいう。

第二十三条第七項中「確定申告書」の下に「、修正申告書又は更正請求書」を加え、「の記載」を「を記載した書類の添付」に改め、同条第八項を削り、同条第九項を同条第八項とする。

第二十三条の二第三項中「確定申告書」の下に「、修正申告書又は更正請求書」を加え、「の記載」を「を記載した書類の添付」に改め、同条第四項中「前項の記載がない確定申告書の提出があつた場合又は同項の」を「前項に規定する財務省令で定める」に改め、「記載又は」を削る。

第三十一条第一項中「応じ」の下に「、償却費が毎年同一となる償却の方法、償却費が毎年一定の割合で逓減する償却の方法その他の」を加え、同条第六項中「取得価額」の下に「、減価償却資産について支出する金額のうち使用可能期間を延長させる部分等に対応する金額を減価償却資産の取得価額とする特例」を加える。

第三十七条第九項及び第十項を次のように改める。

9　第三項の規定は、確定申告書、修正申告書又は更正請求書に第一項に規定する寄附金の額の合計額に算入されない第三項各号に掲げる寄附金の額及び当該寄附金の明細を記載した書類の添付がある場合に限り、第四項の規定は、確定申告書、修正申告書又は更正請求書に第一項に規定する寄附金の額の合計額に算入されない第四項に規定する寄附金の額及び当該寄附金の明細を記載した書類の添付があり、かつ、当該書類に記載された寄附金が同項に規定する寄附金に該当することを証する書類として財務省令で定める書類を保存している場合に限り、適用する。この場合において、第三項又は第四項の規定により第一項に規定する寄附金の額の合計額に算入されない金額は、当該金額として記載された金額を限度とする。

10　税務署長は、第四項の規定により第一項に規定する寄附金の額の合計額に算入されないこととなる金額の全部又は一部につき前項に規定する財務省令で定める書類の保存がない場合においても、その書類の保存がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、その書類の保存がなかつた金額につき第四項の規定を適用することができる。

第五十二条第一項中「内国法人が」を「次に掲げる内国法人が、その有する金銭債権のうち」に改め、「その有する金銭債権の」を削り、「場合その他の政令で定める場合において、」を「ことその他の政令で定める事実が生じていることにより」に、「金銭債権（」を「もの（」に改め、同項に次の各号を加える。

一　当該事業年度終了の時において次に掲げる法人に該当する内国法人（当該内国法人が連結子法人である場合には、当該事業年度終了の時において当該内国法人に係る連結親法人が次に掲げる法人に該当する場合における当該内国法人に限る。）

イ　普通法人のうち、資本金の額若しくは出資金の額が一億円以下であるもの（第六十六条第六項第二号又は第三号（各事業年度の所得に対する法人税の税率）に掲げる法人に該当するものを除く。）又は資本若しくは出資を有しないもの

ロ　公益法人等又は協同組合等

ハ　人格のない社団等

二　次に掲げる内国法人

イ　銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第一項（定義等）に規定する銀行

ロ　保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第二項（定義）に規定する保険会社

ハ　イ又はロに掲げるものに準ずるものとして政令で定める内国法人

三　第六十四条の二第一項（リース取引に係る所得の金額の計算）の規定により売買があつたものとされる同項に規定するリース資産の対価の額に係る金銭債権を有する内国法人その他の金融に関する取引に係る金銭債権を有する内国法人として政令で定める内国法人（前二号に掲げる内国法人を除く。）

第五十二条第二項中「内国法人」を「前項各号に掲げる内国法人」に改め、同条第五項及び第六項中「移転する場合」の下に「（当該適格分割等の直前の時を事業年度終了の時とした場合に当該内国法人が第一項各号に掲げる法人に該当する場合に限る。）」を加え、同条第九項中「内国法人が当該内国法人との間に連結完全支配関係がある連結法人に対して有する」を「次に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

一　第一項第三号に掲げる内国法人（第五項又は第六項の規定を適用する場合にあつては、適格分割等の直前の時を事業年度終了の時とした場合に同号に掲げる内国法人に該当するもの）が有する金銭債権のうち当該内国法人の区分に応じ政令で定める金銭債権以外のもの

二　内国法人が当該内国法人との間に連結完全支配関係がある連結法人に対して有する金銭債権

第五十七条第一項中「確定申告書を提出する」を削り、「七年」を「九年」に改め、「かつ、」の下に「第五十九条第二項（会社更生等による債務免除等があつた場合の欠損金の損金算入）（同項第三号に掲げる場合に該当する場合を除く。）、同条第三項及び」を加え、「所得の金額（」を「所得の金額の百分の八十に相当する金額（」に改め、同条第二項中「七年以内」を「九年以内」に、「前七年内事業年度」を「前九年内事業年度」に、「第五項」を「第六項」に、「又は第八項」を「、第五項又は第九項」に、「第七項」を「第八項」に改め、同条第三項各号中「前七年内事業年度」を「前九年内事業年度」に改め、同条第四項中「次項」を「第六項」に、「又は第八項」を「、次項又は第九項」に改め、「除く。以下この項」の下に「及び次項」を加え、同項第一号中「前七年内事業年度」を「前九年内事業年度」に、「七年以内」を「九年以内」に改め、同項第二号中「前七年内事業年

度」を「前九年内事業年度」に改め、同条第十項中「第八項まで」を「第九項まで及び前項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第九項中「第五項」を「第六項」に改め、「場合」の下に「であつて欠損金額の生じた事業年度に係る帳簿書類を財務省令で定めるところにより保存している場合」を加え、同項を同条第十項とし、同項の次に次の一項を加える。

11　第一項の各事業年度終了の時において次に掲げる法人に該当する内国法人の当該各事業年度の所得に係る同項ただし書の規定の適用については、同項ただし書中「所得の金額の百分の八十に相当する金額」とあるのは、「所得の金額」とする。

一　普通法人のうち、資本金の額若しくは出資金の額が一億円以下であるもの（第六十六条第六項第二号又は第三号（各事業年度の所得に対する法人税の税率）に掲げる法人に該当するものを除く。）又は資本若しくは出資を有しないもの（保険業法に規定する相互会社を除く。）

二　公益法人等又は協同組合等

三　人格のない社団等

第五十七条第八項第一号中「第五項」を「第六項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項中「前七年内事業年度」を「前九年内事業年度」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項中「七年以内」を「九年以内」に、「前七年内事業年度」を「前九年内事業年度」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「七年」を「九年」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5　第一項の内国法人が第五十九条第一項から第三項までの規定の適用を受ける場合には、当該内国法人のこれらの規定に規定する適用年度（以下この項において「適用年度」という。）以後の各事業年度（同条第二項（同項第三号に掲げる場合に該当する場合を除く。）又は同条第三項の規定の適用を受ける場合にあつては、適用年度後の各事業年度）における第一項の規定の適用については、同項に規定する欠損金額のうち同条第一項から第三項までの規定により適用年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される金額から成る部分の金額として政令で定める金額は、ないものとする。

第五十七条の二第一項中「第五項」を「第六項」に改め、同項第二号及び第五号中「すべて」を「全て」に改め、同条第二項中「前条第五項」を「前条第六項」に改め、同項第一号及び同条第三項中「第六項」を「第七項」に改め、同条第四項中「前条第五項」を「前条第六項」に改め、同条第五項中「第六項」を「第七項」に改める。

第五十八条第一項中「確定申告書を提出する」を削り、「七年」を「九年」に改め、「かつ、」の下に「次条第二項（同項第三号に掲げる場合に該当する場合を除く。）、同条第三項及び」を加え、「所得の金額（）を「所得の金額の百分の八十に相当する金額（）に改め、同条第二項中「七年以内」を「九年以内」に、「前七年内事業年度」を「前九年内事業年度」に改め、「次項」の下に「又は第四項」を加え、「第四項」を「第五項」に改め、同条第五項中「第三項まで」を「第四項まで及び前項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項中「場合）」の下に「であつて災害損失欠損金額の生じた事業年度に係る帳簿書類を財務省令で定めるところにより保存している場合」を加え、同項を同条第五項とし、同項の次に次の一項を加える。

6　第一項の各事業年度終了の時において次に掲げる法人に該当する内国法人の当該各事業年度の所得に係る同項ただし書の規定の適用については、同項ただし書中「所得の金額の百分の八十に相当する金額」とあるのは、「所得の金額」とする。

一　普通法人のうち、資本金の額若しくは出資金の額が一億円以下であるもの（第六十六条第六項第二号又は第三号（各事業年度の所得に対する法人税の税率）に掲げる法人に該当するものを除く。）又は資本若しくは出資を有しないもの（保険業法に規定する相互会社を除く。）

二　公益法人等又は協同組合等

三　人格のない社団等

第五十八条第三項第一号中「第五十七条第八項第一号」を「第五十七条第九項第一号」に、「前項」を「第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　第一項の内国法人が次条第一項から第三項までの規定の適用を受ける場合には、当該内国法人のこれらの規定に規定する適用年度（以下この項において「適用年度」という。）以後の各事業年度（同条第二項（同項第三号に掲げる場合に該当する場合を除く。）又は同条第三項の規定の適用を受ける場合にあつては、適用年度後の各事業年度）における第一項の規定の適用については、災害損失欠損金額（前項の規定により当該内国法人の災害損失欠損金額とみなされたものを含み、この項又は次項の規定によりないものとされたものを除く。）のうち同条第一項から第三項までの規定により適用年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される金額から成る部分の金額として政令で定める金額は、ないものとする。

第五十九条第四項中「確定申告書」の下に「、修正申告書又は更正請求書」を加え、「に規定する欠損金額に相当する金額の損金算入」を「により損金の額に算入される金額の計算」に、「の記載があり、かつ、」を「を記載した書類及び更生手続開始の決定があつたこと若しくは再生手続開始の決定があつたこと若しくは第二項に規定する政令で定める事実が生じたことを証する書類又は残余財産がないと見込まれることを説明する書類その他の」に改め、同条第五項中「前項の記載又は書類」を「前項に規定する財務省令で定める書類」に改め、「確定申告書」の下に「、修正申告書又は更正請求書」を加え、「その記載又は」を「その」に改める。

第六十条第一項中「（平成七年法律第百五号）」を削り、同条第二項中「添附し」を「添付し」に改める。

第六十条の二第二項及び第三項を削る。

第六十六条第一項中「百分の三十」を「百分の二十五・五」に改め、同条第二項及び第三項中

「百分の二十二」を「百分の十九」に改める。

第六十八条第一項中「給付補てん金」を「給付補塡金」に改め、同条第三項中「確定申告書」の下に「、修正申告書又は更正請求書」を加え、「の記載」を「を記載した書類の添付」に改め、同条第四項を削る。

第六十九条第十項中「確定申告書」の下に「、修正申告書又は更正請求書」を加え、「の記載」を「を記載した書類」に改め、「を記載した書類」を削り、「書類の」を「事項を記載した書類の」に改め、同条第十一項中「について」を「の確定申告書、連結確定申告書、修正申告書又は更正請求書（以下この項において「申告書等」という。）に」に改め、「を記載した確定申告書」を削り、「連結確定申告書を提出し」を「書類の添付があり」に、「確定申告書にこれら」を「確定申告書、修正申告書又は更正請求書にこれら」に、「記載するとともに、当該申告書に」を「記載した書類及び」に改め、「を記載した書類」を削り、「書類を添付し」を「事項を記載した書類の添付があり」に、「の確定申告書に当該」を「又は各連結事業年度の申告書等にこの項前段の規定により添付された書類に当該」に改め、「当該各連結事業年度の連結確定申告書に」を削り、同条第十二項を次のように改める。

12　税務署長は、第一項から第三項までの規定による控除をされるべきこととなる金額の全部又は一部につき前二項に規定する財務省令で定める書類の保存がない場合においても、その書類の保存がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、その書類の保存がなかつた金額につき第一項から第三項までの規定を適用することができる。

第七十二条第三項中「第六項及び第九項」を「第七項及び第十項」に、「第五十八条第二項及び第四項」を「第五十八条第二項及び第五項」に改め、「の規定」を削り、「第六十八条第三項及び第四項（所得税額の控除）並びに」を「第六十八条第三項（所得税額の控除）及び」に、「確定申告書に」を「確定申告書、修正申告書又は更正請求書に」に、「中間申告書に」を「中間申告書、修正申告書又は更正請求書に」に改め、「、同条第十二項中「確定申告書若しくは」とあるのは「中間申告書、確定申告書若しくは」と」を削り、同条に次の一項を加える。

4　前項に定めるもののほか、第一項に規定する期間に係る課税標準である所得の金額又は欠損金額及び同項第二号に掲げる法人税の額の計算に関し必要な事項は、政令で定める。

第八十条第一項第二号中「第五十七条第八項第一号」を「第五十七条第九項第一号」に改め、同条第四項中「第五十七条」を「第五十七条第一項」に改め、「算入されたもの」の下に「及び同条第四項、第五項又は第九項の規定によりないものとされたもの」を加える。

第八十条の二中「同条第三項に規定する」を削り、「同項に」を「同条第三項に」に改め、同条第一号中「若しくは更正」を「又は更正」に、「事業年度後若しくは」を「事業年度又は」に、「事業年度の確定申告書に記載した、又は決定を受けた当該」を「各事業年度で決定を受けた」に改め、同条第二号中「若しくは更正」を「又は更正」に、「事業年度後若しくは」を「事業年度又は」に、「事業年度の確定申告書に記載した、又は決定を受けた当該」を「各事業年度で決定を受けた」に改め、同条第三号中「若しくは更正」を「又は更正」に、「事業年度の確定申告書に記載した、又は決定を受けた当該」を「各事業年度で決定を受けた」に改め、同条第四号中「若しくは更正」を「又は更正」に、「事業年度の確定申告書に記載した、又は決定を受けた当該」を「各事業年度で決定を受けた」に改め、同条第五号中「若しくは更正」を「又は更正」に、「事業年度の確定申告書に記載した、又は決定を受けた当該」を「各事業年度で決定を受けた」に改め、同条第六号中「若しくは更正」を「又は更正」に、「事業年度の確定申告書に記載した、又は決定を受けた当該」を「各事業年度で決定を受けた」に改める。

第八十一条の六第六項中「書類を保存している」を「保存している」に、「書類を第三項各号に規定する寄附金の額又は第四項」を「同項」に改める。

第八十一条の九第一項中「七年」を「九年」に改め、同項第一号イ中「計算する場合の」の下に「第五十九条第二項（会社更生等による債務免除等があつた場合の欠損金の損金算入）（同項第三号に掲げる場合に該当する場合を除く。ロにおいて同じ。）、同条第三項及び」を加え、同号ロ中「計算する場合の」の下に「第五十九条第二項、同条第三項及び」を加え、「連結所得の金額（」を「連結所得の金額の百分の八十に相当する金額（」に、「控除前連結所得金額」を「控除前調整連結所得金額」に改め、同項第二号中「控除前連結所得金額」を「控除前調整連結所得金額」に改め、同条第二項第一号中「第五十八条第四項」を「第五十八条第五項」に改め、同号イ中「七年」を「九年」に、「第五項」を「第六項」に、「又は第八項」を「、第五項又は第九項」に改め、「同条第三項」の下に「又は第四項」を加え、同号ロ並びに同項第二号イ及びロ並びに同条第三項第一号イ及びロ中「七年」を「九年」に改め、同条第五項第一号及び第二号中「七年」を「九年」に、「第五十七条第五項」を「第五十七条第六項」に改め、同項第三号中「七年」を「九年」に改め、同項第四号中「（会社更生等による債務免除等があつた場合の欠損金の損金算入）」を削り、「七年」を「九年」に改め、同項第五号及び第六号中「七年」を「九年」に改め、同条第七項中「場合」の下に「であつて連結欠損金額の生じた連結事業年度に係る帳簿書類を財務省令で定めるところにより保存している場合」を加え、同条第八項中「第五項まで」の下に「及び前項」を加え、同項を同条第九項とし、同条第七項の次に次の一項を加える。

8　第一項の各連結事業年度終了の時において次に掲げる法人に該当する連結親法人の当該各連結事業年度の連結所得に係る同項ただし書の規定の適用については、同項第一号ロ中「連結所得の金額の百分の八十に相当する金額」とあるのは、「連結所得の金額」とする。

一　普通法人である連結親法人のうち、資本金の額若しくは出資金の額が一億円以下であるもの（第六十六条第六項第二号又は第三号（各事業年度の所得に対する法人税の税率）に掲げる法人に該当するものを除く。）又は資本若しくは出資を有しないもの（保険業法に規定する相互会社を除く。）

二　協同組合等である連結親法人

第八十一条の十二第一項中「百分の三十」を「百分の二十五・五」に改め、同条第二項中「百分の二十二」を「百分の十九」に改め、同条第三項中「百分の二十三」を「百分の二十」に改める。

第八十一条の十四第一項中「給付補てん金」を「給付補塡金」に改め、同条第二項中「連結確定申告書」の下に「、修正申告書又は更正請求書」を加え、「の記載」を「を記載した書類の添付」に改め、同条第三項を削る。

第八十一条の十五第九項中「連結確定申告書」の下に「、修正申告書又は更正請求書」を加え、「の記載」を「を記載した書類」に改め、「を記載した書類」を削り、「書類の」を「事項を記載した書類の」に改め、同条第十項中「について」を「の連結確定申告書、確定申告書、修正申告書又は更正請求書（以下この項において「申告書等」という。）に」に改め、「を記載した連結確定申告書」を削り、「確定申告書を提出し」を「書類の添付があり」に、「連結確定申告書にこれら」を「連結確定申告書、修正申告書又は更正請求書にこれら」に、「記載するとともに、当該申告書に」を「記載した書類及び」に改め、「を記載した書類」を削り、「書類を添付し」を「事項を記載した書類の添付があり」に、「の連結確定申告書に当該」を「又は各事業年度の申告書等にこの項前段の規定により添付された書類に当該」に改め、「当該各事業年度の確定申告書に」を削り、同条第十一項を次のように改める。

11　税務署長は、第一項から第三項までの規定による控除をされるべきこととなる金額の全部又は一部につき前二項に規定する財務省令で定める書類の保存がない場合においても、その書類の保存がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、その書類の保存がなかつた金額につき第一項から第三項までの規定を適用することができる。

第八十一条の二十第三項中「の規定」及び「及び第三項」を削り、「並びに」を「及び」に、「連結確定申告書に」を「連結確定申告書、修正申告書又は更正請求書に」に、「連結中間申告書に」を「連結中間申告書、修正申告書又は更正請求書に」に改め、「、同条第十一項中「連結確定申告書」とあるのは「連結中間申告書、連結確定申告書」と」を削り、同条に次の一項を加える。

4　前項に定めるもののほか、第一項に規定する期間に係る課税標準である連結所得の金額又は連結欠損金額及び同項第二号に掲げる法人税の額の計算に関し必要な事項は、政令で定める。

第八十二条中「同条第三項に規定する」を削り、「同項に」を「同条第三項に」に改め、同条第一号中「若しくは更正」を「又は更正」に、「連結事業年度後若しくは」を「連結事業年度又は」に、「連結事業年度の連結確定申告書に記載した、又は決定を受けた当該」を「各連結事業年度で決定を受けた」に、「第八十一条の二十二第一項第一号に掲げる連結欠損金額又は同項第三号若しくは第五号」を「第八十一条の二十二第一項第五号」に、「これらの」を「当該」に改める。

第百四十三条第一項中「百分の三十」を「百分の二十五・五」に改め、同条第二項中「百分の二十二」を「百分の十九」に改める。

第百四十五条第二項の表第七十二条第三項（仮決算をした場合の中間申告書の記載事項等）の項中「、第四十六条」を「及び第四十六条」に改め、「及び第六十条の二（協同組合等の事業分量配当等の損金算入）」を削り、「第六十八条第三項及び第四項（所得税額の控除）並びに」を「第六十八条第三項（所得税額の控除）及び」に、「確定申告書に」を「確定申告書、修正申告書又は更正請求書に」に、「中間申告書に」を「中間申告書、修正申告書又は更正請求書に」に改め、「と、同条第十二項中「確定申告書若しくは」とあるのは「中間申告書、確定申告書若しくは」」を削り、「準用する第六十八条第三項及び第四項」を「準用する第六十八条第三項」に改める。

第百五十三条の前の見出しを削り、同条から第百五十七条までを次のように改める。

第百五十三条から第百五十七条まで　削除

第百六十二条を次のように改める。

第百六十二条　第七十一条第一項（中間申告）（第百四十五条第一項（外国法人に対する準用）において準用する場合を含む。）の規定による申告書で第七十二条第一項各号（仮決算をした場合の中間申告書の記載事項）に掲げる事項を記載したもの、第八十一条の十九第一項（連結中間申告）の規定による申告書で第八十一条の二十第一項各号（仮決算をした場合の連結中間申告書の記載事項）に掲げる事項を記載したもの又は第八十八条（退職年金等積立金に係る中間申告）（第百四十五条の五（外国法人に対する準用）において準用する場合を含む。）の規定による申告書（当該申告書に係る期限後申告書を含む。）に偽りの記載をして税務署長に提出した場合の法人の代表者、代理人、使用人その他の従業者でその違反行為をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

（相続税法の一部改正）

第三条　相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第五号イ中「すべて」を「全て」に改め、「相続人の数」の下に「（当該相続人の数のうち次に掲げる者の合計数とし、その者が次の(1)から(3)までのうち二以上に該当する者である場合には、その者の数を一とする。）」を加え、同号イに次のように加える。

(1)　二十歳未満の者

(2)　第十九条の四第二項に規定する障害者

(3)　相続の開始の直前において当該被相続人と生計を一にしていた者

第十二条第一項第六号イ中「すべて」を「全て」に改める。

第十五条第一項中「すべて」を「全て」に、「五千万円と千万円」を「三千万円と六百万円」に、「得た」を「算出した」に改める。

第十六条中「すべて」を「全て」に、「控除した金額」を「控除した残額」に改め、同条の表を次のように改める。

千万円以下の金額	百分の十
千万円を超え三千万円以下の金額	百分の十五
三千万円を超え五千万円以下の金額	百分の二十
五千万円を超え一億円以下の金額	百分の三十
一億円を超え二億円以下の金額	百分の四十
二億円を超え三億円以下の金額	百分の四十五
三億円を超え六億円以下の金額	百分の五十
六億円を超える金額	百分の五十五

第十九条の二第一項第二号中「すべての者に係る相続税の総額」を「全ての者に係る相続税の総額」に、「すべての者に係る相続税の課税価格の合計額の」を「全ての者に係る相続税の課税価格の合計額の」に改め、同号イ中「すべて」を「全て」に、「得た」を「算出した」に改め、同条第三項中「同じ。」の下に「又は国税通則法第二十三条第三項（更正の請求）に規定する更正請求書」を加え、「し、かつ、財産の取得の状況を証する書類」を「した書類」に、「を添付して、当該申告書を提出した」を「の添付がある」に改め、同条第四項中「申告書の提出がなかつた場合又は同項の記載若しくは添付がない申告書」を「財務省令で定める書類の添付がない同項の申告書又は更正請求書」に改め、「提出がなかつたこと又はその記載をした書類及び同項の財務省令で定める」を削り、同条第五項中「隠ぺい仮装行為」を「隠蔽仮装行為」に、「すべて」を「全て」に、「控除した金額」を「控除した残額」に改め、同条第六項中「隠ぺい仮装行為」を「隠蔽仮装行為」に、「隠ぺいし」を「隠蔽し」に改める。

第十九条の三第一項中「六万円」を「十万円」に改める。

第十九条の四第一項中「六万円」を「十万円」に、「十二万円」を「二十万円」に改める。

第二十一条の六第二項中「を含む。）」を「及びこれらの申告書に係る修正申告書を含む。）又は国税通則法第二十三条第三項（更正の請求）に規定する更正請求書」に、「の記載があり、かつ、同項の婚姻期間が二十年以上である旨を証する」を「を記載した」に改め、同条第三項中「申告書の提出がなかつた場合又は同項の記載若しくは添付がない申告書」を「財務省令で定める書類の添付がない同項の申告書又は更正請求書」に改め、「提出がなかつたこと又はその記載若しくは」及び「記載をした書類及び同項の財務省令で定める」を削る。

第二十一条の七の表を次のように改める。

二百万円以下の金額	百分の十
二百万円を超え三百万円以下の金額	百分の十五
三百万円を超え四百万円以下の金額	百分の二十
四百万円を超え六百万円以下の金額	百分の三十
六百万円を超え千万円以下の金額	百分の四十
千万円を超え千五百万円以下の金額	百分の四十五
千五百万円を超え三千万円以下の金額	百分の五十
三千万円を超える金額	百分の五十五

第二十一条の八中「前条」を「前条又は第二十一条の十三」に、「控除した金額」を「控除した残額」に、「同条」を「これら」に改める。

第二十一条の九第一項及び第四項中「六十五歳」を「六十歳」に改める。

第三十条第一項中「第三十二条第一号」を「第三十二条第一項第一号」に、「同項」を「第二十七条第一項」に改め、同条第二項中「第三十二条第一号」を「第三十二条第一項第一号」に、「同項」を「第二十八条第一項」に改める。

第三十一条第一項及び第四項中「次条第一号」を「次条第一項第一号」に改める。

第三十二条に次の一項を加える。

2　贈与税について申告書を提出した者に対する国税通則法第二十三条の規定の適用については、同条第一項中「五年」とあるのは、「六年」とする。

第三十五条第三項及び第四項中「第三十二条第一号」を「第三十二条第一項第一号」に改める。

第三十六条第一項中「次項において」を「第三項において」に、「。以下この項及び次項」を「。以下この条」に、「並びに」を「及び」に、「第三十六条第一項及び第二項」を「第三十六条第一項から第三項まで」に改め、同項第三号中「する加算税」の下に「（次項及び第三項において「加算税」という。）」を加え、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「（国税の徴収権の消滅時効）」を削り、同項を同条第四項とし、同条第二項中「当該申告書」を「当該納税申告書」に、「前項」を「前二項」に改め、同項第二号中「係る」の下に「加算税についてする」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　前項の規定により更正をすることができないこととなる日前六月以内にされた国税通則法第二十三条第一項（更正の請求）の規定による更正の請求に係る更正又は当該更正に伴い贈与税に係る加算税についてする賦課決定は、前項の規定にかかわらず、当該更正の請

求があつた日から六月を経過する日まで、することができる。この場合において、同法第七十二条第一項（国税の徴収権の消滅時効）の規定の適用については、同項中「第七十条第三項」とあるのは、「相続税法第三十六条第二項（贈与税についての更正、決定等の期間制限の特則）」とする。

第五十一条第二項第一号ハ及び第二号ハ並びに第三項各号中「第三十二条第一号」を「第三十二条第一項第一号」に改める。

第五十五条ただし書中「第三十二条の」を「第三十二条第一項に規定する」に改める。

第五十九条第六項中「並びに次条第一項及び第七十条」を「及び第七十条の規定並びに国税通則法第七章の二（国税の調査）及び第百二十七条（罰則）」に改める。

第六十条を次のように改める。

第六十条　削除

第六十条の二を削る。

第七十条を次のように改める。

第七十条　第五十九条の規定による調書を提出せず、又はその調書に虚偽の記載若しくは記録をして提出した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

（地価税法の一部改正）

第四条　地価税法（平成三年法律第六十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四十二条」を「第四十一条」に改める。

第三十六条及び第三十七条を次のように改める。

第三十六条及び第三十七条　削除

第四十一条を削る。

第四十二条第一項中「前三条」を「前二条」に改め、同条を第四十一条とする。

（登録免許税法の一部改正）

第五条　登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

第三十一条第一項中「掲げる」を「定める」に改め、同条第二項中「一年」を「五年」に改める。

（消費税法の一部改正）

第六条　消費税法（昭和六十三年法律第百八号）の一部を次のように改正する。

目次中「第六十三条の二」を「第六十三条」に改める。

第五十六条第一項第一号中「若しくは更正」を「又は更正」に、「課税期間の確定申告書等に記載した、又は決定を受けた当該」を「各課税期間で決定を受けた」に改め、同項第二号中「若しくは更正」を「又は更正」に、「課税期間の確定申告書等に記載した、又は決定を受けた当該」を「各課税期間で決定を受けた」に、「第四十五条第一項第五号又は第七号」を「第四十五条第一項第七号」に改め、同条第二項第一号中「の確定申告書等に記載した」を「で決定を受けた課税期間に係る」に改め、同項第二号中「の確定申告書等に記載した第四十五条第一項第五号又は第七号」を「で決定を受けた課税期間に係る第四十五条第一項第七号」に改める。

第六十二条を次のように改める。

第六十二条　削除

第六十三条を削り、第六十三条の二を第六十三条とする。

第六十五条第四号及び第五号を削る。

（酒税法の一部改正）

第七条　酒税法（昭和二十八年法律第六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三十条の六」を「第三十条の七」に、「第五十三条の二」を「第五十三条」に改める。

第五章中第三十条の六の次に次の一条を加える。

（採取した見本に関する適用除外）

第三十条の七　国税通則法第七十四条の四第二項（当該職員の酒税に関する調査等に係る質問検査権）の規定により採取した見本に関しては、第六条及び第三十条の二から第三十条の五までの規定は、適用しない。

第五十三条を削り、第五十三条の二を第五十三条とする。

第五十八条第一項第十三号を削る。

（たばこ税法の一部改正）

第八条　たばこ税法（昭和五十九年法律第七十二号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二十二条」を「第二十二条の二」に、「第二十七条」を「第二十六条」に、「第二十八条―第三十条」を「第二十七条―第二十九条」に改める。

第四章中第二十二条の次に次の一条を加える。

（採取した見本に関する適用除外）

第二十二条の二　国税通則法第七十四条の五第一号ハ（当該職員のたばこ税等に関する調査に係る質問検査権）の規定により採取した見本に関しては、第四条及び第十七条から第二十条までの規定は、適用しない。

第二十七条を削る。

第六章中第二十八条を第二十七条とする。

第二十九条第六号を削り、同条を第二十八条とする。

第三十条第二項中「第二十八条第一項」を「第二十七条第一項」に改め、同条を第二十九条とする。

（揮発油税法の一部改正）

第九条　揮発油税法（昭和三十二年法律第五十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十三条」を「第十三条の二」に、「第二十六条の二」を「第二十六条」に改める。

第三章中第十三条の次に次の一条を加える。

（採取した見本に関する適用除外）

第十三条の二　国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第七十四条の五第二号ハ（当該職員のたばこ税等に関する調査に係る質問検査権）の規定により採取した見本に関しては、第三条及び第十条から第十二条の二までの規定は、適用しない。

第十七条の見出し中「もどし入れ」を「戻入れ」に改め、同条第一項中「もどし入れた」を「戻し入れた」に、「一に」を「いずれかに」に、「もどし入れの日」を「戻入れの日」に改め、「以下」を削り、「行なわれている」を「行われている」に改め、同項第二号中「もどし入れ」を「戻入れ」に改め、同条第二項中「さらに」を「更に」に、「行なわれている」を「行われている」に改め、同条第四項中「もどし入れた」を「戻し入れた」に改め、同条第五項中「添附しなければ」を「添付しなければ」に改め、同条第六項中「もどし入れた」を「戻し入れた」に改め、同条第八項中「（昭和三十七年法律第六十六号）」を削る。

第二十六条を削り、第二十六条の二を第二十六条とする。

第二十八条第七号を削る。

（地方揮発油税法の一部改正）

第十条　地方揮発油税法（昭和三十年法律第百四号）の一部を次のように改正する。

第十四条の二を次のように改める。

（採取した見本に関する適用除外）

第十四条の二　国税通則法第七十四条の五第二号ハの規定により採取した見本に関しては、第五条及び第七条の規定は、適用しない。

第十六条を削る。

第十七条第一項中「前二条」を「前条」に、「当該各条」を「同条」に改め、同条第二項中「第十五条第一項」を「前条第一項」に改め、同条を第十六条とする。

（石油ガス税法の一部改正）

第十一条　石油ガス税法（昭和四十年法律第百五十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二十条」を「第二十条の二」に、「第二十七条」を「第二十六条」に、「第二十八条―第三十条」を「第二十七条―第二十九条」に改める。

第四章中第二十条の次に次の一条を加える。

（採取した見本に関する適用除外）

第二十条の二　国税通則法第七十四条の五第三号ハ（当該職員のたばこ税等に関する調査に係る質問検査権）の規定により採取した見本に関しては、第四条、第十二条第七項本文（第十三条第七項において準用する場合を含む。）及び第十六条から第十九条までの規定は、適用しない。

第二十六条を削る。

第二十七条を第二十六条とする。

第六章中第二十八条を第二十七条とする。

第二十九条第七号を削り、同条を第二十八条とする。

第三十条第二項中「第二十八条第一項」を「第二十七条第一項」に改め、同条を第二十九条とする。

（石油石炭税法の一部改正）

第十二条　石油石炭税法（昭和五十三年法律第二十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十八条」を「第十八条の二」に、「第二十三条」を「第二十二条」に、「第二十四条―第二十六条」を「第二十三条―第二十五条」に改める。

第四章中第十八条の次に次の一条を加える。

（採取した見本に関する適用除外）

第十八条の二　国税通則法第七十四条の五第四号ハ（当該職員のたばこ税等に関する調査に係る質問検査権）の規定により採取した見本に関しては、第四条及び第十三条から第十七条までの規定は、適用しない。

第二十三条を削る。

第六章中第二十四条を第二十三条とする。

第二十五条第六号を削り、同条を第二十四条とする。

第二十六条第二項中「第二十四条第一項」を「第二十三条第一項」に改め、同条を第二十五条とする。

第二十七条を削る。

第二十八条を第二十七条とする。

第二十九条を削る。

第三十条を第二十九条とする。

第三十一条第一項中「第二十八条第一項」を「第二十七条第一項」に改め、同条を第三十条とする。

（電源開発促進税法の一部改正）

第十三条　電源開発促進税法（昭和四十九年法律第七十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十九条」を「第十八条」に、「第二十条―第二十二条」を「第十九条―第二十一条」に改める。

第十九条を削る。

第六章中第二十条を第十九条とする。

第二十一条第三号を削り、同条を第二十条とする。

第二十二条第二項中「第二十条第一項」を「第十九条第一項」に改め、同条を第二十一条とする。

（電源開発促進税法の一部改正）

第十四条　電源開発促進税法（昭和四十九年法律第七十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十二条」を「第十一条」に、「第十三条―第十五条」を「第十二条―第十四条」に改める。

第十二条を削る。

第五章中第十三条を第十二条とする。

第十四条第三号を削り、同条を第十三条とする。

第十五条第二項中「第十三条第一項」を「第十二条第一項」に改め、同条を第十四条とする。

（自動車重量税法の一部改正）

第十五条　自動車重量税法（昭和四十六年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

第十六条第一項中「一年」を「五年」に改める。

（印紙税法の一部改正）

第十六条　印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二十一条」を「第二十条」に、「第二十二条―第二十五条」を「第二十一条―第二十四条」に改める。

第二十一条を削り、第五章中第二十二条を第二十一条とする。

第二十三条第五号を削り、同条を第二十二条とする。

第二十四条を第二十三条とし、第二十五条を第二十四条とする。

（国税通則法の一部改正）

第十七条　国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第七章の二　行政手続法との関係（第七十四条の二）」を「第七章の二　国税の調査（第七十四条の二―第七十四条の十三）　第七章の三　行政手続法との関係（第七十四条の十四）」に、「第百二十八条」を「第百二十九条」に改める。

第二条第六号ハ(2)中「この号及び第十五条第二項第三号において」を削り、「第五項」を「第六項」に改める。

第二十三条第一項中「一に」を「いずれかに」に、「一年」を「五年（第二号に掲げる場合のうち法人税に係る場合については、九年）」に改め、同条第二項中「一に」を「いずれかに」に、「掲げる」を「定める」に改める。

第五十八条第一項第二号中「不服申立て」の下に「又は訴え」を加え、同条第三項中「さかのぼつて」を「遡つて」に改める。

第七十条第一項から第三項までを次のように改める。

次の各号に掲げる更正決定等は、当該各号に定める期限又は日から五年（第二号に規定する課税標準申告書の提出を要する国税で当該申告書の提出があつたものに係る賦課決定（納付すべき税額を減少させるものを除く。）

については、三年）を経過した日以後においては、することができない。

一　更正又は決定　その更正又は決定に係る国税の法定申告期限（還付請求申告書に係る更正については当該申告書を提出した日とし、還付請求申告書の提出がない場合にする決定又はその決定後にする更正については政令で定める日とする。）

二　課税標準申告書の提出を要する国税に係る賦課決定　当該申告書の提出期限

三　課税標準申告書の提出を要しない賦課課税方式による国税に係る賦課決定　その納税義務の成立の日

2　法人税に係る純損失等の金額で当該課税期間において生じたものを増加させ、若しくは減少させる更正又は当該金額があるものとする更正は、前項の規定にかかわらず、同項第一号に定める期限から九年を経過する日まで、することができる。

3　前二項の規定により更正をすることができないこととなる日前六月以内にされた更正の請求に係る更正又は当該更正に伴つて行われることとなる加算税についてする賦課決定は、前二項の規定にかかわらず、当該更正の請求があつた日から六月を経過する日まで、することができる。

第七十条第四項を削り、同条第五項中「金額」についての更正」の下に「（前二項の規定の適用を受ける法人税に係る純損失等の金額に係るものを除く。）」を加え、「前各項」を「第一項又は前項」に、「次の各号」を「第一項各号」に改め、同項各号を削り、同項を同条第四項とする。

第七十一条第一項中「掲げる期間」を「定める期間」に改め、同項第二号中「前条第二項第一号又は第二号の規定に該当するもの」を「納付すべき税額を減少させる更正又は純損失等の金額で当該課税期間において生じたもの若しくは還付金の額を増加させる更正若しくはこれらの金額があるものとする更正」に改め、同条第二項中「（以下この項において」を「（以下」に改める。

第七十二条第一項中「法定納期限」の下に「第七十条第三項の規定による更正若しくは賦課決定又は」を加え、「に掲げる」を「の規定による」に、「同号」を「これらの規定」に、「裁決等又は更正」を「更正又は裁決等」に改める。

第七十四条の二第一項中「（昭和二十八年法律第六号）」を削り、「対する処分）」の下に「（第八条（理由の提示）を除く。）」を、「不利益処分）」の下に「（第十四条（不利益処分の理由の提示）を除く。）」を加え、第七章の二中同条を第七十四条の十四とし、同章を第七章の三とする。

第七章の次に次の一章を加える。

第七章の二　国税の調査

（当該職員の所得税等に関する調査に係る質問検査権）

第七十四条の二　国税庁、国税局若しくは税務署（以下「国税庁等」という。）又は税関の当該職員（税関の当該職員にあつては、消費税に関する調査を行う場合に限る。）は、所得税、法人税又は消費税に関する調査について必要があるときは、次の各号に掲げる調査の区分に応じ、当該各号に定める者に質問し、その者の事業に関する帳簿書類その他の物件（税関の当該職員が行う調査にあつては、課税貨物（消費税法第二条第一項第十一号（定義）に規定する課税貨物をいう。第四号イにおいて同じ。）又はその帳簿書類その他の物件とする。）を検査し、又は当該物件（その写しを含む。次条から第七十四条の六まで（当該職員の質問検査権）において同じ。）の提示若しくは提出を求めることができる。

一　所得税に関する調査　次に掲げる者

イ　所得税法の規定による所得税の納税義務がある者若しくは納税義務があると認められる者又は同法第百二十三条第一項（確定損失申告）、第百二十五条第三項（年の中途で死亡した場合の確定申告）若しくは第百二十七条第三項（年の中途で出国をする場合の確定申告）（これらの規定を同法第百六十六条（非居住者に対する準用）において準用する場合を含む。）の規定による申告書を提出した者

ロ　所得税法第二百二十五条第一項（支払調書）に規定する調書、同法第二百二十六条第一項から第三項まで（源泉徴収票）に規定する源泉徴収票又は同法第二百二十七条から第二百二十八条の三まで（信託の計算書等）に規定する計算書若しくは調書を提出する義務がある者

ハ　イに掲げる者に金銭若しくは物品の給付をする義務があつたと認められる者若しくは当該義務があると認められる者又はイに掲げる者から金銭若しくは物品の給付を受ける権利があつたと認められる者若しくは当該権利があると認められる者

二　法人税に関する調査　次に掲げる者

イ　法人（法人税法第二条第二十九号の二（定義）に規定する法人課税信託の引受けを行う個人を含む。第四項において同じ。）

ロ　イに掲げる者に対し、金銭の支払若しくは物品の譲渡をする義務があると認められる者又は金銭の支払若しくは物品の譲渡を受ける権利があると認められる者

三　消費税に関する調査（次号に掲げるものを除く。）　次に掲げる者

イ　消費税法の規定による消費税の納税義務がある者若しくは納税義務があると認められる者又は同法第四十六条第一項（還付を受けるための申告）の規定による申告書を提出した者

ロ　イに掲げる者に金銭の支払若しくは資産の譲渡等（消費税法第二条第一項第八号に規定する資産の譲渡等をいう。以下この条において同じ。）をする義務があると認められる者又はイに掲げる者から金銭の支払若しくは資産の譲渡等を受ける権利があると認められる者

四　消費税に関する調査（税関の当該職員が行うものに限る。）　次に掲げる者

イ　課税貨物を保税地域から引き取る者

ロ　イに掲げる者に金銭の支払若しくは資産の譲渡等をする義務があると認められる者又はイに掲げる者から金銭の支払若しくは資産の譲渡等を受ける権利があると認められる者

2　分割があつた場合の前項第二号の規定の適

用については、分割法人（法人税法第二条第十二号の二に規定する分割法人をいう。次条第三項において同じ。）は前項第二号ロに規定する物品の譲渡をする義務があると認められる者に、分割承継法人（同法第二条第十二号の三に規定する分割承継法人をいう。次条第三項において同じ。）は前項第二号ロに規定する物品の譲渡を受ける権利があると認められる者に、それぞれ含まれるものとする。

3　分割があつた場合の第一項第三号又は第四号の規定の適用については、消費税法第二条第一項第六号に規定する分割法人は第一項第三号ロ又は第四号ロに規定する資産の譲渡等をする義務があると認められる者と、同条第一項第六号の二に規定する分割承継法人は第一項第三号ロ又は第四号ロに規定する資産の譲渡等を受ける権利があると認められる者と、それぞれみなす。

4　第一項に規定する国税庁等の当該職員のうち、国税局又は税務署の当該職員は、法人税に関する調査にあつては法人の納税地の所轄国税局又は所轄税務署の当該職員（連結親法人の各連結事業年度の連結所得に対する法人税に関する調査に係る連結子法人又は当該連結子法人に係る同項第二号ロに掲げる者に対する同項の規定による質問、検査又は提示若しくは提出の要求にあつては連結親法人の納税地の所轄国税局又は所轄税務署の当該職員及び当該連結子法人の本店又は主たる事務所の所在地の所轄国税局又は所轄税務署の当該職員を、当該調査に係る連結親法人に対する同項の規定による質問、検査又は提示若しくは提出の要求にあつては連結子法人の本店又は主たる事務所の所在地の所轄国税局又は所轄税務署の当該職員を、納税地の所轄国税局又は税務署の所轄区域内に本店、支店、工場、営業所その他これらに準ずるものを有する法人に対する法人税に関する調査にあつては当該国税局又は税務署の当該職員を、それぞれ含む。）に、消費税に関する調査にあつては消費税法第二条第一項第四号に規定する事業者の納税地の所轄国税局又は所轄税務署の当該職員（納税地の所轄国税局又は所轄税務署以外の国税局又は税務署の所轄区域内に住所、居所、本店、支店、事務所、事業所その他これらに準ずるものを有する第一項第三号イに掲げる者に対する消費税に関する調査にあつては、当該国税局又は税務署の当該職員を含む。）に、それぞれ限るものとする。

（当該職員の相続税等に関する調査等に係る質問検査権）

第七十四条の三　国税庁等の当該職員は、相続税若しくは贈与税に関する調査若しくは相続税若しくは贈与税の徴収又は地価税に関する調査について必要があるときは、次の各号に掲げる調査又は徴収の区分に応じ、当該各号に定める者に質問し、第一号イに掲げる者の財産若しくは第二号イからハまでに掲げる者の土地等（地価税法第二条第一号（定義）に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）若しくは当該財産若しくは当該土地等に関する帳簿書類その他の物件を検査し、又は当該物件の提示若しくは提出を求めることができる。

一　相続税若しくは贈与税に関する調査又は相続税若しくは贈与税の徴収　次に掲げる者

イ　相続税法の規定による相続税又は贈与税の納税義務がある者又は納税義務があると認められる者（以下この号及び次項において「納税義務がある者等」という。）

ロ　相続税法第五十九条（調書の提出）に規定する調書を提出した者又はその調書を提出する義務があると認められる者

ハ　納税義務がある者等に対し、債権若しくは債務を有していたと認められる者又は債権若しくは債務を有すると認められる者

二　納税義務がある者等が株主若しくは出資者であつたと認められる法人又は株主若しくは出資者であると認められる法人

ホ　納税義務がある者等に対し、財産を譲渡したと認められる者又は財産を譲渡する義務があると認められる者

ヘ　納税義務がある者等から、財産を譲り受けたと認められる者又は財産を譲り受ける権利があると認められる者

ト　納税義務がある者等の財産を保管したと認められる者又はその財産を保管すると認められる者

二　地価税に関する調査　次に掲げる者

イ　地価税法の規定による地価税の納税義務がある者又は納税義務があると認められる者

ロ　イに掲げる者に土地等の譲渡（地価税法第二条第二号に規定する借地権等の設定その他当該土地等の使用又は収益をさせる行為を含む。ロにおいて同じ。）をしたと認められる者若しくはイに掲げる者から土地等の譲渡を受けたと認められる者又はこれらの譲渡の代理若しくは媒介をしたと認められる者

ハ　イに掲げる者の有する土地等を管理し、又は管理していたと認められる者

2　国税庁等の当該職員は、納税義務がある者等に係る相続税若しくは贈与税に関する調査又は当該相続税若しくは贈与税の徴収について必要があるときは、公証人の作成した公正証書の原本のうち当該納税義務がある者等に関する部分の閲覧を求め、又はその内容について公証人に質問することができる。

3　分割があつた場合の第一項第二号の規定の適用については、分割法人は同号ロに規定する土地等の譲渡をしたと認められる者に、分割承継法人は同号ロに規定する土地等の譲渡を受けたと認められる者に、それぞれ含まれるものとする。

4　第一項に規定する国税庁等の当該職員のうち、地価税に関する調査にあつては、土地等を有する者の納税地の所轄国税局又は所轄税務署の当該職員（納税地の所轄国税局又は所轄税務署以外の国税局又は税務署の所轄区域内に住所、居所、本店、支店、事務所、事業所その他これらに準ずるものを有する同項第二号イに掲げる者に対する地価税に関する調査にあつては、当該国税局又は税務署の当該職員を含

む。）に限るものとする。

（当該職員の酒税に関する調査等に係る質問検査権）

第七十四条の四　国税庁等又は税関の当該職員（以下第四項までにおいて「当該職員」という。）は、酒税に関する調査について必要があるときは、酒類製造者（酒税法（昭和二十八年法律第六号）第七条第一項（酒類の製造免許）に規定する酒類製造者をいう。以下この条において同じ。）、酒母（同法第三条第二十四号（その他の用語の定義）に規定する酒母をいう。以下この条において同じ。）若しくはもろみ（同法第三条第二十五号に規定するもろみをいう。以下この条において同じ。）の製造者、酒類（同法第二条第一項（酒類の定義及び種類）に規定する酒類をいう。以下この条において同じ。）の販売業者又は特例輸入者（同法第三十条の六第三項（納期限の延長）に規定する特例輸入者をいう。第四号において同じ。）に対して質問し、これらの者について次に掲げる物件を検査し、又は当該物件の提示若しくは提出を求めることができる。

一　酒類製造者が所持する酒類、酒母、もろみ又は酒類の製造の際生じた副産物

二　酒母の製造者が所持する酒母

三　もろみの製造者が所持する酒母又はもろみ

四　酒類の販売業者又は特例輸入者が所持する酒類

五　酒類、酒母若しくはもろみの製造、貯蔵若しくは販売又は酒類の保税地域からの引取りに関する一切の帳簿書類

六　酒類、酒母又はもろみの製造、貯蔵又は販売上必要な建築物、機械、器具、容器又は原料その他の物件

2　当該職員は、前項第一号から第四号までに掲げる物件又はその原料を検査するため必要があるときは、これらの物件又はその原料について、必要最少限度の分量の見本を採取することができる。

3　当該職員は、運搬中の酒類、酒類のかす、酒母若しくはもろみを検査し、又はこれらのものを運搬する者に対しその出所若しくは到達先を質問することができる。

4　当該職員は、酒税の徴収上必要があると認めるときは、酒類製造者又は酒税法第十条第二号（製造免許等の要件）に規定する酒類販売業者の組織する団体（当該団体をもつて組織する団体を含む。）に対して、その団体員の酒類の製造若しくは販売に関し参考となるべき事項を質問し、当該団体の帳簿書類その他の物件を検査し、又は当該物件の提示若しくは提出を求めることができる。

5　国税庁等の当該職員は、検査のため必要があると認めるときは、酒類製造者若しくは酒母若しくはもろみの製造者の製造場にある酒類、酒母若しくはもろみの移動を禁止し、又は取締り上必要があると認めるときは、酒類製造者の製造場にある次に掲げる物件に封を施すことができる。ただし、第二号の物件について封を施すことができる箇所は、政令で定める。

一　酒類の原料（原料用酒類を含む。）の容器

二　使用中の蒸留機（配管装置を含む。）及び酒類の輸送管（流量計を含む。）

三　酒類の製造又は貯蔵に使用する機械、器具又は容器で使用を休止しているもの

（当該職員のたばこ税等に関する調査に係る質問検査権）

第七十四条の五　国税庁等又は税関の当該職員（税関の当該職員にあつては、印紙税に関する調査を行う場合を除く。）は、たばこ税、揮発油税、地方揮発油税、石油ガス税、石油石炭税又は印紙税に関する調査について必要があるときは、次の各号に掲げる調査の区分に応じ、当該各号に定める行為をすることができる。

一　たばこ税に関する調査　次に掲げる行為

イ　たばこ税法（昭和五十九年法律第七十二号）第二十五条（記帳義務）に規定する者に対して質問し、これらの者の業務に関する製造たばこ（同法第二条第一項第一号（定義及び製造たばこの区分）に規定する製造たばこをいう。以下この号及び第七十四条の十二第二項（当該職員の団体に対する諮問）において同じ。）若しくは帳簿書類その他の物件を検査し、又は当該物件の提示若しくは提出を求めること。

ロ　製造たばこを保税地域から引き取る者に対して質問し、その引き取る製造たばこを検査すること。

ハ　イに規定する者の業務に関する製造たばこ又はロに規定する製造たばこについて必要最少限度の分量の見本を採取すること。

ニ　運搬中の製造たばこを検査し、又はこれを運搬する者に対してその出所若しくは到達先を質問すること。

二　揮発油税又は地方揮発油税に関する調査　次に掲げる行為

イ　揮発油税法（昭和三十二年法律第五十五号）第二十四条（記帳義務）に規定する者に対して質問し、これらの者の業務に関する揮発油（同法第二条第一項（定義）に規定する揮発油（同法第六条（揮発油等とみなす場合）の規定により揮発油とみなされる物を含む。）をいう。以下この号及び第七十四条の十二第三項において同じ。）若しくは帳簿書類その他の物件を検査し、又は当該物件の提示若しくは提出を求めること。

ロ　揮発油を保税地域から引き取る者に対して質問し、その引き取る揮発油を検査すること。

ハ　イに規定する者の業務に関する揮発油又はロに規定する揮発油について必要最少限度の分量の見本を採取すること。

ニ　運搬中の揮発油を検査し、又はこれを運搬する者に対してその出所若しくは到達先を質問すること。

三　石油ガス税に関する調査　次に掲げる行為

イ　石油ガス税法（昭和四十年法律第百五十六号）第二十四条（記帳義務）に規定する者若しくは石油ガス（同法第二条第一号（定義）に規定する石油ガスをいう。以下この号及び第七十四条の十二第四項に

おいて同じ。）を石油ガスの充塡者（同法第四条第一項（納税義務者）に規定する石油ガスの充塡者をいう。第七十四条の十二第四項において同じ。）に供給する者に対して質問し、これらの者の業務に関する石油ガス、石油ガスの容器若しくは帳簿書類その他の物件を検査し、又は当該物件の提示若しくは提出を求めること。

ロ　課税石油ガス（石油ガス税法第三条（課税物件）に規定する課税石油ガスをいう。以下この号において同じ。）を保税地域から引き取る者に対して質問し、又はその引き取る課税石油ガス及び自動車用の石油ガス容器（同法第二条第三号に規定する自動車用の石油ガス容器をいう。ニにおいて同じ。）を検査すること。

ハ　イに規定する者の業務に関する石油ガス又はロに規定する課税石油ガスについて必要最少限度の分量の見本を採取すること。

ニ　運搬中の課税石油ガス及び自動車用の石油ガス容器を検査し、又はこれらを運搬する者に対してその出所若しくは到達先を質問すること。

四　石油石炭税に関する調査　次に掲げる行為

イ　石油石炭税法第二十一条（記帳義務）に規定する者に対して質問し、これらの者の業務に関する原油等（同法第四条第二項（納税義務者）に規定する原油等をいう。以下この号及び第七十四条の十二第五項において同じ。）若しくは帳簿書類その他の物件を検査し、又は当該物件の提示若しくは提出を求めること。

ロ　原油等を保税地域から引き取る者（石油石炭税法第十五条第一項（引取りに係る原油等についての課税標準及び税額の申告等の特例）の承認を受けている者を除く。）に対して質問し、その引き取る原油等を検査すること。

ハ　イに規定する者の業務に関する原油等又はロに規定する原油等について必要最少限度の分量の見本を採取すること。

ニ　運搬中の原油等を検査し、又はこれを運搬する者に対してその出所若しくは到達先を質問すること。

五　印紙税に関する調査　次に掲げる行為

イ　印紙税法の規定による印紙税の納税義務がある者若しくは納税義務があると認められる者に対して質問し、これらの者の業務に関する帳簿書類その他の物件を検査し、又は当該物件の提示若しくは提出を求めること。

ロ　課税文書（印紙税法第三条第一項（納税義務者）に規定する課税文書をいう。ロにおいて同じ。）の交付を受けた者若しくは課税文書の交付を受けたと認められる者に対して質問し、当該課税文書を検査し、又は当該課税文書（その写しを含む。）の提示若しくは提出を求めること。

ハ　印紙税法第十条第一項（印紙税納付計器の使用による納付の特例）に規定する印紙税納付計器の販売業者若しくは同項に規定する納付印の製造業者若しくは販売業者に対して質問し、これらの者の業務に関する帳簿書類その他の物件を検査し、又は当該物件の提示若しくは提出を求めること。

（当該職員の航空機燃料税等に関する調査に係る質問検査権）

第七十四条の六　国税庁等の当該職員は、航空機燃料税又は電源開発促進税に関する調査について必要があるときは、次の各号に掲げる調査の区分に応じ、当該各号に定める者に質問し、その帳簿書類その他の物件（第一号ロ又は第二号ロに掲げる者に対する調査にあつては、その事業に関する帳簿書類その他の物件に限る。）を検査し、又は当該物件の提示若しくは提出を求めることができる。

一　航空機燃料税に関する調査　次に掲げる者

イ　航空機の所有者等（航空機燃料税法（昭和四十七年法律第七号）第十四条第一項（課税標準及び税額の申告）に規定する航空機の所有者等をいう。次項において同じ。）

ロ　イに掲げる者に対し航空機燃料（航空機燃料税法第二条第二号（定義）に規定する航空機燃料をいう。ロ及び次項において同じ。）を譲渡する義務があると認められる者（その者の委託を受けて航空機燃料の貯蔵、運搬又は積込みを行う者を含む。）その他自己の事業に関しイに掲げる者と取引があると認められる者

二　電源開発促進税に関する調査　次に掲げる者

イ　一般電気事業者（電源開発促進税法（昭和四十九年法律第七十九号）第二条第一号（定義）に規定する一般電気事業者をいう。次項において同じ。）

ロ　イに掲げる者に対し電気を供給したと認められる者その他自己の事業に関しイに掲げる者と取引があると認められる者

2　前項に規定する国税庁等の当該職員のうち、国税局又は税務署の当該職員は、航空機燃料税に関する調査にあつては航空機の所有者等の納税地の所轄国税局又は所轄税務署の当該職員（納税地の所轄国税局又は所轄税務署以外の国税局又は税務署の所轄区域内に、住所、居所、事務所、事業所、航空機燃料の保管場所その他これらに準ずるものを有する航空機の所有者等に対する航空機燃料税に関する調査にあつては、当該国税局又は税務署の当該職員を含む。）に、電源開発促進税に関する調査にあつては一般電気事業者の納税地の所轄国税局又は所轄税務署の当該職員（納税地の所轄国税局又は所轄税務署以外の国税局又は税務署の所轄区域内に、営業所、事務所その他の事業場又は電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第二条第一項第十六号（定義）に規定する電気工作物を有する一般電気事業者に対する電源開発促進税に関する調査にあつては、当該国税局又は税務署の当該職員を含む。）に、それぞれ限るものとする。

（提出物件の留置き）

第七十四条の七　国税庁等又は税関の当該職員は、国税の調査について必要があるときは、当該調査において提出された物件を留め置くことができる。

（権限の解釈）

第七十四条の八　第七十四条の二から前条まで（当該職員の質問検査権等）の規定による当該職員の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（納税義務者に対する調査の事前通知等）

第七十四条の九　税務署長等（国税庁長官、国税局長若しくは税務署長又は税関長をいう。以下第七十四条の十一（調査の終了の際の手続）までにおいて同じ。）は、国税庁等又は税関の当該職員（以下同条までにおいて「当該職員」という。）に納税義務者に対し実地の調査（税関の当該職員が行う調査にあつては、消費税等の課税物件の保税地域からの引取り後に行うものに限る。以下同条までにおいて同じ。）において第七十四条の二から第七十四条の六まで（当該職員の質問検査権）の規定による質問、検査又は提示若しくは提出の要求（以下「質問検査等」という。）を行わせる場合には、あらかじめ、当該納税義務者（当該納税義務者について税務代理人がある場合には、当該税務代理人を含む。）に対し、その旨及び次に掲げる事項を通知するものとする。

一　質問検査等を行う実地の調査（以下この条において単に「調査」という。）を開始する日時

二　調査を行う場所

三　調査の目的

四　調査の対象となる税目

五　調査の対象となる期間

六　調査の対象となる帳簿書類その他の物件

七　その他調査の適正かつ円滑な実施に必要なものとして政令で定める事項

2　税務署長等は、前項の規定による通知を受けた納税義務者から合理的な理由を付して同項第一号又は第二号に掲げる事項について変更するよう求めがあつた場合には、当該事項について協議するよう努めるものとする。

3　前二項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　納税義務者　第七十四条の二第一項第一号イ、同項第二号イ、同項第三号イ及び第四号イ並びに第七十四条の三第一項第一号イ及び第二号イに掲げる者、第七十四条の四第一項並びに第七十四条の五第一号イ及びロ、第二号イ及びロ、第三号イ及びロ、第四号イ及びロ並びに第五号イの規定により当該職員による質問検査等の対象となることとなる者並びに第七十四条の六第一項第一号イ及び第二号イに掲げる者

二　税務代理人　税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）第三十条（税務代理の権限の明示）（同法第四十八条の十六（税理士の権利及び義務等に関する規定の準用）の規定により準用する場合を含む。）の書面を提出している税理士若しくは同法第四十八条の二（設立）に規定する税理士法人又は同法第五十一条第一項（税理士業務を行う弁護士等）の規定による通知をした弁護士若しくは同条第三項の規定による通知をした弁護士法人

4　第一項の規定は、当該職員が、当該調査により当該調査に係る同項第三号から第六号までに掲げる事項以外の事項について非違が疑われることとなつた場合において、当該事項に関し質問検査等を行うことを妨げるものではない。この場合において、同項の規定は、当該事項に関する質問検査等については、適用しない。

（事前通知を要しない場合）

第七十四条の十　前条第一項の規定にかかわらず、税務署長等が調査の相手方である同条第三項第一号に掲げる納税義務者の申告若しくは過去の調査結果の内容又はその営む事業内容に関する情報その他国税庁等若しくは税関が保有する情報に鑑み、違法又は不当な行為を容易にし、正確な課税標準等又は税額等の把握を困難にするおそれその他国税に関する調査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認める場合には、同条第一項の規定による通知を要しない。

（調査の終了の際の手続）

第七十四条の十一　税務署長等は、国税に関する実地の調査を行つた結果、更正決定等（第三十六条第一項（納税の告知）に規定する納税の告知（同項第二号に係るものに限る。）を含む。以下この条において同じ。）をすべきと認められない場合には、納税義務者（第七十四条の九第三項第一号（納税義務者に対する調査の事前通知等）に掲げる納税義務者をいう。以下この条において同じ。）であつて当該調査において質問検査等の相手方となつた者に対し、その時点において更正決定等をすべきと認められない旨を書面により通知するものとする。

2　国税に関する調査の結果、更正決定等をすべきと認める場合には、当該職員は、当該納税義務者に対し、その調査結果の内容（更正決定等をすべきと認めた額及びその理由を含む。）を説明するものとする。

3　前項の規定による説明をする場合において、当該職員は、当該納税義務者に対し修正申告又は期限後申告を勧奨することができる。この場合において、当該調査の結果に関し当該納税義務者が納税申告書を提出した場合には不服申立てをすることはできないが更正の請求をすることはできる旨を説明するとともに、その旨を記載した書面を交付しなければならない。

4　前三項に規定する納税義務者が連結子法人である場合において、当該連結子法人及び連結親法人の同意がある場合には、当該連結子法人へのこれらの項に規定する通知、説明又は交付（以下この項及び次項において「通知等」という。）に代えて、当該連結親法人への通知等を行うことができる。

5　実地の調査により質問検査等を行つた納税義務者について第七十四条の九第三項第二号に規定する税務代理人がある場合において、

当該納税義務者の同意がある場合には、当該納税義務者への第一項から第三項までに規定する通知等に代えて、当該税務代理人への通知等を行うことができる。

6　第一項の通知をした後又は第二項の調査の結果につき納税義務者から修正申告書若しくは期限後申告書の提出若しくは源泉徴収による所得税の納付があつた後若しくは更正決定等をした後においても、当該職員は、新たに得られた情報に照らし非違があると認めるときは、第七十四条の二から第七十四条の六まで（当該職員の質問検査権）の規定に基づき、当該通知を受け、又は修正申告書若しくは期限後申告書の提出若しくは源泉徴収による所得税の納付をし、若しくは更正決定等を受けた納税義務者に対し、質問検査等を行うことができる。

（当該職員の団体に対する諮問及び官公署等への協力要請）

第七十四条の十二　国税庁等の当該職員は、所得税に関する調査について必要があるときは、事業を行う者の組織する団体に、その団体員の所得の調査に関し参考となるべき事項（団体員の個人ごとの所得の金額及び団体が団体員から特に報告を求めることを必要とする事項を除く。）を諮問することができる。

2　国税庁等又は税関の当該職員は、たばこ税に関する調査について必要があるときは、たばこ税法第十一条第二項（税率）に規定する特定販売業者、たばこ事業法（昭和五十九年法律第六十八号）第九条第一項（製造たばこの販売価格）に規定する卸売販売業者又は同条第六項に規定する小売販売業者の組織する団体（当該団体をもつて組織する団体を含む。）に、その団体員の製造たばこの取引に関し参考となるべき事項を諮問することができる。

3　国税庁等又は税関の当該職員は、揮発油税又は地方揮発油税に関する調査について必要があるときは、揮発油税法第二十四条（記帳義務）に規定する者の組織する団体（当該団体をもつて組織する団体を含む。）に、その団体員の揮発油の製造又は取引に関し参考となるべき事項を諮問することができる。

4　国税庁等又は税関の当該職員は、石油ガス税に関する調査について必要があるときは、石油ガス税法第二十四条（記帳義務）に規定する者又は石油ガスを石油ガスの充塡者に供給する者の組織する団体（当該団体をもつて組織する団体を含む。）に、その団体員の石油ガスの充塡若しくは取引又は消費に関し参考となるべき事項を諮問することができる。

5　国税庁等又は税関の当該職員は、石油石炭税に関する調査について必要があるときは、石油石炭税法第二十一条（記帳義務）に規定する者の組織する団体（当該団体をもつて組織する団体を含む。）に、その団体員の同法第二条第一号（定義）に規定する原油、同条第三号に規定するガス状炭化水素若しくは同条第四号に規定する石炭の採取又は原油等の取引に関し参考となるべき事項を諮問することができる。

6　国税庁等又は税関の当該職員（税関の当該職員にあつては、消費税等に関する調査を行う場合に限る。）は、国税に関する調査について必要があるときは、官公署又は政府関係機関に、当該調査に関し参考となるべき帳簿書類その他の物件の閲覧又は提供その他の協力を求めることができる。

7　国税庁等の当該職員は、酒税法第二章（酒類の製造免許及び酒類の販売業免許等）の規定による免許に関する審査について必要があるときは、官公署又は政府関係機関に、当該審査に関し参考となるべき帳簿書類その他の物件の閲覧又は提供その他の協力を求めることができる。

（身分証明書の携帯等）

第七十四条の十三　国税庁等又は税関の当該職員は、第七十四条の二から第七十四条の六まで（当該職員の質問検査権）の規定による質問、検査、提示若しくは提出の要求、閲覧の要求、採取、移動の禁止若しくは封かんの実施をする場合又は前条の職務を執行する場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

第百二十八条第一項中「前条」を「前二条」に、「同条」を「当該各条」に改め、同条を第百二十九条とする。

第百二十七条を第百二十八条とし、第百二十六条の次に次の一条を加える。

第百二十七条　次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一　第二十三条第三項（更正の請求）に規定する更正請求書に偽りの記載をして税務署長に提出した者

二　第七十四条の二、第七十四条の三（第二項を除く。）、第七十四条の四（第三項を除く。）、第七十四条の五（第一号ニ、第二号ニ、第三号ニ及び第四号ニを除く。）若しくは第七十四条の六（当該職員の質問検査権）の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは偽りの答弁をし、又はこれらの規定による検査、採取、移動の禁止若しくは封かんの実施を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

三　第七十四条の二から第七十四条の六までの規定による物件の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに応じず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件（その写しを含む。）を提示し、若しくは提出した者

（租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の一部改正）

第十八条　租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）の一部を次のように改正する。

第三条の二第十七項第一号、第十九項第二号、第二十一項第二号、第二十三項第二号及び第二十五項第二号中「第三十四号の四」を「第三十四号の六」に改める。

第五条の二第三項中「同条第四項」を「同条第六項」に改める。

第七条第三項中「第一項の更正を受けた居住者若しくは内国法人又は相手国居住者等に対する」を削り、「の適用については」を「は、第一項の更正を受けた居住者若しくは内国法人又は相手国居住者等について準用する。この場合において」に改め、同項の表所得税法第百五十三条の項中

修正申告書若しくは更正若しくは決定	更正

を

修正申告書又は更正若しくは決定	更正
で決定	の確定申告書に記載した、又は決定
第百二十条第一項第六号	第百二十条第一項第四号、第六号
第百二十三条第二項第七号若しくは第八号	第百二十三条第二項第一号若しくは第五号から第八号まで

に改め、同表法人税法第八十条の二の項中

修正申告書若しくは更正若しくは決定	更正

を

修正申告書又は更正若しくは決定	更正
で決定	の確定申告書に記載した、又は決定
第七十四条第一項第五号に掲げる金額（当該	第七十四条第一項第一号に掲げる欠損金額又しくは第五号に掲げる金額（これらの

を

に改め、同表法人税法第八十二条の項中

修正申告書若しくは更正若しくは決定	更正

を

修正申告書又は更正若しくは決定	更正
で決定	の連結確定申告書に
第八十一条の二十二第一項第五号に掲げる金額（当該	第八十一条の二十二同項第三号若しくは

を

に改める。

第一項第一号に掲げる連結欠損金額又は第五号に掲げる金額（これらの　　記載した、又は決定

に改める。

第九条第一項中「又はその者」を「その者」に、「検査する」を「検査し、又は当該物件（その写しを含む。）の提示若しくは提出を求める」に改め、同条第二項中「前項」を「前二項」に、「質問又は検査」を「当該職員」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、前項の規定に基づいて行う情報の提供のための調査について必要があるときは、当該調査において提出された物件を留め置くことができる。

第十条中「前条」を「前条第一項」に、「又は検査」を「、検査又は提示若しくは提出の要求」に改める。

第十三条第一項第二号を次のように改める。

二　第九条第一項の規定による物件の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに応じず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件（その写しを含む。）を提示し、若しくは提出した者

（租税特別措置法の一部改正）

第十九条　租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三節の五　認定研究開発事業法人等の課税の特例（第六十条の三）
第四節　協同組合の課税の特例（第六十一条）
第四節の二　認定農業生産法人等の課税の特例（第六十一条の二・第六十一条の三）
第四節の三　交際費等の課税の特例（第六十一条の四）」を

「第三節の五　認定研究開発事業法人等の課税の特例（第六十一条）
第四節　認定農業生産法人等の課税の特例（第六十一条の二・第六十一条の三）」に、「第三節の
第四節の二　交際費等の課税の特例（第六十一条の四）
二　石油石炭税法の特例（第九十条の四―第九十条の七）」を
「第三節の二　石油石炭税法の特例
第一款　地球温暖化対策のための課
第二款　その他の特例（第九十条の
税の特例（第九十条の三の二―第九十条の三の四）」に改める。
四―第九十条の七）」

第二条第一項に次の一号を加える。

十六　更正請求書　国税通則法第二十三条第三項に規定する更正請求書をいう。

第二条第二項中第十六号を削り、第十七号を第十六号とし、第十八号を第十七号とし、第十九号を第十八号とし、第十九号の二を第十九号とし、同項に次の二号を加える。

三十　修正申告書　国税通則法第十九条第三項に規定する修正申告書をいう。

三十一　更正請求書　国税通則法第二十三条第三項に規定する更正請求書をいう。

第八条の四第三項第一号中「第三十四号の四」を「第三十四号の六」に改める。

第九条の四の二第二項中「（次項」を「（以下この条」に改め、同条第三項中「又はその者」を「その者」に、「検査する」を「検査し、又は当該物件（その写しを含む。）の提示若しくは提出を求める」に改め、同条第五項中「第三項」の下に「及び第四項」を加え、「質問又は検査」を「当該職員」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「前項」を「第三項」に、「又は検査」を「、検査又は提示若しくは提出の要求」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、上場証券投資信託等の償還金等の支払調書の提出に関する調査について必要があるときは、当該調査において提出された物件を留め置くことができる。

第九条の四の二に次の一項を加える。

7　前項に定めるもののほか、第四項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第十条第十項中「確定申告書」の下に「、修正申告書又は更正請求書」を、「規定による」の下に「控除の対象となる試験研究費の額及び特別試験研究費の額、」を加え、「についてのその控除に関する記載があり、かつ、」を「並びに」に、「明細書」を「明細を記載した書類」に、「金額として記載された」を「確定申告書に添付された書類に記載された試験研究費の額及び特別試験研究費の額を基礎として計算した」に改め、同条第十一項中「する年分の確定申告書」の下に「、修正申告書又は更正請求書」を、「規定による」の下に「控除の対象となる繰越税額控除限度超過額又は繰越中小企業者税額控除限度超過額、」を加え、「についてのその控除に関する記載があり、かつ、」を「及び」に、「明細書」を「明細を記載した書類」に改め、同項後段を削る。

第十条の二第六項中「第四項」を「同条第四項」に改め、「する年分の確定申告書」の下に「、修正申告書又は更正請求書」を、「規定による」の下に「控除の対象となる平成二十二年分繰越税額控除限度超過額若しくは平成二十三年分繰越税額控除限度超過額又は平成二十二年分繰越中小企業者税額控除限度超過額若しくは平成二十三年分繰越中小企業者税額控除限度超過額、」を加え、「についてのその控除に関する記載があり、かつ、」を「並びに」に、「明細書」を「関する明細を記載した書類」に改め、同項後段を削る。

第十条の二の二を削る。

第十条の二の三第一項中「電気事業法」の下に「（昭和三十九年法律第百七十号）」を加え、同条第三項中「（前条第三項の規定により当該供用年の年分の総所得金額に係る所得税の額から控除される金額がある場合には、当該金額を控除した残額）」を削り、同条第四項中「又は前条第三項若しくは第四項の規定によりその年分の総所得金額に係る所得税の額から控除される金額がある場合には、これらの」を「には、当該」に改め、同条第六項中「所有権移転外リース取引」の下に「（所得税法第六十七条の二第三項に規定するリース取引のうち所有権が移転しないものとして政令で定めるものをいう。以下この章において同じ。）」を加え、同条第八項中「確定申告書」の下に「、修正申告書又は更正請求書」を、「規定による」の下に「控除の対象となるエネルギー環境負荷低減推進設備等の取得価額、」を加え、「についてのその控除に関する記載があり、かつ、」を「及び」に、「明細書」を「明細を記載した書類」に、「金額として記載された」を「確定申告書に添付された書類に記載されたエネルギー環境負荷低減推進設備等の取得価額を基礎として計算した」に改め、同条第九項中「当該翌年分の確定申告書」の下に「、修正申告書又は更正請求書」を、「規定による」の下に「控除の対象となる同項に規定する繰越税額控除限度超過額、」を加え、「についてのその控除に関する記載があり、かつ、」を「及び」に、「明細書」を「関する明細を記載した書類」に改め、同項後段を削り、同条第十項中「第十条の二の三第三項」を「第十条の二の二とする。

第十条の三第八項中「確定申告書」の下に「、修正申告書又は更正請求書」を、「規定による」の下に「控除の対象となる特定機械装置等の取得価額、」を加え、「についてのその控除に関する記載があり、かつ、」を「及び」に、「明細書」を「関する明細を記載した書類」に改め、同項後段を削る。

第十条の四を削る。

第十条の五第一項中「第十条第二項」を「（平成十一年法律第十八号）第十条第二項」に改め、同条第八項中「確定申告書」の下に「、修正申告書又は更正請求書」を、「規定による」の下に「控除

の対象となる経営革新設備等の取得価額、」を加え、「についてのその控除に関する記載があり、かつ、」を「及び」に、「明細書」を「明細を記載した書類」に、「金額として記載された」を「確定申告書に添付された書類に記載された経営革新設備等の取得価額を基礎として計算した」に改め、同条第九項中「当該各年分の確定申告書」の下に「、修正申告書又は更正請求書」を、「規定による」の下に「控除の対象となる同項に規定する繰越税額控除限度超過額、」を加え、「についてのその控除に関する記載」を削り、「関する明細書」を「関する明細を記載した書類」に改め、同項後段を削り、同条第十項中「第十条の五第三項」を「第十条の四第三項」に改め、同条を第十条の四とする。

第十条の六第三項中「確定申告書」の下に「、修正申告書又は更正請求書」を、「規定による」の下に「控除の対象となる基準雇用者数、」を加え、「についてのその控除に関する記載があり、かつ、」を「及び」に、「明細書」を「明細を記載した書類」に、「金額として記載された」を「確定申告書に添付された書類に記載された基準雇用者数を基礎として計算した」に改め、同条第五項中「第十条の六第一項」を「第十条の五第一項」に改め、同条を第十条の五とする。

第十条の七第一項第五号を削り、同項第六号を同項第五号とし、同項第七号を削り、同項第八号中「第十条の五第三項」を「第十条の四第三項」に改め、同号を同項第六号とし、同項第九号を同項第七号とし、同条第二項中「、第十条の二の三第四項」を削り、「、第十条の四第四項又は第十条の五第四項」を「又は第十条の四第四項」に改め、同条第三項中「、第十条の二の三第五項」を削り、「、第十条の四第五項若しくは第十条の五第五項」を「若しくは第十条の四第五項」に改め、同条第四項中「する年分の確定申告書」の下に「、修正申告書又は更正請求書」を、「規定による」の下に「控除の対象となる所得税額超過額、」を加え、「についてのその控除に関する記載」を削り、「関する明細書」を「関する明細を記載した書類」に改め、同条を第十条の六とする。

第十一条の二を削る。

第十一条の三第一項中「平成二十四年三月三十一日までの間」を「平成二十六年三月三十一日までの期間（以下この項において「指定期間」という。）内」に改め、「事業をいう」の下に「。以下この項において同じ」を、「取得価額」の下に「（その年の指定期間内にその用に供した当該個人の営む指定集積事業ごとに区分した集積産業用資産の取得価額の合計額が当該指定集積事業ごとに政令で定める金額を超える場合には、当該政令で定める金額に当該集積産業用資産の取得価額が当該合計額のうちに占める割合を乗じて計算した金額）」を加え、同条第二項中「第十一条第二項」を「前条第二項」に、「第十一条の三第一項本文」を「次条第一項本文」に改め、同条第三項中「第十一条第三項」を「前条第三項」に改め、同条を第十一条の二とする。

第十一条の四の見出しを「（特定農産加工品生産設備等の特別償却）」に改め、同条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「規定は、」の下に「第一項の規定の適用を受ける特定農産加工品生産設備の償却費の額を計算する場合又は」を加え、「第十一条の四第一項本文」を「第十一条の三第一項本文又は第二項本文」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「限る」を「限り、前項の規定の適用を受けるものを除く」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

青色申告書を提出する個人で特定農産加工業経営改善臨時措置法（平成元年法律第六十五号）第二条第二項に規定する特定農産加工業者に該当するもの（第十条第四項に規定する中小企業者に該当する個人に限る。）のうち同法第三条第一項に規定する経営改善措置に関する計画（以下この項において「経営改善計画」という。）について同条第一項の承認を受けたものが、平成二十四年四月一日から平成二十六年三月三十一日までの間に、当該承認に係る経営改善計画（同法第四条第一項の規定による変更の承認があつたときは、その変更後のもの）に記載された機械及び装置（同法第二条第二項に規定する特定農産加工業（以下この項において「特定農産加工業」という。）に属する事業において同条第一項に規定する農産加工品を生産する設備で政令で定める規模のものに限る。以下この項及び第三項において「特定農産加工品生産設備」という。）でその製作の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は特定農産加工品生産設備を製作して、これを当該個人の特定農産加工業に属する事業の用に供した場合（所有権移転外リース取引により取得した当該特定農産加工品生産設備をその事業の用に供した場合を除く。）には、その事業の用に供した日の属する年における当該個人の事業所得の金額の計算上、当該特定農産加工品生産設備の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該特定農産加工品生産設備について同項の規定により計算した償却費の額とその取得価額の百分の三十に相当する金額との合計額以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該特定農産加工品生産設備の償却費として同項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。

第十一条の四を第十一条の三とする。

第十九条第一号中「第十条の五」を「第十条の四」に改める。

第二十条の二の前の見出し及び同条を削る。

第二十条の三第五項中「第二十条第五項」を「前条第五項」に改め、同条第六項中「第二十条第六項」を「前条第六項」に改め、同条を第二十条の二とし、同条に見出しとして「（特定災害防止準備金）」を付する。

第二十条の四の見出しを「（特定船舶に係る特別修繕準備金）」に改め、同条第一項中「次の各号に掲げる固定資産（非居住者の事業の用に供する第二号から第四号までに掲げる固定資産については、当該非居住者の国内において行う事業の用に供するものに限る。）について行う修繕（次の各号に掲げる固定資産の区分に応じ当該各号に定める修繕に限る。」を「船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第五条第一項第一号の規定による定期検査（以下この項において「定期検査」という。）を受けなければならない船舶（総ト

ン数が五トン未満のものを除く。以下この条において「特定船舶」という。）について行う定期検査を受けるための修繕（に、「当該固定資産」を「当該特定船舶」に改め、同項各号を削り、同条第二項第一号中「固定資産」を「特定船舶」に改め、同項第二号中「その事業の用に供する同項第一号に掲げる船舶（以下この号において「特定船舶」という。）」を「同項の特定船舶」に改め、同項第三号中「又は築造」を削り、「固定資産」を「特定船舶」に、「他の資産」を「他の船舶」に改め、同条第三項中「固定資産」を「特定船舶」に、「準備金設定資産」を「準備金設定特定船舶」に改め、同条第四項及び第五項第一号から第三号までの規定中「準備金設定資産」を「準備金設定特定船舶」に改め、同条を第二十条の三とする。

第二十二条第一項中「鉱業法」の下に「（昭和二十五年法律第二百八十九号）」を加える。

第二十五条の二第五項後段を削る。

第二十八条の四第五項第一号中「第三十四号の四」を「第三十四号の六」に改める。

第二十九条の二第五項及び第六項中「第八項」を「以下この条」に改め、同条第八項中「又はその者」を「その者」に、「検査する」を「検査し、又は当該物件（その写しを含む。）の提示若しくは提出を求める」に改め、同条第十項中「第八項」の下に「及び第九項」を加え、「質問又は検査」を「当該職員」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第八項中「前項」を「第八項」に、「又は検査」を「、検査又は提示若しくは提出の要求」に改め、同項を同条第十項とし、同条第七項の次に次の一項を加える。

8　国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、特定外国新株予約権の付与に関する調書又は特定外国株式の異動状況に関する調書の提出に関する調査について必要があるときは、当該調査において提出された物件を留め置くことができる。

第二十九条の三に次の一項を加える。

11　前項に定めるもののほか、第八項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第三十一条第三項第一号及び第三十七条の十第六項第一号中「第三十四号の四」を「第三十四号の六」に改める。

第三十七条の十一の三第十一項中「又はその者」を「その者」に、「検査する」を「検査し、又は当該物件（その写しを含む。）の提示若しくは提出を求める」に改め、同条第十三項中「第十一項」の下に「及び第十二項」を加え、「質問又は検査」を「当該職員」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十二項中「前項」を「第十一項」に、「又は検査」を「、検査又は提示若しくは提出の要求」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十一項の次に次の一項を加える。

12　国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、第七項の報告書の提出に関する調査について必要があるときは、当該調査において提出された物件を留め置くことができる。

第三十七条の十一の三に次の一項を加える。

15　前項に定めるもののほか、第十二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第三十七条の十四第十七項中「又はその者」を「その者」に、「検査する」を「検査し、又は当該物件（その写しを含む。）の提示若しくは提出を求める」に改め、同条第十八項中「第十七項」を「第十九項」に、「又は検査」を「、検査又は提示若しくは提出の要求」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第十七項の次に次の一項を加える。

18　国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、第十五項の報告書の提出に関する調査について必要があるときは、当該調査において提出された物件を留め置くことができる。

第三十七条の十四に次の一項を加える。

21　前項に定めるもののほか、第十八項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第三十九条第四項中「第三十二条」を「第三十二条第一項」に、「同項」を「第一項」に改める。

第四十条の四第一項及び第四十条の七第一項中「第二条第二項第十九号」を「第二条第二項第十八号」に改める。

第四十一条の五第十二項第一号及び第四十一条の五の二第十二項第一号中「第三十四号の四」を「第三十四号の六」に改める。

第四十一条の十二第二十一項中「第二十三項及び第二十四項」を「以下この条」に改め、同条第二十二項中「次項及び第二十四項」を「以下この条」に改め、同条第二十四項中「又はその者」を「その者」に、「検査する」を「検査し、又は当該物件（その写しを含む。）の提示若しくは提出を求める」に改め、同条第二十六項中「第二十四項」の下に「及び第二十五項」を加え、「質問又は検査」を「当該職員」に改め、同項を同条第二十七項とし、同条第二十五項中「前項」を「第二十四項」に、「又は検査」を「、検査又は提示若しくは提出の要求」に改め、同項を同条第二十六項とし、同条第二十四項の次に次の一項を加える。

25　国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、特定振替国債等の譲渡対価の支払調書又は特定振替国債等の償還金等の支払調書の提出に関する調査について必要があるときは、当該調査において提出された物件を留め置くことができる。

第四十一条の十二に次の一項を加える。

28　前項に定めるもののほか、第二十五項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第四十一条の十四第二項第一号中「第三十四号の四」を「第三十四号の六」に改める。

第四十一条の十六第一項中「第二条第一項第三十四号の四」を「第二条第一項第三十四号の五」に、「同項の」を「同項第三号に定める」に改め、同条第二項の表第百九十条第二号八の項の中欄中「の規定」を「」の規定」に改め、同項の下欄中「並びに」を「」並びに」に改める。

第四十一条の十九の五第二項後段を削る。

第四十二条の二の二第三項中「第九条の四の二第三項から第五項まで、第二十九条の二第八項から第十項まで、第二十九条の三第七項から第九項まで、第三十七条の十一の三第十一項から第十三項まで、第三十七条の十四第十七項から第十九項まで、第四十一条の十二第二十四項から第二十六項まで」を「第九条の四の二第三項から第七項まで、第二十九条の三第八項から第十二項まで、第三十七条の十一の三第十一項から第十五項まで、第三十七条の十四第十七項から第二十一項まで、第四十一条の十二第二十四項から第二十八項まで」に改める。

第四十二条の三第四項第六号中「検査に関し偽りの記載又は記録をした帳簿書類を提示した」を「物件の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに応じず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件（その写しを含む。）を提示し、若しくは提出した」に改める。

第四十二条の三の二第一項中「平成二十一年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの間に終了する」を「平成二十四年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの間に開始する」に改め、同項の表中「百分の二十二」を「百分の十九」に、「百分の十八」を「百分の十五」に改め、同条第二項中「平成二十一年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの間に終了する」を「平成二十四年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの間に開始する」に、「百分の二十二」を「百分の十九」に、「百分の二十六」を「百分の二十二」に、「百分の十八」を「百分の十五」に改める。

第四十二条の四第一項中「、第四十二条の五の二第二項、第三項及び第五項」及び「、第四十二条の七第二項、第三項、第五項及び第七項」を削り、同条第十一項中「、第四十二条の五の二第五項」及び「、第四十二条の七第七項」を削り、同条第十四項中「確定申告書等」の下に「、修正申告書又は更正請求書」を、「規定による」の下に「控除の対象となる試験研究費の額及び特別試験研究費の額」を加え、「の申告の記載があり、かつ、」を「並びに」に、「明細書」を「明細を記載した書類」に、「申告に係るその控除を受けるべき」を「確定申告書等に添付された書類に記載された試験研究費の額及び特別試験研究費の額を基礎として計算した」に改め、同条第十五項中「確定申告書等」の下に「、修正申告書又は更正請求書」を、「規定による」の下に「控除の対象となる繰越税額控除限度超過額又は繰越中小企業者等税額控除限度超過額、」を加え、「の申告の記載」を削り、「関する明細書」を「関する明細を記載した書類」に改め、同項後段を削る。

第四十二条の四の二第十項中「又は第六項」を「又は同条第六項」に改め、「確定申告書等」の下に「、修正申告書又は更正請求書」を、「規定による」の下に「控除の対象となる平成二十一年度分繰越税額控除限度超過額若しくは平成二十二年度分繰越税額控除限度超過額又は平成二十一年度分繰越中小企業者等税額控除限度超過額若しくは平成二十二年度分繰越中小企業者等税額控除限度超過額、」を加え、「の申告の記載」を「関する明細書」を「関する明細を記載した書類」に改め、同項後段を削る。

第四十二条の五を削る。

第四十二条の五の二第一項中「の償却限度額」を「に係る償却費として損金の額に算入する金額の限度額（以下この節において「償却限度額」という。）」に改め、「普通償却限度額」の下に「（同条第一項に規定する償却限度額又は同条第二項に規定する償却限度額に相当する金額をいう。以下この節において同じ。）」を加え、同条第二項中「、前条第二項、第三項及び第五項」、「、第四十二条の七第二項、第三項、第五項及び第七項」及び「（前条第二項の規定により当該供用年度の所得に対する法人税の額から控除される金額がある場合には、当該金額を控除した残額）」を削り、同条第三項中「又は前条第二項若しくは第三項の規定により当該事業年度の所得に対する法人税の額から控除される金額がある場合には、これらの」を「には、当該」に改め、同条第四項中「第六十八条の十の二第二項」を「第六十八条の十第二項」に改め、同条第五項中「第六十八条の十の二第二項」を「第六十八条の十の二第七項」に、「第四十二条の四の二第七項」を「前条第七項」に改め、「、前条第五項」及び「、第四十二条の七第七項」を削り、同条第六項中「所有権移転外リース取引」の下に「（法人税法第六十四条の二第三項に規定するリース取引のうち所有権が移転しないものとして政令で定めるものをいう。以下この章において同じ。）」を加え、同条第八項中「確定申告書等」の下に「、修正申告書又は更正請求書」を、「規定による」の下に「控除の対象となるエネルギー環境負荷低減推進設備等の取得価額、」を加え、「の申告の記載があり、かつ、」を「及び」に、「明細書」を「明細を記載した書類」に、「申告に係るその控除を受けるべき」を「確定申告書等に添付された書類に記載されたエネルギー環境負荷低減推進設備等の取得価額を基礎として計算した」に改め、同条第九項中「第六十八条の十の二第二項」を「第六十八条の十第二項」に、「第六十八条の十の二第三項」を「第六十八条の十第三項」に改め、「確定申告書等」の下に「、修正申告書又は更正請求書」を、「規定による」の下に「控除の対象となる同項に規定する繰越税額控除限度超過額、」を加え、「の申告の記載」を削り、「関する明細書」を「関する明細を記載した書類」に改め、同項後段を削り、同条第十項中「第四十二条の五の二第二項」を「第四十二条の五第二項」に改め、同条第十一項中「第四十二条の五の二第五項」を「第四十二条の五第五項」に改め、同条を第四十二条の五とする。

第四十二条の六第二項中「、第四十二条の五第二項、第三項、第五項及び第七項」を「、次条第二項、第三項、第五項及び第七項」に、「第四十二条の五第五項」を「次条第七項」に改め、同条第八項中「確定申告書

等」の下に「、修正申告書又は更正請求書」を、「規定による」の下に「控除の対象となる特定機械装置等の取得価額、」を加え、「の申告の記載があり、かつ、」を「及び」に、「明細書」を「明細を記載した書類」に、「申告に係るその控除を受けるべき」を「確定申告書等に添付された書類に記載された特定機械装置等の取得価額を基礎として計算した」に改め、同条第九項中「確定申告書等」の下に「、修正申告書又は更正請求書」を、「規定による」の下に「控除の対象となる同項に規定する繰越税額控除限度超過額、」を加え、「の申告の記載」を削り、「関する明細書」を「関する明細を記載した書類」に改め、同項後段を削る。

第四十二条の七及び第四十二条の八を次のように改める。

第四十二条の七及び第四十二条の八　削除

第四十二条の九第一項中「、第四十二条の五の二第二項、第三項及び第五項」及び「、第四十二条の七第二項、第三項、第五項及び第七項」を削り、同条第四項中「、第四十二条の五の二第五項」及び「、第四十二条の七第七項」を削り、同条第五項中「確定申告書等」の下に「、修正申告書又は更正請求書」を、「規定による」の下に「控除の対象となる工業用機械等の取得価額、」を加え、「の申告の記載があり、かつ、」を「及び」に、「明細書」を「明細を記載した書類」に、「申告に係るその控除を受けるべき」を「確定申告書等に添付された書類に記載された工業用機械等の取得価額を基礎として計算した」に改め、同条第六項中「確定申告書等」の下に「、修正申告書又は更正請求書」を、「規定による」の下に「控除の対象となる同項に規定する繰越税額控除限度超過額、」を加え、「の申告の記載」を削り、「関する明細書」を「関する明細を記載した書類」に改め、同項後段を削る。

第四十二条の十第二項中「、第四十二条の五の二第二項、第三項及び第五項」及び「、第四十二条の七第二項、第三項、第五項及び第七項」を削り、同条第五項中「、第四十二条の五の二第五項」及び「、第四十二条の七第七項」を削り、同条第八項中「確定申告書等」の下に「、修正申告書又は更正請求書」を、「規定による」の下に「控除の対象となる経営革新設備等の取得価額、」を加え、「の申告の記載があり、かつ、」を「及び」に、「明細書」を「明細を記載した書類」に、「申告に係るその控除を受けるべき」を「確定申告書等に添付された書類に記載された経営革新設備等の取得価額を基礎として計算した」に改め、同条第九項中「確定申告書等」の下に「、修正申告書又は更正請求書」を、「規定による」の下に「控除の対象となる同項に規定する繰越税額控除限度超過額、」を加え、「の申告の記載」を削り、「関する明細書」を「関する明細を記載した書類」に改め、同項後段を削る。

第四十二条の十一第二項中「、第四十二条の五の二第二項、第三項及び第五項」及び「、第四十二条の七第二項、第三項、第五項及び第七項」を削り、同条第五項中「、第四十二条の五の二第五項」及び「、第四十二条の七第七項」を削り、同条第八項中「確定申告書等」の下に「、修正申告書又は更正請求書」を、「規定による」の下に「控除の対象となる特定機械装置等の取得価額、」を加え、「の申告の記載があり、かつ、」を「及び」に、「明細書」を「明細を記載した書類」に、「申告に係るその控除を受けるべき」を「確定申告書等に添付された書類に記載された特定機械装置等の取得価額を基礎として計算した」に改め、同条第九項中「確定申告書等」の下に「、修正申告書又は更正請求書」を、「規定による」の下に「控除の対象となる同項に規定する繰越税額控除限度超過額、」を加え、「の申告の記載」を削り、「関する明細書」を「関する明細を記載した書類」に改め、同項後段を削る。

第四十二条の十二第一項中「、第四十二条の五の二第二項、第三項及び第五項」及び「、第四十二条の七第二項、第三項、第五項及び第七項」を削り、同条第四項中「確定申告書等」の下に「、修正申告書又は更正請求書」を、「規定による」の下に「控除の対象となる基準雇用者数、」を加え、「の申告の記載があり、かつ、」を「及び」に、「明細書」を「明細を記載した書類」に、「申告に係るその控除を受けるべき」を「確定申告書等に添付された書類に記載された基準雇用者数を基礎として計算した」に改める。

第四十二条の十三第一項中「、第四十二条の五の二第二項、第三項及び第五項」及び「、第四十二条の七第二項、第三項、第五項及び第七項」を削り、同項第五号を削り、同項第六号を同項第五号とし、同項第七号を削り、同項第八号を同項第六号とし、同項第九号から第十一号までを二号ずつ繰り上げ、同条第二項中「、第四十二条の五の二第三項」及び「、第四十二条の七第三項」を削り、同条第三項中「、第四十二条の五の二第四項」及び「、第四十二条の七第四項」を削り、同条第五項中「確定申告書等」の下に「、修正申告書又は更正請求書」を、「規定による」の下に「控除の対象となる法人税額超過額、」を加え、「の申告の記載」を削り、「関する明細書」を「関する明細を記載した書類」に改める。

第四十四条第一項中「平成二十四年三月三十一日までの間」を「平成二十六年三月三十一日までの期間（以下この項において「指定期間」という。）内」に改め、「事業をいう」の下に「。以下この項において同じ」を、「取得価額」の下に「（当該事業年度の指定期間内にその用に供した当該法人の営む指定集積事業ごとに区分した集積産業用資産の取得価額の合計額が当該指定集積事業ごとに政令で定める金額を超える場合には、当該政令で定める金額に当該集積産業用資産の取得価額が当該合計額のうちに占める割合を乗じて計算した金額）」を加える。

第四十四条の二を次のように改める。

第四十四条の二　削除

第四十四条の三第一項中「生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律」の下に「（昭和三十二年法律第百六十四号）」を加える。

第四十四条の四の見出しを「（特定農産加工品生産設備等の特別償却）」に改め、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「限る」を「限り、前項の規定の適用を受けるものを除く」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

青色申告書を提出する法人で特定農産加工業経営改善臨時措置法第二条第二項に規定する特定農産加工業者に該当するもの（第四十

二条の四第六項に規定する中小企業者又は農業協同組合等に限る。）のうち同法第三条第一項に規定する経営改善措置に関する計画（以下この項において「経営改善計画」という。）について同条第一項の承認を受けたものが、平成二十四年四月一日から平成二十六年三月三十一日までの間に、当該承認に係る経営改善計画（同法第四条第一項の規定による変更の承認があつたときは、その変更後のもの）に記載された機械及び装置（同法第二条第二項に規定する特定農産加工業（以下この項において「特定農産加工業」という。）に属する事業において同条第一項に規定する農産加工品を生産する設備で政令で定める規模のものに限る。以下この項において「特定農産加工品生産設備」という。）でその製作の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は特定農産加工品生産設備を製作して、これを当該法人の特定農産加工業に属する事業の用に供した場合（所有権移転外リース取引により取得した当該特定農産加工品生産設備をその用に供した場合を除く。）には、その用に供した日を含む事業年度の当該特定農産加工品生産設備の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該特定農産加工品生産設備の普通償却限度額と特別償却限度額（当該特定農産加工品生産設備の取得価額の百分の三十に相当する金額をいう。）との合計額とする。

第五十二条の二第一項中「、第四十二条の五の二第一項」及び「、第四十二条の七第一項」を削り、「若しくは第四十三条から」を「、第四十三条から第四十四条まで若しくは第四十四条の三から」に改める。

第五十三条第一項第二号中「第四十二条の五から第四十二条の七まで」を「第四十二条の五、第四十二条の六」に、「又は第四十三条から」を「、第四十三条から第四十四条まで又は第四十四条の三から」に改める。

第五十五条の六の前の見出し及び同条を削る。

第五十五条の七第六項中「第五十五条の五第六項」を「前条第六項」に改め、同条を第五十五条の六とし、同条に見出しとして「（特定災害防止準備金）」を付する。

第五十七条の八の見出しを「（特定船舶に係る特別修繕準備金）」に改め、同条第一項中「次の各号に掲げる固定資産（外国法人の事業の用に供する第二号から第四号までに掲げる固定資産にあつては当該外国法人の国内において行う事業の用に供するものに限るものとし、」を「船舶安全法第五条第一項第一号の規定による定期検査（以下この項において「定期検査」という。）を受けなければならない船舶（総トン数が五トン未満のもの及び」に、「除く。）について行う修繕（次の各号に掲げる固定資産の区分に応じ当該各号に定める修繕に限る。」を「除く。以下この条において「特定船舶」という。）について行う定期検査を受けるための修繕（」に、「当該固定資産」を「当該特定船舶」に改め、同項各号を削り、同条第二項第一号中「固定資産」を「特定船舶」に改め、同項第二号中「その事業の用に供する同項第一号に掲げる船舶（以下この号において「特定船舶」という。）」を「同項の特定船舶」に改め、同項第三号中「又は築造」を削り、「固定資産」を「特定船舶」に、「他の資産」を「他の船舶」に改め、同条第三項中「固定資産」を「特定船舶」に、「準備金設定資産」を「準備金設定特定船舶」に改め、同条第四項中「準備金設定資産」を「準備金設定特定船舶」に改め、同項第一号から第三号までの規定中「準備金設定資産」を「準備金設定特定船舶」に改め、同条第十項中「第一項の固定資産」を「特定船舶」に、「当該固定資産」を「当該特定船舶」に改め、同条第十二項中「準備金設定資産」を「準備金設定特定船舶」に改め、同条第十三項から第十六項までの規定中「固定資産」を「特定船舶」に改める。

第五十七条の十第一項中「法人（法人税法第二条第九号に規定する普通法人のうち各事業年度終了の時において資本金の額又は出資金の額が一億円を超えるもの及び同法第六十六条第六項第二号又は第三号に掲げる法人に該当するもの並びに」を「法人で各事業年度終了の時において法人税法第五十二条第一項第一号イからハまでに掲げる法人に該当するもの（」に、「法人税法第五十二条第二項」を「同条第二項」に改め、同条第三項中「第二条第六号に規定する公益法人等又は同条第七号に規定する協同組合等」を「第五十二条第一項第一号ロに掲げる法人」に、「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に、「同法第五十二条第二項」を「同条第二項」に、「百分の百十六」を「百分の百十二」に改める。

第三章第四節を削る。

第三章第三節の五中第六十条の三を第六十一条とする。

第三章中第四節の二を第四節とし、第四節の三を第四節の二とする。

第六十二条第一項中「、第四十二条の五の二第五項」及び「、第四十二条の七第七項」を削り、同条第六項第二号中「第四十二条の五から第四十二条の七まで」を「第四十二条の五、第四十二条の六」に改め、「、第四十二条の七第二項」を削り、同条第八項中「関して法人税法第百五十三条（同法第百五十五条において準用する場合を含む。）」を「関して、国税通則法第七十四条の二（第一項第二号に係る部分に限る。）」に、「質問又は検査」を「質問、検査又は提示若しくは提出の要求」に改める。

第六十二条の三第一項及び第八項中「、第四十二条の五の二第五項」及び「、第四十二条の七第七項」を削り、同条第十項中「同法第二条第三十六号に規定する」を削り、同条第十一項第二号中「第四十二条の五から第四十二条の七まで」を「第四十二条の五、第四十二条の六」に改め、「、第四十二条の五の二第二項」及び「、第四十二条の七第二項」を削る。

第六十三条第一項中「、第四十二条の五の二第五項」及び「、第四十二条の七第七項」を削る。

第六十六条の四第六項中「更正（第十五項」を「更正（以下この条」に、「同条第四十号」を「同法

第二条第四十号」に、「決定（第十五項」を「決定（第十七項」に改め、同条第七項中「この項、次項及び第十一項第二号」を「この条」に改め、同条第八項中「又は当該」を「当該」に、「検査する」を「検査し、又は当該帳簿書類（その写しを含む。）の提示若しくは提出を求める」に改め、同条第十九項中「第六項まで」の下に「及び第九項」を加え、同項を同条第二十二項とし、同条第十八項を同条第二十一項とし、同条第十七項を同条第十九項とし、同項の次に次の一項を加える。

20　第十七項の規定により読み替えて適用される国税通則法第七十条第三項の規定による更正又は賦課決定により納付すべき法人税に係る同法第七十二条第一項の規定の適用については、同項中「第七十条第三項」とあるのは、「租税特別措置法第六十六条の四第十七項（国外関連者との取引に係る課税の特例）の規定により読み替えて適用される第七十条第三項」とする。

第六十六条の四第十六項中「法定納期限」の下に「（同法第七十条第三項の規定による更正又は賦課決定に係るものを除く。）」を加え、同項を同条第十八項とし、同条第十五項中「賦課決定（以下この項」を「賦課決定（以下この条」に改め、「から第四項まで（同条第二項第二号及び第三号に掲げる更正（同項に規定する純損失等の金額に係るものに限る。）に係る部分を除く。）」を削り、「同条第五項及び」を「同条第三項及び第四項並びに」に、「同法第七十条第五項中「前各項」を「同法第七十条第三項中「前二項の規定により」とあるのは「前二項及び租税特別措置法第六十六条の四第十七項（国外関連者との取引に係る課税の特例）の規定により」と、「、前二項」とあるのは「、前二項及び同法第六十六条の四第十七項」と、同条第四項中「第一項又は前項」に、「前各項及び」を「第一項、前項又は」に、「第六十六条の四第十五項（国外関連者との取引に係る課税の特例）」と、同法」を「第六十六条の四第十七項」と、同法」に、「前条及び租税特別措置法第六十六条の四第十五項」を「前条及び租税特別措置法第六十六条の四第十七項」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十四項を同条第十五項とし、同項の次に次の一項を加える。

16　法人が当該法人に係る国外関連者との間で行つた取引につき第一項の規定の適用があつた場合において、同項の規定の適用に関し国税通則法第二十三条第一項第一号又は第三号に掲げる事由が生じたときの同項（第二号を除く。）の規定の適用については、同項中「五年」とあるのは、「六年」とする。

第六十六条の四第十三項を同条第十四項とし、同条第十二項を同条第十三項とし、同条第十一項第二号を次のように改める。

二　第八項の規定による帳簿書類の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに応じず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類（その写しを含む。）を提示し、若しくは提出した者

第六十六条の四第十一項を同条第十二項とし、同条第十項中「又は検査」を「、検査又は提示若しくは提出の要求」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第九項中「前項」を「前二項」に、「質問又は検査」を「当該職員」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項の次に次の一項を加える。

9　国税庁の当該職員又は法人の納税地の所轄税務署若しくは所轄国税局の当該職員は、法人の国外関連取引に係る第一項に規定する独立企業間価格を算定するために必要があるときは、前項の規定に基づき提出された帳簿書類（その写しを含む。）を留め置くことができる。

第六十六条の四の二第一項中「前条第十五項第一号」を「前条第十七項第一号」に改める。

第六十七条の二第一項中「百分の二十二」を「百分の十九」に改める。

第六十七条の十四第二項の表第二十三条の二第一項の項の次に次のように加える。

第五十二条第一項第一号イ	普通法人	普通法人（特定目的会社を除く。）
第五十七条第一項ただし書	所得の金額の百分の八十	所得の金額の百分の八十（租税特別措置法第六十七条の十四第一項第一号（特定目的会社に係る課税の特例）に掲げる要件を満たす特定目的会社にあつては、当該所得の金額の百分の百）
第五十七条第十一項第一号	普通法人	普通法人（特定目的会社を除く。）
第五十八条第一項ただし書	所得の金額の百分の八十	所得の金額の百分の八十（租税特別措置法第六十七条の十四第一項第一号（特定目的会社に係る課税の特例）に掲げる要件を満たす特定目的会社にあつては、当該所得の金額の百分の百）
第五十八条第六項第一号	普通法人	普通法人（特定目的会社を除く。）

第六十七条の十五第三項の表第二十三条の二第一項の項の次に次のように加える。

第五十二条第一項第一号イ	普通法人	普通法人（投資法人を除く。）

第五十七条第一項ただし書	所得の金額の百分の八十	所得の金額の百分の八十（租税特別措置法第六十七条の十五第一項第一号（投資法人に係る課税の特例）に掲げる要件を満たす投資法人にあつては、当該所得の金額の百分の百）
第五十七条第十一項第一号	普通法人	普通法人（投資法人を除く。）
第五十八条第一項ただし書	所得の金額の百分の八十	所得の金額の百分の八十（租税特別措置法第六十七条の十五第一項第一号（投資法人に係る課税の特例）に掲げる要件を満たす投資法人にあつては、当該所得の金額の百分の百）
第五十八条第六項第一号	普通法人	普通法人（投資法人を除く。）

第六十七条の十六第二項中「第二条第二項第十九号」を「第二条第二項第十八号」に改める。

第六十八条第一項中「すべて」を「全て」に、「百分の二十二」を「百分の十九」に、「百分の二十六」を「百分の二十二」に改める。

第六十八条の三の二第一項各号中「すべて」を「全て」に改め、同条第二項中「にそれぞれ読み替えるもの」を削り、同項の表第二十三条第一項の項中「掲げる特定目的信託」の下に「（以下「特定目的信託」という。）」を加え、「次条第一項及び第六十九条第一項において「特定目的信託に係る受託法人」」を「以下「受託法人」」に改め、同表第二十三条の二第一項の項の次に次のように加える。

第五十七条第一項ただし書	所得の金額の百分の八十	所得の金額の百分の八十（租税特別措置法第六十八条の三の二第一項第一号（特定目的信託に係る受託法人の課税の特例）に掲げる要件を満たす特定目的信託に係る受託法人にあつては、当該所得の金額の百分の百）
第五十七条第十一項第一号	普通法人	普通法人（特定目的信託に係る受託法人を除く。）
第五十七条第一項ただし書	所得の金額の百分の八十	所得の金額の百分の八十（租税特別措置法第六十八条の三の二第一項第一号（特定目的信託に係る受託法人の課税の特例）に掲げる要件を満たす特定目的信託に係る受託法人にあつては、当該所得の金額の百分の百）
第五十八条第六項第一号	普通法人	普通法人（特定目的信託に係る受託法人を除く。）

第六十八条の三の三第一項各号中「すべて」を「全て」に改め、同条第二項中「にそれぞれ読み替えるもの」を削り、同項の表第二十三条第一項の項中「第六十八条の三の三第一項」を「第六十八条の三の三第一項第一号ロ及びハ」に、「規定する特定投資信託（同項第一号ロ又はハに掲げる要件を満たすものに限る。）」を「掲げる要件を満たす特定投資信託（同項に規定する特定投資信託をいう。以下同じ。）」に改め、「規定する受託法人」の下に「（以下「受託法人」という。）」を加え、同表第二十三条の二第一項の項中「租税特別措置法第六十八条の三の三第一項（特定投資信託に係る受託法人の課税の特例）に規定する」、「第四条の七（受託法人等に関するこの法律の適用）に規定する」及び「（第六十九条第一項において「特定投資信託に係る受託法人」という。）」を削り、同項の次に次のように加える。

第五十七条第一項ただし書	所得の金額の百分の八十	所得の金額の百分の八十（租税特別措置法第六十八条の三の三第一項第一号（特定投資信託に係る受託法人の課税の特例）に掲げる要件を満たす特定投資信託に係る受託法人にあつては、当該所得の金額の百分の百）
第五十七条第十一項第一号	普通法人	普通法人（特定投資信託に係る受託法人を除く。）

第五十八条第一項ただし書	所得の金額の百分の八十	所得の金額の百分の八十（租税特別措置法第六十八条の三の三第一項第一号（特定投資信託に係る受託法人の課税の特例）に掲げる要件を満たす特定投資信託に係る受託法人にあつては、当該所得の金額の百分の百）
第五十八条第六項第一号	普通法人	普通法人（特定投資信託に係る受託法人を除く。）

第六十八条の三の四第二項中「、第四十二条の五の二第三項」及び「、第四十二条の七第三項」を削る。

第六十八条の八第一項中「平成二十一年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの間に終了する」を「平成二十四年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの間に開始する」に改め、同項の表の第一号中「百分の二十二」を「百分の十九」に、「百分の十八」を「百分の十五」に改め、同表の第二号及び第三号中「百分の二十三」を「百分の二十」に、「百分の十九」を「百分の十六」に改め、同条第二項中「平成二十一年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの間に終了する」を「平成二十四年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの間に開始する」に、「百分の二十三」を「百分の二十」に、「百分の二十六」を「百分の二十二」に、「百分の十九」を「百分の十六」に改める。

第六十八条の九第一項中「、第六十八条の十の二第二項、第三項及び第五項」及び「、第六十八条の十二第二項、第三項、第五項及び第七項」を削り、同条第十一項中「、第六十八条の十の二第五項」及び「、第六十八条の十二第七項」を削り、同条第十四項中「連結確定申告書等」の下に「、修正申告書又は更正請求書」を、「規定による」の下に「控除の対象となる試験研究費の額及び特別試験研究費の額」を加え、「の申告の記載があり、かつ、」を「並びに」に、「明細書」を「明細を記載した書類」に、「申告に係るその控除を受けるべき」を「連結確定申告書等に添付された書類に記載された試験研究費の額及び特別試験研究費の額を基礎として計算した」に改め、同条第十五項中「連結確定申告書等」の下に「、修正申告書又は更正請求書」を、「規定による」の下に「控除の対象となる連結繰越税額控除限度超過額又は繰越中小連結法人税額控除限度超過額、」を加え、「の申告の記載」を削り、「関する明細書」を「関する明細を記載した書類」に改め、同項後段を削る。

第六十八条の九の二第十項中「又は第六項」を「又は同条第六項」に改め、「連結確定申告書等」の下に「、修正申告書又は更正請求書」を、「規定による」の下に「控除の対象となる平成二十一年度分連結繰越税額控除限度超過額若しくは平成二十二年度分連結繰越税額控除限度超過額又は平成二十一年度分繰越中小連結法人税額控除限度超過額若しくは平成二十二年度分繰越中小連結法人税額控除限度超過額、」を加え、「の申告の記載」を削り、「関する明細書」を「関する明細を記載した書類」に改め、同項後段を削る。

第六十八条の十の二第一項中「の償却限度額」を「に係る償却費として損金の額に算入する金額の限度額（以下この節において「償却限度額」という。）」に改め、「普通償却限度額」の下に「（同法第八十一条の二第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十一条第一項に規定する償却限度額又は同条第二項に規定する償却限度額に相当する金額をいう。以下この節において同じ。）」を加え、同条第二項中「、前条第二項、第三項及び第五項」、「、第六十八条の十二第二項、第三項、第五項及び第七項」、「（前条第二項の規定により当該供用年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除される金額がある場合には、当該金額を控除した残額）」及び「（前条第二項の規定により当該供用年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除される金額のうち当該中小連結親法人又はその中小連結子法人に帰せられる金額がある場合には、当該金額を控除した残額）」を削り、同条第三項中「又は前条第二項若しくは第三項の規定により当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除される金額がある場合には、これらの」を「には、当該」に、「前項の規定により当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除される金額のうち当該連結親法人若しくはその連結子法人に帰せられる金額がある場合又は同条第二項若しくは第三項の規定により当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除される金額のうち当該連結親法人若しくはその連結子法人に帰せられる金額がある場合には、これらの」を「同項の規定により当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除される金額のうち当該連結親法人又はその連結子法人に帰せられる金額がある場合には、当該」に改め、同条第四項中「第四十二条の五の二第二項」を「第四十二条の五第二項」に改め、同条第五項中「第六十八条の九の二第七項」を「前条第七項」に改め、「、前条第五項」及び「、第六十八条の十二第七項」を削り、同条第九項中「連結確定申告書等」の下に「、修正申告書又は更正請求書」を、「規定による」の下に「控除の対象となるエネルギー環境負荷低減推進設備等の取得価額、」を加え、「の申告の記載があり、かつ、」を「及び」に、「明細書」を「明細を記載した書類」に、「申告に係るその控除を受けるべき」を「連結確定申告書等に添付された書類に記載されたエネルギー環境負荷低減推進設備等の取得価額を基礎として計算した」に改め、同条第十項中「第四十二条の五の二第二項」を「第四十二条の五第二項」に、「第四十二条の五の二第三項」を「第四十二条の五第三項」に改め、「連結確定申告書等」の下に「、修正申告書又は更正請求書」を、「規定による」の下に「控除の対象となる同項に規定する繰越税額控除限度超過額、」を加え、「の申告の記載」を削り、「関する明細書」を「関する明細を記載した書類」に改め、同

項後段を削り、同条第十一項中「第六十八条の十の二第二項」を「第六十八条の十第二項」に改め、同条第十二項中「第六十八条の十の二第五項」を「第六十八条の十第五項」に改め、同条を第六十八条の十とする。

第六十八条の十一第二項中「、第六十八条の十第二項、第三項及び第五項」及び「、次条第二項、第三項、第五項及び第七項」を削り、同条第五項中「、第六十八条の十第五項」及び「、次条第七項」を削り、同条第九項中「連結確定申告書等」の下に「、修正申告書又は更正請求書」を、「規定による」の下に「控除の対象となる特定機械装置等の取得価額、」を加え、「の申告の記載があり、かつ、」を「及び」に、「明細書」を「明細を記載した書類」に、「申告に係るその控除を受けるべき」を「連結確定申告書等に添付された特定機械装置等の取得価額を基礎として計算した」に改め、同条第七項中「連結確定申告書等」の下に「、修正申告書又は更正請求書」を、「規定による」の下に「控除の対象となる同項に規定する繰越税額控除限度超過額、」を加え、「の申告の記載」を削り、「関する明細書」を「関する明細を記載した書類」に改め、同項後段を削る。

第六十八条の十二を次のように改める。

第六十八条の十二　削除

第六十八条の十三第一項中「、第六十八条の十の二第二項、第三項及び第五項」及び「、前条第二項、第三項、第五項及び第七項」を削り、同条第四項中「、第六十八条の十の二第五項」及び「、前条第七項」を削り、同条第六項中「連結確定申告書等」の下に「、修正申告書又は更正請求書」を、「規定による」の下に「控除の対象となる同項に規定する繰越税額控除限度超過額、」を加え、「の申告の記載」を削り、「関する明細書」を「関する明細を記載した書類」に改め、同項後段を削る。

第六十八条の十四第二項中「、第六十八条の十の二第二項、第三項及び第五項」及び「、第六十八条の十二第二項、第三項、第五項及び第七項」を削り、同条第五項中「、第六十八条の十の二第五項」及び「、第六十八条の十二第七項」を削り、同条第九項中「連結確定申告書等」の下に「、修正申告書又は更正請求書」を、「規定による」の下に「控除の対象となる経営革新設備等の取得価額、」を加え、「の申告の記載があり、かつ、」を「及び」に、「明細書」を「明細を記載した書類」に、「申告に係るその控除を受けるべき」を「連結確定申告書等に添付された書類に記載された経営革新設備等の取得価額を基礎として計算した」に改め、同条第十項中「連結確定申告書等」の下に「、修正申告書又は更正請求書」を、「規定による」の下に「控除の対象となる同項に規定する繰越税額控除限度超過額、」を加え、「の申告の記載」を削り、「関する明細書」を「関する明細を記載した書類」に改め、同項後段を削る。

第六十八条の十五第二項中「、第六十八条の十の二第二項、第三項及び第五項」及び「、第六十八条の十二第二項、第三項、第五項及び第七項」を削り、同条第五項中「、第六十八条の十の二第五項」及び「、第六十八条の十二第七項」を削り、同条第九項中「連結確定申告書等」の下に「、修正申告書又は更正請求書」を、「規定による」の下に「控除の対象となる特定機械装置等の取得価額、」を加え、「の申告の記載があり、かつ、」を「及び」に、「明細書」を「明細を記載した書類」に、「申告に係るその控除を受けるべき」を「連結確定申告書等に添付された書類に記載された特定機械装置等の取得価額を基礎として計算した」に改め、同条第十項中「連結確定申告書等」の下に「、修正申告書又は更正請求書」を、「規定による」の下に「控除の対象となる同項に規定する繰越税額控除限度超過額、」を加え、「の申告の記載」を削り、「関する明細書」を「関する明細を記載した書類」に改め、同項後段を削る。

第六十八条の十五の二第一項中「、第六十八条の十の二第二項、第三項及び第五項」及び「、第六十八条の十二第二項、第三項、第五項及び第七項」を削り、同条第四項中「連結確定申告書等」の下に「、修正申告書又は更正請求書」を、「規定による」の下に「控除の対象となる基準雇用者数、」を加え、「の申告の記載があり、かつ、」を「及び」に、「明細書」を「明細を記載した書類」に、「申告に係るその控除を受けるべき」を「連結確定申告書等に添付された書類に記載された基準雇用者数を基礎として計算した」に改める。

第六十八条の十五の三第一項中「、第六十八条の十の二第二項、第三項及び第五項」及び「、第六十八条の十二第二項、第三項、第五項及び第七項」を削り、同項第五号を削り、同項第六号を同項第五号とし、同項第七号を削り、同項第八号を同項第六号とし、同項第九号から第十一号までを二号ずつ繰り上げ、同条第二項中「、第六十八条の十の二第三項」及び「、第六十八条の十二第三項」を削り、同条第三項中「、第六十八条の十の二第四項」及び「、第六十八条の十二第四項」を削り、同条第五項中「連結確定申告書等」の下に「、修正申告書又は更正請求書」を、「規定による」の下に「控除の対象となる調整前連結税額超過額、」を加え、「の申告の記載」を削り、「関する明細書」を「関する明細を記載した書類」に改める。

第六十八条の二十第一項中「平成二十四年三月三十一日までの間」を「平成二十六年三月三十一日までの間（以下この項において「指定期間」という。）内」に改め、「事業をいう」の下に「。以下この項において同じ」を、「取得価額」の下に「（当該連結事業年度の指定期間内にその用に供した当該連結親法人又はその連結子法人の営む指定集積事業ごとに区分した集積産業用資産の取得価額の合計額が当該指定集積事業ごとに政令で定める金額を超える場合には、当該政令で定める金額に当該集積産業用資産の取得価額が当該合計額のうちに占める割合を乗じて計算した金額）」を加える。

第六十八条の二十一から第六十八条の二十三までを次のように改める。

第六十八条の二十一から第六十八条の二十三まで　削除

第六十八条の二十五の見出しを「（特定農産加工品生産設備等の特別償却）」に改め、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「限る」を「限り、前項の規定の適用を受けるものを除く」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、特定農産加工業経営改善臨時措置法第二条第二項に規定する特定農産加工業者に該当するもの（第六十八条の九第六項に規定する中小連結法人又は連結親法人である同項に規定する農業協同組合等に限る。）のうち同法第三条第一項に規定する経営改善措置に関する計画（以下この項において「経営改善計画」という。）について同条第一項の承認を受けたものが、平成二十四年四月一日から平成二十六年三月三十一日までの間に、当該承認に係る経営改善計画（同法第四条第一項の規定による変更の承認があつたときは、その変更後のもの）に記載された機械及び装置（同法第二条第二項に規定する特定農産加工業（以下この項において「特定農産加工業」という。）に属する事業において同条第一項に規定する農産加工品を生産する設備で政令で定める規模のものに限る。以下この項において「特定農産加工品生産設備」という。）でその製作の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は特定農産加工品生産設備を製作して、これを当該連結親法人又はその連結子法人の特定農産加工業に属する事業の用に供した場合（所有権移転外リース取引により取得した当該特定農産加工品生産設備をその用に供した場合を除く。）には、その用に供した日を含む連結事業年度の当該特定農産加工品生産設備の償却限度額は、法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該特定農産加工品生産設備の普通償却限度額と特別償却限度額（当該特定農産加工品生産設備の取得価額の百分の三十に相当する金額をいう。）との合計額とする。

第六十八条の四十第一項中「、第六十八条の十の二第一項」、「、第六十八条の十二第一項」及び「、第六十八条の二十一」を削る。

第六十八条の四十二第一項第二号中「第六十八条の十から第六十八条の十二まで」を「第六十八条の十、第六十八条の十一」に改め、「、第六十八条の二十一」を削る。

第六十八条の四十五の前の見出しを削り、同条を次のように改める。

第六十八条の四十五　削除

第六十八条の四十六に見出しとして「（特定災害防止準備金）」を付し、同条第一項から第三項まで及び第八項から第十項までの規定中「第五十五条の七第一項」を「第五十五条の六第一項」に改める。

第六十八条の五十八の見出しを「（特定船舶に係る特別修繕準備金）」に改め、同条第一項中「次の各号に掲げる固定資産（」を「船舶安全法第五条第一項第一号の規定による定期検査（以下この項において「定期検査」という。）を受けなければならない船舶（総トン数が五トン未満のもの及び」に、「除く。）について行う修繕（次の各号に掲げる固定資産の区分に応じ当該各号に定める修繕に限る。」を「除く。以下この条において「特定船舶」という。）について行う定期検査を受けるための修繕（」に、「当該固定資産」を「当該特定船舶」に改め、同項各号を削り、同条第二項第一号中「固定資産」を「特定船舶」に改め、同項第二号中「その事業の用に供する同項第一号に掲げる船舶（以下この号において「特定船舶」という。）」を「同項の特定船舶」に改め、同項第三号中「又は築造」を削り、「固定資産」を「特定船舶」に、「他の資産」を「他の船舶」に改め、同条第三項中「固定資産」を「特定船舶」に、「準備金設定資産」を「準備金設定特定船舶」に改め、同条第四項中「準備金設定資産」を「準備金設定特定船舶」に改め、同条第五項中「により準備金設定資産」を「により準備金設定特定船舶」に改め、同項第一号から第三号までの規定中「準備金設定資産」を「準備金設定特定船舶」に改め、同条第九項中「第一項の固定資産」を「特定船舶」に、「当該固定資産」を「当該特定船舶」に改め、同条第十一項中「準備金設定資産」を「準備金設定特定船舶」に改め、同条第十二項から第十五項までの規定中「固定資産」を「特定船舶」に改める。

第六十八条の五十九第一項中「連結親法人（法人税法第二条第九号に規定する普通法人である連結親法人のうち各連結事業年度終了の時において資本金の額又は出資金の額が一億円を超えるもの及び同法第六十六条第六項第二号又は第三号に掲げる法人に該当するもの並びに」を「連結親法人で各連結事業年度終了の時において法人税法第五十二条第一項第一号イからハまでに掲げる法人に該当するもの（に改め、同条第三項中「第二条第七号に規定する」を「第五十二条第一項第一号ロに掲げる」に、「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に、「百分の百十六」を「百分の百十二」に改める。

第六十八条の六十三の三第四項中「第六十条の三第一項」を「第六十一条第一項」に改める。

第六十八条の六十七第一項中「、第六十八条の十の二第五項」及び「、第六十八条の十二第七項」を削り、同条第五項第二号中「及び第六十八条の十から第六十八条の十五の三まで」を「、第六十八条の十、第六十八条の十一及び第六十八条の十三から第六十八条の十五の三まで」に改め、「、第六十八条の十の二第二項」及び「、第六十八条の十二第二項」を削り、同条第七項中「関して法人税法第百五十三条（同法第百五十五条において準用する場合を含む。）を」関して、国税通則法第七十四条の二（第一項第二号に係る部分に限る。）に、「質問又は検査」を「質問、検査又は提示若しくは提出の要求」に改める。

第六十八条の六十八第一項及び第八項中

「、第六十八条の十の二第五項」及び「、第六十八条の十二第七項」を削り、同条第十項中「同法第二条第三十六号に規定する」を削り、同条第十一項第二号中「及び第六十八条の十から第六十八条の十五の三まで」を「、第六十八条の十、第六十八条の十一及び第六十八条の十三から第六十八条の十五の三まで」に改め、「、第六十八条の十の二第二項」及び「、第六十八条の十二第二項」を削る。

第六十八条の六十九第一項中「、第六十八条の十の二第五項」及び「、第六十八条の十二第七項」を削る。

第六十八条の八十八第六項中「更正（第十六項」を「更正（以下この条」に、「同条第四十号」を「同法第二条第四十号」に、「決定（第十六項」を「決定（第十八項」に改め、同条第七項中「この項、次項及び第十一項第二号」を「この条」に改め、同条第八項中「又は当該」を「当該」に、「検査する」を「検査し、又は当該帳簿書類（その写しを含む。）の提示若しくは提出を求める」に改め、同条第二十項中「第六項まで」の下に「及び第九項」を加え、同項を同条第二十三項とし、同条第十九項を同条第二十二項とし、同条第十八項を同条第二十項とし、同項の次に次の一項を加える。

21　第十八項の規定により読み替えて適用される国税通則法第七十条第三項の規定による更正又は賦課決定により納付すべき法人税に係る同法第七十二条第一項の規定の適用については、同項中「第七十条第三項」とあるのは、「租税特別措置法第六十八条の八十八第十八項（連結法人の国外関連者との取引に係る課税の特例）の規定により読み替えて適用される第七十条第三項」とする。

第六十八条の八十八第十七項中「法定納期限」の下に「（同法第七十条第三項の規定による更正又は賦課決定に係るものを除く。）」を加え、同項を同条第十九項とし、同条第十六項中「賦課決定（以下この項」を「賦課決定（以下この条」に改め、「から第四項まで（同条第二項第二号及び第三号に掲げる更正（同項に規定する純損失等の金額に係るものに限る。）に係る部分を除く。）」を削り、「同条第五項及び」を「同条第三項及び第四項並びに」に、「同法第七十条第五項中「前各項」を「同法第七十条第三項中「前二項の規定により」とあるのは「前二項及び租税特別措置法第六十八条の八十八第十八項（連結法人の国外関連者との取引に係る課税の特例）の規定により」と、「、前二項」とあるのは「、前二項及び同法第六十八条の八十八第十八項」と、同条第四項中「第一項又は前項」に、「前各項及び」を「第一項、前項又は」に、「第六十八条の八十八第十六項（連結法人の国外関連者との取引に係る課税の特例）」と、同法」を「第六十八条の八十八第十八項」と、同法」に、「前条及び租税特別措置法第六十八条の八十八第十六項」を「前条及び租税特別措置法第六十八条の八十八第十八項」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第十五項を同条第十六項とし、同項の次に次の一項を加える。

17　連結法人が当該連結法人に係る国外関連者との間で行つた取引につき第一項の規定の適用があつた場合において、同項の規定の適用に関し国税通則法第二十三条第一項第一号又は第三号に掲げる事由が生じたときの同項（第二号を除く。）の規定の適用については、同項中「五年」とあるのは、「六年」とする。

第六十八条の八十八第十四項を同条第十五項とし、同条第十三項を同条第十四項とし、同条第十二項を同条第十三項とし、同条第十一項第二号を次のように改める。

二　第八項の規定による帳簿書類の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに応じず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類（その写しを含む。）を提示し、若しくは提出した者

第六十八条の八十八第十一項を同条第十二項とし、同条第十項中「又は検査」を「、検査又は提示若しくは提出の要求」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第九項中「前項」を「前二項」に、「質問又は検査」を「当該職員」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項の次に次の一項を加える。

9　国税庁の当該職員、連結親法人の納税地の所轄税務署若しくは所轄国税局の当該職員又は連結子法人の本店若しくは主たる事務所の所在地の所轄税務署若しくは所轄国税局の当該職員は、連結法人の国外関連取引に係る第一項に規定する独立企業間価格を算定するために必要があるときは、前項の規定に基づき提出された帳簿書類（その写しを含む。）を留め置くことができる。

第六十八条の八十八の二第一項中「前条第十六項第一号」を「前条第十八項第一号」に改める。

第六十八条の百第一項中「百分の二十三」を「百分の二十」に改める。

第六十八条の百八第一項中「すべて」を「全て」に、「百分の二十三」を「百分の二十」に、「百分の二十六」を「百分の二十二」に改める。

第六十九条の四第一項及び第二項各号中「すべて」を「全て」に改め、同条第五項中「第三十二条」を「第三十二条第一項」に改める。

第六十九条の五第一項中「第二十一条の九第三項」の下に「（第七十条の二の四第一項又は第七十条の三第一項において準用する場合を含む。次項第二号において同じ。）」を加え、「すべて」を「全て」に改め、同条第六項中「第三十二条」を「第三十二条第一項」に改める。

第七十条の二第六項第五号中「及び第二項」を「及び第三項」に、「同条第三項」を「同条第四項」に改める。

第七十条の二の二の次に次の二条を加える。

（直系尊属から贈与を受けた場合の贈与税の税率の特例）

第七十条の二の三　平成二十四年一月一日以後に直系尊属からの贈与により財産を取得した者（その年一月一日において二十歳以上の者に限る。）のその年中の当該財産に係る贈与税の額は、相続税法第二十一条の七の規定にかかわらず、前条の規定による控除後の課税価格を次の表の上欄に掲げる金額に区分してそれぞれの金額に同表の下欄に掲げる税率を乗じて計算した金額を合計した金額とする。

二百万円以下の金額	百分の十
二百万円を超え四百万円以下の金額	百分の十五
四百万円を超え六百万円以下の金額	百分の二十
六百万円を超え千万円以下の金額	百分の三十
千万円を超え千五百万円以下の金額	百分の四十
千五百万円を超え三千万円以下の金額	百分の四十五
三千万円を超え四千五百万円以下の金額	百分の五十
四千五百万円を超える金額	百分の五十五

2　その年一月一日において二十歳以上の者が、贈与により財産を取得した場合において、その年の中途において当該贈与をした者の直系卑属となつたときは、直系卑属となつた時前に当該贈与をした者からの贈与により取得した財産については、前項の規定の適用はないものとする。

3　贈与により第一項の規定の適用を受ける財産（第一号において「特例贈与財産」という。）を取得した者がその年中に贈与により同項の規定の適用を受けない財産（第二号において「一般贈与財産」という。）を取得した場合における贈与税の額は、同項及び相続税法第二十一条の七の規定にかかわらず、次に掲げる金額を合計した金額とする。

一　前条及び相続税法第二十一条の六の規定による控除後の課税価格について第一項の規定により計算した金額に特例贈与財産の価額がその年中に贈与により取得した財産の価額の合計額（贈与税の課税価格の計算の基礎に算入されるものに限り、同条の規定による控除後のものとする。次号において「合計贈与価額」という。）のうちに占める割合を乗じて計算した金額

二　前条及び相続税法第二十一条の六の規定による控除後の課税価格について同法第二十一条の七の規定により計算した金額に一般贈与財産の価額（同法第二十一条の六の規定による控除後のものとする。）が合計贈与価額のうちに占める割合を乗じて計算した金額

4　第一項又は前項の規定の適用を受ける者は、相続税法第二十八条の規定による申告書（当該申告書に係る期限後申告書及びこれらの申告書に係る修正申告書を含む。）又は国税通則法第二十三条第三項に規定する更正請求書に第一項又は前項の規定の適用を受ける旨を記載し、これらの規定による計算の明細書その他の財務省令で定める書類を添付しなければならない。この場合において、相続税法第二十八条第一項及び第二項第一号中「第二十一条の八」とあるのは、「第二十一条の八並びに租税特別措置法第七十条の二の三（直系尊属から贈与を受けた場合の贈与税の税率の特例）」とする。

5　相続税法第二十一条の九第五項に規定する相続時精算課税適用者が同項に規定する特定贈与者からの贈与により取得した財産については、同法第二十一条の十一中「第二十一条の七まで」とあるのは、「第二十一条の七まで及び租税特別措置法第七十条の二の三（直系尊属から贈与を受けた場合の贈与税の税率の特例）」とする。

6　第二項及び前二項に定めるもののほか、第一項又は第三項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（相続時精算課税適用者の特例）

第七十条の二の四　平成二十四年一月一日以後に贈与により財産を取得した者がその贈与をした者の孫（その年一月一日において二十歳以上である者に限る。）であり、かつ、その贈与をした者がその年一月一日において六十歳以上の者である場合には、その贈与により財産を取得した者については、相続税法第二十一条の九の規定を準用する。

2　その年一月一日において二十歳以上の者が同日において六十歳以上の者からの贈与により財産を取得した場合において、当該贈与により財産を取得した者がその年の中途において当該贈与をした者の孫となつたときは、孫となつた時前に当該贈与をした者からの贈与により取得した財産については、前項の規定の適用はないものとする。

3　第一項において準用する相続税法第二十一条の九第二項の届出書を提出した者が、その届出書に係る第一項の贈与をした者の孫でなくなつた場合においても、当該贈与をした者からの贈与により取得した財産については、同項において準用する同条第三項の規定の適用があるものとする。

4　第一項において準用する相続税法第二十一条の九第二項の届出書を提出した者については同条第三項の規定の適用を受ける財産を取得した同条第五項に規定する特定贈与者とそれぞれみなして、同法その他相続税又は贈与税に関する法令の規定を適用する。

5　前三項に定めるもののほか、第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第七十条の三第一項中「六十五歳」を「六十歳」に改め、同条第二項中「同法」の下に「その他相続税又は贈与税に関する法令」を加え、同条第三項第一号ロ中「推定相続人」の下に「（孫を含む。）」を加え、同条第六項第四号中「及び第二項」を「及び第三項」に、「同条第三項」を「同条第四項」に改める。

第七十条の四第三項第一号中「（第七十条の三第一項において準用する場合を含む。）」を削る。

第七十条の七第二項第五号中「第七十条の二の二」の下に「及び第七十条の二の三」を加え、同条第三項第一号中「（第七十条の三第一項において準用する場合を含む。）」を削り、同項第二号中「第二十一条の九第二項（」の下に「第七十条の二の四第一項又は」を加える。

第八十条第一項中「第六条第二項」を「（平成十

一年法律第百三十一号）第六条第二項」に、「の施行」を「（平成二十一年法律第二十九号）の施行」に改める。

第八十七条の八第四項中「、第四十八条（第一号を除く。）並びに第五十三条第一項」を「及び第四十八条（第一号を除く。）並びに国税通則法第七十四条の四第一項」に、「第九項及び第十項」を「第七十四条の八から第七十四条の十一まで及び第七十四条の十二」に、「同法第四十六条」を「酒税法第四十六条」に、「同法第五十三条第一項中「酒類製造者、酒母若しくはもろみの製造者、酒類の販売業者又は特例輸入者」とあるのは「租税特別措置法第八十七条の八第一項」を「国税通則法第七十四条の四第一項中「酒類製造者（酒税法（昭和二十八年法律第六号）第七条第一項（酒類の製造免許）に規定する酒類製造者をいう。以下この条において同じ。）、酒母（同法第三条第二十四号（その他の用語の定義）に規定する酒母をいう。以下この条において同じ。）若しくはもろみ（同法第三条第二十五号に規定するもろみをいう。以下この条において同じ。）の製造者、酒類（同法第二条第一項（酒類の定義及び種類）に規定する酒類をいう。以下この条において同じ。）の販売業者又は特例輸入者（同法第三十条の六第三項（納期限の延長）に規定する特例輸入者をいう。第四号において同じ。）」とあるのは「租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第八十七条の八第一項」に改め、同条第五項中「、第四十七条第一項及び第五十三条第一項」を「及び第四十七条第一項並びに国税通則法第七十四条の四第一項」に、「同法第四十八条」を「酒税法第四十八条」に、「同法第五十八条第一項第九号、第十号」を「酒税法第五十八条第一項第九号及び第十号」に、「及び第十三号（同法第五十三条第一項に係る部分に限る。）並びに第五十九条第一項」を「並びに国税通則法第百二十七条（第二号及び第三号中同法第七十四条の四第一項に係る部分に限る。）及び第百二十九条」に改める。

第八十八条の六中「及び地方揮発油税法」を「、地方揮発油税法及び国税通則法」に改める。

第八十八条の七第九項中「、第二十五条第二号及び第二十六条（第一項第二号及び第四号、第三項並びに第四項を除く。）並びに地方揮発油税法第十四条の二（第一項第二号及び第四号、第三項並びに第四項を除く。）」を「及び第二十五条第二号並びに国税通則法第七十四条の五第二号（ロ及びニを除く。）、第七十四条の七から第七十四条の十一まで、第七十四条の十二第三項及び第七十四条の十三」に、「揮発油税法第二十六条第一項第三号及び地方揮発油税法第十四条の二第一項第三号」を「同法第七十四条の五第二号ハ」に、「同法第二十六条第一項第一号中「揮発油」を「国税通則法第七十四条の五第二号イ中「揮発油（同法第二条第一項（定義）に規定する揮発油（同法第六条（揮発油等とみなす場合）の規定により揮発油とみなされる物を含む。）」に、「租税特別措置法第八十八条の七第一項各号に掲げる物品」と、同項第三号中「第一号に規定する者」とあるのは「バイオエタノール等揮発油の製造者又は第一号に規定する者」と、「揮発油又は前号に規定する揮発油」とあるのは「同項各号に掲げる物品」と、同条第二項中「揮発油」とあるのは「租税特別措置法第八十八条の七第一項各号に掲げる物品の」と、「揮発油税法第十四条の二第一項第一号中「揮発油の製造者若しくは販売業者、揮発油税法第十三条第三項に規定する特例輸入者又は同法第十六条の三第一項若しくは第十六条の四第一項に規定する揮発油をこれらの規定に規定する場所に移入した者」とあるのは「バイオエタノールをバイオエタノール等揮発油の製造者に譲渡する者又は証明済バイオエタノール等（租税特別措置法第八十八条の七第一項第二号に掲げる物品に係るものに限る。）の製造者、輸入者若しくは販売業者」と、「揮発油」とあるのは「同項各号に掲げる物品」と、同項第三号中「第一号に規定する者」とあるのは「バイオエタノール等揮発油の製造者又は第一号に規定する者」と、「揮発油又は前号に規定する揮発油」とあるのは「租税特別措置法第八十八条の七第一項各号に掲げる物品」と、同法第十三条第三項に規定する特例輸入者又は同法第十六条の三第一項若しくは第十六条の四第一項に規定する揮発油をこれらの規定に規定する場所に移入した者」とあるのは「バイオエタノールをバイオエタノール等揮発油の製造者に譲渡する者又は証明済バイオエタノール等（租税特別措置法第八十八条の七第一項第二号に掲げる物品に係るものに限る。）の製造者、輸入者若しくは販売業者」と、「揮発油税法第十四条の二第一項第一号中「揮発油の製造者若しくは販売業者、揮発油税法第十三条第三項に規定する特例輸入者又は同法第十六条の三第一項若しくは第十六条の四第一項に規定する揮発油をこれらの規定に規定する場所に移入した者」とあるのは「バイオエタノールをバイオエタノール等揮発油の製造者に譲渡する者又は証明済バイオエタノール等（租税特別措置法第八十八条の七第一項第二号に掲げる物品に係るものに限る。）の製造者、輸入者若しくは販売業者」と、「揮発油税法第十四条の二第一項第一号中「揮発油の製造者若しくは販売業者、揮発油税法第十三条第三項に規定する特例輸入者又は同法第十六条の三第一項若しくは第十六条の四第一項に規定する揮発油をこれらの規定に規定する場所に移入した者」とあるのは「バイオエタノールをバイオエタノール等揮発油の製造者に譲渡する者又は証明済バイオエタノール等（租税特別措置法第八十八条の七第一項第二号に掲げる物品に係るものに限る。）の製造者、輸入者若しくは販売業者」と、「揮発油税法第十四条の二第一項第一号中「揮発油の製造者若しくは販売業者、揮発油税法第十三条第三項に規定する特例輸入者又は同法第十六条の三第一項若しくは第十六条の四第一項に規定する揮発油をこれらの規定に規定する場所に移入した者」とあるのは「バイオエタノールをバイオエタノール等揮発油の製造者に譲渡する者又は証明済バイオエタノール等（租税特別措置法第八十八条の七第一項第二号に掲げる物品に係るものに限る。）の製造者、輸入者若しくは販売業者」と、「揮発油税法第十四条の二第一項第一号中「揮発油の製造者若しくは販売業者、揮発油税法第十三条第三項に規定する特例輸入者又は同法第十六条の三第一項若しくは第十六条の四第一項に規定する揮発油をこれらの規定に規定する場所に移入した者」とあるのは「バイオエタノールをバイオエタノール等揮発油の製造者に譲渡する者又は証明済バイオエタノール等（租税特別措置法第八十八条の七第一項第二号に掲げる物品に係るものに限る。）の製造者、輸入者若しくは販売業者」と、「揮発油税法第十四条の二第一項第一号中「揮発油の製造者若しくは販売業者、揮発油税法第十三条第三項に規定する特例輸入者又は同法第十六条の三第一項若しくは第十六条の四第一項に規定する揮発油をこれらの規定に規定する場所に移入した者」とあるのは「バイオエタノールをバイオエタノール等揮発油の製造者に譲渡する者又は証明済バイオエタノール等（租税特別措置法第八十八条の七第一項第二号に掲げる物品に係るものに限る。）の製造者、輸入者若しくは販売業者」と、「揮発油税法第十四条の二第一項第一号中「揮発油の製造者若しくは販売業者、揮発油税法第十三条第三項に規定する特例輸入者又は同法第十六条の三第一項若しくは第十六条の四第一項に規定する揮発油をこれらの規定に規定する場所に移入した者」とあるのは「バイオエタノールをバイオエタノール等揮発油の製造者に譲渡する者又は証明済バイオエタノール等（租税特別措置法第八十八条の七第一項第二号に掲げる物品に係るものに限る。）の製造者、輸入者若しくは販売業者」と、「揮発油税法第十四条の二第一項第一号中「揮発油の製造者若しくは販売業者、揮発油税法第十三条第三項に規定する特例輸入者又は同法第十六条の三第一項若しくは第十六条の四第一項に規定する揮発油をこれらの規定に規定する場所に移入した者」とあるのは「バイオエタノールをバイオエタノール等揮発油の製造者に譲渡する者又は証明済バイオエタノール等（租税特別措置法第八十八条の七第一項第二号に掲げる物品に係るものに限る。）の製造者、輸入者若しくは販売業者」と、「揮発油税法第十四条の二第一項第一号中「揮発油の製造者若しくは販売業者、揮発油税法第十三条第三項に規定する特例輸入者又は同法第十六条の三第一項若しくは第十六条の四第一項に規定する揮発油をこれらの規定に規定する場所に移入した者」とあるのは「バイオエタノールをバイオエタノール等揮発油の製造者に譲渡する者又は証明済バイオエタノール等（租税特別措置法第八十八条の七第一項第二号に掲げる物品に係るものに限る。）の製造者、輸入者若しくは販売業者」と、「揮発油税法第十四条の二第一項第一号中「揮発油の製造者若しくは販売業者、揮発油税法第十三条第三項に規定する特例輸入者又は同法第十六条の三第一項若しくは第十六条の四第一項に規定する揮発油をこれらの規定に規定する場所に移入した者」とあるのは「バイオエタノールをバイオエタノール等揮発油の製造者に譲渡する者又は証明済バイオエタノール等（租税特別措置法第八十八条の七第一項第二号に掲げる物品に係るものに限る。）の製造者、輸入者若しくは販売業者」と、「揮発油税法第十四条の二第一項第一号中「揮発油の製造者若しくは販売業者、揮発油税法第十三条第三項に規定する特例輸入者又は同法第十六条の三第一項若しくは第十六条の四第一項に規定する揮発油をこれらの規定に規定する場所に移入した者」とあるのは「バイオエタノールをバイオエタノール等揮発油の製造者に譲渡する者又は証明済バイオエタノール等（租税特別措置法第八十八条の七第一項第二号に掲げる物品に係るものに限る。）の製造者、輸入者若しくは販売業者」と、「揮発油税法第十四条の二第一項第一号中「揮発油の製造者若しくは販売業者、揮発油税法第十三条第三項に規定する特例輸入者又は同法第十六条の三第一項若しくは第十六条の四第一項に規定する揮発油をこれらの規定に規定する場所に移入した者」とあるのは「バイオエタノールをバイオエタノール等揮発油の製造者に譲渡する者又は証明済バイオエタノール等（租税特別措置法第八十八条の七第一項第二号に掲げる物品に係るものに限る。）の製造者、輸入者若しくは販売業者」と、「揮発油税法第十四条の二第一項第一号中「揮発油の製造者若しくは販売業者、揮発油税法第十三条第三項に規定する特例輸入者又は同法第十六条の三第一項若しくは第十六条の四第一項に規定する揮発油をこれらの規定に規定する場所に移入した者」とあるのは「バイオエタノールをバイオエタノール等揮発油の製造者に譲渡する者又は証明済バイオエタノール等（租税特別措置法第八十八条の七第一項第二号に掲げる物品に係るものに限る。）の製造者、輸入者若しくは販売業者」と、「揮発油税法第十四条の二第一項第一号中「揮発油の製造者若しくは販売業者、揮発油税法第十三条第三項に規定する特例輸入者又は同法第十六条の三第一項若しくは第十六条の四第一項に規定する揮発油をこれらの規定に規定する場所に移入した者」とあるのは「バイオエタノールをバイオエタノール等揮発油の製造者に譲渡する者又は証明済バイオエタノール等（租税特別措置法第八十八条の七第一項第二号に掲げる物品に係るものに限る。）の製造者、輸入者若しくは販売業者」と、「揮発油税法第十四条の二第一項第一号中「揮発油の製造者若しくは販売業者、揮発油税法第十三条第三項に規定する特例輸入者又は同法第十六条の三第一項若しくは第十六条の四第一項に規定する揮発油をこれらの規定に規定する場所に移入した者」とあるのは「バイオエタノールをバイオエタノール等揮発油の製造者に譲渡する者又は証明済バイオエタノール等（租税特別措置法第八十八条の七第一項第二号に掲げる物品に係るものに限る。）の製造者、輸入者若しくは販売業者」と、「揮発油税法第十四条の二第一項第一号中「揮発油の製造者若しくは販売業者、揮発油税法第十三条第三項に規定する特例輸入者又は同法第十六条の三第一項若しくは第十六条の四第一項に規定する揮発油をこれらの規定に規定する場所に移入した者」とあるのは「バイオエタノールをバイオエタノール等揮発油の製造者に譲渡する者又は証明済バイオエタノール等（租税特別措置法第八十八条の七第一項第二号に掲げる物品に係るものに限る。）の製造者、輸入者若しくは販売業者」と、「揮発油税法第十四条の二第一項第一号中「揮発油の製造者若しくは販売業者、揮発油税法第十三条第三項に規定する特例輸入者又は同法第十六条の三第一項若しくは第十六条の四第一項に規定する揮発油をこれらの規定に規定する場所に移入した者」とあるのは「バイオエタノールをバイオエタノール等揮発油の製造者に譲渡する者又は証明済バイオエタノール等（租税特別措置法第八十八条の七第一項第二号に掲げる物品に係るものに限る。）の製造者、輸入者若しくは販売業者」と、「揮発油税法第十四条の二第一項第一号中「揮発油の製造者若しくは販売業者、揮発油税法第十三条第三項に規定する特例輸入者又は同法第十六条の三第一項若しくは第十六条の四第一項に規定する揮発油をこれらの規定に規定する場所に移入した者」とあるのは「バイオエタノールをバイオエタノール等揮発油の製造者に譲渡する者又はイに規定する者」と、「揮発油又は口に規定する揮発油」とあるのは「物品」と、同法第七十四条の十二第三項中「揮発油の」とあるのは「物品の」に改め、同条第十項中「第二十六条（第一項第二号及び第四号、第三項並びに第四項を除く。）並びに地方揮発油税法第十四条の二（第一項第二号及び第四号、第三項並びに第四項を除く。）の規定が準用される前項」を「国税通則法第七十四条の五第二号（ロ及びニを除く。）の規定が準用される同項」に改め、「及び地方揮発油税法第十四条の二第一項第一号」を削り、「揮発油税法第二十八条第六号及び第七号（同法第二十六条第一項第二号に係る部分を除く。）並びに」を「同法第二十八条第六号及び」に、「地方揮発油税法第十六条（同法第十四条の二第一項第二号に係る部分を除く。）及び第十七条第一項」を「国税通則法第百二十七条（第二号及び第三号中同法第七十四条の五第二号イに係る部分に限る。）及び第百二十九条」に、「揮発油税法第二十六条第一項第三号及び地方揮発油税法第十四条の二第一項第三号の規定が準用される前項」を「同法第七十四条の五第二号ハの規定が準用される同項」に、「揮発油税法第二十六条第一項第三号及び地方揮発油税法第十四条の二第一項第三号に」を「同号ハに」に、「揮発油税法第二十八条第七号（同法第二十六条第一項第三号に係る部分に限る。）及び第二十九条第一項並びに地方揮発油税法第十六条（同法第十四条の二第一項第三号に係る部分に限る。）及び第十七条第一項」を「同法第百二十七条（第二号及び第三号中同法第七十四条の五第二号イに係る部分に限る。）及び第百二十九条」に改める。

第八十九条第十五項の表揮発油税法第十七条第一項の項及び揮発油税法第十七条第二項の項中「行なわれている」を「行われている」に改める。

第八十九条の二第四項中「第二十六条の二」を「第二十六条」に改め、「（第十四条の二の規定及びこれに係る罰則を除く。）」を削り、同条第十項中「第二十四条、第二十五条第二号及び第二十六条（第一項第四号及び第三項を除く。）並びに地方揮発油税法第十四条の二（第一項第四号及び第三項を除く。）」を「第十三条の二、第二十四条及び第二十五条第二号並びに地方揮発油税法第十四条の二並びに国税通則法第七十四条の五第二号（二を除く。）、第七十四条の七から第七十四条の十一まで、第七十四条の十二第三項及び第七十四条の十三」に、「揮発油税法第二十六条第一項第四号及び地方揮発油税法第十四条の二第一項第四号」を「同法第七十四条の五第二号二」に、「揮発油税法第二十四条中「揮発油」とあるのは「特定石油化学製品」を「揮発油税法第十三条の二中「第三条及び第十条から第十二条の二まで」とあるのは「租税特別措置法第八十九条の二第四項」と、「揮発油税法第十四条の二第一項及び第二項中「揮発油」とあるのは「特定石油化学製品」と、同条第四項中「第三条及び第十条から第十二条の二までの規定」とあるのは「租税特別措置法第八十九条の二第四項の規定」と、地方揮発油税法第十四条の二第一項及び第二項中「揮発油」とあるのは「特定石油化学製品」と、「若しくは販売業者、揮発油税法第十三条第三項に規定する特例輸入者又は同法第十六条の三第一項若しくは第十六条の四第一項に規定する揮発油をこれらの規定に規定する場所に移入した者」とあるのは「又は販売業者」と、同条第四項中「第五条第一項若しくは第二項又は第七条の規定」とあるのは「租税特別措置法第八十九条の二第四項の規定」を「地方揮発油税法第十四条の二中「第五条及び第七条」とあるのは「租税特別措置法第八十九条の二第四項」と、国税通則法第七十四条の五第二号イ中「揮発油（同法第二条第一項（定義）に規定する揮発油（同法第六条（揮発油等とみなす場合）の規定により揮発油とみなされる物を含む。）をいう。以下この号及び第七十四条の十二第三項において同じ。）」とあるのは「特定石油化学製品」と、同号ロ及びハ中「揮発油」とあるのは「特定石油化学製品」と、同法第七十四条の十二第三項中「揮発油の」とあるのは「特定石油化学製品の」に改め、同条第十一項中「第二十六条（第一項第四号及び第三項を除く。）並びに地方揮発油税法第十四条の二（第一項第四号及び第三項を除く。）」を「及び第二十四条並びに国税通則法第七十四条の五第二号（二を除く。）の規定が準用される前項」を「国税通則法第七十四条の五第二号（二を除く。）の規定が準用される同項」に改め、「及び地方揮発油税法第十四条の二第一項第一号」を削り、「揮発油税法第二十八条第六号及び第七号並びに第二十九条並びに地方揮発油税法第十六条及び第十七条」を「同法第二十八条第六号及び第二十九条並びに国税通則法第百二十七条（第二号及び第三号中同法第七十四条の五第二号イに係る部分に限る。）及び第百二十九条」に改める。

第八十九条の三第四項中「、第二十四条及び第二十六条（第三項を除く。）並びに地方揮発油税法第十四条の二（第三項を除く。）」を「及び第二十四条並びに国税通則法第七十四条の五第二号、第七十四条の七から第七十四条の十一まで、第七十四条の十二第三項及び第七十四条の十三」に改め、同条第五項中「、第二十四条及び第二十六条（第三項を除く。）並びに地方揮発油税法第十四条の二（第三項を除く。）」を「及び第二十四条並びに国税通則法第七十四条の五第二号」に改め、「並びに地方揮発油税法第十四条の二第一項第一号」を削り、「揮発油税法第二十八条第三号、第六号及び第七号」を「同法第二十八条第三号及び第六号」に、「地方揮発油税法第十六条及び第十七条」を「国税通則法第百二十七条（第二号及び第三号中同法第七十四条の五第二号イに係る部分に限る。）及び第百二十九条」に改める。

第八十九条の四第二項中「、第二十四条及び第二十六条（第三項を除く。）並びに地方揮発油税法第十四条の二（第三項を除く。）」を「及び第二十四条並びに国税通則法第七十四条の五第二号、第七十四条の七から第七十四条の十一まで、第七十四条の十二第三項及び第七十四条の十三」に改め、同条第五項中「、第二十四条及び第二十六条（第三項を除く。）並びに地方揮発油税法第十四条の二（第三項を除く。）」を「及び第二十四条並びに国税通則法第七十四条の五第二号」に改め、「並びに地方揮発油税法第十四条の二第一項第一号」を削り、「揮発油税法第二十八条第三号、第六号及び第七号」を「同法第二十八条第三号及び第六号」に、「地方揮発油税法第十六条及び第十七条」を「国税通則法第百二十七条（第二号及び第三号中同法第七十四条の五第二号イに係る部分に限る。）及び第百二十九条」に改める。

第九十条第四項中「、第二十四条及び第二十六条（第三項を除く。）並びに地方揮発油税法第十四条の二（第三項を除く。）」を「及び第二十四条並びに国税通則法第七十四条の五第二号、第七十四条の七から第七十四条の十一まで、第七十四条の十二第三項及び第七十四条の十三」に改め、同条第三項中「、第二十四条及び第二十六条（第三項を除く。）並びに地方揮発油税法第十四条の二（第三項を除く。）」を「及び第二十四条並びに国税通則法第七十四条の五第二号」に改め、「並びに地方揮発油税法第十四条の二第一項第一号」を削り、「揮発油税法第二十八条第三号、第六号及び第七号」を「同法第二十八条第三号及び第六号」に、「地方揮発油税法第十六条及び第十七条」を「国税通則法第百二十七条（第二号及び第三号中同法第七十四条の五第二号イに係る部分に限る。）及び第百二十九条」に改める。

第九十条の二第二項中「、第二十四条及び第二十六条（第三項を除く。）並びに地方揮発油税法第十四条の二（第三項を除く。）」を「及び第二十四条並びに国税通則法第七十四条の五第二号、第七十四条の七から第七十四条の十一まで、第七十四条の十二第三項及び第七十四条の十三」に改め、同条第三項中「、第二十四条及び第二十六条（第三項を除く。）並びに地方揮発油税法第十四条の二（第三項を除く。）」を「及び第二十四条並びに国税通則法第七十四条の五第二号」に改め、「並びに地方揮発油税法第十四条の二第一項第一号」を削り、「揮発油税法第二十八条第三号、第六号及び第七号」を「同法第二十八

条第三号及び第六号」に、「地方揮発油税法第十六条及び第十七条」を「国税通則法第百二十七条（第二号及び第三号中同法第七十四条の五第二号イに係る部分に限る。）及び第百二十九条」に改める。

第六章第三節の二中第九十条の四の前に次の一款及び款名を加える。

第一款　地球温暖化対策のための課税の特例

（地球温暖化対策のための石油石炭税の税率の特例）

第九十条の三の二　地球温暖化対策を推進する観点から、平成二十四年四月一日以後に原油、ガス状炭化水素若しくは石炭の採取場から移出される原油、ガス状炭化水素若しくは石炭又は保税地域から引き取られる原油若しくは石油製品、ガス状炭化水素若しくは石炭に係る石油石炭税の税額は、石油石炭税法第九条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める税率により計算した金額とする。

一　原油及び石油製品　一キロリットルにつき二千八百円

二　ガス状炭化水素　一トンにつき千八百六十円

三　石炭　一トンにつき千三百七十円

（特定の用途に供する石炭に係る石油石炭税の軽減）

第九十条の三の三　苛性ソーダの製造業を営む者が自ら発電（当該苛性ソーダの製造に使用する電気に係るものに限る。）の用に供する石炭（以下この条において「苛性ソーダ製造用特定石炭」という。）を、保税地域から引き取ろうとする場合において、当該引き取ろうとする者が政令で定める手続により、平成二十五年三月三十一日までに、その保税地域の所在地の所轄税関長の承認を受けて当該苛性ソーダ製造用特定石炭を引き取るときは、当該引取りに係る石油石炭税の税額は、前条の規定にかかわらず、石油石炭税法第九条第三号に定める税率により計算した金額とする。

2　石油石炭税法第十八条の二、第二十一条及び第二十二条（第一号を除く。）並びに国税通則法第七十四条の五第四号（ロ及びニを除く。）、第七十四条の七から第七十四条の十一まで、第七十四条の十二第五項及び第七十四条の十三の規定は、前項の規定の適用を受けた苛性ソーダ製造用特定石炭を同項に規定する用途に供する者及び同項の規定の適用を受けた苛性ソーダ製造用特定石炭の販売業者について準用する。この場合において、石油石炭税法第十八条の二中「第四条及び第十三条から第十七条まで」とあるのは「租税特別措置法第九十条の三の三第四項及び第五項」と、同法第二十一条中「原油の採取者若しくは販売業者、ガス状炭化水素若しくは石炭の採取者、原油等の輸入業者、石油精製業者で政令で定めるもの、特例輸入者又は第十五条第一項の承認を受けている者」とあるのは「租税特別措置法第九十条の三の三第一項の規定の適用を受けた石炭（以下この条において「苛性ソーダ製造用特定石炭」という。）を同項に規定する用途に供する者及び苛性ソーダ製造用特定石炭の販売業者」と、「原油、ガス状炭化水素若しくは石炭の採取又は原油等」とあるのは「苛性ソーダ製造用特定石炭」と、「、販売若しくは保税地域からの引取り」とあるのは「又は販売」と、国税通則法第七十四条の五第四号イ中「原油等（同法第四条第二項（納税義務者）に規定する原油等」とあるのは「苛性ソーダ製造用特定石炭（租税特別措置法第九十条の三の三第一項の規定の適用を受けた石炭」と、同号ハ中「原油等又はロに規定する原油等」とあるのは「苛性ソーダ製造用特定石炭」と、同法第七十四条の十二第五項中「同法第二条第一号（定義）に規定する原油、同条第三号に規定するガス状炭化水素若しくは同条第四号に規定する石炭の採取又は原油等」とあるのは「苛性ソーダ製造用特定石炭」と読み替えるものとする。

3　前項の規定により石油石炭税法第二十一条及び国税通則法第七十四条の五第四号（ロ及びニを除く。）の規定が準用される同項の苛性ソーダ製造用特定石炭を同項に規定する用途に供する者及び同項の苛性ソーダ製造用特定石炭の販売業者（同項の規定により準用される石油石炭税法第二十二条（第一号を除く。）の規定により記帳の義務を承継する者を含む。）は、石油石炭税法第二十一条に規定する者とそれぞれみなして、同法第二十四条（第五号に係る部分に限る。）及び第二十五条第一項並びに国税通則法第百二十七条（第二号及び第三号中同法第七十四条の五第四号イに係る部分に限る。）及び第百二十九条の規定を適用する。

4　第一項の規定の適用を受けた苛性ソーダ製造用特定石炭は、同項の承認を受けて当該苛性ソーダ製造用特定石炭を引き取つた日から二年以内に、同項に規定する用途以外の用途に供し、又は同項に規定する用途以外の用途に供するため譲渡してはならない。ただし、やむを得ない理由がある場合において、政令で定めるところにより税関長の承認を受けたときは、この限りでない。

5　前項ただし書の承認を受けたとき、又は当該承認を受けないで同項の苛性ソーダ製造用特定石炭を同項に規定する用途以外の用途に供し、若しくは同項に規定する用途以外の用途に供するため譲渡したときは、税関長は、これらの場合に該当することとなつた者から、当該苛性ソーダ製造用特定石炭につき、前条第三号に定める税率により計算した石油石炭税額と第一項の規定により計算した石油石炭税額との差額に相当する額の石油石炭税を、直ちに徴収する。

（特定の石油製品を特定の運送の用に供した場合の石油石炭税の還付）

第九十条の三の四　次の表の各号の上欄に掲げる者が、平成二十五年三月三十一日までに、原油若しくは関税定率法別表第二七一〇・一九号の一の㈢若しくは第二七一〇・二〇号の一の㈣に掲げる粗油で石油石炭税課税済みのもの（以下この節において「課税済みの原油等」という。）から本邦において製造された同表第二七一〇・一二号、第二七一〇・一九号及び第二七一〇・二〇号に掲げる石油及び歴青油並びにこれらの調製品又は保税地域から引き取られた石油石炭税課税済みの石油製品であつて、当該各号の中欄に掲げるもの（以下この条において「特定用途石油製品」という。）を、当該各号の下欄に掲げる用途に供した場合には、政令で定めるところにより、こ

れらの用途に供した特定用途石油製品につき、第九十条の三の二第一号に定める税率により計算した石油石炭税額と石油石炭税法第九条第一号に定める税率により計算した石油石炭税額との差額に相当する金額を当該特定用途石油製品の製造者又は当該特定用途石油製品を保税地域から引き取つた者（政令で定めるところにより国税庁長官の承認を受けた者に限る。以下この条において「承認輸入者」という。）に（当該特定用途石油製品の製造者が当該特定用途石油製品の原料とされた課税済みの原油等に係る石油石炭税の納税者でない場合にあつては、当該課税済みの原油等につき当該特定用途石油製品の製造者が当該石油石炭税を納付したものとみなして、当該特定用途石油製品の製造者に）還付する。

一　内航海運業法（昭和二十七年法律第百五十一号）第二条第二項に規定する内航海運業を営む同法第三条第一項の規定による登録を受けた者又は同条第二項の規定に基づき届出を行つた者	軽油（関税定率法別表第二七一〇・一二号の一の㈢、第二七一〇・一九号の一の㈡又は第二七一〇・二〇号の一の㈢に掲げる軽油をいう。以下この条において同じ。）又は重油（同表第二七一〇・一九号の一の㈢又は第二七一〇・二〇号の一の㈣に掲げる重油をいう。以下この条において同じ。）	内航海運業法第二条第二項に規定する内航海運業に係る同条第一項に規定する内航運送の用
二　海上運送法第二条第五項に規定する一般旅客定期航路事業を営む同法第三条第一項の規定による許可を受けた者	軽油又は重油	同法第二条第五項に規定する一般旅客定期航路事業の用（遊覧の用その他の財務省令で定める用途を除く。）
三　鉄道事業法第三条第一項の規定による許可を受けた者	軽油	同法第二条第二項及び第三項に規定する第一種鉄道事業及び第二種鉄道事業の用（鉄道用車両の動力源の用途に限る。）
四　航空法第二条第二十項に規定する国内定期航空運送事業を営む同法第百条第一項の規定による許可を受けた者	航空機燃料	同法第二条第二十項に規定する国内定期航空運送事業の用

2　前項の承認の申請があつた場合において、当該申請者につき石油石炭税の保全上不適当と認める事情があるときは、国税庁長官は、その承認を与えないことができる。

3　石油石炭税法第二十一条及び第二十二条（第一号を除く。）並びに国税通則法第七十四条の五第四号（ロ及びニを除く。）、第七十四条の七から第七十四条の十一まで、第七十四条の十二第五項及び第七十四条の十三の規定は、第一項に規定する特定用途石油製品を同項の表の各号の下欄に定める用途に供する者、特定用途石油製品の製造者若しくは販売業者又は承認輸入者について準用する。この場合において、石油石炭税法第二十一条中「原油の採取者若しくは販売業者、ガス状炭化水素若しくは石炭の採取者、原油等の輸入業者、石油精製業者で政令で定めるもの、特例輸入者又は第十五条第一項の承認を受けている者」とあるのは「租税特別措置法第九十条の三の四第一項に規定する特定用途石油製品（以下この条において「特定用途石油製品」という。）を同項の表の各号の下欄に定める用途に供する者、特定用途石油製品の製造者若しくは販売業者又は承認輸入者」と、「原油、ガス状炭化水素若しくは石炭の採取又は原油等の購入、貯蔵、消費、販売若しくは」とあるのは「特定用途石油製品の製造、購入、貯蔵、消費若しくは販売又は」と、国税通則法第七十四条の五第四号イ中「原油等（同法第四条第二項（納税義務者）に規定する原油等」とあるのは「特定用途石油製品（租税特別措置法第九十条の三の四第一項に規定する石油製品」と、同号ハ中「原油等又はロに規定する原油等」とあるのは「特定用途石油製品」と、同法第七十四条の十二第五項中「同法第二条第一号（定義）に規定する原油、同条第三号に規定するガス状炭化水素若しくは同条第四号に規定する石炭の採取又は原油等」とあるのは「特定用途石油製品」と読み替えるものとする。

4　前項の規定により石油石炭税法第二十一条及び国税通則法第七十四条の五第四号（ロ及びニを除く。）の規定が準用される同項の特定用途石油製品を第一項の表の各号の下欄に定める用途に供する者、特定用途石油製品の製造者若しくは販売業者又は承認輸入者（前項の規定により準用される石油石炭税法第二十二条（第一号を除く。）の規定により記帳の義務を承継する者を含む。）は、石油石炭税法第二十一条に規定する者とそれぞれみなして、

同法第二十四条（第五号に係る部分に限る。）及び第二十五条第一項並びに国税通則法第百二十七条（第二号及び第三号中同法第七十四条の五第四号イに係る部分に限る。）及び第百二十九条の規定を適用する。

5　第一項の規定による還付金には、国税通則法の規定による還付加算金は、付さない。

第二款　その他の特例

第九十条の四の二第二項中「第二十一条、第二十二条（第一号を除く。）及び第二十三条（第一項第二号及び第四号並びに第三項を除く。）」を「第十八条の二、第二十一条及び第二十二条（第一号を除く。）並びに国税通則法第七十四条の五第四号（ロ及びニを除く。）、第七十四条の七から第七十四条の十一まで、第七十四条の十二第五項及び第七十四条の十三」に、「同法第二十一条」を「石油石炭税法第十八条の二中「第四条及び第十三条から第十七条まで」とあるのは「租税特別措置法第九十条の四の二第四項及び第五項」と、同法第二十一条」に改め、「並びに第二十三条第一項及び第二項」を削り、「同法第二十三条第一項第一号中「原油等」とあるのは「特定石炭」と、同項第三号中「原油等又は前号」を「国税通則法第七十四条の五第四号イ中「原油等（同法第四条第二項（納税義務者）に規定する原油等」とあるのは「特定石炭（租税特別措置法第九十条の四の二第一項の規定により石油石炭税の免除を受けた石炭」と、同号ハ中「原油等又はロ」に、「同条第二項中「原油、ガス状炭化水素若しくは石炭」を「同法第七十四条の十二第五項中「同法第二条第一号（定義）に規定する原油、同条第三号に規定するガス状炭化水素若しくは同条第四号に規定する石炭」に改め、「、同条第四項中「第四条及び第十三条から第十七条まで」とあるのは「租税特別措置法第九十条の四の二第一項に規定する石油等の残留物をいう。以下この号において同じ。」に、「含む。」と、同項第三号中「原油等又は前号」を「含む。）若しくは帳簿書類」と、同号ハ中「原油等又はロ」に、「同条第二項中「原油、ガス状炭化水素若しくは石炭」を「同法第七十四条の十二第五項中「同法第二条第一号（定義）に規定する原油、同条第三号に規定するガス状炭化水素若しくは同条第四号に規定する石炭」に改め、同条第六項中「第二十三条（第一項第二号及び第四号、第三項並びに第四項を除く。）の規定が準用される前項」を「国税通則法第七十四条の五第四号（ロ及びニを除く。）の規定が準用される同項」に、「同法第二十二条」を「石油石炭税法第二十二条」に、「同法第二十一条」に、「同法第二十五条（第一号から第四号まで及び第六号中同法第二十三条第一項第二号に係る部分を除く」を「同法第二十四条（第五号に係る部分に限る」に、「第二十六条第一項」を「第二十五条第一項並びに国税通則法第百二十七条（第二号及び第三号中同法第七十四条の五第四号イに係る部分に限る。）及び第百二十九条」に改める。

第九十条の六の二第五項中「、第二十二条（第一号を除く。）及び第二十三条（第一項第二号及び第四号、第三項並びに第四項を除く。）」を「及び第二十二条（第一号を除く。）並びに国税通則法第七十四条の五第四号（ロ及びニを除く。）、第七十四条の七から第七十四条の十一まで、第七十四条の十二第五項及び第七十四条の十三」に、「同法第二十一条」を「石油石炭税法第二十一条」に改め、「（第二十三条において「石油アスファルト等」という。）」を削り、「この条及び第二十三条」を「この条」に、「同法第二十三条第一項第一号」を「国税通則法第七十四条の五第四号イ」に、「原油等」とあるのは「石油アスファルト等（その者が石油等の残留物」を「原油等（同法第四条第二項（納税義務者）に規定する原油等」とあるのは「石油アスファルト等（租税特別措置法第九十条の六の二第一項に規定する石油アスファルト等」と、「若しくは帳簿書類」とあるのは「（その者が石油等の残留物（同法第九十条の六の二第三項に規定する石油等の残留物をいう。以下この号において同じ。）」に、「含む。）」と、同項第三号中「原油等又は前号」を「含む。）若しくは帳簿書類」と、同号ハ中「原油等又はロ」に、「同条第二項中「原油、ガス状炭化水素若しくは石炭」を「同法第七十四条の十二第五項中「同法第二条第一号（定義）に規定する原油、同条第三号に規定するガス状炭化水素若しくは同条第四号に規定する石炭」に改め、同条第六項中「第二十三条（第一項第二号及び第四号、第三項並びに第四項を除く。）の規定が準用される前項」を「国税通則法第七十四条の五第四号（ロ及びニを除く。）の規定が準用される同項」に、「同法第二十二条」を「石油石炭税法第二十二条」に、「同法第二十一条」を「石油石炭税法第二十五条（第一号から第四号まで及び第六号中同法第二十三条第一項第二号に係る部分を除く」を「同法第二十四条（第五号に係る部分に限る」に、「第二十六条第一項」を「第二十五条第一項並びに国税通則法第百二十七条（第二号及び第三号中同法第七十四条の五第四号イに係る部分に限る。）及び第百二十九条」に改める。

第九十条の七第一項中「その他不正の行為により」の下に「第九十条の三の四第一項、」を加え、同条第三項第六号を同項第七号とし、同項第一号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、同項に第一号として次の一号を加える。

一　第九十条の三の三第四項の規定に違反して同項の苛性ソーダ製造用特定石炭を同項に規定する用途以外の用途に供し、又はこれに供するため譲渡した者

第九十七条の二第一項第一号中「第七十条第五項」を「第七十条第四項」に改め、同条第二十四項中「第七十四条の二第二項」を「第七十四条の十四第二項」に改める。

（輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律の一部改正）

第二十条　輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（昭和三十年法律第三十七号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項、第二項、第七項及び第八項中「名あて人」を「名宛人」に改める。

第十一条第三項中「第二十七条」を「第二十六条」に改める。

第二十二条第一項中「又はその消費し」を「その消費し」に、「検査する」を「検査し、又は当該物件（その写しを含む。）の提示若しくは提出を求める」に改め、同条第三項中「第一項」を「第一項及び第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　当該職員は、内国消費税の調査について必要があるときは、当該調査において提出された物件を留め置くことができる。

第二十二条に次の二項を加える。

5　国税通則法第七十四条の九から第七十四条の十一まで（納税義務者に対する調査の事前通知等）の規定は、税関長が、当該職員に第

一項に規定する者に対し同項の規定による質問、検査又は提示若しくは提出の要求を行わせる場合について準用する。

6　第四項に定めるもののほか、第二項及び前項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第二十四条第二号中「の提出を怠り」を「をその提出期限までに提出せず」に改め、同条第三号中「記載を怠り」を「記載をせず」に改め、同条に次の一号を加える。

五　第二十二条第一項の規定による物件の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに応じず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件（その写しを含む。）を提示し、若しくは提出した者

（内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律の一部改正）

第二十一条　内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律（平成九年法律第百十号）の一部を次のように改正する。

第五条の見出しを「（当該職員の質問検査権等）」に改め、同条第一項中「又はその者」を「その者」に、「検査する」を「検査し、又は当該物件（その写しを含む。）の提示若しくは提出を求める」に改め、同条第三項中「第一項」を「第一項及び第二項」に、「質問又は検査」を「当該職員」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に、「又は検査」を「、検査又は提示若しくは提出の要求」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、国外送金等調書の提出に関する調査について必要があるときは、当該調査において提出された物件を留め置くことができる。

第五条に次の一項を加える。

5　前項に定めるもののほか、第二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第七条第四号を次のように改める。

四　第五条第一項の規定による物件の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに応じず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件（その写しを含む。）を提示し、若しくは提出したとき。

（一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律の一部改正）

第二十二条　一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律（平成十年法律第百三十七号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「。第十九条第一項第二号において同じ。」を削る。

第十九条を次のように改める。

（当該職員の質問検査権等）

第十九条　国税通則法第七十四条の五第一号、第七十四条の七から第七十四条の十一まで及び第七十四条の十二第二項の規定は、たばこ特別税に関する調査を行う場合について準用する。

2　国税通則法第七十四条の十三の規定は、前項において準用する同法第七十四条の五第一号の規定によるたばこ特別税に関する質問、検査、提示若しくは提出の要求若しくは採取をする場合又は同法第七十四条の十二第二項の職務を執行する場合について準用する。

3　第一項において準用する国税通則法第七十四条の五第一号ハの規定により採取した見本に関しては、第五条及び第十二条の規定は、適用しない。

第二十二条を次のように改める。

第二十二条　次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一　第十九条第一項において準用する国税通則法第七十四条の五第一号イ若しくはロの規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは偽りの答弁をし、又は同号イからハまでの規定による検査若しくは採取を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

二　第十九条第一項において準用する国税通則法第七十四条の五第一号イの規定による物件の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに応じず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件（その写しを含む。）を提示し、若しくは提出した者

（所得税法等の一部を改正する法律の一部改正）

第二十三条　所得税法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

附則第十一条に後段として次のように加える。

この場合において、当該外国法人の平成二十四年四月一日以後に開始する事業年度の所得に係る同条第三項の規定の適用については、同項中「百分の二十二」とあるのは、「百分の十九」とする。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第十七条中国税通則法の目次の改正規定（「第百二十八条」を「第百二十九条」に改める部分に限る。）、同法第百二十八条第一項の改正規定、同条を同法第百二十九条とする改正規定及び同法第百二十七条を同法第百二十八条とし、同法第百二十六条の次に一条を加える改正規定（第百二十七条第一号に係る部分に限る。）　公布の日から起算して二月を経過した日

二　削除　次に掲げる規定　平成二十四年一月一日

イ　第一条中所得税法第二条第一項の改正規定（同項第四十号の次に一号を加える部分を除く。）、同法第二十八条の改正規定、同法第三十条の改正規定、同法第五十七条の二第一項の改正規定、同条第二項の改正規定、同法第七十四条第二項第三号の改正規定、同法第八十三条の二第一項の改正規定、同法第八十四条第一項の改正規定、同法第八十五条第三項の改正規定、同法第百二十条第三項の改正規定、同法第百二十二条第一項の改正規定、同法第百六十六条の改正規定、同法第二百一条の改正規定、同

法第二百三条第一項の改正規定及び同法別表第六の改正規定並びに附則第三条から第五条まで及び第七条の規定

ロ　第三条中相続税法第十二条第一項の改正規定、同法第十五条第一項の改正規定、同法第十六条の改正規定、同法第十九条の三第一項の改正規定、同法第十九条の四第一項の改正規定、同法第二十一条の七の改正規定、同法第二十一条の八の改正規定並びに同法第二十一条の九第一項及び第四項の改正規定並びに附則第二十六条、第二十八条及び第二十九条の規定

ハ　第十八条中租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第三条の二の改正規定及び同法第五条の二第三項の改正規定

ニ　第十九条中租税特別措置法第八条の四第三項第一号の改正規定、同法第二十八条の四第五項第一号の改正規定、同法第三十一条第三項第一号及び第三十七条の十第六項第一号の改正規定、同法第四十一条の五第十二項第一号及び第四十一条の五の二第十二項第一号の改正規定、同法第四十一条の十四第二項第一号の改正規定、同法第四十一条の十六の改正規定、同法第六十九条の五第一項の改正規定、同法第七十条の二の二の次に二条を加える改正規定、同法第七十条の三第一項の改正規定、同条第二項の改正規定、同法第七十条の四第三項第一号ロの改正規定、同法第七十条の七の改正規定並びに同法第七十条の七の改正規定並びに附則第八十五条の規定

三　次に掲げる規定　平成二十四年四月一日

イ　第二条中法人税法第三十一条の改正規定、同法第五十二条の改正規定、同法第五十七条の改正規定、同法第五十八条の改正規定、同法第六十条の改正規定、同法第六十六条の改正規定、同法第七十二条第三項の改正規定（「第六項及び第九項」を「第七項及び第十項」に、「第五十八条第二項及び第四項」を「第五十八条第二項及び第五項」に改める部分に限る。）、同法第八十条の改正規定、同法第八十一条の九の改正規定、同法第八十一条の十二の改正規定及び同法第百四十三条の改正規定並びに附則第十条、第十三条、第十四条、第十九条、第二十二条、第九十七条及び第九十九条の規定

ロ　第十七条中国税通則法第二条第六号ハ(2)の改正規定及び附則第三十七条第二項の規定

ハ　第十九条中租税特別措置法の目次の改正規定、同法第十条の二の二を削る改正規定、同法第十条の二の三の改正規定（同条第八項及び第九項に係る部分を除く。）、同条を同法第十条の二の二とする改正規定、同法第十条の四を削る改正規定、同法第十条の五の改正規定（同条第八項及び第九項に係る部分を除く。）、同条を同法第十条の四とする改正規定、同法第十条の六の改正規定（同条第三項に係る部分を除く。）、同条を同法第十条の五とする改正規定、同法第十条の七の改正規定（同条第四項に係る部分を除く。）、同条を同法第十条の六とする改正規定、同法第十一条の二を削る改正規定、同法第十一条の三の改正規定、同条を同法第十一条の二とする改正規定、同法第十一条の四（見出しを含む。）の改正規定、同条を同法第十一条の三とする改正規定、同法第十九条第一号の改正規定、同法第四十二条の三の二の改正規定、同法第四十二条の四第一項の改正規定、同条第十一項の改正規定、同法第四十二条の五を削る改正規定、同法第四十二条の五の二の改正規定（同条第八項に係る部分及び同条第九項に係る部分（「第六十八条の十の二第二項」を「第六十八条の十第二項」に、「第六十八条の十の二第三項」を「第六十八条の十第三項」に改める部分を除く。）、同条を同法第四十二条の五とする改正規定、同法第四十二条の六第二項の改正規定、同条第五項の改正規定、同法第四十二条の七及び第四十二条の八の改正規定、同法第四十二条の九第一項の改正規定、同条第四項の改正規定、同法第四十二条の十第二項の改正規定、同条第五項の改正規定、同法第四十二条の十一第二項の改正規定、同条第五項の改正規定、同法第四十二条の十二第一項の改正規定、同法第四十二条の十三の改正規定（同条第五項に係る部分を除く。）、同法第四十四条第一項の改正規定、同法第四十四条の二の改正規定、同法第四十四条の三第一項の改正規定、同法第四十四条の四（見出しを含む。）の改正規定、同法第五十二条の二第一項の改正規定、同法第五十三条第一項第二号の改正規定、同法第五十五条の六の前の見出し及び同条を削る改正規定、同法第五十五条の七第六項の改正規定、同条を同法第五十五条の六とし、同条に見出しを付する改正規定、同法第五十七条の八（見出しを含む。）の改正規定、同法第五十七条の十の改正規定、同法第三章第四節を削る改正規定、同章中第四節の二を第四節とし、第四節の三を第四節の二とする改正規定、同法第六十二条の改正規定（同条第八項に係る部分を除く。）、同法第六十二条の三の改正規定（同条第十項に係る部分を除く。）、同法第六十三条第一項の改正規定、同法第六十七条の二第一項の改正規定、同法第六十七条の十四第二項の表の改正規定、同法第六十七条の十五第三項の表の改正規定、同法第六十八条第一項の改正規定、同法第六十八条の三の二の改正規定、同法第六十八条の三の三の改正規定、同法第六十八条の三の四第二項の改正規定、同法第六十八条の八の改正規定、同法第六十八条の九第一項の改正規定、同条第十一項の改正規定、同法第六十八条の十を削る改正規定、同法第六十八条の十の二の改正規定（同条第九項に係る部分及び同条第十項に係る部分（「第四十二条の五の二第二項」を「第四十二条の五第二項」に、「第四十二条の五の二第三項」を「第四十二条の五第三項」に改める部分を除く。）を除く。）、同条を同法第六十八条の十とする改正規定、同法第六十八条の十一第二項の改正規定、同条第五項の改正規定、同法第六十八条の十二の改正規定、同法第六十八条の十三第一項の改正規定、同条第四項の改正規定、同法第六十八条の十四第

二項の改正規定、同条第五項の改正規定、同法第六十八条の十五第二項の改正規定、同条第五項の改正規定、同法第六十八条の十五の二第一項の改正規定、同法第六十八条の十五の三の改正規定（同条第五項に係る部分を除く。）、同法第六十八条の二十一から第六十八条の二十三までの改正規定、同法第六十八条の二十五（見出しを含む。）の改正規定、同法第六十八条の四十第一項の改正規定、同法第六十八条の四十二第一項第二号の改正規定、同法第六十八条の四十五の前の見出しを削る改正規定、同条の改正規定、同法第六十八条の四十六に見出しを付する改正規定、同条の改正規定、同法第六十八条の五十八（見出しを含む。）の改正規定、同法第六十八条の六十七の改正規定（同条第七項に係る部分を除く。）、同法第六十八条の六十八の改正規定（同条第十項に係る部分を除く。）、同法第六十八条の六十九第一項の改正規定、同法第六十八条の百第一項の改正規定、同法第六十八条の百八第一項の改正規定、同法第八十条第一項の改正規定、同法第六章第三節の二中第九十条の四の前に一款及び款名を加える改正規定、同法第九十条の七第一項の改正規定並びに同条第三項の改正規定並びに附則第四十五条から第四十九条まで、第五十一条、第五十二条、第五十五条、第五十六条第一項、第五十八条、第六十三条第一項、第六十四条から第六十六条まで、第六十九条、第七十二条、第七十三条第一項、第七十五条、第八十条第一項、第八十一条、第八十二条、第八十七条から第八十九条まで、第九十四条、第九十八条及び第百条から第百二条までの規定

二　第二十三条の規定

四　削除第一条中所得税法第百九十条第二号の改正規定、同法第百九十四条第一項第五号の改正規定、同法第百九十五条の二第一項の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法別表第二の改正規定、同法別表第三の改正規定、同法別表第四の改正規定及び同法別表第五(九)の改正規定並びに附則第六条の規定　平成二十四年七月一日

五　次に掲げる規定　平成二十五年一月一日

イ　第一条中所得税法第二百二十八条の四第三項の改正規定、同法第二百三十三条から第二百三十六条までの改正規定及び同法第二百四十二条の改正規定並びに附則第九条の規定

ロ　第二条中法人税法第百五十三条の前の見出しを削る改正規定、同条から同法第百五十七条までの改正規定及び同法第百六十二条の改正規定並びに附則第二十五条の規定

ハ　第三条中相続税法第五十九条第六項の改正規定、同法第六十条の改正規定、同法第六十条の二を削る改正規定及び同法第七十条の改正規定並びに附則第三十条の規定

ニ　第四条の規定

ホ　第六条中消費税法の目次の改正規定、同法第六十二条の改正規定、同法第六十三条を削り、同法第六十三条の二を同法第六十三条とする改正規定並びに同法第六十五条第四号及び第五号を削る改正規定並びに附則第三十二条第二項の規定

ヘ　第七条及び附則第三十三条第一項の規定

ト　第八条及び附則第三十三条第二項の規定

チ　第九条及び附則第三十三条第三項の規定

リ　第十条及び附則第三十三条第四項の規定

ヌ　第十一条及び附則第三十三条第五項の規定

ル　第十二条及び附則第三十三条第六項の規定

ヲ　第十三条及び附則第三十三条第七項の規定

ワ　第十四条及び附則第三十三条第八項の規定

カ　第十六条及び附則第三十五条の規定

ヨ　第十七条中国税通則法の目次の改正規定（「第百二十八条」を「第百二十九条」に改める部分を除く。）、同法第七十四条の二第一項の改正規定、同法第七章の二中同条を第七十四条の十四とし、同章を第七章の三とする改正規定、同法第七章の次に一章を加える改正規定及び同法第百二十六条の次に一条を加える改正規定（第百二十七条第一号に係る部分を除く。）並びに附則第三十九条から第四十一条までの規定

タ　第十八条中租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第九条の改正規定、同法第十条の改正規定及び同法第十三条第一項第二号の改正規定並びに附則第四十二条第二項及び第三項の規定

レ　第十九条中租税特別措置法第九条の四の二の改正規定、同法第二十条の二の前の見出し及び同条を削る改正規定、同法第二十条の三の改正規定、同条を同法第二十条の二とし、同条に見出しを付する改正規定、同法第二十条の四（見出しを含む。）の改正規定、同条を同法第二十条の三とする改正規定、同法第二十二条第一項の改正規定、同法第二十九条の二の改正規定、同法第二十九条の三の改正規定、同法第三十七条の十一の三の改正規定、同法第四十一条の十二の改正規定、同法第四十二条の二の二第三項の改正規定、同法第四十二条の三第四項第六号の改正規定、同法第六十二条第八項の改正規定、同法第六十六条の四第八項の改正規定、同条第十一項第二号の改正規定、同項を同条第十二項とする改正規定、同条第十項の改正規定、同条第九項の改正規定、同条第八項の次に一項を加える改正規定、同法第八十七条の八の改正規定、同法第八十八条の六の改正規定、同法第八十八条の七の改正規定、同法第八十九条第十五項の表の改正規定、同法第八十九条の二の改正規定、同法第八十九条の三の改正規定、同法第九十条の四の改正規定、同法第九十条の二の改正規定、同法第九十条の四の二の改正規定、同法第九十条の六の二の改正規定並び

に同法第九十七条の二第二十四項の改正規定並びに附則第四十四条、第五十条、第六十七条、第六十八条第一項及び第二項、第八十三条、第八十四条第一項及び第二項、第八十六条、第九十条並びに第九十六条の規定

ソ　第二十条及び附則第九十一条の規定

ツ　第二十一条及び附則第九十二条の規定

ネ　第二十二条及び附則第九十三条の規定

六　次に掲げる規定　平成二十六年一月一日

イ　第一条中所得税法第二百三十一条の二の改正規定及び附則第八条の規定

ロ　第十九条中租税特別措置法第三十七条の十四の改正規定

七　第十九条中租税特別措置法第三章第三節の五中第六十条の三を第六十一条とする改正規定及び同法第六十八条の六十三の三第四項の改正規定　平成二十四年四月一日又は特定多国籍企業による研究開発事業等の促進に関する特別措置法（平成二十三年法律第　号）の施行の日のいずれか遅い日

（所得税法の一部改正に伴う経過措置の原則）

第二条　この附則に別段の定めがあるものを除き、第一条の規定による改正後の所得税法（以下附則第八条までにおいて「新所得税法」という。）の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）の属する年分以後の所得税について適用し、施行日の属する年分前の所得税については、なお従前の例による。

（給与所得及び退職所得に関する経過措置）

第三条　新所得税法第二十八条及び第三十条の規定は、平成二十四年分以後の所得税について適用し、平成二十三年分以前の所得税については、なお従前の例による。

（給与所得者の特定支出の控除の特例に関する経過措置）

第四条　新所得税法第五十七条の二第一項及び第二項の規定は、平成二十四年分以後の所得税について適用し、平成二十三年分以前の所得税については、なお従前の例による。

（扶養控除に関する経過措置）

第五条　新所得税法第八十四条第一項及び第八十五条第三項の規定は、平成二十四年分以後の所得税について適用し、平成二十三年分以前の所得税については、なお従前の例による。

（給与所得に係る源泉徴収に関する経過措置）

第六条　新所得税法第百九十条の規定及び新所得税法別表第二から別表第五までの規定は、平成二十四年七月一日以後に支払うべき新所得税法第百八十三条第一項に規定する給与等について適用し、同日前に支払うべき第一条の規定による改正前の所得税法（以下附則第九条まで、第三十九条及び第四十一条において「旧所得税法」という。）第百八十三条第一項に規定する給与等については、なお従前の例による。

2　新所得税法第百九十四条第一項、第百九十五条の二第一項及び第百九十五条の三の規定は、平成二十四年七月一日以後に提出する新所得税法第百九十四条第四項に規定する給与所得者の扶養控除等申告書、新所得税法第百九十五条の二第二項に規定する給与所得者の配偶者特別控除申告書及び新所得税法第百九十五条の三第三項に規定する給与所得者の成年扶養親族に係る申告書について適用する。

（退職所得に係る源泉徴収に関する経過措置）

第七条　新所得税法第二百一条の規定は、平成二十四年一月一日以後に支払うべき新所得税法第百九十九条に規定する退職手当等について適用し、同日前に支払うべき旧所得税法第百九十九条に規定する退職手当等については、なお従前の例による。

2　新所得税法第二百三条第一項の規定は、平成二十四年一月一日以後に提出する同条第八項に規定する退職所得の受給に関する申告書について適用する。

（事業所得等を有する者の帳簿書類の備付け等に関する経過措置）

第八条　新所得税法第二百三十一条の二の規定は、平成二十六年一月一日以後において同条第一項に規定する者に該当する者について適用し、同日前に○旧所得税法○第一条の規定による改正前の所得税法（次条並びに附則第三十九条及び第四十一条において「○旧所得税法○」という。）第二百三十一条の二第一項又は第三項に規定する者に該当するこれらの規定の適用については、なお従前の例による。

（所得税に関する調査の当該職員の質問検査等に関する経過措置）

第九条　平成二十四年十二月三十一日以前に旧所得税法第二百三十四条第一項各号に掲げる者に対して行った質問又は検査（同日後引き続き行われる調査（同日以前に同項第一号又は第二号に掲げる者に対して当該調査に係る同項の規定による質問又は検査を行っていたものに限る。）に係るものを含む。）については、なお従前の例による。

（法人税法の一部改正に伴う経過措置の原則）

第十条　この附則に別段の定めがあるものを除き、第二条の規定による改正後の法人税法（以下「新法人税法」という。）の規定は、法人（新法人税法第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。）の平成二十四年四月一日以後に開始する事業年度の所得に対する法人税及び連結法人の同日以後に開始する連結事業年度の連結所得に対する法人税について適用し、法人の同日前に開始した事業年度の所得に対する法人税及び連結法人の同日前に開始した連結事業年度の連結所得に対する法人税については、なお従前の例による。

（受取配当等の益金不算入等に関する経過措置）

第十一条　新法人税法第二十三条第七項並びに第二十三条の二第三項及び第四項の規定は、施行日以後に確定申告書等（新法人税法第七十一条第一項の規定による申告書で新法人税法第七十二条第一項各号に掲げる事項を記載したもの及び新法人税法第七十四条第一項の規定による申告書をいう。以下附則第十七条までにおいて同じ。）の提出期限が到来する法人税について適用し、施行日前に確定申告書等の提出期限が到来した法人税については、なお従前の例による。

（寄附金の損金不算入に関する経過措置）

第十二条　新法人税法第三十七条第九項及び第十項の規定は、施行日以後に確定申告書等の提出期限が到来する法人税について適用し、施行日前に確定申告書等の提出期限が到来した法人税については、なお従前の例による。

（貸倒引当金に関する経過措置）

第十三条　法人の平成二十四年四月一日から平成

二十七年三月三十一日までの間に開始する各事業年度（次項及び第三項において「経過措置事業年度」という。）の所得の金額の計算については、第二条の規定による改正前の法人税法（以下「旧法人税法」という。）第五十二条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第一項及び第二項中「政令で定めるところにより計算した金額」とあるのは、平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日までの間に開始する事業年度については「政令で定めるところにより計算した金額の四分の三に相当する金額」と、同年四月一日から平成二十六年三月三十一日までの間に開始する事業年度については「政令で定めるところにより計算した金額の四分の二に相当する金額」と、同年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの間に開始する事業年度については「政令で定めるところにより計算した金額の四分の一に相当する金額」とする。

2　法人が経過措置事業年度において新法人税法第五十二条第一項に規定する個別評価金銭債権につき同項又は同条第五項の規定の適用を受ける場合の当該個別評価金銭債権については、その適用を受ける経過措置事業年度においては、前項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法人税法第五十二条第一項及び第五項の規定は、適用しない。

3　法人が新法人税法第五十二条第二項又は第六項の規定の適用を受ける経過措置事業年度においては、第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法人税法第五十二条第二項及び第六項の規定は、適用しない。

4　第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法人税法第五十二条第一項又は第二項の規定により法人の平成二十七年四月一日以後最初に開始する事業年度の前事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されたこれらの規定に規定する貸倒引当金勘定の金額は、当該最初に開始する事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

5　第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法人税法第五十二条第八項に規定する合併法人等の平成二十七年四月一日以後に開始する事業年度において当該合併法人等が同項の規定により引継ぎを受けた貸倒引当金勘定の金額又は同条第五項に規定する期中個別貸倒引当金勘定の金額若しくは同条第六項に規定する期中一括貸倒引当金勘定の金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

6　第一項の場合において、第十九条の規定による改正後の租税特別措置法（以下「新租税特別措置法」という。）第五十五条第二十六項及び第五十八条第十四項の規定の適用については、これらの規定中「法人税法」とあるのは、「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第　号）附則第十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第二条の規定による改正前の法人税法」とする。

（青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越し等に関する経過措置）

第十四条　新法人税法第五十七条（第一項ただし書、第五項及び第十一項を除く。）及び第五十八条（第一項ただし書、第三項及び第六項を除く。）の規定は、法人の平成二十年四月一日以後に終了した事業年度において生じた欠損金額について適用し、法人の同日前に終了した事業年度において生じた欠損金額については、なお従前の例による。

2　平成二十四年四月一日前に次の各号に掲げる事実が生じた法人の同日以後最初に開始する事業年度（以下この項において「改正事業年度」という。）から当該各号に掲げる事実の区分に応じ当該各号に定める日の属する事業年度までの各事業年度の所得に係る新法人税法第五十七条第一項ただし書及び第五十八条第一項ただし書の規定の適用については、これらの規定中「所得の金額の百分の八十に相当する金額」とあるのは、「所得の金額」とする。

一　更生手続開始の決定があったこと（改正事業年度開始の日の前日までに次に掲げる事実が生じた場合を除く。）　当該更生手続開始の決定に係る更生計画認可の決定の日以後七年を経過する日（改正事業年度開始の日から当該七年を経過する日の前日までの間に次に掲げる事実が生じた場合には、その事実が生じた日）

イ　当該更生手続開始の決定を取り消す決定の確定

ロ　当該更生手続開始の決定に係る更生手続廃止の決定の確定

ハ　当該更生手続開始の決定に係る更生計画不認可の決定の確定

二　当該再生手続開始の決定に係る再生計画取消しの決定の確定

三　前二号に掲げる事実に準ずる事実として政令で定める事実　当該事実が生じた日以後七年を経過する日

3　前項の規定は、確定申告書等（期限後申告書を含む。次項において同じ。）、修正申告書又は更正請求書に平成二十四年四月一日前に前項各号に掲げる事実が生じたことを証する書類の添付がある場合に限り、適用する。

4　税務署長は、前項の書類の添付がない確定申告書等、修正申告書又は更正請求書の提出があった場合においても、その添付がなかったことについてやむを得ない事情があると認めるときは、第二項の規定を適用することができる。

（会社更生等による債務免除等があった場合の欠損金の損金算入に関する経過措置）

第十五条　新法人税法第五十九条第四項及び第五項の規定は、施行日以後に確定申告書等の提出

期限が到来する法人税について適用し、施行日前に確定申告書等の提出期限が到来した法人税については、なお従前の例による。

（協同組合等の事業分量配当等の損金算入に関する経過措置）

第十六条　旧法人税法第六十条の二第一項の協同組合等の旧法人税法第七十四条第一項の規定による申告書の提出期限が施行日前に到来した法人税については、なお従前の例による。

（所得税額の控除等に関する経過措置）

第十七条　新法人税法第六十八条第三項及び第六十九条第十項から第十二項までの規定は、施行日以後に確定申告書等の提出期限が到来する法人税について適用し、施行日前に確定申告書等の提出期限が到来した法人税については、なお従前の例による。

（前事業年度の法人税額等の更正等に伴う更正の請求の特例に関する経過措置）

第十八条　新法人税法第八十条の二の規定は、施行日以後に新法人税法第七十四条第一項の規定による申告書の提出期限が到来する法人税についての新法人税法第八十条の二に規定する更正の請求について適用し、施行日前に旧法人税法第七十四条第一項の規定による申告書の提出期限が到来した法人税についての旧法人税法第八十条の二に規定する更正の請求については、なお従前の例による。

（連結事業年度における貸倒引当金に関する経過措置）

第十九条　連結法人の平成二十四年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの間に開始する各連結事業年度の連結所得の金額の計算については、新法人税法第八十一条の三第一項中「（各事業年度の所得の金額の計算）の規定」とあるのは、「（各事業年度の所得の金額の計算）及び経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第　号）附則第十三条第一項（貸倒引当金に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第二条の規定による改正前の法人税法第五十二条（貸倒引当金）の規定」とする。

2　連結法人の連結事業年度の期間を新法人税法第二十二条第一項の事業年度として附則第十三条第四項又は第五項の規定により当該事業年度の所得の金額を計算するものとした場合に益金の額となる金額は、新法人税法第八十一条の三第一項に規定する個別益金額に含まれるものとする。

3　第一項の場合において、新租税特別措置法第六十八条の四十三第二十一項及び第六十八条の六十一第十三項の規定の適用については、これらの規定中「法人税法」とあるのは「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第　号。以下この項において「改正法」という。）附則第十九条第一項の規定により読み替えられた法人税法」と、「同法」とあるのは「改正法附則第十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正法第二条の規定による改正前の法人税法」とする。

（連結事業年度における受取配当等の益金不算入に関する経過措置）

第二十条　新法人税法第八十一条の四第七項の規定は、施行日以後に連結確定申告書等（新法人税法第八十一条の十九第一項の規定による申告書で新法人税法第八十一条の二十第一項各号に掲げる事項を記載したもの及び新法人税法第八十一条の二十二第一項の規定による申告書をいう。以下附則第二十三条までにおいて同じ。）の提出期限が到来する法人税について適用し、施行日前に連結確定申告書等の提出期限が到来した法人税については、なお従前の例による。

（連結事業年度における寄附金の損金不算入に関する経過措置）

第二十一条　新法人税法第八十一条の六第六項において準用する新法人税法第三十七条第九項及び第十項の規定は、施行日以後に連結確定申告書等の提出期限が到来する法人税について適用し、施行日前に連結確定申告書等の提出期限が到来した法人税については、なお従前の例による。

（連結欠損金の繰越しに関する経過措置）

第二十二条　新法人税法第八十一条の九（第一項ただし書及び第八項を除く。）の規定は、連結法人の平成二十年四月一日以後に終了した連結事業年度において生じた連結欠損金額について適用し、連結法人の同日前に終了した連結事業年度において生じた連結欠損金額については、なお従前の例による。

2　平成二十四年四月一日前に次の各号に掲げる事実が生じた連結親法人の同日以後最初に開始する連結事業年度（以下この項において「改正連結事業年度」という。）から当該各号に掲げる事実の区分に応じ当該各号に定める日の属する連結事業年度までの各連結事業年度の連結所得に係る新法人税法第八十一条の九第一項ただし書の規定の適用については、同項第一号ロ中「連結所得の金額の百分の八十に相当する金額」とあるのは、「連結所得の金額」とする。

一　更生手続開始の決定があったこと（改正連結事業年度開始の日の前日までに次に掲げる事実が生じた場合を除く。）　当該更生手続開始の決定に係る更生計画認可の決定の日以後七年を経過する日（改正連結事業年度開始の日から当該七年を経過する日の前日までの間に次に掲げる事実が生じた場合には、その事実が生じた日）

イ　当該更生手続開始の決定を取り消す決定の確定

ロ　当該更生手続開始の決定に係る更生手続廃止の決定の確定

ハ　当該更生手続開始の決定に係る更生計画不認可の決定の確定

二　再生手続開始の決定があったこと（改正連結事業年度開始の日の前日までに次に掲げる事実が生じた場合を除く。）　当該再生手続開始の決定に係る再生計画認可の決定の日以後七年を経過する日（改正連結事業年度開始の日から当該七年を経過する日の前日までの間に次に掲げる事実が生じた場合には、その事実が生じた日）

イ　当該再生手続開始の決定を取り消す決定の確定

ロ　当該再生手続開始の決定に係る再生手続廃止の決定の確定

ハ　当該再生手続開始の決定に係る再生計画不認可の決定の確定

二　当該再生手続開始の決定に係る再生計画取消しの決定の確定

三　前二号に掲げる事実に準ずる事実として政令で定める事実　当該事実が生じた日以後七年を経過する日

3　前項の規定は、連結確定申告書等（期限後申告書を含む。次項において同じ。）、修正申告書又は更正請求書に平成二十四年四月一日前に前項各号に掲げる事実が生じたことを証する書類の添付がある場合に限り、適用する。

4　税務署長は、前項の書類の添付がない連結確定申告書等、修正申告書又は更正請求書の提出があった場合においても、その添付がなかったことについてやむを得ない事情があると認めるときは、第二項の規定を適用することができる。

（連結事業年度における所得税額の控除等に関する経過措置）

第二十三条　新法人税法第八十一条の十四第二項及び第八十一条の十五第九項から第十一項までの規定は、施行日以後に連結確定申告書等の提出期限が到来する法人税について適用し、施行日前に連結確定申告書等の提出期限が到来した法人税については、なお従前の例による。

（前連結事業年度の法人税額等の更正等に伴う更正の請求の特例に関する経過措置）

第二十四条　新法人税法第八十二条の規定は、施行日以後に新法人税法第八十一条の二十二第一項の規定による申告書の提出期限が到来する法人税についての新法人税法第八十二条に規定する更正の請求について適用し、施行日前に旧法人税法第八十二条に規定する更正の請求について旧法人税法第八十二条に規定する更正の請求については、なお従前の例による。

（法人税に関する調査の当該職員の質問検査等に関する経過措置）

第二十五条　平成二十四年十二月三十一日以前に法人に対して行った旧法人税法第百五十三条（旧法人税法第百五十五条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による質問又は検査（同日後引き続き行われる調査（同日以前に当該法人に対して当該調査に係る旧法人税法第百五十三条の規定による質問又は検査を行っていたものに限る。以下この条において「経過措置調査」という。）に係るものを含む。）及び旧法人税法第百五十四条第一項又は第二項（旧法人税法第百五十五条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する金銭の支払若しくは物品の譲渡をする義務があると認められる者又は金銭の支払若しくは物品の譲渡を受ける権利があると認められる者に対して同日以前に行った旧法人税法第百五十四条第一項又は第二項の規定による質問又は検査（当該経過措置調査に係るものを含む。）については、なお従前の例による。

（相続税法の一部改正に伴う経過措置の原則）

第二十六条　削除　第三条の規定による改正後の相続税法（以下附則第二十九条までにおいて「新相続税法」という。）の相続税に関する規定は、この附則に別段の定めがあるものを除き、平成二十四年四月一日以後に相続又は遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。以下同じ。）により取得する財産に係る相続税について適用し、同日前に相続又は遺贈により取得した財産に係る相続税については、なお従前の例による。

2　新相続税法の贈与税に関する規定は、この附則に別段の定めがあるものを除き、平成二十四年一月一日以後に贈与（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を除く。以下同じ。）により取得する財産に係る贈与税について適用し、同日前に贈与により取得した財産に係る贈与税については、なお従前の例による。

（配偶者に対する相続税額の軽減等に関する経過措置）

第二十七条　第二条の規定による改正後の新相続税法第十九条の二、第二十一条の六、第三十二条及び第三十六条の規定は、施行日以後に同法新相続税法第二十七条又は第二十八条の規定による申告書の提出期限が到来する相続税又は贈与税について適用し、施行日前に第三条の規定による改正前の相続税法（以下附則第三十条まで及び第三十九条において「旧相続税法」という。）第二十七条又は第二十八条の規定による申告書の提出期限が到来した相続税又は贈与税については、なお従前の例による。

（未成年者控除に関する経過措置）

第二十八条　○及び第二十九条　削除　新相続税法第十九条の三第一項の規定に該当する者が、その者又は同条第二項に規定する扶養義務者の平成二十四年一月一日前に相続又は遺贈により取得した財産に係る相続税について旧相続税法第十九条の三第一項又は第二項の規定の適用を受けたことがある者である場合には、その者又はその扶養義務者が新相続税法第十九条の三第一項又は第二項の規定による控除を受けることができる金額は、同条第三項の規定にかかわらず、当該相続税について同条第一項の規定を適用するとしたならば控除を受けることができる金額（二回以上旧相続税法第十九条の三第一項又は第二項の規定による控除を受けた場合には、最初に相続又は遺贈により財産を取得した際に新相続税法第十九条の三第一項の規定を適用するとしたならば控除を受けることができる金額）から既に旧相続税法第十九条の三第一項若しくは第二項又は新相続税法第十九条の三第一項若しくは第二項の規定による控除を受けた金額の合計額を控除した金額に達するまでの金額とする。

（障害者控除に関する経過措置）

第二十九条　新相続税法第十九条の四第一項の規定に該当する同項に規定する障害者が、その者又は同条第三項において準用する新相続税法第十九条の三第二項に規定する扶養義務者の平成二十四年一月一日前に相続又は遺贈により取得した財産に係る相続税について旧相続税法、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六号）第三条の規定による改正前の相続税法、所得税法等の一部を改正する法律（昭和六十三年法律第百九号）第三条の規定による改正前の相続税法、相続税法の一部を改正する法律（昭和五十年法律第十五号）による改正前の相続税法又は相続税法の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第六号）による改正前の相続税法（以下この条において「旧法」と総称する。）第十九条の四第一項又は同条第三項において準用する旧法第十九条の三第二項の規定の適用を受けたことがある者である場合には、その者又はその扶養義務者が新相続税法第十九条の四第一

項又は同条第三項において準用する新相続税法第十九条の三第二項の規定による控除を受けることができる金額は、同条第三項の規定にかかわらず、当該相続税について新相続税法第十九条の四第一項の規定を適用するとしたならば控除を受けることができる金額（二回以上旧法第十九条の四第一項又は同条第三項において準用する旧法第十九条の三第二項の規定による控除を受けた場合には、最初に相続又は遺贈により財産を取得した際に新相続税法第十九条の四第一項の規定を適用するとしたならば控除を受けることができる金額）から既に旧法第十九条の四第一項若しくは同条第三項において準用する旧法第十九条の三第二項又は新相続税法第十九条の四第一項若しくは同条第三項において準用する新相続税法第十九条の三第二項の規定による控除を受けた金額の合計額を控除した金額に達するまでの金額とする。

（相続税又は贈与税に関する調査等の当該職員の質問検査等に関する経過措置）

第三十条　平成二十四年十二月三十一日以前に旧相続税法第六十条第一項又は第二項の規定により同条第一項各号に掲げる者又は同条第二項の公証人に対して行った質問、検査又は閲覧の要求（同日後引き続き行われる調査又は徴収（同日以前に同条第一項第一号又は第二号に掲げる者に対して当該調査又は徴収に係る同項の規定による質問又は検査を行っていたものに限る。）に係るものを含む。）については、なお従前の例による。

（登録免許税法の一部改正に伴う経過措置）

第三十一条　第五条の規定による改正後の登録免許税法の規定は、施行日の翌日以後に受ける登記、登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定及び技能証明（以下この条において「登記等」という。）に係る登録免許税について適用し、施行日以前に受けた登記等に係る登録免許税については、なお従前の例による。

（消費税法の一部改正に伴う経過措置）

第三十二条　第六条の規定による改正後の消費税法（以下この項において「新消費税法」という。）第五十六条の規定は、施行日以後に消費税法第四十五条第一項の規定による申告書の提出期限が到来する消費税についての新消費税法第五十六条に規定する更正の請求について適用し、施行日前に消費税法第四十五条第一項の規定による申告書の提出期限（同法第四十六条第一項の規定による申告書にあっては、当該申告書に係る同法第十九条に規定する課税期間の末日の翌日から二月を経過する日）が到来した消費税についての第六条の規定による改正前の消費税法（次項及び附則第三十九条において「旧消費税法」という。）第五十六条に規定する更正の請求については、なお従前の例による。

2　平成二十四年十二月三十一日以前に旧消費税法第六十二条第一項第一号に掲げる者又は同条第三項に規定する課税貨物を保税地域から引き取る者に対して行った同条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）又は第三項の規定による質問又は検査（同日後引き続き行われる調査（同日以前にこれらの者に対して当該調査に係る同条第一項又は第三項の規定による質問又は検査を行っていたものに限る。）に係るものを含む。）及び同条第一項第二号に掲げる者又は同条第三項に規定する金銭の支払若しくは資産の譲渡等をする義務があると認められる者若しくは金銭の支払若しくは資産の譲渡等を受ける権利があると認められる者に対して同日以前に行った同条第一項又は第三項の規定による質問又は検査（当該経過措置調査に係るものを含む。）については、なお従前の例による。

（酒税法等の一部改正に伴う経過措置）

第三十三条　平成二十四年十二月三十一日以前に第七条の規定による改正前の酒税法（以下「旧酒税法」という。）第五十三条第一項第一号から第四号まで若しくは第三項に規定する者又は同条第四項に規定する団体に対して行った同条の規定による質問、検査、採取、移動の禁止又は封かん（同日後引き続き行われる調査（同日以前にこれらの者又は団体に対して当該調査に係る同条の規定による質問、検査、採取、移動の禁止又は封かんを行っていたものに限る。）に係るものを含む。）については、なお従前の例による。

2　平成二十四年十二月三十一日以前に第八条の規定による改正前のたばこ税法（以下「旧たばこ税法」という。）第二十七条第一項各号に規定する者に対して行った同項の規定による質問、検査又は採取（同日後引き続き行われる調査（同日以前にこれらの者に対して当該調査に係る同項の規定による質問、検査又は採取を行っていたものに限る。）に係るものを含む。）については、なお従前の例による。

3　平成二十四年十二月三十一日以前に第九条の規定による改正前の揮発油税法（以下「旧揮発油税法」という。）第二十六条第一項各号に規定する者に対して行った同項の規定による質問、検査又は採取（同日後引き続き行われる調査（同日以前にこれらの者に対して当該調査に係る同項の規定による質問、検査又は採取を行っていたものに限る。）に係るものを含む。）については、なお従前の例による。

4　平成二十四年十二月三十一日以前に第十条の規定による改正前の地方揮発油税法（以下「旧地方揮発油税法」という。）第十四条の二第一項各号に規定する者に対して行った同項の規定による質問、検査又は採取（同日後引き続き行われる調査（同日以前にこれらの者に対して当該調査に係る同項の規定による質問、検査又は採取を行っていたものに限る。）に係るものを含む。）については、なお従前の例による。

5　平成二十四年十二月三十一日以前に第十一条の規定による改正前の石油ガス税法（以下「旧石油ガス税法」という。）第二十六条第一項各号に規定する者に対して行った同項の規定による質問、検査又は採取（同日後引き続き行われる調査（同日以前にこれらの者に対して当該調査に係る同項の規定による質問、検査又は採取を行っていたものに限る。）に係るものを含む。）については、なお従前の例による。

6　平成二十四年十二月三十一日以前に第十二条の規定による改正前の石油石炭税法（以下「旧石油石炭税法」という。）第二十三条第一項各号に規定する者に対して行った同項の規定による質問、検査又は採取を

行っていたものに限る。）に係るものを含む。）については、なお従前の例による。

7　平成二十四年十二月三十一日以前に第十三条の規定による改正前の航空機燃料税法（以下「旧航空機燃料税法」という。）第十九条第一項に規定する航空機の所有者等に対して行った同項（同条第三項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定による質問又は検査（同日後引き続き行われる調査（同日以前に当該航空機の所有者等に対して当該調査に係る同条第一項の規定による質問又は検査を行っていたものに限る。以下この項において「経過措置調査」という。）に係るものを含む。）及び同条第二項（同条第三項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）に規定する電気を供給したと認められる者その他自己の事業に関し当該一般電気事業者と取引があると認められる者に対して同日以前に行った同条第二項の規定による質問又は検査（当該経過措置調査に係るものを含む。）については、なお従前の例による。

（自動車重量税法の一部改正に伴う経過措置）

第三十四条　第十五条の規定による改正後の自動車重量税法第十六条第一項の規定は、施行日以後に同項各号のいずれかに該当することとなる場合における当該各号に掲げる自動車重量税の額について適用し、施行日前に当該各号のいずれかに該当することとなった場合における当該各号に掲げる自動車重量税の額については、なお従前の例による。

（印紙税法の一部改正に伴う経過措置）

第三十五条　平成二十四年十二月三十一日以前に第十六条の規定による改正前の印紙税法（以下「旧印紙税法」という。）第二十一条第一項各号に規定する者に対して行った同項の規定による質問又は検査（同日後引き続き行われる調査（同日以前にこれらの者に対して当該調査に係る同項の規定による質問又は検査を行っていたものに限る。）に係るものを含む。）については、なお従前の例による。

2　平成二十四年十二月三十一日以前に提出された旧印紙税法第二十一条第一項第一号に規定する物件又は同項第二号に規定する課税文書若しくはその写しに係る同項の規定による留置きについては、なお従前の例による。

（更正の請求に関する経過措置）

第三十六条　第十七条の規定による改正後の国税通則法（以下「新国税通則法」という。）第二十三条第一項の規定は、施行日以後に同項に規定する法定申告期限が到来する国税について適用し、施行日前に第十七条の規定による改正前の国税通則法（以下「旧国税通則法」という。）第二十三条第一項に規定する法定申告期限が到来した国税については、なお従前の例による。

2　施行日から平成二十四年三月三十一日までの間における新国税通則法第二十三条第一項の規定の適用については、同項中「九年」とあるのは、「七年」とする。

（国税の更正の期間制限に関する経過措置）

第三十七条　新国税通則法第七十条第一項（同項第一号に係るものに限る。）及び第三項の規定は、施行日以後に同条第一項に定める期限又は日が到来する国税について適用し、施行日前に旧国税通則法第七十条第一項に定める期限又は日が到来した国税については、なお従前の例による。

2　新国税通則法第七十条第二項の規定は、法人の平成二十年四月一日以後に終了した事業年度又は連結事業年度において生じた新国税通則法第二条第六号ハに規定する純損失等の金額について適用し、法人の同日前に終了した事業年度又は連結事業年度において生じた旧国税通則法第二条第六号ハに規定する純損失等の金額については、なお従前の例による。

3　施行日から平成二十四年三月三十一日までの間における新国税通則法第七十条第二項の規定の適用については、同項中「九年」とあるのは、「七年」とする。

（国税の徴収権の消滅時効に関する経過措置）

第三十八条　新国税通則法第七十二条第一項（新国税通則法第七十条第三項に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後に新国税通則法第七十条第一項に定める期限又は日が到来する国税について適用し、施行日前に旧国税通則法第七十条第一項に定める期限又は日が到来した国税については、なお従前の例による。

（当該職員の質問検査等に関する経過措置）

第三十九条　新国税通則法第七十四条の二から第七十四条の六まで、第七十四条の八（新国税通則法第七十四条の七に係る部分を除く。）及び第七十四条の十三の規定は、平成二十五年一月一日以後に新国税通則法第七十四条の九第三項第一号に規定する納税義務者又は調書等の提出義務者に対して行う同条第一項に規定する質問検査等（同日前から引き続き行われている調査又は徴収（同日前にこれらの者に対して当該調査又は徴収に係る旧所得税法第二百三十四条、旧法人税法第百五十三条、旧法人税法第百五十五条において準用する旧法人税法第百五十三条、旧相続税法第六十条、第四条の規定による改正前の地価税法第三十六条、旧消費税法第六十二条、旧酒税法第五十三条、旧たばこ税法第二十七条、旧揮発油税法第二十六条、旧地方揮発油税法第十四条の二、旧石油ガス税法第二十六条、旧石油石炭税法第二十三条、旧航空機燃料税法第十九条、旧電源開発促進税法第十二条又は旧印紙税法第二十一条の規定による質問、検査、閲覧の要求、採取、移動の禁止又は封かんを行っていたものに限る。以下この条において

「経過措置調査等」という。）に係るものを除く。）及び納税義務者の取引先等に対して同日以後に行う新国税通則法第七十四条の九第一項に規定する質問検査等（当該経過措置調査等に係るものを除く。）について適用する。

2　前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　調書等の提出義務者　新国税通則法第七十四条の二第一項第一号ロ及び第七十四条の三第一項第一号ロに掲げる者

二　納税義務者の取引先等　新国税通則法第七十四条の二第一項第一号ハ、同項第二号ロ、同項第三号ロ及び第四号ロ、第七十四条の三第一項第一号ハからトまで並びに同項第二号ロ及びハに掲げる者（新国税通則法第七十四条の二第二項の規定により同条第一項第二号ロに掲げる者に含まれることとなる者、同条第三項の規定により同条第一項第三号ロ又は第四号ロに掲げる者とみなされることとなる者及び新国税通則法第七十四条の三第三項の規定により同条第一項第二号ロに掲げる者に含まれることとなる者を含む。）、新国税通則法第七十四条の五第五号ロ及びハの規定により新国税通則法第七十四条の九第一項に規定する当該職員による同項に規定する質問検査等の対象となることとなる者並びに新国税通則法第七十四条の六第一項第一号ロ及び第二号ロに掲げる者

3　新国税通則法第七十四条の九から第七十四条の十一までの規定は、平成二十五年一月一日以後に新国税通則法第七十四条の九第三項第一号に規定する納税義務者に対して行う同条第一項に規定する質問検査等（経過措置調査等に係るものを除く。）について適用する。

（提出物件の留置きに関する経過措置）

第四十条　新国税通則法第七十四条の七及び第七十四条の八（新国税通則法第七十四条の七に係る部分に限る。）の規定は、平成二十五年一月一日以後に提出される新国税通則法第七十四条の七に規定する物件について適用する。

（行政手続法の適用除外に関する経過措置）

第四十一条　新国税通則法第七十四条の十四第一項の規定は、平成二十五年一月一日以後にする同項に規定する行為について適用し、同日前にした旧国税通則法第七十四条の二第一項に規定する行為については、なお従前の例による。ただし、旧所得税法第二百三十一条の二第一項に規定する居住者又は非居住者であって平成二十五年において同項の規定の適用を受けない者（平成二十年から平成二十四年までのいずれかの年において同項の規定の適用を受けた者を除く。）について平成二十五年一月一日から同年十二月三十一日までの間にする同項に規定する不動産所得、事業所得又は山林所得に係る新国税通則法第二十八条第一項に規定する更正又は決定及び新国税通則法第六十九条に規定する加算税に係る新国税通則法第三十二条第五項に規定する賦課決定については、新国税通則法第七十四条の十四第一項（行政手続法（平成五年法律第八十八号）第八条又は第十四条の規定による理由の提示に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。

（租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第四十二条　第十八条の規定による改正後の租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（以下この条において「新租税条約等実施特例法」という。）第七条の規定は、施行日の属する年分以後の所得税又は施行日以後に新法人税法第七十四条第一項若しくは第八十一条の二十二第一項の規定による申告書の提出期限が到来する法人税について適用し、施行日の属する年分前の所得税又は施行日前に旧法人税法第七十四条第一項若しくは第八十一条の二十二第一項の規定による申告書の提出期限が到来した法人税については、なお従前の例による。

2　新租税条約等実施特例法第九条第一項及び第三項（第二項に係る部分を除く。）並びに第十条の規定は、平成二十五年一月一日以後に新租税条約等実施特例法第九条第一項に規定する要請において特定された者に対して行う質問、検査又は提示若しくは提出の要求（同日前から引き続き行われている調査（同日前に当該特定された者に対して当該調査に係る第十八条の規定による改正前の租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（以下この項において「旧租税条約等実施特例法」という。）第九条第一項の規定による質問又は検査を行っていたものに限る。以下この項において「経過措置調査」という。）に係るものを除く。）について適用し、同日前に旧租税条約等実施特例法第九条第一項に規定する要請において特定された者に対して行った同項の規定による質問又は検査（経過措置調査に係るものを含む。）については、なお従前の例による。

3　新租税条約等実施特例法第九条第二項及び第三項（第二項に係る部分に限る。）の規定は、平成二十五年一月一日以後に提出される同条第二項に規定する物件について適用する。

（租税特別措置法の一部改正に伴う所得税の特例に関する経過措置の原則）

第四十三条　別段の定めがあるものを除き、新租税特別措置法第二章の規定は、施行日の属する年分以後の所得税について適用し、施行日の属する年分前の所得税については、なお従前の例による。

（上場証券投資信託等の償還金等に係る課税の特例等に関する経過措置）

第四十四条　新租税特別措置法第九条の四の二第三項及び第五項、第二十九条の二第八項及び第十項、第二十九条の三第七項及び第九項、第三十七条の十一の三第十一項及び第十三項並びに第四十一条の十二第二十四項及び第二十六項の規定は、平成二十五年一月一日以後にこれらの規定に規定する調書又は報告書を提出する義務がある者に対して行う質問、検査又は提示若しくは提出の要求（同日前から引き続き行われている調査（同日前に当該義務がある者に対して当該調査に係る第十九条の規定による改正前の租税特別措置法第九条の四の二第三項、第二十九条の二第八項、第二十九条の三第七項、第三十七条の十一の三第十一項又は第四十一条の十二第二十四項の規定による質問又は検査を行っていたものに限る。以下この項において「経過措置調査」という。）に係るものを除く。）について適用し、同日前にこれらの規定に規定する調書又は報告書を提出する義務がある者に対して行ったこれらの規定による質問又は検査（経過

措置調査に係るものを含む。）については、なお従前の例による。

2　新租税特別措置法第九条の四の二第四項、第六項（第四項に係る部分に限る。）及び第七項、第二十九条の二第九項、第十一項（第九項に係る部分に限る。）及び第十二項、第二十九条の三第八項、第十項（第八項に係る部分に限る。）及び第十一項、第三十七条の十一の三第十二項、第十四項（第十二項に係る部分に限る。）及び第十五項並びに第四十一条の十二第二十五項、第二十七項（第二十五項に係る部分に限る。）及び第二十八項の規定は、平成二十五年一月一日以後に提出される新租税特別措置法第九条の四の二第四項、第二十九条の二第九項、第二十九条の三第八項、第三十七条の十一の三第十二項又は第四十一条の十二第二十五項に規定する物件について適用する。

（エネルギー需給構造改革推進設備を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除に関する経過措置）

第四十五条　個人が平成二十四年四月一日前に取得又は製作若しくは建設をした第十九条の規定による改正前の租税特別措置法（以下「旧租税特別措置法」という。）第十条の二の二第一項に規定するエネルギー需給構造改革推進設備を同項に規定する事業の用に供した場合における所得税については、同条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第四項中「次条第三項」とあるのは「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第　号）第十九条の規定による改正後の租税特別措置法第十条の二の二第三項」と、同条第十二項中「租税特別措置法第十条の二の二第三項」とあるのは「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第　号）附則第四十五条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十九条の規定による改正前の租税特別措置法第十条の二の二第三項」とする。

（エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除に関する経過措置）

第四十六条　前条の規定の適用がある場合における新租税特別措置法第十条の二の二の規定の適用については、同条第三項中「の百分の二十に相当する金額」とあるのは「の百分の二十に相当する金額（経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第　号）附則第四十五条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十九条の規定による改正前の租税特別措置法（次項において「旧効力措置法」という。）第十条の二の二第三項の規定により当該供用年の年分の総所得金額に係る所得税額から控除される金額がある場合には、当該金額を控除した残額」と、同条第四項中「控除される金額がある場合には、当該金額」とあるのは「控除される金額がある場合又は旧効力措置法第十条の二の二第三項若しくは第四項の規定によりその年分の総所得金額に係る所得税額から控除される金額がある場合には、これらの金額」とする。

（事業基盤強化設備等を取得した場合等の特別償却又は所得税額の特別控除に関する経過措置）

第四十七条　個人が平成二十四年四月一日前に取得又は製作をした旧租税特別措置法第十条の四第一項に規定する事業基盤強化設備等については、なお従前の例による。

2　旧租税特別措置法第十条の四第六項に規定する個人の平成二十四年分以前の所得税については、なお従前の例による。

（所得税の額から控除される特別控除額の特例に関する経過措置）

第四十八条　附則第四十五条の規定の適用がある場合における新租税特別措置法第十条の六の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第一項	次の各号に掲げる規定	次の各号に掲げる規定（経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第　号）附則第四十五条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十九条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この条において「旧効力措置法」という。）第十条の二の二第三項又は第四項の規定を含む。以下この条において同じ。）
	当該各号に定める金額を	当該各号に定める金額（旧効力措置法第十条の二の二第三項又は第四項の規定にあつては、それぞれ同条第三項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額又は同条第四項に規定する繰越税額控除限度超過額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額とする。第三号を除き、以下この条において同じ。）を
第二項	又は第十条の四第四項	、第十条の四第四項又は旧効力措置法第十条の二の二第四項
第三項	若しくは第十条の四第五項	、第十条の四第五項若しくは旧効力措置法第十条の二の二第五項

（個人の減価償却に関する経過措置）

第四十九条　個人が平成二十四年四月一日前に取得又は製作をした旧租税特別措置法第十一条の二第一項に規定する事業革新設備については、なお従前の例による。

2　旧租税特別措置法第十一条の二第二項第一号に規定する資源生産性革新計画に係る同号に規定する認定又は同項第二号に規定する資源制約対応製品生産設備導入計画に係る同号に規定する認定を平成二十四年四月一日前に受けた個人が取得等（取得又は製作若しくは建設をいう。次項において同じ。）をする同条第二項に規定する資源需給構造変化対応設備等については、同条（同項に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。

3　新租税特別措置法第十一条の二第一項の規定は、個人が平成二十四年四月一日以後に取得等をする同項に規定する集積産業用資産について適用し、個人が同日前に取得等をした旧租税特別措置法第十一条の三第一項に規定する集積産業用資産については、なお従前の例による。この場合において、同年分の所得税についての新租税特別措置法第十一条の二第一項の規定の適用については、同項中「その年の指定期間内」とあるのは、「平成二十四年四月一日から同年十二月三十一日までの間」とする。

4　新租税特別措置法第十一条の三（第一項に係る部分に限る。）の規定は、個人が平成二十四年四月一日以後に取得又は製作をする同項に規定する特定農産加工品生産設備について適用する。

（個人の準備金に関する経過措置）

第五十条　旧租税特別措置法第二十条の二第一項の表の各号の上欄に掲げる個人の平成二十五年以後の各年分の事業所得の金額の計算については、同条（第三項から第六項まで及び第八項に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。

2　旧租税特別措置法第二十条の四第一項に規定する個人が平成二十五年一月一日において同条第三項に規定する特別修繕準備金の金額（同条第一項第二号から第四号までに掲げる固定資産について行う同項第二号から第四号までに定める修繕に係るものに限る。）を有する場合には、同年から平成二十八年までの各年（当該個人が旧租税特別措置法第十条第四項に規定する中小企業者（以下この条において「中小企業者」という。）である場合には、平成二十五年から平成三十四年までの各年）において、当該特別修繕準備金の金額の四分の一（当該個人が中小企業者である場合には、十分の一）に相当する金額（次項において「四年等均等取崩金額」という。）を、当該各年分の不動産所得の金額又は事業所得の金額の計算上、総収入金額に算入する。

3　前項の場合において、四年等均等取崩金額がその年の十二月三十一日における特別修繕準備金の金額（その日までに同項に規定する特別修繕準備金の金額に次項の規定により総収入金額に算入された、若しくは算入されるべきこととなった金額又はその年の前年の十二月三十一日までに前項の規定により総収入金額に算入された金額がある場合には、これらの金額を控除した金額。以下この条において同じ。）を超えるときは、当該四年等均等取崩金額は、当該特別修繕準備金の金額とする。

4　第二項の規定の適用を受ける個人が次の各号に掲げる場合に該当することとなった場合には、当該各号に定める金額に相当する金額は、その該当することとなった日の属する年分の不動産所得の金額又は事業所得の金額の計算上、総収入金額に算入する。

一　準備金設定資産（第二項の特別修繕準備金に係る同項に規定する固定資産をいう。以下この項において同じ。）について特別の修繕（第二項に規定する修繕をいう。次号において同じ。）を完了した場合　その完了した日における当該準備金設定資産に係る特別修繕準備金の金額

二　準備金設定資産について特別の修繕を行わないこととなった場合　その行わないこととなった日における当該準備金設定資産に係る特別修繕準備金の金額

三　準備金設定資産をその用に供する事業（旧租税特別措置法第二十条の四第一項に規定する事業をいう。）の全部を譲渡し、又は廃止した場合　その譲渡し、又は廃止した日における特別修繕準備金の金額

四　第二項、前三号及び次項の場合以外の場合において特別修繕準備金の金額を取り崩した場合　その取り崩した日における特別修繕準備金の金額のうちその取り崩した金額に相当する金額

5　第二項の規定の適用を受ける個人が、平成二十五年から平成二十七年までの各年（当該個人が中小企業者である場合には、平成二十五年から平成三十三年までの各年）に青色申告書の提出の承認を取り消され、又は青色申告書による申告をやめる旨の届出書の提出をした場合には、その承認の取消しの基因となった事実のあった日又はその届出書の提出をした日（その届出書の提出をした日が青色申告書による申告をやめた年の翌年である場合には、そのやめた年の十二月三十一日）における特別修繕準備金の金額は、政令で定めるところにより、その日の属する年分及びその翌年分の不動産所得の金額又は事業所得の金額の計算上、総収入金額に算入する。この場合において、当該特別修繕準備金の金額については、第二項及び前項の規定は、適用しない。

6　旧租税特別措置法第二十条第六項から第八項までの規定は、平成二十五年から平成二十八年までの各年（当該個人が中小企業者である場合には、平成二十五年から平成三十四年までの各年）において第二項の特別修繕準備金の金額を有する個人の死亡により当該個人の相続人が同項の特別修繕準備金に係る事業を承継した場合について準用する。

（租税特別措置法の一部改正に伴う法人税の特例に関する経過措置の原則）

第五十一条　別段の定めがあるものを除き、新租税特別措置法第三章の規定は、法人の平成二十四年四月一日以後に開始する事業年度分の法人税及び連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の同日以後に開始する連結事業年度分の法人税について適用し、法人の同日前に開始した事業年度分の法人

税及び連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の同日前に開始した連結事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

（中小企業者等の法人税率の特例に関する経過措置）

第五十二条　旧租税特別措置法第四十二条の三の二第一項の表の第一欄に掲げる法人又は同条第二項に規定する協同組合等の平成二十四年四月一日前に開始し、かつ、同日以後に終了する事業年度の所得に係る法人税法その他法人税に関する法令の規定の適用については、同条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第一項及び第二項中「終了する各事業年度」とあるのは、「終了する各事業年度（同年四月一日前に開始し、かつ、同日以後に終了する事業年度を含む。）」とする。

（試験研究を行った場合の法人税額の特別控除に関する経過措置）

第五十三条　新租税特別措置法第四十二条の四第十四項及び第十五項の規定は、施行日以後に確定申告書等（期限後申告書を除く。以下同じ。）の提出期限が到来する法人税について適用し、施行日前に確定申告書等の提出期限が到来した法人税については、なお従前の例による。

（試験研究を行った場合の法人税額の特別控除の特例に関する経過措置）

第五十四条　新租税特別措置法第四十二条の四の二第十項の規定は、施行日以後に確定申告書等の提出期限が到来する法人税について適用し、施行日前に確定申告書等の提出期限が到来した法人税については、なお従前の例による。

（エネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）

第五十五条　法人が平成二十四年四月一日前に取得又は製作若しくは建設をした旧租税特別措置法第四十二条の五第一項に規定するエネルギー需給構造改革推進設備等を同項に規定する事業の用に供した場合における法人税については、同条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第二項	第四十二条の四、次条第二項、第三項及び第五項、第四十二条の六第二項	経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第　号。第四項において「平成二十三年改正法」という。）第十九条の規定による改正後の租税特別措置法（以下この条において「新租税特別措置法」という。）第四十二条の四、新租税特別措置法第四十二条の五第二項、第三項及び第五項、新租税特別措置法第四十二条の六第二項	第四十二条の九、第四十二条の十第二項、第三項及び第五項、第四十二条の十一第二項、第三項及び第五項並びに第四十二条の十二	新租税特別措置法第四十二条の九、新租税特別措置法第四十二条の十第二項、第三項及び第五項、新租税特別措置法第四十二条の十一第二項、第三項及び第五項並びに新租税特別措置法第四十二条の十二
第三項	次条第二項	新租税特別措置法第四十二条の五第二項	平成二十三年改正法附則第七十二条の規定によりなおその効力を有するものとされる平成二十三年改正法第十九条の規定による改正前の租税特別措置法（次項及び第十一項において「旧効力措置法」という。）第六十八条の十第二項	旧効力措置法第六十八条の十第二項
第四項	第六十八条の十第二項	法人税法第六十六条第一項	新租税特別措置法第四十二条の四第十一項（新租税特別措置法第四十二条の四の二第七項	新租税特別措置法第四十二条の五第五項、新租税特別措置法第四十二条の六第五項
第五項	同法第六十六条第一項	第四十二条の四第十一項（前条第七項	次条第五項、第四十二条の六第五項	新租税特別措置法第四十二条の九第四項、第四十二条の十第五項、第四十二条の十一第五項、第六十七条の二第一項及び第六十八条第一項
第十一項	第六十八条の十第二項	同法第二条第三十二号	第六十八条の十第三項	

第十二項	又は租税特別措置法第四十二条の五第二項	又は経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第　　号）附則第五十五条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十九条の規定による改正前の租税特別措置法（以下「旧効力単体措置法」という。）第四十二条の五第二項
	並びに租税特別措置法第四十二条の五第二項	並びに旧効力単体措置法第四十二条の五第二項
第十三項	租税特別措置法第四十二条の五第五項（	経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第　　号）附則第五十五条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十九条の規定による改正前の租税特別措置法（第三項において「旧効力単体措置法」という。）第四十二条の五第五項（
	租税特別措置法第四十二条の五第五項」	旧効力単体措置法第四十二条の五第五項」

（エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）

第五十六条　前条の規定の適用がある場合における新租税特別措置法第四十二条の五の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第二項	第四十二条の十二	第四十二条の十二並びに経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第　　号）附則第五十五条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十九条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この項及び次項において「旧効力措置法」という。）第四十二条の五第二項、第三項及び第五項

	法人税の額の百分の二十に相当する金額	法人税の額の百分の二十に相当する金額（旧効力措置法第四十二条の五第二項の規定により当該供用年度の所得に対する法人税の額から控除される金額がある場合には、当該金額を控除した残額）
第三項	控除される金額がある場合には、当該金額	控除される金額がある場合又は旧効力措置法第四十二条の五第二項若しくは第三項の規定により当該事業年度の所得に対する法人税の額から控除される金額がある場合には、これらの金額

2　新租税特別措置法第四十二条の五第八項及び第九項の規定は、施行日以後に確定申告書等の提出期限が到来する法人税について適用し、施行日前に確定申告書等の提出期限が到来した法人税については、なお従前の例による。

（中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）

第五十七条　新租税特別措置法第四十二条の六第八項及び第九項の規定は、施行日以後に確定申告書等の提出期限が到来する法人税について適用し、施行日前に確定申告書等の提出期限が到来した法人税については、なお従前の例による。

（事業基盤強化設備等を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）

第五十八条　法人が平成二十四年四月一日前に取得又は製作をした旧租税特別措置法第四十二条の七第一項に規定する事業基盤強化設備等については、なお従前の例による。

（沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する経過措置）

第五十九条　新租税特別措置法第四十二条の九第五項及び第六項の規定は、施行日以後に確定申告書等の提出期限が到来する法人税について適用し、施行日前に確定申告書等の提出期限が到来した法人税については、なお従前の例による。

（沖縄の特定中小企業者が経営革新設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）

第六十条　新租税特別措置法第四十二条の十第八項及び第九項の規定は、施行日以後に確定申告書等の提出期限が到来する法人税について適用し、施行日前に確定申告書等の提出期限が到来した法人税については、なお従前の例による。

（国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）

第六十一条　新租税特別措置法第四十二条の十一第八項及び第九項の規定は、施行日以後に確定

申告書等の提出期限が到来する法人税について適用し、施行日前に確定申告書等の提出期限が到来した法人税については、なお従前の例による。

（雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除に関する経過措置）

第六十二条　新租税特別措置法第四十二条の十二第四項の規定は、施行日以後に確定申告書等の提出期限が到来する法人税について適用し、施行日前に確定申告書等の提出期限が到来した法人税については、なお従前の例による。

（法人税の額から控除される特別控除額の特例に関する経過措置）

第六十三条　附則第五十五条の規定の適用がある場合における新租税特別措置法第四十二条の十三の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第一項	次の各号に掲げる規定	次の各号に掲げる規定（経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第　　号）附則第五十五条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十九条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この条において「旧効力措置法」という。）第四十二条の五第二項又は第三項の規定を含む。以下この条において同じ。）
第二項	又は第四十二条の十一第三項	、第四十二条の十一第三項又は旧効力措置法第四十二条の五第三項
第三項	若しくは第四十二条の十一第四項	、第四十二条の十一第四項若しくは旧効力措置法第四十二条の五第四項
	当該各号に定める金額を	当該各号に定める金額（旧効力措置法第四十二条の五第二項又は第三項の規定にあつては、それぞれ同条第二項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額又は同条第三項に規定する繰越税額控除限度超過額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額とする。第三号及び第四項を除き、以下この条において同じ。）を

2　新租税特別措置法第四十二条の十三第五項の規定は、施行日以後に確定申告書等の提出期限が到来する法人税について適用し、施行日前に確定申告書等の提出期限が到来した法人税については、なお従前の例による。

（法人の減価償却に関する経過措置）

第六十四条　新租税特別措置法第四十四条第一項の規定は、法人が平成二十四年四月一日以後に取得等（取得又は製作若しくは建設をいう。以下この項及び第三項において同じ。）をする同条第一項に規定する集積産業用資産について適用し、法人が同日前に取得等をした旧租税特別措置法第四十四条第一項に規定する集積産業用資産については、なお従前の例による。この場合において、法人の同日前に開始し、かつ、同日以後に終了する事業年度における新租税特別措置法第四十四条第一項の規定の適用については、同項中「当該事業年度の指定期間」とあるのは、「平成二十四年四月一日から当該事業年度終了の日までの期間」とする。

2　法人が平成二十四年四月一日前に取得又は製作をした旧租税特別措置法第四十四条の二第一項に規定する事業革新設備については、なお従前の例による。

3　旧租税特別措置法第四十四条の二第二項第一号に規定する資源生産性革新計画に係る同号に規定する認定又は同項第二号に規定する資源制約対応製品生産設備導入計画に係る同号に規定する認定を平成二十四年四月一日前に受けた法人が取得等をする同項に規定する資源需給構造変化対応設備等については、同条（同項に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。

4　新租税特別措置法第四十四条の四（第一項に係る部分に限る。）の規定は、法人が平成二十四年四月一日以後に取得又は製作をする同項に規定する特定農産加工品生産設備について適用する。

（法人の準備金に関する経過措置）

第六十五条　旧租税特別措置法第五十五条の六第一項の表の各号の上欄に掲げる法人の平成二十四年四月一日以後に開始する各事業年度の所得の金額の計算については、同条（第三項から第七項まで及び第十一項から第十六項までに係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第三項	第六十八条の四十五第一項	経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第　　号）附則第八十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十九条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この条において「旧効力措置法」という。）第六十八条の四十五第一項

第四項から第七項まで	第六十八条の四十五第一項	旧効力措置法第六十八条の四十五第一項
第十一項	第六十八条の四十五第一項	旧効力措置法第六十八条の四十五第一項
	第六十八条の四十五第十項前段	旧効力措置法第六十八条の四十五第十項前段
	第五十五条第十二項中「第六十八条の四十三第十項」とあるのは「第六十八条の四十五第十項」	第五十五条第十二項中「第六十八条の四十三第十項」とあるのは「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第　号）附則第八十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十九条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この条において「旧効力連結措置法」という。）第六十八条の四十五第十項
	同条第十三項前段中「第六十八条の四十三第十項」とあるのは「第六十八条の四十五第十項」	同条第十三項前段中「第六十八条の四十三第十項」とあるのは「旧効力連結措置法第六十八条の四十五第十項
	第五十五条の六第二項	経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第　号）附則第六十五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十九条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この条において「旧効力単体措置法」という。）第五十五条の六第二項	「同条第十項」とあるのは「旧効力連結措置法第六十八条の四十五第十項
第十二項	第六十八条の四十五第一項	旧効力措置法第六十八条の四十五第一項
第十三項	第五十五条の六第二項	旧効力単体措置法第五十五条の六第二項
第十四項	第六十八条の四十五第一項	旧効力措置法第六十八条の四十五第一項
第十五項	第五十五条の六第二項	旧効力単体措置法第五十五条の六第二項
	第六十八条の四十五第十三項	旧効力連結措置法第六十八条の四十五第十三項

2　旧租税特別措置法第五十七条の八第一項に規定する法人が平成二十四年四月一日以後最初に開始する事業年度開始の日（同年四月一日以後最初に開始する事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度開始の日）において同条第三項に規定する特別修繕準備金の金額（同条第一項第二号から第四号までに掲げる固定資産について行う同項第二号から第四号までに定める修繕に係るものに限る。）を有する場合には、当該開始の日以後四年（当該法人が新租税特別措置法第四十二条の四第六項に規定する中小企業者（以下この条において「中小企業者」という。）である場合には、十年）以内の日を含む各事業年度（連結事業年度に該当する事業年度を除く。）において、当該特別修繕準備金の金額に当該各事業年度の月数を乗じてこれを四十八（当該法人が中小企業者である場合には、百二十）で除して計算した金額（次項において「四年等均等取崩金額」という。）に相当する金額を、当該各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

3　前項の場合において、四年等均等取崩金額が当該事業年度終了の日における特別修繕準備金の金額（その日までに同項に規定する特別修繕準備金の金額に次項の規定により益金の額に算入された、若しくは算入されるべきこととなった金額（附則第八十二条第四項の規定により益金の額に算入された金額を含む。）又は前事業年度（当該事業年度開始の日の前日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、その前日を含む連結事業年度）終了の日までに前項の規定により益金の額に算入された金額（同条第二項の規定により益金の額に算入された金額を含む。）がある場合には、これらの金額を控除した金額。以下この条において同じ。）を超えるときは、当該四年等均等取崩金額は、当該特別修繕準備金の金額とする。

4　第二項の規定の適用を受ける法人が次の各号に掲げる場合（適格合併、適格分割又は適格現物出資により、準備金設定資産（同項の特別修繕準備金に係る同項に規定する固定資産をいう。以下この条において同じ。）を移転した場合を除く。）に該当することとなった場合には、当該各号に定める金額に相当する金額は、その該当することとなった日を含む事業年度（第三号に掲げる場合にあっては、合併の日の前日を含

む事業年度）の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

一　準備金設定資産について特別の修繕（第二項に規定する修繕をいう。次号において同じ。）を完了した場合　その完了した日における当該準備金設定資産に係る特別修繕準備金の金額

二　準備金設定資産について特別の修繕を行わないこととなった場合（次号に該当する場合を除く。）　その行わないこととなった日における当該準備金設定資産に係る特別修繕準備金の金額

三　合併により合併法人に準備金設定資産を移転した場合　当該合併の直前における当該準備金設定資産に係る特別修繕準備金の金額

四　解散した場合（合併により解散した場合を除く。）　その解散の日における特別修繕準備金の金額

五　第二項、前各号、次項及び第六項の場合以外の場合において特別修繕準備金の金額を取り崩した場合　その取り崩した日における特別修繕準備金の金額のうちその取り崩した金額に相当する金額

5　第二項の規定の適用を受ける法人が、平成二十四年四月一日以後最初に開始する事業年度開始の日（同年四月一日以後最初に開始する事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度開始の日）以後三年（当該法人が中小企業者である場合には、九年）を経過する日までに青色申告書の提出の承認を取り消され、又は青色申告書による申告をやめる旨の届出書の提出をした場合には、その承認の取消しの基因となった事実のあった日又はその届出書の提出をした日（その届出書の提出をした日が青色申告書による申告をやめた事業年度終了の日後である場合には、同日）における特別修繕準備金の金額は、政令で定めるところにより、その日を含む事業年度から当該事業年度開始の日以後二年を経過した日の前日を含む事業年度（当該事業年度開始の日以後二年を経過した日の前日（以下この項において「二年経過日」という。）を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該事業年度開始の日の翌日から二年経過日までの間に最初に開始した連結事業年度開始の日の前日を含む事業年度）までの各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。この場合においては、当該特別修繕準備金の金額については、第二項、前項、第八項、第十一項及び第十五項の規定は、適用しない。

6　第二項の規定の適用を受ける法人が、当該事業年度が連結事業年度に該当しない場合で、かつ、当該事業年度開始の日の前日を含む事業年度が連結事業年度に該当していた場合において、当該事業年度の確定申告書等を青色申告書により提出できる者でないとき（青色申告書の提出の承認を取り消され、又は青色申告書による申告をやめる旨の届出書の提出をしたことにより、当該事業年度の確定申告書等を青色申告書により提出できる者でないこととなった場合を含む。）は、当該事業年度終了の日における特別修繕準備金の金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。この場合においては、同項、前二項、第八項、第十一項及び第十五項の規定は、適用しない。

7　第二項の月数は、暦に従って計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

8　第二項の規定の適用を受ける法人が適格合併により合併法人に準備金設定資産を移転した場合（附則第八十二条第六項前段に規定する場合を除く。）には、その適格合併直前における特別修繕準備金の金額は、当該合併法人に引き継ぐものとする。この場合において、その合併法人が引継ぎを受けた特別修繕準備金の金額は、当該合併法人がその適格合併の日において有する第二項の特別修繕準備金の金額（当該合併法人の当該適格合併の日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、同条第二項の特別修繕準備金の金額）とみなす。

9　前項又は附則第八十二条第六項の場合において、これらの規定の合併法人（その適格合併後において連結法人に該当するものを除く。）がその適格合併の日を含む事業年度の確定申告書等を青色申告書により提出することができる者でないときは、当該事業年度終了の日における特別修繕準備金の金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

10　第八項又は附則第八十二条第六項の合併法人（その適格合併後において連結法人に該当するものを除く。）のその適格合併の日を含む事業年度以後の各事業年度（当該適格合併の日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度後の各事業年度）に係る第二項の規定の適用については、同項に規定する特別修繕準備金の金額は、第八項又は同条第六項の規定により当該合併法人が有するものとみなされた特別修繕準備金の金額を含むものとする。この場合において、当該合併法人が有するものとみなされた特別修繕準備金の金額については、第二項中「当該各事業年度の月数を乗じてこれを四十八（当該法人が中小企業者である場合には、百二十）で除して」とあるのは、「当該各事業年度の月数（当該適格合併の日を含む事業年度にあっては、同日から同日を含む事業年度終了の日までの期間の月数）を乗じてこれを四十八月（当該法人が中小企業者である場合には、百二十月）から経過期間（平成二十四年四月一日以後最初に開始する事業年度開始の日（同年四月一日以後最初に開始する事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度開始の日）から当該適格合併の日の前日までの期間をいう。）の月数を控除した月数で除して」とする。

11　第二項の規定の適用を受ける法人が適格分割により分割承継法人に準備金設定資産を移転した場合（附則第八十二条第八項前段に規定する場合を除く。）には、その適格分割直前における当該準備金設定資産に係る特別修繕準備金の金額は、当該分割承継法人に引き継ぐものとする。この場合において、その分割承継法人が引継ぎを受けた特別修繕準備金の金額は、当該分割承継法人がその適格分割の日において有する第二項の特別修繕準備金の金額（当該分割承継法人の当該適格分割の日を含む事業年度が連結

事業年度に該当する場合には、同条第二項の特別修繕準備金の金額）とみなす。

12　前項の場合において、第二項の規定の適用を受ける法人のその適格分割の日を含む事業年度（同日が当該法人の事業年度開始の日である場合の当該事業年度を除く。）については、当該適格分割の日の前日を当該事業年度終了の日とみなして、同項の規定を適用する。この場合において、同項中「当該各事業年度の月数」とあるのは、「当該各事業年度の月数（当該適格分割の日を含む事業年度にあっては、当該適格分割の日を含む事業年度開始の日から当該適格分割の日の前日までの期間の月数）」とする。

13　第十一項又は附則第八十二条第八項の場合において、これらの規定の分割承継法人（その適格分割後において連結法人に該当するものを除く。）がその適格分割の日を含む事業年度の確定申告書等を青色申告書により提出することができる者でないときは、当該事業年度終了の日における特別修繕準備金の金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

14　第十一項又は附則第八十二条第八項の分割承継法人（その適格分割後において連結法人に該当するものを除く。）のその適格分割の日を含む事業年度以後の各事業年度（当該適格分割の日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度後の各事業年度）に係る第二項の規定の適用については、同項に規定する特別修繕準備金の金額は、第十一項又は同条第八項の規定により当該分割承継法人が有するものとみなされた特別修繕準備金の金額を含むものとする。この場合において、当該分割承継法人が有するものとみなされた特別修繕準備金の金額については、第二項中「当該各事業年度の月数を乗じてこれを四十八（当該法人が中小企業者である場合には、百二十）で除して」とあるのは、「当該各事業年度の月数（当該適格分割の日を含む事業年度にあっては、同日から同日を含む事業年度終了の日までの期間の月数）を乗じてこれを四十八月（当該法人が中小企業者である場合には、百二十月）から経過期間（平成二十四年四月一日以後最初に開始する事業年度開始の日（同年四月一日以後最初に開始する事業年度にあっては、当該連結事業年度開始の日）から当該適格分割の日の前日までの期間をいう。）の月数を控除した月数で除して」とする。

15　第二項の規定の適用を受ける法人が適格現物出資により被現物出資法人に準備金設定資産を移転した場合（附則第八十二条第十一項前段に規定する場合を除く。）には、その適格現物出資直前における当該準備金設定資産に係る特別修繕準備金の金額は、当該被現物出資法人に引き継ぐものとする。この場合において、その被現物出資法人が引継ぎを受けた特別修繕準備金の金額は、当該被現物出資法人がその適格現物出資の日において有する第二項の特別修繕準備金の金額（当該被現物出資法人の当該適格現物出資の日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、同条第二項の特別修繕準備金の金額）とみなす。

16　前項の場合において、第二項の規定の適用を受ける法人のその適格現物出資の日を含む事業年度（同日が当該法人の事業年度開始の日である場合の当該事業年度を除く。）については、当該適格現物出資の日の前日を当該事業年度終了の日とみなして、同項の規定を適用する。この場合において、同項中「当該各事業年度の月数」とあるのは、「当該各事業年度の月数（当該適格現物出資の日を含む事業年度にあっては、当該適格現物出資の日から当該適格現物出資の日の前日までの期間の月数）」とする。

17　第十五項又は附則第八十二条第十一項の場合において、これらの規定の被現物出資法人（その適格現物出資後において連結法人に該当するものを除く。）がその適格現物出資の日を含む事業年度の確定申告書等を青色申告書により提出することができる者でないときは、当該事業年度終了の日における特別修繕準備金の金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

18　第十五項又は附則第八十二条第十一項の被現物出資法人（その適格現物出資後において連結法人に該当するものを除く。）のその適格現物出資の日を含む事業年度以後の各事業年度（当該適格現物出資の日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度後の各事業年度）に係る第二項の規定の適用については、同項に規定する特別修繕準備金の金額は、第十五項又は同条第十一項の規定により当該被現物出資法人が有するものとみなされた特別修繕準備金の金額を含むものとする。この場合において、当該被現物出資法人が有するものとみなされた特別修繕準備金の金額については、第二項中「当該各事業年度の月数を乗じてこれを四十八（当該法人が中小企業者である場合には、百二十）で除して」とあるのは、「当該各事業年度の月数（当該適格現物出資の日を含む事業年度にあっては、同日から同日を含む事業年度終了の日までの期間の月数）を乗じてこれを四十八月（当該法人が中小企業者である場合には、百二十月）から経過期間（平成二十四年四月一日以後最初に開始する事業年度開始の日（同年四月一日以後最初に開始する事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度開始の日）から当該適格現物出資の日の前日までの期間をいう。）の月数を控除した月数で除して」とする。

（商工組合等の留保所得の特別控除に関する経過措置）

第六十六条　旧租税特別措置法第六十一条第一項に規定する法人の平成二十四年四月一日前に終了した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

（使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例に関する経過措置）

第六十七条　新租税特別措置法第六十二条第八項の規定は、平成二十五年一月一日以後に法人に対して行う新国税通則法第七十四条の二（第一項第二号に係る部分に限る。）の規定による質問、検査又は提示若しくは提出の要求（附則第三十九条第一項に規定する経過措置調査等に係るものを除く。）について適用する。

2　平成二十四年十二月三十一日以前に旧租税特

別措置法第六十二条第八項の法人に対して行った旧法人税法第百五十三条（旧法人税法第百五十五条において準用する場合を含む。）の規定による質問又は検査（附則第二十五条に規定する経過措置調査に係るものを含む。）については、なお従前の例による。

（国外関連者との取引に係る課税の特例に関する経過措置）

第六十八条　新租税特別措置法第六十六条の四第八項、第十項（第九項に係る部分を除く。）及び第十一項の規定は、平成二十五年一月一日以後に同条第八項に規定する同種の事業を営む者に対して行う質問、検査又は提示若しくは提出の要求（同項に規定する法人につき同日前から引き続き行われている調査（同日前に当該法人に対して当該調査に係る旧法人税法第百五十三条又は旧法人税法第百五十五条において準用する旧法人税法第百五十三条の規定による質問又は検査を行っていたものに限る。以下この項において「経過措置調査」という。）に係るものを除く。）について適用し、同日前に旧租税特別措置法第六十六条の四第八項に規定する同種の事業を営む者に対して行った同項の規定による質問又は検査（経過措置調査に係るものを含む。）については、なお従前の例による。

2　新租税特別措置法第六十六条の四第九項及び第十項（第九項に係る部分に限る。）の規定は、平成二十五年一月一日以後に提出される同条第九項に規定する帳簿書類について適用する。

3　新租税特別措置法第六十六条の四第十六項の規定は、施行日以後に国税通則法第二十三条第一項に規定する法定申告期限が到来する法人税について適用する。

4　新租税特別措置法第六十六条の四第十七項の規定は、施行日以後に同項各号に定める期限又は日が到来する法人税について適用し、施行日前に旧租税特別措置法第六十六条の四第十五項各号に定める期限又は日が到来した法人税については、なお従前の例による。

5　新租税特別措置法第六十六条の四第二十項の規定は、施行日以後に同条第十七項各号に定める期限又は日が到来する法人税について適用する。

6　施行日から平成二十四年十二月三十一日までの間における新租税特別措置法第六十六条の四第二十二項の規定の適用については、同項中「第六項まで及び第九項」とあるのは、「第六項」とする。

（中小企業者等である連結法人の法人税率の特例に関する経過措置）

第六十九条　旧租税特別措置法第六十八条の八第一項の表の第一欄に掲げる連結親法人又は同条第二項に規定する協同組合等である連結親法人の平成二十四年四月一日前に開始し、かつ、同日以後に終了する連結事業年度の連結所得に係る法人税法その他法人税に関する法令の規定の適用については、同条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第一項及び第二項中「終了する各連結事業年度」とあるのは、「終了する各連結事業年度（同年四月一日前に開始し、かつ、同日以後に終了する連結事業年度を含む。）」とする。

（連結法人が試験研究を行った場合の法人税額の特別控除に関する経過措置）

第七十条　新租税特別措置法第六十八条の九第十四項及び第十五項の規定は、施行日以後に連結確定申告書等（期限後申告書を除く。以下同じ。）の提出期限が到来する法人税について適用し、施行日前に連結確定申告書等の提出期限が到来した法人税については、なお従前の例による。

（連結法人が試験研究を行った場合の法人税額の特別控除の特例に関する経過措置）

第七十一条　新租税特別措置法第六十八条の九の二第十項の規定は、施行日以後に連結確定申告書等の提出期限が到来する法人税について適用し、施行日前に連結確定申告書等の提出期限が到来した法人税については、なお従前の例による。

（連結法人がエネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）

第七十二条　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が平成二十四年四月一日前に取得又は製作若しくは建設をした旧租税特別措置法第六十八条の十第一項に規定するエネルギー需給構造改革推進設備等を同項に規定する事業の用に供した場合における法人税については、同条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第二項	第六十八条の九、次条第二項、第三項及び第五項、第六十八条の十一第二項	経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第　号。第四項において「平成二十三年改正法」という。）第十九条の規定による改正後の租税特別措置法（以下この条において「新租税特別措置法」という。）第六十八条の九、新租税特別措置法第六十八条の十第二項、第三項及び第五項、新租税特別措置法第六十八条の十一第二項
	第六十八条の十三、第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項、第六十八条の十五第二項、第三項及び第五項並びに第六十八条の十五の二	新租税特別措置法第六十八条の十三、新租税特別措置法第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項、新租税特別措置法第六十八条の十五第二項、第三項及び第五項並びに新租税特別措置法第六十八条の十五の二
第三項	次条第二項	新租税特別措置法第六十八条の十第二項

第四項	第四十二条の五第二項	平成二十三年改正法附則第五十五条の規定によりなおその効力を有するものとされる平成二十三年改正法第十九条の規定による改正前の租税特別措置法（第十二項において「旧効力措置法」という。）第四十二条の五第二項
第五項	第六十八条の九第十一項（前条第七項	新租税特別措置法第六十八条の九第十一項（新租税特別措置法第六十八条の九の二第七項
	次条第五項、第六十八条の十一第五項	新租税特別措置法第六十八条の十第五項、新租税特別措置法第六十八条の十一第五項
	第六十八条の十三第四項、第六十八条の十四第五項、第六十八条の十五第五項、第六十八条の百第一項及び第六十八条の百八第一項	新租税特別措置法第六十八条の十三第四項、新租税特別措置法第六十八条の十四第五項、新租税特別措置法第六十八条の十五第五項、新租税特別措置法第六十八条の百第一項及び新租税特別措置法第六十八条の百八第一項
第十二項	第四十二条の五第二項	旧効力措置法第四十二条の五第二項
	同法第二条第三十一号	法人税法第二条第三十一号
	第四十二条の五第三項	旧効力措置法第四十二条の五第三項
第十三項	又は租税特別措置法第六十八条の十第二項	又は経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第　号）附則第七十二条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十九条の規定による改正前の租税特別措置法（以下「旧効力連結措置法」という。）第六十八条の十第二項
	並びに租税特別措置法第六十八条の十第二項	並びに旧効力連結措置法第六十八条の十第二項
第十四項	「租税特別措置法第六十八条の十第五項（	「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第　号）附則第七十二条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十九条の規定による改正前の租税特別措置法（以下「旧効力連結措置法」という。）第六十八条の十第五項（
	租税特別措置法第六十八条の十第五項」	旧効力連結措置法第六十八条の十第五項」
	及び租税特別措置法第六十八条の十第五項	及び旧効力連結措置法第六十八条の十第五項

（連結法人がエネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）

第七十三条　前条の規定の適用がある場合における新租税特別措置法第六十八条の十の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第二項	第六十八条の十五の二	第六十八条の十五の二並びに経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第　号）附則第七十二条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十九条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この項及び次項において「旧効力措置法」という。）第六十八条の十第二項、第三項及び第五項
	調整前連結税額の百分の二十に相当する金額	調整前連結税額の百分の二十に相当する金額（旧効力措置法第六十八条の十第二項の規定により当該供用年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除される金額がある場合には、当該金額を控除した残額）

帰せられる金額の百分の二十に相当する金額	帰せられる金額の百分の二十に相当する金額（旧効力措置法第六十八条の十第二項の規定により当該供用年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除される金額のうち当該中小連結親法人又はその中小連結子法人に帰せられる金額がある場合には、当該金額を控除した残額）
第三項	
控除される金額がある場合には、当該金額	控除される金額がある場合又は旧効力措置法第六十八条の十第二項若しくは第三項の規定により当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除される金額がある場合には、これらの金額
同項	前項
又はその連結子法人に帰せられる金額がある場合には、当該金額	若しくはその連結子法人に帰せられる金額がある場合又は旧効力措置法第六十八条の十第二項若しくは第三項の規定により当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除される金額のうち当該連結親法人若しくはその連結子法人に帰せられる金額がある場合には、これらの金額

2　新租税特別措置法第六十八条の十第九項及び第十項の規定は、施行日以後に連結確定申告書等の提出期限が到来する法人税について適用し、施行日前に連結確定申告書等の提出期限が到来した法人税については、なお従前の例による。

（中小連結法人が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）

第七十四条　新租税特別措置法第六十八条の十一第九項及び第十項の規定は、施行日以後に連結確定申告書等の提出期限が到来する法人税について適用し、施行日前に連結確定申告書等の提出期限が到来した法人税については、なお従前の例による。

（連結法人が事業基盤強化設備等を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）

第七十五条　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が平成二十四年四月一日前に取得又は製作をした旧租税特別措置法第六十八条の十二第一項に規定する事業基盤強化設備等については、なお従前の例による。

2　旧租税特別措置法第六十八条の十二第五項に規定する連結法人の法人税法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度が平成二十四年四月一日前に開始した連結事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

（連結法人が沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する経過措置）

第七十六条　新租税特別措置法第六十八条の十三第六項及び第七項の規定は、施行日以後に連結確定申告書等の提出期限が到来する法人税について適用し、施行日前に連結確定申告書等の提出期限が到来した法人税については、なお従前の例による。

（沖縄の特定中小連結法人が経営革新設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）

第七十七条　新租税特別措置法第六十八条の十四第九項及び第十項の規定は、施行日以後に連結確定申告書等の提出期限が到来する法人税について適用し、施行日前に連結確定申告書等の提出期限が到来した法人税については、なお従前の例による。

（連結法人が国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）

第七十八条　新租税特別措置法第六十八条の十五第九項及び第十項の規定は、施行日以後に連結確定申告書等の提出期限が到来する法人税について適用し、施行日前に連結確定申告書等の提出期限が到来した法人税については、なお従前の例による。

（連結法人の雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除に関する経過措置）

第七十九条　新租税特別措置法第六十八条の十五の二第四項の規定は、施行日以後に連結確定申告書等の提出期限が到来する法人税について適用し、施行日前に連結確定申告書等の提出期限が到来した法人税については、なお従前の例による。

（連結法人の法人税の額から控除される特別控除額の特例に関する経過措置）

第八十条　附則第七十二条の規定の適用がある場合における新租税特別措置法第六十八条の十五の三の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第一項	
次の各号に掲げる規定	
次の各号に掲げる規定（経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第　　号）附則第七十二条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十九条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この条において「旧効力措置法」という。）第六十八条の十第二項又は第三項の規定を含む。以下この条において同じ。）	

当該各号に定める金額を	当該各号に定める金額（旧効力措置法第六十八条の十第二項又は第三項の規定にあつては、それぞれ同条第二項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額の合計額又は同条第三項に規定する繰越税額控除限度超過額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額の合計額とする。第三号及び第四項を除き、以下この条において同じ。）を
第二項　又は第六十八条の十五第三項	、第六十八条の十五第三項又は旧効力措置法第六十八条の十第三項
第三項　若しくは第六十八条の十五第四項	、第六十八条の十五第四項若しくは旧効力措置法第六十八条の十第四項

2　新租税特別措置法第六十八条の十五の三第五項の規定は、施行日以後に連結確定申告書等の提出期限が到来する法人税について適用し、施行日前に連結確定申告書等の提出期限が到来した法人税については、なお従前の例による。

（連結法人の減価償却に関する経過措置）

第八十一条　新租税特別措置法第六十八条の二十第一項の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が平成二十四年四月一日以後に取得等（取得又は製作若しくは建設をいう。以下この項及び第三項において同じ。）をする同条第一項に規定する集積産業用資産について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が同日前に取得等をした旧租税特別措置法第六十八条の二十第一項に規定する集積産業用資産については、なお従前の例による。

2　新租税特別措置法第六十八条の二十第一項の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が平成二十四年四月一日以後に取得等（取得又は製作若しくは建設をいう。以下この項及び第三項において同じ。）をする同条第一項に規定する集積産業用資産について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が同日前に取得等をした旧租税特別措置法第六十八条の二十第一項に規定する集積産業用資産については、なお従前の例による。

3　旧租税特別措置法第六十八条の二十一第二項第一号に規定する資源生産性革新計画に係る同号に規定する認定又は同項第二号に規定する資源制約対応製品生産設備導入計画に係る同号に規定する認定を平成二十四年四月一日前に受けた連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が取得等をする同項に規定する資源需給構造変化対応設備等については、同条（同項に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。

4　新租税特別措置法第六十八条の二十五（第一項に係る部分に限る。）の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が平成二十四年四月一日以後に取得又は製作をする同項に規定する特定農産加工品生産設備について適用する。

（連結法人の準備金に関する経過措置）

第八十二条　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、旧租税特別措置法第六十八条の四十五第一項の表の各号の上欄に掲げるものに該当するものの平成二十四年四月一日以後に開始する各連結事業年度の連結所得の金額の計算については、同条（第三項から第五項まで及び第十項から第十五項までに係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第三項	第五十五条の六第一項	経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第　号）附則第六十五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十九条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この条において「旧効力措置法」という。）第五十五条の六第一項
第四項及び第五項	第五十五条の六第一項	旧効力措置法第五十五条の六第一項
第十項	第五十五条の六第一項	旧効力措置法第五十五条の六第一項
	「第五十五条第十一項」とあるのは「第五十五条の六第十一項」	「第五十五条第十一項」とあるのは、「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第　号）附則第六十五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十九条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この条において「旧効力単体措置法」という。）第五十五条の六第十一項

第六十八条の四十五第二項	経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第　号）附則第八十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十九条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この条において「旧効力連結措置法」という。）第六十八条の四十五第二項
「同条第十一項」とあるのは「第五十五条の六第十一項	「同条第十一項」とあるのは「旧効力単体措置法第五十五条の六第十一項
第十一項 第五十五条の六第一項	旧効力措置法第五十五条の六第一項
第十二項 第六十八条の四十五第二項	旧効力連結措置法第六十八条の四十五第二項
第五十五条の六第十二項	旧効力単体措置法第五十五条の六第十二項
第十三項 第五十五条の六第一項	旧効力措置法第五十五条の六第一項
第十四項 第六十八条の四十五第二項	旧効力連結措置法第六十八条の四十五第二項
第五十五条の六第十四項	旧効力単体措置法第五十五条の六第十四項

2　旧租税特別措置法第六十八条の五十八第一項に規定する連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が、平成二十四年四月一日以後最初に開始する連結事業年度開始の日（同年四月一日以後最初に開始する事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度開始の日）において同条第三項に規定する特別修繕準備金の金額（同条第一項第二号から第四号までに掲げる固定資産について行う同項第二号から第四号までに定める修繕に係るものに限る。）を有する場合には、当該開始の日以後四年（当該連結親法人又はその連結子法人が、新租税特別措置法第六十八条の九第六項に規定する中小連結法人に該当する連結親法人又は連結子法人（以下この条においてそれぞれ「中小連結親法人」又は「中小連結子法人」という。）である場合には、十年）以内の日を含む各連結事業年度において、当該特別修繕準備金の金額に当該各連結事業年度の月数を乗じてこれを四十八（当該連結親法人又はその連結子法人が、中小連結親法人又は中小連結子法人である場合には、百二十）で除して計算した金額（次項において「四年等均等取崩金額」という。）に相当する金額を、当該各連結事業年度の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

3　前項の場合において、四年等均等取崩金額が当該連結事業年度終了の日における特別修繕準備金の金額（その日までに同項に規定する特別修繕準備金の金額に次項の規定により益金の額に算入された、若しくは算入されるべきこととなった金額（附則第六十五条第四項の規定により益金の額に算入された金額を含む。）又は前連結事業年度（当該連結事業年度開始の日の前日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、その前日を含む事業年度）終了の日までに前項の規定により益金の額に算入された金額（同条第二項の規定により益金の額に算入された金額を含む。）がある場合には、これらの金額を控除した金額。以下この条において同じ。）を超えるときは、当該四年等均等取崩金額は、当該特別修繕準備金の金額とする。

4　第二項の規定の適用を受ける連結親法人又はその連結子法人が、次の各号に掲げる場合（適格合併、適格分割又は適格現物出資により、準備金設定資産（同項の特別修繕準備金に係る同項に規定する固定資産をいう。以下この条において同じ。）を移転した場合を除く。）に該当することとなった場合には、当該各号に定める金額に相当する金額は、その該当することとなった日を含む連結事業年度（第三号に掲げる場合にあっては、合併の日の前日を含む連結事業年度）の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

一　準備金設定資産について特別の修繕（第二項に規定する修繕をいう。次号において同じ。）を完了した場合　その完了した日における当該準備金設定資産に係る特別修繕準備金の金額

二　準備金設定資産について特別の修繕を行わないこととなった場合（次号に該当する場合を除く。）　その行わないこととなった日における当該準備金設定資産に係る特別修繕準備金の金額

三　合併（連結子法人が被合併法人となる合併にあっては、その合併の日が法人税法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度開始の日（第六項において「連結親法人事業年度開始の日」という。）である場合の当該合併に限る。）により合併法人に準備金設定資産を移転した場合　当該合併の直前における当該準備金設定資産に係る特別修繕準備金の金額

四　解散した場合（合併により解散した場合を除き、連結子法人の破産手続開始の決定による解散にあってはその破産手続開始の決定の日が連結事業年度終了の日である場合に限る。）　その解散の日におけるその解散した連結親法人又は当該連結子法人の有する特別修繕準備金の金額

五　第二項及び前各号の場合以外の場合において特別修繕準備金の金額を取り崩した場合　その取り崩した日における特別修繕準備金の金額のうちその取り崩した金額に相当する金額

5　第二項の月数は、暦に従って計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

6　第二項の規定の適用を受ける連結親法人又はその連結子法人が、適格合併（連結子法人が被合併法人となる適格合併にあっては、その適格合併の日がその連結親法人事業年度開始の日である場合の当該適格合併に限る。）により合併法人に準備金設定資産を移転した場合には、その適格合併直前における特別修繕準備金の金額は、当該合併法人に引き継ぐものとする。この場合において、その合併法人が引継ぎを受けた特別修繕準備金の金額は、当該合併法人がその適格合併の日において有する同項の特別修繕準備金の金額（当該合併法人の当該適格合併の日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、附則第六十五条第二項の特別修繕準備金の金額）とみなす。

7　前項又は附則第六十五条第八項の合併法人（その適格合併後において連結法人に該当するものに限る。）のその適格合併の日を含む連結事業年度以後の各連結事業年度（当該適格合併の日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度後の各連結事業年度）に係る第二項の規定の適用については、同項に規定する特別修繕準備金の金額は、前項又は同条第八項の規定により当該合併法人が有するものとみなされた特別修繕準備金の金額を含むものとする。この場合において、当該合併法人が有するものとみなされた特別修繕準備金の金額については、第二項中「当該各連結事業年度の月数を乗じてこれを四十八（当該連結親法人又はその連結子法人が、中小連結親法人又は中小連結子法人である場合には、百二十）で除して」とあるのは、「当該各連結事業年度（当該適格合併の日を含む連結事業年度にあっては、同日から同日を含む連結事業年度終了の日までの期間の月数）を乗じてこれを四十八月（当該連結親法人又はその連結子法人が、中小連結親法人又は中小連結子法人である場合には、百二十月）から経過期間（平成二十四年四月一日以後最初に開始する連結事業年度開始の日（同年四月一日以後最初に開始する事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度開始の日）から当該適格合併の日の前日までの期間をいう。）の月数を控除した月数で除して」とする。

8　第二項の規定の適用を受ける連結親法人又はその連結子法人が、適格分割により分割承継法人に準備金設定資産を移転した場合には、その適格分割直前における当該準備金設定資産に係る特別修繕準備金の金額は、当該分割承継法人に引き継ぐものとする。この場合において、その分割承継法人が引継ぎを受けた特別修繕準備金の金額は、当該分割承継法人がその適格分割の日において有する同項の特別修繕準備金の金額（当該分割承継法人の当該適格分割の日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、附則第六十五条第二項の特別修繕準備金の金額）とみなす。

9　前項の場合において、第二項の規定の適用を受ける連結親法人又はその連結子法人のその適格分割の日を含む連結事業年度（同日が当該連結親法人又はその連結子法人の連結事業年度開始の日である場合の当該連結事業年度を除く。）については、当該適格分割の日の前日を当該連結事業年度終了の日とみなして、同項の規定を適用する。この場合において、同項中「当該各連結事業年度の月数」とあるのは、「当該各連結事業年度の月数（当該適格分割の日を含む連結事業年度にあっては、当該適格分割の日を含む連結事業年度開始の日から当該適格分割の日の前日までの期間の月数）」とする。

10　第八項又は附則第六十五条第十一項の分割承継法人（その適格分割後において連結法人に該当するものに限る。）のその適格分割の日を含む連結事業年度以後の各連結事業年度（当該適格分割の日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度後の各連結事業年度）に係る第二項の規定の適用については、同項に規定する特別修繕準備金の金額は、第八項又は同条第十一項の規定により当該分割承継法人が有するものとみなされた特別修繕準備金の金額を含むものとする。この場合において、当該分割承継法人が有するものとみなされた特別修繕準備金の金額については、第二項中「当該各連結事業年度の月数を乗じてこれを四十八（当該連結親法人又はその連結子法人が、中小連結親法人又は中小連結子法人である場合には、百二十）で除して」とあるのは、「当該各連結事業年度の月数（当該適格分割の日を含む連結事業年度にあっては、同日から同日を含む連結事業年度終了の日までの期間の月数）を乗じてこれを四十八月（当該連結親法人又はその連結子法人が、中小連結親法人又は中小連結子法人である場合には、百二十月）から経過期間（平成二十四年四月一日以後最初に開始する連結事業年度開始の日（同年四月一日以後最初に開始する事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度開始の日）から当該適格分割の日の前日までの期間をいう。）の月数を控除した月数で除して」とする。

11　第二項の規定の適用を受ける連結親法人又はその連結子法人が、適格現物出資により被現物出資法人に準備金設定資産を移転した場合には、その適格現物出資直前における当該準備金設定資産に係る特別修繕準備金の金額は、当該被現物出資法人がその適格現物出資の日において有する同項の特別修繕準備金の金額（当該被現物出資法人の当該適格現物出資の日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、附則第六十五条第二項の特別修繕準備金の金額）とみなす。

12　前項の場合において、第二項の規定の適用を受ける連結親法人又はその連結子法人のその適格現物出資の日を含む連結事業年度（同日が当該連結親法人又はその連結子法人の連結事業年度開始の日である場合の当該連結事業年度を除く。）については、当該適格現物出資の日の前日を当該連結事業年度終了の日とみなして、同項の規定を適用する。この場合において、同項中「当該各連結事業年度の月数」とあるのは、「当該各連結事業年度の月数（当該適格現物出資の日を含む連結事業年度にあっては、当該適格現

物出資の日を含む連結事業年度開始の日から当該適格現物出資の日の前日までの期間の月数）」とする。

13　第十一項又は附則第六十五条第十五項の被現物出資法人（その適格現物出資後において連結法人に該当するものに限る。）のその適格現物出資の日を含む連結事業年度以後の各連結事業年度（当該適格現物出資の日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度後の各連結事業年度）に係る第二項の規定の適用については、同項に規定する特別修繕準備金の金額は、第十一項又は同条第十五項の規定により当該被現物出資法人が有するものとみなされた特別修繕準備金の金額を含むものとする。この場合において、当該被現物出資法人が有するものとみなされた特別修繕準備金の金額については、第二項中「当該各連結事業年度の月数を乗じてこれを四十八（当該連結親法人又はその連結子法人が、中小連結親法人又は中小連結子法人である場合には、百二十）で除して」とあるのは、「当該各連結事業年度の月数（当該適格現物出資の日を含む連結事業年度にあっては、同日から同日を含む連結事業年度終了の日までの期間の月数）を乗じてこれを四十八月（当該連結親法人又はその連結子法人が、中小連結親法人又は中小連結子法人である場合には、百二十月）から経過期間（平成二十四年四月一日以後最初に開始する連結事業年度開始の日（同年四月一日以後最初に開始する事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度開始の日）から当該適格現物出資の日の前日までの期間をいう。）の月数を控除した月数で除して」とする。

（連結法人が使途秘匿金の支出をした場合の課税の特例に関する経過措置）

第八十三条　新租税特別措置法第六十八条の六十七第七項の規定は、平成二十五年一月一日以後に連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人に対して行う新国税通則法第七十四条の二（第一項第二号に係る部分に限る。）の規定による質問、検査又は提示若しくは提出の要求（附則第三十九条第一項に規定する経過措置調査等に係るものを除く。）について適用する。

2　平成二十四年十二月三十一日以前に旧租税特別措置法第六十八条の六十七第七項の連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人に対して行った旧法人税法第百五十三条（旧法人税法第百五十五条において準用する場合を含む。）の規定による質問又は検査（附則第二十五条に規定する経過措置調査に係るものを含む。）については、なお従前の例による。

（連結法人の国外関連者との取引に係る課税の特例に関する経過措置）

第八十四条　新租税特別措置法第六十八条の八十八第八項、第十項（第九項に係る部分を除く。）及び第十一項の規定は、平成二十五年一月一日以後に同条第八項に規定する同種の事業を営む者に対して行う質問、検査又は提示若しくは提出の要求（同項に規定する連結法人につき同日前から引き続き行われている調査（同日前に当該連結法人に対して当該調査に係る旧法人税法第百五十三条又は旧法人税法第百五十五条において準用する旧法人税法第百五十三条の規定による質問又は検査を行っていたものに限る。）に係るものを除く。）について適用し、同日前に旧租税特別措置法第六十八条の八十八第八項に規定する同種の事業を営む者に対して行った同項の規定による質問又は検査（経過措置調査に係るものを含む。）については、なお従前の例による。

2　新租税特別措置法第六十八条の八十八第九項及び第十項（第九項に係る部分に限る。）の規定は、平成二十五年一月一日以後に提出される同条第九項に規定する帳簿書類について適用する。

3　新租税特別措置法第六十八条の八十八第十七項の規定は、施行日以後に国税通則法第二十三条第一項に規定する法定申告期限が到来する法人税について適用する。

4　新租税特別措置法第六十八条の八十八第十八項の規定は、施行日以後に同項各号に定める期限又は日が到来する法人税について適用し、施行日前に旧租税特別措置法第六十八条の八十八第十六項各号に定める期限又は日が到来した法人税については、なお従前の例による。

5　新租税特別措置法第六十八条の八十八第二十一項の規定は、施行日以後に同条第十八項各号に定める期限又は日が到来する法人税について適用する。

6　施行日から平成二十四年十二月三十一日までの間における新租税特別措置法第六十八条の八十八第二十三項の規定の適用については、同項中「第六項まで及び第九項」とあるのは、「第六項まで」とする。

（相続税及び贈与税の特例に関する経過措置）

第八十五条　削除　新租税特別措置法第六十九条の五第一項、第七十条の三第一項から第三項まで、第七十条の四第三項並びに第七十条の七第二項第五号及び第三項の規定は、平成二十四年一月一日以後の贈与により取得をする財産に係る相続税又は贈与税について適用し、同日前に贈与により取得をした財産に係る相続税又は贈与税については、なお従前の例による。

（酒税等の特例に関する経過措置）

第八十六条　新租税特別措置法第八十七条の八第四項、第八十八条の七第九項、第八十九条の二第十項、第八十九条の三第四項、第八十九条の四第二項、第九十条第四項及び第九十条の二第二項（これらの規定中新国税通則法第七十四条の七及び第七十四条の八（新国税通則法第七十四条の七に係る部分に限る。）の規定を準用する部分を除く。）の規定（以下この項において「新法の規定」という。）は、平成二十五年一月一日以後に新法の規定に規定する者に対して行う新法の規定において準用する新国税通則法第七十四条の四第一項又は第七十四条の五第二号の規定による質問、検査、提示若しくは提出の要求又は採取（同日前から引き続き行われている調査（同日前にこれらの者に対して当該調査に係る旧租税特別措置法第八十七条の八第四項、第八十八条の七第九項、第八十九条の二第十項、第

八十九条の三第四項、第八十九条の四第二項、第九十条第四項及び第九十条の二第二項の規定（以下この項において「旧法の規定」という。）において準用する旧酒税法第五十三条第一項又は旧揮発油税法第二十六条及び旧地方揮発油税法第十四条の二の規定による質問、検査又は採取を行っていたものに限る。以下この項において「経過措置調査」という。）に係るものを除く。）について適用し、同日前に旧法の規定に規定する者に対して行った旧法の規定において準用する旧酒税法第五十三条第一項又は旧揮発油税法第二十六条及び旧地方揮発油税法第十四条の二の規定による質問、検査又は採取（経過措置調査に係るものを含む。）については、なお従前の例による。

2　新租税特別措置法第八十八条の七第九項、第八十九条の二第十項、第八十九条の三第四項、第八十九条の四第二項、第九十条第四項及び第九十条の二第二項（これらの規定中新国税通則法第七十四条の七及び第七十四条の八（新国税通則法第七十四条の七に係る部分に限る。）の規定を準用する部分に限る。）の規定は、平成二十五年一月一日以後に提出される新国税通則法第七十四条の七に規定する物件について適用する。

（石油石炭税の税率の特例に関する経過措置）

第八十七条○　この附則に別段の定めがあるものを除き、平成二十四年四月一日前に課した、又は課すべきであった石油石炭税については、なお従前の例による。

○から第八十九条まで削除

2　平成二十四年四月一日から平成二十五年九月三十日までの間に、原油（石油石炭税法第二条第一号に規定する原油をいう。以下この条において同じ。）、ガス状炭化水素（同法第二条第三号に規定するガス状炭化水素をいう。以下この条において同じ。）若しくは石炭（同法第二条第四号に規定する石炭をいう。以下この条において同じ。）の採取場から移出される原油、ガス状炭化水素若しくは石炭又は保税地域から引き取られる原油若しくは石油製品（同法第二条第二号に規定する石油製品をいう。以下この条において同じ。）、ガス状炭化水素若しくは石炭に係る石油石炭税の税額は、同法第九条及び新租税特別措置法第九十条の三の二の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める税率により計算した金額とする。

一　原油及び石油製品　一キロリットルにつき二千二百九十円

二　ガス状炭化水素　一トンにつき千三百四十円

三　石炭　一トンにつき九百二十円

3　平成二十五年十月一日から平成二十七年九月三十日までの間に、原油、ガス状炭化水素若しくは石炭の採取場から移出される原油、ガス状炭化水素若しくは石炭又は保税地域から引き取られる原油若しくは石油製品、ガス状炭化水素若しくは石炭に係る石油石炭税の税額は、石油石炭税法第九条及び新租税特別措置法第九十条の三の二の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める税率により計算した金額とする。

一　原油及び石油製品　一キロリットルにつき二千五百四十円

二　ガス状炭化水素　一トンにつき千六百円

三　石炭　一トンにつき千百四十円

4　平成二十四年四月一日前にその採取場から移出された原油、ガス状炭化水素又は石炭で、石油石炭税法第十条第三項（同法第十一条第三項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の届出又は承認に係るもの（当該届出又は承認に係る同法第十条第三項各号に掲げる日が同月一日以後に到来するものに限る。）について、同項各号に掲げる日までに同項に規定する書類が提出されなかった場合における当該原油、ガス状炭化水素又は石炭に係る石油石炭税の税額については、第二項の規定を適用する。

5　平成二十五年十月一日前にその採取場から移出された原油、ガス状炭化水素又は石炭で、石油石炭税法第十条第三項の届出又は承認に係るもの（当該届出又は承認に係る同項各号に掲げる日が同月一日以後に到来するものに限る。）について、同項各号に掲げる日までに同項に規定する書類が提出されなかった場合における当該原油、ガス状炭化水素又は石炭に係る石油石炭税の税額については、第二項の規定を適用する。

6　平成二十七年十月一日前にその採取場から移出された原油、ガス状炭化水素又は石炭で、石油石炭税法第十条第三項の届出又は承認に係るもの（当該届出又は承認に係る同項各号に掲げる日が同月一日以後に到来するものに限る。）について、同項各号に掲げる日までに同項に規定する書類が提出されなかった場合における当該原油、ガス状炭化水素又は石炭に係る石油石炭税の税額については、新租税特別措置法第九十条の三の二の規定を適用する。

7　次の表の上欄に掲げる法律又は条約の規定により石油石炭税の免除を受けて平成二十四年四月一日前にその採取場から移出された原油、ガス状炭化水素若しくは石炭又は保税地域から引き取られた原油若しくは石油製品、ガス状炭化水素若しくは石炭について、同日以後に同表の下欄に掲げる法律の規定に該当することとなった場合における当該原油若しくは石油製品、ガス状炭化水素又は石炭に係る石油石炭税の税額については、第二項の規定を適用する。

免除の規定	追徴の規定
輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第十一条第一項	同法第十一条第五項
輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第十二条第一項及び第二項	同法第十二条第四項

輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第十三条第三項	同法第十三条第五項において準用する関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）第十五条第二項、第十六条第二項又は第十七条第四項
租税特別措置法第九十条の四第一項	同法第九十条の四第七項
租税特別措置法第九十条の四の二第一項	同法第九十条の四の二第五項
租税特別措置法第九十条の四の三第一項	同法第九十条の四の三第五項
日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律第百十一号）第十条の三第一項（日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十九年法律第百四十九号）第三条第一項において準用する場合を含む。）	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律第十条の三第二項又は第十一条第二項（これらの規定を日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律第三条第二項において準用する場合を含む。）
日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律第百十二号）第七条（日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律第四条において準用する場合を含む。）	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律第八条（日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律第四条において準用する場合を含む。）
日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定第六条	日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十九年法律第百十二号）第二条第一項

8　前項の表の上欄に掲げる法律又は条約の規定により石油石炭税の免除を受けて平成二十五年十月一日前にその採取場から移出された原油、ガス状炭化水素若しくは石炭又は保税地域から引き取られた原油若しくは石油製品、ガス状炭化水素若しくは石炭について、同日以後に同表の下欄に掲げる法律の規定に該当することとなった場合における当該原油若しくは石油製品、ガス状炭化水素又は石炭に係る石油石炭税の税額については、第三項の規定を適用する。

9　第七項の表の上欄に掲げる法律又は条約の規定により石油石炭税の免除を受けて平成二十七年十月一日前にその採取場から移出された原油、ガス状炭化水素若しくは石炭又は保税地域から引き取られた原油若しくは石油製品、ガス状炭化水素若しくは石炭について、同日以後に同表の下欄に掲げる法律の規定に該当することとなった場合における当該原油若しくは石油製品、ガス状炭化水素又は石炭に係る石油石炭税の税額については、新租税特別措置法第九十条の三の二の規定を適用する。

（特定の用途に供する石炭に係る石油石炭税の軽減に関する経過措置）

第八十八条　平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日までの間における新租税特別措置法第九十条の三の三第一項及び第五項の規定の適用については、同条第一項中「前条」とあるのは「前条及び経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第　号）附則第八十七条第二項」と、同条第五項中「前条第三号に定める税率」とあるのは「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律附則第八十七条第二項第三号に定める税率」とする。

2　平成二十四年四月一日から同年十二月三十一日までの間における新租税特別措置法第九十条の三の三第二項及び第三項の規定の適用については、同条第二項中「第十八条の二、第二十一条及び第二十二条（第一号を除く。）並びに国税通則法第七十四条の五第四号（ロ及びニを除く。）、第七十四条の七から第七十四条の十一まで、第七十四条の十二第五項及び第七十四条の十三」とあるのは「第二十一条、第二十二条（第一号を除く。）及び第二十三条（第一項第二号及び第四号並びに第三項を除く。）」と、「石油石炭税法第十八条の二中「第四条及び第十三条から第十七条まで」とあるのは「租税特別措置法第九十条の三の三第四項及び第五項」と、同法」とあるのは「同法」と、「この条」とあるのは「この条並びに第二十三条第一項及び第二項」と、「という。）を同項」とあるのは「という。）を同法第九十条の三の三第一項」と、「国税通則法第七十四条の五第四号イ中「原油等（同法第四条第二項（納税義務者）に規定する原油等」とあるのは「苛性ソーダ製造用特定石炭（租税特別措置法第九十条の三の三第一項の規定の適用を受けた石炭」と、同号ハ中「原油等又はロに規定する原油等」とあるのは「苛性ソーダ製造用特定石炭」と、同法第七十四条の十二第五項中「同法第二条第一号（定義）に規定する原油、同条第三号に規定するガス状炭化水素若しくは同条第四号に規定

する石炭の採取又は原油等」とあるのは「苛性ソーダ製造用特定石炭」とあるのは「同法第二十三条第一項第一号中「原油等」とあるのは「苛性ソーダ製造用特定石炭」と、同項第三号中「原油等又は前号に規定する原油等」とあるのは「苛性ソーダ製造用特定石炭」と、同条第二項中「原油、ガス状炭化水素若しくは石炭の採取又は原油等」とあるのは「苛性ソーダ製造用特定石炭」と、同条第四項中「第四条及び第十三条から第十七条まで」とあるのは「租税特別措置法第九十条の三の二第四項及び第五項」と、同条第三項中「国税通則法第七十四条の五第四号（ロ及びニ」とあるのは「第二十三条（第一項第二号及び第四号並びに第三項」と、「準用される同項」とあるのは「準用される前項」と、「石油石炭税法第二十一条に」とあるのは「同法第二十一条に」と、「同法第二十四条」とあるのは「同法第二十五条」と、「第五号に係る部分に限る」とあるのは「第一号から第四号まで及び第六号中同法第二十三条第一項第二号に係る部分を除く」と、「第二十五条第一項並びに国税通則法第百二十七条（第二号及び第三号中同法第七十四条の五第四号イに係る部分に限る。）及び第百二十九条」とあるのは「第二十六条第一項」とする。

（特定の石油製品を特定の運送の用に供した場合の石油石炭税の還付に関する経過措置）

第八十九条　平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日までの間における新租税特別措置法第九十条の三の四第一項の規定の適用については、同項本文中「第九十条の三の二第一号に定める税率」とあるのは、「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第　号）附則第八十七条第二項第一号に定める税率」とする。

2　平成二十四年四月一日から同年十二月三十一日までの間における新租税特別措置法第九十条の三の四第三項及び第四項の規定の適用については、同条第三項中「及び第二十二条（第一号を除く。）並びに国税通則法第七十四条の五第四号（ロ及びニを除く。）、第七十四条の七から第七十四条の十一まで、第七十四条の十二第五項及び第七十四条の十三」とあるのは「、第二十二条（第一号を除く。）及び第二十三条（第一項第二号及び第四号、第三項並びに第四項を除く。）」と、「石油石炭税法第二十一条中」とあるのは「同法第二十一条中」と、「この条」とあるのは「この条並びに第二十三条第一項及び第二項」と、「という。）を同項」とあるのは「という。）を同法第九十条の三の四第一項」と、「国税通則法第七十四条の五第四号イ中「原油等（同法第四条第二項（納税義務者）に規定する原油等」とあるのは「特定用途石油製品（租税特別措置法第九十条の三の四第一項に規定する石油製品」と、同号八中「原油等又は口に規定する原油等」とあるのは「特定用途石油製品」と、同法第七十四条の十二第五項中「同法第二条第一号（定義）に規定する原油、同条第三号に規定するガス状炭化水素若しくは同条第四号に規定する石炭の採取又は原油等」とあるのは「同法第二十三条第一項第一号中「原油等」とあるのは「特定用途石油製品」と、同項第三号中「原油等又は前号に規定する原油等」とあるのは「特定用途石油製品」と、同条第二項中「原油、ガス状炭化水素若しくは石炭の採取又は原油等」と、同条第四項中「国税通則法第七十四条の五第四号（ロ及びニ」とあるのは「第二十三条第二項第二号及び第四号、第三項並びに第四項」と、「準用される前項」と、「準用される同項」とあるのは「準用される石油石炭税法」とあるのは「準用される同法」と、「石油石炭税法第二十一条に」とあるのは「同法第二十一条に」と、「第二十四条」とあるのは「第二十五条」と、「第五号に係る部分に限る」とあるのは「第一号から第四号まで及び第六号中同法第二十三条第一項第二号に係る部分を除く」と、「第二十五条第一項並びに国税通則法第百二十七条（第二号及び第三号中同法第七十四条の五第四号イに係る部分に限る。）及び第百二十九条」とあるのは「第二十六条第一項」とする。

（石油石炭税の特例に関する経過措置）

第九十条　新租税特別措置法第九十条の四の二第二項若しくは第九十条の六の二第五項又は租税特別措置法第九十条の三の三第二項若しくは第九十条の三の四第三項（これらの規定中新国税通則法第七十四条の七及び第七十四条の八（新国税通則法第七十四条の七に係る部分に限る。）の規定を準用する部分を除く。）の規定（以下この項において「新法の規定」という。）は、平成二十五年一月一日以後に新法の規定に規定する者に対して行う新法の規定において準用する新国税通則法第七十四条の五第四号の規定による質問、検査、提示若しくは提出の要求又は採取（同日前から引き続き行われている調査（同日前にこれらの者に対して当該調査に係る旧租税特別措置法第九十条の四の二第二項若しくは第九十条の六の二第五項又は附則第八十八条第二項若しくは附則第八十九条第二項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第九十条の三の三第二項若しくは第九十条の三の四第三項の規定（以下この項において「旧法の規定」という。）において準用する旧石油石炭税法第二十三条の規定による質問、検査又は採取（経過措置調査に係るものを含む。）については、なお従前の例による。

2　新租税特別措置法第九十条の四の二第二項若しくは第九十条の六の二第五項又は租税特別措置法第九十条の三の三第二項若しくは第九十条の三の四第三項（これらの規定中新国税通則法第七十四条の七及び第七十四条の八（新国税通則法第七十四条の七に係る部分に限る。）の規定を準用する部分に限る。）の規定は、平成二十五年一月一日以後に提出される新国税通則法第七十四条の七に規定する物件について適用する。

（輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第九十一条　第二十条の規定による改正後の輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（以下この条において「新輸徴法」という。）第二十二条第一項の規定は、平成二十五年一月一日以後に同項に規定する者に対して行う質問、検査又は提示若しくは提出の要求（同日前から引き続き行われている調査（同日前に当該者に対して当該調査に係る第二十条の規定による改正前の輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（以下この項において「旧輸徴法」という。）第二十二条第一項の規定による質問又は検査を行っていたものに限る。以下この項及び第三項において「経過措置調査」という。）に係るものを除く。）について適用し、同日前に旧輸徴法第二十二条第一項に規定する者に対して行った質問又は検査（経過措置調査に係るものを含む。）については、なお従前の例による。

2　新輸徴法第二十二条第二項、第四項（同条第二項に係る部分に限る。）及び第六項（同条第二項に係る部分に限る。）の規定は、平成二十五年一月一日以後に提出される同条第二項に規定する物件について適用する。

3　新輸徴法第二十二条第五項及び第六項（同条第五項に係る部分に限る。）の規定は、平成二十五年一月一日以後に同条第一項に規定する者に対して行う質問、検査又は提示若しくは提出の要求（経過措置調査に係るものを除く。）について適用する。

（内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第九十二条　第二十一条の規定による改正後の内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律（以下この条において「新国外送金等調書法」という。）第五条第一項及び第三項の規定は、平成二十五年一月一日以後に同条第一項に規定する国外送金等調書を提出する義務がある者に対して行う質問、検査又は提示若しくは提出の要求（同日前から引き続き行われている調査（同日前に当該義務がある者に対して当該調査に係る第二十一条の規定による改正前の内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律第五条第一項の規定による質問又は検査を行っていたものに限る。以下この項において「経過措置調査」という。）に係るものを除く。）について適用し、同日前に第二十一条の規定による改正前の内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律第五条第一項に規定する国外送金等調書を提出する義務がある者に対して行った質問又は検査（経過措置調査に係るものを含む。）については、なお従前の例による。

2　新国外送金等調書法第五条第二項、第四項（第二項に係る部分に限る。）及び第五項の規定は、平成二十五年一月一日以後に提出される同条第二項に規定する物件について適用する。

（一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第九十三条　第二十二条の規定による改正後の一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律（次項において「新特別措置法」という。）第十九条第一項（新国税通則法第七十四条の七及び第七十四条の八（新国税通則法第七十四条の七に係る部分に限る。）の規定を準用する部分を除く。）の規定は、平成二十五年一月一日以後に同項において準用する新国税通則法第七十四条の五第一号イからニまでに規定する者に対して行う同条の規定による質問、検査、提示若しくは提出の要求又は採取（同日前から引き続き行われている調査（同日前にこれらの者に対して当該調査に係る第二十二条の規定による改正前の一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律（以下この項において「旧特別措置法」という。）第十九条第一項の規定による質問、検査又は採取を行っていたものに限る。以下この項において「経過措置調査」という。）に係るものを除く。）について適用し、同日前に旧特別措置法第十九条第一項各号に規定する者に対して行った同項の規定による質問、検査又は採取（経過措置調査に係るものを含む。）については、なお従前の例による。

2　新特別措置法第十九条第一項（新国税通則法第七十四条の七及び第七十四条の八（新国税通則法第七十四条の七に係る部分に限る。）の規定を準用する部分に限る。）の規定は、平成二十五年一月一日以後に提出される新国税通則法第七十四条の七に規定する物件について適用する。

（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部改正）

第九十四条　東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項中「、第四十二条の五の二第五項」及び「、第四十二条の七第七項」を削る。

第二十三条第一項中「、第六十八条の十の二第五項」及び「、第六十八条の十二第七項」を削る。

（国民生活等の混乱を回避するための租税特別措置法等の一部を改正する法律の一部改正）

第九十五条　国民生活等の混乱を回避するための租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第十二号）の一部を次のように改正する。

附則第一条ただし書中「所得税法等の一部を改正する法律」を「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」に改める。

附則第二条（見出しを含む。）中「所得税法等の一部を改正する法律」を「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」に改め、同条のうち所得税法等の一部を改正する法律附則第百六十八条の次に一条を加える改正規定中「附則第百六

十八条」を「附則第百四条」に改め、附則第百六十八条の二を附則第百四条の二とする。

（現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律の一部改正）

第九十六条　現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第　号）の一部を次のように改正する。

附則第四十九条第四項中「平成二十四年一月一日から平成二十五年十二月三十一日まで」を「平成二十五年一月一日から同年十二月三十一日まで」に、「第十九項」を「第二十一項」に改める。

（預金保険法の一部改正）

第九十七条　預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

附則第二十二条第三項を削る。

（中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の一部改正）

第九十八条　中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成十一年法律第十八号）の一部を次のように改正する。

第十五条を次のように改める。

第十五条　削除

（銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の一部改正）

第九十九条　銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律（平成十三年法律第百三十一号）の一部を次のように改正する。

第五十八条第一項中「七年」を「九年」に、「として」を「と、「所得の金額の百分の八十に相当する金額」とあるのは「所得の金額」として」に改める。

（沖縄振興特別措置法の一部改正）

第百条　沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）の一部を次のように改正する。

第六十六条第五項の表第十五条第一項の項を削る。

（中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律の一部改正）

第百一条　中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律（平成十九年法律第三十九号）の一部を次のように改正する。

第十一条を次のように改める。

第十一条　削除

（中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律の一部改正）

第百二条　中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成二十年法律第三十八号）の一部を次のように改正する。

第十四条を次のように改める。

第十四条　削除

（関税定率法等の一部を改正する法律の一部改正）

第百三条　関税定率法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第七号）の一部を次のように改正する。

第三条のうち関税法第百五条第一項第六号の改正規定中「及び次条」を削る。

第三条中関税法第百五条の二を第百五条の三とし、第百五条の次に一条を加える改正規定を次のように改める。

第百五条の二を第百五条の三とし、第百五条の次に次の一条を加える。

（輸入者に対する調査の事前通知等）

第百五条の二　国税通則法第七十四条の九（第三項を除く。）から第七十四条の十一（第四項及び第五項を除く。）まで（納税義務者に対する調査の事前通知等・事前通知を要しない場合・調査の終了の際の手続）の規定は、税関長が、税関職員に輸入者に対し前条第一項第六号の規定による質問、検査又は提示若しくは提出の要求を行わせる場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとするほか、これらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

読み替える国税通則法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第七十四条の九第一項	税務署長等（国税庁長官、国税局長若しくは税務署長又は税関長をいう。以下第七十四条の十一（調査の終了の際の手続）までにおいて同じ。）	税関長
	国税庁等又は税関	税関
（以下同条	納税義務者に対し	輸入者に対し
調査（税関の当該職員が行う調査にあつては、消費税等の課税物件の保税地域からの引取り後に行うものに限る。以下同条までにおいて同じ。）		調査
第七十四条の二から第七十四条の六まで（当該職員の質問検査権）		関税法第百五条第一項第六号（税関職員の権限）

	納税義務者（当該納税義務者について税務代理人がある場合には、当該税務代理人を含む。）	輸入者
第七十四条の九第二項	税務署長等	税関長
	納税義務者	輸入者
第七十四条の十	税務署長等	税関長
	同条第三項第一号に掲げる納税義務者	輸入者
	国税庁等若しくは税関	税関
	国税に	関税に
第七十四条の十一第一項	税務署長等	税関長
	国税	関税
	更正決定等（第三十六条第一項（納税の告知）に規定する納税の告知（同項第二号に係るものに限る。）を含む。以下この条において同じ。）	更正、決定又は賦課決定（以下この条において「更正決定等」という。）
	納税義務者（第七十四条の九第三項第一号（納税義務者に対する調査の事前通知等）に掲げる納税義務者をいう。以下この条において同じ。）	輸入者
第七十四条の十一第二項	国税	関税
	納税義務者	輸入者
第七十四条の十一第三項	納税義務者	輸入者

	期限後申告	関税法第七条の四第一項（期限後特例申告）の規定による期限後特例申告
	納税申告書	これらの申告に係る申告書
第七十四条の十一第六項	納税義務者	輸入者
	期限後申告書の提出若しくは源泉徴収による所得税の納付	関税法第七条の四第二項に規定する期限後特例申告書の提出
	第七十四条の二から第七十四条の六まで（当該職員の質問検査権）	関税法第百五条第一項第六号（税関職員の権限）

附則第一条第三号中「所得税法等の一部を改正する法律」を「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」に改め、同条第四号中「所得税法等の一部を改正する法律」を「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」に、「附則第一条第三号」を「附則第一条第五号」に改める。

附則第二条第三項中「及び第五項において「輸入者等」を「において「輸入者等」に改め、同条第五項中「輸入者等」を「輸入者」に改める。

附則第十条中租税特別措置法第九十条の三の四の改正規定を削る。

附則第十条中租税特別措置法第九十条の四の改正規定の次に次のように加える。

第九十条の五第一項中「第二七一〇・一九号の一の㈢」の下に「若しくは第二七一〇・二〇号の一の㈣」を加える。

（罰則に関する経過措置）

第百四条　この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第百五条　この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（納税環境の整備に向けた検討）

第百六条　政府は、国税に関する納税者の利益の保護に資するとともに、税務行政の適正かつ円滑な運営を確保する観点から、納税環境の整備に向け、引き続き検討を行うものとする。

審査報告書

東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成二十三年十一月二十九日

財政金融委員長　尾立　源幸

参議院議長　平田　健二殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、東日本大震災からの復興を図ることを目的として東日本大震災復興基本法第二条に定める基本理念に基づき平成二十三年度から平成二十七年度までの間において実施する施策に必要な財源を確保するための特別措置として、財政投融資特別会計財政融資資金勘定からの国債整理基金特別会計への繰入れ並びに日本たばこ産業株式会社及び東京地下鉄株式会社の株式の所属替等の措置を講ずるとともに、復興特別所得税及び復興特別法人税を創設するほか、当該財源についての公債の発行に関する措置等を定めるものであり、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法律施行に伴い、平成二十三年度一般会計補正予算（第3号）の歳入において、復興公債金として十一兆五千五百億円が計上されている。

附帯決議

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一　財政投融資特別会計財政融資資金勘定の剰余金の復興財源への活用の検討に当たっては、予算編成過程において、同勘定の財務の健全性に配慮を行うこと。

一　日本たばこ産業株式会社の株式について、政府の保有義務割合を設立時発行済株式総数の二分の一以上から発行済株式総数の三分の一超に引き下げることによる同社株式の売却に当たっては、株式市況を見極めて売却時期を慎重に判断するとともに、修正後の附則第十三条に基づき、更なる同社株式の政府保有義務の見直しの検討に当たって「たばこ事業法等に基づくたばこ関連産業への国の関与の在り方を勘案」する際には、葉たばこ農家や小売店への影響等を十分見極めること。

一　修正後の附則第十三条に基づき、エネルギー対策特別会計に所属する株式の保有の在り方の見直しの検討に当たって「エネルギー政策の観点を踏まえ」る際には、日本の資源確保に係る権益確保、相手国の協力関係維持への影響等を十分見極めること。

一　本法案が多年度にわたる復興債の発行を認めるものであることに鑑み、復興債の発行に当たっては、復興基本法に規定する基本理念に照らして真に東日本大震災からの復興に資する施策の経費に充てること。

右決議する。

東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法案

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成二十三年十一月二十四日

衆議院議長　横路　孝弘

参議院議長　平田　健二殿

（小字及び――は衆議院修正）

東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法案

目次

第一章　総則（第一条・第二条）
第二章　財政投融資特別会計財政融資資金勘定からの国債整理基金特別会計への繰入れ（第三条）
第三章　日本たばこ産業株式会社及び東京地下鉄株式会社の株式の国債整理基金特別会計への所属替等（第四条・第五条）
第四章　復興特別所得税
第一節　総則（第六条―第十一条）
第二節　個人の納税義務（第十二条―第二十五条）
第三節　法人の納税義務（第二十六条・第二十七条）
第四節　源泉徴収（第二十八条―第三十一条）
第五節　雑則（第三十二条・第三十三条）
第六節　罰則（第三十四条―第三十九条）
第五章　復興特別法人税
第一節　総則（第四十条―第四十六条）
第二節　課税標準（第四十七条）
第三節　税額の計算（第四十八条―第五十二条）
第四節　申告、納付及び還付等（第五十三条―第五十九条）
第五節　雑則（第六十条―第六十三条）
第六節　罰則（第六十四条―第六十八条）
第六章　復興特別たばこ税
第一節　総則（第六十九条―第七十二条）
第二節　課税標準及び税率（第七十三条・第七十四条）
第三節　免税及び税額控除等（第七十五条―第七十七条）
第四節　申告及び納付等（第七十八条―第八十四条）
第五節　雑則（第八十五条・第八十六条）
第六節　罰則（第八十七条―第八十九条）
第七章　復興債の発行等（第九十条―第九十二条）
第八章　復興特別税の収入の使途等（第九十三条―第九十五条）
附則

第一章　総則

（趣旨）

第一条　この法律は、東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。）からの復興を図ることを目的として東日本大震災復興基本法（平成二十三年法律第七十六号）第二条に定める基本理念に基づき平成二十三年度から平成二十七年度までの間において実施する施策（以下「復興施策」という。）に必要な財源を確保するための特別措置として、財政投融資特別会計財政融資資金勘定からの国債整理基金特別会計への繰入れ並びに日本たばこ産業株式会社及び東京地下鉄株式会社の株式の所属替等の措置を講ずるとともに、復興特別所得税、復興特別法人税及び復興特別たばこ税（以下「復興特別税」という。）を創設するほか、当該財源についての公債の発行に関する措置等を定めるものとする。

（基本原則）

第二条　政府は、復興施策に要する費用（平成二十三年度の一般会計補正予算（第1号）及び一般会計補正予算（第2号）に計上された費用を除き、第九十一条に規定する復興債の収入をもって充てられる費用を含む。）の財源については、東日本大震災復興基本法第七条第一号に基づく歳出の削減並びに第九十三条第一項に定める復興特別税の収入、同条第二項に定める財政投融資特別会計財政融資資金勘定からの国債整理基金特別会計への繰入金、同条第三項に定める株式の処分による収入及び同条第四項に定める国有財産の処分による収入その他の租税収入以外の収入を活用して、確保するものとする。

第二章　財政投融資特別会計財政融資資金勘定からの国債整理基金特別会計への繰入れ

第三条　政府は、平成二十四年度から平成二十七年度までの間において、特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号。以下「特別会計法」という。）第五十八条第三項の規定にかかわらず、財政投融資特別会計財政融資資金勘定から、予算で定めるところにより、国債整理基金特別会計に繰り入れることができる。

2　前項の規定による繰入金は、財政投融資特別会計財政融資資金勘定の歳出とし、当該繰入金に相当する金額を特別会計法第五十八条第一項の積立金から同勘定の歳入に繰り入れるものとする。

3　前項に規定する繰入金に相当する金額は、特別会計法第五十六条第一項の繰越利益の額から減額して整理するものとする。

第三章　日本たばこ産業株式会社及び東京地下鉄株式会社の株式の国債整理基金特別会計への所属替等

（日本たばこ産業株式会社の株式の国債整理基金特別会計への所属替等）

第四条　特別会計法附則第二百二十五条第四項の規定により財政投融資特別会計の投資勘定に帰属した日本たばこ産業株式会社（以下この項において「会社」という。）の株式のうち、会社が発行している株式（株主総会において決議することができる事項の全部について議決権を行使することができないものと定められた種類の株式を除く。以下この項において同じ。）の総数の三分の一を超えて保有するために必要な数を上回る数に相当する数の株式は、同勘定から無償で国債整理基金特別会計に所属替をするものとする。

2　政府は、前項の規定により国債整理基金特別会計に所属替をした株式については、できる限り早期に処分するものとする。

（東京地下鉄株式会社の株式の国債整理基金特別会計への所属替）

第五条　東京地下鉄株式会社法（平成十四年法律第百八十八号）附則第十一条の規定により政府に無償譲渡された東京地下鉄株式会社の株式（日本国有鉄道改革法等施行法（昭和六十一年法律第九十三号）附則第二十四条第二項の規定により政府が譲り受けた帝都高速度交通営団に対する出資持分に相当するものに限る。）は、一般会計から無償で国債整理基金特別会計に所属替をするものとする。

第四章　復興特別所得税

第一節　総則

（定義）

第六条　この章において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　居住者　所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二条第一項第三号に規定する居住者をいう。

二　非永住者　所得税法第二条第一項第四号に規定する非永住者をいう。

三　非居住者　所得税法第二条第一項第五号に規定する非居住者をいう。

四　内国法人　所得税法第二条第一項第六号に規定する内国法人をいう。

五　外国法人　所得税法第二条第一項第七号に規定する外国法人をいう。

六　人格のない社団等　所得税法第二条第一項第八号に規定する人格のない社団等をいう。

七　確定申告書　所得税法第二条第一項第三十七号に規定する確定申告書及び租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第三十七条の十二の二第十一項（同法第三十七条の十三の二第七項において準用する場合を含む。）又は第四十一条の十五第五項において準用する所得税法第百二十三条第一項（同法第百六十六条において準用する場合を含む。）の規定による申告書をいう。

八　復興特別所得税申告書　第十七条第一項の規定による申告書（当該申告書に係る期限後申告書を含む。）又は同条第二項の規定による申告書をいう。

九　期限後申告書　国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第十八条第二項に規定する

期限後申告書をいう。

十　修正申告書　国税通則法第十九条第三項に規定する修正申告書をいう。

十一　更正の請求　国税通則法第二十三条第二項に規定する更正の請求をいう。

十二　更正請求書　国税通則法第二十三条第三項に規定する更正請求書をいう。

十三　更正　国税通則法第二十四条又は第二十六条の規定による更正をいう。

十四　決定　第二十三条の場合を除き、国税通則法第二十五条の規定による決定をいう。

十五　源泉徴収　第四節の規定により復興特別所得税を徴収して納付することをいう。

十六　附帯税　国税通則法第二条第四号に規定する附帯税をいう。

十七　充当　第三十条の場合を除き、国税通則法第五十七条第一項の規定による充当をいう。

十八　還付加算金　国税通則法第五十八条第一項に規定する還付加算金をいう。

（法人課税信託の受託者等に対するこの章の適用）

第七条　人格のない社団等は、法人とみなして、この章の規定を適用する。

2　所得税法第二条第一項第八号の三に規定する法人課税信託（以下この項において「法人課税信託」という。）の受託者は、各法人課税信託の同法第六条の二第一項に規定する信託資産等及び固有資産等ごとに、それぞれ別の者とみなして、この章（次条、第十一条及び第六節を除く。）の規定を適用する。

3　所得税法第六条の二第二項及び第六条の三の規定は、前項の規定を適用する場合について準用する。

（納税義務者及び源泉徴収義務者）

第八条　所得税法第五条の規定その他の所得税に関する法令の規定により所得税を納める義務がある居住者、非居住者、内国法人又は外国法人は、基準所得税額につき、この法律により、復興特別所得税を納める義務がある。

2　所得税法第六条の規定その他の所得税に関する法令の規定により所得税を徴収して納付する義務がある者は、その徴収して納付する所得税の額につき、この法律により、源泉徴収をする義務がある。

（課税の対象）

第九条　居住者又は非居住者に対して課される平成二十五年から平成三十四（四十九）年までの各年分の所得税に係る基準所得税額には、この法律により、復興特別所得税を課する。

2　内国法人又は外国法人に対して課される平成二十五年一月一日から平成三十四（四十九）年十二月三十一日までの間に生ずる所得に対する所得税に係る基準所得税額には、この法律により、復興特別所得税を課する。

（基準所得税額）

第十条　この章において「基準所得税額」とは、次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める所得税の額（附帯税の額を除く。）をいう。

一　非永住者以外の居住者　所得税法第七条第一項第一号に定める所得につき、同法その他の所得税の税額の計算に関する法令の規定（同法第九十五条の規定を除く。次号において同じ。）により計算した所得税の額

二　非永住者　所得税法第七条第一項第二号に定める所得につき、同法その他の所得税の税額の計算に関する法令の規定により計算した所得税の額

三　非居住者　所得税法第七条第一項第三号に定める所得につき、同法その他の所得税の税額の計算に関する法令の規定により計算した所得税の額

四　内国法人　次に掲げる所得につき、所得税法、租税特別措置法その他の所得税の税額の計算に関する法令の規定により計算した所得税の額

イ　所得税法第七条第一項第四号に定める所得

ロ　租税特別措置法第三条の三第二項に規定する国外公社債等の利子等、同法第六条第一項に規定する民間国外債の利子、同条第十一項に規定する外貨債の利子、同法第八条の三第二項に規定する国外投資信託等の配当等、同法第九条の二第一項に規定する国外株式の配当等、同法第四十一条の九第二項に規定する懸賞金付預貯金等の懸賞金等及び同法第四十一条の十二第二項に規定する償還差益

五　外国法人　次に掲げる所得につき、所得税法、租税特別措置法その他の所得税の税額の計算に関する法令の規定により計算した所得税の額

イ　所得税法第七条第一項第五号に定める所得

ロ　租税特別措置法第九条の六第三項に規定する外国特定目的信託の利益の分配及び外国特定投資信託の収益の分配、同法第四十一条の九第二項に規定する懸賞金付預貯金等の懸賞金等並びに同法第四十一条の十二第二項に規定する償還差益

（納税地）

第十一条　復興特別所得税（源泉徴収に係るものを除く。）の納税地は、復興特別所得税を納める義務がある者の所得税法第十六条の規定による所得税の納税地（同法第十八条第一項の規定による指定があった場合には、その指定をされた納税地）とする。

2　源泉徴収に係る復興特別所得税の納税地は、源泉徴収をする義務がある者の所得税法第十七条の規定による所得税の納税地（同法第十八条第二項の規定による指定があった場合には、その指定をされた納税地）とする。

3　所得税法第十九条の規定は、所得税の納税地の指定の処分の取消しがあった場合における復興特別所得税について準用する。

第二節　個人の納税義務

（個人に係る復興特別所得税の課税標準）

第十二条　個人に対して課する復興特別所得税の課税標準は、その個人のその年分の基準所得税額とする。

（個人に係る復興特別所得税の税率）

第十三条　個人に対して課する復興特別所得税の額は、その個人のその年分の基準所得税額に百分の四・二一の税率を乗じて計算した金額とする。

（外国税額の控除）

第十四条　復興特別所得税申告書を提出する居住者が平成二十五年から平成三十四年（四十九年）までの各年において所得税法第九十五条第一項の規定の適用を受ける場合において、その年の同項に規定する控除対象外国所得税の額が同項に規定する控除限度額を超えるときは、前条の規定を適用して計算したその年分の復興特別所得税の額のうち、その年において生じた所得でその源泉が国外にあるものに対応するものとして政令で定めるところにより計算した金額を限度として、その超える金額をその年分の復興特別所得税の額から控除する。

2　前項の規定は、復興特別所得税申告書、修正申告書又は更正請求書に同項の規定による控除を受けるべき金額及びその計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定による控除をされるべき金額は、当該金額として記載された金額を限度とする。

（復興特別所得税申告書の提出がない場合の税額の特例）

第十五条　復興特別所得税申告書を提出する義務がない者に対して課する復興特別所得税の額は、前三条の規定により計算した復興特別所得税の額によらず、その者のその年分の第十七条第四項に規定する予納特別税額及び源泉徴収をされた、又はされるべき復興特別所得税の額の合計額による。

（予定納税）

第十六条　平成二十五年から平成三十四年（四十九年）までの各年分の所得税法第百四条第一項に規定する控除した金額及び当該控除した金額に百分の四・二一を乗じて計算した金額の合計額が十五万円以上である個人は、同項又は同法第百七条第一項（これらの規定を同法第百六十六条において準用する場合を含む。）の規定により納付すべき所得税に係る復興特別所得税を当該所得税に併せて国に納付しなければならない。

2　所得税法第二編第五章第一節（同法第百六十六条において準用する場合を含む。）の規定は、前項の規定により納付すべき復興特別所得税について準用する。この場合において、同法第百四条第一項中「控除した金額」とあるのは「控除した金額及び当該金額に百分の四・二一を乗じて計算した金額の合計額」と、「所得税を」とあるのは「所得税及び復興特別所得税を」と、同法第百七条第一項中「所得税」とあるのは「所得税及び復興特別所得税」と、同法第百十一条第四項中「計算した金額」とあるのは「計算した金額及び当該金額に百分の四・二一を乗じて計算した金額の合計額」と、同法第百十四条第一項から第三項までの規定及び第百十五条中「所得税」とあるのは「所得税及び復興特別所得税」と読み替えるものとする。

3　第一項の規定による復興特別所得税及び所得税の納付があった場合においては、その納付額を同項の規定により併せて納付すべき復興特別所得税の額及び所得税の額に按分した額に相当する復興特別所得税及び所得税の納付があったものとする。

4　前項の規定により納付があったものとされた額に一円未満の端数がある場合のその処理の方法その他前三項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（課税標準及び税額の申告）

第十七条　所得税法第百二十条第一項、第百二十四条第一項（同法第百二十五条第五項において準用する場合を含む。）、第百二十五条第一項、第百二十六条第一項又は第百二十七条第一項（これらの規定を同法第百六十六条において準用する場合を含む。）の規定により確定申告書を提出すべき者は、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該確定申告書の提出期限までに、税務署長に提出しなければならない。

一　その年分の確定申告書に係る基準所得税額

二　前号に掲げる基準所得税額につき第十三条及び第十四条の規定を適用して計算した復興特別所得税の額

三　その年分の所得税法第百二十条第一項第五号に規定する源泉徴収税額に併せて源泉徴収をされた、又はされるべき復興特別所得税の額（当該復興特別所得税の額のうちに、出国申告書（同法第百二十七条第一項から第三項までの規定による確定申告書に併せて提出する復興特別所得税申告書をいう。以下この項及び第四項において同じ。）を提出したことにより、又は出国申告書に係る復興特別所得税につき更正若しくは決定を受けたことにより還付される金額その他政令で定める金額がある場合には、当該金額を控除した金額。以下この項において「源泉徴収特別税額」という。）がある場合には、前号に掲げる復興特別所得税の額からその源泉徴収特別税額を控除した金額

四　前号に掲げる金額の計算上控除しきれなかった源泉徴収特別税額がある場合には、その控除しきれなかった金額

五　その年分の予納特別税額がある場合には、第二号に掲げる復興特別所得税の額（源泉徴収特別税額がある場合には、第三号に掲げる金額）から当該予納特別税額を控除した金額

六　前号に掲げる金額の計算上控除しきれなかった予納特別税額がある場合には、その控除しきれなかった金額

七　前各号に掲げる金額の計算の基礎その他財務省令で定める事項

2　確定申告書（前項に規定する確定申告書を除く。）を提出する者は、同項各号に掲げる事項を記載した申告書を、税務署長に提出しなければならない。

3　その年分の復興特別所得税に係る復興特別所得税申告書、修正申告書又は更正請求書は、当該復興特別所得税と年分が同一である所得税に係る確定申告書、修正申告書又は更正請求書に併せて提出しなければならない。

4　第一項第五号及び第六号に規定する予納特別税額とは、次に掲げる税額の合計額（当該税額のうちに、出国申告書を提出したことにより、又は出国申告書に係る復興特別所得税につき更正若しくは決定を受けたことにより還付される金額がある場合には、当該金額を控除した金額）をいう。

一　前条第一項の規定により納付すべき復興特別所得税の額

二　その年において出国申告書を提出したことにより、又は出国申告書に係る復興特別所得税につき更正若しくは決定を受けたことにより、次条又は国税通則法第三十五条第二項の規定により納付した、又は納付すべき復興特別所得税の額

5　所得税法第百七十二条第一項の規定による申告書（以下この項において「非居住者給与等申告書」という。）を提出すべき者は、その年分の非居住者給与等申告書に係る次に掲げる事項を記載した申告書を、当該非居住者給与等申告書の提出期限までに、税務署長に提出しなければならない。

一　所得税法第百七十二条第一項第一号に掲げる所得税の額及び当該所得税の額につき第十三条の規定を適用して計算した復興特別所得税の額

二　所得税法第百七十二条第一項第二号に掲げる所得税の額及び当該所得税の額につき第十三条の規定を適用して計算した復興特別所得税の額

三　第一号に掲げる復興特別所得税の額から前号に掲げる復興特別所得税の額を控除した金額

四　その者が所得税法第百七十一条に規定する退職手当等について同条の選択をする場合には、次に掲げる事項

イ　所得税法第百七十二条第二項第一号に掲げる所得税の額及び当該所得税の額につき第十三条の規定を適用して計算した復興特別所得税の額

ロ　所得税法第百七十二条第二項第二号に掲げる所得税の額及び当該所得税の額に併せて源泉徴収をされた、又はされるべき復興特別所得税の額（当該所得税の額のうちに同法第百七十条の規定を適用して計算した所得税の額がある場合には、当該所得税の額につき第十三条の規定を適用して計算した復興特別所得税の額を含む。）

ハ　イに掲げる復興特別所得税の額からロに掲げる復興特別所得税の額を控除した金額

五　第一号及び前号イに掲げる金額の計算の基礎その他財務省令で定める事項

6　所得税法第百七十三条第一項の規定による申告書を提出する者は、その年分の当該申告書に係る次に掲げる事項を記載した申告書を、税務署長に提出しなければならない。

一　所得税法第百七十二条第二項第一号に掲げる所得税の額及び当該所得税の額につき第十三条の規定を適用して計算した復興特別所得税の額

二　所得税法第百七十二条第二項第二号に掲げる所得税の額及び当該所得税の額に併せて源泉徴収をされた、又はされるべき復興特別所得税の額（当該所得税の額のうちに同法第百七十条の規定を適用して計算した所得税の額がある場合には、当該所得税の額につき第十三条の規定を適用して計算した復興特別所得税の額を含む。）

三　前号に掲げる復興特別所得税の額から第一号に掲げる復興特別所得税の額を控除した金額

四　第一号に掲げる金額の計算の基礎その他財務省令で定める事項

7　第三項の規定は、その年分の復興特別所得税に係る第五項の規定による申告書（当該申告書に係る期限後申告書を含む。）若しくは前項の規定による申告書又はこれらの申告書に係る修正申告書若しくは更正請求書について準用する。

（申告による納付等）

第十八条　前条第一項の規定による復興特別所得税申告書を提出した者は、当該復興特別所得税申告書に記載した同項第二号に掲げる金額（同項第三号に規定する源泉徴収特別税額があり、かつ、同項第五号に規定する予納特別税額がない場合には、同項第三号に掲げる金額とし、同項第五号に規定する予納特別税額がある場合には、同号に掲げる金額とする。）があるときは、当該金額に相当する復興特別所得税を当該復興特別所得税申告書の提出期限までに、国に納付しなければならない。

2　前項の規定により復興特別所得税を納付する場合（国税通則法第三十五条第二項の規定により復興特別所得税を納付する場合を含む。）において、所得税法第百二十八条から第百三十条まで（これらの規定を同法第百六十六条において準用する場合を含む。）の規定により納付すべき年分が同一である所得税があるとき（国税通則法第三十五条第二項の規定により納付すべき年分が同一である所得税があるときを含む。）は、当該復興特別所得税は、当該所得税に併せて納付しなければならない。

3　前項の規定による復興特別所得税及び所得税の納付があった場合においては、その納付額を同項の規定により併せて納付すべき復興特別所得税の額及び所得税の額に按分した額に相当する復興特別所得税及び所得税の納付があったものとする。

4　前条第一項の規定による復興特別所得税申告書を提出した者が第一項の規定により納付すべき復興特別所得税の額（第六項において準用する所得税法第百三十三条第一項の申請書を提出する場合には、当該復興特別所得税の額からその申請書に記載した次項の規定による延納を求めようとする復興特別所得税の額を控除した額）の二分の一に相当する金額以上の復興特別所得税を第一項の規定による納付の期限までに国に納付したときは、その者は、その残額についてその納付した年の五月三十一日までの期間、その納付を延期することができる。

5　税務署長は、所得税法第百三十二条第一項（同法第百六十六条において準用する場合を含む。）の規定により納付すべき所得税の延納の許可をする場合には、当該延納に係る所得税の額に百分の四を乗じて計算した金額に相当する復興特別所得税の延納を併せて許可するものとする。

6　所得税法第百三十一条第二項及び第三項、第百三十二条第二項並びに第百三十三条から第百三十七条まで（これらの規定を同法第百六十六条において準用する場合を含む。）の規定は、前二項の規定による復興特別所得税の納付の延期又は延納の許可について準用する。この場合において、同法第百三十二条第二項中「所得税の額」とあるのは「所得税及び復興特別所得税の額の合計額」と、「所得税に」とあるのは「所得税及び復興特別所得税に」と読み替えるものとする。

7　前条第五項の規定による申告書を提出した者は、当該申告書に記載した同項第三号に掲げる金額（同項第四号ハに掲げる金額がある場合には、同項第三号に掲げる金額と同項第四号ハに掲げる金額との合計額）に相当する復興特別所得税を当該申告書の提出期限までに、国に納付しなければならない。

8　前項の規定により復興特別所得税を納付する場合（国税通則法第三十五条第二項の規定により復興特別所得税を納付する場合を含む。）において、所得税法第百七十二条第三項の規定により納付すべき年分が同一である所得税があるとき（国税通則法第三十五条第二項の規定により納付すべき年分が同一である所得税があるときを含む。）は、当該復興特別所得税は、当該所得税に併せて納付しなければならない。

9　第三項の規定は、前項の規定による復興特別所得税及び所得税の納付があった場合について準用する。

10　第三項（前項において準用する場合を含む。）の規定により納付があったものとされた額に一円未満の端数がある場合のその処理の方法その他前各項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（申告による源泉徴収特別税額等の還付等）

第十九条　復興特別所得税申告書の提出があった場合において、当該復興特別所得税申告書に第十七条第一項第四号に掲げる金額の記載があるときは、税務署長は、当該復興特別所得税申告書を提出した者に対し、当該金額に相当する復興特別所得税を還付する。

2　前項の場合において、同項の復興特別所得税申告書に記載された第十七条第一項第四号に規定する源泉徴収特別税額のうちにまだ納付されていないものがあるときは、前項の規定による還付金の額のうちその納付されていない部分の金額に相当する金額については、その納付があるまでは、還付しない。

3　復興特別所得税申告書の提出があった場合において、当該復興特別所得税申告書に第十七条第一項第六号に掲げる金額の記載があるときは、税務署長は、当該復興特別所得税申告書を提出した者に対し、当該金額に相当する同号に規定する予納特別税額（次項において「予納特別税額」という。）を還付する。

4　税務署長は、前項の規定による還付金の還付をする場合において、同項の復興特別所得税申告書に係る年分の予納特別税額について納付された延滞税があるときは、その額のうち、同項の規定により還付される予納特別税額に対応するものとして政令で定めるところにより計算した金額を併せて還付する。

5　前各項（第二項を除く。）の規定により還付する復興特別所得税は、所得税法第百三十八条又は第百三十九条（これらの規定を同法第百六十六条において準用する場合を含む。）の規定により還付する年分が同一である所得税に併せて還付するものとする。

6　前項の規定による復興特別所得税及び所得税の還付があった場合においては、その還付額を同項の規定により併せて還付する復興特別所得税の額及び所得税の額に按分した額に相当する復興特別所得税及び所得税の還付があったものとする。

7　所得税法第百三十八条第三項及び第四項並びに第百三十九条第三項から第五項まで（これらの規定を同法第百六十六条において準用する場合を含む。）の規定は、第一項から第五項までの規定により還付する復興特別所得税について準用する。

8　第十七条第六項の規定による申告書の提出があった場合には、税務署長は、当該申告書を提出した者に対し、同項第三号に掲げる金額に相当する復興特別所得税を還付する。

9　前項の場合において、同項の申告書に記載された第十七条第六項第二号に掲げる復興特別所得税の額（第二十八条第一項の規定により併せて徴収されるべきものに限る。）のうちにまだ納付されていないものがあるときは、前項の規定による還付金の額のうちその納付されていない部分の金額に相当する金額については、その納付があるまでは、還付しない。

10　第八項の規定により還付する復興特別所得税は、所得税法第百七十三条第二項の規定により還付する年分が同一である所得税に併せて還付するものとする。

11　第六項の規定は、前項の規定による復興特別所得税及び所得税の還付があった場合について準用する。

12　所得税法第百七十三条第四項の規定は、第八項から第十項までの規定により還付する復興特別所得税について準用する。

13　第六項（第十一項において準用する場合を含む。）の規定により還付があったものとされた額に一円未満の端数がある場合のその処理の方法その他前各項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（青色申告）

第二十条　所得税法第百四十三条（同法第百六十六条において準用する場合を含む。）の承認を受けている者は、復興特別所得税申告書及び復興特別所得税申告書に係る修正申告書（次項において「復興特別所得税申告書等」という。）について、青色の申告書により提出することができる。

2　個人が所得税法第百五十条第一項（同法第百六十六条において準用する場合を含む。）の規定により同法第百四十三条の承認を取り消された場合には、その取消しに係る同項各号に定める年分以後の各年分の復興特別所得税につきその個人が前項の規定により青色の申告書により提出した復興特別所得税申告書等は、青色申告書（同項の規定により青色の申告書によって提出する復興特別所得税申告書等をいう。）以外の申告書とみなす。

（更正の請求の特例）

第二十一条　所得税法第百五十二条（同法第百六十七条において準用する場合を含む。）の規定は、復興特別所得税申告書を提出し、又は決定を受けた者（その相続人及び包括受遺者を含む。）の当該復興特別所得税申告書又は決定に係る基準所得税額の計算の基礎となる同法第百五十二条に規定する各種所得の金額につき同条に規定する事実が生じたことにより、国税通則法第二十三条第一項各号の事由が生じた場合について準用する。

2　所得税法第百五十三条（同法第百六十七条において準用する場合を含む。）の規定は、個人が次に掲げる金額につき修正申告書を提出し、又は更正若しくは決定を受けた場合において、その修正申告書の提出又は更正若しくは決定に伴い、その修正申告書又は更正若しくは決定に係る年分の翌年分以後の各年分で決定を受けた年分に係る第十七条第一項第二号、第三号若しくは第五号に掲げる金額（当該金額につき修正申告書の提出又は更正があった場合には、その申告又は更正後の金額）が過大となるとき、又は同項第四号若しくは第六号に掲げる金額（当該金額につき修正申告書の提出又は更正があった場合には、その申告又は更正後の金額）が過少となるときについて準用する。

一　確定申告書に記載すべき所得税法第百二十条第一項第一号若しくは第三号から第八号まで又は第百二十三条第二項第一号若しくは第五号から第八号まで（これらの規定を同法第百六十六条において準用する場合を含む。）に掲げる金額

二　復興特別所得税申告書に記載すべき第十七条第一項第一号から第六号までに掲げる金額

（更正及び決定）

第二十二条　復興特別所得税及び所得税に係る更正又は決定は、年分が同一であるこれらの税に係る更正又は決定に併せて行わなければならない。

2　所得税法第百五十五条第二項（同法第百六十八条において準用する場合を含む。）の規定は、同項の規定により更正通知書（同項に規定する更正通知書をいう。）にその理由を付記して行う所得税の更正と併せて行う復興特別所得税の更正について準用する。

（更正等又は決定による源泉徴収特別税額等の還付等）

第二十三条　個人の各年分の復興特別所得税につき国税通則法第二十五条の規定による決定があった場合において、その決定に係る第十七条第一項第四号に掲げる金額があるときは、税務署長は、その個人に対し、当該金額に相当する復興特別所得税を還付する。

2　個人の各年分の復興特別所得税につき更正（当該復興特別所得税についての処分等（更正の請求に対する処分又は国税通則法第二十五条の規定による決定をいう。）に係る不服申立て又は訴えについての決定若しくは裁決又は判決を含む。以下この項及び第五項において「更正等」という。）があった場合において、その更正等により第十七条第一項第四号に掲げる金額が増加したときは、税務署長は、その個人に対し、その増加した部分の金額に相当する復興特別所得税を還付する。

3　前二項の場合において、これらの規定による還付金の額の計算の基礎となった第十七条第一項第四号に規定する源泉徴収特別税額のうちにまだ納付されていないものがあるときは、前二項の規定による還付金の額のうちその納付されていない部分の金額に相当する金額については、その納付があるまでは、還付しない。

4　個人の各年分の復興特別所得税につき国税通則法第二十五条の規定による決定があった場合において、その決定に係る第十七条第一項第六号に掲げる金額があるときは、税務署長は、その個人に対し、当該金額に相当する同号に規定する予納特別税額（次項及び第六項において「予納特別税額」という。）を還付する。

5　個人の各年分の復興特別所得税につき更正等があった場合において、その更正等により第十七条第一項第六号に掲げる金額が増加したときは、税務署長は、その個人に対し、その増加した部分の金額に相当する予納特別税額を還付する。

6　税務署長は、前二項の規定による還付金の還付をする場合において、これらの規定に規定する年分の予納特別税額について納付された延滞

税があるときは、その額のうち、これらの規定により還付される予納特別税額に対応するものとして政令で定めるところにより計算した金額を併せて還付する。

7　前各項（第三項を除く。）の規定により復興特別所得税を還付する場合において、所得税法第百五十九条又は第百六十条（これらの規定を同法第百六十八条において準用する場合を含む。）の規定により還付する年分が同一である所得税があるときは、当該復興特別所得税は、当該所得税に併せて還付するものとする。

8　前項の規定による復興特別所得税及び所得税の還付があった場合においては、その還付額を同項の規定により併せて還付する復興特別所得税の額及び所得税の額に按分した額に相当する復興特別所得税及び所得税の還付があったものとする。

9　所得税法第百五十九条第四項及び第五項並びに第百六十条第四項から第六項まで（これらの規定を同法第百六十八条において準用する場合を含む。）の規定は、第一項から第七項までの規定により還付する復興特別所得税について準用する。

10　第八項の規定により還付があったものとされた額に一円未満の端数がある場合のその処理の方法その他前各項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（課税標準の端数計算等）

第二十四条　この節の規定により課する復興特別所得税（附帯税を除く。次項及び第三項において同じ。）の課税標準の端数計算については、国税通則法第百十八条の規定にかかわらず、その課税標準に一円未満の端数があるとき、又はその全額が一円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

2　この節の規定により納付すべき復興特別所得税の確定金額の端数計算及び当該復興特別所得税の基準所得税額である所得税（附帯税を除く。次項において同じ。）の確定金額の端数計算については、国税通則法第百十九条の規定にかかわらず、これらの確定金額の合計額によって行い、当該合計額に百円未満の端数があるとき、又はその全額が百円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

3　この節の規定により還付すべき復興特別所得税及び所得税に係る還付金等（国税通則法第五十六条第一項に規定する還付金等をいう。次条第一項及び第三十一条第三項において同じ。）の額の端数計算については、復興特別所得税及び所得税を一の税とみなしてこれを行う。

4　この節の規定により納付すべき復興特別所得税及び所得税に係る附帯税並びにこれらの附帯税の免除に係る金額（以下この条及び第三十一条第三項において「附帯税等」という。）の計算については、その計算の基礎となるべきその年分の復興特別所得税及び所得税の合計額によって行い、算出された附帯税等をその計算の基礎となった復興特別所得税の額及び所得税の額に按分した額に相当する金額を復興特別所得税又は所得税に係る附帯税等の額とする。

5　この節の規定により還付すべき復興特別所得税及び所得税に係る還付加算金の計算については、その年分の復興特別所得税及び所得税に係る還付金の合計額又は復興特別所得税及び所得税に係る過誤納金の合計額によって行い、算出された還付加算金をその計算の基礎となった復興特別所得税及び所得税に係る還付金の額又は復興特別所得税及び所得税に係る過誤納金の額にそれぞれ按分した額に相当する金額を復興特別所得税又は所得税に係る還付加算金の額とする。

6　前二項の規定により復興特別所得税及び所得税に係る附帯税等及び還付加算金の計算をする場合の端数計算は、復興特別所得税及び所得税を一の税とみなしてこれを行う。

7　第四項又は第五項の規定により按分された額に一円未満の端数がある場合のその処理の方法その他前各項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（充当の特例）

第二十五条　還付金等又は還付加算金を未納の復興特別所得税及び所得税に充当するときは、これらの税に併せて充当しなければならない。

2　前項の規定による充当があった場合においては、その充当に係る金額を納付すべき復興特別所得税の額及び所得税の額に按分した額に相当する復興特別所得税及び所得税の充当があったものとする。

3　前項の規定により充当があったものとされた額に一円未満の端数がある場合のその処理の方法その他前二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第三節　法人の納税義務

（法人に係る復興特別所得税の課税標準）

第二十六条　法人に対して課する復興特別所得税の課税標準は、その法人の基準所得税額とする。

（法人に係る復興特別所得税の税率）

第二十七条　法人に対して課する復興特別所得税の額は、その法人の基準所得税額に百分の四の税率を乗じて計算した金額とする。

第四節　源泉徴収

（源泉徴収義務等）

第二十八条　所得税法第四編第一章から第六章まで並びに租税特別措置法第三条の三第三項、第六条第二項（同条第十一項において準用する場合を含む。）、第八条の三第三項、第九条の二第二項、第九条の三の二第一項、第九条の六第四項、第三十七条の十一の四第一項、第四十一条の九第三項、第四十一条の十二第三項及び第四十二条第一項の規定により所得税を徴収して納付すべき者は、その徴収（平成二十五年一月一日から平成三十四年十二月三十一日までの間に行うべきものに限る。）の際、復興特別所得税を併せて徴収し、当該所得税の法定納期限（国税通則法第二条第八号に規定する法定納期限をい

う。第三十条第一項において同じ。）までに、当該復興特別所得税を当該所得税に併せて国に納付しなければならない。

2　前項の規定により徴収すべき復興特別所得税の額は、同項に規定する規定その他の所得税に関する法令の規定により徴収して納付すべき所得税の額に百分の四・二の税率を乗じて計算した金額とする。

3　次の各号に掲げる規定により所得税の還付をすべき者は、その還付（当該各号に掲げる規定の区分に応じ当該各号に定める還付に限る。）の際、当該還付をする所得税の額に百分の四・二を乗じて計算した金額に相当する復興特別所得税を、当該所得税に併せて当該所得税の還付を受ける者に対して還付しなければならない。

一　租税特別措置法第三十七条の十一の四第三項又は第三十七条の十一の六第七項の規定　これらの規定により平成二十五年一月一日から平成三十四年十二月三十一日までの間に行うべき還付

二　租税特別措置法第四十一条の十二第五項又は第六項の規定　これらの規定により平成二十五年一月一日から平成三十四年十二月三十一日までの間に発行された同条第七項に規定する割引債について行うべき還付

4　所得税法第二百十五条（租税特別措置法第四十二条第二項第一号の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定により所得税の徴収が行われたものとみなされる場合には、当該所得税の額につき第一項の規定による復興特別所得税の徴収が行われたものとみなす。

5　所得税法第四編第七章の規定は、第一項の規定により徴収して納付すべき復興特別所得税について準用する。

6　前各項の規定により復興特別所得税及び所得税の徴収及び納付又は還付があった場合においては、その徴収及び納付又は還付をすべき金額の百四・二分の四・二に相当する額の復興特別所得税及び百四・二分の百に相当する額の所得税の徴収及び納付又は還付があったものとする。

7　第三項の規定による還付の手続、前項の規定により徴収及び納付又は還付があったものとされた額に一円未満の端数がある場合のその処理の方法その他前各項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（居住者の給与等に係る源泉徴収税額及び源泉徴収特別税額の特例）

第二十九条　居住者に対して支払うべき所得税法第百八十三条第一項に規定する給与等（次条において「給与等」という。）について徴収すべき次の各号に掲げる所得税の額及び復興特別所得税の額は、当該各号に規定する規定にかかわらず、当該各号に定める金額とすることができる。

一　所得税法第百八十五条第一項又は第百八十六条第一項の規定による所得税の額及び前条第二項に規定する復興特別所得税の額　同法別表第二から別表第四までに定める金額及びこの法律に定める復興特別所得税の額の計算を勘案して財務大臣が定める表による金額

二　所得税法第百八十九条第一項の規定により計算した所得税の額及び前条第二項に規定する復興特別所得税の額　同法第百八十九条第一項に規定する財務大臣が定める方法及びこの法律に定める復興特別所得税の額の計算を勘案して財務大臣が定める方法により計算した金額

2　前条第六項及び第七項の規定は、前項に規定する金額による所得税及び復興特別所得税の徴収及び納付があった場合について準用する。

3　財務大臣は、第一項第一号の表又は同項第二号の方法を定めたときは、これを告示する。

（年末調整）

第三十条　所得税法第百九十条に規定する給与等の支払者が、同条に規定する居住者に対してその年最後に支払う給与等につき所得税及び復興特別所得税を徴収する場合において、第一号に掲げる合計額が第二号に掲げる合計額に比し過不足があるときは、その超過額は、その年最後に給与等の支払をする際徴収すべき所得税及び復興特別所得税に充当し、その不足額は、その年最後に給与等の支払をする際徴収して当該所得税の法定納期限までに国に納付しなければならない。

一　所得税法第百八十三条第一項の規定により徴収された、又は徴収されるべき復興特別所得税の額の合計額

二　所得税法第百九十条第二号に掲げる税額（租税特別措置法第四十一条の二の二第一項の規定の適用がある場合には、同項の規定を適用した後の税額）及び当該税額に百分の四・二を乗じて計算した復興特別所得税の額の合計額（当該合計額に百円未満の端数があるとき、又は当該合計額の全額が百円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額）

2　所得税法第百九十一条から第百九十三条までの規定は、前項の規定による充当又は納付が行われる場合について準用する。この場合において、同法第百九十一条中「前条の場合」とあるのは「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第　号。次条において「特別措置法」という。）第三十条第一項（年末調整）の場合」と、「同条」とあるのは「同項」と、「所得税」とあるのは「所得税及び復興特別所得税」と、同法第百九十二条第一項中「第百九十条」とあるのは「特別措置法第三十条第一項」と、「同条に」とあるのは「同項に」と、「同条の」とあるのは「第百九十条（年末調整）に規定する」と、同条第二項中「第百九十条に」とあるのは「特別措置法第三十条第一項に」と、「同条の居

住者」とあるのは「第百九十条に規定する居住者」と、「、第百九十条」とあるのは「、特別措置法第三十条第一項」と、同項第一号中「及び第百九十条」とあるのは「並びに特別措置法第二十八条第一項（源泉徴収義務等）及び第三十条第一項」と、「の額」とあるのは「及び復興特別所得税の額の合計額」と、同項第二号中「の規定」とあるのは「及び特別措置法第二十八条第一項の規定」と、「の額」とあるのは「及び復興特別所得税の額」と読み替えるものとする。

3　第二十八条第六項及び第七項の規定は、第一項又は前項の規定により読み替えて準用する所得税法第百九十一条若しくは第百九十二条の規定による所得税及び復興特別所得税の充当若しくは納付又は還付若しくは徴収があった場合について準用する。

（源泉徴収に係る復興特別所得税の課税標準の端数計算等）

第三十一条　源泉徴収に係る復興特別所得税（附帯税を除く。次項において同じ。）の課税標準の端数計算については、国税通則法第百十八条の規定は、適用しない。

2　源泉徴収に係る復興特別所得税の確定金額の端数計算及び当該復興特別所得税の基準所得税額である所得税（附帯税を除く。）の確定金額の端数計算については、国税通則法第百十九条の規定にかかわらず、これらの確定金額の合計額によって行い、当該合計額に一円未満の端数があるとき、又はその全額が一円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

3　第二十四条第三項から第七項までの規定は源泉徴収に係る復興特別所得税及び所得税の還付金等、附帯税等又は還付加算金の計算について、第二十五条の規定は還付金等又は還付加算金を未納の源泉徴収に係る復興特別所得税及び所得税に充当する場合について、それぞれ準用する。

第五節　雑則

（当該職員の質問検査権等）

第三十二条　国税通則法第七十四条の二第一項（第一号に係る部分に限る。）、第七十四条の七から第七十四条の十一まで及び第七十四条の十二第一項の規定は、復興特別所得税に関する調査を行う場合について準用する。

2　国税通則法第七十四条の十三の規定は、前項において準用する同法第七十四条の二第一項の規定による復興特別所得税に関する質問、検査若しくは提示若しくは提出の要求をする場合又は同法第七十四条の十二第一項の諮問をする場合について準用する。

（復興特別所得税に係る所得税法の適用の特例等）

第三十三条　復興特別所得税に係る次の表の第一欄に掲げる法律の適用については、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、同表の第四欄に掲げる字句とする。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
所得税法	第四十五条第一項第二号の規定	所得税（の額	所得税及び復興特別所得税（これらの規定を東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第　号）第十八条第六項（申告による納付等）において準用する場合を含む。）の規定
		所得税の額	所得税の額及び復興特別所得税の額
	第四十五条第一項第三号	所得税	所得税及び復興特別所得税
	第九十五条第二項	の控除限度額と	の控除限度額及び復興特別所得税控除限度額として政令で定める金額と
	第百五十三条	）又は	）若しくは
		掲げる金額につき	掲げる金額又は東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第六条第八号（定義）に規定する復興特別所得税申告書に記載すべき同法第十七条第一項第一号から第六号まで（課税標準及び税額の申告）に掲げる金額につき
	第百七十六条第三項	所得税（の額	所得税及び復興特別所得税（）の額の合計額
		所得税の額	所得税及び復興特別所得税の額の合計額

			第百七十六条第四項	所得税の額	所得税及び復興特別所得税の額の合計額
			第百八十条の二第三項	所得税（）の額	所得税及び復興特別所得税（）の額の合計額
			第百八十条の二第四項	所得税の額	所得税及び復興特別所得税の額の合計額
租税特別措置法	第四十条第三項	所得税	所得税及び当該所得税に係る復興特別所得税		
	第四十条第四項	及び	並びに東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第　号）第三十三条第一項（復興特別所得税に係る所得税法の適用の特例等）の規定により読み替えられた	所得税（当該所得税	所得税及び復興特別所得税（これらの税
	第四十条第十三項	の額	場合及びこれらの規定を東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第　号）第十八条第六項において準用する場合	当該所得税を	これらの税
	第九十三条第一項第一号	場合			

災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和二十二年法律第百七十五号）	第三条第二項	第百八十三条	第百八十三条及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第　号。以下この条において「特別措置法」という。）第二十八条第一項	同条	これら
	第三条第三項	第二百三条の二	第二百三条の二及び特別措置法第二十八条第一項	同条	これら
	第三条第四項	同項	同項及び特別措置法第二十八条第一項	同条	これら
	第三条第五項	又は第二百四条第一項	及び第二百四条第一項の規定並びに特別措置法第二十八条第一項	同法	所得税法
	第三条第六項	第百八十三条	第百八十三条及び特別措置法第二十八条第一項	同条	これら
		申告書	申告書及びこれらの申告書に併せて提出する特別措置法第六条第八号に規定する復興特別所得税申告書		
		第百九十条	第百九十条の規定並びに特別措置法第三十条第一項		

租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）	第三条第一項	所得税を	所得税及び当該所得税に係る復興特別所得税を
		とする	とし、当該免税対象の役務提供対価につきこれらの規定により徴収して納付すべき所得税の額については、東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第　号。以下「特別措置法」という。）第二十八条第一項の規定の適用があるものとする
	第三条第二項	を還付する	と当該所得税の額につき特別措置法第二十八条第一項の規定により併せて徴収された復興特別所得税の額に相当する金額とを併せて還付する。この場合においては、同条第六項及び特別措置法第三十一条第三項の規定を準用する
	第三条第三項	所得税がある	所得税及び当該所得税につき特別措置法第二十八条第一項の規定により併せて徴収すべき復興特別所得税がある
		前項	特別措置法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される前項前段
		所得税が国に	所得税及び当該所得税に併せて徴収すべき復興特別所得税が国に
	第三条の三第一項	租税特別措置法	平成二十五年一月一日から平成三十四（四十九）年十二月三十一日までの間に発行された租税特別措置法

		所得税の	所得税及び当該所得税に係る復興特別所得税の
		を還付する	と当該徴収された所得税の額につき特別措置法第二十八条第一項の規定により併せて徴収された復興特別所得税の額（次項前段又は同条第三項（租税特別措置法第四十一条の十二第五項に係る部分に限る。）の規定により併せて還付した額を除く。）に相当する金額の全部又は一部とを併せて還付する。この場合においては、特別措置法第二十八条第六項及び第三十一条第三項の規定を準用する
	第三条の三第二項	所得税の	所得税及び当該所得税に係る復興特別所得税の
		を還付する	と当該徴収された所得税の額につき特別措置法第二十八条第一項の規定により併せて徴収された復興特別所得税の額（前項前段又は同条第三項（租税特別措置法第四十一条の十二第五項に係る部分に限る。）の規定により併せて還付した額を除く。）に相当する金額の全部又は一部とを併せて還付する。この場合においては、特別措置法第二十八条第六項及び第三十一条第三項の規定を準用する

第五条の二第五項	を還付する				
	と当該所得税の額につき特別措置法第二十八条第一項の規定により併せて徴収された復興特別所得税の額のうち当該特定社会保険料に対応する部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額に相当する金額とを併せて還付する。この場合においては、同条第六項及び特別措置法第三十一条第三項の規定を準用する	第六条	同法	国税通則法 第二条第二号	所得税（この
			同法、特別措置法		所得税法 第二条第八号	所得税法
	同法、特別措置法第四章（第十一条第一項を除く。）		除く。）			
	所得税及び復興特別所得税（これらの所得税法、東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第　号。以下「特別措置法」という。）					
第十五条第二項第一号及び第二号	所得税及び復興特別所得税					
第十五条第三項第一号	（以下「予定納税に係る所得税」及び特別措置法第十六条（予定納税）の規定により納付すべき復興特別所得税（以下「予定納税に係る所得税等」					
第二十一条第二項、第三十条第二項及び第三十三条第二項	所得税、復興特別所得税					

第三十七条第一項	所得税に				
	所得税等に				
第四十三条第二項	所得税				
	所得税、復興特別所得税				
第四十六条第一項第三号及び第六十条第一項第四号	所得税				
	所得税等				
第六十五条第三項第二号	加算した金額				
	加算した金額（特別措置法第十四条（外国税額の控除）の規定による控除をされるべき金額、第一項の修正申告若しくは更正に係る特別措置法第十七条第一項第三号（課税標準及び税額の申告）に規定する源泉徴収特別税額に相当する金額又は同条第四項に規定する予納特別税額があるときは、これらの金額を加算した金額）				
第七十五条第四項第一号	所得税法				
	所得税法、特別措置法第二十条第二項（青色申告）				
第八十五条第一項及び第八十六条第一項	所得税				
	所得税、復興特別所得税				
第十四条第二項	所得税				
	所得税、復興特別所得税				

相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）	第三十七条の三	控除限度額	控除限度額と東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第　号。第三百十四条の八において「特別措置法」という。）第十四条第一項に規定する政令で定めるところにより計算した金額との合計額
	第三百十四条の八	控除限度額	控除限度額、特別措置法第十四条第一項に規定する政令で定めるところにより計算した金額
		政令で定めるもの	政令で定めるものの合計額

2　前項に定めるもののほか、所得税又は復興特別所得税に係る国税通則法の規定の適用については、次に定めるところによる。

一　国税通則法第七十一条第一項第一号及び第百二十三条第一項の規定の適用については、所得税及び復興特別所得税は、同一の税目に属する国税とみなす。

二　所得税又は復興特別所得税に係る国税通則法第九十条第一項に規定する更正決定等（以下この号において「更正決定等」という。）について不服申立てがされている場合において、当該所得税又は復興特別所得税と同法第二条第五号に規定する納税者及び年分（源泉徴収に係るこれらの税にあっては、第二十八条第一項に規定する法定納期限）が同一である他の復興特別所得税又は所得税についてされた更正決定等があるときは、同法第九十条第一項若しくは第二項、第百四条第二項又は第百十五条第一項第二号の規定の適用については、当該他の復興特別所得税又は所得税についてされた更正決定等は、当該所得税又は復興特別所得税の同法第十九条第一項に規定する課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等とみなす。

3　第一項に定めるもののほか、復興特別所得税に係る租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（以下この条及び第六十三条において「租税条約等実施特例法」という。）の規定の適用については、次に定めるところによる。

一　次に掲げる配当等（租税条約等実施特例法第三条の二第一項に規定する配当等をいう。以下この項において同じ。）のうち、限度税率（租税条約等実施特例法第二条第五号に規定する限度税率をいう。以下この号において同じ。）を定める租税条約（租税条約等実施特例法第二条第一号に規定する租税条約をいう。以下この号において同じ。）の規定の適用があるものであって当該配当等につきそれぞれ適用される限度税率（ホに掲げる配当等につきそれぞれ適用される限度税率が租税条約等実施特例法第三条の二第九項に規定する住民税をも含めて規定されている場合には、同項に規定する控除後限度税率とする。第三号において「適用限度税率」という。）が租税条約等実施特例法第三条の二第一項、第三項、第五項、第七項若しくは第九項に規定する所得税法及び租税特別措置法の規定に規定する税率以下であるもの（以下この項において「限度税率適用配当等」という。）又は所得税及び当該所得税に係る復興特別所得税の免除を定める租税条約の規定の適用があるもの（以下この項において「免除適用配当等」という。）については、第九条及び第二十六条から第二十八条までの規定（二に掲げる配当等に係るもの及び居住者が支払を受けるホに掲げる配当等に係るものについては、同条の規定）は、適用しない。

イ　租税条約等実施特例法第三条の二第一項に規定する相手国居住者等配当等

ロ　租税条約等実施特例法第三条の二第三項に規定する株主等配当等

ハ　租税条約等実施特例法第三条の二第五項に規定する相手国団体配当等

ニ　租税条約等実施特例法第三条の二第七項に規定する第三国団体配当等

ホ　租税条約等実施特例法第三条の二第九項に規定する特定配当等

二　限度税率適用配当等又は免除適用配当等（前号ニに掲げる配当等に係るものに限る。）につき租税条約等実施特例法第三条の二第十三項において準用する所得税法第百七十二条第一項の規定による申告書を提出すべき者については、第十七条第五項及び第七項並びに第十八条第七項から第十項までの規定を準用する。

三　限度税率適用配当等又は免除適用配当等（第一号ニ又はホに掲げる配当等に係るものに限る。以下この号において同じ。）につき租税条約等実施特例法第三条の二第十四項後段、第十六項後段、第十八項後段、第二十項後段、第二十二項後段又は第二十四項後段の規定により所得税の額が計算され、又は所得税が課される場合には、当該限度税率適用配

当等又は免除適用配当等につきこれらの規定により適用限度税率を控除する前の当該規定に規定する税率により計算した所得税の額を第十条第一号から第三号までに定める所得税の額として、この章の規定を適用する。

4　租税条約等実施特例法第七条第一項の規定は、同項に規定する合意が行われたことにより、居住者の各年分の復興特別所得税の額又は相手国居住者等（租税条約等実施特例法第二条第四号に規定する相手国居住者等をいう。次項において同じ。）の各年分の復興特別所得税の額のうちに減額されるものがある場合について準用する。

5　租税条約等実施特例法第七条第三項の規定は、居住者又は相手国居住者等が第二十一条第二項各号に掲げる金額につき租税条約等実施特例法第七条第一項（前項において準用する場合を含む。）の更正を受けた場合において、その更正に伴い、その更正に係る年分の翌年分以後の各年分の復興特別所得税申告書に記載した、若しくは決定を受けた年分に係る第十七条第一項第二号、第三号若しくは第五号に掲げる金額（当該金額につき修正申告書の提出又は更正があった場合には、その申告又は更正後の金額）が過大となるとき、又は復興特別所得税申告書に記載した、若しくは決定を受けた年分に係る同項第四号若しくは第六号に掲げる金額（当該金額につき修正申告書の提出又は更正があった場合には、その申告又は更正後の金額）が過少となるときのその更正を受けた居住者又は相手国居住者等について準用する。この場合において、租税条約等実施特例法第七条第三項の表所得税法第百五十三条の項中「更正の特例」とあるのは、「更正の特例（東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第　号）第三十三条第四項（復興特別所得税に係る所得税法の適用の特例等）において準用する場合を含む。）」と読み替えるものとする。

6　租税条約等実施特例法第七条第四項の規定は、第四項において準用する同条第一項の規定による更正に係る還付金又は過納金について準用する。

7　前各項に定めるもののほか、復興特別所得税に係る所得税法その他の法令の規定の技術的読替えその他この章の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第六節　罰則

第三十四条　偽りその他不正の行為により、第十七条第一項第二号に規定する復興特別所得税の額（第十四条の規定により控除をされるべき金額がある場合には、同号の規定による計算を同条の規定を適用しないでした復興特別所得税の額）又は第十七条第五項第一号若しくは第四号イに規定する復興特別所得税の額につき復興特別所得税を免れた者は、十年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2　前項の免れた復興特別所得税の額が千万円を超えるときは、情状により、同項の罰金は、千万円を超えその免れた復興特別所得税の額に相当する金額以下とすることができる。

3　第一項に規定するもののほか、第十七条第一項又は第五項の規定による申告書をその提出期限までに提出しないことにより、同条第一項第二号に規定する復興特別所得税の額（第十四条の規定により控除をされるべき金額がある場合には、同号の規定による計算を同条の規定を適用しないでした復興特別所得税の額）又は第十七条第五項第一号若しくは第四号イに規定する復興特別所得税の額につき復興特別所得税を免れた者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4　前項の免れた復興特別所得税の額が五百万円を超えるときは、情状により、同項の罰金は、五百万円を超えその免れた復興特別所得税の額に相当する金額以下とすることができる。

第三十五条　偽りその他不正の行為により、第二十八条から第三十条までの規定により徴収されるべき復興特別所得税を免れた者は、十年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2　前項の免れた復興特別所得税の額が百万円を超えるときは、情状により、同項の罰金は、百万円を超えその免れた復興特別所得税の額に相当する金額以下とすることができる。

第三十六条　第二十八条から第三十条までの規定により徴収して納付すべき復興特別所得税を納付しなかった者は、十年以下の懲役若しくは二百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2　前項の納付しなかった復興特別所得税の額が二百万円を超えるときは、情状により、同項の罰金は、二百万円を超えその納付しなかった復興特別所得税の額に相当する金額以下とすることができる。

第三十七条　正当な理由がなくて第十七条第一項又は第五項の規定による申告書をその提出期限までに提出しなかった者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第三十八条　次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一　第三十二条第一項において準用する国税通則法第七十四条の二第一項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは偽りの答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

二　第三十二条第一項において準用する国税通則法第七十四条の二第一項の規定による物件の提示又は提出の要求に対し、正当な理由が

なくこれに応じず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件（その写しを含む。）を提示し、若しくは提出した者

第三十九条　法人の代表者（人格のない社団等の管理人を含む。）又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して第三十四条から前条までの違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して当該各条の罰金刑を科する。

2　前項の規定により第三十四条第一項若しくは第三項、第三十五条第一項又は第三十六条第一項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、これらの規定の罪についての時効の期間による。

3　人格のない社団等について第一項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその人格のない社団等を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第五章　復興特別法人税

第一節　総則

（定義）

第四十条　この章において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　内国法人　法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第三号に規定する内国法人をいう。

二　外国法人　法人税法第二条第四号に規定する外国法人をいう。

三　公益法人等　法人税法第二条第六号に規定する公益法人等（同法以外の法律によって法人税に関する法令の規定の適用上同号に規定する公益法人等とみなされるものを含む。）をいう。

四　人格のない社団等　法人税法第二条第八号に規定する人格のない社団等をいう。

五　連結親法人　法人税法第二条第十二号の七の二に規定する連結親法人をいう。

六　連結子法人　法人税法第二条第十二号の七の三に規定する連結子法人をいう。

七　連結完全支配関係　法人税法第二条第十二号の七の七に規定する連結完全支配関係をいう。

八　収益事業　法人税法第二条第十三号に規定する収益事業をいう。

九　連結所得　法人税法第二条第十八号の四に規定する連結所得をいう。

十　指定期間　平成二十四年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの期間をいう。

十一　事業年度　法人税法第十三条及び第十四条並びに租税特別措置法第六十六条の十一の二第五項に規定する事業年度をいう。

十二　連結事業年度　法人税法第十五条の二に規定する連結事業年度をいう。

十三　法人課税信託　法人税法第二条第二十九号の二に規定する法人課税信託をいう。

十四　復興特別法人税申告書　第五十三条第一項の規定による申告書（当該申告書に係る国税通則法第十八条第二項に規定する期限後申告書を含む。）及び第五十四条の規定による申告書をいう。

十五　修正申告書　国税通則法第十九条第三項に規定する修正申告書をいう。

十六　更正請求書　国税通則法第二十三条第三項に規定する更正請求書をいう。

十七　更正　国税通則法第二十四条又は第二十六条の規定による更正をいう。

十八　附帯税　国税通則法第二条第四号に規定する附帯税をいう。

十九　充当　国税通則法第五十七条第一項の規定による充当をいう。

二十　還付加算金　国税通則法第五十八条第一項に規定する還付加算金をいう。

（法人課税信託の受託者等に関するこの章の適用）

第四十一条　人格のない社団等及び法人課税信託の受託者である個人は、法人とみなして、この章（第六節を除く。）の規定を適用する。

2　法人課税信託の受託者は、各法人課税信託の法人税法第四条の六第一項に規定する信託資産等及び固有資産等ごとに、それぞれ別の者とみなして、この章（次条、第四十六条及び第六節を除く。）の規定を適用する。

3　法人税法第四条の六第二項、第四条の七及び第四条の八の規定は、前項の規定を適用する場合について準用する。

（納税義務者）

第四十二条　法人は、基準法人税額につき、この法律により、復興特別法人税を納める義務がある。

（課税の対象）

第四十三条　法人の各課税事業年度の基準法人税額には、この法律により、復興特別法人税を課する。

（基準法人税額）

第四十四条　この章において「基準法人税額」とは、次の各号に掲げる法人の区分に応じ当該各号に定める金額をいう。

一　連結親法人以外の法人　当該法人の法人税の課税標準である各事業年度の所得の金額につき、法人税法その他の法人税の税額の計算に関する法令の規定（同法第六十七条から第七十条の二まで及び第百四十四条の規定並びに租税特別措置法第三章第五節の二の規定を除く。）により計算した法人税の額（附帯税の額を除く。）

二　連結親法人　当該連結親法人の法人税の課税標準である各連結事業年度の連結所得の金額につき、法人税法その他の法人税の税額の計算に関する法令の規定（同法第八十一条の十三から第八十一条の十七までの規定及び租

税特別措置法第三章第十八節の規定を除く。）により計算した法人税の額（附帯税の額を除く。）

（課税事業年度）

第四十五条　この章において「課税事業年度」とは、法人の指定期間内に最初に開始する事業年度開始の日から同日以後三年を経過する日までの期間内の日の属する事業年度をいう。

2　次の各号に掲げる法人の課税事業年度は、前項の規定にかかわらず、当該各号に定める事業年度とする。

一　指定期間内に設立された法人（次号から第五号までに掲げる法人を除く。）　指定期間内の日の属する事業年度

二　公益法人等及び人格のない社団等で指定期間内に新たに収益事業を開始したもの（第四号及び第五号に掲げる法人を除く。）　その開始した日から指定期間の末日までの期間内の日の属する事業年度

三　公益法人等（収益事業を行っていないものに限る。）で指定期間内に法人税法第二条第九号に規定する普通法人又は同条第七号に規定する協同組合等（第五号イ(2)において「普通法人等」という。）に該当することとなったもの（第五号に掲げる法人を除く。）　その該当することとなった日から指定期間の末日までの期間内の日の属する事業年度

四　指定期間内に法人税法第百四十一条第一号から第三号までに掲げる外国法人又は同条第四号に掲げる外国法人（同号イ又はロに掲げる国内源泉所得を有するものに限る。）のいずれかに新たに該当することとなった外国法人（次号に掲げる法人を除く。）　その該当することとなった日から指定期間の末日までの期間内の日の属する事業年度（指定期間の初日前に開始した事業年度を除く。）

五　次に掲げる法人　前項に規定する期間内の日の属する事業年度に準ずるもの又は指定期間内の日の属する事業年度に準ずるものとして政令で定める事業年度

イ　法人税法第二条第十二号の八に規定する適格合併（同条第十一号に規定する被合併法人が基準法人（当該被合併法人又は当該適格合併に係る同条第十二号に規定する合併法人のうち、最も規模が大きいものとして政令で定めるものをいう。）であるものに限る。）が当該被合併法人又は合併法人の課税対象期間（次に掲げる法人の区分に応じそれぞれ次に定める期間をいう。）内に行われた場合における当該合併法人

(1)　指定期間の初日の属する事業年度を有する法人(2)に掲げる法人を除く。）　その法人の同日以後最初に開始する事業年度開始の日から同日以後三年を経過する日までの期間

(2)　指定期間内に設立された法人、公益法人等で指定期間内に新たに収益事業を開始したもの、公益法人等（収益事業を行っていないものに限る。）で指定期間内に普通法人等に該当することとなったもの及び指定期間内に法人税法第百四十一条第一号から第三号までに掲げる外国法人又は同条第四号に掲げる外国法人（同号イ又はロに掲げる国内源泉所得を有するものに限る。）のいずれかに新たに該当することとなった外国法人　指定期間

ロ　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人のイに規定する課税対象期間内の日の属する法人税法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度の期間内に当該連結子法人が同法第四条の五第一項又は第二項の規定により同法第四条の二の承認を取り消された場合における当該連結子法人

3　法人が各事業年度（前二項の規定により課税事業年度とされる事業年度を除く。）において第十条第四号イ及びロに掲げる所得（外国法人にあっては、法人税法第百四十一条各号に掲げる外国法人の区分に応じ当該各号に定める国内源泉所得で第十条第五号イ及びロに掲げる所得（所得税法第百六十一条第五号に掲げる配当等で政令で定めるものを除く。）とする。）につき前章の規定により課される復興特別所得税の額（当該法人が連結親法人である場合には、当該各事業年度終了の時において当該法人による連結完全支配関係がある連結子法人の当該各事業年度終了の日の属する事業年度において第十条第四号イ及びロに掲げる所得につき同章の規定により課される復興特別所得税の額を含む。）がある場合には、当該各事業年度を課税事業年度とみなす。

（納税地）

第四十六条　法人の復興特別法人税の納税地は、当該法人の法人税法第十六条から第十八条までの規定による法人税の納税地とする。

2　法人税法第十九条の規定は、法人税の納税地の指定の処分の取消しがあった場合における復興特別法人税について準用する。

第二節　課税標準

第四十七条　復興特別法人税の課税標準は、各課税事業年度の課税標準法人税額とする。

2　各課税事業年度の課税標準法人税額は、各課税事業年度の基準法人税額とする。ただし、次の各号に掲げる法人の各課税事業年度（第四十五条第三項の規定により課税事業年度とみなされる事業年度を除く。以下この項において同じ。）のうち最後の課税事業年度の課税標準法人税額は、基準法人税額に、当該最後の課税事業年度の月数のうちに当該各号に掲げる法人の区分に応じ当該各号に定める期間の月数の占める割合を乗じて計算した金額とする。

一　事業年度の変更その他の事由により、課税

事業年度の月数の合計が三十六月を超える法人（次号及び第三号に掲げる法人を除く。）　当該最後の課税事業年度開始の日から当該法人の指定期間内に最初に開始する事業年度開始の日以後三年を経過する日までの期間

二　第四十五条第二項第一号から第四号までに掲げる法人　当該最後の課税事業年度開始の日から指定期間の末日（同日以前に合併により解散し、又は同日前に残余財産が確定した場合には、当該合併の日の前日又は当該残余財産の確定の日）までの期間

三　第四十五条第二項第五号に掲げる法人　前二号に定める期間に準ずるものとして政令で定める期間

3　前項の月数は、暦に従って計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

4　第四十五条第三項の規定により課税事業年度とみなされる事業年度の課税標準法人税額は、第二項の規定にかかわらず、ないものとする。

第三節　税額の計算

（税率）

第四十八条　復興特別法人税の額は、各課税事業年度の課税標準法人税額に百分の十の税率を乗じて計算した金額とする。

（復興特別所得税額の控除）

第四十九条　内国法人が各課税事業年度において第十条第四号イ及びロに掲げる所得につき前章の規定により課される復興特別所得税の額（連結親法人又は当該連結親法人の課税事業年度終了の時において当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が課される復興特別所得税の額を除く。）は、政令で定めるところにより、当該課税事業年度の復興特別法人税の額から控除する。

2　前項の規定は、内国法人である公益法人等又は人格のない社団等が収益事業以外の事業又はこれに属する資産から生ずる所得につき課される同項の復興特別所得税の額については、適用しない。

3　連結親法人が各課税事業年度において第十条第四号イ及びロに掲げる所得につき前章の規定により課される復興特別所得税の額並びに当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が当該課税事業年度終了の日の属する連結事業年度において同号イ及びロに掲げる所得につき同章の規定により課される復興特別所得税の額は、政令で定めるところにより、当該連結親法人の当該課税事業年度の復興特別法人税の額から控除する。

4　第一項及び第二項の規定は、外国法人が各課税事業年度において法人税法第百四十一条各号に掲げる外国法人の区分に応じ当該各号に定める国内源泉所得で第十条第五号イ及びロに掲げる所得（所得税法第百六十一条第五号に掲げる配当等で政令で定めるものを除く。）につき前章の規定により課される復興特別所得税について準用する。この場合において、第一項中「（連結親法人又は当該連結親法人の課税事業年度終了の時において当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が課される復興特別所得税の額を除く。）」とあるのは「（所得税法第百六十一条第二号に掲げる対価につき第二十八条第一項の規定により徴収された復興特別所得税については、その額のうち、同条第四項の規定により同条第一項の規定による徴収が行われたものとみなされる金額を除く。）」と、第二項中「生ずる所得」とあるのは「生ずる当該国内源泉所得」と読み替えるものとする。

5　第一項（前項において準用する場合を含む。）又は第三項の規定は、復興特別法人税申告書、修正申告書又は更正請求書にこれらの規定による控除を受けるべき金額及びその計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、これらの規定による控除をされるべき金額は、当該金額として記載された金額を限度とする。

（外国税額の控除）

第五十条　復興特別法人税申告書を提出する内国法人が各課税事業年度において法人税法第六十九条第一項の規定の適用を受ける場合において、当該課税事業年度の同項に規定する控除対象外国法人税の額（租税特別措置法第六十六条の七第一項及び第六十六条の九の三第一項の規定により法人税法第六十九条第一項に規定する控除対象外国法人税の額とみなされるものを含む。）が同項に規定する控除限度額を超えるときは、第四十八条の規定を適用して計算した当該課税事業年度の復興特別法人税の額のうち当該内国法人の当該課税事業年度の所得でその源泉が国外にあるものに対応するものとして政令で定めるところにより計算した金額を限度として、その超える金額を当該課税事業年度の復興特別法人税の額から控除する。

2　復興特別法人税申告書を提出する連結親法人が各課税事業年度において法人税法第八十一条の十五第一項の規定の適用を受ける場合又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が当該課税事業年度終了の日の属する連結事業年度において同項の規定の適用を受ける場合において、当該連結親法人の当該課税事業年度の同項に規定する個別控除対象外国法人税の額（租税特別措置法第六十八条の九十一第一項及び第六十八条の九十三の三第一項の規定により法人税法第八十一条の十五第一項に規定する個別控除対象外国法人税の額とみなされるものを含む。以下この項において同じ。）が当該連結親法人の同条第一項に規定する連結控除限度個別帰属額を超えるとき、又は当該連結子法人の当該連結事業年度の個別控除対象外国法人税の額が当該連結子法人の同項に規定する連結控除限度個別帰属額を超えるときは、当該課税事業年度の復興特別法人税控除限度額で当該連結親法人又は当該連結子法人に帰せられる金額として政令で定めるところにより計算した金額を限度として、その超える金額を当該課税事業

年度の復興特別法人税の額から控除する。

3　前項に規定する復興特別法人税控除限度額とは、連結親法人の各課税事業年度の第四十八条の規定を適用して計算した復興特別法人税の額のうち当該課税事業年度の連結所得でその源泉が国外にあるものに対応するものとして政令で定めるところにより計算した金額をいう。

4　法人税法第六十九条第九項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。

5　第一項又は第二項の規定は、復興特別法人税申告書、修正申告書又は更正請求書にこれらの規定による控除を受けるべき金額及びその計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、これらの規定による控除をされるべき金額は、当該金額として記載された金額を限度とする。

（税額控除の順序）

第五十一条　前二条の規定による復興特別法人税の額からの控除については、まず前条の規定による控除をした後において、第四十九条の規定による控除をするものとする。

（連結法人の復興特別法人税の個別帰属額の計算）

第五十二条　連結親法人又は各連結子法人に各課税事業年度又は当該課税事業年度終了の日の属する連結事業年度の復興特別法人税の負担額として帰せられる金額は、当該課税事業年度の法人税負担帰属額から減算調整額（当該連結親法人又は連結子法人に係る次に掲げる金額の合計額をいう。以下この項において同じ。）を控除した金額とし、当該連結親法人又は各連結子法人に当該復興特別法人税の減少額として帰せられる金額は、当該課税事業年度の法人税負担帰属額がある場合には減算調整額から当該法人税負担帰属額を控除した金額と、当該課税事業年度の法人税減少帰属額がある場合には当該法人税減少帰属額と減算調整額との合計額とする。ただし、当該課税事業年度の課税標準法人税額がない場合において、第五十六条第一項又は第五十九条第一項の規定による還付を受けたときは、当該連結親法人又は各連結子法人に当該課税事業年度又は連結事業年度の復興特別法人税の負担額として帰せられる金額はないものとし、当該連結親法人又は各連結子法人に当該復興特別法人税の減少額として帰せられる金額は第一号に掲げる金額とする。

一　第四十九条第三項の規定による控除をされるべき金額のうち連結親法人又は各連結子法人に帰せられるものとして政令で定める金額

二　第五十条第二項の規定による控除をされる金額のうち連結親法人又は各連結子法人に帰せられるものとして政令で定める金額

2　前項に規定する法人税負担帰属額とは、第一号に規定する個別所得金額がある場合には同号及び第二号に掲げる金額の合計額が第四号に掲げる金額を超えるときのその超える部分の金額を、第三号に規定する個別欠損金額がある場合には同号及び第四号に掲げる金額の合計額が第二号に掲げる金額を超えるときのその超える部分の金額をいう。

一　前項の連結親法人又は連結子法人の同項の課税事業年度又は当該課税事業年度終了の日の属する連結事業年度の法人税法第八十一条の十八第一項に規定する個別所得金額に当該課税事業年度の連結所得に対して適用される法人税の税率を乗じて計算した金額の百分の十に相当する金額

二　租税特別措置法第六十八条の九第十一項（同法第六十八条の九の二第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第六十八条の十第五項、第六十八条の十一第五項、第六十八条の十三第四項、第六十八条の十四第五項又は第六十八条の十五第五項の規定、経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第　　号。以下この号及び第四号において「改正法」という。）附則第七十二条の規定によりなおその効力を有するものとされる改正法第十九条の規定による改正前の租税特別措置法（第四号において「旧効力措置法」という。）第六十八条の十第五項の規定その他これらに類する規定として政令で定める規定に規定する加算した金額のうち前項の連結親法人又は連結子法人に帰せられる金額の百分の十に相当する金額

三　前項の連結親法人又は連結子法人の同項の課税事業年度又は当該課税事業年度終了の日の属する連結事業年度の法人税法第八十一条の十八第一項に規定する個別欠損金額に当該課税事業年度の連結所得に対して適用される法人税の税率を乗じて計算した金額の百分の十に相当する金額

四　租税特別措置法第六十八条の九第一項から第三項まで、第六項及び第七項（同条第三項及び第七項の規定を同法第六十八条の九の二第二項又は第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第六十八条の十第二項及び第三項、第六十八条の十一第三項、第六十八条の十三第二項、第六十八条の十四第三項、第六十八条の十五第二項及び第三項並びに第六十八条の十五の二第一項の規定、旧効力措置法第六十八条の十第二項及び第三項の規定その他政令で定める税額控除に関する規定によりこれらの規定に規定する調整前連結税額から控除される金額のうち前項の連結親法人又は連結子法人に帰せられる金額（租税特別措置法第六十八条の十五の三第一項後段（改正法附則第八十条第一項の規定その他これに類する規定として政令で定める規定によ

り読み替えて適用する場合を含む。）の規定により租税特別措置法第六十八条の十五の三第一項に規定する調整前連結税額超過額を構成することとされた部分に相当する金額がある場合には、当該相当する金額のうち当該連結親法人又は連結子法人に帰せられる金額を控除した金額）の百分の十に相当する金額

3　第一項の連結親法人が法人税法第八十一条の十二第二項又は租税特別措置法第六十八条の八第一項（同項の表の第二号及び第三号に係る部分に限る。）若しくは第六十八条の百八第一項（同法第六十八条の八第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用を受ける連結親法人である場合には、各課税事業年度の連結所得の金額につき法人税法第八十一条の十二（租税特別措置法第六十八条の百八第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）並びに租税特別措置法第六十八条の八第一項及び第六十八条の百第一項の規定により計算した法人税の額の当該連結所得の金額に対する割合（連結所得の金額がない課税事業年度にあっては、法人税法第八十一条の十二第二項又は同表の第二号及び第三号に規定する年八百万円以下の金額に対して適用される税率）を前項第一号及び第三号に規定する税率として、同項の規定を適用する。

4　第一項の連結親法人の課税事業年度が第四十七条第二項ただし書の規定の適用を受ける課税事業年度である場合には、第一項に規定する法人税負担帰属額及び法人税減少帰属額は、第二項の規定により計算した金額に同条第二項ただし書に規定する割合を乗じて計算した金額とする。

第四節　申告、納付及び還付等

（課税標準及び税額の申告）

第五十三条　法人は、各課税事業年度終了の日の翌日から二月以内に、税務署長に対し、次に掲げる事項を記載した申告書を提出しなければならない。ただし、第一号に掲げる課税標準法人税額がない場合には、当該申告書を提出することを要しない。

一　当該課税事業年度の課税標準である課税標準法人税額

二　前号に掲げる課税標準法人税額につき前節の規定を適用して計算した復興特別法人税の額

三　第四十九条の規定による控除をされるべき金額で前号に掲げる復興特別法人税の額の計算上控除しきれなかったものがある場合には、その控除しきれなかった金額

四　前三号に掲げる金額の計算の基礎その他財務省令で定める事項

2　清算中の内国法人につきその残余財産が確定した場合には、当該内国法人の当該残余財産の確定の日の属する課税事業年度に係る前項の規定の適用については、同項中「二月以内」とあるのは、「一月以内（当該翌日から一月以内に残余財産の最後の分配又は引渡しが行われる場合には、その行われる日の前日まで）」とする。

3　外国法人に係る第一項の規定の適用については、同項中「二月以内」とあるのは、「二月以内（法人税法第百四十一条第一号から第三号までに掲げる外国法人に該当する法人が国税通則法第百十七条第二項の規定による納税管理人の届出をしないでこれらの号に掲げる外国法人のいずれにも該当しないこととなる場合又は法人税法第百四十一条第四号に掲げる外国法人に該当する法人が同法第百三十八条第二号に規定する事業で国内において行うものを廃止する場合には、当該課税事業年度終了の日の翌日から二月を経過した日の前日とその該当しないこととなる日又はその廃止の日とのうちいずれか早い日まで）」とする。

4　第一項の法人が同項の課税事業年度の所得又は連結所得に対する法人税の申告につき法人税法第七十五条（同法第百四十五条第一項において準用する場合を含む。）若しくは第七十五条の二（同法第百四十五条第一項において準用する場合を含む。）又は第八十一条の二十三若しくは第八十一条の二十四の規定により同法第七十四条第一項（同法第百四十五条第一項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）又は第八十一条の二十二第一項の規定による申告書（以下この項において「法人税申告書」という。）の提出期限が延長されている場合における第一項の規定による申告書の提出期限は、同項本文の規定にかかわらず、その延長された提出期限とする。この場合において、当該申告書に係る課税事業年度の復興特別法人税については、当該法人税申告書が同法第七十四条第一項の規定による申告書である場合にあっては第一号に掲げる規定を、当該法人税申告書が同法第八十一条の二十二第一項の規定による申告書である場合にあっては第二号に掲げる規定を、それぞれ準用する。

一　法人税法第七十五条第七項の規定又は同法第七十五条の二第六項若しくは第八項において準用する同法第七十五条第七項の規定

二　法人税法第八十一条の二十三第二項において準用する同法第七十五条第七項の規定又は同法第八十一条の二十四第三項若しくは第六項において準用する同法第七十五条第七項の規定

5　租税特別措置法第六十六条の三の規定は、前項において準用する次に掲げる規定の適用を受ける法人の第一項の規定による申告書に係る課税事業年度の復興特別法人税について準用する。

一　法人税法第七十五条の二第六項ただし書の規定

二　法人税法第七十五条第七項の規定

三　法人税法第八十一条の二十四第三項において準用する同法第七十五条第七項の規定

（還付を受けるための申告）

第五十四条　法人は、その課税事業年度の復興特別法人税につき前条第一項第三号に掲げる金額がある場合には、同項ただし書の規定により申

告書を提出すべき義務がない場合においても、第五十六条第一項の規定による還付を受けるため、前条第一項各号に掲げる事項を記載した申告書を税務署長に提出することができる。

（復興特別法人税の期限内申告による納付）

第五十五条　第五十三条第一項の規定による申告書を提出した法人は、当該申告書に記載した同項第二号に掲げる金額があるときは、当該申告書の提出期限までに、当該金額に相当する復興特別法人税を国に納付しなければならない。

（復興特別所得税額の還付）

第五十六条　復興特別法人税申告書の提出があった場合において、当該申告書に第五十三条第一項第三号に掲げる金額の記載があるときは、税務署長は、当該申告書を提出した法人に対し、当該金額に相当する税額を還付する。

2　前項の規定による還付金について還付加算金を計算する場合には、その計算の基礎となる国税通則法第五十八条第一項の期間は、その還付に係る申告書が次の各号に掲げる申告書のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める期限又は日の翌日からその還付のための支払決定をする日又はその還付金につき充当をする日（同日前に充当をするのに適することとなった日がある場合には、その適することとなった日）までの期間とする。

一　第五十三条第一項の規定による申告書（当該申告書の提出期限内に提出されたものに限る。）　当該申告書の提出期限

二　第五十三条第一項の規定による申告書（当該申告書の提出期限内に提出されたものを除く。）　当該申告書の提出があった日

三　第五十四条の規定による申告書　当該申告書の提出があった日（当該申告書が基準申告期限（当該申告書が第五十三条第一項の規定による申告書であるものとした場合における当該申告書の提出期限をいう。以下この号において同じ。）前に提出された場合には、その基準申告期限）

3　第一項の規定による還付金を同項の復興特別法人税申告書に係る課税事業年度の復興特別法人税で未納のものに充当する場合には、その還付金の額のうちその充当する金額については、還付加算金を付さないものとし、その充当される部分の復興特別法人税については、延滞税及び利子税を免除するものとする。

4　前二項に定めるもののほか、第一項の還付の手続、同項の規定による還付金（これに係る還付加算金を含む。）につき充当をする場合の方法その他同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（更正の請求の特例）

第五十七条　法人税法第八十条の二の規定は、法人が次に掲げる金額につき修正申告書を提出し、又は更正若しくは決定（国税通則法第二十五条の規定による決定をいう。以下この条において同じ。）を受けた場合において、その修正申告書の提出又は更正若しくは決定に伴い、その修正申告書又は更正若しくは決定に係る事業年度又は連結事業年度後の各課税事業年度で決定を受けた課税事業年度に係る第五十三条第一項第一号又は第二号に掲げる金額（当該金額につき修正申告書の提出又は更正があった場合には、その申告又は更正後の金額）が過大となるときについて準用する。

一　法人税法第二条第三十一号に規定する確定申告書に記載すべき同法第七十四条第一項第一号から第五号まで（同法第百四十五条において準用する場合を含む。）に掲げる金額又は同法第二条第三十二号に規定する連結確定申告書に記載すべき同法第八十一条の二十二第一項第一号から第五号までに掲げる金額

二　復興特別法人税申告書に記載すべき第五十三条第一項第一号から第三号までに掲げる金額

（青色申告）

第五十八条　法人が法人税法第四条の二又は第百二十一条第一項（同法第百四十六条において準用する場合を含む。次項において同じ。）の承認を受けている場合には、復興特別法人税申告書及び当該申告書に係る修正申告書（次項において「復興特別法人税申告書等」という。）について、青色の申告書により提出することができる。

2　法人が法人税法第百二十七条第一項（同法第百四十六条において準用する場合を含む。）の規定により同法第百二十一条第一項の承認を取り消された場合には、その取消しに係る同法第百二十七条第一項各号に定める事業年度開始の日以後その法人が前項の規定により青色の申告書により提出した復興特別法人税申告書等（納付すべき義務が同日前に成立した復興特別法人税に係るものを除く。）は、青色申告書（同項の規定により青色の申告書によって提出する復興特別法人税申告書等をいう。次項において同じ。）以外の申告書とみなす。

3　法人税法第百三十条第二項の規定は、法人が提出した青色申告書に係る復興特別法人税について準用する。

（確定申告に係る更正等による復興特別所得税額の還付）

第五十九条　法人の提出した復興特別法人税申告書に係る復興特別法人税につき更正（当該復興特別法人税についての更正の請求（国税通則法第二十三条第一項の規定による更正の請求をいう。次項において同じ。）に対する処分に係る不服申立て又は訴えについての決定若しくは裁決又は判決を含む。以下この項及び次項において「更正等」という。）があった場合において、その更正等により第五十三条第一項第三号に掲げる金額が増加したときは、税務署長は、その法人に対し、その増加した部分の金額に相当する税額を還付する。

2　前項の規定による還付金について還付加算金を計算する場合には、その計算の基礎となる国税通則法第五十八条第一項の期間は、前項の更

正等の日の翌日以後一月を経過した日（当該更正等が更正の請求に基づく更正である場合及び更正の請求に対する処分に係る不服申立て又は訴えについての決定若しくは裁決又は判決である場合には、その更正の請求の日の翌日以後三月を経過した日と当該更正等の日の翌日以後一月を経過した日とのいずれか早い日）からその還付のための支払決定をする日又はその還付金につき充当をする日（同日前に充当をするのに適することとなった日がある場合には、その適することとなった日）までの期間とする。

3　第一項の規定による還付金を同項の復興特別法人税申告書に係る課税事業年度の復興特別法人税で未納のものに充当する場合には、その還付金の額のうちその充当する金額については、還付加算金を付さないものとし、その充当される部分の復興特別法人税については、延滞税及び利子税を免除するものとする。

4　前二項に定めるもののほか、第一項の規定による還付金（これに係る還付加算金を含む。）につき充当をする場合の方法その他同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第五節　雑則

（代表者等の自署押印）

第六十条　法人税法第百五十一条の規定は、法人の提出する復興特別法人税申告書及び当該申告書に係る修正申告書について準用する。

（連帯納付の責任）

第六十一条　法人税法第八十一条の二十八の規定は、連結親法人の各課税事業年度の復興特別法人税について準用する。

2　法人税法第百五十二条の規定は、第四十一条第三項において準用する同法第四条の八第二項の規定により同法第百五十二条第一項に規定する主宰受託者が納めるものとされる復興特別法人税について準用する。

（当該職員の質問検査権）

第六十二条　国税庁の当該職員又は法人の納税地の所轄税務署若しくは所轄国税局の当該職員は、復興特別法人税に関する調査について必要があるときは、法人（連結親法人の納税地の所轄税務署又は所轄国税局の当該職員がその連結親法人の復興特別法人税に関する調査について必要があるときは、連結子法人を含む。）に質問し、又はその帳簿書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下この条及び第六十七条第二号において同じ。）その他の物件を検査することができる。

2　連結子法人の本店又は主たる事務所の所在地の所轄税務署又は所轄国税局の当該職員は、連結親法人の復興特別法人税に関する調査について必要があるときは、当該連結子法人及び当該連結親法人に質問し、又はその帳簿書類その他の物件を検査することができる。

3　国税庁の当該職員又は法人の納税地の所轄税務署若しくは所轄国税局の当該職員は、復興特別法人税に関する調査について必要があるときは、法人（連結親法人の納税地の所轄税務署又は所轄国税局の当該職員がその連結親法人の復興特別法人税に関する調査について必要があるときは、連結子法人を含む。）に対し、金銭の支払若しくは物品の譲渡をする義務があると認められる者又は金銭の支払若しくは物品の譲渡を受ける権利があると認められる者に質問し、又はその事業に関する帳簿書類その他の物件を検査することができる。

4　連結子法人の本店又は主たる事務所の所在地の所轄税務署又は所轄国税局の当該職員は、連結親法人の復興特別法人税に関する調査について必要があるときは、当該連結子法人に対し、金銭の支払若しくは物品の譲渡をする義務があると認められる者又は金銭の支払若しくは物品の譲渡を受ける権利があると認められる者に質問し、又はその事業に関する帳簿書類その他の物件を検査することができる。

5　法人税法第二条第十二号の二に規定する分割法人は前二項に規定する物品の譲渡をする義務があると認められる者に、同条第十二号の三に規定する分割承継法人は前二項に規定する物品の譲渡を受ける権利があると認められる者に含まれるものとする。

6　前各項の規定は、国税庁の当該職員及び納税地の所轄税務署又は所轄国税局の当該職員以外の当該職員のその所属する税務署又は国税局の所轄する区域内に本店、支店、工場、営業所その他これらに準ずるものを有する法人に対する質問又は検査について準用する。

7　国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、復興特別法人税に関する調査について必要があるときは、官公署又は政府関係機関に、当該調査に関し参考となるべき帳簿書類その他の物件の閲覧又は提供その他の協力を求めることができる。

8　国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、第一項から第四項まで（これらの規定を第六項において準用する場合を含む。）の規定による質問又は検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

9　第一項から第四項まで（これらの規定を第六項において準用する場合を含む。）の規定による質問又は検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（復興特別法人税に係る法人税法の適用の特例等）

第六十三条　復興特別法人税に係る次の表の第一欄に掲げる法律の適用については、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、同表の第四欄に掲げる字句とする。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
法人税法	第二十六条第一項第三号	）又は	）若しくは又は東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第　　号。以下「特別措置法」という。）第五十六条（復興特別所得税額の還付）若しくは第五十九条（確定申告に係る更正等による復興特別所得税額の還付）の規定
		の規定	
	第二十六条第四項	又は	若しくは復興特別法人税の負担額として当該他の内国法人に帰せられる金額として特別措置法第五十二条第一項（連結法人の復興特別法人税の個別帰属額の計算）の規定により計算される金額又は
	第二十六条第五項	又は	若しくは復興特別法人税の減少額として当該他の内国法人に帰せられる金額として特別措置法第五十二条第一項の規定により計算される金額又は
	第三十八条第一項	）の額	）の額及び復興特別法人税（延滞税、過少申告加算税、無申告加算税及び重加算税並びに特別措置法第五十三条第四項（課税標準及び税額の申告）において準用する同項各号に掲げる規定による利子税を除く。）の額

第三十八条第三項	又は		若しくは復興特別法人税の減少額として当該他の内国法人に帰せられる金額として特別措置法第五十二条第一項（連結法人の復興特別法人税の個別帰属額の計算）の規定により計算される金額又は
第三十八条第四項	又は		若しくは復興特別法人税の負担額として当該他の内国法人に帰せられる金額として特別措置法第五十二条第一項の規定により計算される金額又は
第四十条	同項又は		同項若しくは場合又は復興特別所得税の額につき特別措置法第四十九条第一項（復興特別所得税額の控除）若しくは第五十六条第一項（復興特別所得税額の還付）若しくは第五十九条第一項（確定申告に係る更正等による復興特別所得税額の還付）の規定の適用を受ける場合
第六十七条第三項	金額）並びに		金額）及び当該事業年度の特別措置法に規定する課税標準法人税額につき特別措置法第五章第三節（税額の計算）の規定により計算した復興特別法人税の額並びに
第六十七条第三項第五号	法人税の額並びに		法人税の額及び復興特別法人税の額並びに
第六十九条第二項	の控除限度額と		の控除限度額及び復興特別法人税控除限度額として政令で定める金額と

第八十条の二	掲げる金額又は	掲げる金額若しくは
	掲げる金額につき	掲げる金額又は特別措置法第四十条第十四号（定義）に規定する復興特別法人税申告書に記載すべき特別措置法第五十三条第一項第一号から第三号まで（課税標準及び税額の申告）に掲げる金額につき
第八十一条の七第一項	同項又は	同項若しくは
	場合	場合又は復興特別所得税の額につき特別措置法第四十九条第三項（復興特別所得税額の控除）若しくは第五十六条第一項（復興特別所得税額の還付）若しくは第五十九条第一項（確定申告に係る更正等による復興特別所得税額の還付）の規定の適用を受ける場合
第八十一条の十三第二項	金額）並びに	金額）及び当該連結事業年度の特別措置法に規定する課税標準法人税額につき特別措置法第五章第三節（税額の計算）の規定により計算した復興特別法人税の額並びに
第八十一条の十三第二項第四号	法人税の額並びに	法人税の額及び復興特別法人税の額並びに
第八十一条の十五第二項	の連結控除限度個別帰属額と	の連結控除限度個別帰属額及び復興特別法人税控除限度個別帰属額として政令で定める金額と

第八十一条の二十五第一項	金額、その	金額及び特別措置法第五十二条第一項（連結法人の復興特別法人税の個別帰属額の計算）の規定により計算される復興特別法人税の負担額として帰せられる金額又は復興特別法人税の減少額として帰せられる金額、これらの金額の	
第八十二条	掲げる金額又は	掲げる金額若しくは	
	掲げる金額につき	掲げる金額又は特別措置法第四十条第十四号（定義）に規定する復興特別法人税申告書に記載すべき特別措置法第五十三条第一項第一号から第三号まで（課税標準及び税額の申告）に掲げる金額につき	
租税特別措置法第九十三条第一項第二号	含む。）	含む。以下この号において同じ。）及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第五十三条第四項において準用する法人税法第七十五条第七項	
国税通則法第十五条第二項第三号	法人税　事業年度	法人税及び復興特別法人税　事業年度	
第二十一条第二項、第三十条第二項、第三十三条第二項及び第四十三条第二項	法人税	法人税、復興特別法人税	

第六十五条第三項第二号	加算した金額	加算した金額（東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（以下「特別措置法」という。）第四十九条（復興特別所得税額の控除）又は第五十条（外国税額の控除）の規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した金額）		
第七十五条第四項第一号	若しくは法人税法	、法人税法若しくは特別措置法第五十八条第二項（青色申告）		
第八十五条第一項及び第八十六条第一項	法人税	法人税、復興特別法人税		
第五十三条第二十四項	連結控除限度個別帰属額	連結控除限度個別帰属額と東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（以下「特別措置法」という。）第五十条第一項に規定する政令で定めるところにより計算した金額又は同条第二項に規定する政令で定めるところにより計算した金額との合計額	連結控除限度個別帰属額及び特別措置法第五十条第一項に規定する政令で定めるところにより計算した金額又は同条第二項に規定する政令で定めるところにより計算した金額の合計額	政令で定めるもの
第三百二十一条の八第二十四項	連結控除限度個別帰属額	連結控除限度個別帰属額、特別措置法第五十条第一項に規定する政令で定めるところにより計算した金額又は同条第二項に規定する政令で定めるところにより計算した金額	第七百三十四条第三項の表の下欄	政令で定めるもの

2　前項に定めるもののほか、法人税又は復興特別法人税に係る国税通則法の規定の適用については、次に定めるところによる。

一　国税通則法第七十一条第一項第一号の規定の適用については、法人税及び復興特別法人税は、同一の税目に属する国税とみなす。

二　法人税又は復興特別法人税に係る国税通則法第五十八条第一項第一号イに規定する更正決定等（以下この号及び第六項において「更正決定等」という。）について不服申立てがされている場合において、当該法人税又は復興特別法人税と納税義務者及び事業年度が同一である他の復興特別法人税又は法人税についてされた更正決定等があるときは、同法第九十条第一項若しくは第二項、第百四条第二項又は第百十五条第一項第二号の規定の適用については、当該他の復興特別法人税又は法人税についてされた更正決定等は、当該法人税又は復興特別法人税の同法第十九条第一項に規定する課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等とみなす。

3　国税通則法第七十条第三項（租税特別措置法第六十六条の四第十七項又は第六十八条の八十八第十八項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により法人税について更正の請求（国税通則法第二十三条第一項の規定による更正の請求をいう。以下この項において同じ。）に係る更正が行われた場合には、当該法人税に係る復興特別法人税についての更正若しくは決定（国税通則法第二十五条の規定による決定をいう。）又は当該更正若しくは決定に伴って行われることとなる加算税（国税通則法第六十九条に規定する加算税をいう。第六項及び第十項において同じ。）についてする賦課決定（国税通則法第三十二条第一項又は第二項の規定による決定をいう。以下この条において同じ。）は、国税通則法第七十条第一項及び第二項の規定並びに第六項の規定にかかわらず、当該更正の請求があった日から六月を経過する日まで、することができる。同条第三項（第六項の規定によ

り読み替えて適用する場合を含む。）の規定により復興特別法人税について更正の請求に係る更正が行われた場合における当該復興特別法人税に係る法人税についての更正又は賦課決定についても、同様とする。

4　前項の場合において、国税通則法第七十条第四項、第七十一条及び第七十二条の規定の適用については、同項中「前二項」とあるのは「前二項又は東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（以下「特別措置法」という。）第六十三条第三項（復興特別法人税に係る法人税法の適用の特例等）」と、「、前条」とあるのは「、前条及び同項」と、同法第七十二条第一項中「あつた日」とあるのは「あつた日とし、特別措置法第六十三条第三項（復興特別法人税に係る法人税法の適用の特例等）の規定による更正若しくは決定又は賦課決定により納付すべきものについては、同項に規定する更正又は決定があつた日」とする。

5　法人の各課税事業年度の所得に対する法人税又は連結所得に対する法人税につき租税特別措置法第六十六条の四第十六項又は第六十八条の八十八第十七項の規定の適用がある場合には、当該各課税事業年度の復興特別法人税（これらの規定の適用に係る部分に限る。）に係る国税通則法第二十三条第一項（第二号を除く。）の規定の適用については、同項中「五年」とあるのは、「六年」とする。

6　更正決定等で次の各号に掲げるものは、国税通則法第七十条第一項の規定にかかわらず、当該各号に定める期限又は日から六年を経過する日まで、することができる。この場合において、同条第三項及び第四項並びに同法第七十一条第一項の規定の適用については、同法第七十条第三項中「前二項の規定により」とあるのは「前二項及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（以下「特別措置法」という。）第六十三条第六項（復興特別法人税に係る法人税法の適用の特例等）の規定により」と、「、前二項」とあるのは「、前二項及び同条第六項」と、同条第四項中「第一項又は前項」とあるのは「第一項、前項又は特別措置法第六十三条第六項」と、同法第七十一条第一項中「が前条」とあるのは「が前条及び特別措置法第六十三条第六項（復興特別法人税に係る法人税法の適用の特例等）」と、「、前条」とあるのは「、前条及び同項」とする。

一　次に掲げる更正決定（更正又は国税通則法第二十五条の規定による決定をいう。以下この項において同じ。）に伴い同法第十九条第一項に規定する課税標準等（以下この項において「課税標準等」という。）又は同条第一項に規定する税額等（以下この項において「税額等」という。）に異動を生ずべき復興特別法人税に係る更正決定　当該更正決定に係る復興特別法人税の同法第二条第七号に規定する法定申告期限（イ又はロの法人税に係る更正が同法第六十一条第一項に規定する還付請求申告書に係る更正である場合には、当該還付請求申告書を提出した日）

イ　法人が当該法人に係る租税特別措置法第六十六条の四第一項又は第六十八条の八十八第一項に規定する国外関連者との取引をこれらの規定に規定する独立企業間価格と異なる対価の額で行った事実に基づいてする法人税に係る更正決定

ロ　イに掲げる更正決定に伴い課税標準等又は税額等に異動を生ずべき法人税に係る更正決定

二　前号イ若しくはロに掲げる更正決定又は同号イに規定する事実に基づいてする法人税に係る国税通則法第二条第六号に規定する納税申告書（同法第十七条第二項に規定する期限内申告書を除く。以下この号において「納税申告書」という。）の提出若しくは前号ロに規定する異動を生ずべき法人税に係る納税申告書の提出に伴い課税標準等又は税額等に異動を生ずべき復興特別法人税に係る更正決定又は納税申告書の提出に伴いその復興特別法人税に係る加算税についてする賦課決定　その納税義務の成立の日

7　租税特別措置法第六十六条の四第十八項及び第十九項並びに第六十八条の八十八第十九項及び第二十項の規定は、復興特別法人税に係る国税通則法第七十二条第一項に規定する国税の徴収権の時効について準用する。

8　第六項の規定により読み替えて適用される国税通則法第七十条第三項の規定による更正又は賦課決定により納付すべき復興特別法人税に係る同法第七十二条第一項の規定の適用については、同項中「第七十条第三項」とあるのは、「特別措置法第六十三条第六項（復興特別法人税に係る法人税法の適用の特例等）の規定により読み替えて適用される第七十条第三項」とする。

9　租税特別措置法第六十六条の四第二十一項及び第六十八条の八十八第二十二項の規定は、復興特別法人税に係る延滞税について準用する。

10　租税特別措置法第六十六条の四の二の規定は、第六項第一号に掲げる更正決定により納付すべき復興特別法人税の額及び当該復興特別法人税の額に係る加算税の額について準用する。この場合において、同条第四項中「納税の猶予」とあるのは「納税の猶予（東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第六十三条第十項（復興特別法人税に係る法人税法の適用の特

例等）において準用する場合を含む。）」と、同条第六項中「の規定による納税の猶予を含む。）又は」と、同法第五十二条第一項」とあるのは「（東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第六十三条第十項（復興特別法人税に係る法人税法の適用の特例等）において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による納税の猶予を含む。）又は」と、同法第五十二条第一項」と、「の規定による納税の猶予を含む。）又は」と、同法第百五十一条第一項」とあるのは「（東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第　号）第六十三条第十項（復興特別法人税に係る法人税法の適用の特例等）において準用する場合を含む。第百五十一条第一項において同じ。）の規定による納税の猶予を含む。）又は」と、同法第百五十一条第一項」と読み替えるものとする。

11　租税条約等実施特例法第七条第一項の規定は、同項に規定する合意が行われたことにより、内国法人の各課税事業年度の復興特別法人税の額又は相手国居住者等（租税条約等実施特例法第二条第四号に規定する相手国居住者等をいう。次項において同じ。）の各課税事業年度の復興特別法人税の額のうちに減額されるものがある場合について準用する。

12　租税条約等実施特例法第七条第三項の規定は、内国法人又は相手国居住者等が第五十七条各号に掲げる金額につき租税条約等実施特例法第七条第一項（前項において準用する場合を含む。）の更正を受けた場合において、その更正に伴い、その更正に係る事業年度若しくは連結事業年度後の各課税事業年度の復興特別法人税申告書に記載した、若しくは国税通則法第二十五条の規定による決定を受けた課税事業年度に係る第五十三条第一項第一号若しくは第二号に掲げる金額（当該金額につき修正申告書の提出又は更正があった場合には、その申告又は更正後の金額）が過大となるとき、又はその更正に係る事業年度若しくは連結事業年度後の各課税事業年度の復興特別法人税申告書に記載した課税事業年度に係る同項第三号に掲げる金額（当該金額につき修正申告書の提出又は更正があった場合には、その申告又は更正後の金額）が過少となるときのその更正を受けた内国法人又は相手国居住者等について準用する。この場合において、租税条約等実施特例法第七条第三項の表法人税法第八十条の二の項及び法人税法第八十二条の項中「更正の特例」とあるのは、「更正の特例）（東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第　号）第六十三条第十一項（復興特別法人税に係る法人税法の適用の特例等）において準用する場合を含む。）」と読み替えるものとする。

13　租税条約等実施特例法第七条第四項の規定は、第十一項において準用する同条第一項の規定による更正に係る還付金又は過納金について準用する。

14　前各項に定めるもののほか、復興特別法人税に係る税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）その他の法令の規定の技術的読替えその他この章の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第六節　罰則

第六十四条　偽りその他不正の行為により、第五十三条第一項第二号に規定する復興特別法人税の額（第四十九条又は第五十条の規定により控除をされるべき金額がある場合には、同号の規定による計算をこれらの規定を適用しないでした復興特別法人税の額）につき復興特別法人税を免れた場合には、法人（人格のない社団等を含む。第三項、次条並びに第六十八条第一項及び第二項において同じ。）の代表者（人格のない社団等の管理人及び法人課税信託の受託者である個人を含む。第三項及び次条において同じ。）、代理人、使用人その他の従業者（当該法人が連結親法人である場合には、連結子法人の代表者、代理人その他の従業者を含む。第六十八条第一項において同じ。）でその違反行為をした者は、十年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2　前項の免れた復興特別法人税の額が千万円を超えるときは、情状により、同項の罰金は、千万円を超えその免れた復興特別法人税の額に相当する金額以下とすることができる。

3　第一項に規定するもののほか、第五十三条第一項の規定による申告書をその提出期限までに提出しないことにより、同項第二号に規定する復興特別法人税の額（第四十九条又は第五十条の規定により控除をされるべき金額がある場合には、同号の規定による計算をこれらの規定を適用しないでした復興特別法人税の額）につき、同項の罰金は、五百万円を超えるときは、情状により、同項の罰金は、五百万円を超えその免れた復興特別法人税の額に相当する金額以下とすることができる。

4　前項の免れた復興特別法人税の額が五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第六十五条　正当な理由がなくて第五十三条第一項の規定による申告書をその提出期限までに提出しなかった場合には、法人の代表者、代理人、使用人その他の従業者でその違反行為をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。ただし、情状により、その刑を免除することができる。

第六十六条　第六十条において準用する法人税法第百五十一条第一項から第四項までの規定に違反した者又はこれらの規定に違反する復興特別

法人税申告書若しくは当該申告書に係る修正申告書の提出があった場合のその行為をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。ただし、情状により、その刑を免除することができる。

第六十七条　次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一　第六十二条第一項から第四項まで（これらの規定を同条第六項において準用する場合を含む。）の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは偽りの答弁をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

二　前号の検査に関し偽りの記載又は記録をした帳簿書類を提示した者

第六十八条　法人の代表者（人格のない社団等の管理人を含む。）又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第六十四条第一項若しくは第三項、第六十五条又は前条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して当該各条の罰金刑を科する。

2　前項の規定により第六十四条第一項又は第三項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、これらの規定の罪についての時効の期間による。

3　人格のない社団等について第一項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその人格のない社団等を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第六章　復興特別たばこ税

第一節　総則

（定義）

第六十九条　この章並びに附則第三条及び第四条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　製造たばこ　たばこ税法（昭和五十九年法律第七十二号）第三条に規定する製造たばこをいう。

二　保税地域　関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第二十九条に規定する保税地域をいう。

（課税物件）

第七十条　製造たばこには、この法律により、復興特別たばこ税を課する。

（納税義務者）

第七十一条　製造たばこの製造者（たばこ税法第六条第一項ただし書若しくは第七条の規定により製造たばこの製造者とみなされる者又は同法第十二条第六項若しくは第十三条第五項の規定により製造たばこ製造者とみなされる者を含む。）は、平成二十四年十月一日から平成三十四年九月三十日までの間にその製造場（同法第六条第五項、第十二条第六項又は第十三条第五項の規定により製造たばこの製造場とみなされる場所を含むものとし、同法第五条の規定により製造たばこの製造場でない保税地域とみなされる製造たばこの製造場を除く。）から移出した製造たばこ（同法第六条第一項の規定の適用がある場合には、その喫煙用等（同項に規定する喫煙用等をいう。次項において同じ。）に供された製造たばことし、同条第三項の規定の適用がある場合には、その換価された製造たばことし、同条第四項又は第五項の規定の適用がある場合には、その現存する製造たばことする。）につき、復興特別たばこ税を納める義務がある。

2　製造たばこを平成二十四年十月一日から平成三十四年九月三十日までの間に保税地域（たばこ税法第五条の規定により保税地域に該当しない製造たばこの製造場とみなされるものを除く。）から引き取る者（同法第六条第二項の規定の適用がある場合には、その喫煙用等に供した者。第八十五条第一項第二号において同じ。）は、その引き取る製造たばこ（同法第六条第二項の規定の適用がある場合には、その喫煙用等に供された製造たばこ）につき、復興特別たばこ税を納める義務がある。

（納税地）

第七十二条　復興特別たばこ税の納税地は、たばこ税の納税地となる場所とする。

第二節　課税標準及び税率

（課税標準）

第七十三条　復興特別たばこ税の課税標準は、たばこ税の課税標準となる製造たばこの本数とする。

（税率）

第七十四条　復興特別たばこ税の税率は、千本につき千円とする。

2　たばこ税法附則第二条の規定の適用を受ける製造たばこに係る復興特別たばこ税の税率は、前項の規定にかかわらず、千本につき四百七十五円とする。

第三節　免税及び税額控除等

（未納税移出等）

第七十五条　たばこ税法第十二条第一項、第十三条第一項及び第十四条第一項その他の法律の規定によりたばこ税を免除するときは、当該免除に係る製造たばこに係る復興特別たばこ税を免除する。ただし、輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（昭和三十年法律第三十七号）の規定によりたばこ税を免除するときは、この項の規定は、適用しない。

2　前項の規定の適用を受けた製造たばこについてたばこ税法第十三条第七項その他の法律の規定によりたばこ税を徴収することとなるときは、当該たばこ税を徴収すべき者から当該製造たばこに係る復興特別たばこ税を徴収する。

（課税済みの輸入製造たばこの輸出又は廃棄の場合の復興特別たばこ税の還付）

第七十六条　復興特別たばこ税、たばこ税及びたばこ特別税課税済みの製造たばこにつき、たばこ税法第十五条第一項（同条第三項において準

用する場合を含む。）の規定によりたばこ税額として計算した金額の還付が行われるときは、当該還付に係る金額の計算に準じて計算した復興特別たばこ税額に相当する金額を、当該還付に係る金額及び当該還付に係る金額の計算に準じて計算したたばこ特別税額に相当する金額にあわせて還付する。

2　前項の規定によりたばこ税額及びたばこ特別税額として計算した金額の還付にあわせて復興特別たばこ税額に相当する金額の還付が行われたときは、当該還付に係る金額の合算額の千分の百四十に相当する復興特別たばこ税額に相当する金額、千分の七百四十五に相当するたばこ税額に相当する金額及び千分の百十五に相当するたばこ特別税額に相当する金額の還付があったものとする。この場合においては、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律（平成十年法律第百三十七号。以下この章において「特別措置法」という。）第十条第二項の規定は、適用しない。

3　たばこ税法第十五条第二項及び第四項の規定は、第一項の規定による還付について準用する。この場合において、同条第二項中「輸出をした」とあるのは「輸出又は廃棄をした」と、「輸出先」とあるのは「輸出先（輸出をした場合に限る。）」と、「輸出されたこと」とあるのは「輸出され、又は廃棄されたこと」と、「これを」とあるのは「これを、輸出をした場合にあつては」と、「税関長」とあるのは「税関長に、廃棄をした場合にあつては廃棄の承認を受けた税関の税関長」と読み替えるものとする。

（戻入れの場合の復興特別たばこ税の控除等）

第七十七条　復興特別たばこ税、たばこ税及びたばこ特別税課税済みの製造たばこにつき、たばこ税法第十六条第一項から第五項までの規定によりたばこ税額に相当する金額の控除又は当該控除すべき金額若しくはその不足額の還付が行われるときは、当該控除又は還付に係る金額の計算に準じて計算した復興特別たばこ税額に相当する金額を、当該控除又は還付に係る金額及び当該控除又は還付に係る金額の計算に準じて計算したたばこ特別税額に相当する金額にあわせて控除し、又は還付する。

2　前項の規定によりたばこ税額及びたばこ特別税額に相当する金額の控除又は還付にあわせて復興特別たばこ税額に相当する金額の控除又は還付が行われたときは、これらの控除又は還付に係る金額の合算額の千分の百四十に相当する復興特別たばこ税額に相当する金額、千分の七百四十五に相当するたばこ税額に相当する金額及び千分の百十五に相当するたばこ特別税額に相当する金額の控除又は還付があったものとする。この場合においては、特別措置法第十一条第二項の規定は、適用しない。

3　たばこ税法第十六条第六項及び第七項の規定は、第一項の規定による控除又は還付について準用する。

第四節　申告及び納付等

（申告及び納付等）

第七十八条　復興特別たばこ税は、たばこ税及びたばこ特別税の申告にあわせて申告して納付し、又はたばこ税及びたばこ特別税にあわせて徴収しなければならない。

2　復興特別たばこ税、たばこ税及びたばこ特別税の納付があったときは、その納付に係る金額については、次の各号に掲げる製造たばこの区分に応じ当該各号に定める復興特別たばこ税、たばこ税及びたばこ特別税の納付があったものとする。この場合においては、特別措置法第十二条第二項の規定は、適用しない。

一　製造たばこ（次号及び第三号に掲げる製造たばこを除く。）　千分の百四十に相当する税額の復興特別たばこ税、千分の七百四十五に相当する税額のたばこ税及び千分の百十五に相当する税額のたばこ特別税

二　租税特別措置法第八十八条の規定の適用を受ける製造たばこ　千分の七十に相当する税額の復興特別たばこ税、千分の八百七十二に相当する税額のたばこ税及び千分の五十八に相当する税額のたばこ特別税

三　租税特別措置法第八十八条の二第一項の規定の適用を受ける製造たばこ　千分の八十三に相当する税額の復興特別たばこ税、千分の八百七十五に相当する税額のたばこ税及び千分の四十二に相当する税額のたばこ特別税

（担保の提供）

第七十九条　たばこ税法第二十二条及び特別措置法第十三条第一項の規定による担保を提供する者は、政令で定めるところにより、復興特別たばこ税に相当する担保をあわせて提供しなければならない。

2　国税庁長官、国税局長、税務署長又は税関長は、たばこ税法第二十三条第一項及び特別措置法第十三条第二項の規定により担保の提供を命ずるときは、政令で定めるところにより、復興特別たばこ税額に相当する担保をあわせて提供すべきことを命じなければならない。

3　たばこ税法第二十三条第二項の規定は、前項の規定により提供される担保について準用する。

（延滞税）

第八十条　国税通則法の規定により復興特別たばこ税、たばこ税及びたばこ特別税に係る延滞税を納付すべき場合においては、未納に係る復興特別たばこ税額、たばこ税額及びたばこ特別税額の合算額について同法の規定による延滞税の額の計算に準じて計算した金額の千分の百四十に相当する金額、千分の七百四十五に相当する金額及び千分の百十五に相当する金額を、それぞれ同法の規定により納付すべき復興特別たばこ税に係る延滞税の額、たばこ税に係る延滞税の額及びたばこ特別税に係る延滞税の額とす

る。この場合においては、特別措置法第十四条の規定は、適用しない。

2　租税特別措置法第八十八条の規定の適用を受ける製造たばこに係る前項の規定の適用については、同項中「千分の百四十」とあるのは「千分の七十」と、「千分の七百四十五」とあるのは「千分の八百七十二」と、「千分の百十五」とあるのは「千分の五十八」とする。

3　租税特別措置法第八十八条の二第一項の規定の適用を受ける製造たばこに係る第一項の規定の適用については、同項中「千分の百四十」とあるのは「千分の八十三」と、「千分の七百四十五」とあるのは「千分の八百七十五」と、「千分の百十五」とあるのは「千分の四十二」とする。

4　第七十八条第一項の規定は、第一項（前二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する延滞税を納付する場合について準用する。

（過少申告加算税又は無申告加算税）

第八十一条　前条第一項（同条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定は、国税通則法の規定により復興特別たばこ税、たばこ税及びたばこ特別税に係る過少申告加算税又は無申告加算税を納付すべき場合について準用する。

2　第七十八条第一項の規定は、前項に規定する過少申告加算税又は無申告加算税を納付する場合について準用する。

（還付及び充当）

第八十二条　復興特別たばこ税に係る過誤納金は、たばこ税及びたばこ特別税に係る過誤納金にあわせて還付しなければならない。

2　国税通則法第五十六条第一項に規定する還付金等及び同法の規定による還付加算金を未納の復興特別たばこ税、たばこ税及びたばこ特別税に充当するときは、これらの税にあわせて充当しなければならない。

3　第一項の規定による還付があったときは、その還付に係る金額の千分の百四十に相当する復興特別たばこ税の過誤納金、千分の七百四十五に相当するたばこ税の過誤納金及び千分の百十五に相当するたばこ特別税の過誤納金の還付があったものとし、前項の規定による充当があったときは、その充当に係る金額の千分の百四十に相当する未納の復興特別たばこ税、千分の七百四十五に相当する未納のたばこ税及び千分の百十五に相当する未納のたばこ特別税に対する充当があったものとする。この場合においては、特別措置法第十六条第三項の規定は、適用しない。

4　第八十条第二項又は第三項の規定は、租税特別措置法第八十八条又は第八十八条の二第一項の規定の適用を受ける製造たばこに係る前項の規定の適用について準用する。

（還付加算金）

第八十三条　国税通則法の規定により還付加算金を、第七十七条第一項、たばこ税法第十六条及び特別措置法第十一条第一項の規定による復興特別たばこ税、たばこ税及びたばこ特別税の還付に係る金額又は復興特別たばこ税、たばこ税及びたばこ特別税の過誤納額に加算すべき場合においては、これらの還付に係る金額の合算額又は過誤納額の合算額についてこれらの規定による還付加算金の計算に準じて計算した金額の千分の百四十に相当する金額、千分の七百四十五に相当する金額及び千分の百十五に相当する金額を、それぞれ国税通則法の規定により加算すべき復興特別たばこ税に係る還付加算金、たばこ税に係る還付加算金及びたばこ特別税に係る還付加算金とする。この場合においては、特別措置法第十七条の規定は、適用しない。

2　第八十条第二項又は第三項の規定は、租税特別措置法第八十八条又は第八十八条の二第一項の規定の適用を受ける製造たばこに係る前項の規定の適用について準用する。

3　復興特別たばこ税、たばこ税及びたばこ特別税に係る還付加算金は、あわせて支払又は充当をしなければならない。

（端数計算）

第八十四条　復興特別たばこ税、たばこ税及びたばこ特別税の額又はこれらの税に係る国税通則法第五十六条第一項に規定する還付金等の金額を計算する場合における端数計算については、これらの税の額の合算額又は当該還付金等の金額の合算額につき、同法の規定を適用する。この場合においては、特別措置法第十八条の規定は、適用しない。

第五節　雑則

（当該職員の権限）

第八十五条　国税庁、国税局、税務署又は税関の当該職員（以下この章において「当該職員」という。）は、復興特別たばこ税に関する調査について必要な範囲内で、次に掲げる行為をすることができる。

一　たばこ税法第二十五条に規定する者に対して質問し、又はこれらの者の業務に関する製造たばこ、帳簿書類その他の物件を検査すること。

二　製造たばこを保税地域から引き取る者に対して質問し、その引き取る製造たばこを検査すること。

三　第一号に規定する者の業務に関する製造たばこ又は前号に規定する製造たばこについて必要最少限度の分量の見本を採取すること。

四　運搬中の製造たばこを検査し、又はこれを運搬する者に対してその出所若しくは到達先を質問すること。

2　当該職員は、復興特別たばこ税に関する調査について必要がある場合には、特定販売業者（たばこ税法第十一条第二項に規定する特定販売業者をいう。附則第三条において同じ。）、卸売販売業者（同法第二十七条第二項に規定する

卸売販売業者をいう。）又は小売販売業者（同項に規定する小売販売業者をいう。附則第三条において同じ。）の組織する団体（当該団体をもって組織する団体を含む。）に対して、その団体員の製造たばこの取引に関し参考となるべき事項を諮問することができる。

3　当該職員は、復興特別たばこ税に関する調査について必要がある場合には、官公署又は政府関係機関に、当該調査に関し参考となるべき帳簿書類その他の物件の閲覧又は提供その他の協力を求めることができる。

4　第一項第三号の規定により採取した見本に関しては、第七十一条及び第七十八条の規定は、適用しない。

5　当該職員は、第一項から第三項までの規定により職務を執行する場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

6　第一項に規定する当該職員の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（復興特別たばこ税に係るたばこ税法の適用の特例等）

第八十六条　復興特別たばこ税に係る次の表の第一欄に掲げる法律の適用については、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
たばこ税法	第十二条第五項及び第十三条第四項	たばこ税	たばこ税及び復興特別たばこ税
租税特別措置法	第八十八条の三第一項	たばこ税法	たばこ税法、東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第　号。次項において「特別措置法」という。）
	第八十八条の三第二項	たばこ税法	たばこ税法及び特別措置法
輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律	第二条第一号	たばこ税	たばこ税、復興特別たばこ税
国税通則法	第二条第三号	たばこ税	たばこ税、復興特別たばこ税
国税徴収法（昭和三十四年法律第百四十七号）	第二条第三号	たばこ税	たばこ税、復興特別たばこ税
災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律	第七条第一項	たばこ税	たばこ税、復興特別たばこ税
	第七条第二項	第十六条第一項若しくは第五項	第十六条第一項若しくは第五項、東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（第四項において「特別措置法」という。）第七十七条第一項（たばこ税法第十六条第一項又は第五項の規定に係る部分に限る。）
	第七条第三項	地方揮発油税	地方揮発油税又はたばこ税及び復興特別たばこ税
	第七条第四項	これらの税目	揮発油税及び地方揮発油税又はたばこ税、たばこ特別税及び復興特別たばこ税
		地方揮発油税に係るときは、地方揮発油税法第十二条第一項及び第三項	地方揮発油税又はたばこ税、たばこ特別税及び復興特別たばこ税に係るときは、地方揮発油税法第十二条第一項及び第三項又は特別措置法第八十二条第一項及び第三項

相続税法	第十四条第二項	たばこ税	たばこ税、復興特別たばこ税	たばこ税、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律（平成十年法律第百三十七号）に規定するたばこ特別税及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第　　号）に規定する復興特別たばこ税並びに
たばこ事業法（昭和五十九年法律第六十八号）	第九条第一項	たばこ税及び		
金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）	第七十六条及び第二百四十二条	たばこ税	たばこ税、復興特別たばこ税	
会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）	第百二十九条	たばこ税	たばこ税、復興特別たばこ税	

2　前項に定めるもののほか、復興特別たばこ税に係るたばこ税法その他の法令の規定の技術的読替えその他この章の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第六節　罰則

第八十七条　次の各号のいずれかに該当する者は、十年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一　偽りその他不正の行為により復興特別たばこ税を免れ、又は免れようとした者

二　偽りその他不正の行為により第七十六条第一項又は第七十七条第一項の規定による還付を受け、又は受けようとした者

2　前項の犯罪に係る製造たばこに対する復興特別たばこ税に相当する金額又は還付金に相当する金額の三倍が百万円を超える場合には、情状により、同項の罰金は、百万円を超え当該復興特別たばこ税に相当する金額又は還付金に相当する金額の三倍以下とすることができる。

3　第一項第一号に規定するもののほか、第七十八条第一項の規定によりたばこ税及びたばこ特別税の申告にあわせて申告しなければならない復興特別たばこ税の申告を、当該たばこ税の申告書の提出期限までにあわせて申告しないことにより、復興特別たばこ税を免れた者は、五年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4　前項の犯罪に係る製造たばこに対する復興特別たばこ税に相当する金額の三倍が五十万円を超える場合には、情状により、同項の罰金は、五十万円を超え当該復興特別たばこ税に相当する金額の三倍以下とすることができる。

第八十八条　第八十五条第一項第一号若しくは第二号の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは偽りの陳述をし、又は同項第一号から第三号までの規定による当該職員の職務の執行を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第八十九条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して前二条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して当該各条の罰金刑を科する。

2　前項の規定により第八十七条第一項又は第三項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、これらの規定の罪についての時効の期間による。

第七章　復興債の発行等

（復興債の発行）

第九十（六十九）条　政府は、財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第四条第一項の規定にかかわらず、復興施策に要する費用（以下「復興費用」という。）のうち平成二十三年度の一般会計補正予算（第3号）に計上された費用の財源については、当該補正予算をもって国会の議決を経た金額の範囲内で、公債を発行することができる。

2　平成二十三年度の当初予算に計上された基礎年金の国庫負担の追加に伴い見込まれる費用を同年度の一般会計補正予算（第1号）において東日本大震災に対処するために必要な財源を確保するために減額した経緯に鑑み同年度の一般会計補正予算（第3号）に計上された当該費用は、復興費用とみなして前項の規定を適用する。

3　平成二十三年度において、一般会計補正予算（第3号）の作成後に、新たに補正予算を作成する場合において当該補正予算に復興費用が計上されるときは、当該復興費用の財源について、第一項の規定を適用する。

4　政府は、平成二十四年度から平成二十七年度までの各年度において、財政法第四条第一項の

規定にかかわらず、復興費用の財源については、各年度の予算をもって国会の議決を経た金額の範囲内で、公債を発行することができる。

5　第一項、第三項及び前項に規定する復興費用の範囲については、毎会計年度、国会の議決を経なければならない。

6　財政法第四条第一項ただし書の規定は、第一項、第三項及び第四項に規定する復興費用については、適用しない。

（復興債に係る発行時期及び会計年度所属区分の特例）

第九十一条（七十）　前条第一項から第四項までの規定により発行する公債（以下「復興債」という。）の発行は、各年度の翌年度の六月三十日までの間、行うことができる。この場合において、翌年度の四月一日以後発行される復興債に係る収入は、当該各年度所属の歳入とする。

（復興債等の償還）

第九十二条（七十一）　復興債及び当該復興債に係る借換国債（特別会計法第四十六条第一項又は第四十七条の規定により起債される借換国債をいい、当該借換国債につきこれらの規定により順次起債された借換国債を含む。以下同じ。）については、平成三十四年度（四十九）までの間に償還するものとする。

第八章（七）　復興特別税の収入の使途等

（復興特別税の収入の使途等）

第九十三条（七十二）　平成二十四年度から平成三十四年度（四十九）までの間における復興特別税の収入は、復興費用及び償還費用（復興債（当該復興債に係る借換国債を含む。次条及び第九十五条（七十四）第一項○及び附則第十七条○において同じ。）の償還に要する費用（借換国債を発行した場合においては、当該借換国債の収入をもって充てられる部分を除く。）をいう。以下同じ。）の財源に充てるものとする。

2　平成二十四年度から平成二十七年度までの間における第三条の規定による財政投融資特別会計財政融資資金勘定からの国債整理基金特別会計への繰入金は、償還費用の財源に充てるものとする。

3　次に掲げる株式の処分により平成三十四年度までに生じた収入は、償還費用の財源に充てるものとする。

一　第四条第一項の規定により国債整理基金特別会計に所属替をした日本たばこ産業株式会社の株式

二　特別会計法附則第二百八条第四項の規定により国債整理基金特別会計に帰属した東京地下鉄株式会社の株式

三　第五条の規定により国債整理基金特別会計に所属替をした東京地下鉄株式会社の株式

4　前三項に規定する収入のほか、平成二十三年度から平成三十四年度までの各年度において、国有財産の処分による収入その他の租税収入以外の収入であって国会の議決を経た範囲に属するものは、復興費用及び償還費用の財源に充てるものとする。

（復興特別税の収入の使途等の特例）

第九十四条（七十三）　平成四十九年度における復興特別所得税の収入、前条第三項各号（平成四十九年度における復興特別所得税の収入に掲げる株式の処分による収入及び同条第四項に規定する国有財産の処分による収入その他の租税収入以外の収入（次項において「復興特別税等の収入」という。）であって平成三十四年度において生じたものは、まず償還費用の財源に充て、なお残余があるときは、復興債以外の公債（財政法第四条第一項ただし書の規定により発行された公債（当該公債に係る借換国債を含む。）を除く。）の償還に要する費用の財源に充てるものとする。

2　平成三十三年度（四十八）以前の年度において当該年度までに発行した復興債の償還を完了した場合においては、当該年度から平成三十三年度（四十八）までの間において生じた復興特別税等の収入○、前条第三項各号に掲げる株式の処分による収入及び同条第四項に規定する国有財産の処分による収入その他の租税収入以外の収入○については、前項の規定を準用する。

（特別会計法の適用に関する特例）

第九十五条（七十四）　復興債は、特別会計法第四十二条第二項の規定の適用については、国債とみなさない。

2　第九十一条（七十）の規定により、各年度の翌年度の四月一日以後発行される復興債は、特別会計法第四十二条第四項の規定の適用については、当該各年度の三月三十一日に発行されたものとみなす。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　削除第六章の規定並びに附則第三条、第四条、第八条及び第九条の規定　平成二十四年十月一日

二　第四章の規定並びに第四十五条、第四十七条、第四十九条、第五十一条から第五十四条まで、第五十六条、第五十七条、第五十九条、第六十三条及び第六十四条の規定（これらの規定中復興特別所得税に係る部分に限る。）並びに附則第六条の規定　平成二十五年一月一日

三　第五章の規定（前号に掲げる規定を除く。）　経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第　号）附則第一条第三号イ及びハに掲げる規定の施行の日

四　附則第十一条の規定　国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第　号）の施行の日

五　附則第十三条（四）及び第十四条（六）（附則第十三条（四）に係る部分に限る。）の規定　郵政改革法（平成二十三年法律第　号）の施行の日

（財政投融資特別会計財政融資資金勘定の健全な運営を確保するために必要な措置）

第二条　特別会計法第六条の規定にかかわらず、平成二十四年度から平成三十二年度までの間、財政投融資特別会計財政融資資金勘定の歳入歳出の決算上、特別会計法第五十八条第一項に規定する収納済額が同項に規定する支出済額等に不足すると見込まれ、かつ、当該不足を同条第二項の規定により補足することができないと見込まれる場合においては、当該補足することができないと見込まれる金額に相当する金額を限度として、特別会計法第五十三条第一項第二号の経費（同号ト に規定する公債の償還金を除く。）に充てるため、予算で定めるところにより、一般会計から同勘定に繰り入れることができる。

2　前項の規定による繰入金は、財政投融資特別会計財政融資資金勘定の歳入とする。

（手持品課税等）

○及び第四条削除

第三条○　平成二十四年十月一日に、製造たばこの製造場又は保税地域以外の場所で製造たばこを販売のため所持する製造たばこの製造者又は販売業者がある場合において、その所持する製造たばこの本数（たばこ税法第十条の規定により、たばこ税の課税標準となる製造たばこの本数とし、二以上の場所で製造たばこを所持する場合には、その合計本数とする。）が二万本以上であるときは、当該製造たばこについては、その者が製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にその者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして、次の各号に掲げる製造たばこの区分に応じ当該各号に定める税率により復興特別たばこ税を課する。

一　製造たばこ（次号に掲げる製造たばこを除く。）　千本につき千円

二　たばこ税法附則第二条の規定の適用を受ける製造たばこ　千本につき四百七十五円

2　前項に規定する者は、その所持する製造たばこで同項の規定に該当するものの貯蔵場所（小売販売業者にあっては、たばこ事業法第二十二条第一項に規定する営業所。以下この項において同じ。）ごとに、政令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、平成二十四年十月三十一日までに、その貯蔵場所の所在地を所轄する税務署長に提出しなければならない。

一　所持する製造たばこの区分（たばこ税法第二条第二項に規定する製造たばこの区分をいう。以下この号において同じ。）及び区分ごとの数量

二　前号の数量により算定した前項の規定による復興特別たばこ税額及び当該復興特別たばこ税額の合計額

三　その他参考となるべき事項

3　第一項に規定する者が、前項の規定による申告書を、東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第　　号）附則第二条第三項に規定する道府県たばこ税に係る申告書又は同条第十項に規定する市町村たばこ税に係る申告書に併せて、これらの規定に規定する都道府県知事又は市町村長に提出したときは、その提出を受けた都道府県知事又は市町村長は、前項の規定による申告書を受理することができる。この場合においては、当該申告書は、同項に規定する税務署長に提出されたものとみなす。

4　第二項の規定による申告書を提出した者は、平成二十五年四月一日までに、当該申告書に記載した同項第二号に掲げる復興特別たばこ税額の合計額に相当する復興特別たばこ税を、国に納付しなければならない。

5　前項の規定は、同項に規定する第二項の規定による申告書を提出すべき者で、当該申告に係る復興特別たばこ税につき、国税通則法に規定する期限後申告書若しくは修正申告書を同項の規定による申告書に係る前項の納期限前に提出したもの又は同法に規定する更正若しくは決定を受けたもののうち同法第三十五条第二項第二号の規定による納付の期限が前項の納期限前に到来するものについて準用する。

6　第一項の規定により復興特別たばこ税を課された、又は課されるべき製造たばこのうち、特定販売業者が、自ら保税地域から引き取った製造たばこで販売のため所持するものを輸出した場合又は自ら保税地域から引き取った製造たばこで販売のため所持するものを保税地域に入れ、あらかじめ政令で定めるところにより税関長の承認を受けて廃棄した場合において、当該特定販売業者が、政令で定めるところにより、当該製造たばこが同項の規定により復興特別たばこ税を課された、又は課されるべきものであることにつき、当該製造たばこの輸出の申告をした、又は廃棄の承認を受けた税関の税関長の確認を受けたときは、当該復興特別たばこ税額に相当する金額は、第七十六条の規定に準じて、その者の還付に係るたばこ税額に相当する金額にあわせて還付する。

7　次の各号に掲げる場合において、当該各号に規定する製造たばこ製造者（たばこ税法第六条第四項に規定する製造たばこ製造者をいう。以下この項において同じ。）が政令で定めるところにより、当該製造たばこが第一項の規定による復興特別たばこ税を課された、又は課されるべきものであることにつき、当該製造たばこの戻入れ又は移入に係る製造たばこの製造場の所在地を所轄する税務署長の確認を受けたときは、当該復興特別たばこ税額に相当する金額は、第七十七条の規定に準じて、その者の控除又は還付に係るたばこ税額に相当する金額にあわせて控除し、又は還付する。

一　製造たばこ製造者がその製造場から移出した製造たばこで、第一項の規定による復興特別たばこ税を課された、又は課されるべきものが当該製造場に戻し入れられた場合（当該製造たばこで製造たばこの販売業者から返品されたものその他政令で定めるものが当該製造たばこ製造者の他の製造たばこの製造場に移入された場合を含む。）

二　前号に該当する場合を除き、製造たばこ製造者が、他の製造たばこの製造場から移出され、又は保税地域から引き取られた製造たばこで第一項の規定による復興特別たばこ税を課された、又は課されるべきものを製造たばこの製造場に移入し、当該製造たばこをその移入した製造場から更に移出した場合

8　たばこ税法第二十六条（第二号を除く。）の規定は、第二項の規定による申告書を提出しなければならない者について準用する。

9　第二項の規定による申告書をその提出期限までに提出しないことにより復興特別たばこ税を免れた者は、五年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

10　前項の犯罪に係る製造たばこに対する復興特別たばこ税に相当する金額の三倍が五十万円を超える場合には、情状により、同項の罰金は、五十万円を超え当該復興特別たばこ税に相当する金額の三倍以下とすることができる。

11　第二項の規定による申告書をその提出期限までに提出しなかった者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

12　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して第九項及び前項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の罰金刑を科する。

13　前項の規定により第九項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、同項の規定の罪についての時効の期間による。

（戻入れの場合のたばこ税及びたばこ特別税の控除等に関する経過措置）

第四条　平成二十四年十月一日前に製造たばこの製造場から移出され、又は保税地域から引き取られた製造たばこ（前条第一項の規定の適用を受けるものを除く。）につき、同日から平成三十四年九月三十日までの間にたばこ税法第十六条第一項、第三項又は第五項の規定の適用がある場合において、これらの規定による控除を受けようとする月分が平成二十四年十月分から平成三十四年九月分までの各月分であるときは、当該控除を受けようとする月分については、同法第十七条第一項の規定による申告書の提出を要しないときとみなして、同法第十六条及び第十七条第二項の規定を適用する。この場合において、同条第一項の規定の適用については、同項第五号中「たばこ税額（」とあるのは、「たばこ税額（東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法附則第四条第一項の規定による還付を受けようとするたばこ税額を除くものとし、」とする。

2　平成二十四年十月一日から平成三十四年九月三十日までの間に製造たばこの製造場から移出され、又は保税地域から引き取られた製造たばこにつき、同年十月一日以後にたばこ税法第十六条第一項、第三項又は第五項の規定の適用がある場合において、これらの規定による控除を受けようとする同月分以後の月分については、同法第十七条第一項の規定による申告書の提出を要しないときとみなして、同法第十六条及び第十七条第二項の規定を適用する。この場合において、同条第一項の規定の適用については、同項第五号中「たばこ税額（」とあるのは、「たばこ税額（東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法附則第四条第二項の規定による還付を受けようとするたばこ税額を除くものとし、」とする。

3　平成二十四年十月一日前に製造たばこの製造場から移出され、又は保税地域から引き取られた製造たばこ（前条第一項の規定の適用を受けるものを除く。）に係る災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律第七条の規定の適用については、前二項の規定に準じ、政令で定める。

（日本たばこ産業株式会社法の一部改正）

第五条　日本たばこ産業株式会社法（昭和五十九年法律第六十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「の成立の時に政府に無償譲渡された会社の株式の総数の二分の一以上に当たる」を「が発行している株式（株主総会において決議することができる事項の全部について議決権を行使することができないものと定められた種類の株式を除く。以下この項において同じ。）の総数の三分の一を超える」に改め、同条第二項及び第三項を削り、同条第四項を同条第二項とする。

第十七条第一号中「第二条第四項」を「第二条第二項」に改める。

（所得税法等の一部を改正する法律の一部改正）

第六条　所得税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六号）の一部を次のように改正する。

附則第二十九条の次に次の一条を加える。

（清算所得に対する法人税に関する経過措置）

第二十九条の二　十月旧法人税法第九十二条第一項に規定する内国普通法人等であって、附則第十条第二項の規定によりなお従前の例によるものとされた清算所得に対する法人税を課されるものが、清算中に東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な

財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第　　号）第十条第四号イ及びロに掲げる所得につき同法第四章の規定により復興特別所得税を課された場合には、十月旧法人税法第二編第三章、第百二十九条第一項、第百三十五条及び第百三十七条の規定の適用については、その課された復興特別所得税の額は、当該内国普通法人等の当該清算所得に対する法人税（当該内国普通法人等の清算中の事業年度の所得に係る法人税を含む。）の額から控除をされるべき所得税の額とみなす。

（経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律の一部改正）

第七条　経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第　　号）の一部を次のように改正する。

第二十三条を第二十四条とし、第二十二条の次に次の一条を加える。

（東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法の一部改正）

第二十三条　東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第　　号）の一部を次のように改正する。

第六十二条を次のように改める。

（当該職員の質問検査権等）

第六十二条　国税通則法第七十四条の二（第一項第二号に係る部分に限る。次項において同じ。）及び第七十四条の七から第七十四条の十一までの規定は、復興特別法人税に関する調査を行う場合について準用する。

2　国税通則法第七十四条の十三の規定は、前項において準用する同法第七十四条の二の規定による復興特別法人税に関する質問、検査又は提示若しくは提出の要求をする場合について準用する。

第六十七条第一号中「第六十二条第一項から第四項まで（これらの規定を同条第六項において準用する場合を含む。）」を「第六十二条第一項において準用する国税通則法第七十四条の二」に、「又はこれら」を「又は同条」に改め、同条第二号を次のように改める。

二　第六十二条第一項において準用する国税通則法第七十四条の二の規定による物件の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに応じず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件（その写しを含む。）を提示し、若しくは提出した者

第七十一条第二項中「、第八十五条第一項第二号において同じ。」を削る。

第八十五条を次のように改める。

（当該職員の質問検査権等）

第八十五条　国税通則法第七十四条の五（第一号に係る部分に限る。次項において同じ。）、第七十四条の七から第七十四条の十一まで及び第七十四条の十二第二項の規定は、復興特別たばこ税に関する調査を行う場合について準用する。

2　国税通則法第七十四条の十三の規定は、前項において準用する同法第七十四条の五の規定による復興特別たばこ税に関する質問、検査、提示若しくは提出の要求若しくは採取をする場合又は同法第七十四条の十二第二項の職務を執行する場合について準用する。

3　第一項において準用する国税通則法第七十四条の五（第一号ハに係る部分に限る。）の規定により採取した見本に関しては、第七十一条及び第七十八条の規定は、適用しない。

第八十八条を次のように改める。

第八十八条　次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一　第八十五条第一項において準用する国税通則法第七十四条の五（第一号イ又はロに係る部分に限る。）の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは偽りの答弁をし、又は同条（第一号イからハまでに係る部分に限る。）の規定による検査若しくは採取を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

二　第八十五条第一項において準用する国税通則法第七十四条の五（第一号イに係る部分に限る。）の規定による物件の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに応じず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件（その写しを含む。）を提示し、若しくは提出した者

附則第三条第二項中「小売販売業者にあっては、たばこ事業法」を「小売販売業者（たばこ事業法第九条第六項に規定する小売販売業者をいう。）にあっては、同法」に改め、同条第六項中「のうち、特定販売業者」の下に「（たばこ税法第十一条第二項に規定する特定販売業者をいう。以下この項において同じ。）」を加える。

附則第一条第三号二中「第二十三条」を「第二十四条」に改め、同条第五号に次のように加える。

ナ　第二十三条及び附則第九十三条の二の規定

附則第九十三条の次に次の一条を加える。

（東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法の一部改正に伴う経過措置）

第九十三条の二　第二十三条の規定による改正後の東日本大震災からの復興のための施策を

実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（以下この条において「新特別措置法」という。）第六十二条第一項（新国税通則法第七十四条の七及び第七十四条の八（新国税通則法第七十四条の七に係る部分に限る。）の規定を準用する部分を除く。）の規定は、平成二十五年一月一日以後に同項において準用する新国税通則法第七十四条の二第一項第二号に定める者（同条第二項の規定により同号ロに掲げる者に含まれるものとされる者を含む。）に対して行う同条の規定による質問、検査又は提示若しくは提出の要求（同日前から引き続き行われている調査（同日前に当該者に対して当該調査に係る第二十三条の規定による改正前の東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（以下この条において「旧特別措置法」という。）第六十二条第一項若しくは第二項又は同条第六項において準用する同条第一項若しくは第二項の規定による質問又は検査を行っていたものに限る。以下この項において「経過措置調査」という。）に係るものを除く。）について適用し、同日前に法人に対して行った旧特別措置法第六十二条第一項又は第二項（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定による質問又は検査（経過措置調査に係るものを含む。）及び同条第三項又は第四項（同条第六項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）に規定する金銭の支払若しくは物品の譲渡をする義務があると認められる者又は金銭の支払若しくは物品の譲渡を受ける権利があると認められる者に対して同日前に行った同条第三項又は第四項の規定による質問又は検査（当該経過措置調査に係るものを含む。）については、なお従前の例による。

2　新特別措置法第六十二条第一項（新国税通則法第七十四条の七及び第七十四条の八（新国税通則法第七十四条の七に係る部分に限る。）の規定を準用する部分に限る。）の規定は、平成二十五年一月一日以後に提出される新国税通則法第七十四条の七に規定する物件について適用する。

3　新特別措置法第八十五条第一項（新国税通則法第七十四条の七及び第七十四条の八（新国税通則法第七十四条の七に係る部分に限る。）の規定を準用する部分を除く。）の規定は、平成二十五年一月一日以後に同項において準用する新国税通則法第七十四条の五第一号イからニまでに規定する者に対して行う同条の規定による質問、検査、提示若しくは提出の要求又は採取（同日前から引き続き行われている調査（同日前にこれらの者に対して当該調査に係る旧特別措置法第八十五条第一項の規定による質問、検査又は採取を行っていたものに限る。以下この項において「経過措置調査」という。）に係るものを除く。）について適用し、同日前に旧特別措置法第八十五条第一項各号に規定する者に対して行った同項の規定による質問、検査又は採取（経過措置調査に係るものを含む。）については、なお従前の例による。

4　新特別措置法第八十五条第一項（新国税通則法第七十四条の七及び第七十四条の八（新国税通則法第七十四条の七に係る部分に限る。）の規定を準用する部分に限る。）の規定は、平成二十五年一月一日以後に提出される新国税通則法第七十四条の七に規定する物件について適用する。

（租税特別措置法の一部改正）

第八条　○及び第九条削除租税特別措置法の一部を次のように改正する。

第八十八条を次のように改める。

（特定販売業者以外の者により保税地域から引き取られる製造たばこに係るたばこ税の税率の特例）

第八十八条　たばこ税法第十一条第二項に規定する特定販売業者以外の者により保税地域から引き取られる製造たばこに係るたばこ税の税率は、平成二十四年十月一日から平成二十九年九月三十日までの間、同条の規定にかかわらず、千本につき一万二千四百二十四円とする。

（租税特別措置法の一部改正に伴う経過措置）

第九条　前条の規定の施行日前に課した、又は課すべきであったたばこ税については、なお従前の例による。

（平成二十三年度における公債の発行の特例に関する法律の一部改正）

第十条　平成二十三年度における公債の発行の特例に関する法律（平成二十三年法律第百六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「第四条第一項ただし書」の下に「及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第　号）第六十九条第一項から第三項まで」を加える。

（国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律の一部改正）

第十一条　国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

第一条のうち国民年金法等の一部を改正する法律附則第十四条の二の改正規定及び同法附則第三十二条の二の改正規定中「第九十条第二項」を「第六十九条第二項」に改める。

第二条のうち国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律附則第八条の二の改正規定中「第九十条第二項」を「第六十九条第二項」に改める。

第三条のうち私立学校教職員共済法等の一部を改正する法律附則第二条の二の改正規定中「第九十条第二項」を「第六十九条第二項」に改める。

（復興施策に必要な財源の確保等についての見直し）

第十一条　政府は、この法律の施行後適当な時期において、東日本大震災からの復興の状況等を

勘案して、復興費用の在り方及び復興施策に必要な財源を確保するための各般の措置の在り方について見直しを行うものとする。

（租税収入以外の収入による財源の確保）

第十二条　政府は、前条の規定による見直しを行うに際し、第二章及び第三章に規定するもののほか、平成二十三年度から平成三十四年度までの間において二兆円に相当する金額の償還費用の財源に充てる収入を確保することを旨として次に掲げる措置その他の措置を講ずるものとする。

一　日本たばこ産業株式会社の株式について、たばこ事業法等に基づくたばこ関連産業への国の関与の在り方を勘案し、その保有の在り方を見直すことによる処分の可能性について検討を行うこと。

二　エネルギー対策特別会計に所属する株式について、エネルギー政策の観点を踏まえつつ、その保有の在り方を見直すことによる処分の可能性について検討を行うこと。

2　政府は、前項各号の検討の結果、同項各号に規定する株式の全部又は一部を保有する必要がないと認めるときは、法制上の措置その他必要な措置を講じた上で、当該株式について、できる限り早期に処分するものとする。

第十三条　政府は、前条第一項各号に掲げる措置のほか、租税収入以外の収入による償還費用の財源を確保するため、日本郵政株式会社の株式（日本郵政株式会社法（平成二十三年法律第　号）第三条の規定により政府が保有していなければならない議決権に係る株式を除く。）について、日本郵政株式会社の経営の状況、収益の見通しその他の事情を勘案しつつ処分の在り方を検討し、その結果に基づいて、できる限り早期に処分するものとする。

（決算剰余金の償還費用の財源への活用）

第十五条　政府は、平成二十三年度から平成二十七年度までの間の各年度の一般会計歳入歳出の決算上の剰余金を財政法第六条第一項の規定に基づき公債又は借入金の償還財源に充てる場合においては、償還費用の財源に優先して充てるよう努めるものとする。

（復興特別税の負担軽減措置）

第十四条　政府は、前二条の規定による償還費用の財源の確保が見込まれる場合には、附則第十一条の規定による見直しの結果に基づく復興費用の見込額を勘案しつつ、復興特別税に係る税負担の軽減のための所要の措置を講ずるものとする。

（復興に係る特別会計の設置）

第十七条　政府は、東日本大震災からの復興に係る国の資金の流れの透明化を図るとともに復興債の償還を適切に管理するため、復興事業に係る歳入歳出を経理する特別会計を平成二十四年度において設置することとし、必要な法制上の措置を講ずるものとする。

2　前項に規定する特別会計は、平成二十三年度一般会計補正予算（第3号）のうち第六十九条の規定に基づき発行した復興債の償還に係る債務等について承継するものとする。

明治二十五年三月二十一日
第三種郵便物認可

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　本号一部　一、三八〇円（本体一、三二〇円）